

令和 7 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する 分析について【報告書】

令和 8 年（2026 年） 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

— 目 次 —

結果概要	1
1. ひとり親等への給付制度に係る分析〔第2章、第3章〕	1
(1) 対象自治体と対象給付制度	1
(2) 試算結果.....	1
2. ひとり親の収入抑制行動に関するアンケート調査〔第4章〕	6
(1) ひとり親支援制度の認知度・利用状況	6
(2) 給付金等の減額・停止の影響、収入抑制・就労時間の抑制状況	6
(3) ひとり親（母子）の収入増に向けた方向性.....	9
3. ひとり親世帯の転職行動（就業構造基本調査の集計）〔第5章〕	10
(1) 転職経験・転職前後の就業形態	10
(2) ひとり親（母子）の就業時間	11
4. ひとり親（母子）のフルタイム転職者アンケート調査の集計〔第6章〕	12
(1) 転職による収入増と雇用の安定化、支障の発生との関係	12
(2) 転職による収入増、雇用の安定化が達成される場合の状況	13
(3) ひとり親（母子）の雇用の安定に向けた望ましい転職	16
第1章 調査概要	17
1. 事業の背景と目的	17
2. 調査内容・実施方法	17
(1) ひとり親（母子）世帯等への給付制度に係る分析（第2章～第4章）	17
(2) ひとり親（母子）世帯の転職行動に係る分析（第5章、第6章）	18

(3) 有識者からの助言	18
(4) 成果の公表方法	18
第2章 ひとり親等への給付制度に係る分析	19
1. 調査実施概要	19
(1) 概要	19
(2) 試算対象	19
(3) 試算の前提条件	20
2. 試算の結果	24
(1) 東京都 A 区の場合	24
(2) 兵庫県 B 市の場合	54
(3) 石川県 C 市の場合	84
(4) 地方自治体による給付の上乗せ	114
3. まとめと示唆	120
(1) 世帯年収額による受給可能額の相違	120
(2) 子どもの年齢による受給可能額の相違	120
(3) 子どもの数による受給可能額の相違	121
(4) 国の給付に対する地方自治体による給付の上乗せ	121
(5) 年収が増え、各種給付金の所得制限に達することによって給付が停止される場合の影響	121
(6) まとめ	121
第3章 ひとり親等への給付制度の概要	123
1. 調査実施概要	123
(1) 概要	123

（２） 調査対象.....	123
２． 国の制度.....	124
（１） 児童手当.....	124
（２） 児童扶養手当	124
（３） 幼児教育・保育の無償化.....	126
（４） 就学援助.....	127
（５） 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	128
（６） 給付型奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）	130
（７） ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援.....	132
（８） ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	132
（９） ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	133
３． 東京都および A 区の制度	135
（１） 018（ゼロイチハチ）サポート（東京都）	135
（２） 児童育成手当（東京都）	135
（３） 0～2 歳児の保育料等の無償化（保育の無償化拡充）（東京都）	136
（４） 私立高等学校等授業料軽減助成金	137
（５） 乳幼児医療費助成制度(マル乳)（東京都）	138
（６） 義務教育就学児医療費助成制度(マル子)（東京都）	138
（７） 高校生等医療費助成制度(マル青：2023 年度から 3 年間)（東京都）	138
（８） ひとり親家庭等医療費助成制度（東京都）	139
（９） その他の支援制度（東京都）	140
（１０） A 区給付型奨学金（東京都 A 区）	141

4. 兵庫県および B 市の制度	142
（1）母子家庭等医療費給付事業（兵庫県）	142
（2）こども医療費助成（B 市）	143
（3）第 2 子以降の保育料の無料化（B 市）	144
（4）副食費の無償化（B 市）	144
（5）認可外保育施設等利用世帯への補助金	145
（6）在宅子育て世帯への給付金	145
（7）B 市高校生対象給付型奨学金	146
5. 石川県および C 市の制度	147
（1）教育費負担軽減奨学金（通常分）（石川県）	147
（2）IR いしかわ鉄道・JR 定期乗車券の割引制度（石川県）	148
（3）ひとり親家庭等医療費助成（石川県と C 市の共同事業）	148
（4）子育て支援医療費助成（石川県と C 市の共同事業）	149
（5）多子世帯・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成（C 市）	149
6. まとめと示唆	151
第 4 章 ひとり親（母子）の収入抑制行動に関するアンケート調査	152
1. 調査概要	152
（1）調査実施の趣旨	152
（2）本調査の対象（スクリーニング調査の内容）	152
（3）本調査の主な内容	152
（4）調査の実施時期	152
（5）モニター調査の実施機関	153

2. 集計結果	153
（1）回答者の家族状況、個人属性	153
（2）扶養状況・世帯収入	158
（3）就業状況	165
（4）収入増加に向けた就業意識・行動	177
（5）ひとり親支援制度の認知度・利用状況	179
（6）収入抑制・就労時間の抑制の状況	186
3. まとめ	200
（1）ひとり親支援制度の認知度・利用状況	200
（2）給付金等の減額・停止の影響、収入抑制・就労時間の抑制状況	200
（3）ひとり親（母子）の収入増に向けた方向性	201
第5章 ひとり親世帯の転職行動（就業構造基本調査の集計）	203
1. 調査実施概要	203
（1）概要	203
（2）集計方法	203
（3）補足	204
2. 集計結果	205
（1）就業形態	205
（2）週労働時間	205
（3）年齢	207
（4）学歴	208
（5）世帯の年間所得	209

（６） 現職の産業分類（大分類）	210
（７） 現職の産業分類（中分類（一部抜粋））	212
（８） 現職の就業理由.....	214
（９） 現職の職業分類.....	215
（１０） 前職の産業分類.....	216
（１１） 前職の職業分類.....	218
（１２） 前職の離職理由.....	219
（１３） 収入抑制の有無（現職：非正規）	221
（１４） 初職の従業上の地位	222
（１５） 前職と現職の職業分類の対応（大分類）	223
３． まとめ	224
第６章 ひとり親（母子）のフルタイム転職者アンケート調査の集計.....	226
１． 調査概要.....	226
（１） 調査実施の趣旨.....	226
（２） 本調査の対象（スクリーニング調査の内容）	226
（３） 調査の主な内容	227
（４） 調査の実施時期.....	227
（５） モニター調査の実施機関	227
２． 集計結果.....	227
（１） 転職による収入変化と雇用の安定化・支障の発生の関係.....	227
（２） ひとり親（母子）の転職時の状況.....	231
（３） ひとり親（母子）の転職における就業状況の変化	234

（４）ひとり親（母子）の転職活動	244
（５）現在の働き方への考え方等.....	260
（６）回答者の家族状況、個人属性	261
３．まとめと望ましい転職のポイント.....	267
（１）転職による収入増と雇用の安定化、支障の発生との関係	267
（２）転職による収入増、雇用の安定化が達成される場合の状況	267
（３）ひとり親（母子）の雇用の安定に向けた望ましい転職.....	268
第７章（参考）ひとり親（母子）の低収入要因についての考察.....	269
１．日常生活への影響、手助け・見守りの必要性	269
（１）ひとり親（母子）における日常生活への影響、手助け・見守りの必要の有無の状況.....	269
２．日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就業状況.....	270
（１）就業時間.....	270
（２）就業形態.....	271
（３）職業	272
（４）就業期間.....	272
（５）仕事の規則性	273
３．手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就業希望状況	274
（１）就労による収入増の希望	274
（２）就労による収入増に向けた行動.....	274
４．生活時間、子どもとの時間	276
（１）生活時間.....	276
（２）子どもと過ごす時間	277

5. 手助け・見守りの必要が「ない」世帯の子どもとの関係・心身の状況	278
(1) 子どもへの関心	278
(2) 子どもへの関わり、思い	279
(3) 心身の状況	280
6. まとめ：日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の低収入の状況.....	281
参考資料 1 ひとり親の収入抑制行動に関するアンケート調査票	282
(1) スクリーニング調査.....	282
(2) 本調査	282
参考資料 2 ひとり親（母子）のフルタイム転職者アンケート調査票	294
(1) スクリーニング調査：ひとり親（母子）になって以降の転職経験	294
(2) 本調査：実態把握	296

結果概要

1. ひとり親等への給付制度に係る分析〔第2章、第3章〕

(1) 対象自治体と対象給付制度

- ひとり親世帯において、子どもの年齢や就学状況に応じて各種給付制度による受給可能額が、どの程度になるか試算を行った。本試算によって明らかにしたいのは、以下の諸点である。
 - ✓ 世帯年収額によってどの程度受給可能額が異なるか
 - ✓ 子どもの年齢によってどの程度受給可能額が異なるか
 - ✓ 子どもが1人の場合と2人の場合とでは、どの程度受給可能額が異なるか
 - ✓ 国の給付制度に加え、地方自治体独自の給付制度がある場合、どの程度受給可能額が上乗せされるか
 - ✓ 年収が増え、各種給付の所得制限に達することによって給付が停止される場合の影響はどの程度か
- 試算対象とする地方自治体としては、こども家庭庁家庭福祉課の「令和5年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況 各自治体における取組状況」において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、こどもの生活・学習支援事業を実施している自治体の中から、大都市・政令指定都市レベルとして東京都A区、中核市レベルとして兵庫県B市、地方小都市レベルとして石川県C市を選定した。
- 試算対象としたのは、以下の制度である。

<国の給付制度>

- ✓ 児童手当
- ✓ 児童扶養手当
- ✓ 幼児教育・保育の無償化
- ✓ 就学援助
- ✓ 高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金
- ✓ 給付型奨学金や入学金、授業料の減免（独立行政法人日本学生支援機構）

<地方自治体（都道府県および市町村）の給付金制度>

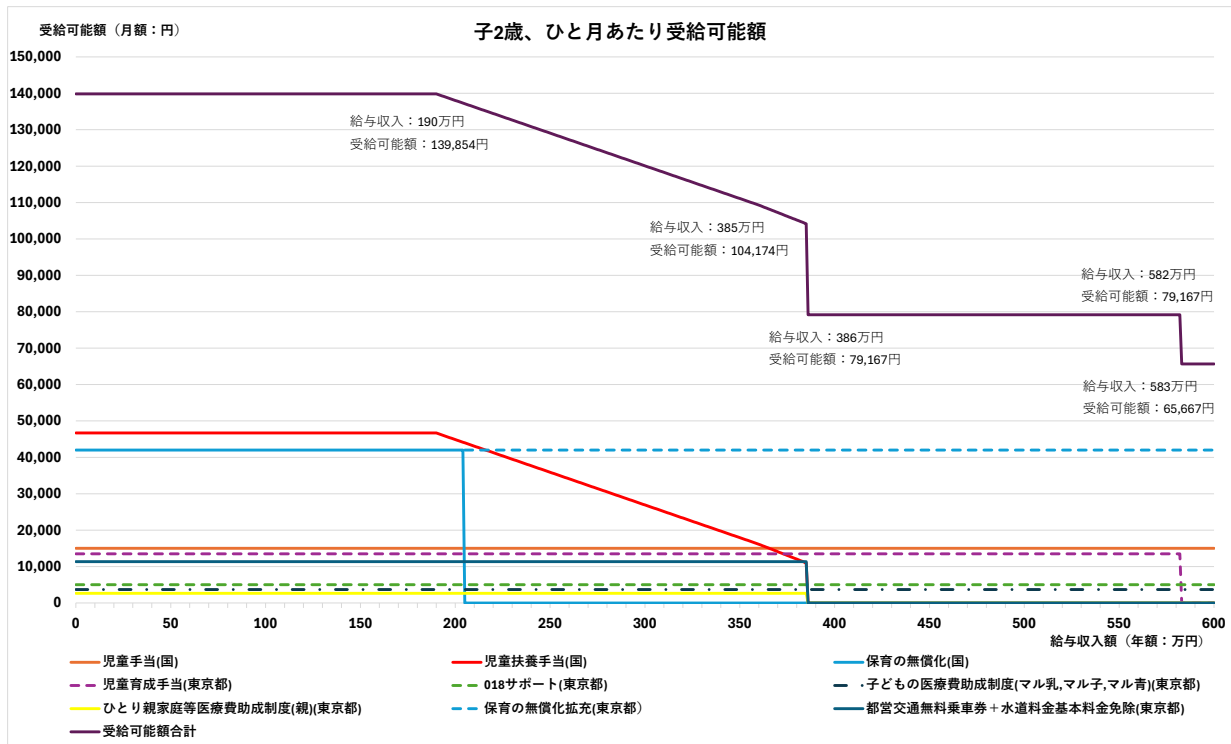
- ✓ 子育て世帯への現金給付
- ✓ 保育の無償化の拡充
- ✓ 子どもに対する医療費助成制度、ひとり親に対する医療費助成制度
- ✓ 高校生に対する給付型奨学金
- ✓ その他、交通費や光熱水道費に対する支援等、自治体独自の給付制度

(2) 試算結果

① 世帯年収額による受給可能額の相違

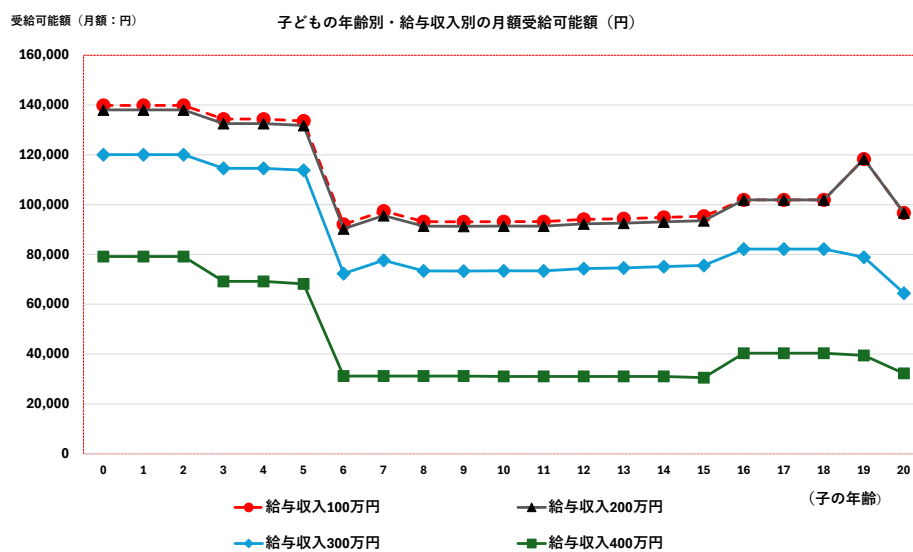
- 親1人＋子1人の場合、児童扶養手当の全部支給から一部支給に切り替わる給与収入190万円（親1人＋子2人の場合は244万円）を超えると受給可能額が減少し始め、それと連動する自治体独自の制度も給付対象外となることが多いため、児童扶養手当の一部支給が停止となる給与収入385万円（親1人＋子2人の場合は432万円）を超えると、受給可能額は大きく減少する（図表2-4など）。

給与収入別・受給可能額（子2歳、東京都A区の場合：図表 2-4）



- 給与収入 100 万円と 200 万円では、受給可能額ほぼ同額である。給与収入 400 万円になると、児童扶養手当と、それに連動する就学援助、医療費助成等が受けられなくなるため、受給可能額は小さくなる。（図表 2-12 など）。

子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額（3～5歳の保育無償化を受給可能額に含める場合） （親1人＋子1人、東京都A区の場合：図表 2-12）



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

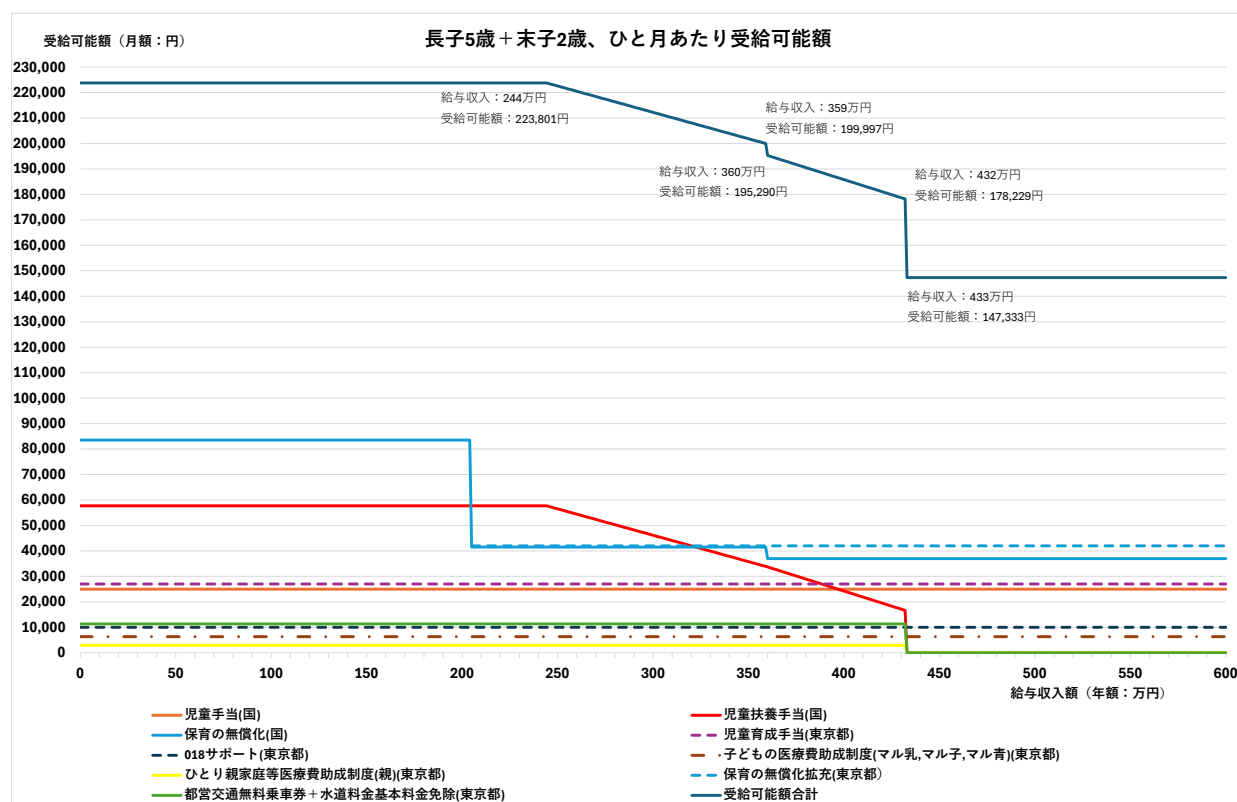
② 子どもの年齢による受給可能額の相違

- 受給可能額は、親 1 人＋子 1 人の場合、自治体独自の保育の無償化の拡充や医療費助成制度等も加えると、子どもが乳幼児段階で給与収入が 200 万円以下では月額（以下同様）14 万円程度であるのに対し、給与収入が300 万円の場合は 12 万円程度、給与収入が 400 万円では 7～8 万円程度である。子どもの年齢が義務教育段階では、それぞれ 10 万円程度、8 万円程度、3 万円程度となる（図表 2-12 など）。

③ 子どもの数による受給可能額の相違

- 子ども 2 人の年齢の組み合わせ次第で受給可能額が左右されるため一概には言えないが、自治体独自の保育の無償化の拡充や医療費助成制度等も加えると、末子の年齢が乳幼児段階にある場合、親 1 人＋子 1 人の受給可能額は 14 万円程度（東京都 A 区で児童扶養手当全部支給の場合）であるが、親 1 人＋子 2 人（長子・末子とも乳幼児段階）の場合は 22 万円程度（東京都 A 区で児童扶養手当全部支給の場合）となる。これは、子 2 人分の保育の無償化の効果が大きいためである（図表 2-4 と図表 2-14 など）。

給与収入別・受給可能額（長子 5 歳＋末子 2 歳、東京都 A 区の場合：図表 2-14）



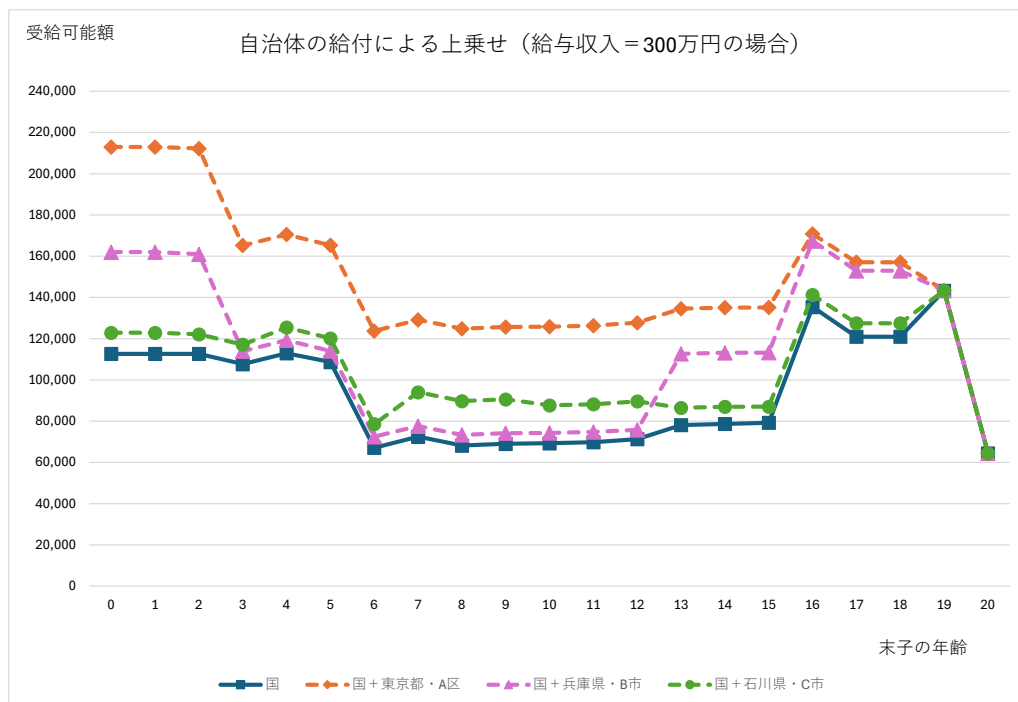
- 子ども 2 人が高校生と大学生の場合、長子の大学生の子ども（19 歳）については各種給付が受けられなくなるが、末子の高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金や長子の給付型奨学金、入学金、授業料の減免等が大きいので、子ども 1 人の場合に比べて受給可能額は大きくなる（図表 2-8、図表 2-10 と図表 2-20 など）。
- 本試算では、受給可能額のみに着目しており、家族構成や子どもの年齢による支出額については、試算対象外と

している。高校生や大学生を持つ世帯の教育関連支出は大きいことには、留意が必要である。

④ 国の給付に対する地方自治体による給付の上乗せ

- 国の制度では、各年齢に対する児童手当や児童扶養手当に加え、乳幼児段階（0～5 歳）では保育の無償化、義務教育段階（7～15 歳）では就学援助、高校段階（16～18 歳）では高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金がベースとなっている。これに対して、地方自治体では、各年齢に対する子育て世帯への現金給付や医療費の助成制度に加え、給与収入に関わらず、乳幼児段階では保育の無償化の拡充を実施しているところがある（図表 2-67 など）。
- 地方自治体別では、今回取り上げた 3 自治体の中では、東京都 A 区では、子どもの年齢にかかわらず他の地方自治体よりも給付の上乗せ額が大きい。また、給与収入が比較的高い 400 万円の場合でも、国の給付に対する上乗せ額が大きい。一方、兵庫県 B 市では第 2 子に対する保育の無償化と子どもが高校生年代での支援が大きく、石川県 C 市では、義務教育段階や高校生年代での支援が大きいという特徴がある（図表 2-72 など）。
- 高等教育段階（19 歳以上）への支援は、3 自治体においては、国の給付制度のみとなる。

国の給付と地方自治体の給付上乗せ（親 1 人 + 子 2 人で給与収入 = 300 万円の場合：図表 2-72）



注 1：世帯内に、末子年齢 + 3 歳の長子がいると仮定している。

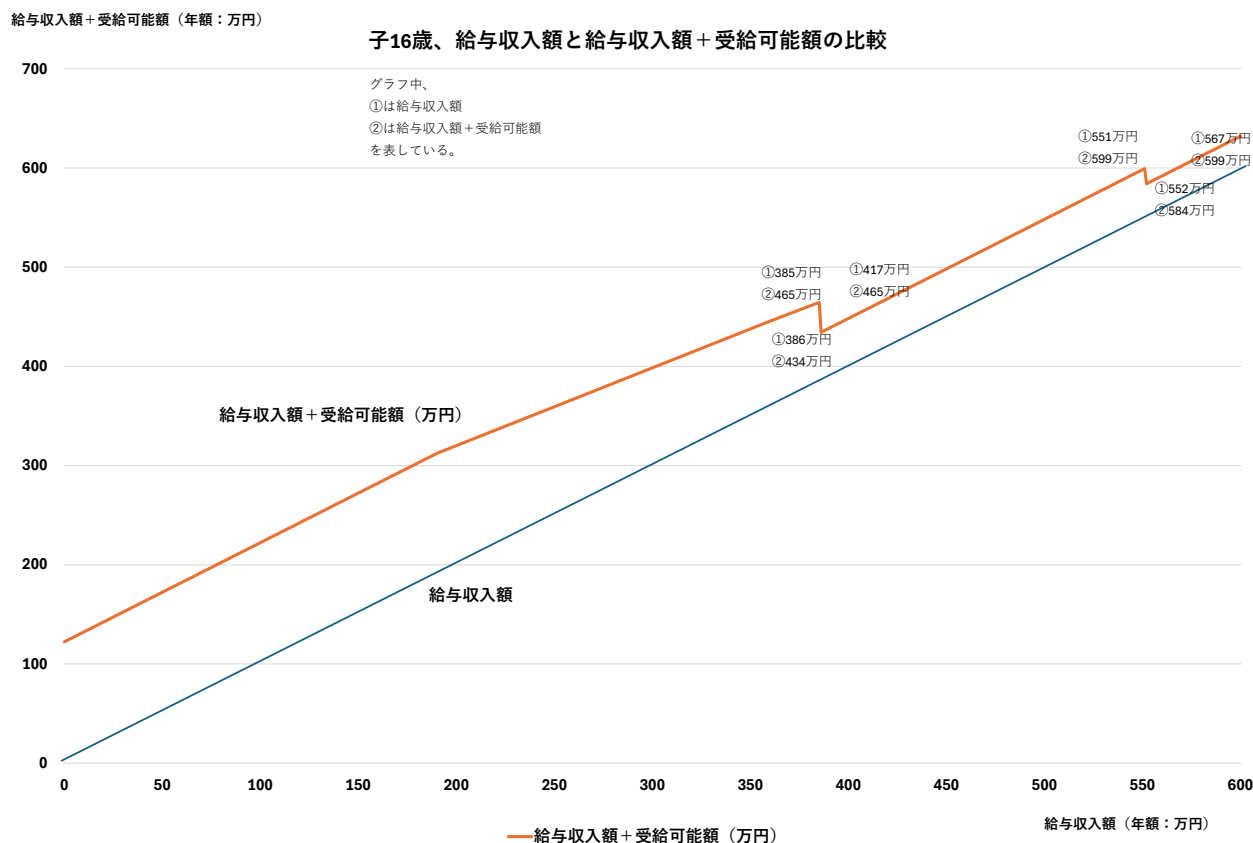
注 2：子の年齢は 1 歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

⑤ 年収が増え、各種給付金の所得制限に達することによって給付が停止される場合の影響

- 児童扶養手当については、全部支給が一部支給に切り替わったあとは、収入が増えるにしたがって連続的に緩やかに減少していくため、給与収入を増やしても給与収入 + 受給可能額の合算額が減少することは無い。親 1 人 + 子 1 人の場合、給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当の一部支給が停止され、それに連動する地

方自治体の各種の給付も対象外となることが多いため、給与収入＋受給可能額の合算額は一時的に減少する（図表 2-9 など）。このような制度設計により、就労促進（収入増加）が妨げられている可能性はある。

給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較(子16歳、東京都A区の場合：図表 2-9)



- 子どもが大学生の場合、受給可能な給付制度は、給付型奨学金や入学金、授業料の減免のみとなるが、ひとり親の給与収入の増加とともに非連続で段階的に受給可能額が減少するため、給与収入＋受給可能額の合算額は一時的に減少する（図表 2-11 など）。

⑥ まとめ

以上の①～⑤を総括すると、おおむね以下のことがいえる。

- ひとり親世帯にとっては、国の児童扶養手当が金銭的支援策の中心となっている。これと連動している自治体の給付制度も多い。
- 児童扶養手当については、全部支給が一部支給に切り替わったあとは、収入が増えるにしたがって連続的に緩やかに減少していくため、給与収入を増やしても給与収入＋受給可能額の合算額が減少することはない。一方で、児童扶養手当の一部支給が停止されると、他の給付制度も対象外となる場合が多いので、児童扶養手当の一部支給が停止になる給与収入額で受給可能額が大きく低下する。
- 子どもの年齢別にみると、国による保育の無償化や自治体による保育の無償化の拡充により、子どもの乳幼児期における受給可能額は比較的大きくなっている。しかし、子どもが小中学生（義務教育段階）になると、保育の

無償化は終わり就学援助を受けられるようになるが、その規模は保育の無償化ほど大きくはない。

- 子どもが高校段階になると、国の高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金により、受給可能額は、子どもの小中学生段階よりも大きくなる。なお、自治体によっては、低所得世帯を対象に高校生を対象とした奨学金を用意している。
- 子どもが大学生になると、受給可能な給付は、独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金や入学金・授業料の減免のみとなるが、比較的給与収入の高い世帯までを支援している。ただし、ひとり親の給与収入の増加とともに非連続で段階的に受給可能額が減少するため、給与収入額＋受給可能額の合算額は一時的に減少する場合がある。
- ひとり親世帯では、このような給与収入額＋受給可能額の合算額の一時的な減少を避けるために、各種制度の所得限度額内の範囲で働こうとする働き控えが誘発されている可能性はある。
- 本試算では、受給可能額のみに着目しており、家族構成や子どもの年齢による支出額については、試算対象外としている。高校生や大学生を持つ世帯では、受給可能額も大きい、この世代では教育関連支出も大きくなることに、留意が必要である。
- ひとり親世帯への給付等の全体像を捉えるにあたっては、制度間の相互の連関についても正しく認識したうえで、ひとり親世帯に限らず子育て世帯が対象となる制度も射程に入れ、各所得階層・家族類型の家庭が利用可能な支援を横断的に見る必要がある。

2. ひとり親の収入抑制行動に関するアンケート調査〔第4章〕

ひとり親（母子）のひとり親支援制度の認知状況、利用状況を把握したうえで、所得制限的な行動をとっているかどうか、およびその要因や背景などを明らかにするために、アンケート調査を実施した。

（1）ひとり親支援制度の認知度・利用状況

- ひとり親家庭やその他の家庭への公的支援制度（国または自治体を実施しているもの）の利用状況について、利用している割合は、「児童手当」が 84.8%、「子ども医療費助成」が 77.5%、「児童扶養手当」が 61.8%と高い。
- 対象となる子どもの学校段階等によって異なる支援制度についてみると、未就学児に対する「幼児教育・保育の無償化」は 61.6%、小学生・中学生に対する「就学援助」は 48.5%、高校生に対する「高等学校等就学支援金制度（高校無償化）」は 77.7%、大学生等に対する「給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度）」はそれぞれ 44.4%が利用している。

（2）給付金等の減額・停止の影響、収入抑制・就労時間の抑制状況

① 収入増などによる給付金等の減額・停止の影響

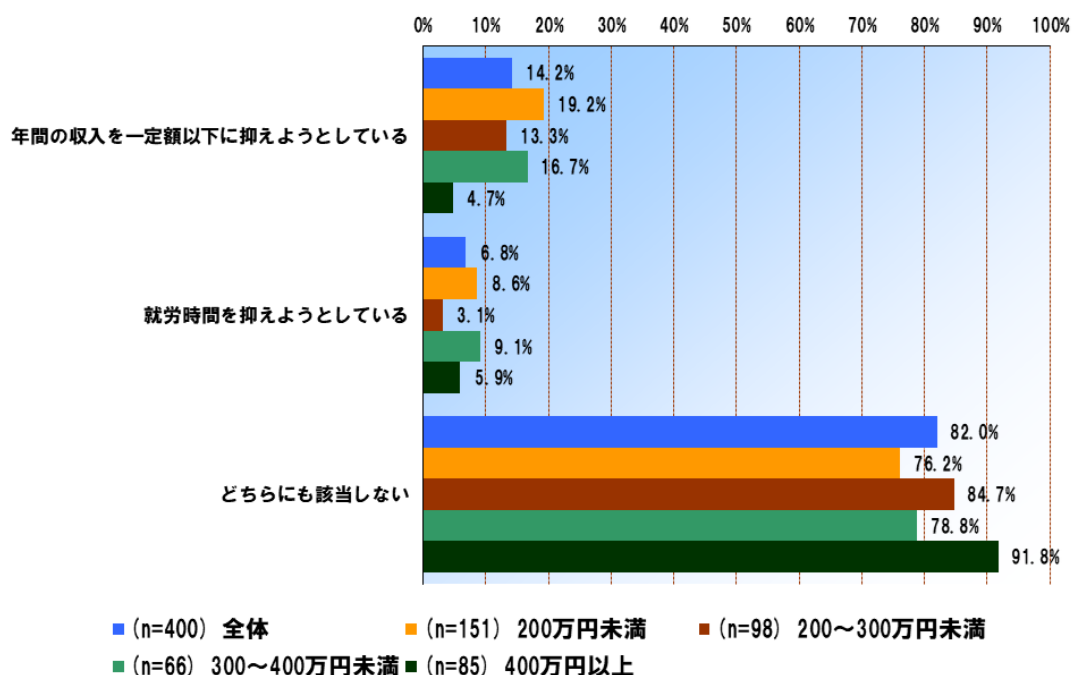
- 年間収入や子どもの年齢・扶養人数などによって受給要件が変わる支援制度において、給付金が減額・停止された経験について尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「受給額が減額になったことがある」が 38.7%、「支給停止になったことがある」が 20.5%であり、ひとり親（母子）家庭の 4 割程度は、受給額の減額や停止の経験があることが分かる。また、受給が減額・停止になった理由としては、「収入の増加」が 83.9%と大半を占める。

- 収入増加したことを理由として給付金等の減額・停止があった場合の子どもへの支出などの影響をみると、「子ども以外にかかる支出を減らした」（40.0%）、「貯蓄に回す金額が減った」（39.0%）が高く、直接的な子どもへの支出の影響は上位に来ていない。ただし、これらに次いで、「子どものレジャーなどに関する支出を減らした」（29.3%）、「貯蓄を取り崩した」（29.3%）、「衣服や身の回り品など子どもに必要な支出（教育、食費以外）を減らした」（26.3%）となるなど、子どもへの影響や家計貯蓄への影響もみられる。また、減額等の理由を問わず給付金等の減額・停止があった年間収入 200 万円未満の世帯では、「子どもの食費を減らした」が 22.9%となっており、特に低収入のひとり親（母子）家庭において子どもへの影響が少なからず生じていることがうかがわれる（図表 4-36）。

② 収入抑制・就労時間の抑制状況

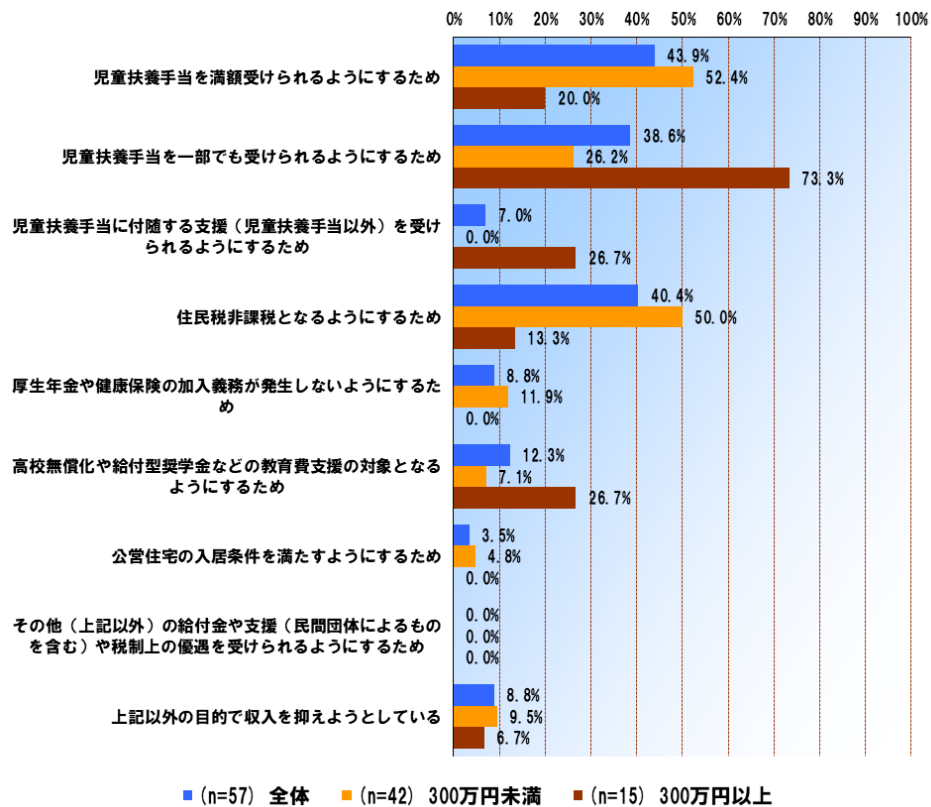
- ひとり親（母子）全体では、収入抑制をしている割合は 14.2%、就労時間を抑制している割合は 6.8%である（図表 4-37）。また、雇用形態別では、「非正規の職員・従業員」で収入抑制（20.7%）、就労時間を抑制（10.7%）の割合が高い（図表 4-39）。

収入抑制と就労時間の抑制の状況（複数回答）（図表 4-39）



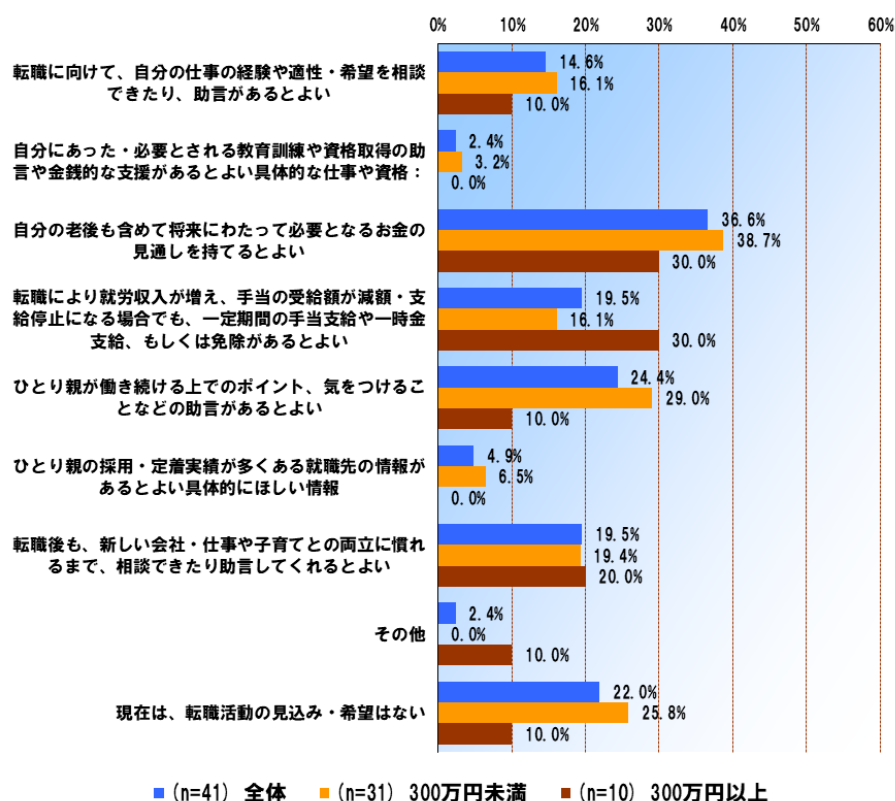
- 収入抑制の理由としては、「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」（43.9%）、「住民税非課税となるようにするため」（40.4%）、「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」（38.6%）が多く、このうち前 2 項目は 300 万円未満の低収入層で、後 1 項目は 300 万円以上の高収入層で、高い傾向がみられる（図表 4-40）。

収入抑制の理由・目的（複数回答）（図表 4-40）



- 収入を抑えて給付金や支援を受け続けたい理由としては、「収入を増やす前と比べて手取りが逆転すること」（57.7%）や、「手取りが逆転まではしないが、増える分がわずかであるから」（34.6%）が多く（図表 4-41）、ひとり親（母子）家庭の一部では、就労収入と児童扶養手当等の合計額を意識した収入抑制行動がみられる（図表 4-40）。
- 就労時間を抑制している理由は、「子どもの健康状態、育児、世話など子どもと過ごす時間が必要だから」（51.9%）、「自分の健康状態、体調管理、睡眠時間確保のため」（44.4%）が多く、就労、子育てを含めた生活全般の時間のやりくりとして就労時間を抑制しており、上述の収入抑制の理由とは異なる（図表 4-44）。
- 収入抑制の意思決定にあたっては、「収入の増減額を踏まえたシミュレーションをして決めた」が 38.6%、「シミュレーションはしていないが制度の仕組みについて調べた上で決めた」が 22.8%となっており、自ら情報収集や計算を行って、収入抑制に至る割合が高い（図表 4-47）。
- 収入抑制をやめて収入増加を目指すために求める制度としては、「減額や支給停止の際に一時金の支給が受けられ、減額や支給停止が一部穴埋めされる」（47.4%）の割合が高く（図表 4-50）なっており、収入の急激な減少を緩和するような対応策を求める割合が高いことが分かる。また、収入抑制をしているものの、将来にわたるお金の見通しに不安を感じており、「自分の老後も含めて将来にわたって必要となるお金の見通しを持てるとよい」（38.6%）と考える割合が高い（図表 4-54）。

収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望につながる支援（主なもの3つまで）（図表 4-54）



（３）ひとり親（母子）の収入増に向けた方向性

① 給付制度への認知向上

- アンケート調査から、収入抑制をしている割合は 14.2%で、その理由は「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」や、「住民税非課税となるようにするため」、「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」の割合が高い。一方で、児童扶養手当が全額停止になる収入水準（子どもが一人の場合、年収 385 万円）を除いて、基本的には就労収入が増えると、就労収入と給付の合計額は増加するにもかかわらず、収入抑制の理由として「逆転する」との回答が一定数あり、制度が正確に理解されていない可能性がうかがえる。
- 現在、ひとり親家庭等、子どもがいる家庭への給付制度は多岐にわたり、また、制度により所得控除の金額が異なるなど複雑である。個々のひとり親（母子）家庭が、収入に応じて自身の具体的な受給額の全体像を知ることは容易ではないと考えられる。
- このような現状を踏まえて、ひとり親（母子）家庭に対して、対象となる給付制度全体を分かりやすく示し、制度理解を広めることが重要と考えられる。そうした正しい認識が広がれば、各家庭で収入を増やせるような行動をとることにつながると考えられる。特に、低収入の家庭では、収入の減少が子どもに関する消費の減少につながりやすいことから、制度理解を深めてもらうようなきめ細かい取組が求められる。

② 収入増に対する給付減の緩和措置の検討

- 一方で、例えば収入増加によって、児童扶養手当が全額支給停止になった場合など、就労収入が増えても、就

労収入と給付金の合計額が減少したり、ほとんど増えなかったりする場面は生じる。こうしたケースに対しては、急激な収入減少を緩和するような措置について検討することが期待される。

③ ライフプラン、マネープランの作成支援

- 収入抑制している家庭では、収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望に繋がる支援として「自分の老後も含めて将来にわたって必要となるお金の見通しをもてるとよい」とする割合が高かった。この結果から、長期的なライフプランに基づいたお金の見通しが持てておらず、将来に不安を感じているひとり親（母子）が多いことが懸念される。
- 将来に対する不安を軽減するため、就労とお金の両面において見通しを持てるような情報提供や、専門家による相談機会の提供、個々のひとり親家庭の状況や希望に基づくライフプランやマネープラン作成支援等の機会を設けることが必要であると考えられる。ひとり親（母子）が安心して働き続け、安定した生活を送るためには、こうした長期的な見通しを踏まえた上で、就労支援を行っていくサポート体制の充実が求められる。

3. ひとり親世帯の転職行動（就業構造基本調査の集計）〔第5章〕

（1）転職経験・転職前後の就業形態

- 令和4年就業構造基本調査マイクロデータを用いた集計では、ひとり親（母子）のうち約8割が2回以上の転職を経験していることが分かった。
- 直近の転職における前職と現職の就業形態（正規雇用・非正規雇用）によって区分した4パターンの構成比は、「前職：正規、現職：正規」が23.6%、「前職：非正規、現職：正規」が25.2%、「前職：正規、現職：非正規」が13.5%、「前職：非正規、現職：非正規」が37.8%となっている。

ひとり親（母子）の前職・現職の就業形態別構成比（図表 5-3 より）

	前職の就業形態 現職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
		正規	正規	非正規	非正規	
ひとり親	サンプル数	848	906	485	1,358	3,597
	構成比(%)	23.6	25.2	13.5	37.8	100.0

- ひとり親（母子）の転職経験者のうち、前職が非正規の場合に前職の離職理由が「収入が少ない」である割合が高く、前職が正規雇用で現職が非正規雇用の場合に「出産・育児」の割合が高くなっている。特に非正規雇用から正規雇用に転職している場合「収入が少ない」の割合が高く、収入増加を目的として離職・転職を選択していることが分かる（下図）。

ひとり親世帯（母子） 前職の離職理由（図表 5-24）

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
会社倒産・事業所閉鎖	4.1	3.2	3.3	4.9	4.1
人員整理・勧奨退職	0.7	1.8	1.0	2.8	1.8
事業不振・不安	3.2	1.3	2.3	2.3	2.3
定年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雇用契約満了	0.8	8.5	0.4	6.4	4.8
収入が少ない	10.6	25.6	4.1	14.3	14.9
労働条件が悪い	16.3	6.8	8.9	11.4	11.1
結婚	7.0	2.1	17.1	2.8	5.5
出産・育児	16.0	11.0	27.2	14.1	15.6
介護・看護	0.1	0.3	2.5	1.8	1.1
病気・高齢	2.1	1.5	2.9	3.2	2.5
自分に向かない	7.0	3.4	7.8	8.0	6.6
一時的についた	1.3	9.8	0.8	4.3	4.5
家族の転職転勤・事業所移転	1.4	1.9	3.9	2.5	2.3
その他	29.4	22.1	17.3	20.8	22.7
記入なし	0.0	0.6	0.4	0.5	0.4
不詳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（２）ひとり親（母子）の就業時間

- ひとり親（母子）の現職の年間所得は、前職の正規・非正規にかかわらず、現職の正規・非正規によって水準が異なっている。非正規雇用の年間所得をふたり親世帯の母親と比較すると、ひとり親（母子）が上回っている。
- ひとり親（母子）の現職の週労働時間は、現職が正規雇用の場合、前職の正規・非正規にかかわらず、週 40 時間以上勤務者が約 8 割を占める。また、現職が非正規雇用の場合、前職の正規・非正規にかかわらず、フルタイム（週 35 時間以上）勤務者が約 5 割を占め、ふたり親世帯の母親（約 2 割）を大きく上回っている。

前職・現職の就業形態別 週労働時間構成比（図表 5-4、図表 5-5）

	前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
	現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
ひとり親	35時間未満	8.3	8.6	50.7	53.1	30.1
	35時間以上	91.7	91.4	49.3	46.9	69.9
ふたり親	35時間未満	12.5	11.5	77.6	76.6	55.2
	35時間以上	87.5	88.5	22.4	23.4	44.8

※無回答・不詳を除いて構成比を算出

- 現職が非正規雇用である就業者を対象とした、就業時間調整の有無を尋ねる設問では、ひとり親（母子）では、就業時間調整を行っている割合は約 2 割であるのに対し、ふたり親世帯の母親では約 5 割となっており、顕著な差異がみられる。

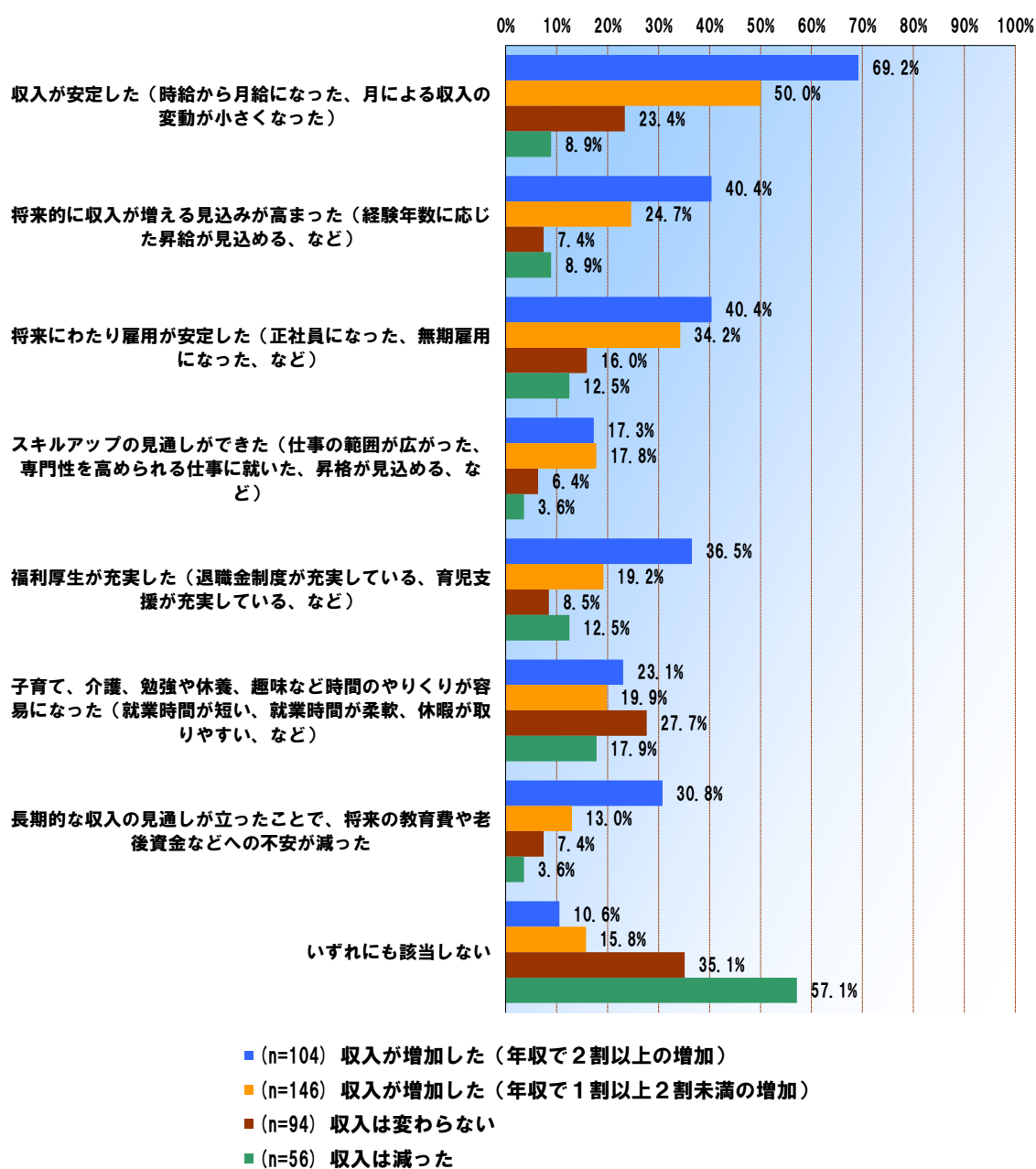
4. ひとり親（母子）のフルタイム転職者アンケート調査の集計〔第6章〕

ひとり親（母子）家庭の、フルタイマー（週労働時間 35 時間）以上への転職行動について、転職による収入の変化、雇用の安定化、負担や支障の発生状況とその要因や関係性を分析した。

（1）転職による収入増と雇用の安定化、支障の発生の関係

- 転職による収入の増加と、雇用の安定化の達成、家庭生活や子どもとの関係、健康、心身の疲弊などの支障との関係をみた。転職による収入増加割合が高いことは、収入の安定、今後の見込み、雇用の安定など幅広く雇用の安定化と関連している（図表 6-1）。

転職による収入変化と雇用の安定化の関係（図表 6-1）



- 転職により支障が出る場合も相当程度あり、特に、転職による収入増が2割以上では、その割合は50%と高い（図表 6-2）。転職による支障と労働時間の長さ（特に長時間）には関連がみられ、家庭生活や子どもとの関係、健康への影響、心身の疲弊などがあることがうかがわれる（図表 6-7）。
- これらの結果から、転職による収入増の大きさに応じて、雇用の安定化が高まるが、一方で、心身の負荷や家庭生活や子供との関係などで支障が発生するケースもみられる。
以降では、転職による収入や生活の変化に応じ次の3つのカテゴリを設定して、分析軸（クロス軸）として利用することにした。

転職によって

・**カテゴリ A：「収入の増加あり」かつ「雇用の安定化あり」かつ「支障なし」**

以下では、【A.収入増 and 雇用安定化あり and 支障なし】、【カテゴリ A】と記載

・**カテゴリ B：「収入の増加あり」かつ「雇用の安定化あり」かつ「支障あり」**

以下では、【B.収入増 and 雇用安定化あり and 支障あり】、【カテゴリ B】と記載

・**カテゴリ C：「収入の増加なし」または「雇用の安定化なし」**

以下では、【C.収入横ばい・減少 or 雇用安定化なし】、【カテゴリ C】と記載

（2）転職による収入増、雇用の安定化が達成される場合の状況

転職による収入の増加と、雇用の安定化が達成される場合（カテゴリ A、B）、以下の特徴がみられた。

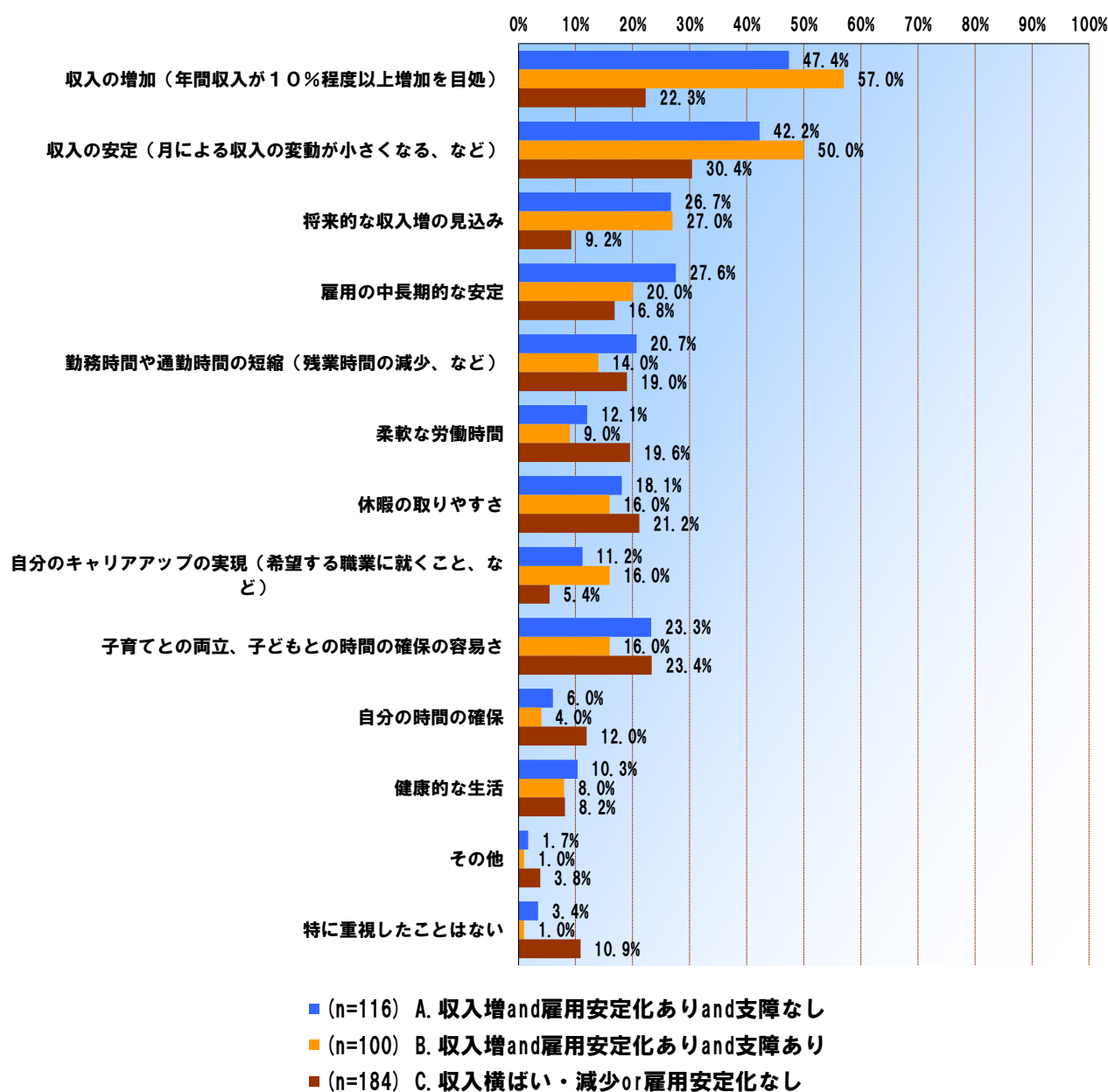
① 就業形態の変化

- 転職による収入の増加と、雇用の安定化が達成されるカテゴリ A、B では、転職による収入増に加えて、転職後から現在に至るまでの収入増割合も高い。特に、転職による支障がない場合（カテゴリ A）には、現在までの収入増の割合がやや高くなっている（図表 6-10）。
- 雇用形態について、カテゴリ A、B では非正規から正規への転職が多い。反対に、収入の増加や雇用の安定化がない転職（カテゴリ C）の場合、非正規から非正規（特に、パート・アルバイトからパート・アルバイト、派遣労働者から派遣労働者）の割合が高い（図表 6-12）。関連して、転職前後の働き方について、カテゴリ A、B では、月給制への移行割合が高い（図表 6-22）。その他、職種について、カテゴリ A、B では、サービス職から事務職、専門職への転職が多い状況にあった（図表 6-16）。

② 転職活動

- 転職のきっかけとしては、転職による収入の増加と、雇用の安定化が達成されるカテゴリ A、B では、「収入が少ない」、「将来的な賃金増加が見込めない」、「雇用が不安定」を理由とする割合が高い。特に、転職による支障がないカテゴリ A では、「将来的な賃金増加が見込めない」が高い（図表 6-23）。
- 転職で重視したことは、カテゴリ A、B では、「収入の増加」、「収入の安定」、「将来的な収入増の見込み」の割合が高く、上述の転職のきっかけと整合している。特に、カテゴリ A では、「雇用の中長期的な安定」、「子育てとの両立」など賃金以外の項目でカテゴリ B より高く、賃金の増加と同様に中長期的な働き方を見据えて転職に臨んでいる（図表 6-24）。

転職活動で重視したこと（複数回答）（図表 6-24）

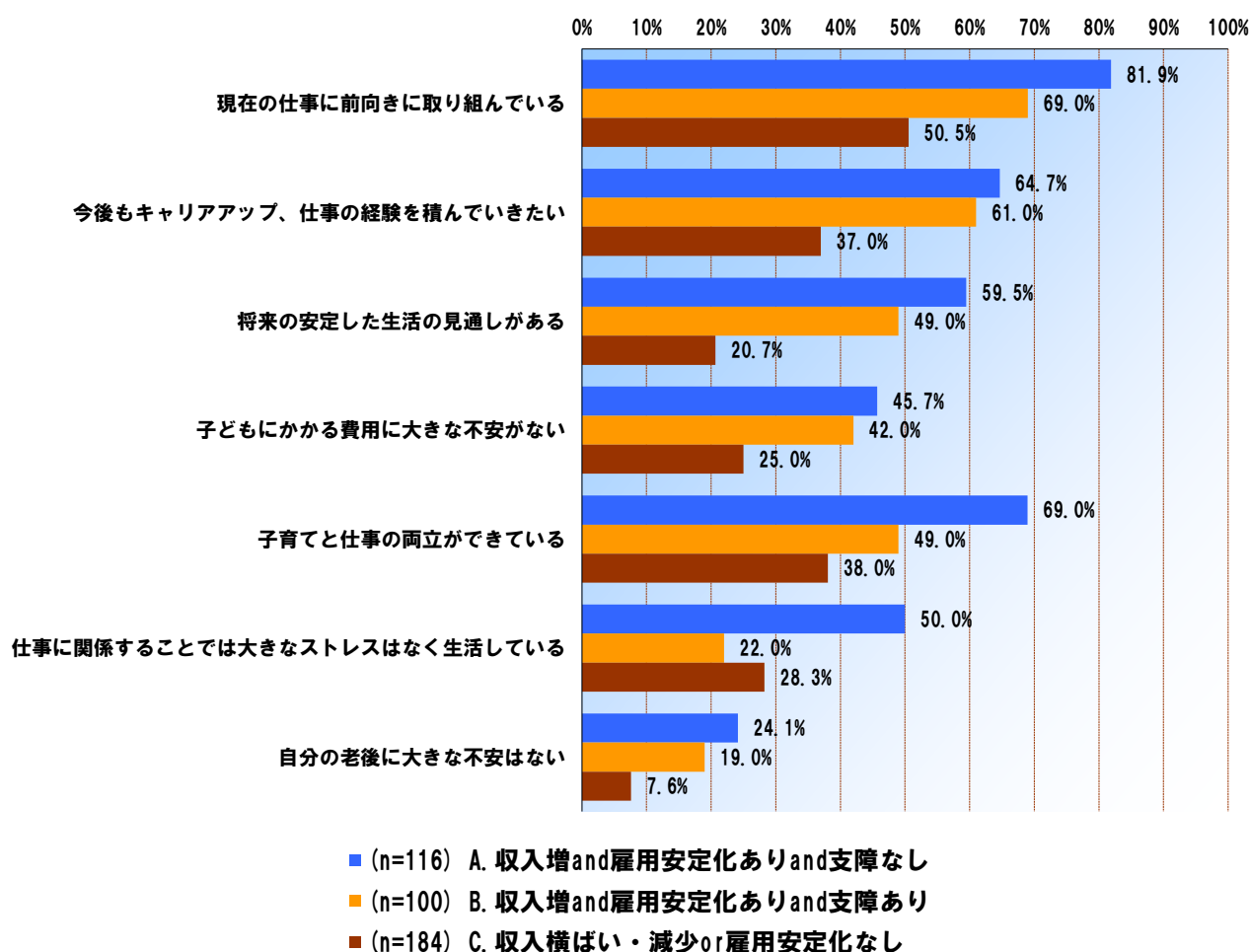


- 転職の際の相談・助言状況については、カテゴリ A、B ではまず、助言を受けている割合がカテゴリ C より高く、さらに、転職による支障がないカテゴリ A では、ハローワーク、民間の職業紹介の割合がやや高い（図表 6-26）。全体には相談・助言先として家族・知人の割合は高いが、賃金の増加、雇用の安定といった条件を満たす転職先の情報としてはハローワーク、民間の職業紹介を利用する意義が大きいがうかがわれる。
- 転職にあたって、職業訓練・資格が役立つ割合は、全体に小さいものの、収入増・雇用の安定（カテゴリ A）と関連がみられ（図表 6-30）、継続的な職業訓練や資格取得が安定した雇用先への転職には役立つことがうかがわれる。
- 転職で意識したこととして、カテゴリ A、B では、「将来にわたって安定して働けそうな会社を目標に絞った」、「希望する年収に応じた職種や会社を目標に絞った」（図表 6-31）とする割合が高く、安定した雇用、希望年収・職種

に絞って転職活動することが重要であるといえる。

- 転職で苦労したこととして、転職による支障があるカテゴリ B では、希望する職種での経験やスキルがない、正社員経験がない・少ないとする割合が高く（図表 6-33）、未経験・スキル不足職種等への転職により無理が生じている傾向がうかがわれる。また、転職で難しかった希望条件をみても、カテゴリ B では、労働時間、勤務日数、休暇の取りやすさ、通勤時間を上げる割合が、支障がないカテゴリ A より大きく、これらの希望する条件を満たせなかった転職先となっている可能性が考えられる（図表 6-34）。さらに、カテゴリ B では、転職による各種負担として、履歴書の作成、何度も不合格でつらかったとする割合が高かった（図表 6-35）。カテゴリ B では、効果的な転職活動に向けて、外部からの支援・助言の機会が少なく、対象者自身が一人で苦労しているケースが多いことがうかがわれる。実際、カテゴリ B では、転職が決まるまでの期間がやや長く、転職が決まるまでの社数がやや多い（図表 6-36、図表 6-37）。
- 現在の働き方への考え方等については、カテゴリ A、カテゴリ B、カテゴリ C の順に前向き、肯定的な状況が見られ、それぞれの差は顕著である。転職による賃金の増加と雇用の安定、支障のない転職は、転職後の働き方、生活にポジティブな影響を強く及ぼしていることが分かる（図表 6-39）。

現在の働き方への考え方等（そう思う＋ややそう思うの割合）（図表 6-39）



(3) ひとり親（母子）の雇用の安定に向けた望ましい転職

- 賃金の上昇、雇用の安定が図られ、かつ生活やこどもの関係に支障が生じない転職は可能であり、そうした転職により、ひとり親（母子）のキャリアを高め、前向きな働き方のみならず、子育てとの両立、健康で安定した生活の実現にもつながっていることをより多くのひとり親（母子）に周知していくことが重要と考えられる。
- そうした望ましい転職が実現する条件としては、まず、賃金の増加や雇用の安定の実現を目標として定め、その実現に向けて転職先、雇用形態を絞り込み、こだわって転職活動することが重要である。次に、望ましい転職先の情報は、ハローワークや民間の職業紹介など幅広い相談・助言により得られる可能性が高い。そして、最後に、転職を成功させるためには、賃金に加えてその他の労働条件や、子育てとの両立可能性などを中長期的に見据えて転職活動を進めることが重要である。また、転職活動中履歴書の作成や面接練習など自分だけですることが難しかった等で苦勞している傾向がみられることから、行政としては、望ましい転職が増えるように、積極的な情報提供・周知とともに、将来的に目指す収入のレベルや志望業界・職種の検討から入職まで、長い目でみた伴走的なキャリアカウンセリング・転職活動支援が求められる。

第1章 調査概要

1. 事業の背景と目的

令和6年度の調査研究事業において、「ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査研究」を実施し、既存の統計調査（国民生活基礎調査（厚生労働省）、全国家計構造調査（総務省）、社会生活基本調査（総務省））の再集計やアンケート調査を通じて、ひとり親世帯及び子どものいる貧困家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の家計の状況や子どもへの影響等に係る基礎的なデータの収集・集計を行った。

令和7年度においては、これらの結果等を踏まえ、所得が増加しない要因や各所得階層における子どもも含めた世帯の状況等について、より詳細な分析を行い、今後のひとり親家庭等の支援の方向性を検討するにあたっての検討材料を得ることとした。

具体的には、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当、医療費助成制度、就学援助については、いずれも所得制限等が課されているが、こうした手当・制度の受給・利用の有無によって、所得を増やしたい保護者への意識等に対してどのような影響が及んでいるのかを明らかにすることとした。

また、ひとり親家庭において収入の増加や雇用の安定が図られるためにはどういった要素が必要とされるのかを、ひとり親の転職行動を把握することで明らかにすることとした。

2. 調査内容・実施方法

上記目的に沿って、ひとり親世帯（主に母子世帯）について、以下の側面から調査・分析を行うこととした。

（1）ひとり親（母子）世帯等への給付制度に係る分析（第2章～第4章）

ひとり親（母子）世帯において、子どもの年齢や就学状況に応じて受給することができる給付金の額が、どの程度になるかを試算した（第2章）。試算によって明らかにしたいのは、以下の諸点である。

- 世帯年収額によってどの程度給付額が異なるのか
- 子どもの年齢によってどの程度給付額が異なるのか
- 子どもが1人の場合と2人の場合とでは、どの程度給付額が異なるのか
- 国の給付制度に加え、地方自治体独自の給付制度がある場合、どの程度の給付額が上乗せされるのか
- 年収が増え、各種給付金の所得制限に達することによって給付が停止される場合の影響はどの程度か

また、上記試算の対象としていくつかの地方自治体でのひとり親（母子）世帯等への給付制度を整理した（第3章）。対象とした自治体については、こども家庭庁家庭福祉課の「令和5年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況 各自治体における取組状況」において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、こどもの生活・学習支援事業を実施している自治体のうち、大都市・政令指定都市レベル、中核市レベル、地方小都市レベルからそれぞれ1自治体を選定した。

また、ひとり親（母子）世帯における各種給付制度の認知度・利用度、及び、給付制度と収入抑制行動との関係を明らかにするために、アンケート調査を行った。主な調査項目は以下とした。

- 就業状況
- 世帯収入や扶養の状況
- ひとり親支援制度の認知度・利用状況

- 収入増加に向けた就業意識・行動
- 就労時間の抑制・収入抑制の状況
- 回答者の基本属性

（２）ひとり親（母子）世帯の転職行動に係る分析（第５章、第６章）

ひとり親（母子）世帯における転職行動を把握するために、2022 年就業構造基本調査の調査票情報（マイクロデータ）を用いて、ひとり親世帯の就業形態（正規/非正規）や就業形態の変化の分析や、就業形態の変化の状況（正規から非正規、非正規から正規など）を軸とした、就業・離職の理由や、年収、業種等の特徴の分析を行った（第５章）。なお、本集計ではひとり親（母子）の転職行動をふたり親（母親）の転職行動と比較分析している。

また、ひとり親（母子）の転職行動、特に転職による収入増加と雇用の安定、支障の発生との関係、および転職による雇用の安定や支障の発生の要因などを明らかにするために、アンケート調査を実施した（第６章）。調査では、スクリーニング調査をまず行い、調査対象を絞り込み、その後、詳細把握の対象となる転職経験者のみに本調査を行った。本アンケート調査は、現在フルタイム（週の労働時間 35 時間以上）で働いている者を対象としている。主な調査項目は以下の通りである。

- 転職当時の基本属性
- 転職前後の就業状況
- 転職の要因や結果等
- 回答者の基本属性

（３）有識者からの助言

本調査の実施に当たっては、以下の有識者から助言を得た。

千葉大学大学院社会科学研究院 教授 大石 亜希子 氏
日本女子大学人間社会学部 教授 周 燕飛 氏

（４）成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングのホームページにて公開する。

第2章 ひとり親等への給付制度に係る分析

1. 調査実施概要

(1) 概要

ひとり親世帯において、子どもの年齢や就学状況に応じて受給することができる給付金の額が、どの程度になるか試算する。本試算によって明らかにしたいのは、以下の諸点である。

- 世帯年収額によってどの程度給付額が異なるか
- 子どもの年齢によってどの程度給付額が異なるか
- 子どもが1人の場合と2人の場合とでは、どの程度給付額が異なるか
- 国の給付制度に加え、地方自治体独自の給付制度がある場合、どの程度の給付額が上乗せされるか
- 年収が増え、各種給付金の所得制限に達することによって給付が停止される場合の影響はどの程度か

(2) 試算対象

① 試算対象とする地方自治体

試算対象とする地方自治体としては、こども家庭庁家庭福祉課の「令和5年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況 各自治体における取組状況」において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、こどもの生活・学習支援事業を実施している自治体の中から、大都市・政令指定都市レベルとして東京都A区（人口約70万人）、中核市として兵庫県B市（人口約30万人）、地方小都市レベルとして石川県C市（人口約6万人）を選定した。

② 試算対象とする給付制度

1) 試算対象とする給付制度の考え方

各種の給付制度のうち、所得制限や子どもの年齢等の条件を満たせば、どのようなひとり親世帯でも受給できるユニバーサルな給付制度を試算対象とした。また、ひとり親世帯への直接給付ではなくても、対象ひとり親世帯に対する支援額分が学校等に支給される場合、ひとり親世帯が間接的に受給しているとみなせるので、該当額分を受給可能額とした（高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金等）。

一方、ひとり親が資格取得を目指す「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」は、試算対象の受給可能額には含めていない。給付ではない低利の貸付制度（母子福祉資金貸付、父子福祉資金貸付、生活福祉資金貸付等）も試算対象には含めていない。また、地方自治体独自の給付型奨学金についても、成績優秀者のみに限定される場合は、試算対象には含めていない。

なお、自治体が独自に行っている低所得の子育て世帯向けの減免制度をすべて網羅するのは難しいため、一部（保育の無償化の拡充など）の代表的なものを除いては、基本的にはひとり親家庭が対象の制度のみ、試算の対象とした。

具体的な試算対象給付制度は、以下のとおりとし、令和7年度に受給可能な金額の試算を行った。

2) 国の給付制度

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 幼児教育・保育の無償化
- 就学援助
- 高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金
- 給付型奨学金や入学金、授業料の減免（独立行政法人日本学生支援機構）

3) 地方自治体（都道府県および市町村）の給付制度¹

- 子育て世帯への現金給付
- 保育の無償化拡充
- 子どもに対する医療費助成制度、ひとり親に対する医療費助成制度
- 交通費や光熱水道費に対する支援

なお、本試算に含めなかった給付金や貸付制度も含め、国や試算対象とした地方自治体によるひとり親世帯支援制度（金銭給付のある制度に限定）の概要については、第3章を参照されたい。

(3) 試算の前提条件

- ひとり親と子のみからなる世帯とする。
- 世帯の収入はひとり親本人の給与収入のみであり、子どもは収入がない、とする。
- 生活保護は受けていないものとする。
- 受給可能額は、すべてひと月当たりに換算する。
- グラフは横軸に給与収入額（年額）²、縦軸に受給可能額（月額）を示している。
- 本試算では、受給可能額のみに着目している。実際の家計においては、税や社会保険料の支払いといった公的制度における負担も発生し、その額は収入、家族構成、子の年齢等により異なるが、今回は、このような負担は試算対象外としている。また、家計の支出面についても試算対象外としている。
- ひとり親 + 子 1 人の子の場合の子の年齢は、a. 2 歳、b. 10 歳、c. 子 16 歳、d. 19 歳、とする。
- 子どもが 2 人いる場合は、長子の年齢 = 末子年齢 + 3 歳とする。したがって、ひとり親 + 子 2 人の子の場合の年齢の組み合わせは、a. 長子 5 歳 + 末子 2 歳、b. 長子 10 歳 + 末子 7 歳、c. 長子 16 歳 + 末子 13 歳、d. 長子 19 歳 + 末子 16 歳、とする。
- 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額の比較においては、保育の無償化の扱いについて、以下の a、b の 2 通りの考え方があるが、特記が無い限り、基本的には a の場合で試算を行った。

¹ 地方自治体によって制度名は異なるので、ここでは、一般化した名称で示している。

² 各給付制度は、ひとり親世帯の所得を参照して受給額を決定するが、図表 2-1 で示すとおり、給与収入から所得を算出する際の控除項目が異なっていたり、同じ控除項目でも金額が異なっていたりする。また、本試算では、生命保険料や地震保険等の保険料の控除を考慮していない。したがって、所得から逆算して算出される給与収入額については、ある程度の幅を持って解釈すべきであることに留意されたい。

- a. 既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月³も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
- b. 既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているため、これを現物給付であるとみなして試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める⁴。
- 子どもが通う保育所や学校の種類によって支援額（受給可能額）は異なるため、本章の試算では、それぞれの給付制度について、以下の仮定を置いている。

子が通う学校	給付制度	支援額（受給可能額）の仮定
保育所	保育の無償化	通所先の保育所種別に関わらず、認可外保育施設に通う場合の上限額と同額の支援額
小中学校	就学援助	公立小学校に通学し、全国一律の支援額 ⁵
高等学校	高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	国公立高校へ通う場合の支援額
大学	給付型奨学金、入学金・授業料の減免	私立大学・自宅通学の場合の支援額

- 本章では、給与収入を 1 万円刻みで設定して受給可能額を試算している。そのため、本章の図表における給与収入額（横軸）は完全に連続しているわけではない。
- 各種の給付制度には所得制限（所得限度額）が設けられている場合があるが、給付制度によって、給与収入から所得を計算する際に控除できる項目は異なる。「給与収入額」と各給付制度で基準となる「所得」との間には、以下の関係（図表 2-1）がある。

³ 内閣府・厚生労働省（2019）「幼児教育・保育の無償化に伴う食材費の取扱いの変更について」

⁴ ただし、東京都の場合、所得水準に関わらず保育の無償化を実施しているため、0～2 歳児を持つ住民税非課税世帯以外も保育料相当分を受給可能額であるとして、試算対象に含めている。したがって、東京都 A 区における受給額の試算では、a の場合も b の場合も、0～2 歳児を持つ全世帯で保育料相当額を受給可能額として試算している。

⁵ 就学援助の額は、地方自治体による裁量がある程度認められているが、①ひとり親世帯向けの他の給付制度に比べて額が大きくないことや、②国の給付制度に対する各地方自治体での給付の上乗せの実態を比較する観点から、本調査では各自治体とも全国一律の水準として、第 3 章 2.(4)で示す東京都 A 区の場合の額を用いた。

図表 2-1 各給付制度において、「給与収入」から「所得」を計算するための控除・加算項目

	制度名	児童扶養手当 及び 児童扶養手当基準に基づく給付	子育て世帯への現金給付 (例示は、東京都「児童育成手当」 の場合)	住民税非課税世帯への給付	給付奨学金 ^{※1} (日本学生支援機構)	(参考) 所得税(国税)
(－) 控除項目	給与所得控除 ^{※2}	○	○	○	○	○
	基礎控除	×	×	×	○ 43万円	○ 48万円
	ひとり親控除	×	×	×	○ 30万円	○ 35万円
	特定扶養控除	×	×	×	○ 45万円	○ 63万円
	社会保険控除	○ 一律8万円	○ 一律8万円	×	○ 実際に支払う保険料 給与収入×14～15％で近似	○ 実際に支払う保険料 給与収入×14～15％で近似
	給与所得・公的年金合 計額からさらに控除	10万円	10万円	－	－	－
	市町村民税における調 整控除額、調整額	－	－	－	○	－
(＋) 加算項目	特定扶養親族	○ 15万円/人	○ 25万円/人	－	－	－
	扶養親族	○ 16以上19歳未満 15万円/人	○ 16以上19歳未満 25万円/人	－	－	－

※1：住民税（地方税）算定のための所得を参照するため、基礎控除、ひとり親控除、特定扶養控除の額は、所得税（国税）算定の場合と異なる。

※2：算定式は、次の図表のとおり。

※生命保険料や地震保険料等の保険料の控除については、考慮していない。

注 1：住民税（地方税）算定のための所得を参照するため、基礎控除、ひとり親控除、特定扶養控除の額は、所得税（国税）算定の場合と異なる。

注 2：給与所得控除の算定式は、次の図表 2-2 のとおり。

図表 2-2 給与収入額別の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000 円まで	550,000 円
1,625,001 円から 1,800,000 円まで	収入金額×40%－100,000 円
1,800,001 円から 3,600,000 円まで	収入金額×30%＋80,000 円
3,600,001 円から 6,600,000 円まで	収入金額×20%＋440,000 円
6,600,001 円から 8,500,000 円まで	収入金額×10%＋1,100,000 円
8,500,001 円以上	1,950,000 円（上限）

注：令和 7 年度に適用される、令和 6 年度の収入金額に対応した給与所得控除額の算定式。令和 7 年度税制改正により、給与所得控除額は、給与等の収入金額が 1,900,000 円までは 650,000 円、収入金額 1,900,001 円から 3,600,000 円までは、収入金額×30%＋80,000 円となったが、後述の令和 7 年度の受給可能額の試算で用いる所得は前年度の所得（令和 6 年度の所得）であるため、ここでは、令和 6 年度の給与等の収入額と対応する給与所得控除額を示している。

資料：国税庁ウェブサイト（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>）より

2. 試算の結果

(1) 東京都 A 区の場合

東京都 A 区で試算対象とした給付制度は、以下のとおり。

図表 2-3 東京都 A 区で試算対象とした給付制度

制度主体		国	国	国	国	国	国独法	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
制度名		児童手当	児童扶養手当	幼児教育・保育の無償化	就学援助	高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	給付奨学金+授業料・入学金減免	018サポート	児童育成手当	保育の無償化拡充	子どもの医療費助成制度(マル乳, マル子, マル青)	ひとり親家庭等医療費助成制度	水道料金(基本料金)免除※2	都営交通無料券※3
子どもの年齢	0～2歳	○	○	○				○	○	○	○			
	3～5歳	○	○	○				○	○	○	○			
	小学生	○	○		○			○	○		○			
	中学生	○	○		○			○	○		○			
	高校生	○	○			○		○	○		○			
18歳超※1							○							
親												○	○	○
所得制限		なし	あり	あり	あり	なし	あり	なし	あり	なし	実質なし	あり	あり	あり

※1：「18 歳超」とは、18 歳になった後、最初の 3 月 31 日を迎えた後の子どものこと。

※2：都営交通の無料乗車券相当額としては、総務省「家計調査報告 2025 年」より、東京都区部交通費 10,161 円 (月額)を採用した。

※3：水道料の基本料金等の免除としては、口径 20mm の場合の月額基本料金 1,170 円を採用した。

なお、本試算に含めなかった給付金や貸付制度も含め、対象とした地方自治体によるひとり親家庭支援制度（金銭給付のある制度に限定）の概要については、第 3 章を参照されたい。

① 親 1 人 + 子 1 人の場合

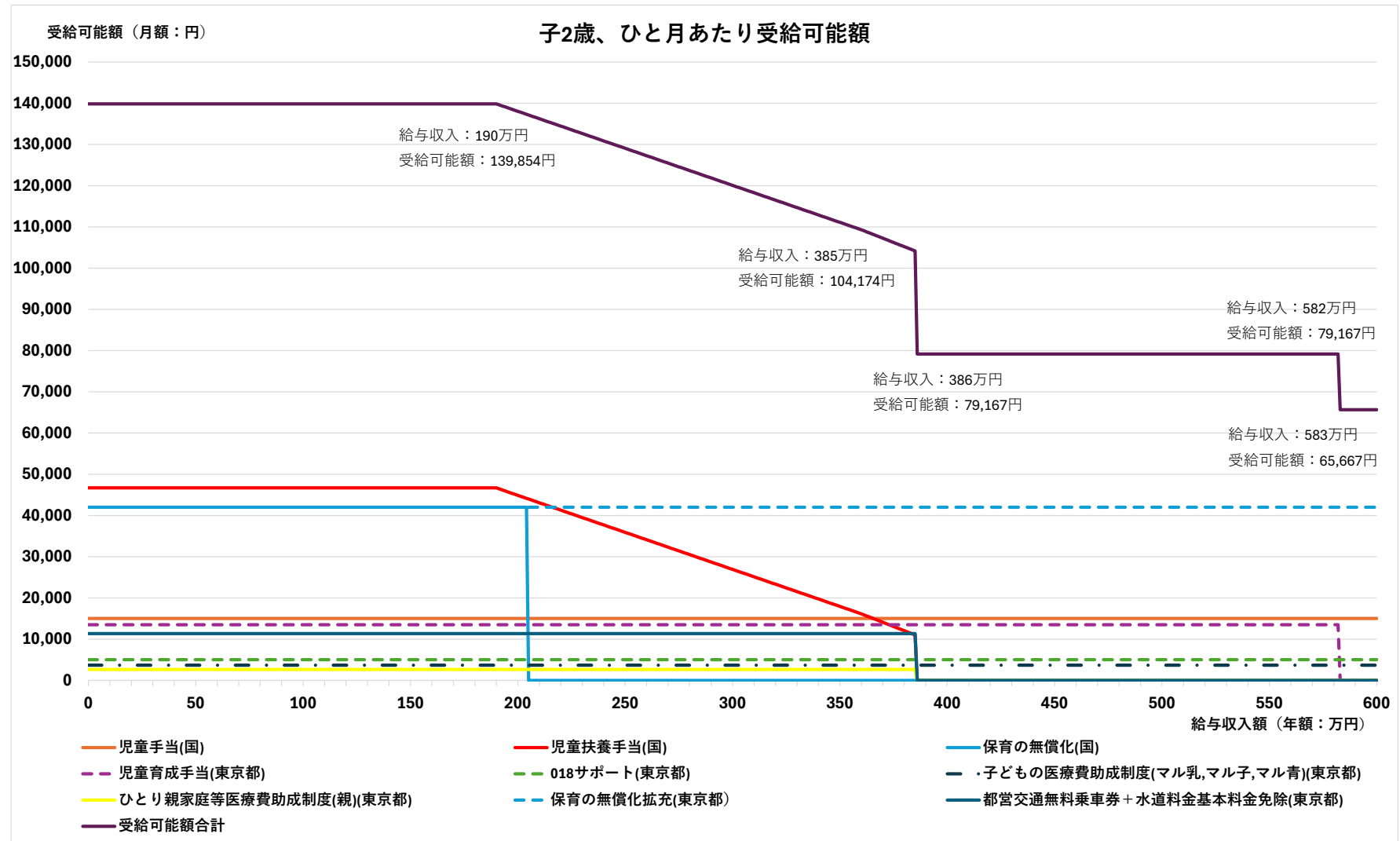
1) 子 2 歳(就学前乳幼児)の場合 (東京都 A 区)

- 図表 2-4 より、給与収入（年額、以下同様。）が 190 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）、保育の無償化（国）、児童育成手当（東京都）等を満額受給できるため、受給可能額合計は月額約 14 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 385 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 10 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動するひとり親家庭等医療費助成(親の自己負担分)(東京都)、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除(東京都)も対象外となるため、受給可能額合計は月額 8 万円弱まで低下する。
- 図表 2-5 より、受給可能額合計が月額約 10 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額合計の合算額（年額）」510 万円を得るのは、給与収入が 385 万円から 30 万円増え、415 万円となる時点である。
- 図表 2-4 より、給与収入が 582 万円を超えると、児童育成手当（東京都）が対象外となるため、受給可能額合計は月額約 6.6 万円まで低下する。
- 図表 2-5 より、給付額合計が月額 8 万円弱であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」677 万円を得るのは、給与収入（年額）を 582 万円から 16 万円増え、598 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：15,000 円（3 歳未満）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。
 $46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(107 \text{ 万円})) \times 0.0256619$
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円。
 - ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 保育の無償化（国と東京都を合わせた額）：
 - ・0～2 歳児は、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 4.2 万円
- 児童育成手当（東京都）：給与収入 582 万円までは 13,500 円。582 万円超は 0 円
- 018 サポート（東京都）：5,000 円
- 子どもの医療費助成制度（東京都）：厚生労働省「年齢階級別医療費」（0～4 歳）の自己負担分 3,667 円
- ひとり親家庭等医療費助成（親）（東京都）：
 - ・給与収入 385 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」(30～34 歳)の自己負担分 2,667 円。385 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除（東京都）：給与収入 385 万円まで 1,170 円。385 万円超は 0 円
- 都営交通費(東京都)：給与収入 385 万円まで都区部交通費 10,161 円(家計調査)。385 万円超は 0 円

図表 2-4 子2歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都 A 区）

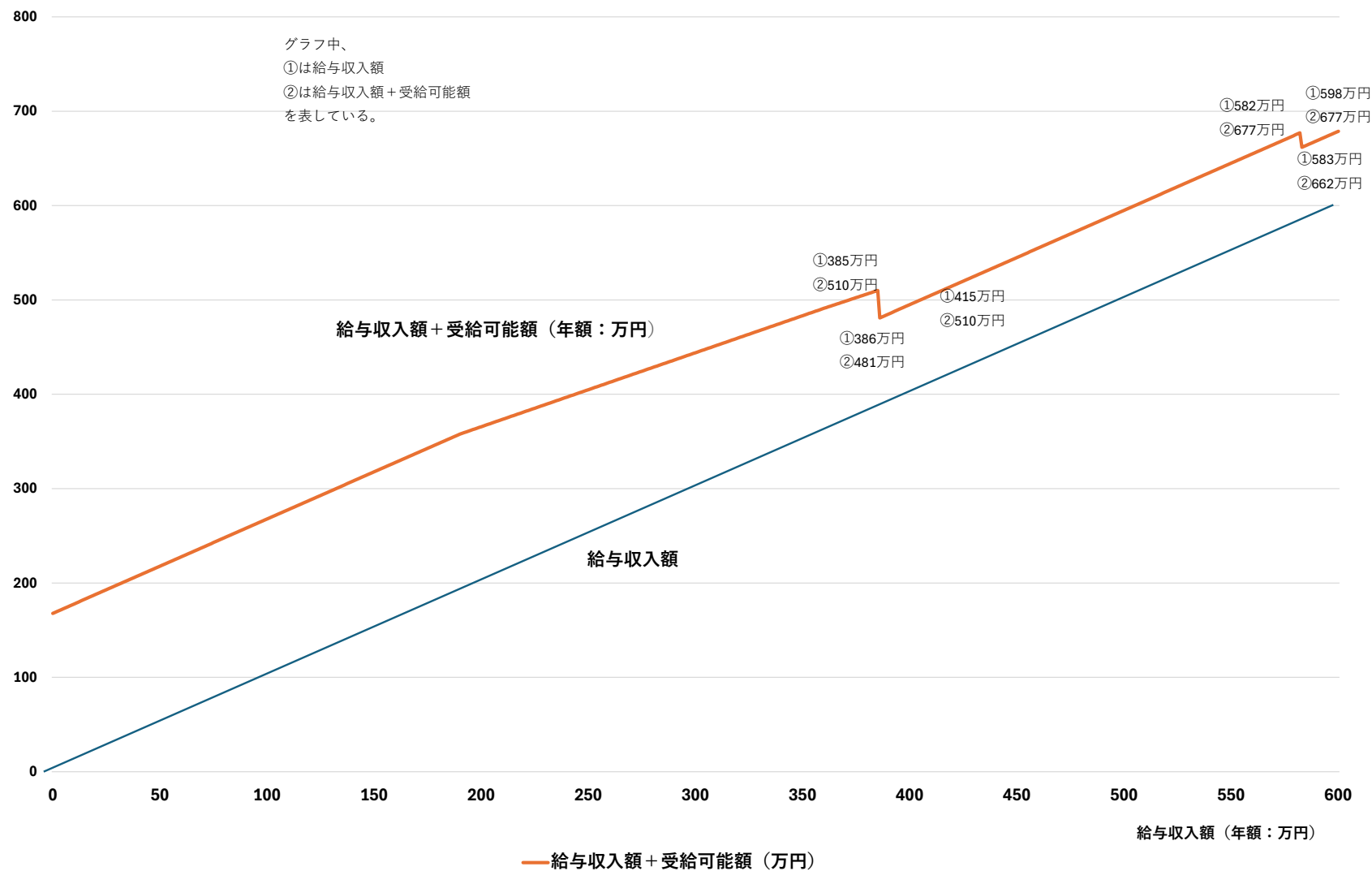


注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成(マル乳,マル子,マル青)」と表示している。

図表 2-5 子2歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（東京都A区）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子2歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



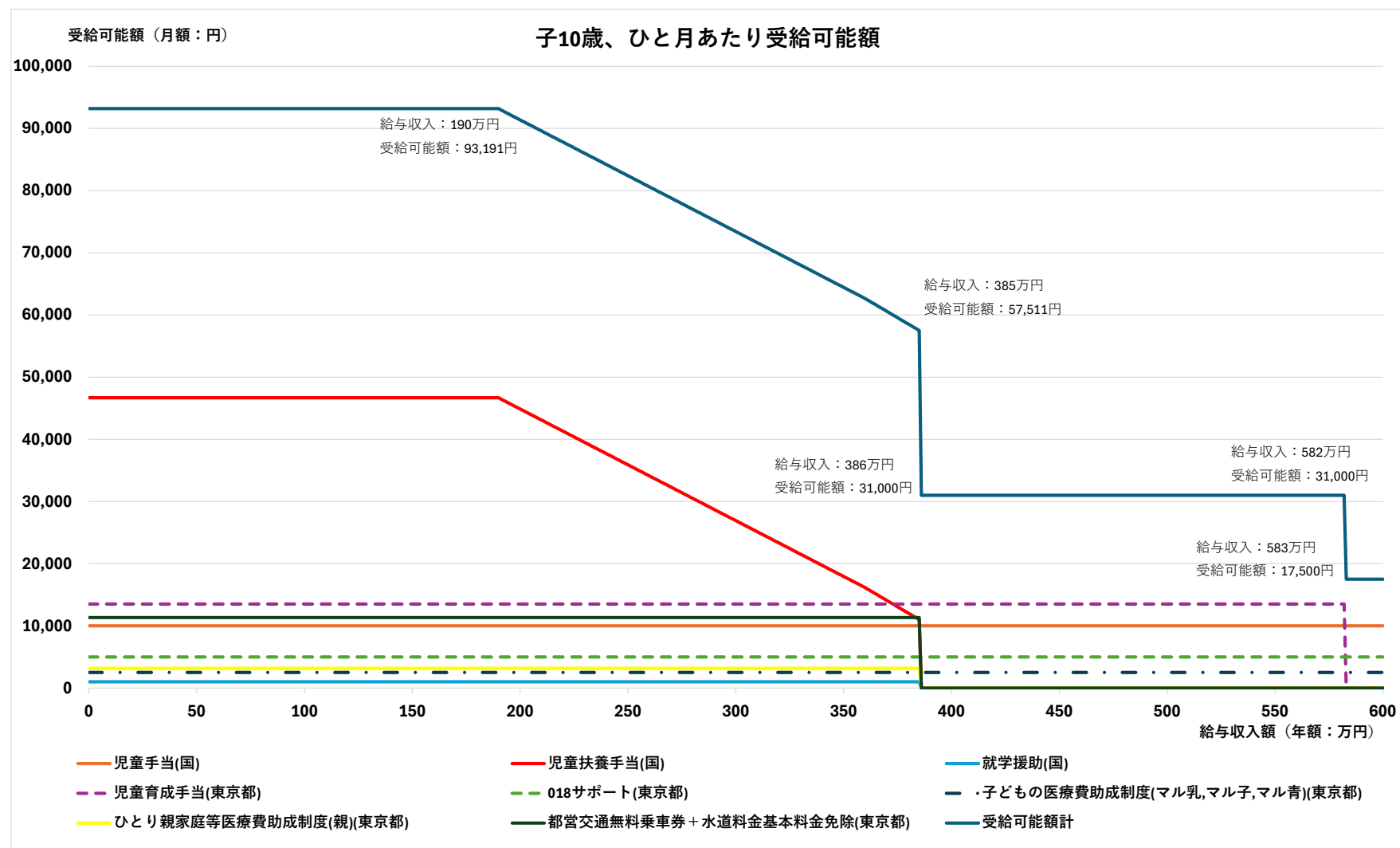
2) 子 10 歳(義務教育就学生)の場合 (東京都 A 区)

- 図表 2-6 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当(国)、児童扶養手当(国)、保育の無償化(国)、児童育成手当(東京都)等を満額受給できるため、受給可能額合計は月額約 9.3 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める(=全部支給から一部支給へ移行する)ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 385 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 5.8 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当(国)が停止され、それに連動する就学援助(国)、ひとり親家庭等医療費助成(親の自己負担分)(東京都)、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除(東京都)も対象外となるため、受給可能額合計は月額 3.1 万円まで低下する。
- 図表 2-7 より、受給可能額合計が月額約 5.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額(年額)」454 万円を得るのは、給与収入が 385 万円から 32 万円増え、417 万円となる時点である。
- 図表 2-6 より、給与収入が 582 万円を超えると、児童育成手当(東京都)の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 1.8 万円まで低下する。
- 図表 2-7 より、受給可能額合計が月額 5.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額(年額)」619 万円を得るのは、給与収入が 582 万円から 16 万円増え、598 万円となる時点である。

【試算で用いた値(受給可能額は月額)】

- 児童手当(国) : 10,000 円(3 歳以上高校生年代まで)
- 児童扶養手当(国) :
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。
 $46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(107 \text{ 万円})) \times 0.0256619$
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円。
 - ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 就学援助(国) : 給与収入 385 万円まで小学 4 年生の月額平均 1,003 円。385 万円超は 0 円
 - ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2. (4) を参照
- 児童育成手当(東京都) : 給与収入 582 万円までは 13,500 円。582 万円超は 0 円
- 018 サポート(東京都) : 5,000 円
- 子どもの医療費助成制度(東京都) : 厚生労働省「年齢階級別医療費」(10~14 歳)の自己負担分 2,500 円
- ひとり親家庭等医療費助成(親)(東京都) :
 - ・給与収入 385 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」(40~44 歳)の自己負担分 3,167 円。385 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除(東京都) : 給与収入 385 万円まで 1,170 円。385 万円超は 0 円
- 都営交通費(東京都) : 給与収入 385 万円まで都区部交通費 10,161 円(家計調査)。385 万円超は 0 円

図表 2-6 子10歳の場合のひと月あたり受給可能額記入しました（東京都A区）

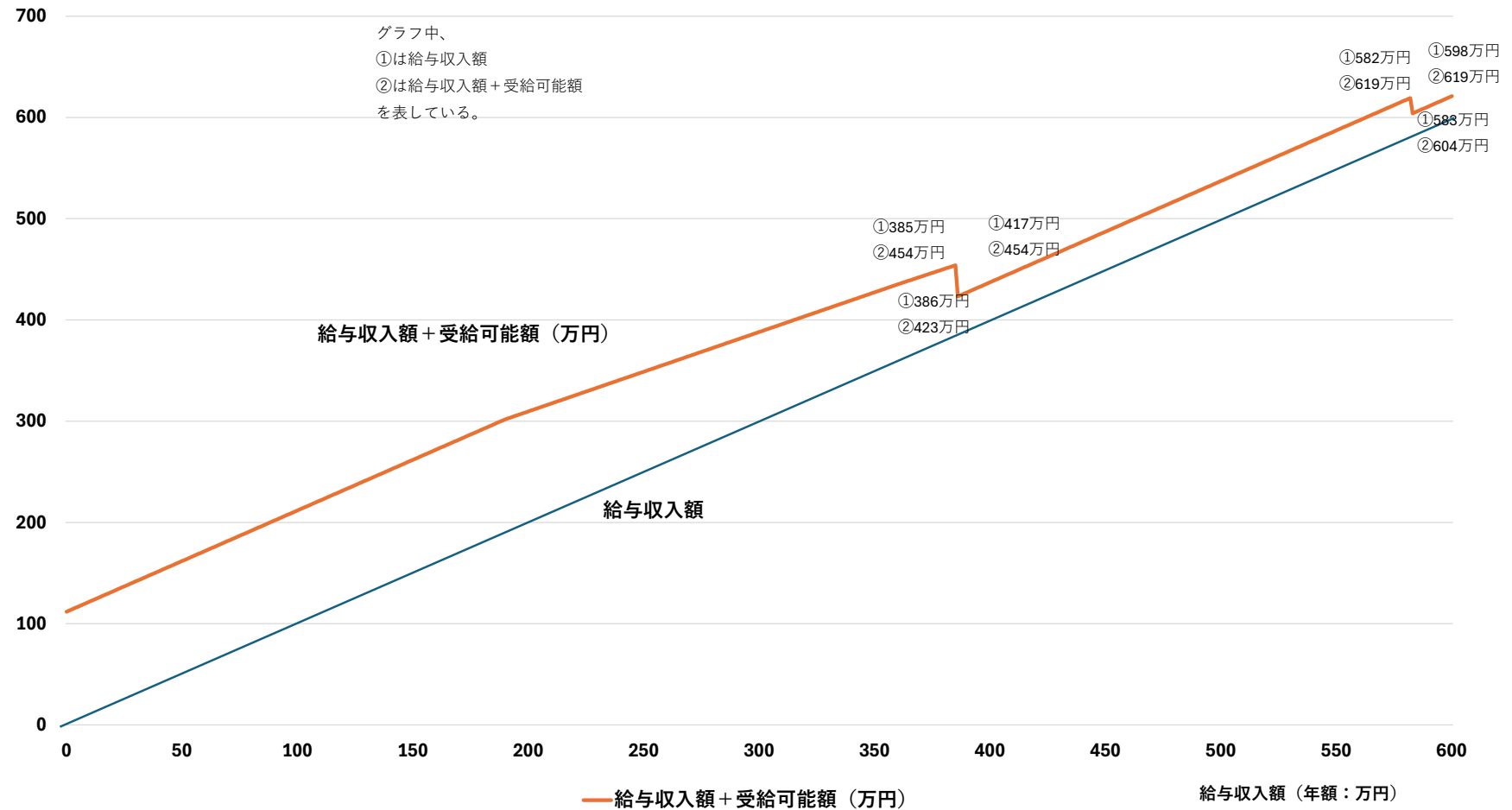


注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成(マル乳, マル子, マル青)」と表示している。

図表 2-7 子10歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（東京都A区）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子10歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



3) 子 16 歳(高校生)の場合（東京都 A 区）

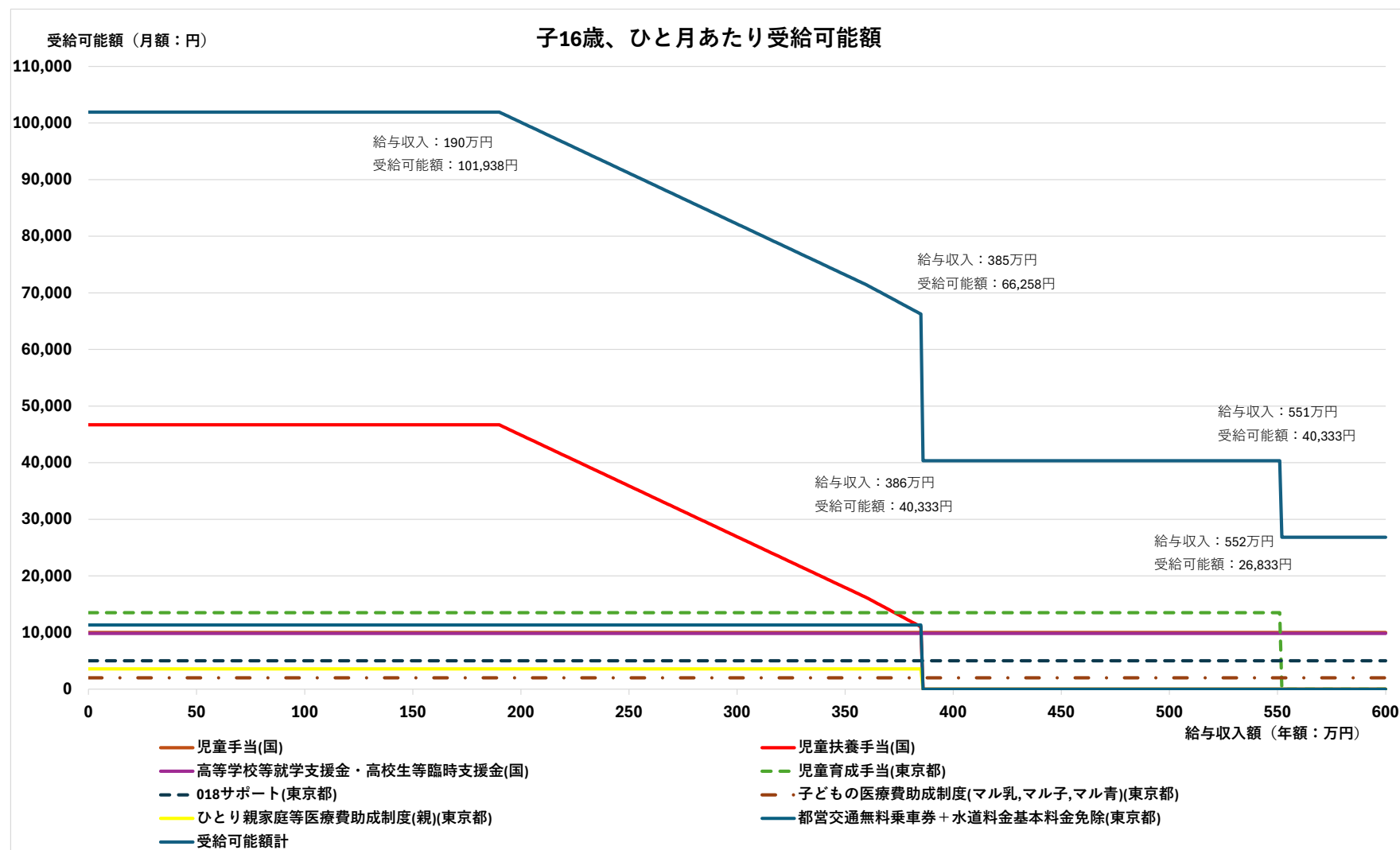
- 図表 2-8 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）、児童育成手当（東京都）等を満額受給でき、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）等の支援を受けられるため、受給可能額合計は月額約 10.2 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 385 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 6.6 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動するひとり親家庭等医療費助成(親の自己負担分)(東京都)、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除(東京都)が対象外となるため、受給可能額合計は月額約 4 万円まで低下する。
- 図表 2-9 より、受給可能額合計が月額 6.6 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」465 万円を得るには、給与収入が 385 万円から 32 万円増え、417 万円となる時点である。
- 図表 2-8 より、給与収入が 552 万円を超えると、児童育成手当（東京都）が停止されるため、受給可能額合計は月額約 2.7 万円まで低下する。
- 図表 2-9 より、受給可能額合計が月額約 4 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」599 万円を得るのは、給与収入（年額）が 551 万円から 16 万円増え、567 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。

$$46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(122 \text{ 万円})) \times 0.0256619$$
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円。
- ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：9,833 円
- ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2. (5) を参照。
- 児童育成手当(東京都)：子どもが 16 歳以上 19 歳未満の場合、給与収入 551 万円まで 13,500 円。552 万円超は 0 円。
- 018 サポート（東京都）：5,000 円
- 子どもの医療費助成制度（東京都）：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円
- ひとり親家庭等医療費助成（親）（東京都）：
 - ・給与収入 385 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」(45～49 歳)の自己負担分 3,583 円。385 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除（東京都）：給与収入 385 万円まで 1,170 円。385 万円超は 0 円
- 都営交通費(東京都)：給与収入 385 万円まで都区部交通費 10,161 円(家計調査)。385 万円超は 0 円

図表 2-8 子16歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都A区）

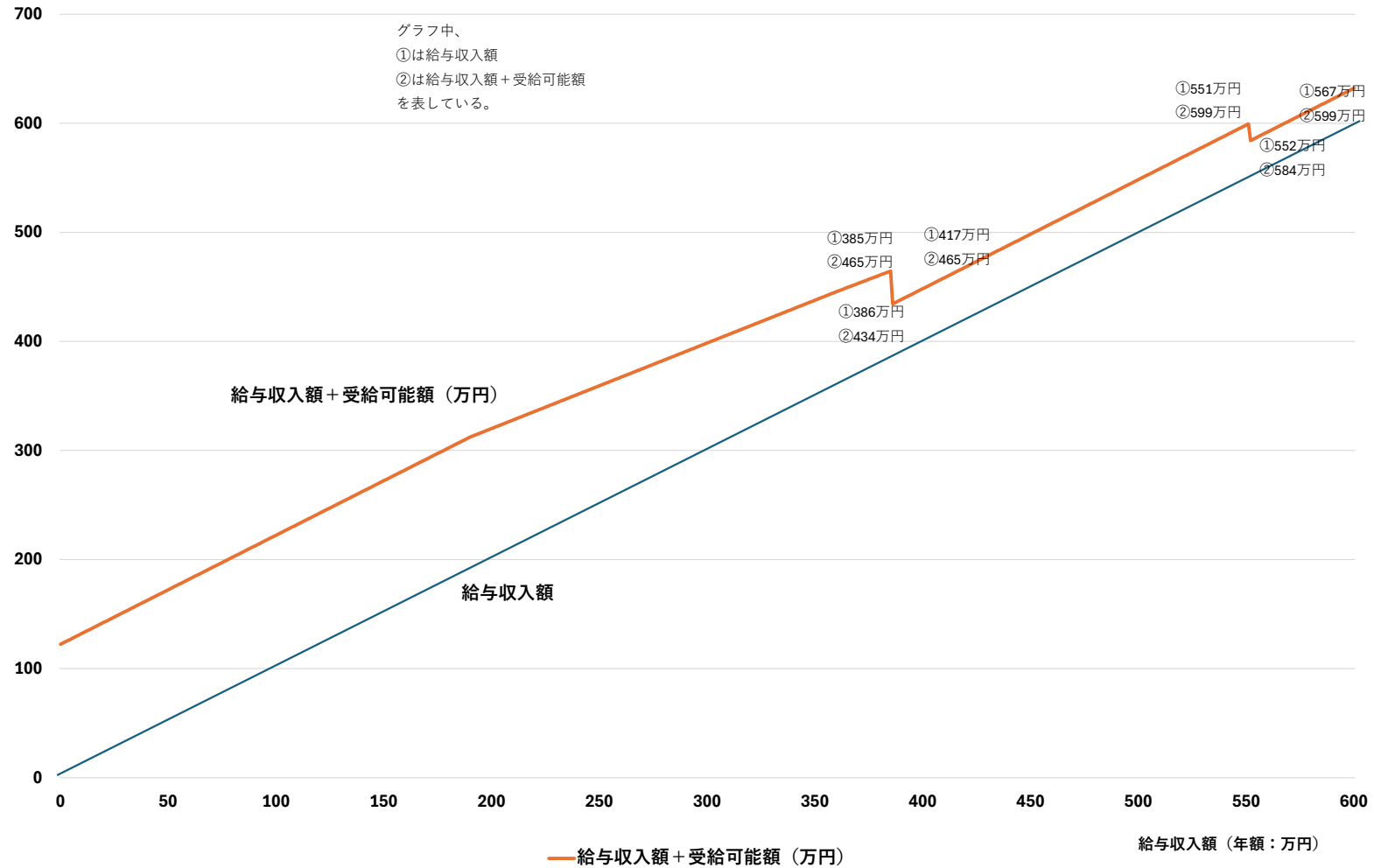


注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成(マル乳,マル子,マル青)」と表示している。

図表 2-9 子 16 歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（東京都 A 区）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子16歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



4) 子 19 歳(大学生)の場合 (東京都 A 区)

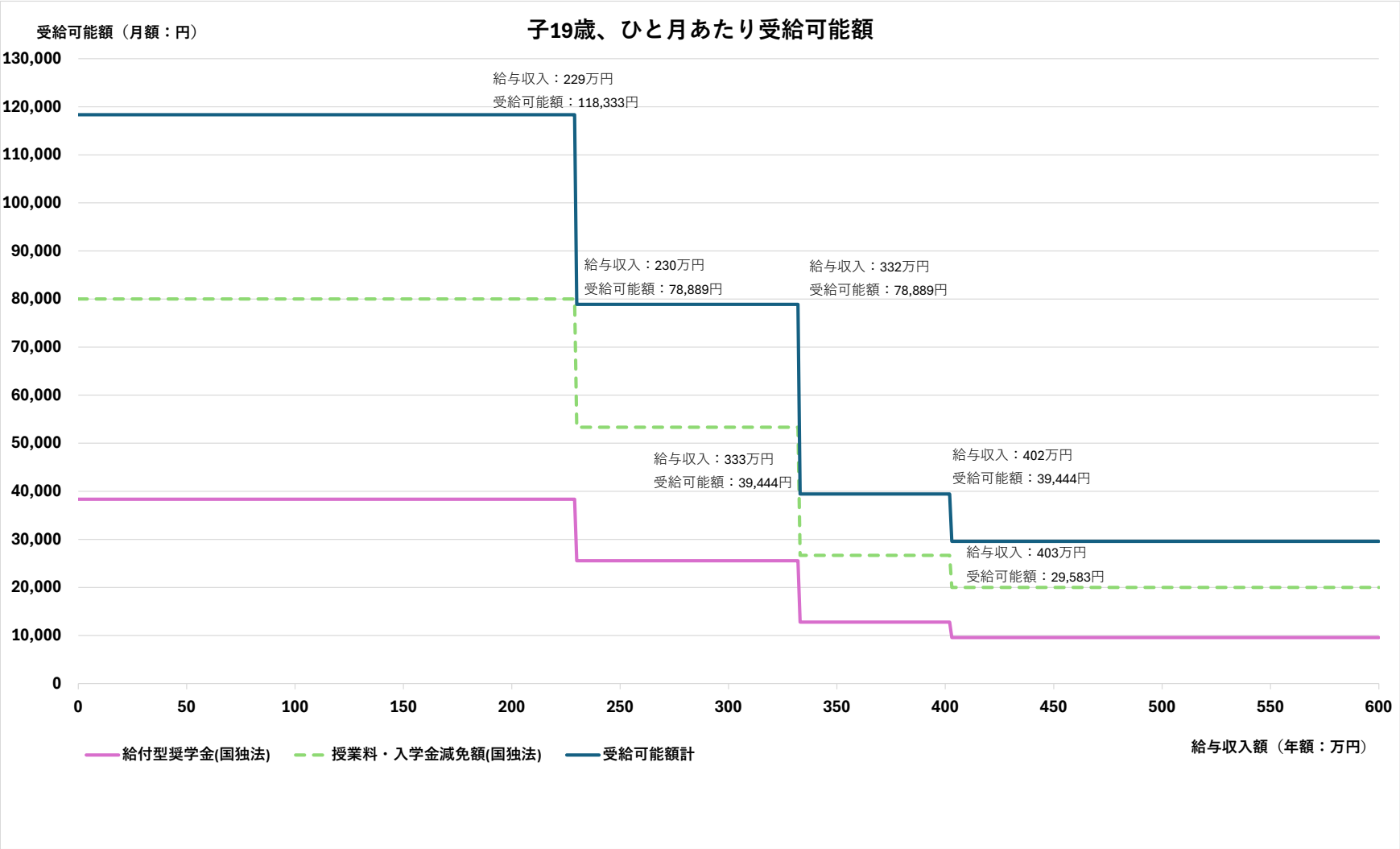
- 子 19 歳 (大学生) の場合、受給できる給付金は、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) のみである。
- 図表 2-10 より、給与収入が 229 万円までは、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) を満額受給 (第 I 区分) できるため、受給可能額合計は月額約 11.8 万円となる。
- 給与収入が 229 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 2/3 支援 (第 II 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 7.9 万円となる。
- 図表 2-11 より、受給可能額合計が月額約 11.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」371 万円を得るのは、給与収入が 229 万円から 47 万円増え、276 万円となる時点である。
- 図表 2-10 より、給与収入が 332 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 1/3 支援 (第 III 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 3.9 万円となる。
- 図表 2-11 より、受給可能額合計が月額約 7.9 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」427 万円を得るのは、給与収入が 332 万円から 48 万円増え、380 万円となる時点である。
- 図表 2-10 より、さらに給与収入 (年額) が 402 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 1/4 支援 (第 IV 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 3 万円となる。
- 図表 2-10 より、受給可能額合計が月額約 3.9 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」449 万円を得るのは、給与収入 (年額) が 11 万円増え、413 万円となる時点である。

【試算で用いた値 (受給可能額は月額)】

○給付型奨学金、授業料・入学金の減免 (国独法) :

- ・ 給与収入 229 万円までは、奨学金 38,333 円、授業料減免 58,333 円、入学金減免 21,667 円 (第 I 区分: 満額支援)
- ・ 給与収入 229 万円超 332 万円までは、奨学金 25,556 円、授業料減免 38,889 円、入学金減免 14,444 円 (第 II 区分: 2/3 支援)
- ・ 給与収入 333 万円超 402 万円までは、奨学金 12,778 円、授業料減免 19,444 円、入学金減免 7,222 円 (第 III 区分: 1/3 支援)
- ・ 給与収入 402 万円超 649 万円までは、奨学金 9,583 円、授業料減免 14,583 円、入学金減免 5,417 円 (第 IV 区分: 1/4 支援)

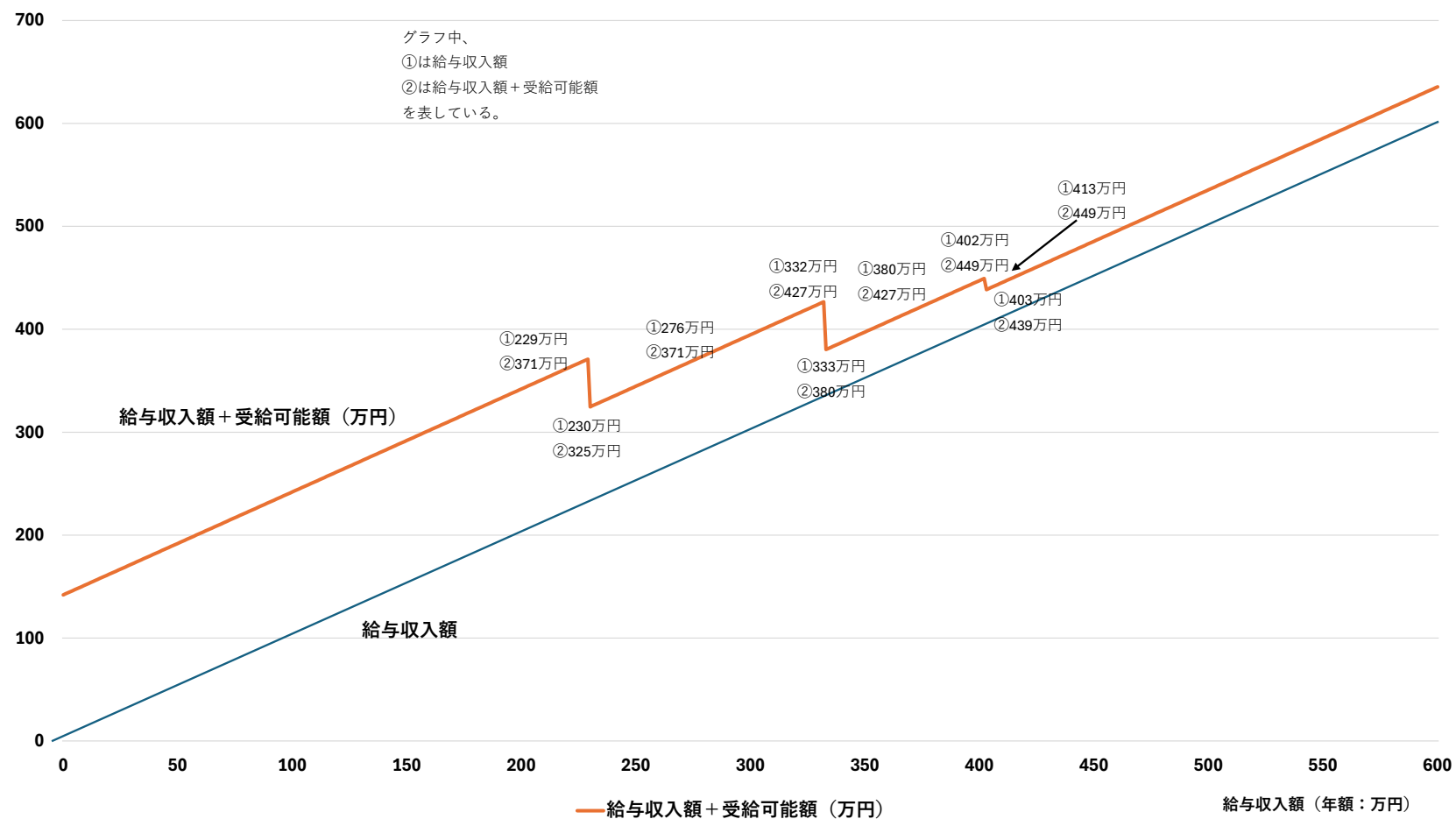
図表 2-10 子 19 歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都 A 区）



図表 2-11 子 19 歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（東京都 A 区）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子19歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較

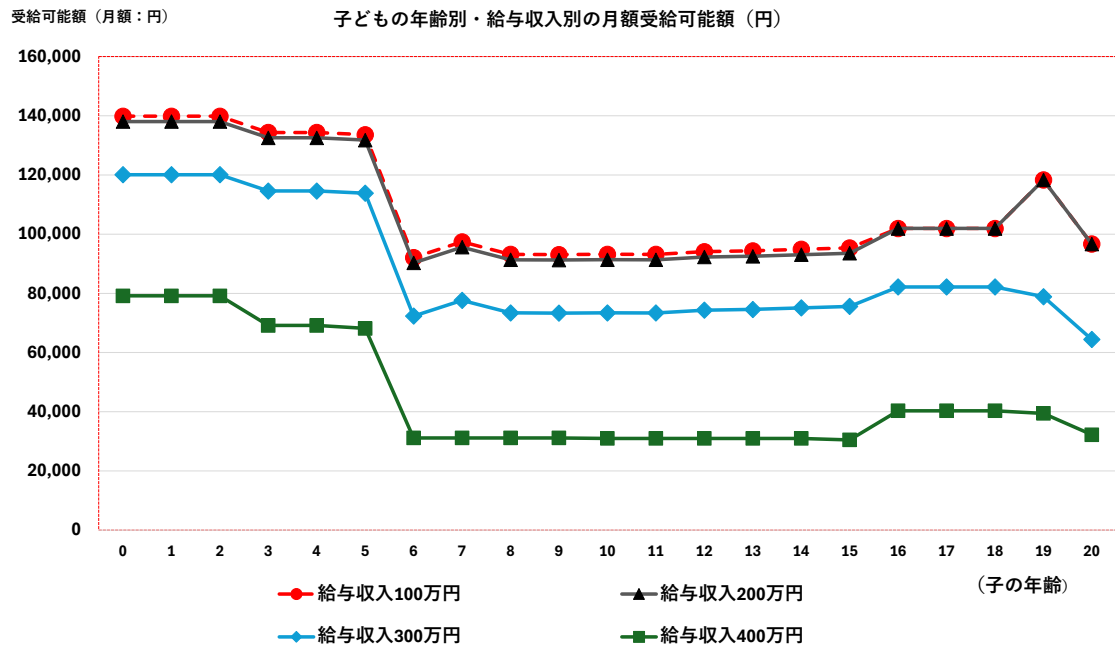


5) 子どもの年齢別・給与収入別受給可能額の比較（東京都 A 区）

- 以下の図表 2-12 はケース a、図表 2-13 はケース b の場合を表す。
 - ケース a：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
 - ケース b：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず無償化が実現しているため、これを現物給付であるとみなして試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める⁶。
- 子どもの年齢別・給与収入（年額）別に、受給可能額（月額）を見ると、全体として、給与収入額が大きいほど、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 100 万円と 200 万円では、100 万円の方がわずかに受給可能額が多い程度であり、ほぼ同額と言える（差額はひと月当たり 1,000～2,000 円程度）。給与収入が 400 万円になると、児童扶養手当と、それに連動する就学援助、ひとり親家庭等医療費助成(親の自己負担分)（東京都）、都営交通の無料乗車券の給付や水道料金基本料金の免除が受けられなくなるため、受給可能額は小さくなる。3～5 歳児の保育の無償化を受給可能額に含めるケース a の場合、5 歳児までは保育の無償化による受給可能額が大きい。また、7～15 歳児までは、就学援助を受けられるが、乳幼児対象の保育の無料化ほど大きくはない（図表 2-12）。
- 3～5 歳児の保育の無償化を現物給付と捉え、受給可能額に含めないケース b の場合は、3～5 歳児を持つ世帯の受給可能額は、就学援助を受けられる 7～15 歳児までを持つ世帯の受給可能額と、ほぼ同額となる（図表 2-13）。
- 16 歳から 18 歳までは、給与収入に関わらず、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)を受けられる。その規模は就学援助よりも大きい。
- 19 歳、20 歳では、給付奨学金、および入学金（19 歳のみ）・授業料減免の給付額が大きいですが、給与年収が高くなると支援額が小さくなる。

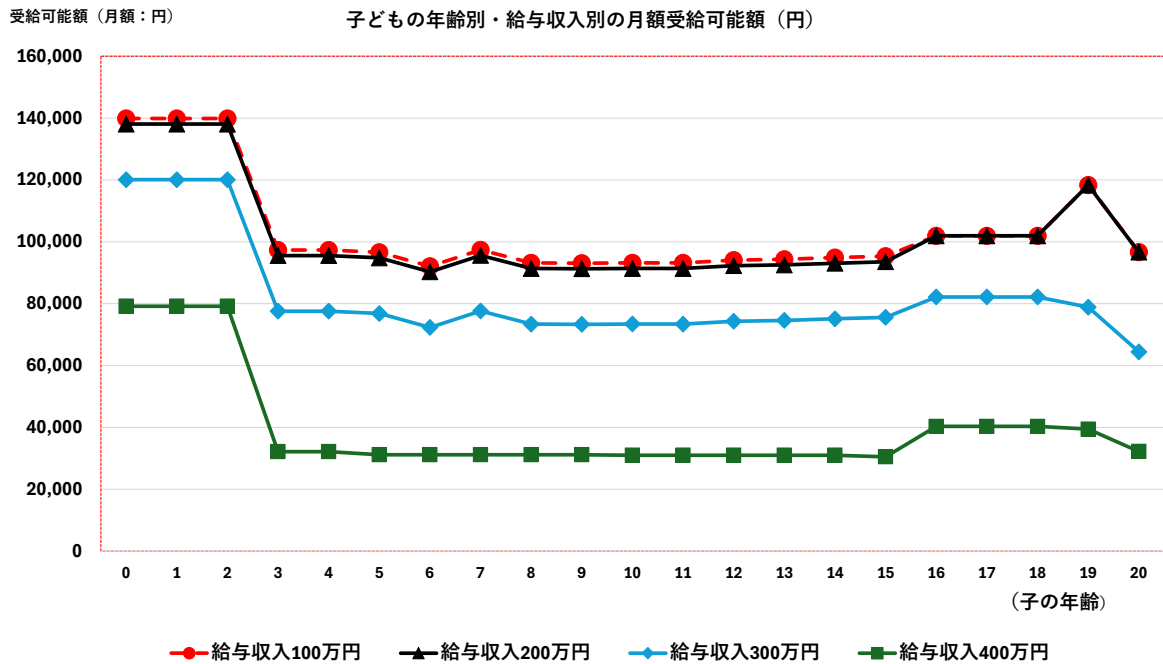
⁶ ただし、東京都の場合、所得水準に関わらず保育の無償化を実施しているので、0～2 歳児を持つ住民税非課税世帯以外も保育料相当分を受給可能額であるとみなして、試算対象に含めている。したがって、東京都 A 区における受給額の試算では、a の場合も b の場合も、0～2 歳児を持つ全世帯で保育料相当額を受給可能額として試算している。

図表 2-12 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含める場合)
(東京都A区)



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-13 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含めない場合)
(東京都A区)



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

② 親 1 人 + 子 2 人 の 場 合

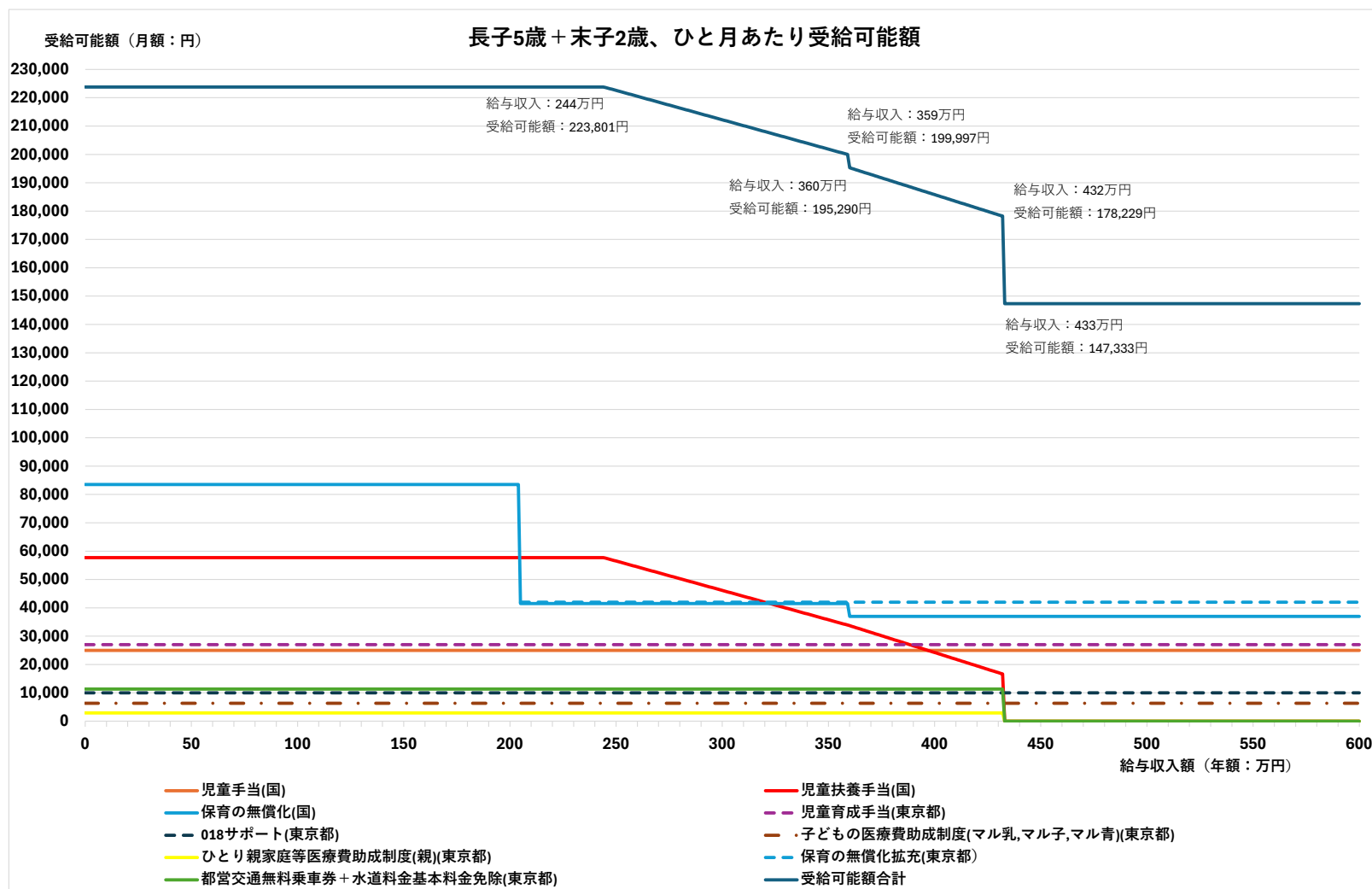
1) 長子 5 歳（就学前幼児） + 末子 2 歳（就学前乳幼児） の 場 合（東京都 A 区）

- 図表 2-14 より、給与収入が 244 万円までは、長子・末子とも児童手当（国）、児童扶養手当（国）、保育の無償化（国）・保育無償化の拡充（東京都）、児童育成手当（東京都）等を満額受給できるため、受給可能額合計は月額約 22.4 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 17.8 万円まで減少する。この間、給与収入が 360 万円以上になると、長子の副食費免除が受けられなくなる。
- さらに、給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動するひとり親家庭等医療費助成（親の自己負担分）（東京都）、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除（東京都）の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 14.7 万円まで低下する。
- 図表 2-15 より、受給可能額合計が月額約 17.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」646 万円を得るのは、給与収入が 432 万円から 37 万円増え、469 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

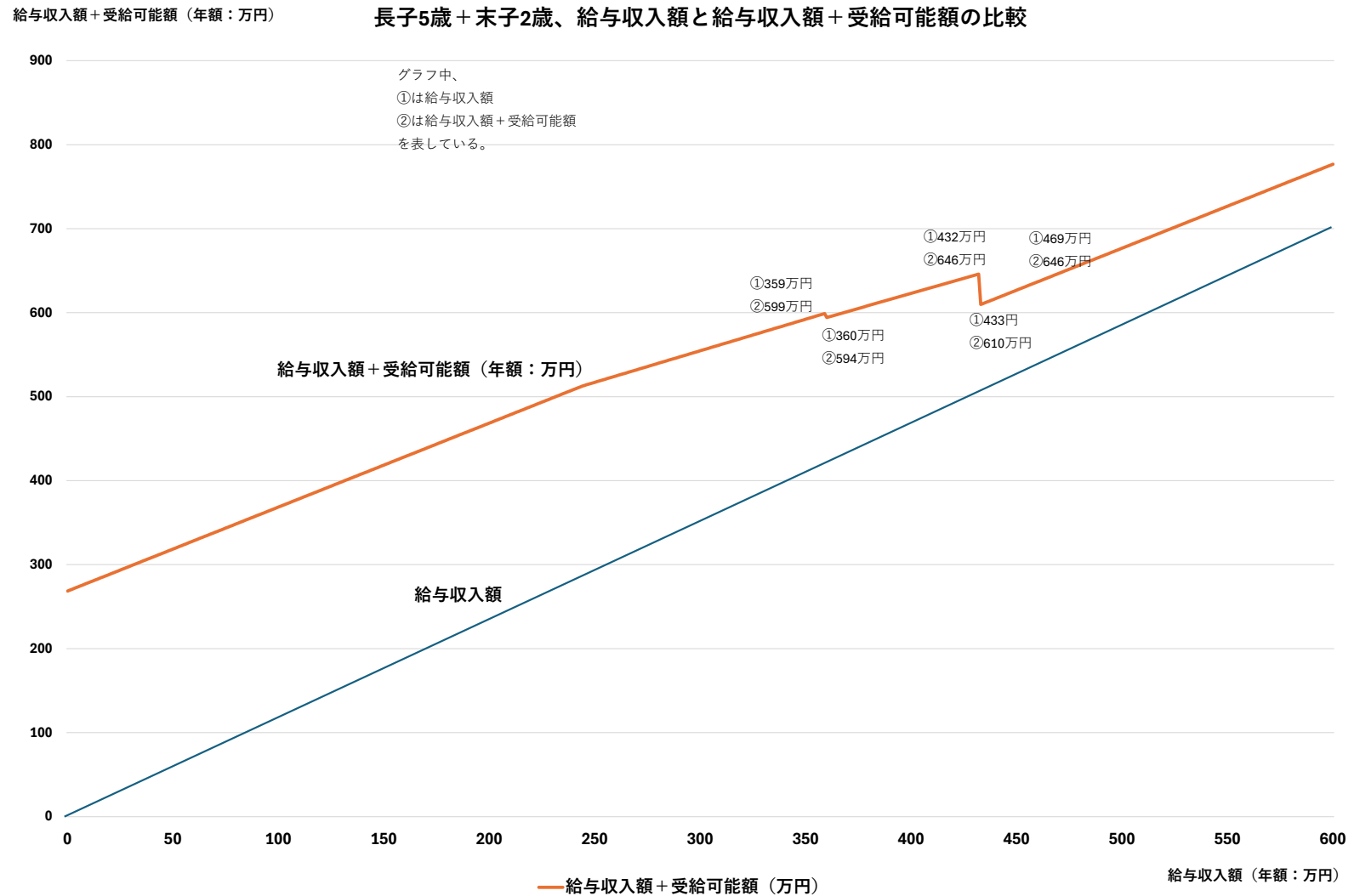
- 児童手当（国）：長子 10,000 円（3 歳以上子高校生年代まで）、末子 15,000 円（3 歳未満）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0256619
末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0039568
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
- ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 保育の無償化（国と東京都を合せた額）：
 - ・長子（5 歳）は、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 3.7 万円
 - ・末子（2 歳）は、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 4.2 万円
 - ・給与収入 360 万円未満は、長子（5 歳）の副食費 4,500 円
- 児童育成手当（東京都）：給与収入 630 万円までは 13,500 円/人×2 人。630 万円超は 0 円
- 018 サポート（東京都）：5,000 円/人×2 人
- 子どもの医療費助成制度（東京都）：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（5～9 歳）の自己負担分 2,667 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（0～4 歳）の自己負担分 3,667 円
- ひとり親家庭等医療費助成（親）（東京都）：
 - ・給与収入 432 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」（35～39 歳）の自己負担分 2,667 円、432 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除（東京都）：給与収入 432 万円まで 1,170 円。432 万円超は 0 円
- 都営交通費（東京都）：給与収入 432 万円まで都区部交通費 10,161 円（家計調査）。432 万円超は 0 円

図表 2-14 長子5歳＋末子2歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都A区）



注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成制度(マル乳,マル子,マル青)」と表示している。

図表 2-15 長子5歳＋末子2歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（東京都A区）



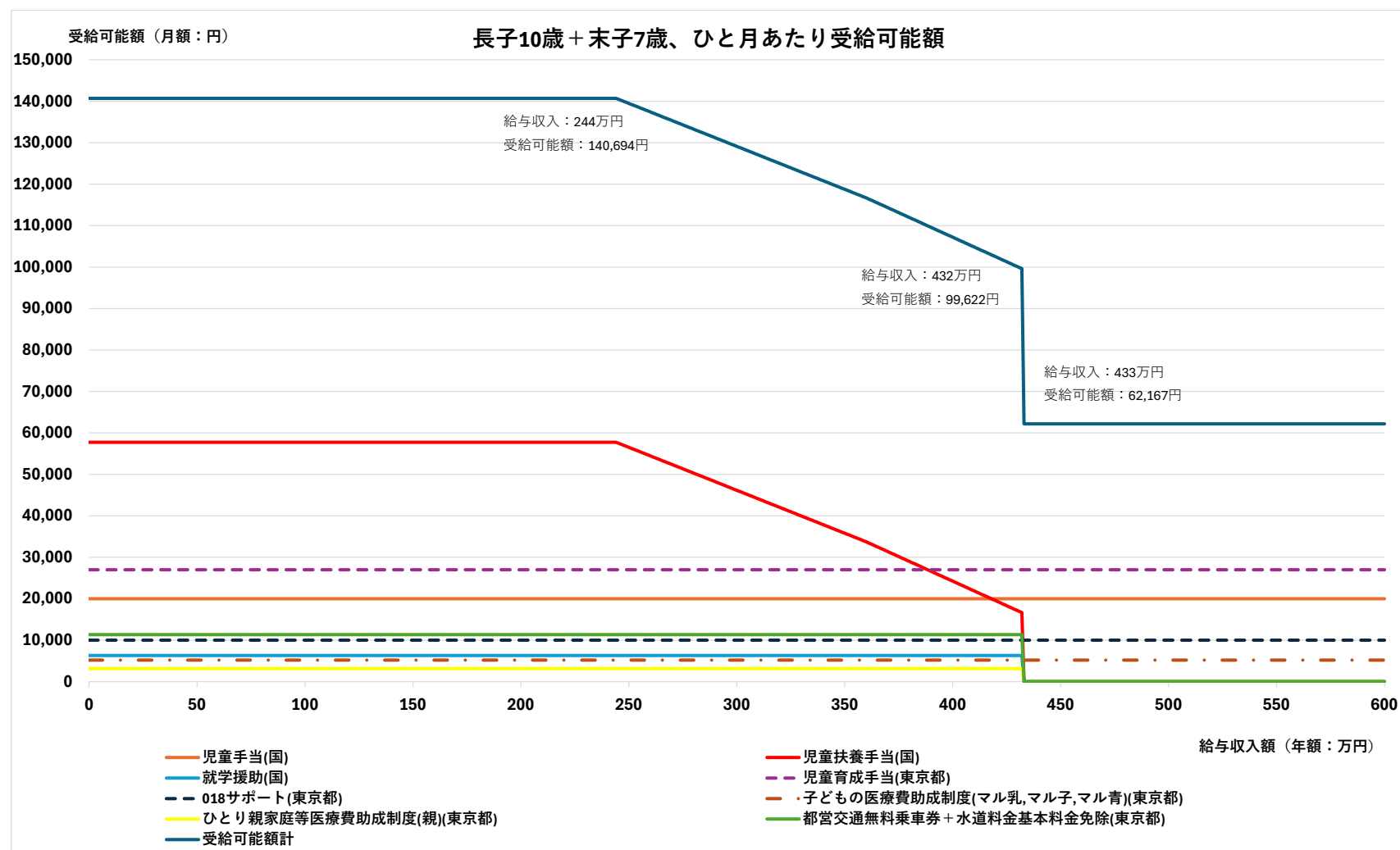
2) 長子 10 歳（義務教育就学生）＋末子 7 歳（義務教育就学生）の場合（東京都 A 区）

- 図表 2-16 より、給与収入が 244 万円までは、長子・末子とも児童手当（国）、児童扶養手当（国）、就学援助（国）、児童育成手当（東京都）等を満額受給できるため、受給可能額合計は月額約 14.1 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 10 万円まで減少する。
- 給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動する就学援助（国）、ひとり親家庭等医療費助成（親の自己負担分）（東京都）、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除（東京都）の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 6.2 万円まで低下する。
- 図表 2-17 より、受給可能額合計が月額約 10 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」552 万円となるのは、給与収入（年額）が 432 万円から 45 万円増え、477 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：長子 10,000 円、末子 10,000 円（ともに 3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
 長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0256619
 末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0039568
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
 - ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 就学援助（国）：給与収入 432 万円まで、長子は小学 4 年生の月額平均 1,003 円、末子は小学 1 年生の月額平均の 5,305 円（新入学児童生徒学用品費等を含む）。給与収入 432 万円超は 0 円
 ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2.（4）を参照
- 児童育成手当（東京都）：給与収入 630 万円までは 13,500 円/人×2 人。630 万円超は 0 円
- 018 サポート（東京都）：5,000 円/人×2 人
- 子どもの医療費助成制度（東京都）：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（5～9 歳）の自己負担分 2,667 円
- ひとり親家庭等医療費助成（親）（東京都）：
 - ・給与収入 432 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」（40～44 歳）の自己負担分 3,167 円、432 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除（東京都）：給与収入 432 万円まで 1,170 円。432 万円超は 0 円
- 都営交通費（東京都）：給与収入 432 万円まで都区部交通費 10,161 円（家計調査）。432 万円超は 0 円

図表 2-16 長子10歳＋末子7歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都A区）

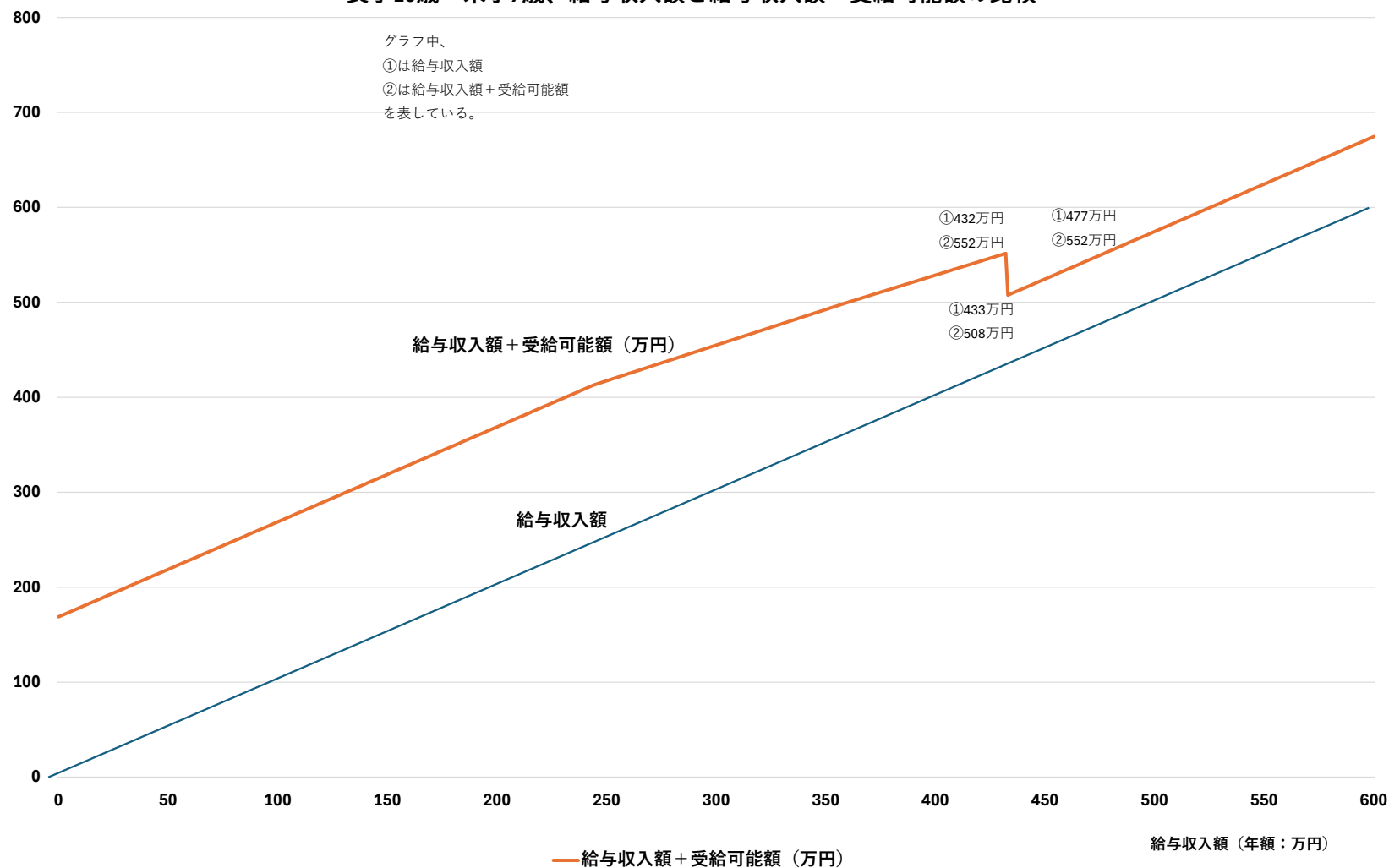


注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成制度(マル乳,マル子,マル青)」と表示している。

図表 2-17 長子 10 歳 + 末子 7 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（東京都 A 区）

給与収入額 + 受給可能額（年額：万円）

長子10歳 + 末子7歳、給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較



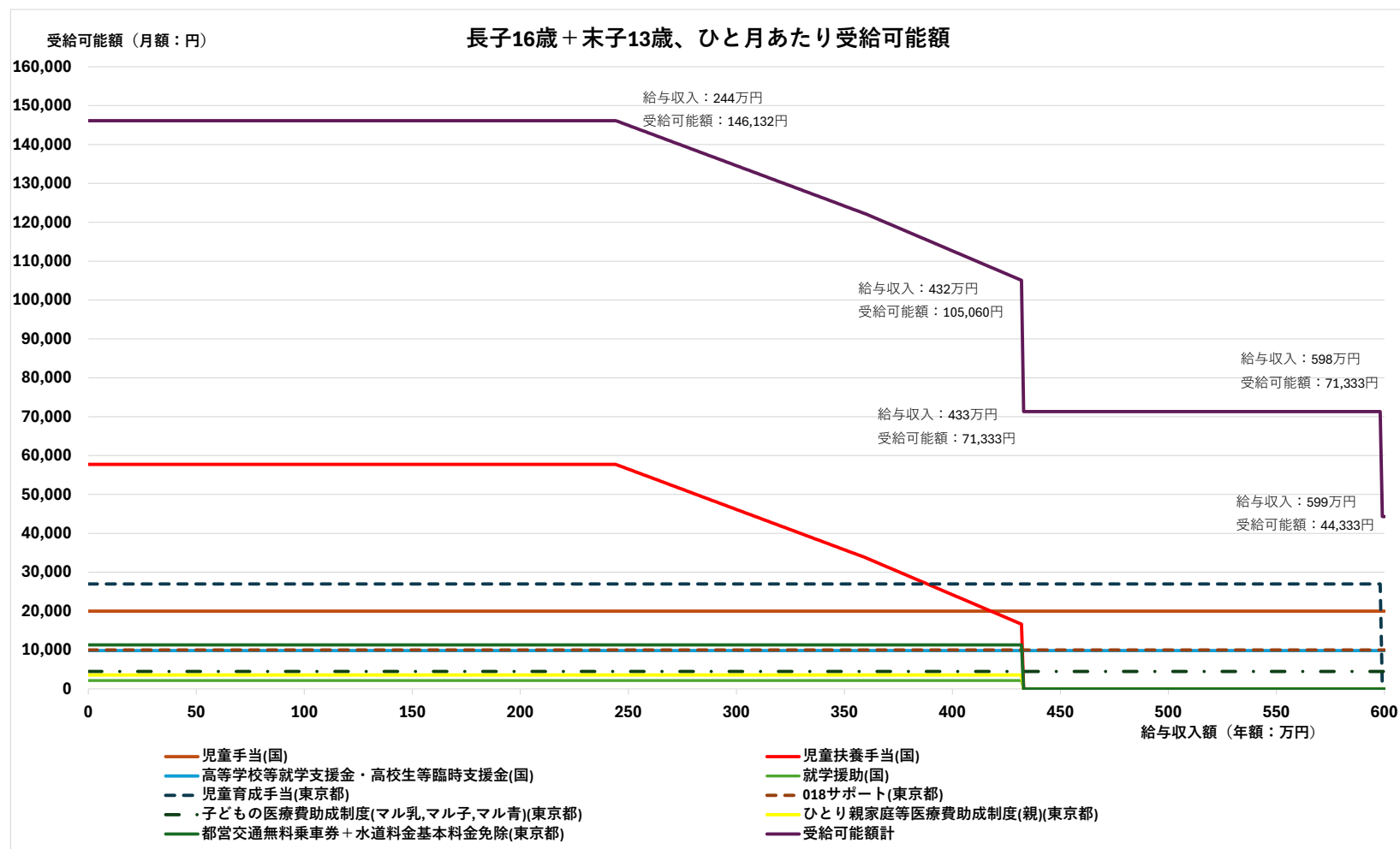
3) 長子 16 歳（高校生）＋末子 13 歳（義務教育就学生）の場合（東京都 A 区）

- 図表 2-18 より、給与収入が 244 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）、児童育成手当（東京都）、末子の就学援助（国）、長子の高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）等の支援を受けられるため、受給可能額合計は月額約 14.6 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 10.5 万円まで減少する。
- 給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動する末子の就学援助（国）、ひとり親家庭等医療費助成(親の自己負担分)(東京都)、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除(東京都)の対象外となるため、給付額合計は月額約 7.1 万円まで低下する。
- 図表 2-19 より、受給可能額合計が月額約 10.5 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」558 万円を得るのは、給与収入が 432 万円から 40 万円増え、472 万円となる時点である。
- 図表 2-18 より、給与収入が 598 万円を超えると、児童育成手当（東京都）の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 4.4 万円まで低下する。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：長子 10,000 円、末子 10,000 円（ともに 3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
 長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(160 万円)）×0.0256619
 末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(160 万円)）×0.0039568
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
 ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 就学援助（国）：給与収入 432 万円まで、末子について中学 1 年生の月額平均の 2,164 円。給与収入 432 万円超は 0 円
 ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2.（4）を参照
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：長子について、月額 9,833 円。
 ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2.（5）を参照。
- 児童育成手当（東京都）：給与収入 598 万円までは 13,500 円/人×2 人。598 万円超は 0 円。
- 018 サポート（東京都）：5,000 円/人×2 人
- 子どもの医療費助成制度（東京都）：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円
- ひとり親家庭等医療費助成（親）（東京都）：
 - ・給与収入 432 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」(45～49 歳)の自己負担分 3,583 円。432 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除（東京都）：給与収入 432 万円まで 1,170 円。432 万円超は 0 円
- 都営交通費(東京都)：給与収入 432 万円まで都区部交通費 10,161 円(家計調査)。432 万円超は 0 円

図表 2-18 長子16歳＋末子13歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都A区）

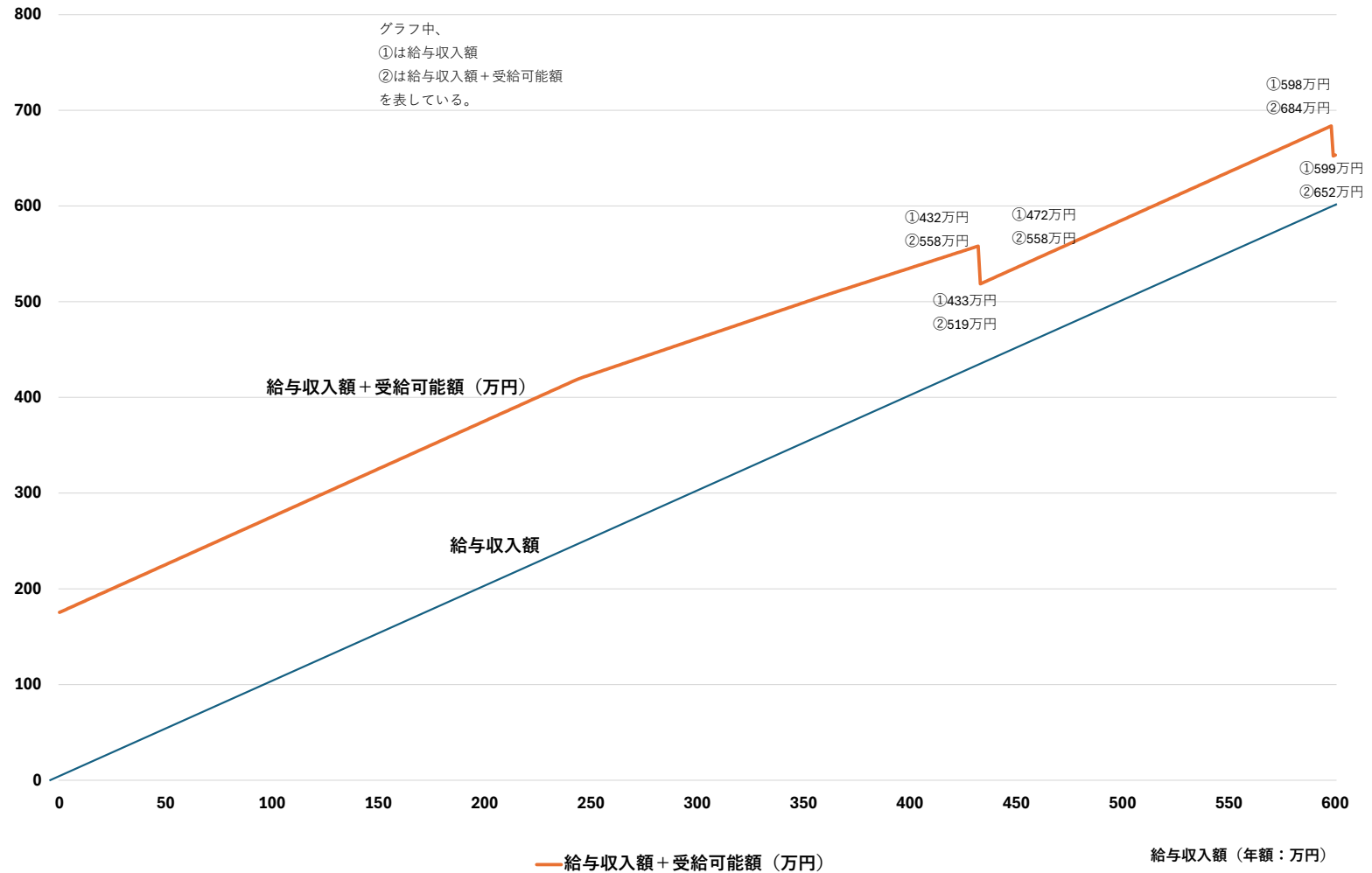


注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成(マル乳,マル子,マル青)」と表示している。

図表 2-19 長子 16 歳 + 末子 13 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（東京都 A 区）

給与収入額 + 受給可能額（年額：万円）

長子16歳 + 末子13歳、給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較



4) 長子 19 歳（大学生）＋末子 16 歳（高校生）の場合（東京都 A 区）

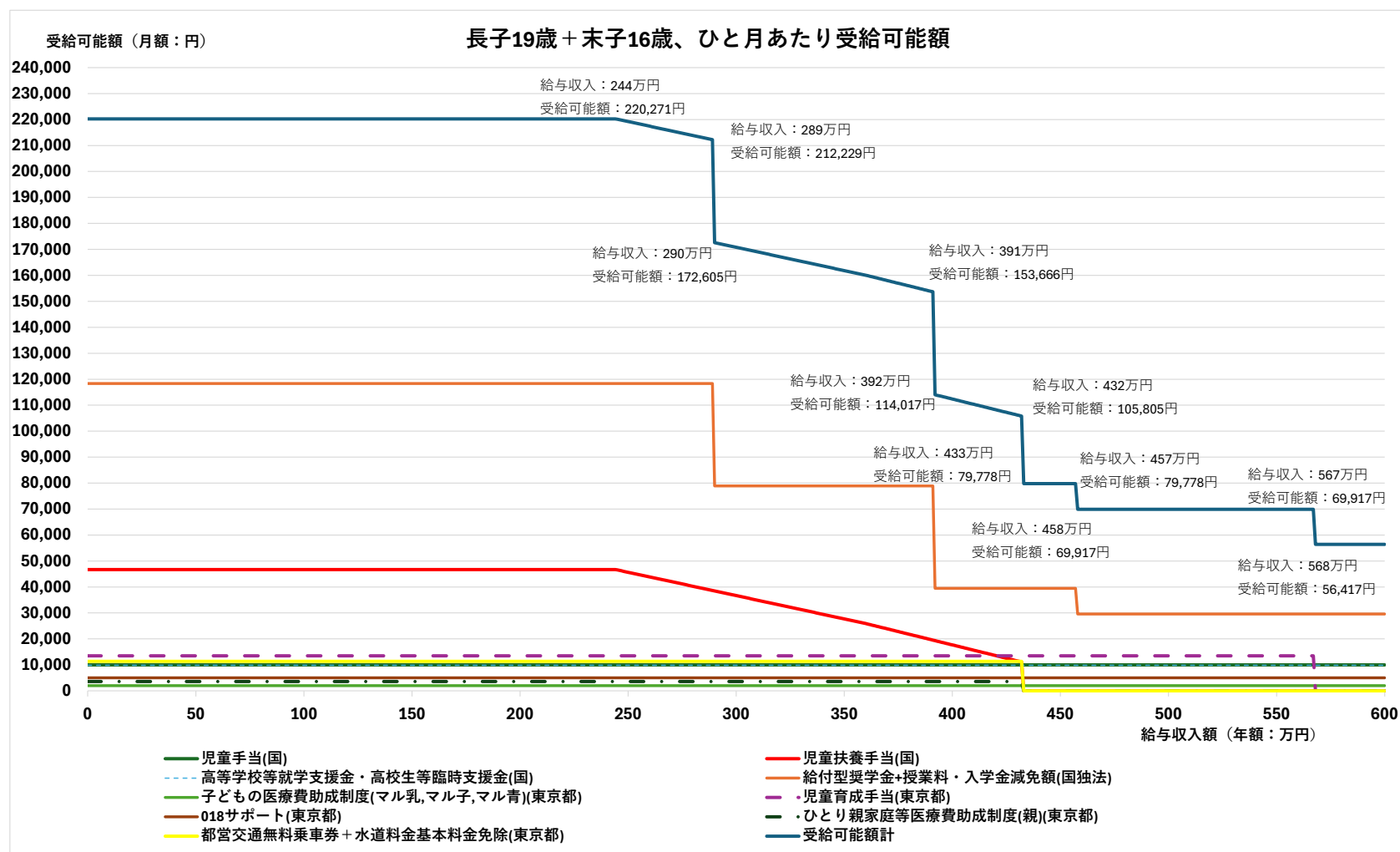
- 図表 2-20 より、給与収入が 244 万円までは、末子（16 歳）の児童扶養手当が満額受給でき、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）や、児童育成手当（東京都）、子どもの医療費助成制度（東京都）、ひとり親家庭等医療費助成（東京都）、長子（19 歳）の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）を満額受給（第Ⅰ区分）できるため、受給可能額合計は月額約 22 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、末子の児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 289 万円を超えると、長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 2/3 支援（第Ⅱ区分）となるため、受給可能額合計は月額約 21.2 万円から 17.3 万円へ減少となる。さらに給与収入の増加と共に、末子の児童扶養手当が減少するため、受給可能額合計は逓減し続ける。
- 図表 2-21 より、受給可能額合計が月額約 21.2 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」544 万円を得るのは、給与収入が 289 万円から 61 万円増え、350 万円となる時点である。
- 図表 2-20 より給与収入が 391 万円を超えると、長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 1/3 支援（第Ⅲ区分）となるため、受給可能額合計は月額約 15.4 万円から 11.4 万円となる。さらに給与収入の増加と共に、末子の児童扶養手当が減少するため、受給可能額合計は逓減し続ける。
- 給与収入が 432 万円を超えると、末子の児童扶養手当（国）が停止され、それに連動する、ひとり親家庭等医療費助成（親の自己負担分）（東京都）、都営交通無料乗車券や水道料金基本料金免除（東京都）の対象外となるため、給付額合計は月額約 10.6 万円から 8 万円となる。さらに給与収入が 457 万円を超えると長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 1/3 支援（第Ⅲ区分）となるため、受給可能額合計は月額 8 万円から 7 万円へ減少となる。
- 図表 2-21 より、給与収入の増加に伴い、「給与収入＋受給可能額合計の合算額（年額）」は、増加と減少を繰り返す。受給可能額合計が月額 15.4 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」575 万円を得るのは、給与収入が 391 万円から 100 万円増え、491 万円となる時点である。
- 図表 2-20 より給与収入（年額）が 567 万円（年額）を超えると、末子の児童育成手当（東京都）が対象外となるため、受給可能額合計は月額 7 万円から 5.6 万円へ減少となる。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：末子について 10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは末子について 46,690 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは、末子について次式によって算出。
 $46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(175 \text{ 万円})) \times 0.0256619$
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
 ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）：末子について 9,833 円
 ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2. (5) を参照。
- 給付型奨学金、授業料・入学金の減免（国独法）：
 - ・給与収入 289 万円までは、奨学金 38,333 円、授業料減免 58,333 円、入学金減免 21,667 円（第Ⅰ区分：満額支援）

- ・給与収入 289 万円超 391 万円までは、奨学金 25,556 円、授業料減免 38,889 円、入学金減免 14,444 円（第Ⅱ区分：2/3 支援）
- ・給与収入 391 万円超 457 万円までは、奨学金 12,778 円、授業料減免 19,444 円、入学金減免 7,222 円（第Ⅲ区分：1/3 支援）
- ・給与収入 458 万円超 677 万円までは、奨学金 9,583 円、授業料減免 14,583 円、入学金減免 5,417 円（第Ⅳ区分：1/4 支援）
- 児童育成手当(東京都)：末子について、給与収入 567 万円まで 13,500 円。567 万円超は 0 円
- 018 サポート（東京都）：末子について 5,000 円
- 子どもの医療費助成制度（東京都）：末子について厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円
- ひとり親家庭等医療助成（親）（東京都）：
- ・給与収入 432 万円までは厚生労働省「年齢階級別医療費」(45～49 歳)の自己負担分 3,583 円。432 万円超は 0 円
- 水道料金基本料金等の免除（東京都）：給与収入 432 万円まで 1,170 円。432 万円超は 0 円
- 都営交通費(東京都)：給与収入 432 万円まで都区部交通費 10,161 円(家計調査)。432 万円超は 0 円

図表 2-20 長子19歳＋末子16歳の場合のひと月あたり受給可能額（東京都A区）

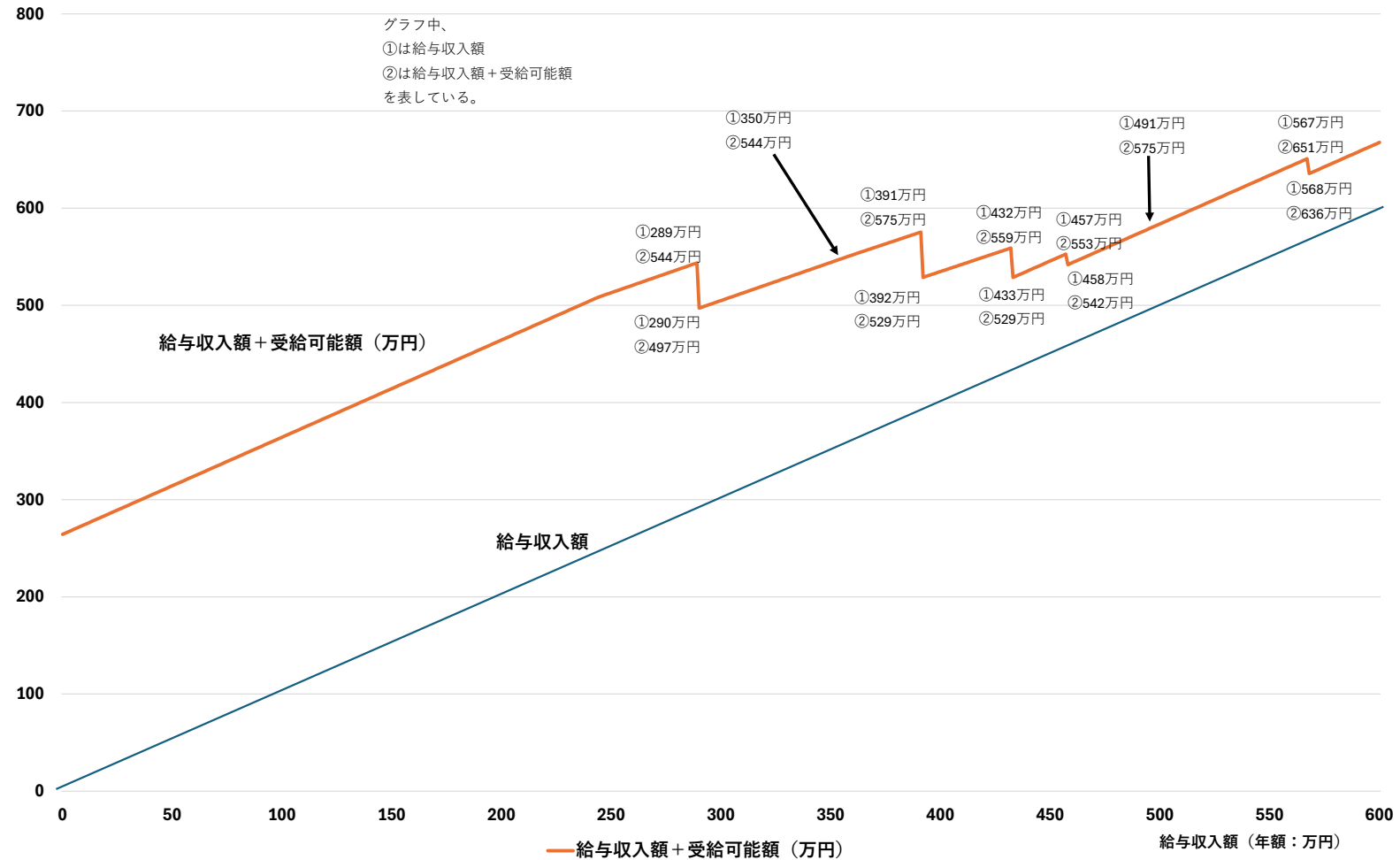


注：グラフでは、乳幼児医療費助成制度(マル乳)、義務教育就学児医療費助成制度(マル子)、高校生等医療費助成制度(マル青)を一括して、「子どもの医療費助成(マル乳,マル子,マル青)」と表示している。

図表 2-21 長子 19 歳 + 末子 16 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（東京都 A 区）

給与収入額 + 受給可能額（年額：万円）

長子19歳 + 末子16歳、給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較

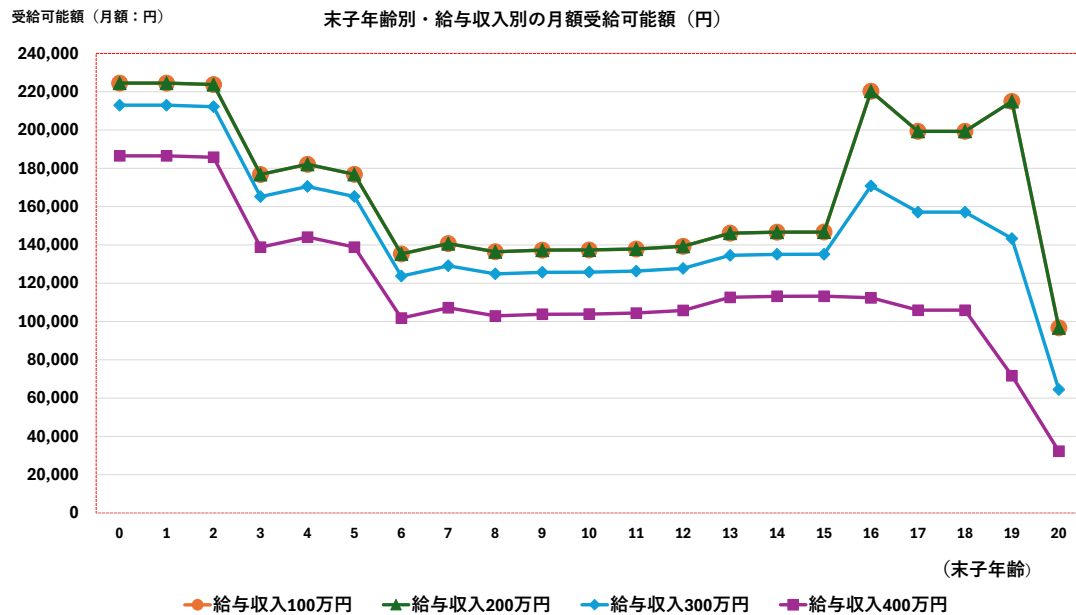


5) 末子の年齢別・給与収入別給付額の比較（東京都 A 区）

- 図表 2-22 は以下のケース a、図表 2-23 は以下のケース b の場合を表す。
 - ケース a：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
 - ケース b：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているため、これを現物給付であるとみなして試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める⁷。
- 末子と末子より 3 歳年長の長子を扶養するひとり親世帯での、末子の年齢別・給与収入（年額）別に、受給可能額（月額）を見ると、全体として、給与収入額が大きいほど、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 100 万円と 200 万円では、受給可能額は同額である。これは、子どもが 2 人いるために、児童扶養手当等の各種の給付の所得限度額が上がり、給与収入 200 万円でも全額給付の対象となるためである。
- 給与収入が 400 万円になると、児童扶養手当と、それに連動する就学援助、ひとり親家庭等医療費助成（親の自己負担分）（東京都）、都営交通費無料乗車券や水道料金の免除が受けられなくなるため、受給可能額は小さくなる。
- 3～5 歳児の保育無償化を受給可能額に含めるケース a の場合、末子が 5 歳児までは保育の無料化による受給可能額が大きい。また、7～15 歳児までは、就学援助を受けられるが、乳幼児対象の保育の無料化ほど大きくはない。（図表 2-22）
- 3～5 歳児の保育の無償化を現物給付と捉え、受給可能額に含めないケース b の場合は、末子が 3～5 歳児である世帯の受給可能額は、就学援助を受けられる 7～15 歳児までを持つ世帯の受給可能額と、ほぼ同額となる（図表 2-23）。
- 末子が 7 歳から 12 歳までの間は、長子と末子の 2 人分の就学援助を受けられる。
- 末子が 13 歳から 15 歳までの間は、末子が就学援助、長子が高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）を受けられるため、末子・長子とも小中学生の時期よりも、受給可能額は若干高くなる。
- 末子が 16 歳から 18 歳までの間は、給与収入に関わらず、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）を受けられ、長子が給付奨学金、および入学金（19 歳のみ）・授業料減免を受けられるため、受給可能額は大きくなる。
- 末子が 20 歳時点では、末子の給付奨学金、授業料減免のみとなるため、受給可能額は大きく減少する。

⁷ ただし、東京都の場合、所得水準に関わらず保育の無償化を実施しているので、0～2 歳児を持つ住民税非課税世帯以外も保育料相当分を受給可能額であるとして、試算対象に含めている。したがって、東京都 A 区における受給額の試算では、a の場合も b の場合も、0～2 歳児を持つ全世帯で保育料相当額を受給可能額として試算している。

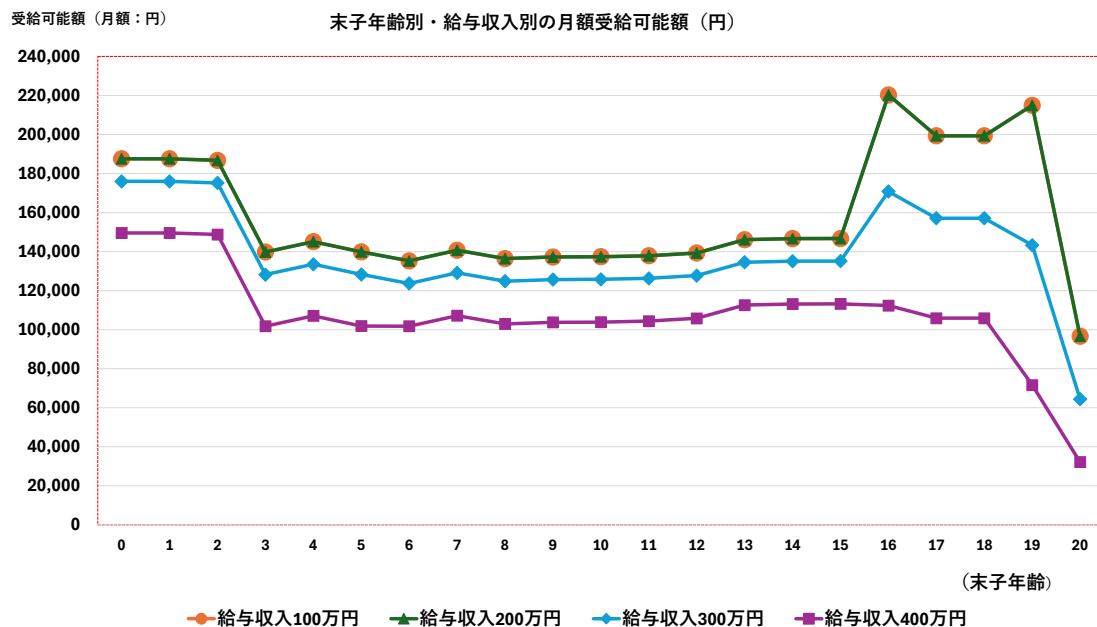
図表 2-22 末子年齢別・給与収入別の月額給付可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含める場合)
(東京都A区)



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-23 末子年齢別・給与収入別の月額給付可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含めない場合)
(東京都A区)



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

(2) 兵庫県 B 市の場合

兵庫県 B 市で試算対象とした給付制度は、以下のとおり。

図表 2-24 兵庫県 B 市で試算対象とした給付制度

制度主体		国	国	国	国	国	国独法	兵庫県	B市	B市	B市	B市
制度名		児童手当	児童扶養手当	幼児教育・保育の無償化	就学援助	高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	給付奨学金 + 授業料・入学金減免	母子家庭等医療費給付事業	第2子以降の保育料の無料化	こども医療費助成	副食費の無償化	高校生対象給付型奨学金※2
子どもの年齢	0～2歳	○	○	○					○	○		
	3～5歳	○	○	○					○	○	○	
	小学生	○	○		○					○		
	中学生	○	○		○					○		
	高校生	○	○			○				○		○
	18歳超※1						○					
親								○				
所得制限		なし	あり	あり	あり	なし	あり	あり	なし	なし	一部あり	あり

※1：「18歳超」とは、18歳になった後、最初の3月31日を迎えた後の子どものこと。

※2：給付対象として150名程度を選考、という制限はあるが、児童扶養手当受給世帯を中心に、支援対象が比較的に広くカバーされていることから、受給可能額の試算対象に含める。

なお、本試算に含めなかった給付金や補助金制度も含め、対象とした地方自治体によるひとり親家庭支援制度（金銭給付のある制度に限定）の概要については、第3章を参照されたい。

① 親 1 人 + 子 1 人の場合

1) 子 2 歳(就学前乳幼児)の場合（兵庫県 B 市）

- 図表 2-25 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）、保育の無償化（国）等を満額受給できるため、受給可能額合計は月額約 10.9 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、また、母子家庭等医療費給付事業（兵庫県）の対象外となるため、受給可能額合計も減少を始める。給与収入が 204 万円を超えると、子どもが保育の無償化(国)の対象から外れるため、受給可能額合計は月額約 6.3 万円まで低下する。
- 給与収入が 385 万円になるまでに、児童扶養手当の一部支給額の逓減が続くため、受給可能額合計は月額約 3 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止されるため、受給可能額合計は月額約 1.9 万円まで低下する。
- 図表 2-26 より、受給可能額合計が月額約 10.5 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額合計の合算額（年額）」330 万円を得るのは、給与収入が 204 万円から 65 万円増え、269 万円となる時点である。
- 図表 2-26 より、給付額合計が月額約 3 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」421 万円を得るのは、給与収入が 385 万円から 14 万円増え、399 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

○児童手当（国）：15,000 円（3 歳未満）

○児童扶養手当（国）：

・給与収入 190 万円までは 46,690 円。

・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。

$46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(107 \text{ 万円})) \times 0.0256619$

「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。

・給与収入 385 万円超は 0 円

※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。

○保育の無償化（国）：

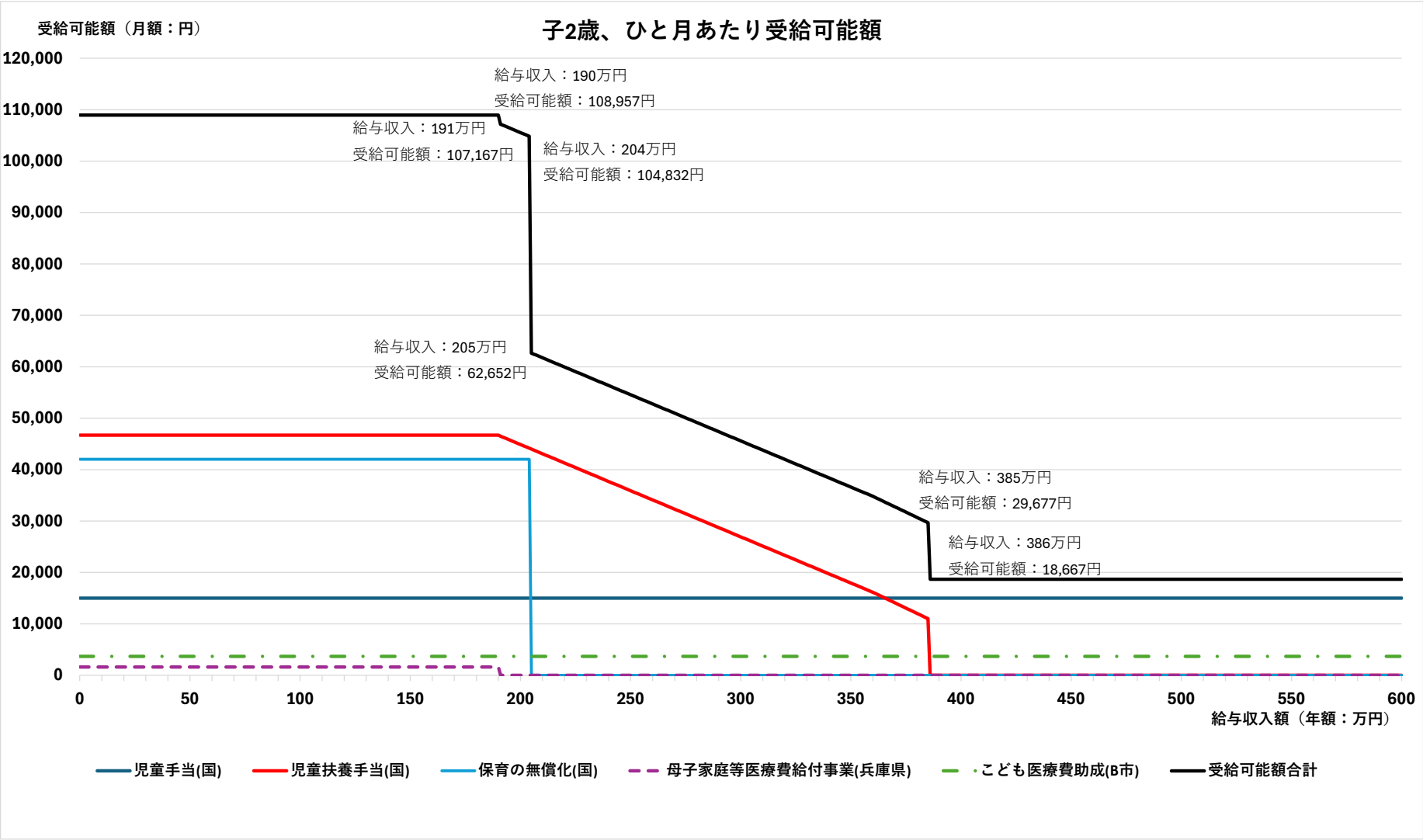
・住民税非課税世帯（給与収入 204 万円まで）について、0～2 歳児は、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 4.2 万円

○母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）

・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 190 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円

○こども医療費助成（B 市）：厚生労働省「年齢階級別医療費」（0～4 歳）の自己負担分 3,667 円

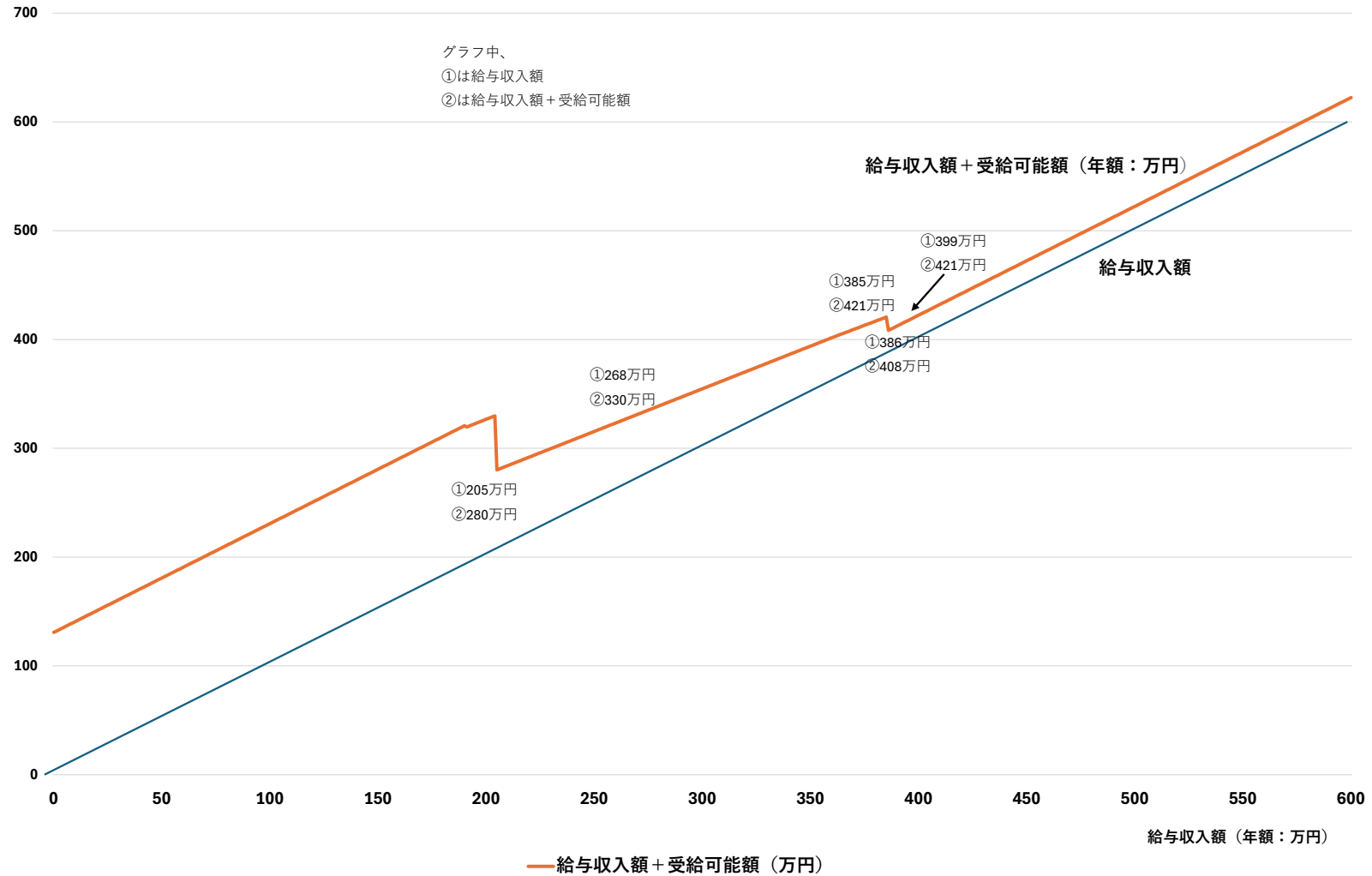
図表 2-25 子2歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県B市）



図表 2-26 子2歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（兵庫県B市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子2歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



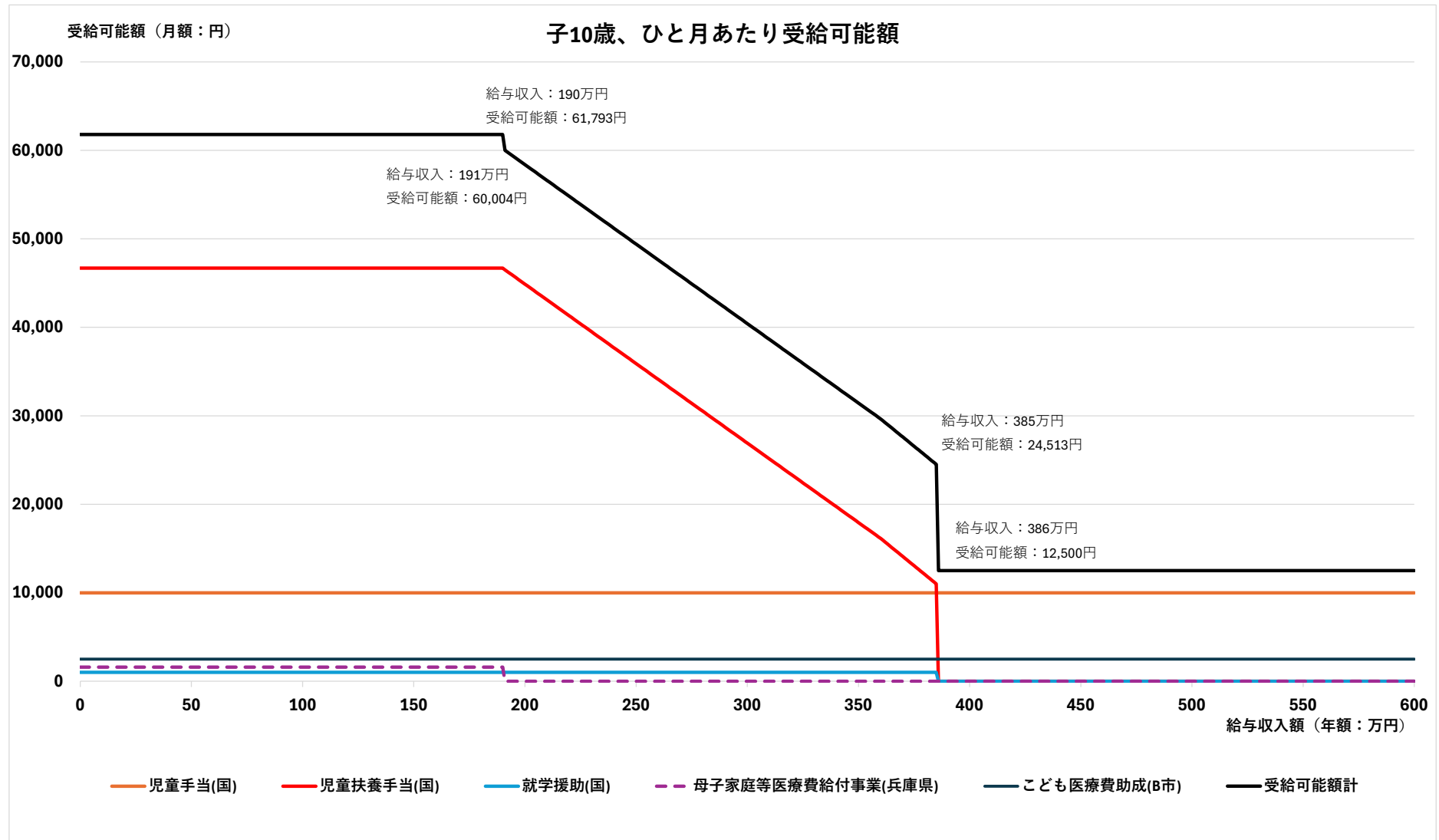
2) 子 10 歳(義務教育就学生)の場合 (兵庫県 B 市)

- 図表 2-27 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）等を満額受給できるため、受給可能額合計は月額約 6.2 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、また、母子家庭等医療費給付事業（兵庫県）の対象外となるため、受給可能額合計も減少を始める。
- 給与収入が 385 万円になるまでに、児童扶養手当の一部支給額の逓減が続くため、受給可能額合計は月額約 2.5 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動する就学援助（国）の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 1.3 万円まで低下する。
- 図表 2-28 より、受給可能額合計が月額約 2.5 万円であった時の「給与収入＋受給可能額合計の合算額（年額）」414 万円を得るのは、給与収入 385 万円から 14 万円増え、399 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：15,000 円（3 歳未満）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。
 $46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(107 \text{ 万円})) \times 0.0256619$
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円
※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 就学援助（国）：給与収入 385 万円まで小学 4 年生の月額平均 1,003 円。385 万円超は 0 円
※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2. (4) を参照
- 母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）：
 - ・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 190 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円
- こども医療費助成（B 市）：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円

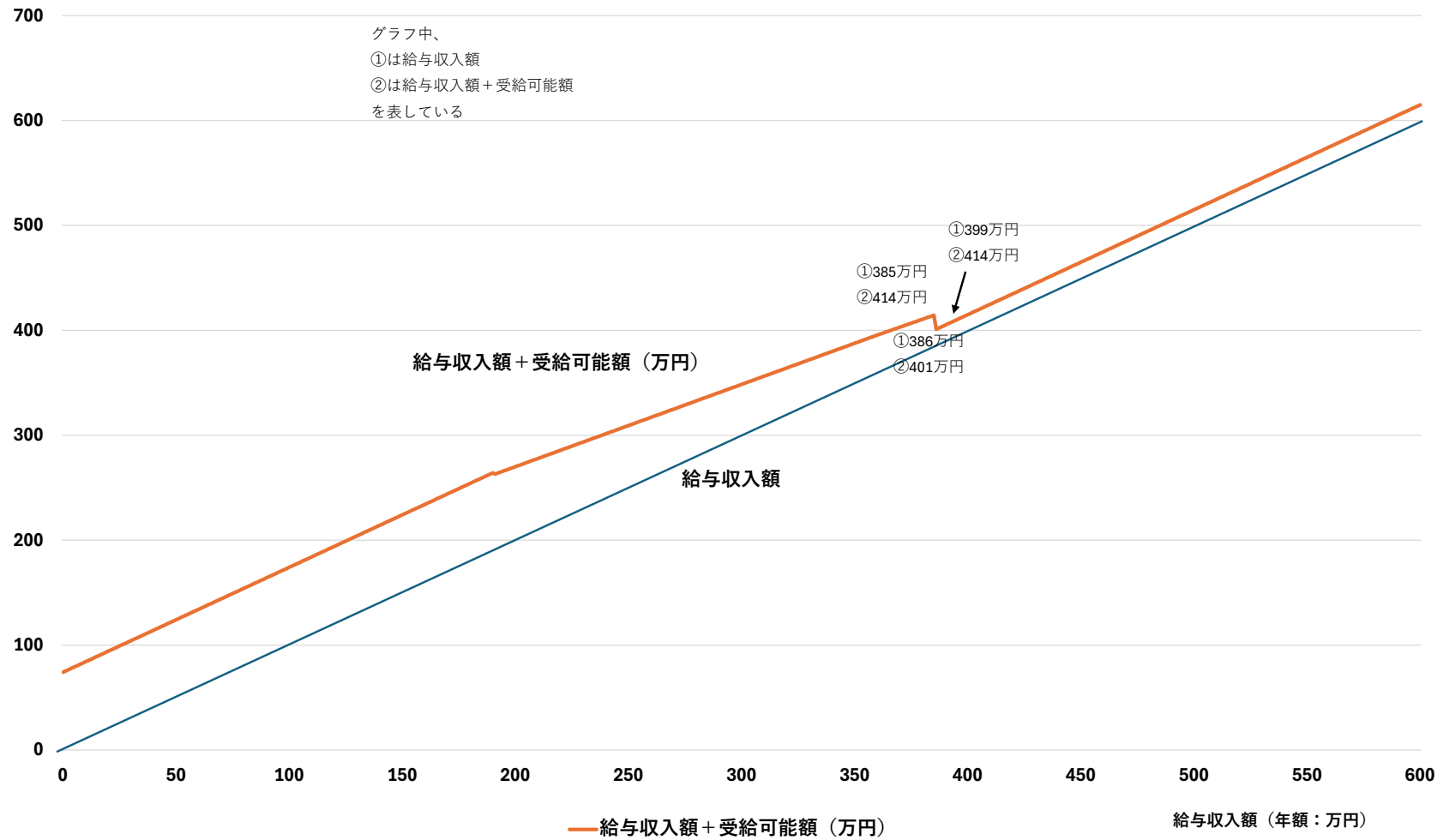
図表 2-27 子10歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県B市）



図表 2-28 子10歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（兵庫県B市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子10歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



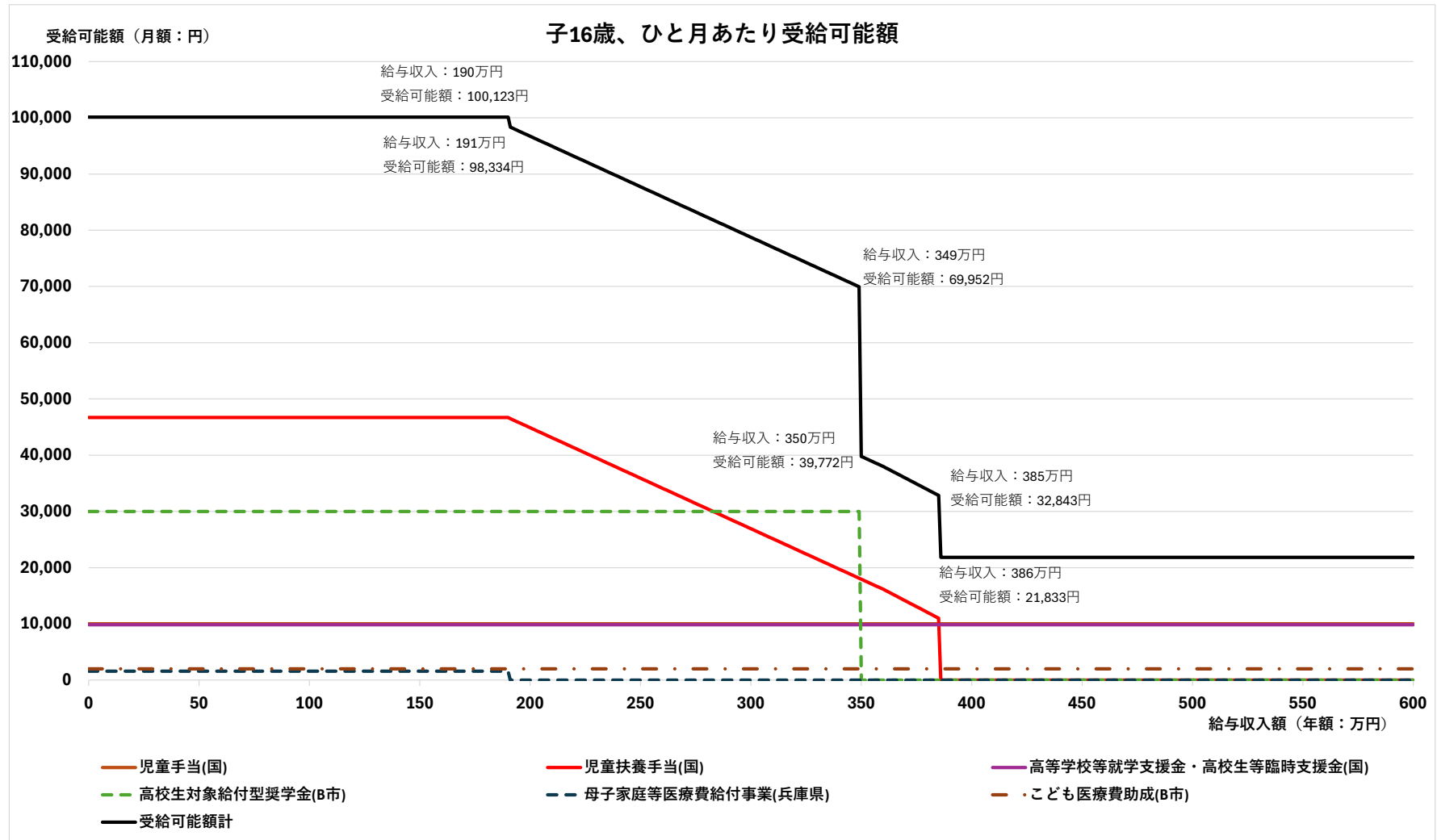
3) 子 16 歳(高校生)の場合 (兵庫県 B 市)

- 図表 2-29 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）を満額受給でき、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）、高校生対象給付型奨学金（B 市）等の支援を受けられるため、受給可能額合計は月額約 10 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、また、母子家庭等医療費給付事業（兵庫県）の対象外となるため、受給可能額合計も減少を始める。
- 給与収入が 349 万円になるまでに、児童扶養手当の一部支給額の逓減が続くため、受給可能額合計は月額約 7 万円まで減少する。
- 給与収入が 350 万円以上になると、高校生対象給付型奨学金（B 市）の支援を受けられなくなるため、受給可能額合計は月額約 4 万円まで減少する。
- 児童扶養手当の給付額が逓減を続けるため、給与収入が 385 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 3.3 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止されるため、受給可能額合計は月額約 2.2 万円まで低下する。
- 図表 2-30 より、受給可能額合計が月額 7 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」434 万円を得るには、給与収入が 349 万円から 58 万円増え、407 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。
 $46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(122 \text{ 万円})) \times 0.0256619$
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円
※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：9,833 円
※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2. (5) を参照。
- 高校生対象給付型奨学金(B 市)：給与年収 350 万円未満の世帯に対して、
 - ・入学準備金：30 万円（高校入学時＝16 歳）
 - ・在学時支援金：5,000 円/月
- 母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）
 - ・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 190 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円
- こども医療費助成（B 市）：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円

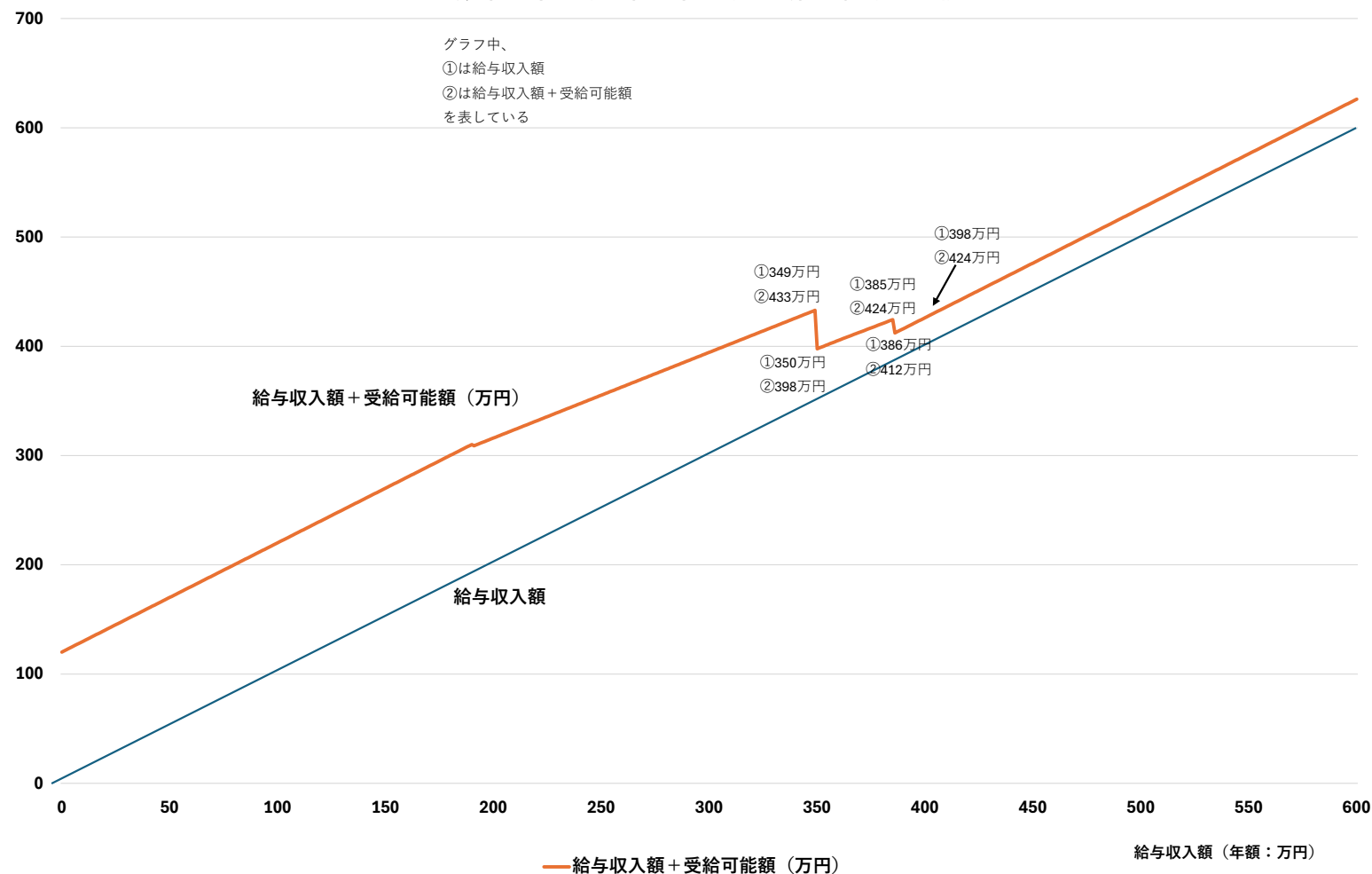
図表 2-29 子 16 歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県 B 市）



図表 2-30 子 16 歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（兵庫県 B 市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子16歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



4) 子 19 歳(大学生)の場合 (兵庫県 B 市)

- 子 19 歳 (大学生) の場合、受給できる給付金は、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) のみである。
- 図表 2-31 より、給与収入が 229 万円までは、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) を満額受給 (第 I 区分) できるため、受給可能額合計は月額約 11.8 万円となる。
- 給与収入が 229 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 2/3 支援 (第 II 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 7.9 万円となる。
- 図表 2-32 より、受給可能額合計が月額約 11.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」371 万円を得るのは、給与収入が 229 万円から 47 万円増え、276 万円となる時点である。
- 図表 2-31 より、給与収入が 332 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 1/3 支援 (第 III 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 3.9 万円となる。
- 図表 2-32 より、受給可能額合計が月額約 7.9 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」427 万円を得るのは、給与収入が 332 万円から 48 万円増え、380 万円となる時点である。
- 図表 2-31 より、給与収入が 402 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 1/4 支援 (第 IV 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 3 万円となる。
- 図表 2-32 より、受給可能額合計が月額約 3.9 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」449 万円を得るのは、給与収入が 402 万円から 11 万円増え、413 万円となる時点である。

【試算で用いた値 (受給可能額は月額)】

○給付型奨学金、授業料・入学金の減免 (国独法) :

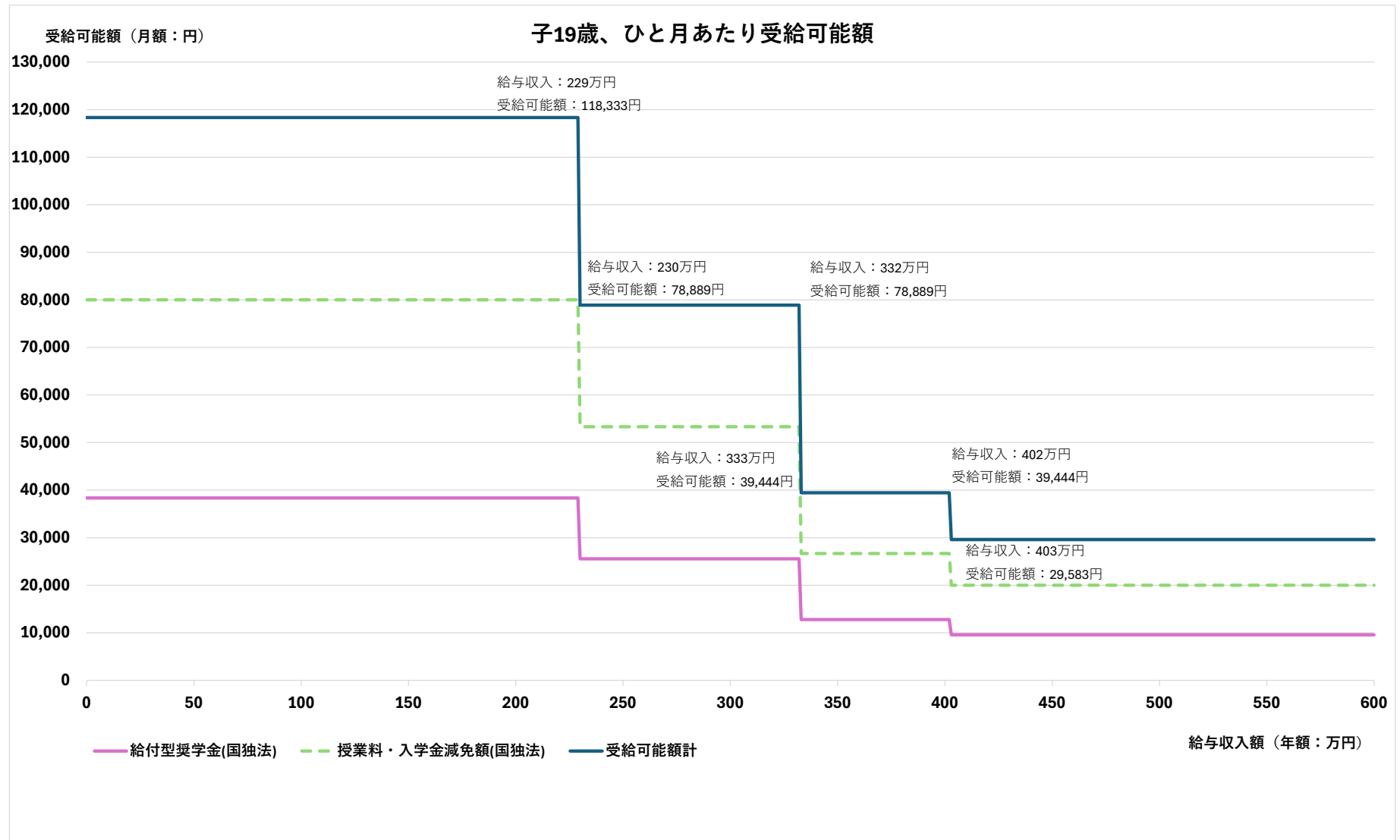
・給与収入 229 万円までは、奨学金 38,333 円、授業料減免 58,333 円、入学金減免 21,667 円 (第 I 区分 : 満額支援)

・給与収入 229 万円超 332 万円までは、奨学金 25,556 円、授業料減免 38,889 円、入学金減免 14,444 円 (第 II 区分 : 2/3 支援)

・給与収入 333 万円超 402 万円までは、奨学金 12,778 円、授業料減免 19,444 円、入学金減免 7,222 円 (第 III 区分 : 1/3 支援)

・給与収入 402 万円超 649 万円までは、奨学金 9,583 円、授業料減免 14,583 円、入学金減免 5,417 円 (第 IV 区分 : 1/4 支援)

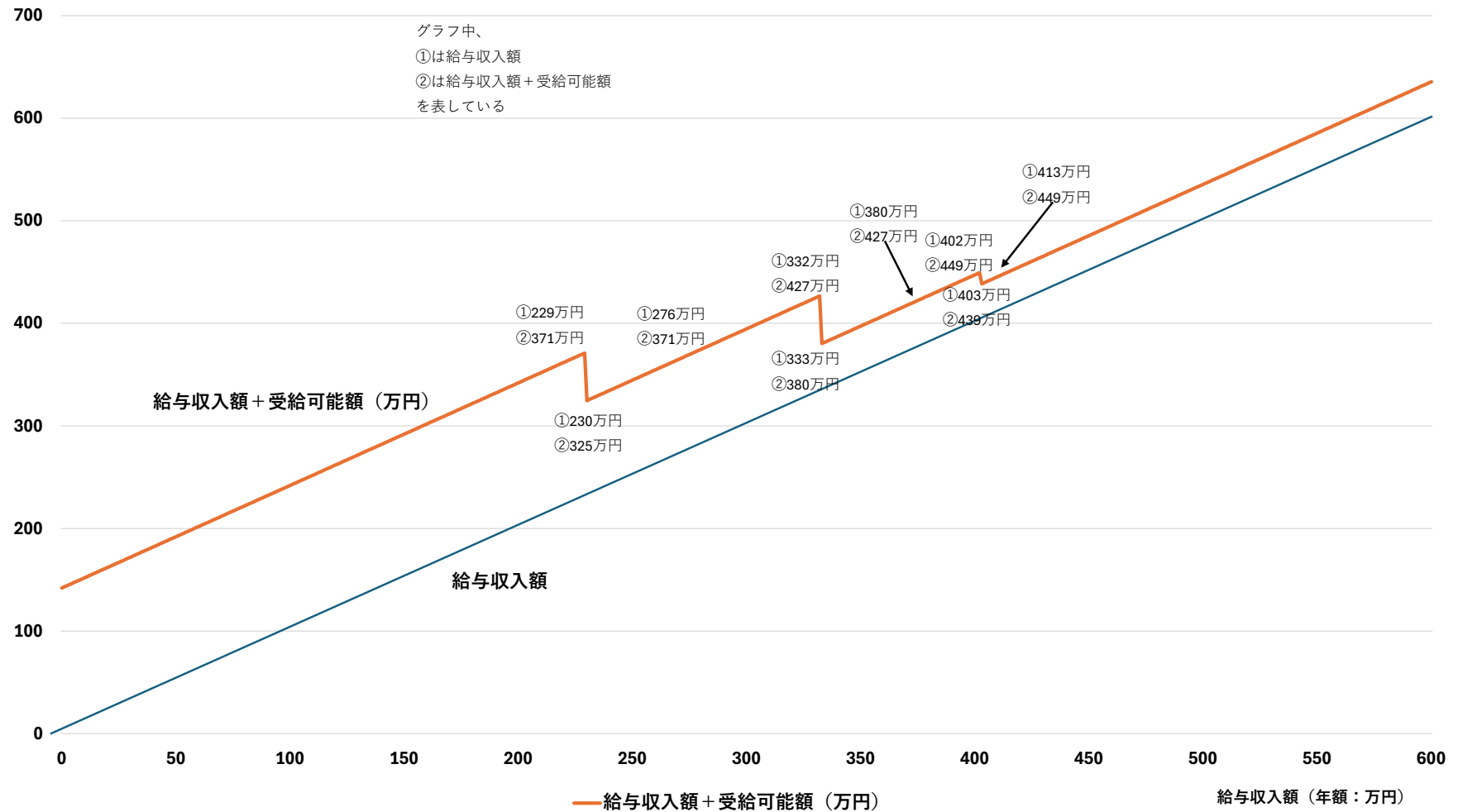
図表 2-31 子19歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県B市）



図表 2-32 子19歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（兵庫県B市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子19歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



5) 子どもの年齢別・給与収入別受給可能額の比較（兵庫県 B 市）

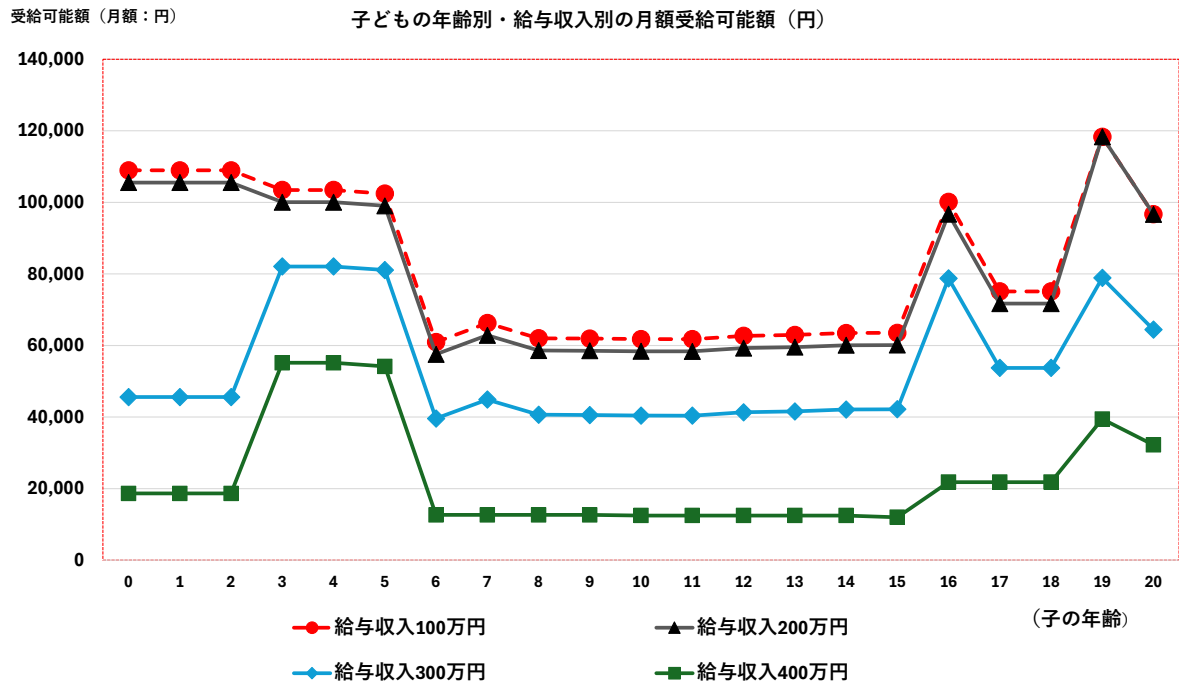
- 以下の図表 2-33 はケース a、図表 2-34 はケース b の場合を表す。

○ケース a：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。

○ケース b：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず無償化が実現しているため、これを現物給付であるとみなして試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める⁸。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める
- 子どもの年齢別・給与収入別に、受給可能額（月額）を見ると、全体として、給与収入額が大きいほど、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 100 万円と 200 万円では、100 万円の方が児童扶養手当が全部支給であることと、母子家庭等医療費給付事業の対象となる分、3,400 円程度多くなっている。
- 給与収入が 300 万円になると、児童扶養手当の一部支給額がさらに小さくなるため、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 400 万円になると、児童扶養手当と、それに連動する就学援助が受けられなくなること、また、高校生対象給付型奨学金の支援を受けられなくなるため、受給可能額はさらに小さくなる。
- 3～5 歳児の保育無償化を受給可能額に含めるケース a の場合、5 歳児までは保育の無料化による受給可能額が大きい。また、7～15 歳児までは、就学援助を受けられるが、保育の無料化ほど大きくはない（図表 2-33）。
- 3～5 歳児の保育の無償化を現物給付と捉え、受給可能額に含めないケース b の場合は、3～5 歳児を持つ世帯の受給可能額は、就学援助を受けられる 7～15 歳児までを持つ世帯の受給可能額と、ほぼ同額まで小さくなる（図表 2-34）。
- 16 歳から 18 歳までは、給与収入に関わらず、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)を受けられる。また、給与収入 350 万円未満では、B 市の高校生対象給付型奨学金の支援を受けることができ、両者の規模は就学援助よりも大きい。高校入学時の 16 歳時点では、入学準備金（教科書代、学生服、タブレット費用等）があるため、特に大きくなる。
- 19 歳、20 歳では、給付奨学金、および入学金（19 歳のみ）・授業料減免の給付額が大きい、給与年収が高くなると支援額が小さくなる。

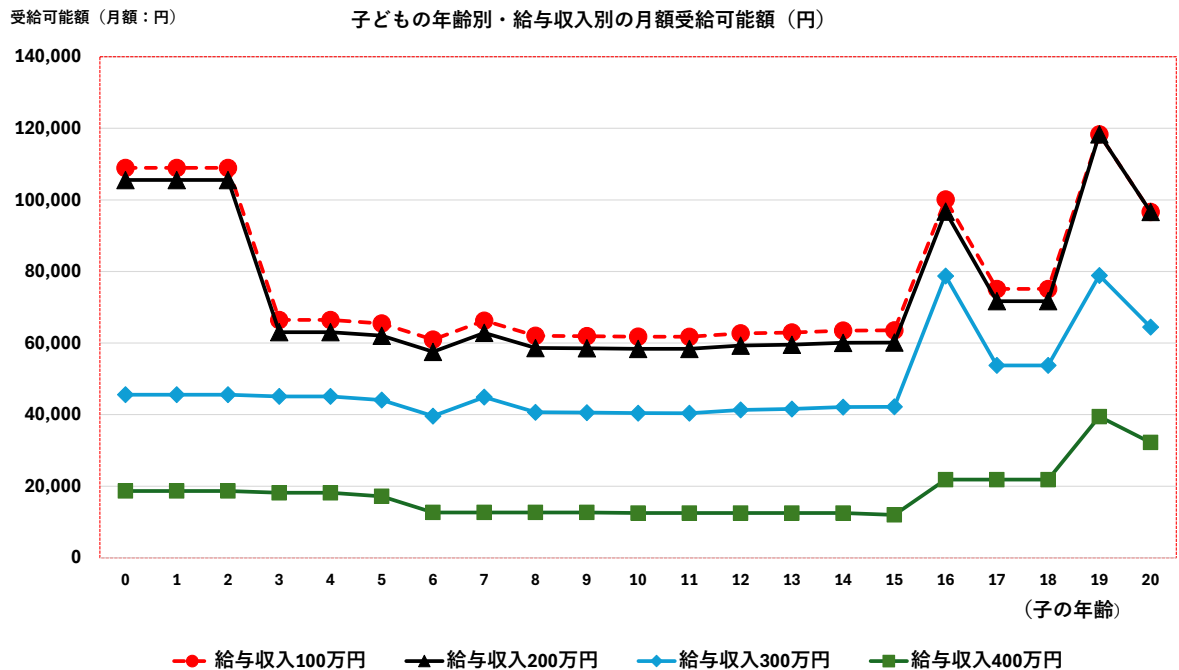
⁸兵庫県 B 市の場合、所得水準に関わらず、3～5 歳児の副食費を無償化しているため、副食費無償化分については、所得水準に関わらず試算対象に含めている。

図表 2-33 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額(3～5歳の保育無償化を含める場合)(兵庫県B市)



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-34 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額(3～5歳の保育無償化を含めない場合)(兵庫県B市)



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

② 親 1 人 + 子 2 人 の 場 合

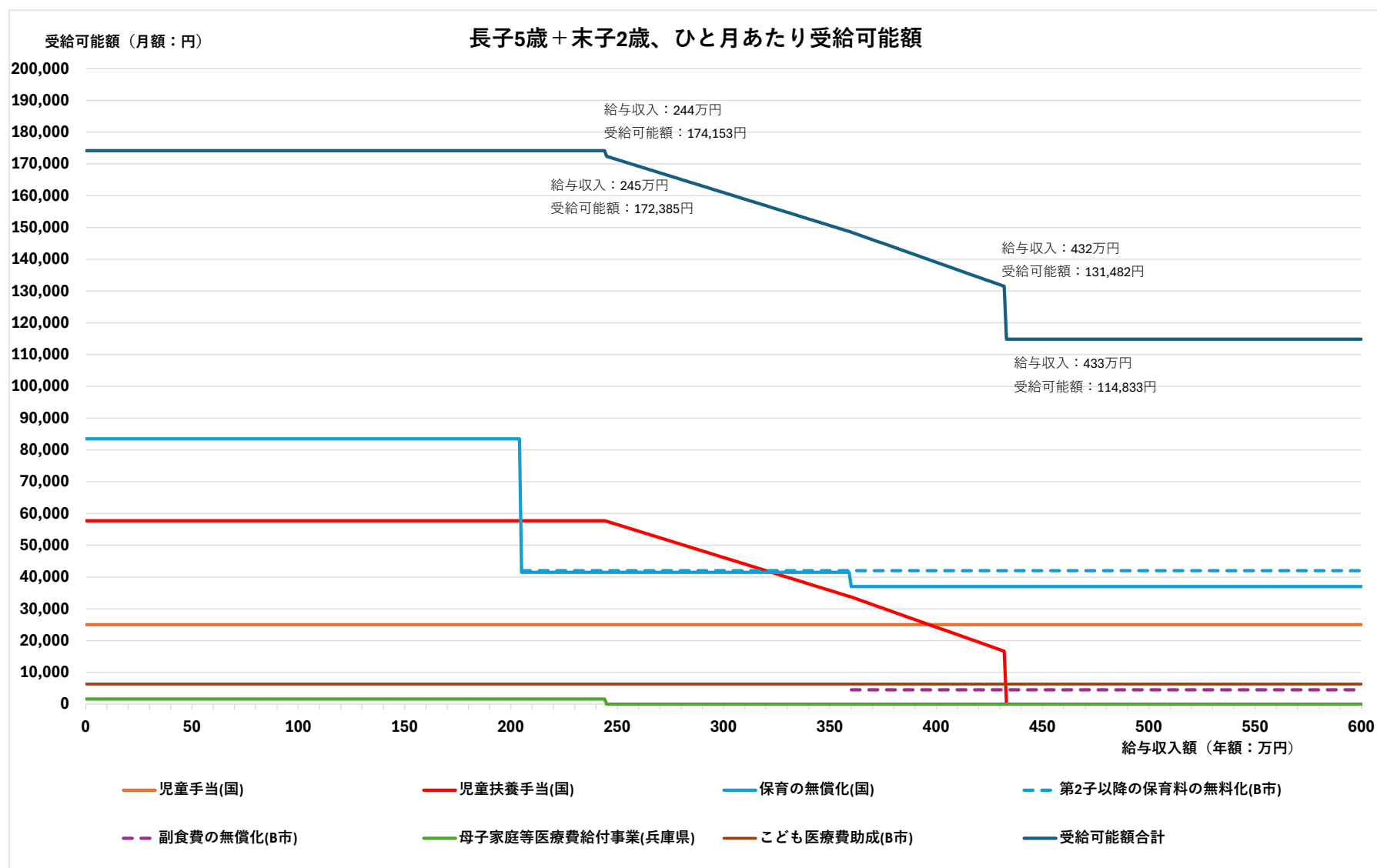
1) 長子 5 歳（就学前幼児） + 末子 2 歳（就学前乳幼児） の 場 合（兵庫県 B 市）

- 図表 2-35 より、給与収入が住民税非課税相当の 204 万円を超えると、末子（2 歳）に関する国の保育無償化は受けられなくなるが、代わりに B 市の第 2 子以降の保育の無料化を受けられるようになるため、給与収入が 244 万円までは、長子・末子とも児童手当（国）、児童扶養手当（国）を満額受給できることにより、受給可能額合計は月額約 17.4 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、連動して親は、母子家庭等医療費給付事業の対象外となる。
- 児童扶養手当の逓減が続く、給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 13.1 万円まで減少する。
- 給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、受給可能額合計は月額約 11.5 万円まで低下する。
- 図表 2-36 より、受給可能額合計が月額約 13.1 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」590 万円を得るのは、給与収入が 432 万円から 20 万円増え、452 万円となる時点である。

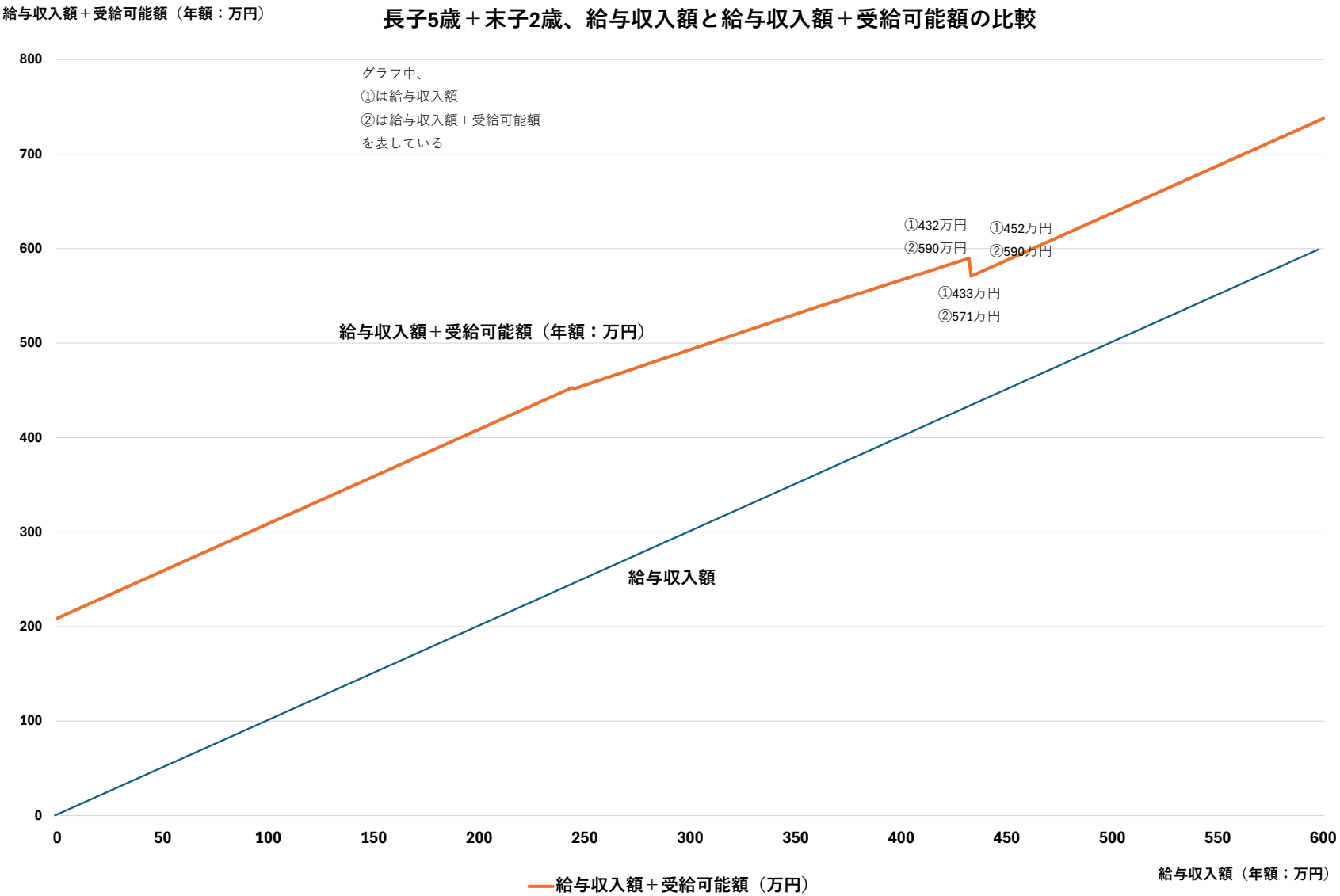
【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：長子 10,000 円（3 歳以上子高校生年代まで）、末子 15,000 円（3 歳未満）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0256619
末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0039568
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
- ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 保育の無償化（国）：
 - ・長子（5 歳）は、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 3.7 万円
 - ・末子（2 歳）は、住民税非課税世帯（給与収入 204 万円まで）について、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 4.2 万円
 - ・給与収入 360 万円未満には、長子（5 歳）の副食費 4,500 円
- 3～5 歳児の副食費の無償化（B 市）：給与収入に関わらず、長子（5 歳）の副食費 4,500 円
- 第二子以降の保育料無料化（B 市）：末子（2 歳）について、給与収入に関わらず、国の認可外保育施設の場合と同額の上限額 4.2 万円
- 母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）
 - ・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 244 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円
- こども医療費助成（B 市）：
 - ・長子：年齢階級別医療費（5～9 歳）の自己負担分 2,667 円
 - ・末子：年齢階級別医療費（0～4 歳）の自己負担分 3,667 円

図表 2-35 長子5歳＋末子2歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県B市）



図表 2-36 長子 5 歳 + 末子 2 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（兵庫県 B 市）



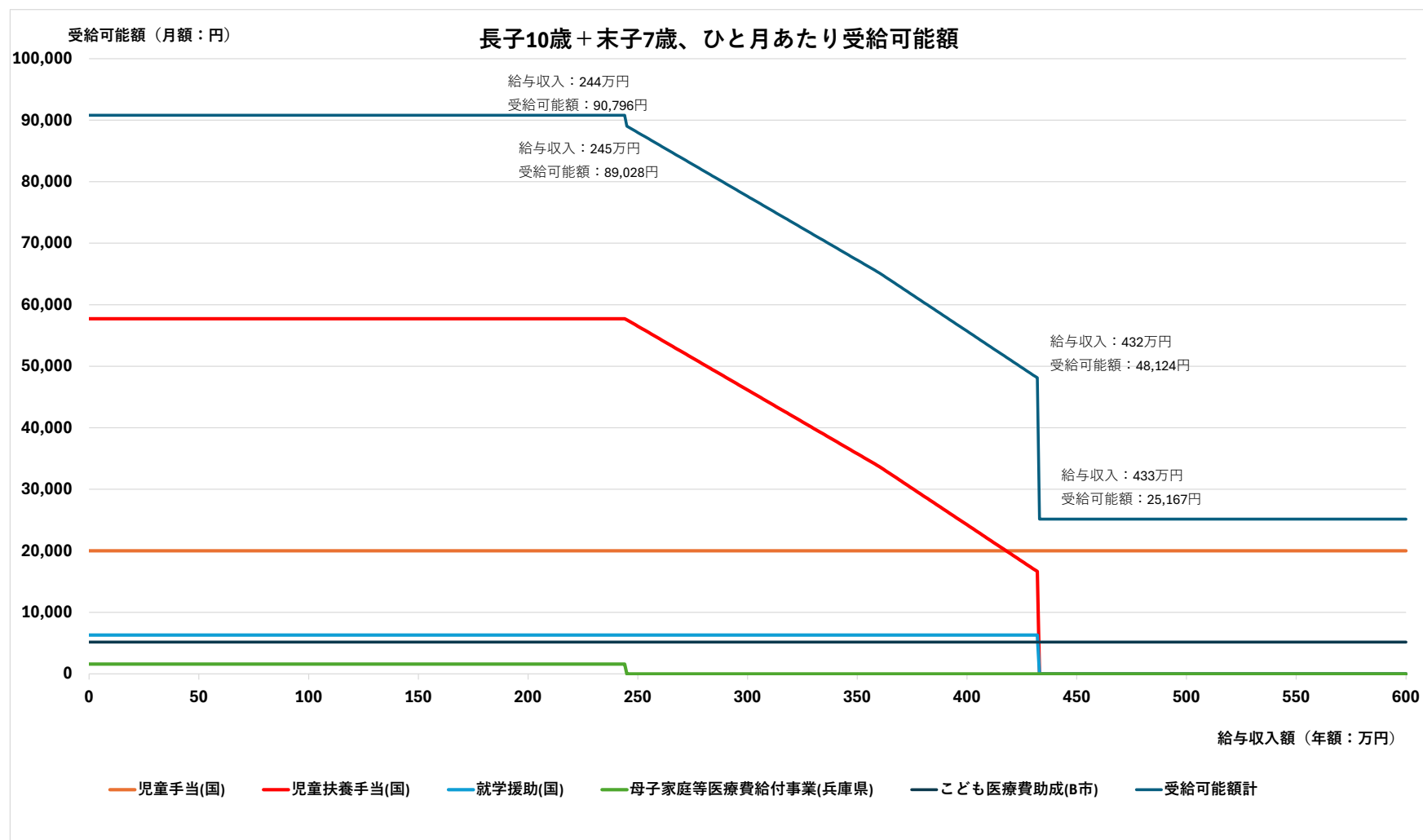
2) 長子 10 歳（義務教育就学生）＋末子 7 歳（義務教育就学生）の場合（兵庫県 B 市）

- 図表 2-37 より、給与収入が 244 万円までは、長子・末子とも児童手当（国）、児童扶養手当（国）、就学援助（国）を満額受給でき、親は、母子家庭等医療費給付事業の対象となるため、受給可能額合計は月額約 9.1 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、親は、母子家庭等医療費給付事業の対象外となり、児童扶養手当の給付額が逡減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため、受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 4.8 万円まで減少する。
- 給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、受給可能額合計は月額約 2.5 万円まで低下する。
- 図表 2-38 より、受給可能額合計が月額約 4.8 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」490 万円となるのは、給与収入が 432 万円から 28 万円増え、460 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

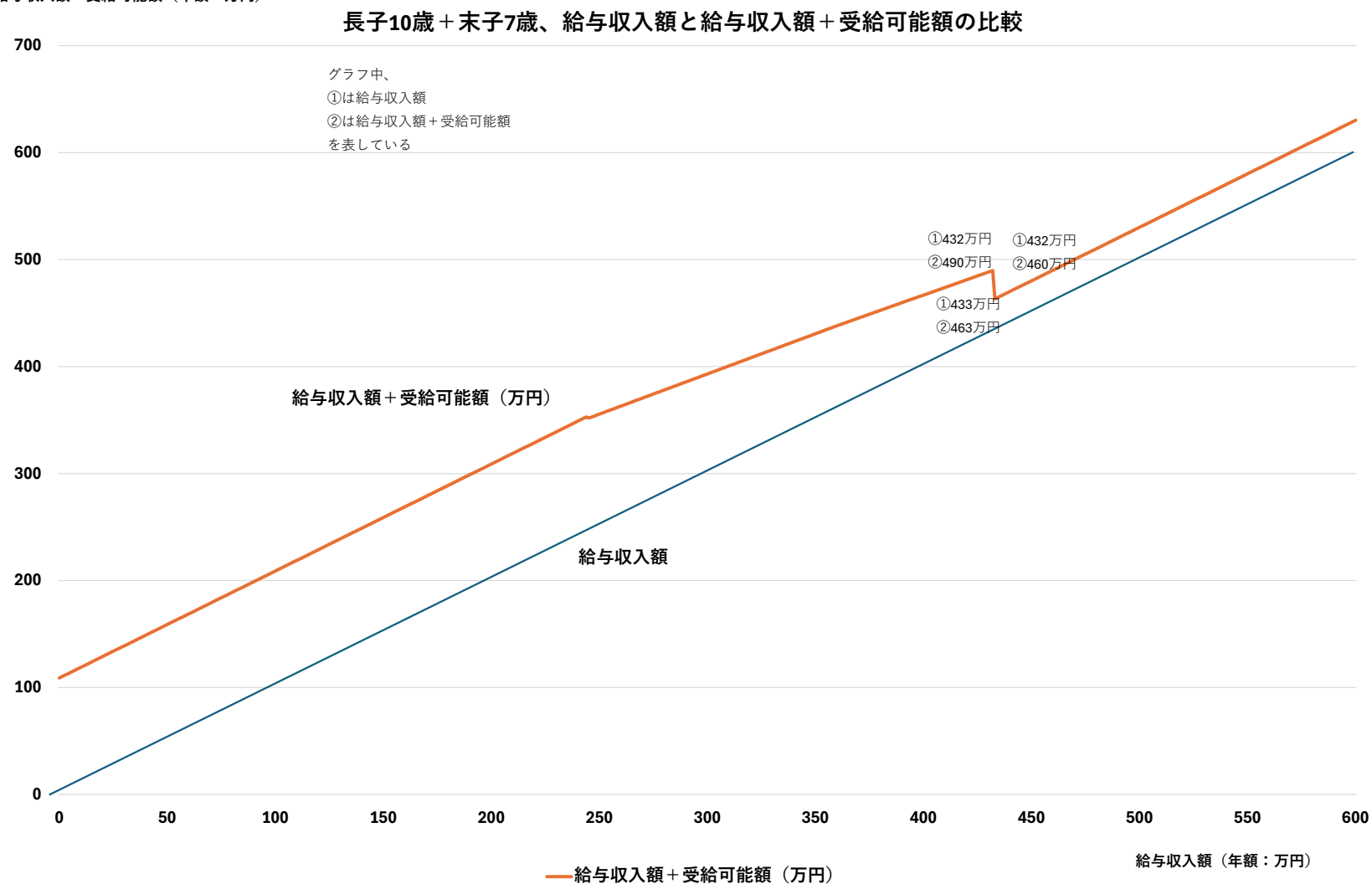
- 児童手当（国）：長子 10,000 円、末子 10,000 円（ともに 3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
 - 長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0256619
 - 末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0039568
 - 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
- ・給与収入 432 万円超は 0 円
- ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 就学援助（国）：給与収入 432 万円まで、長子は小学 4 年生の月額平均 1,003 円、末子は小学 1 年生の月額平均の 5,305 円（新入学児童生徒学用品費等を含む）。給与収入 432 万円超は 0 円
- ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2. (4) を参照
- 母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）
 - ・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 244 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円
- こども医療費助成（B 市）：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（5～9 歳）の自己負担分 2,667 円

図表 2-37 長子10歳＋末子7歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県B市）



図表 2-38 長子10歳＋末子7歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（兵庫県B市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）



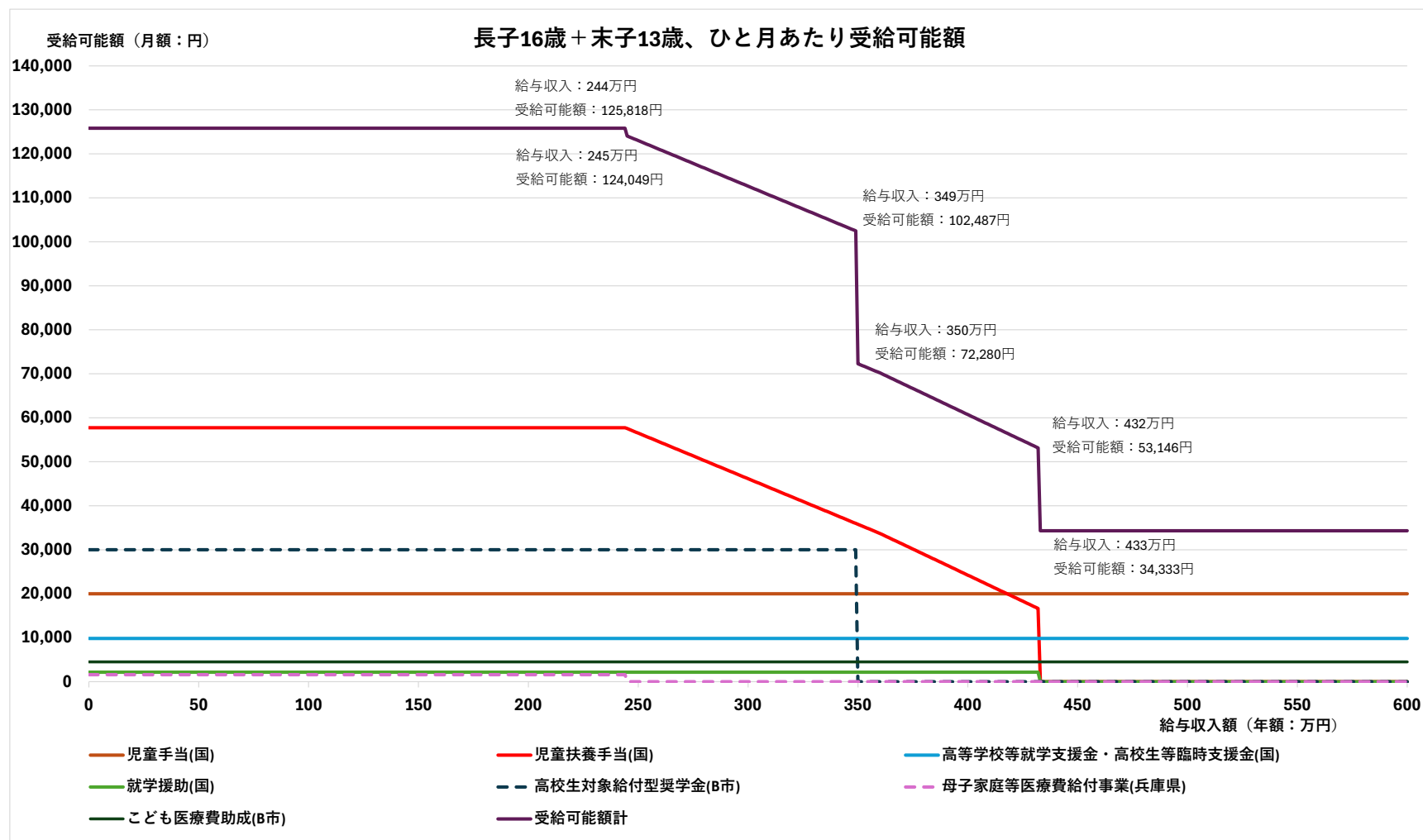
3) 長子 16 歳（高校生）＋末子 13 歳（義務教育就学生）の場合（兵庫県 B 市）

- 図表 2-39 より、給与収入が 244 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）を満額受給でき、長子（16 歳）は高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）等や高校生対象給付型奨学金（B 市）の支援を受けられ、末子（13 歳）は就学援助（国）を受けられるため、受給可能額合計は月額約 12.6 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、連動して親は、母子家庭等医療費給付事業の対象外となる。
- 給与収入が 350 万円以上になると、長子は高校生対象給付型奨学金（B 市）の対象外となり、受給可能額合計は月額約 10.2 万円から 7.2 万円まで減少する。
- 図表 2-40 より、受給可能額合計が月額 10.2 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」472 万円を得るには、給与収入が 349 万円から 50 万円増え、399 万円となる時点である。
- 図表 2-39 より、給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止されるため、受給可能額合計は月額約 5.3 万円から 3.4 万円まで低下する。
- 図表 2-40 より、受給可能額合計が月額約 5.3 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」496 万円を得るのは、給与収入が 432 万円から 33 万円増え、465 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：長子 10,000 円、末子 10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
 長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(160 万円)）×0.0256619
 末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(160 万円)）×0.0039568
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
 ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 就学援助（国）：給与収入 432 万円まで末子は中学 1 年生の月額平均 2,164 円。432 万円超は 0 円
 ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2.（4）を参照
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：9,833 円
 ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2.（5）を参照。
- 高校生対象給付型奨学金(B 市)：給与年収 350 万円までの世帯に対して、
 - ・入学準備金：30 万円（高校入学時＝16 歳）
 - ・在学時支援金：5,000 円/月
- 母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）
 - ・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 244 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円
- こども医療費助成（B 市）：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円

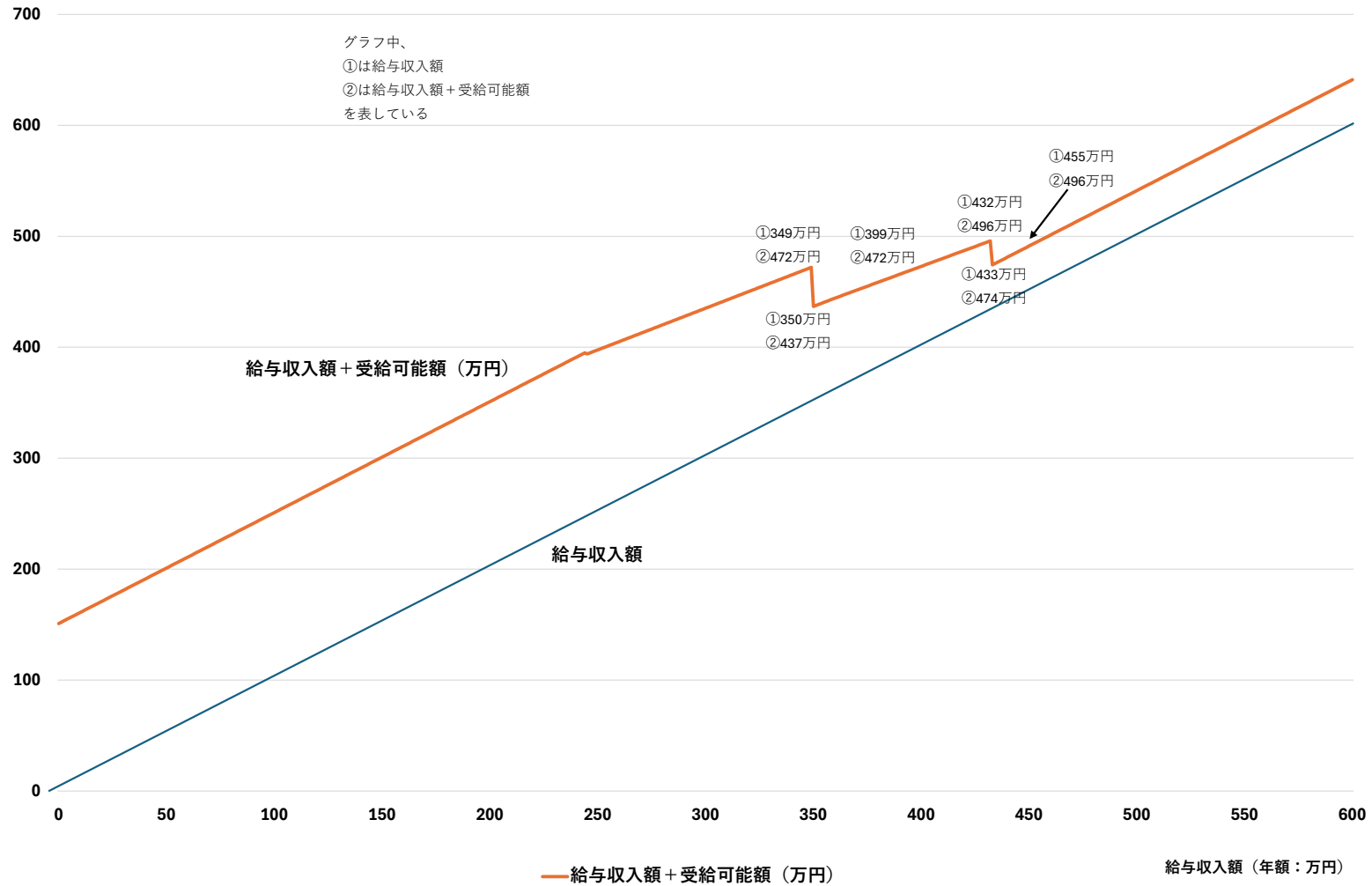
図表 2-39 長子 16 歳＋末子 13 歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県 B 市）



図表 2-40 長子 16 歳 + 末子 13 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（兵庫県 B 市）

給与収入額 + 受給可能額（年額：万円）

長子16歳 + 末子13歳、給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較



4) 長子 19 歳（大学生）＋末子 16 歳（高校生）の場合（兵庫県 B 市）

- 図表 2-41 より、給与収入が 244 万円までは、末子は児童手当（国）、児童扶養手当（国）を満額受給でき、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）等や高校生対象給付型奨学金（B 市）の支援を受けられ、さらに長子は給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）も満額受給（第Ⅰ区分）できるため、受給可能額合計は月額約 21.8 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、末子の児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、連動して親は、母子家庭等医療費給付事業の対象外となるため、受給可能額合計も減少を始める。
- 給与収入（年額）が 289 万円を超えると、長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 2/3 支援（第Ⅱ区分）となるため、受給可能額合計は月額約 20.9 万円から 16.9 万円へ減少となる。さらに給与収入の増加と共に、末子の児童扶養手当が減少するため、受給可能額合計は逓減し続ける。
- 給与収入が 350 万円以上になると、末子は高校生対象給付型奨学金（B 市）の対象外となり、受給可能額合計は月額約 15.9 万円から 12.8 万円へ減少する。
- 図表 2-42 より、受給可能額合計が月額約 20.9 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」540 万円を得るのは、給与収入が 289 万円から 60 万円増え、349 万円となる時点である。
- 図表 2-41 より給与収入が 391 万円（年額）を超えると、長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 1/3 支援（第Ⅲ区分）となるため、受給可能額合計は月額約 12.0 万円から 8.1 万円となる。さらに給与収入の増加と共に、末子の児童扶養手当が減少するため、受給可能額合計は逓減し続ける。
- 給与収入が 432 万円を超えると、末子の児童扶養手当（国）が停止されるため、受給可能額合計は月額約 7.2 万円から 6.1 万円となる。さらに給与収入（年額）が 457 万円を超えると長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 1/4 支援（第Ⅳ区分）となるため、受給可能額合計は月額 6.1 万円から 5.1 万円へ減少となる。
- このように、受給可能額合計が段階的に減少することにより、図表 2-42 より、給与収入が増加しても、「給与収入＋受給可能額合計の合算額（年額）」は、増加と減少を繰り返す。受給可能額合計が月額 12.0 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」535 万円を得るのは、給与収入が 391 万円から 82 万円増え、473 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：末子について 10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは末子について 46,690 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは、末子について次式によって算出。

$$46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(175 \text{ 万円})) \times 0.0256619$$
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
 - ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：末子について 9,833 円
 ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2. (5) を参照。
- 給付型奨学金、授業料・入学金の減免（国独法）：
 - ・給与収入 289 万円までは、奨学金 38,333 円、授業料減免 58,333 円、入学金減免 21,667 円（第Ⅰ区

分：満額支援)

・給与収入 289 万円超 391 万円までは、奨学金 25,556 円、授業料減免 38,889 円、入学金減免 14,444 円（第Ⅱ区分：2/3 支援）

・給与収入 391 万円超 457 万円までは、奨学金 12,778 円、授業料減免 19,444 円、入学金減免 7,222 円（第Ⅲ区分：1/3 支援）

・給与収入 458 万円超 677 万円までは、奨学金 9,583 円、授業料減免 14,583 円、入学金減免 5,417 円（第Ⅳ区分：1/4 支援）

○高校生対象給付型奨学金(B 市)：給与年収 350 万円までの世帯に対して、

・入学準備金：30 万円（高校入学時＝16 歳）

・在学時支援金：5,000 円/月

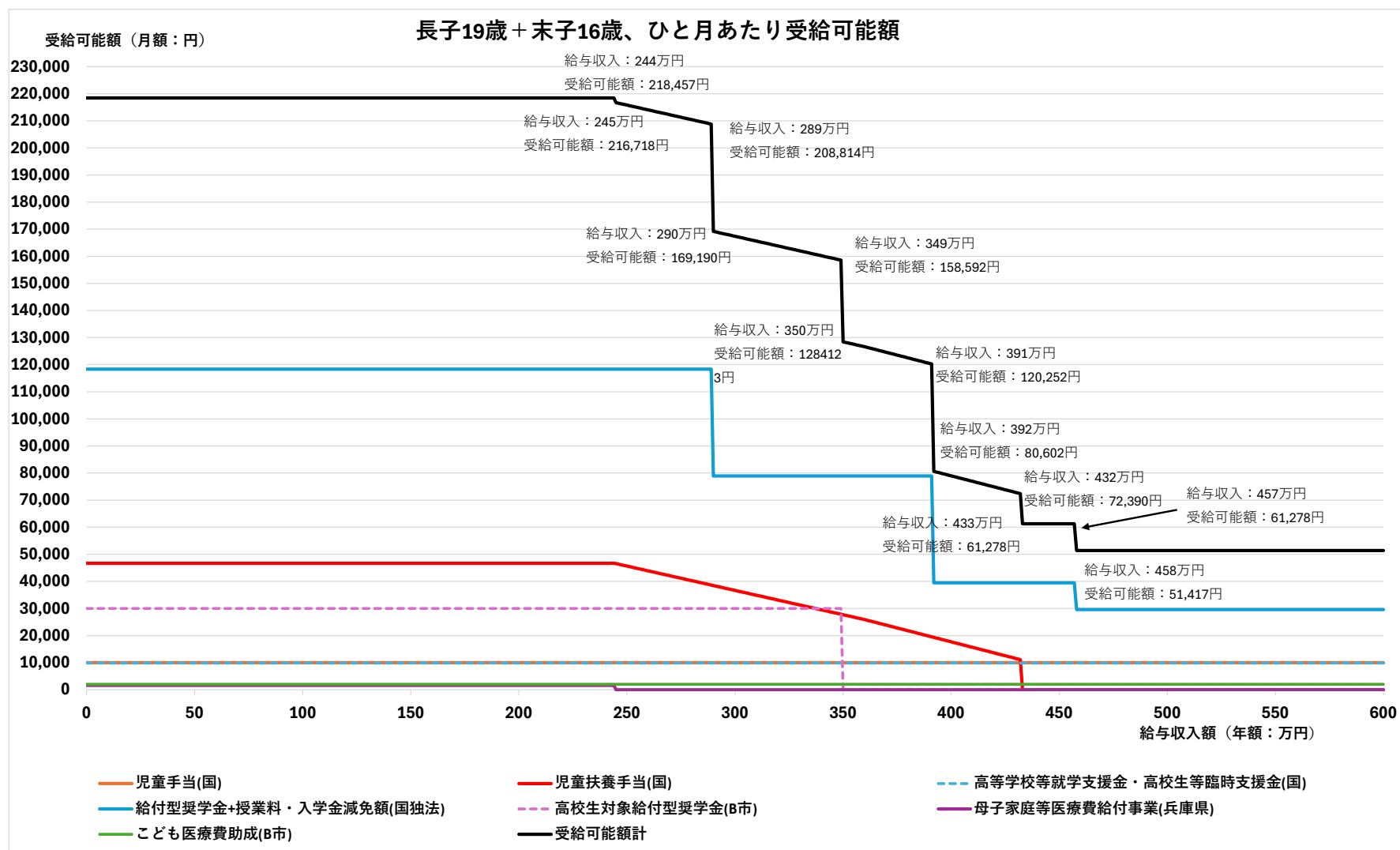
○母子家庭等医療費給付事業（親）（兵庫県）

・児童扶養手当の全部支給対象となる給与収入 244 万円までにつき、ひと月に 800 円×2 回＝1,600 円

○こども医療費助成（B 市）：

・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円

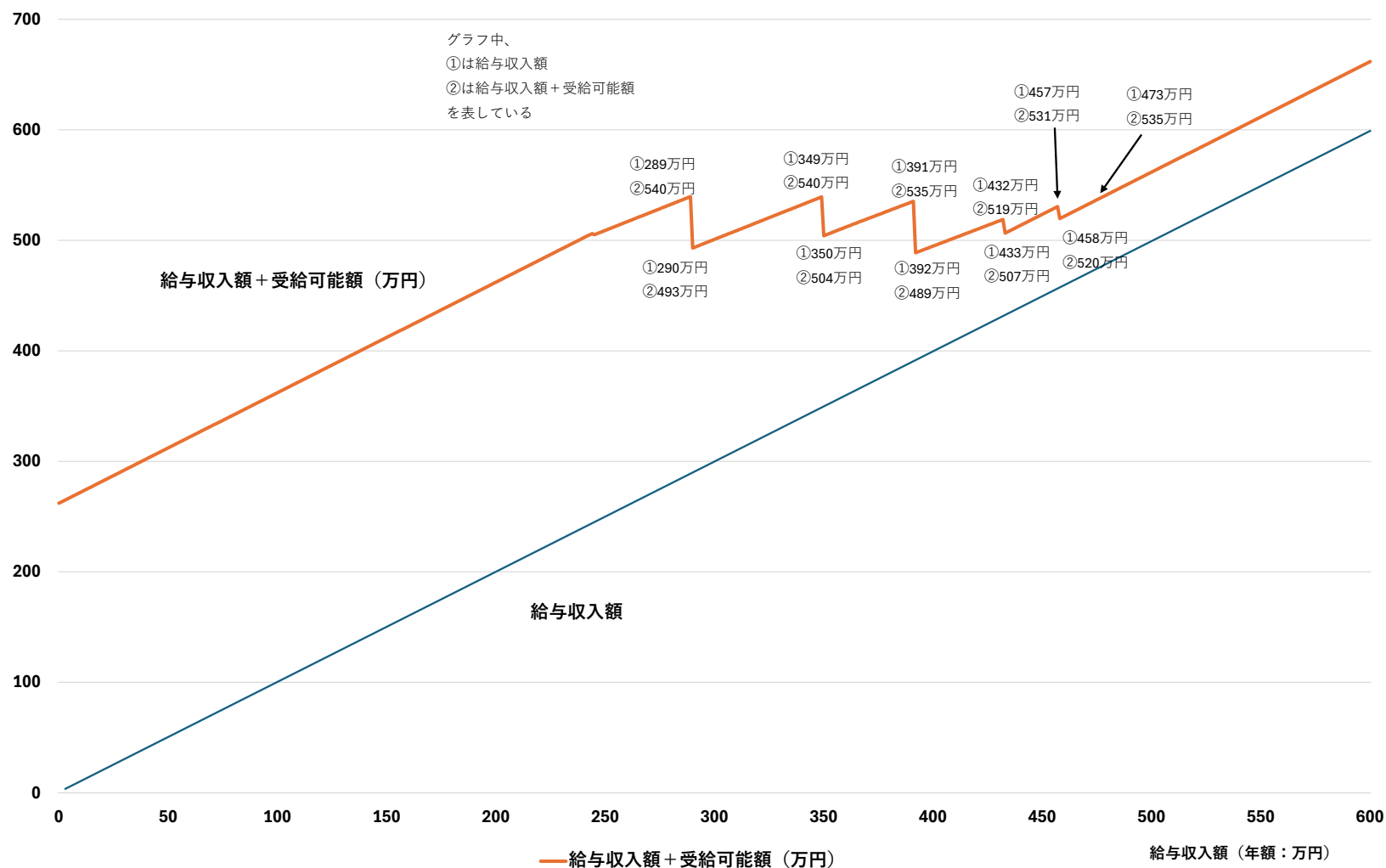
図表 2-41 長子19歳＋末子16歳の場合のひと月あたり受給可能額（兵庫県B市）



図表 2-42 長子 19 歳 + 末子 16 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（兵庫県 B 市）

給与収入額 + 受給可能額（年額：万円）

長子19歳 + 末子16歳、給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較

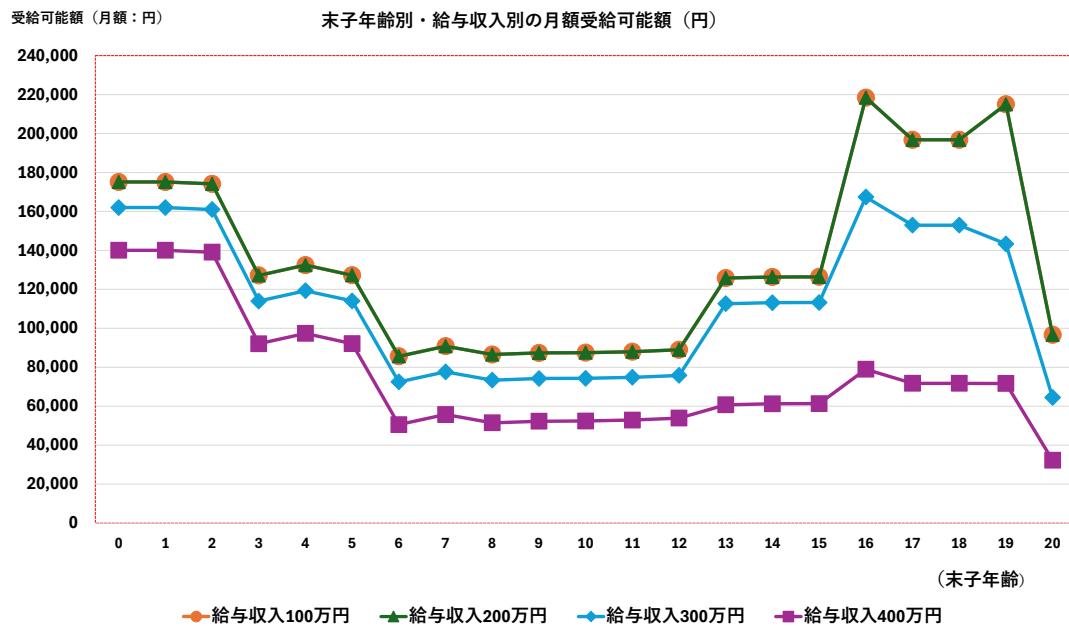


5) 末子の年齢別・給与収入別給付額の比較（兵庫県 B 市）

- 図表 2-43 は以下のケース a、図表 2-44 は以下のケース b の場合を表す。
○ケース a：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
○ケース b：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているため、これを現物給付であるとし、試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める⁹。
- 末子と、末子より 3 歳年長の長子を扶養するひとり親世帯での、末子の年齢別・給与収入（年額）別に、受給可能額（月額）を見ると、全体として、給与収入額が大きいほど、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 100 万円と 200 万円とでは、受給可能額は同額である。これは、子どもが 2 人いるために、児童扶養手当等の各種の給付の所得限度額が上がり、給与収入 200 万円でも全額給付の対象となるためである。また、末子が 0～2 歳の場合、保育の無償化による受給可能額が大きい。
- 給与収入が 300 万円になると、児童扶養手当が一部支給となり、給付型奨学金や入学金・授業料の減免が減少するため、受給可能額はやや小さくなる。
- 3～5 歳児の保育無償化を受給可能額に含めるケース a の場合、末子が 5 歳児までは保育の無償化による受給可能額が大きい。また、7～15 歳児までは、就学援助を受けられるが、乳幼児対象の保育の無償化ほど大きくはない。（図表 2-43）
- 3～5 歳児の保育の無償化を現物給付と捉え、受給可能額に含めないケース b の場合は、末子が 3～5 歳児である世帯の受給可能額は、就学援助を受けられる 7～15 歳児までを持つ世帯の受給可能額と、ほぼ同額となる（図表 2-44）。
- 末子が 7 歳から 12 歳までの間は、長子と末子の 2 人分の就学援助を受けられる。
- 末子が 13 歳から 15 歳までの間は、末子が就学援助、長子が高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）、高校生対象給付型奨学金（B 市）を受けられるため、末子・長子とも小中学生の時期よりも、受給可能額は若干高くなる。
- 末子が 16 歳から 18 歳までの間は、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）を受けられ、給与収入 350 万円未満は高校生対象給付型奨学金（B 市）を受けられる。また、長子が給付奨学金、および入学金（19 歳のみ）・授業料減免を受けられるため、末子が小中学生時に比べ、受給可能額はかなり大きくなる。
- 末子が 20 歳時点では、末子の給付奨学金、授業料減免のみとなるため、受給可能額は大きく減少する。

⁹ ただし、兵庫県 B 市の場合、所得水準に関わらず第 2 子以降について保育の無償化を実施しているため、0～2 歳児を持つ住民税非課税世帯以外も保育料相当分を受給可能額であるとして、試算対象に含めている。したがって、B 市を対象とした試算では、a の場合も b の場合も、0～2 歳児を持つ全世帯で保育料相当額を受給可能額として試算している。また、3～5 歳児の保育園等における副食の無償化についても、B 市では所得水準に関わらず実施しているため、a の場合も b の場合も、3～5 歳児を持つ全世帯で副食費相当額を受給可能額として試算対象としている。

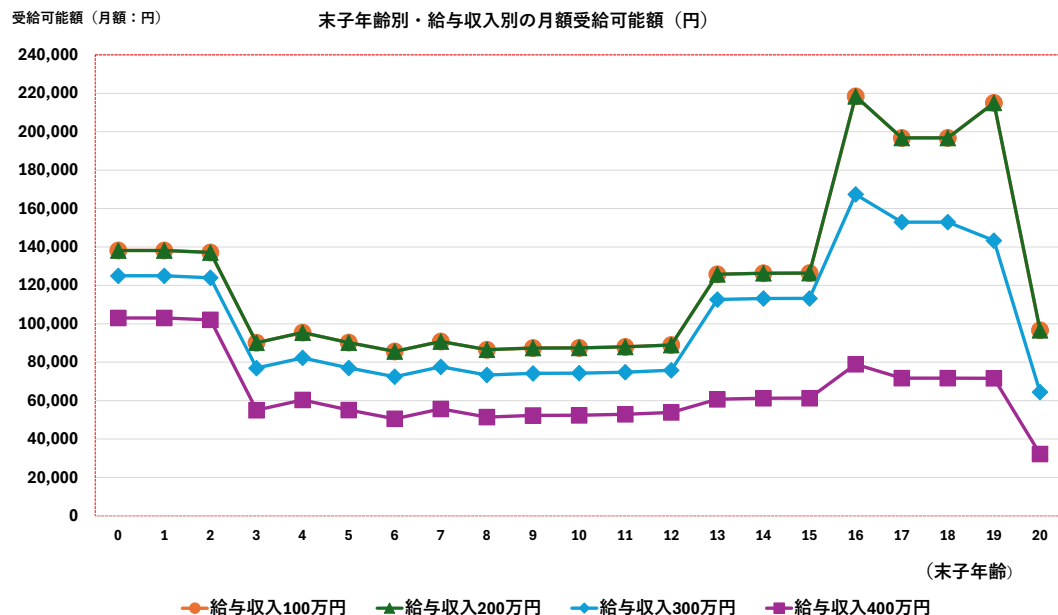
図表 2-43 末子年齢別・給与収入別の月額給付可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含める場合)
(兵庫県B市)



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-44 末子年齢別・給与収入別の月額給付可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含めない場合)
(兵庫県B市)



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

(3) 石川県 C 市の場合

石川県 C 市で試算対象とした給付制度は、以下のとおり。

図表 2 -45 石川県 C 市で試算対象とした給付制度

制度主体		国	国	国	国	国	国独法	石川県	石川県	石川県・C市	石川県・C市	C市
制度名		児童手当	児童扶養手当	幼児教育・保育の無償化	就学援助	高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	給付奨学金 + 授業料・入学金減免	教育費負担軽減奨学金	IRいしかわ鉄道・JR定期乗車券割引制度	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援医療費助成	多子世帯・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用助成
子どもの年齢	0～2歳	○	○	○						○	○	
	3～5歳	○	○	○						○	○	
	小学生	○	○		○					○	○	○
	中学生	○	○		○					○	○	
	高校生	○	○			○		○		○	○	
	18歳超※1						○					
親									○	○		
所得制限		なし	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	あり

※1：「18 歳超」とは、18 歳になった後、最初の 3 月 31 日を迎えた後の子どものこと。

なお、本試算に含めなかった給付金や補助金制度も含め、対象とした地方自治体によるひとり親家庭支援制度（金銭給付のある制度に限定）の概要については、第 3 章を参照されたい。

① 親 1 人 + 子 1 人の場合

1) 子 2 歳(就学前乳幼児)の場合 (石川県 C 市)

- 図表 2-46より、給与収入が190万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）、保育の無償化（国）等を満額受給でき、ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C市)や、子育て支援医療費助成(子)(石川県・C市)、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成（石川県）を受けられるため、受給可能額合計は月額約 11.0 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、給与収入が 204 万円を超えると、子どもが保育の無償化(国)の対象から外れるため、受給可能額合計は月額約 6.6 万円まで低下する。
- 給与収入が 385 万円になるまでに、児童扶養手当の一部支給額の逓減が続くため、受給可能額合計は月額約 3.3 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動するひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C市)や、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成（石川県）の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 1.9 万円まで低下する。
- 図表 2-47 より、受給可能額合計が月額約 10.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額合計の合算額（年額）」333 万円を得るのは、給与収入が 204 万円から 64 万円増え 268 万円となる時点である。
- 図表 2-47 より、給付額合計が月額約 3.3 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」424 万円を得るのは、給与収入が 385 万円から 17 万円増え、402 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

○児童手当（国）：15,000 円（3 歳未満）

○児童扶養手当（国）：

・給与収入 190 万円までは 46,690 円。

・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。

$46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(107 \text{ 万円})) \times 0.0256619$

「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。

・給与収入 385 万円超は 0 円

※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。

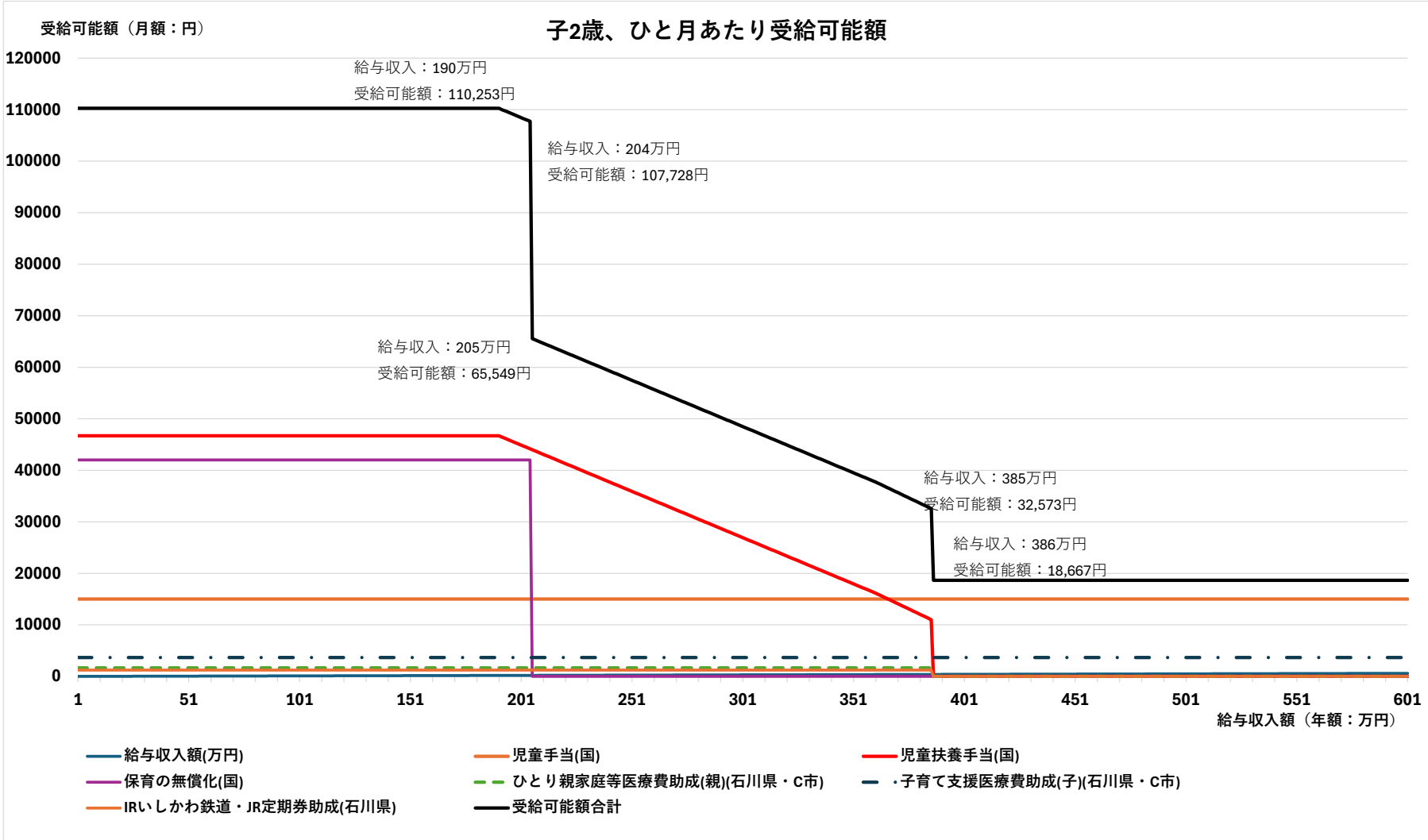
○保育の無償化（国）：住民税非課税世帯（給与収入 204 万円まで）について、0～2 歳児は、認可外保育施設の場合と同額の上限額 4.2 万円

○ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C市)：給与収入 385 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」（30～34 歳）の自己負担分 2,667 円－1,000 円

○子育て支援医療費助成(子)(石川県・C市)：厚生労働省「年齢階級別医療費」(0～4 歳)の自己負担分 3,667 円

○IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)：給与収入 385 万円まで金沢市での交通費 4,100 円(家計調査)の 3 割分(1230 円)。385 万円超は 0 円

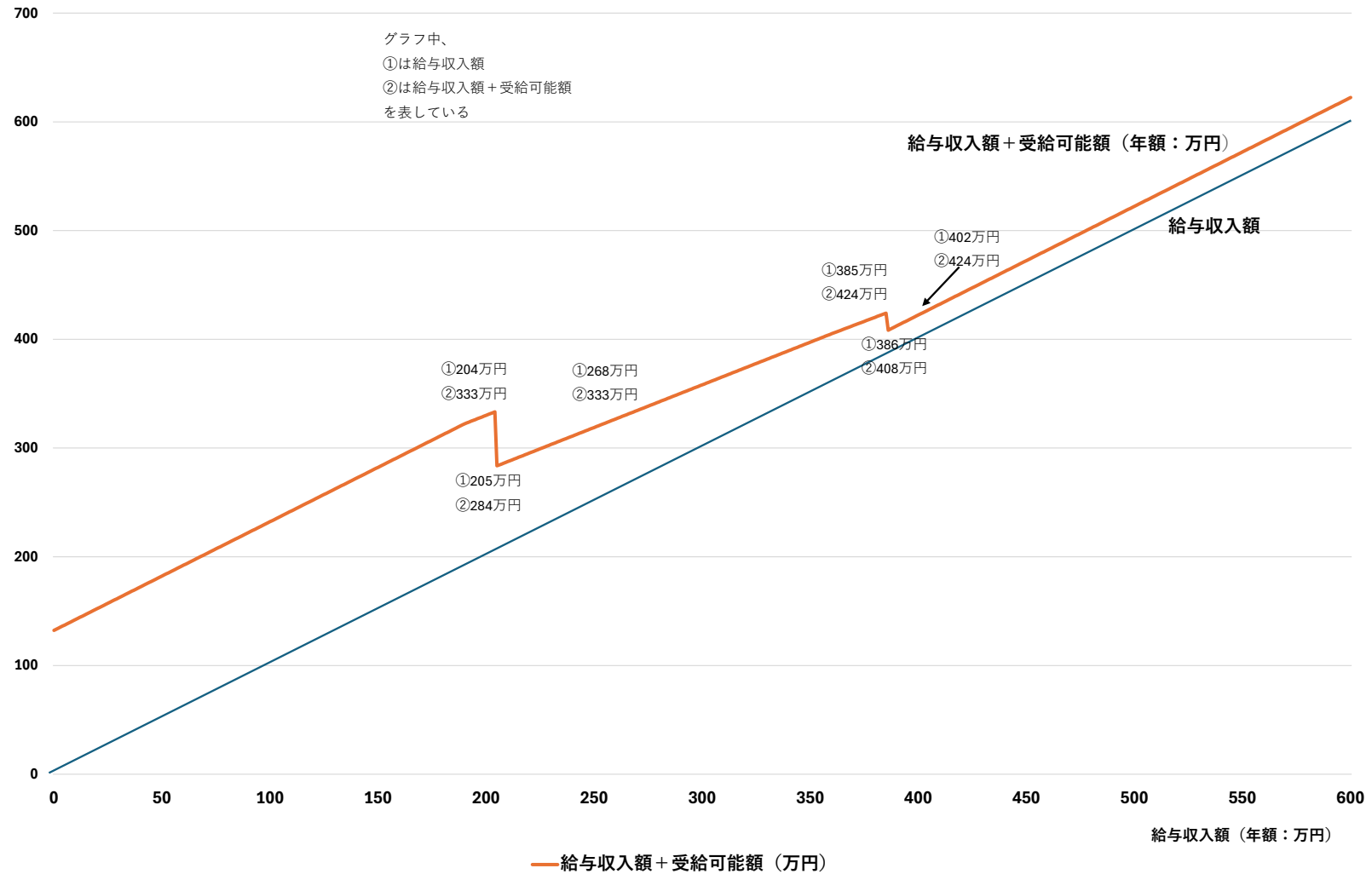
図表 2-46 子2歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-47 子2歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（石川県C市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子2歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



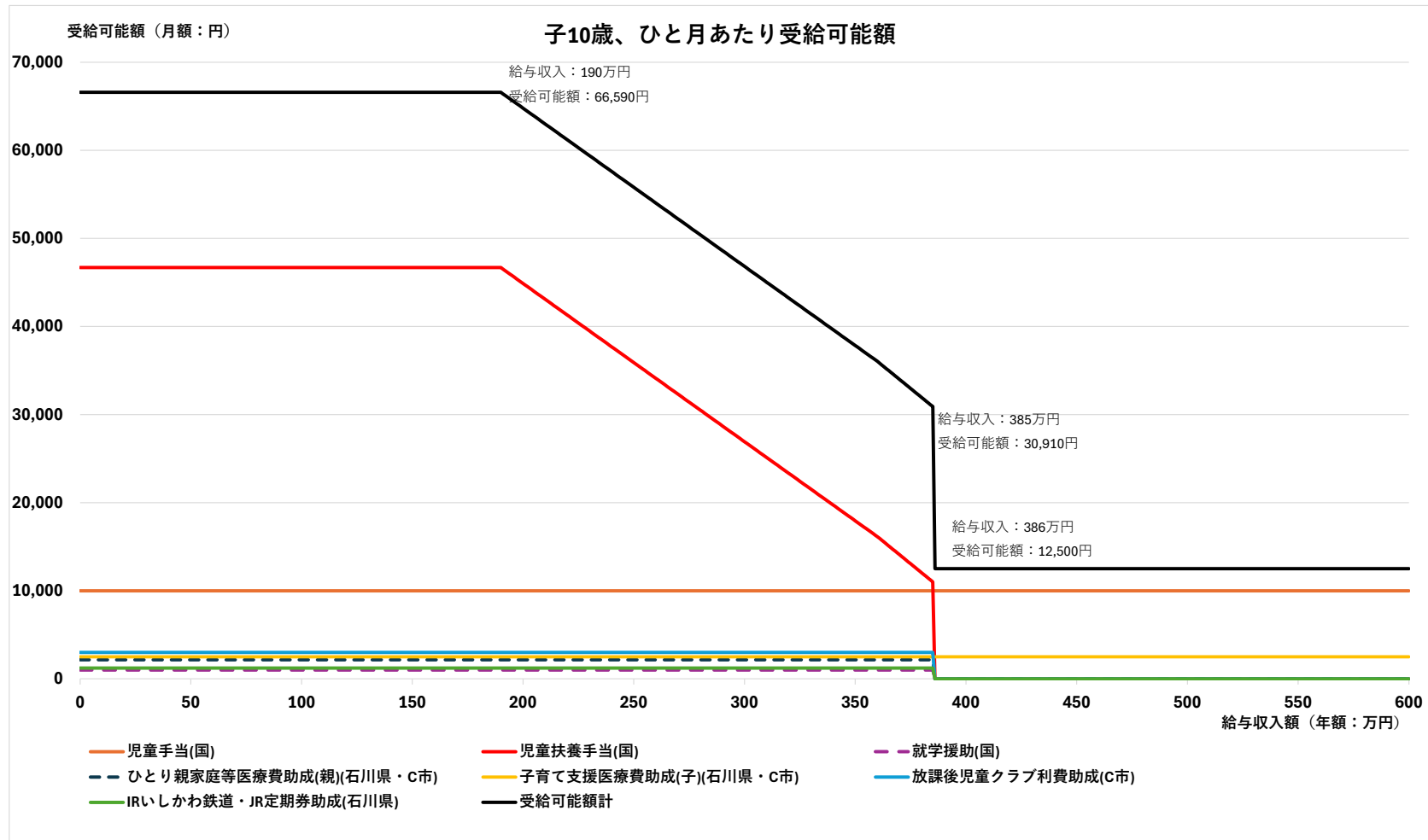
2) 子 10 歳(義務教育就学生)の場合 (石川県 C 市)

- 図表 2-48 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当(国)、児童扶養手当(国)を満額受給でき、就学援助(国)や、放課後児童クラブ利用費助成(C 市)、ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)や、子育て支援医療費助成(子)(石川県・C 市)、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)も受けられるため、受給可能額合計は月額約 6.7 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減(全部支給から一部支給へ移行)し始め、給与収入が 385 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 3.1 万円まで減少する。
- さらに、給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当(国)が停止され、それに連動する就学援助(国)や、放課後児童クラブ利用費助成(C 市)、ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 1.3 万円まで低下する。
- 図表 2-49 より、受給可能額合計が月額約 3.1 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額合計の合算額(年額)」422 万円を得るのは、給与収入 385 万円から 22 万円増え、407 万円となる時点である。

【試算で用いた値(受給可能額は月額)】

- 児童手当(国) : 10,000 円(3 歳以上高校生年代まで)
- 児童扶養手当(国) :
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。
 $46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(107 \text{ 万円})) \times 0.0256619$
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円
- ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 就学援助(国) : 給与収入 385 万円まで小学 4 年生の月額平均 1,003 円。385 万円超は 0 円
- ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2. (4) を参照
- 放課後児童クラブ利用費助成(C 市) : 給与収入 385 万円まで、3,000 円
- ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市) : 給与収入 385 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」(40~44 歳)の自己負担分 3,167 円 - 1,000 円
- 子育て支援医療費助成(子)(石川県・C 市) : 厚生労働省「年齢階級別医療費」(10~14 歳)の自己負担分 2,500 円
- IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県) : 給与収入 385 万円まで金沢市での交通費 4,100 円(家計調査)の 3 割分(1230 円)。385 万円超は 0 円

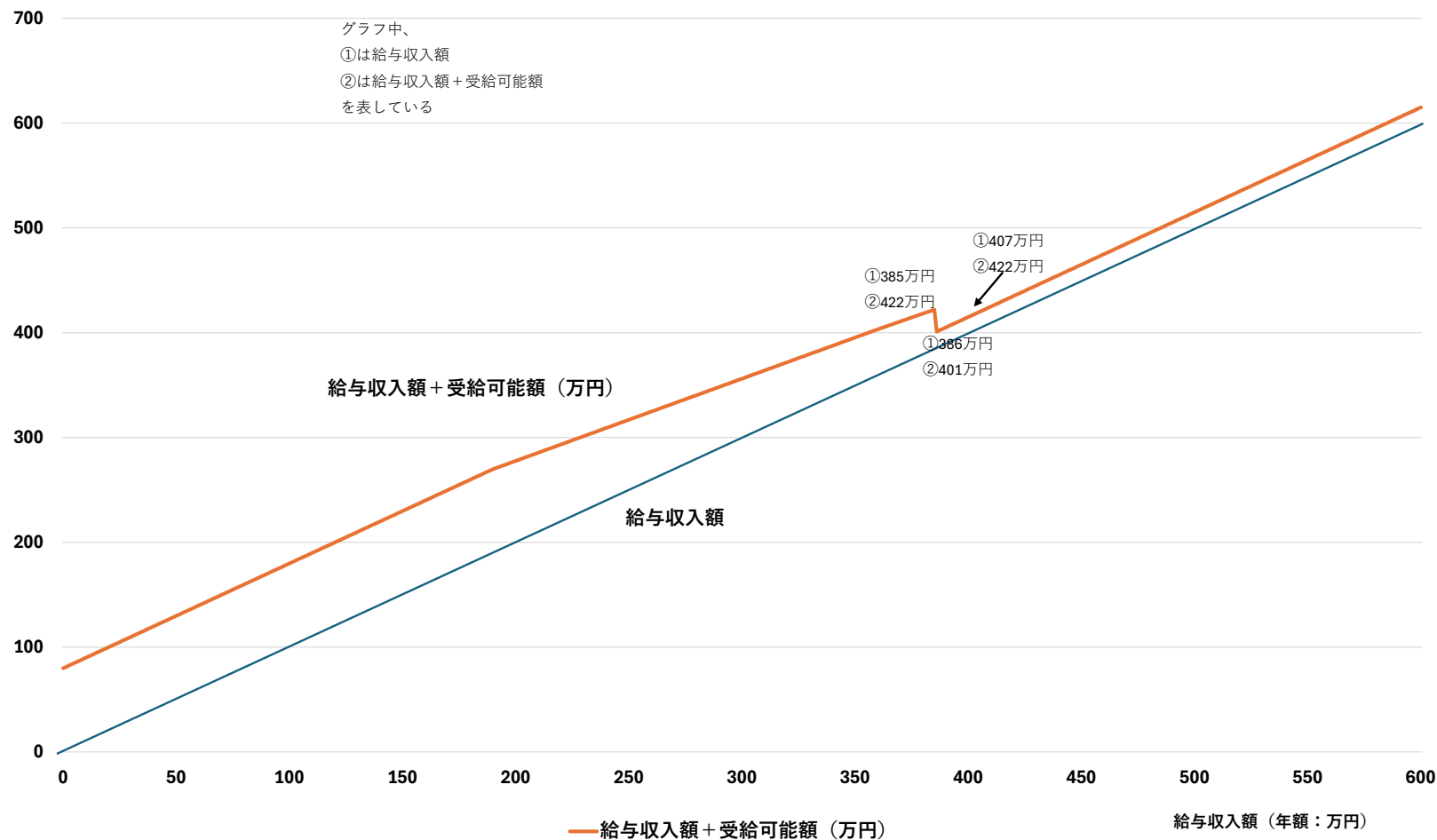
図表 2-48 子10歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-49 子10歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（石川県C市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子10歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



3) 子 16 歳(高校生)の場合 (石川県 C 市)

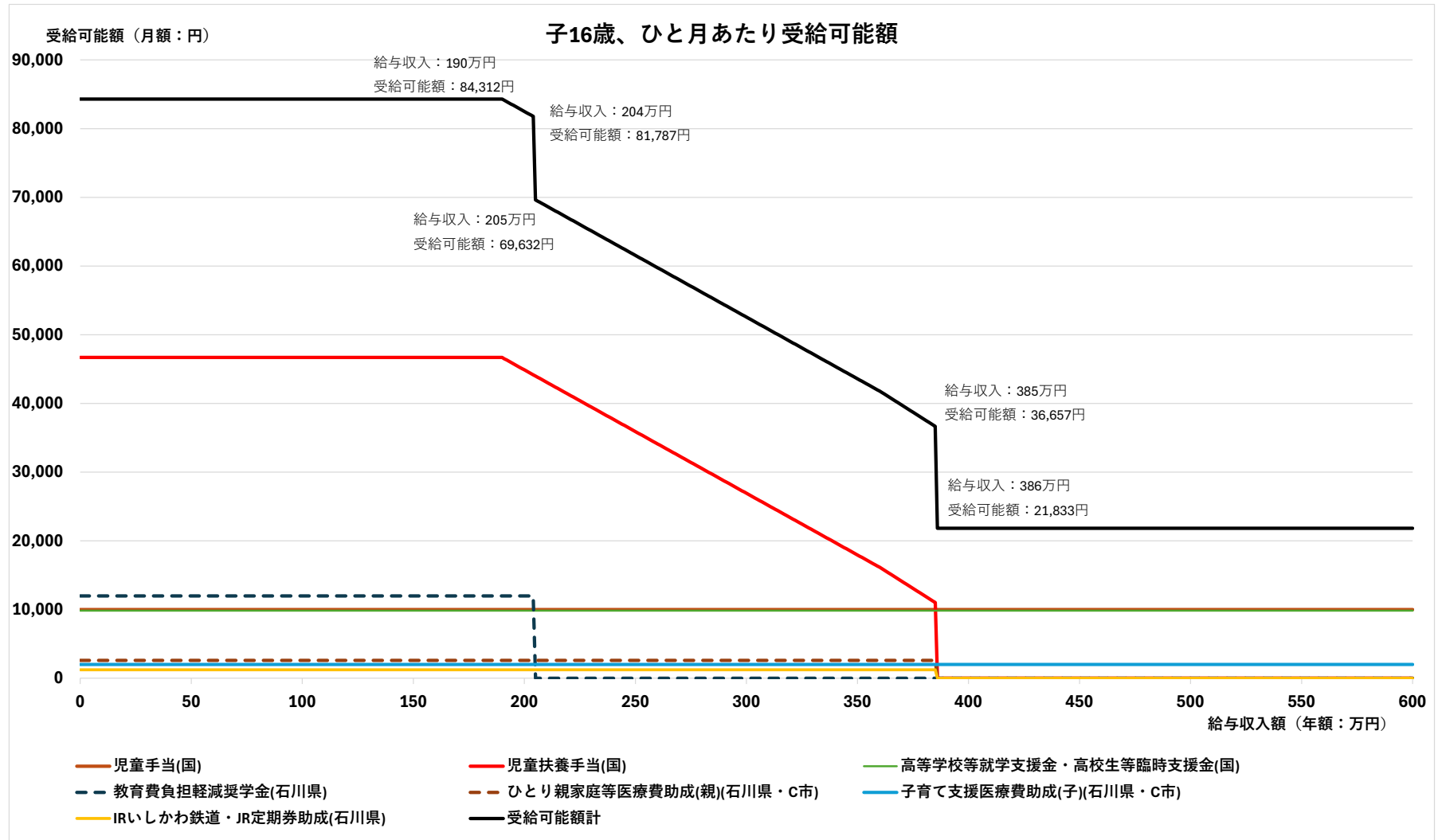
- 図表 2-50 より、給与収入が 190 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）を満額受給でき、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）、教育費負担軽減奨学金(石川県)等の支援を受けられるため、受給可能額合計は月額約 8.4 万円となる。
- 給与収入が 190 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、また、給与収入が 204 万円を超えると、教育費負担軽減奨学金(石川県)等の支援を受けられなくなるため、受給可能額合計は約 8.2 万円から 7.0 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円になるまで、児童扶養手当の一部支給額の逓減が続き、受給可能額は約 3.7 万円まで減少する。
- 給与収入が 385 万円を超えると、児童扶養手当の一部支給額が停止となり、それに連動するひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)の対象外となるため、受給可能額合計は月額約 2.2 万円まで減少する。
- 図表 2-51 より、受給可能額合計が月額 8.2 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」302 万円を得るには、給与収入が 204 万円から 18 万円増え、222 万円となる時点である。
- また、図表 2-51 より、受給可能額合計が月額約 3.7 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」429 万円を得るには、給与収入が 385 万円から 18 万円増え、403 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 190 万円までは 46,690 円。
 - ・給与収入 190 万円超 385 万円までは次式による。

$$46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(122 \text{ 万円})) \times 0.0256619$$
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 385 万円超は 0 円
- ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：9,833 円
- ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2. (5) を参照。
- 教育費負担軽減奨学金(石川県)：給与収入 204 万円(住民税非課税世帯)まで、11,975 円。
- ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)：給与収入 385 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」（45～49 歳）の自己負担分 3,583 円－1,000 円
- 子育て支援医療費助成(子)(石川県・C 市)：厚生労働省「年齢階級別医療費」(15～19 歳)の自己負担分 2,000 円
- IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)：給与収入 385 万円まで金沢市での交通費 4,100 円(家計調査)の 3 割(1230 円)。385 万円超は 0 円

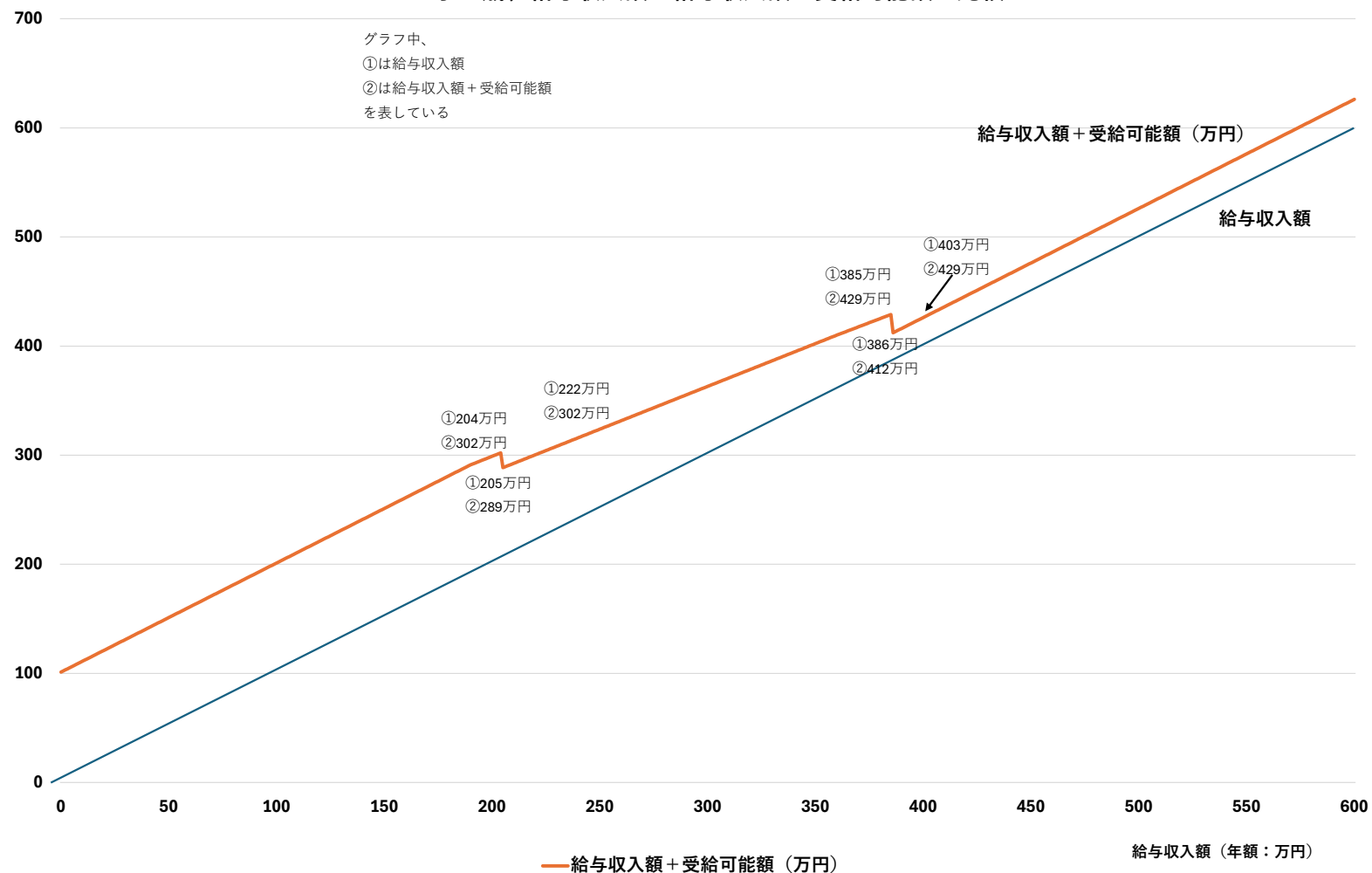
図表 2-50 子16歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-51 子16歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（石川県C市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

子16歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



4) 子 19 歳(大学生)の場合 (石川県 C 市)

- 子 19 歳 (大学生) の場合、受給できる給付金は、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) のみである。
- 図表 2-52 より、給与収入が 229 万円までは、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) を満額受給 (第 I 区分) できるため、受給可能額合計は月額約 11.8 万円となる。
- 給与収入が 229 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 2/3 支援 (第 II 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 7.9 万円となる。
- 図表 2-53 より、受給可能額合計が月額約 11.8 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」371 万円を得るのは、給与収入が 229 万円から 47 万円増え、276 万円となる時点である。
- 図表 2-52 より、給与収入が 332 万円 (年額) を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 1/3 支援 (第 III 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 3.9 万円となる。
- 図表 2-53 より、受給可能額合計が月額約 7.9 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」427 万円を得るのは、給与収入が 332 万円から 48 万円増え、380 万円となる時点である。
- 図表 2-52 より、給与収入が 402 万円を超えると、給付奨学金および入学金・授業料の減免 (国独法) が 1/4 支援 (第 IV 区分) となるため、受給可能額合計は月額約 3 万円となる。
- 図表 2-53 より、受給可能額合計が月額約 3.9 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額 (年額)」449 万円を得るのは、給与収入が 402 万円から 11 万円増え、413 万円となる時点である。

【試算で用いた値 (受給可能額は月額)】

○給付型奨学金、授業料・入学金の減免 (国独法) :

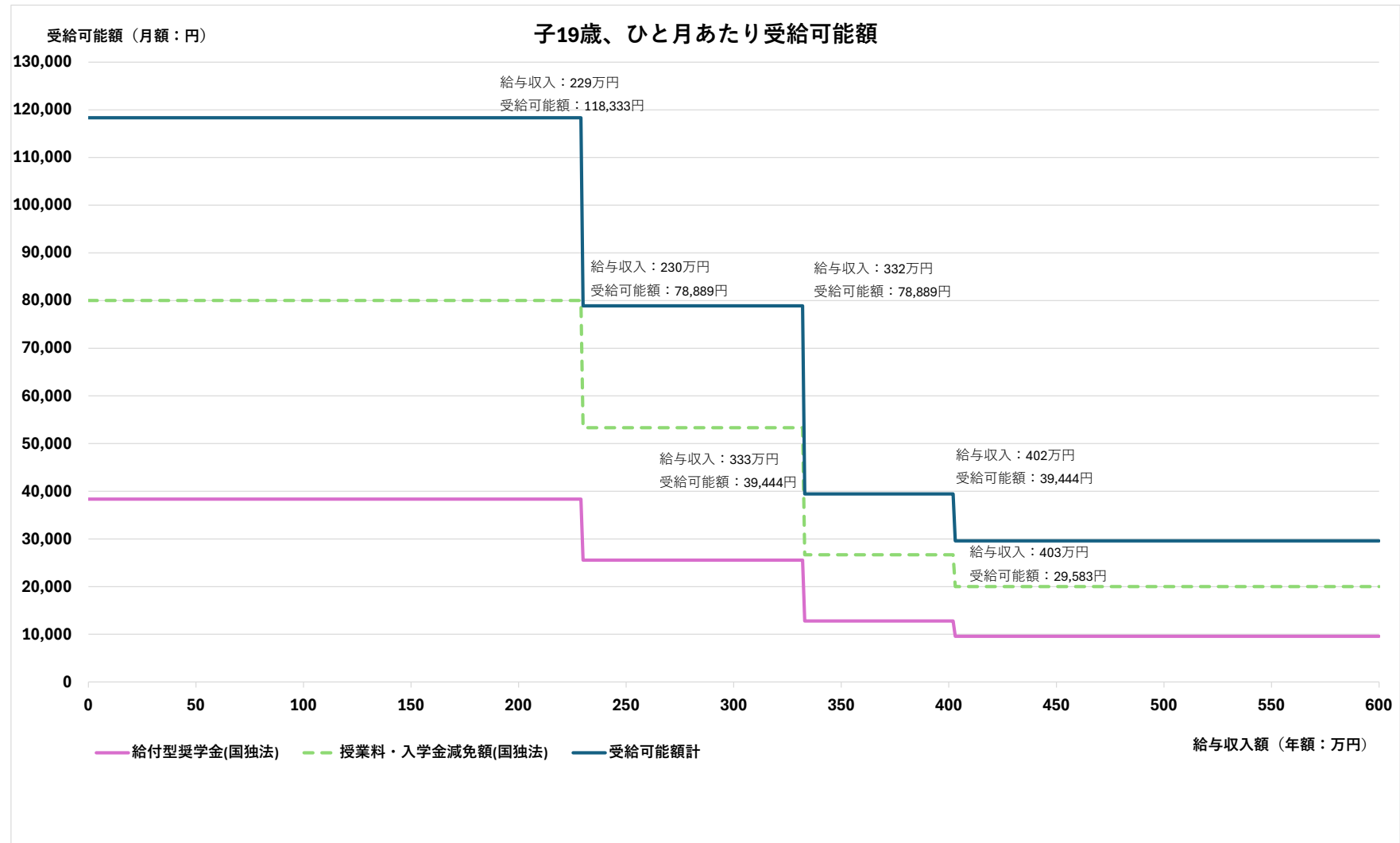
・給与収入 229 万円までは、奨学金 38,333 円、授業料減免 58,333 円、入学金減免 21,667 円 (第 I 区分 : 満額支援)

・給与収入 229 万円超 332 万円までは、奨学金 25,556 円、授業料減免 38,889 円、入学金減免 14,444 円 (第 II 区分 : 2/3 支援)

・給与収入 333 万円超 402 万円までは、奨学金 12,778 円、授業料減免 19,444 円、入学金減免 7,222 円 (第 III 区分 : 1/3 支援)

・給与収入 402 万円超 649 万円までは、奨学金 9,583 円、授業料減免 14,583 円、入学金減免 5,417 円 (第 IV 区分 : 1/4 支援)

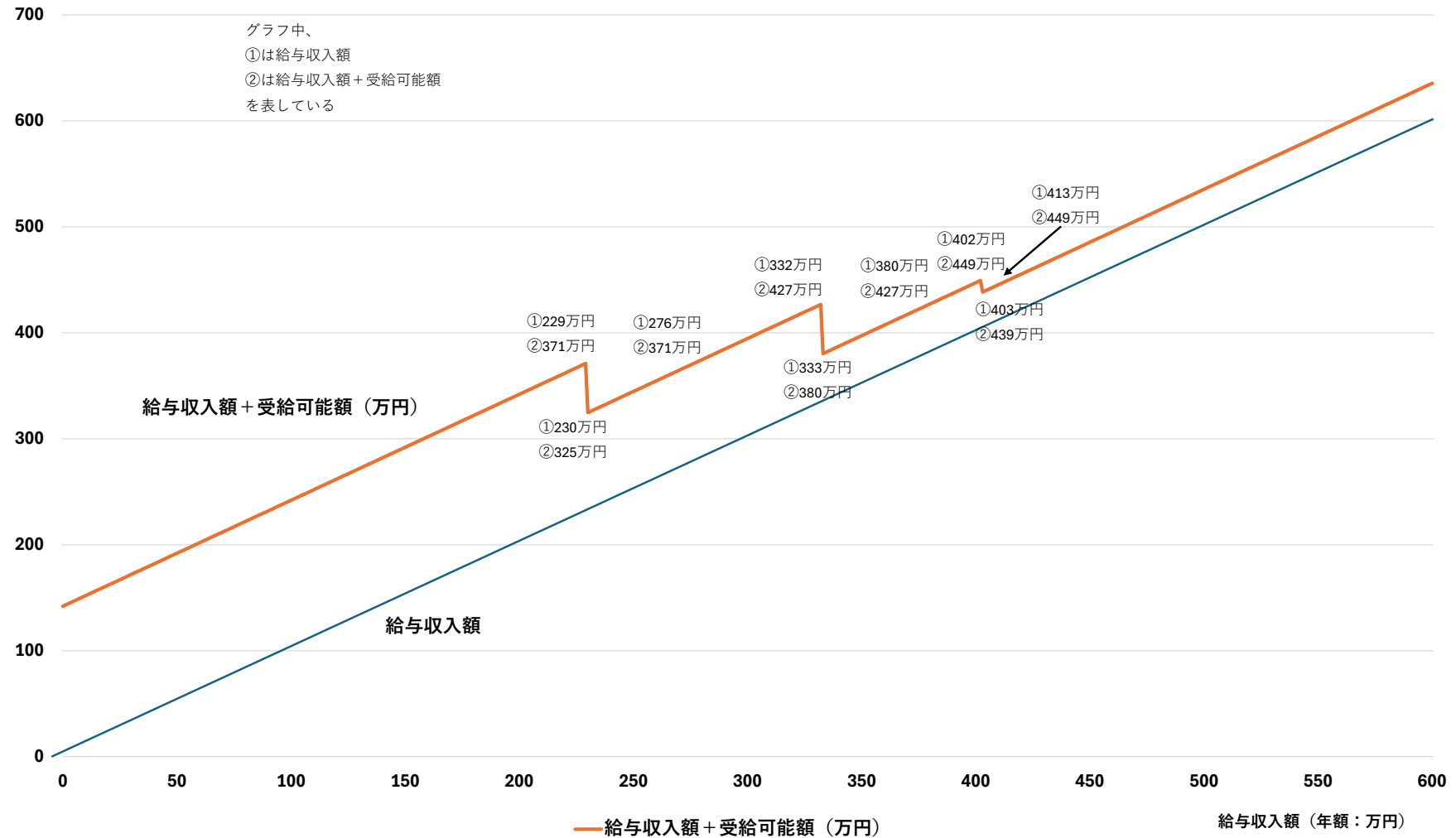
図表 2-52 子 19 歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県 C 市）



図表 2-53 子19歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（石川県C市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

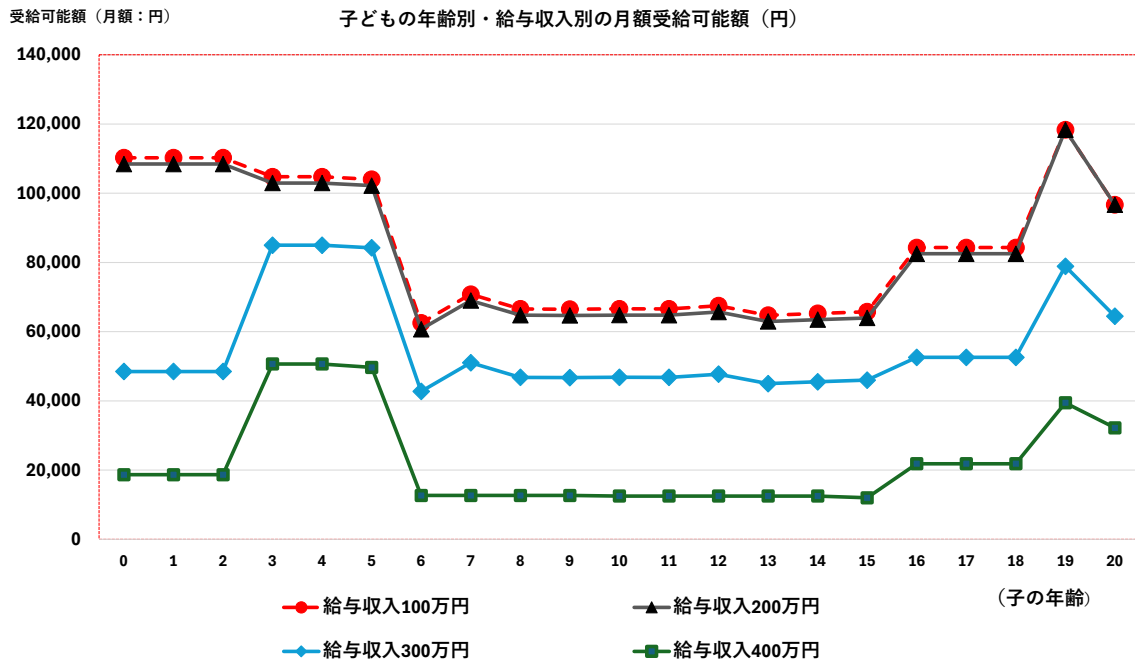
子19歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



5) 子どもの年齢別・給与収入別受給可能額の比較（石川県 C 市）

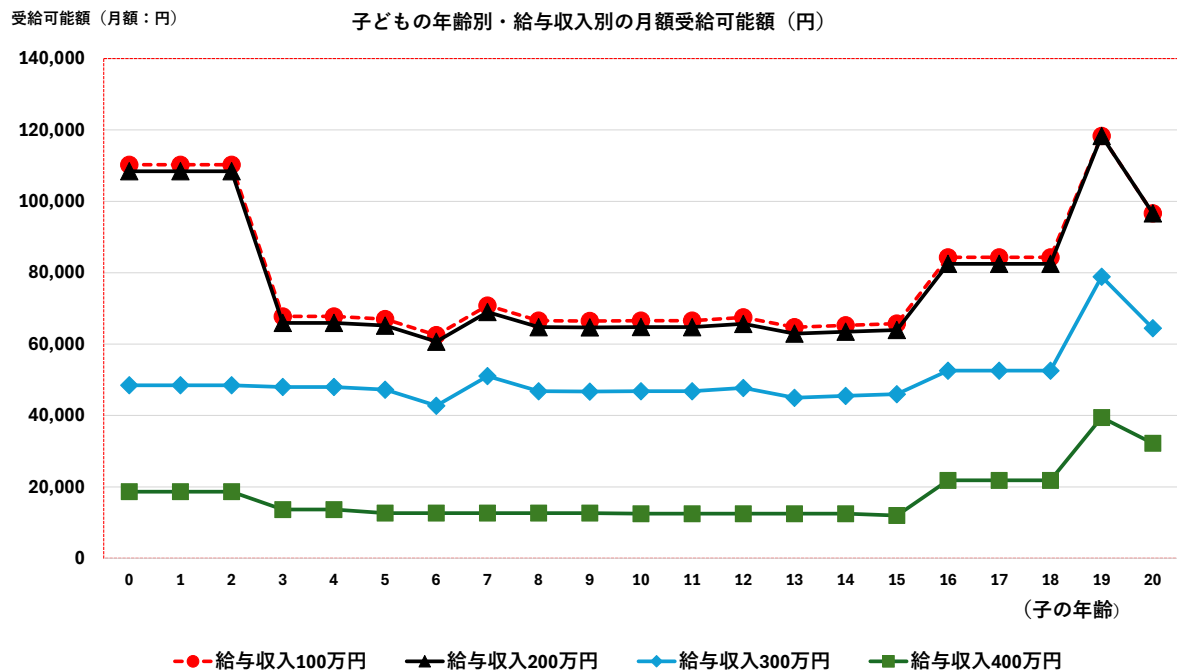
- 以下の図表 2-54 はケース a、図表 2-55 はケース b の場合を表す。
○ケース a：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
○ケース b：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず無償化が実現しているため、これを現物給付であるとみなして試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
- 子どもの年齢別・給与収入別に、受給可能額（月額）を見ると、全体として、給与収入額が大きいほど、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 100 万円と 200 万円とでは、100 万円の方が児童扶養手当が全部支給である分、受給可能額はわずかに多くなっている。
- 給与収入が 300 万円になると、児童扶養手当の一部支給額がさらに小さくなり、住民税非課税世帯ではなくなるので 16～18 歳の児童に対する教育費負担軽減奨学金(石川県)の対象外となり、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 400 万円になると、児童扶養手当と、それに連動する就学援助が受けられなくなること、また、放課後児童クラブ利費助成(C 市)、ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)を受けられなくなるため、受給可能額はさらに小さくなる。
- 3～5 歳児の保育無償化を受給可能額に含めるケース a の場合、5 歳児までは保育の無料化による受給可能額が大きい。また、7～15 歳児までは、就学援助を受けられるが、保育の無料化ほど大きくはない（図表 2-54）。
- 3～5 歳児の保育の無償化を現物給付と捉え、受給可能額に含めないケース b の場合は、3～5 歳児を持つ世帯の受給可能額は、就学援助を受けられる 7～15 歳児までを持つ世帯の受給可能額と、ほぼ同額まで小さくなる（図表 2-55）。
- 16 歳から 18 歳までは、給与収入に関わらず、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)を受けられ、その規模は就学援助よりも大きい。
- 19 歳、20 歳では、給付奨学金、および入学金（19 歳のみ）・授業料減免の給付額が大きいですが、給与年収が高くなると支援額が小さくなる。

図表 2-54 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額(3～5歳の保育無償化を含める場合)(石川県C市)



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-55 子どもの年齢別・給与収入別の受給可能額(3～5歳の保育無償化を含めない場合)(石川県C市)



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

② 親 1 人 + 子 2 人の場合

1) 長子 5 歳（就学前幼児） + 末子 2 歳（就学前乳幼児）の場合（石川県 C 市）

- 図表 2-56 より、給与収入が住民税非課税相当の 204 万円を超えると、末子（2 歳）に関する国による保育の無償化は受けられなくなるため、受給可能額は約 17.4 万円から 13.2 万円へ減少する。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める。
- 給与収入が 360 万円以上になると、3～5 歳児の副食費免除が受けられなくなる。
- 給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額合計は月額約 8.7 万円まで減少し、さらに、給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動するひとり親家庭等医療費助成（親）（石川県・C 市）、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成（石川県）の対象外となるため、受給可能額は約 6.8 万円へ低下する。
- 図表 2-57 より、受給可能額合計が月額約 17.4 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」413 万円を得るのは、給与収入が 204 万円から 54 万円増え、257 万円となる時点である。
- 図表 2-57 より、受給可能額合計が月額約 8.7 万円であった時の「給与収入 + 受給可能額の合算額（年額）」536 万円を得るのは、給与収入が 432 万円から 22 万円増え、454 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

○児童手当（国）：長子 10,000 円（3 歳以上子高校生年代まで）、末子 15,000 円（3 歳未満）

○児童扶養手当（国）：

・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。

・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。

長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額（145 万円））×0.0256619

末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額（145 万円））×0.0039568

「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。

・給与収入 432 万円超は 0 円

※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。

○保育の無償化（国）：

・長子（5 歳）は、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 3.7 万円

・末子（2 歳）は、住民税非課税世帯（給与収入 204 万円まで）について、認可外保育施設の場合の上限額と同額の 4.2 万円

・給与収入 360 万円未満には、長子（5 歳）の副食費 4,500 円

○ひとり親家庭等医療費助成（親）（石川県・C 市）：給与収入 432 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」（35～39 歳）の自己負担分 2,917 円－1,000 円

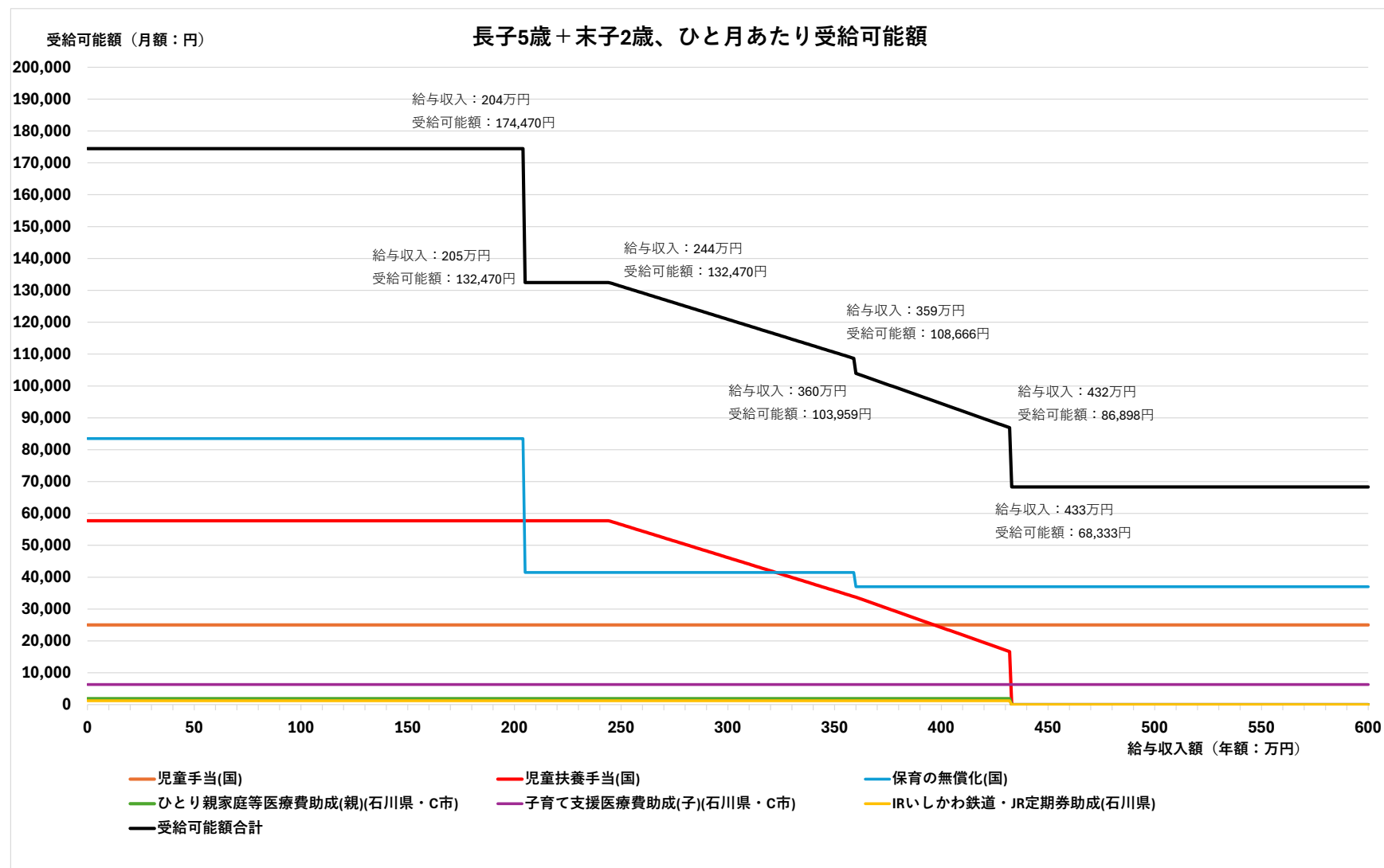
○子育て支援医療費助成（子）（石川県・C 市）：

・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（5～9 歳）の自己負担分 2,667 円

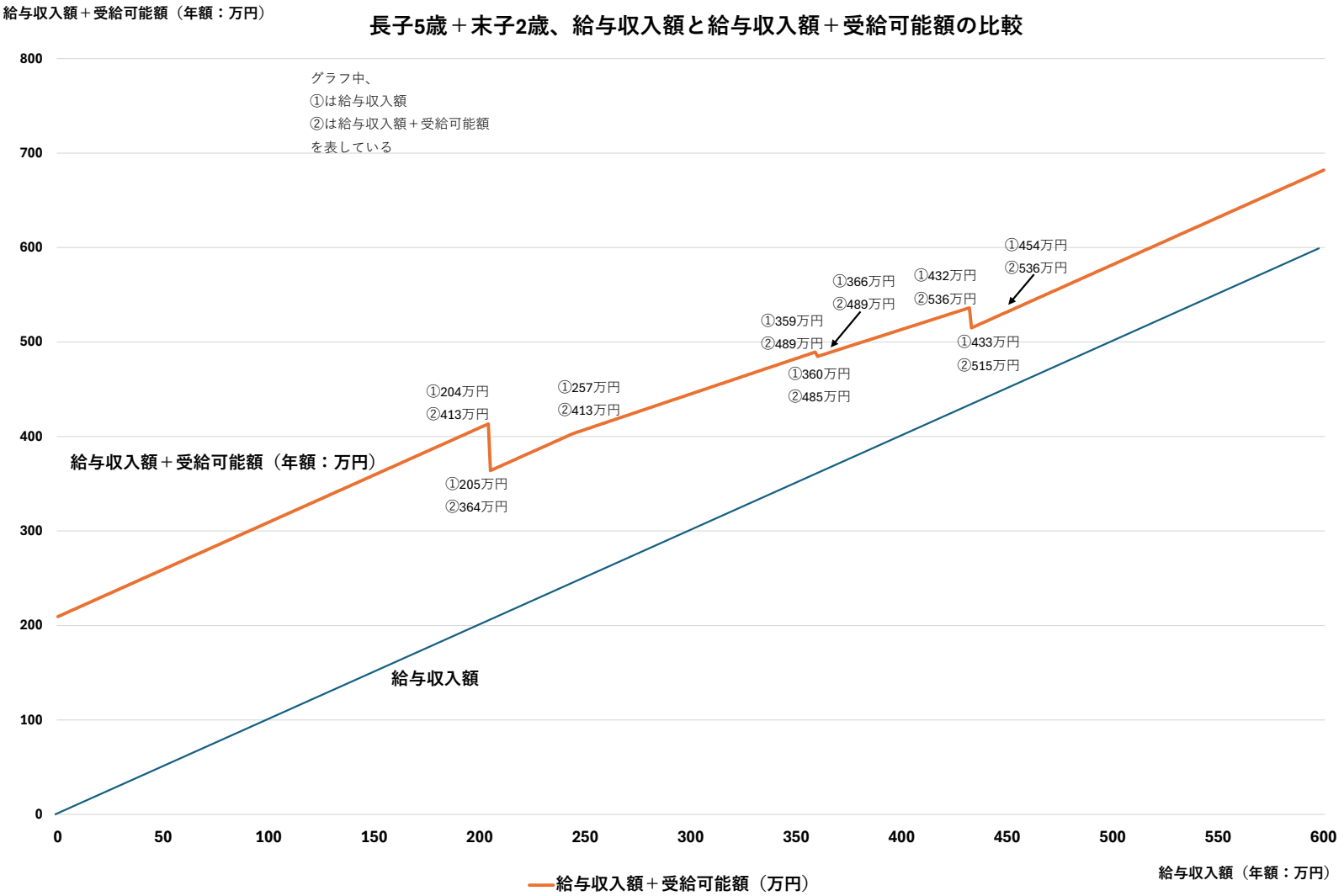
・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（0～4 歳）の自己負担分 3,667 円

○IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成（石川県）：給与収入 432 万円まで金沢市での交通費 4,100 円（家計調査）の 3 割分（1230 円）。432 万円超は 0 円

図表 2-56 長子5歳＋末子2歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-57 長子 5 歳 + 末子 2 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（石川県 C 市）



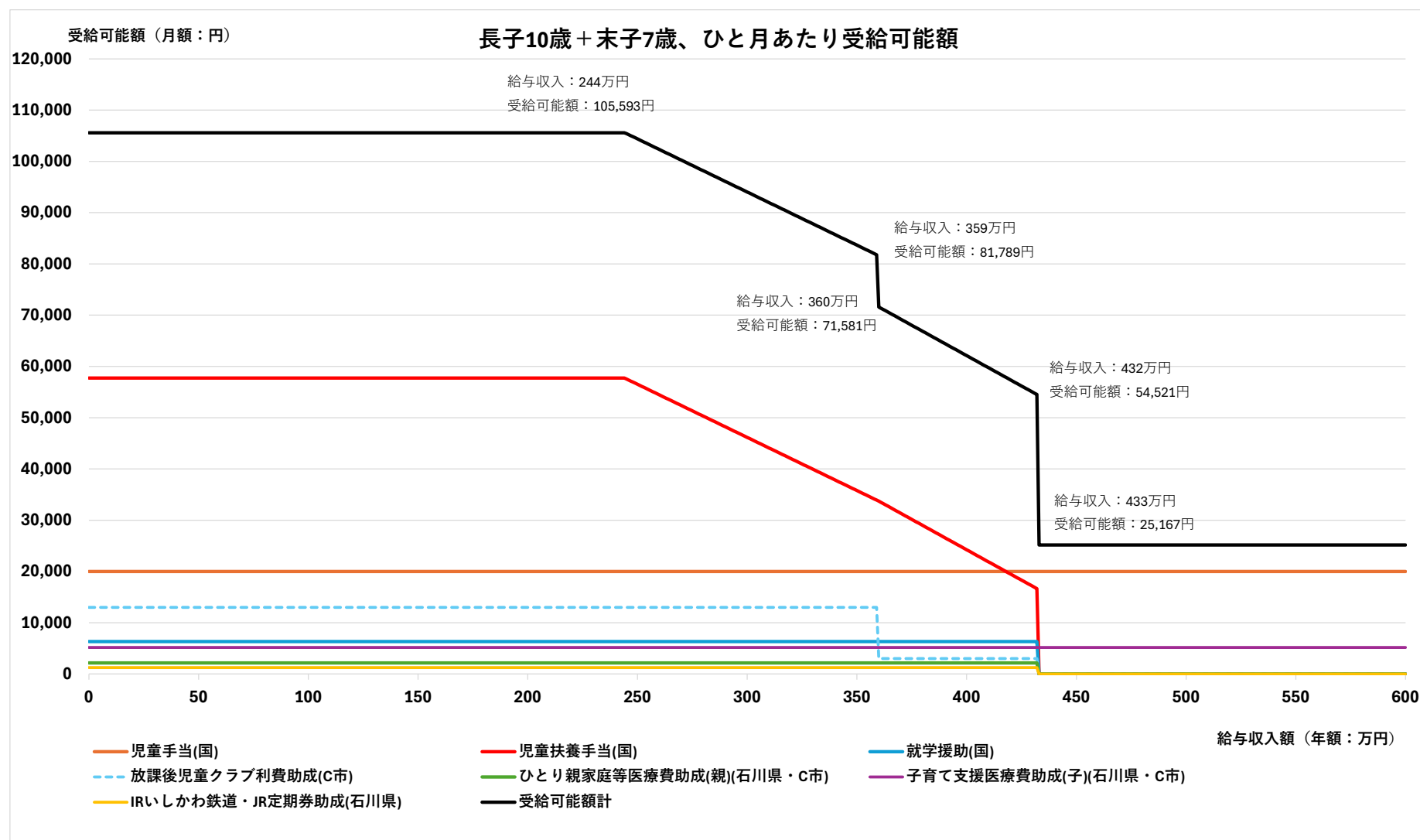
2) 長子 10 歳（義務教育就学生）＋末子 7 歳（義務教育就学生）の場合（石川県 C 市）

- 図表 2-58 より、給与収入が 244 万円までは、長子・末子とも児童手当（国）、児童扶養手当（国）、就学援助（国）、子育て支援医療費助成(子)(石川県・C 市)、放課後児童クラブ利用費助成(C 市)を満額受給でき、ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)の対象となるため、受給可能額合計は月額約 10.6 万円となる。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）ため受給可能額合計も減少を始め、給与収入が 360 万円以上になると末子の放課後児童クラブ利用費助成を受けられなくなるため、受給可能額は約 8.2 万円から 7.2 万円に減少する。
- 給与収入が 432 万円になるまでに、児童扶養手当の逓減により、受給可能額合計は月額約 5.5 万円まで減少し、432 万円を超えると、児童扶養手当（国）が停止され、それに連動する就学援助(国)、ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)、放課後児童クラブ利用費助成(C 市)、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)も対象外となるため、受給可能額合計は月額約 2.5 万円まで低下する。
- 図表 2-59 より、受給可能額合計が月額約 8.2 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」457 万円となるのは、給与収入が 359 万円から 17 万円増え、376 万円となる時点である。
- 図表 2-59 より、受給可能額合計が月額約 5.5 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」497 万円となるのは、給与収入が 432 万円から 37 万円増え、467 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：長子 10,000 円、末子 10,000 円（ともに 3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
 長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0256619
 末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額(145 万円)）×0.0039568
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
 - ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 就学援助（国）：給与収入 432 万円まで、長子は小学 4 年生の月額平均 1,003 円、末子は小学 1 年生の月額平均の 5,305 円（新入学児童生徒学用品費等を含む）。給与収入 432 万円超は 0 円
 ※就学援助の制度詳細については、第 3 章 2.（4）を参照
- 放課後児童クラブ利用費助成(C 市)：
 - ・長子：給与収入 432 万円まで、3,000 円
 - ・末子：給与収入 360 万円未満の場合、10,000 円
- ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)：給与収入 432 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」（40～44 歳）の自己負担分 3,167 円－1,000 円
- 子育て支援医療費助成(子)(石川県・C 市)：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（5～9 歳）の自己負担分 2,667 円
- IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)：給与収入 432 万円まで金沢市での交通費 4,100 円(家計調査)の 3 割分(1230 円)。432 万円超は 0 円

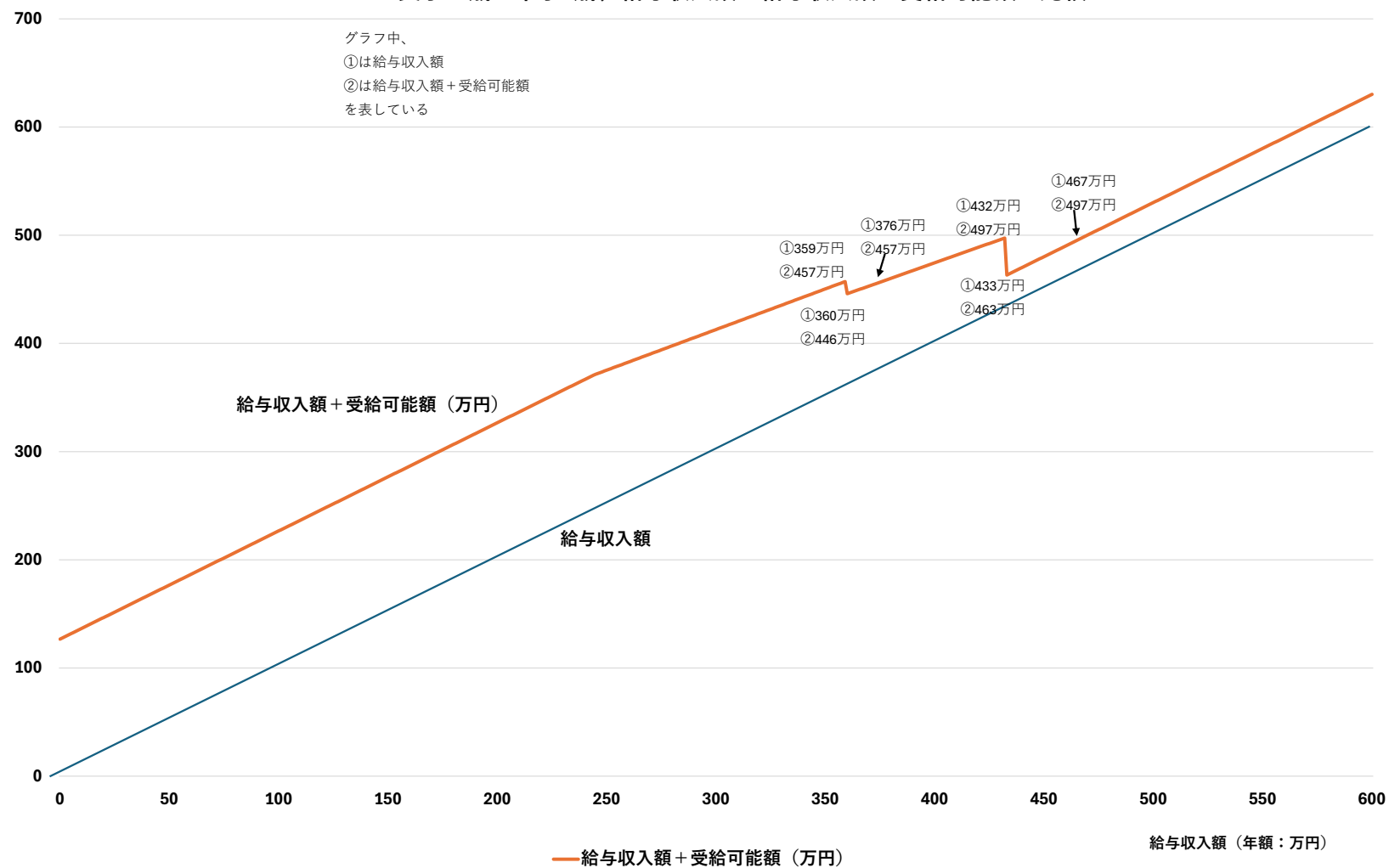
図表 2-58 長子10歳＋末子7歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-59 長子10歳＋末子7歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（石川県C市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

長子10歳＋末子7歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



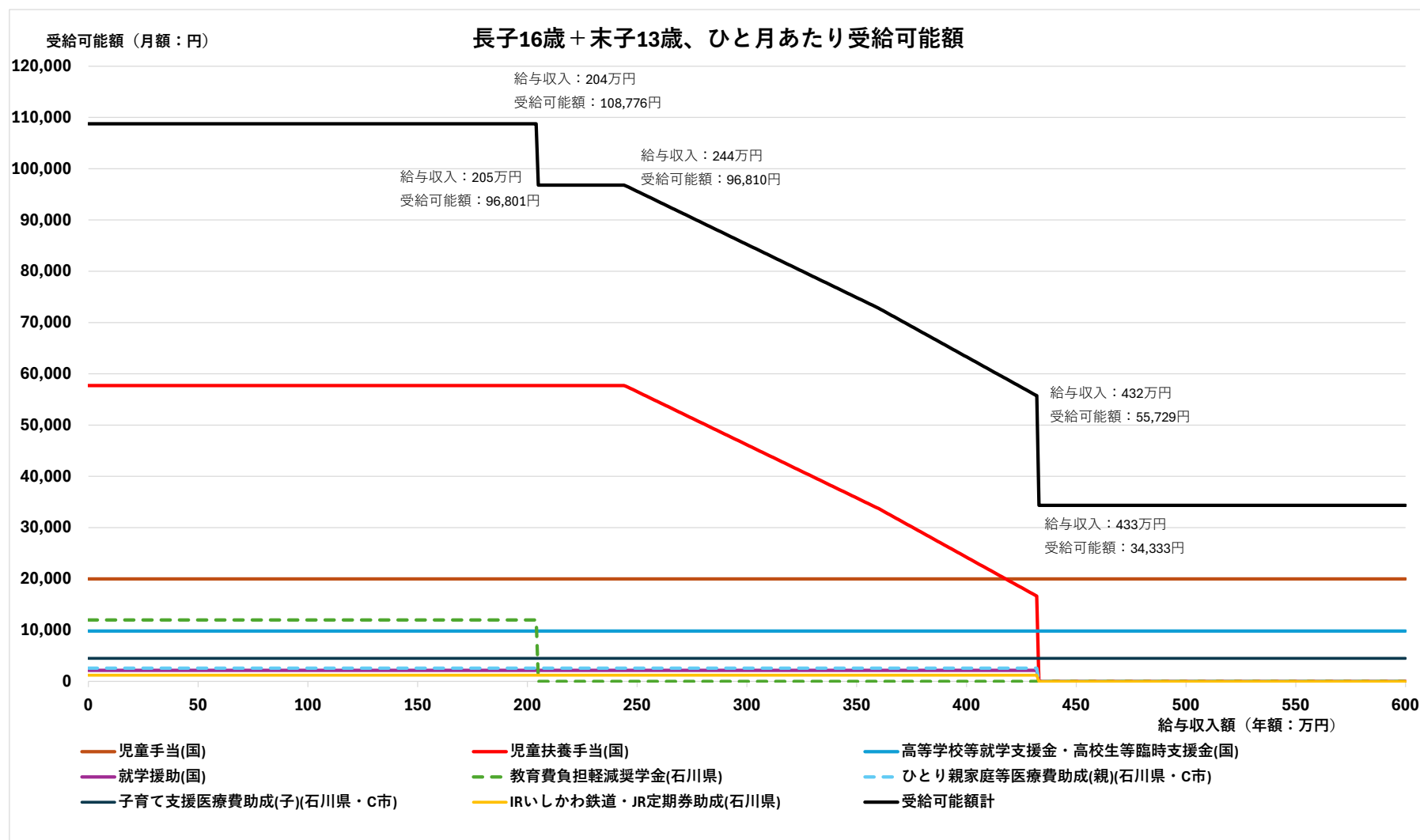
3) 長子 16 歳（高校生）＋末子 13 歳（義務教育就学生）の場合（石川県 C 市）

- 図表 2-60 より、給与収入が 204 万円までは、児童手当（国）、児童扶養手当（国）を満額受給でき、長子（16 歳）は教育費負担軽減奨学金（石川県）、末子（13 歳）は就学援助（国）を受けられるため、受給可能額合計は月額約 10.9 万円となる。
- 給与収入が 204 万円を超えると、長子は教育費負担軽減奨学金（石川県）を受けられなくなるため、受給可能額は約 10.9 万円から 9.7 万円に低下する。
- 給与収入が 244 万円を超えると、児童扶養手当の給付額が逓減し始め（＝全部支給から一部支給へ移行する）、給与収入が 432 万円になるまでに、受給可能額は約 5.6 万円まで低下する。
- 給与収入が 432 万円を超えると、児童扶養手当が停止され、それに連動する就学援助（国）、ひとり親家庭等医療費助成（親）（石川県・C 市）、IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成（石川県）も対象外となるため、受給可能額合計は月額約 3.4 万円まで低下する。
- 図表 2-61 より、受給可能額合計が月額 10.9 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」335 万円を得るには、給与収入が 204 万円から 15 万円増え、219 万円となる時点である。
- 図表 2-61 より、受給可能額合計が月額 5.6 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」499 万円を得るには、給与収入が 432 万円から 26 万円増え、458 万円となる時点である。

【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：長子 10,000 円、末子 10,000 円（ともに 3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは長子 46,690 円、末子 11,030 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは次式による。
長子：46,680 円－（受給者の所得－全部支給限度額（160 万円））×0.0256619
末子：11,020 円－（受給者の所得－全部支給限度額（160 万円））×0.0039568
「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超は 0 円
※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2.（2）を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（国）：9,833 円
※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2.（5）を参照。
- 教育費負担軽減奨学金（石川県）：給与収入 204 万円（住民税非課税世帯）まで、11,975 円。
- ひとり親家庭等医療費助成（親）（石川県・C 市）：給与収入 432 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」（45～49 歳）の自己負担分 3,583 円－1,000 円
- 子育て支援医療費助成（子）（石川県・C 市）：
 - ・長子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円
 - ・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（10～14 歳）の自己負担分 2,500 円
- IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成（石川県）：給与収入 432 万円まで金沢市での交通費 4,100 円（家計調査）の 3 割分（1230 円）。432 万円超は 0 円

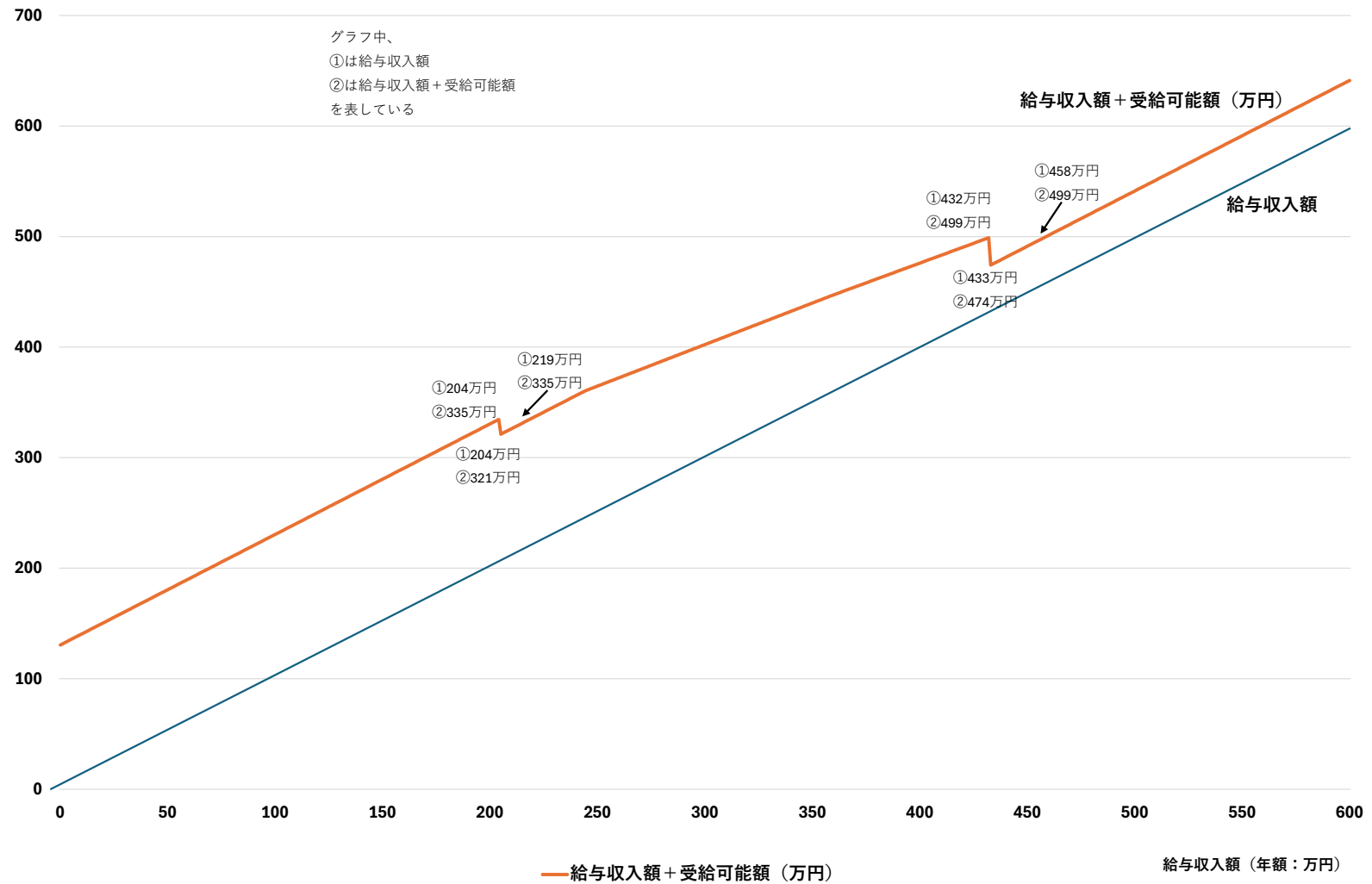
図表 2-60 長子16歳＋末子13歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-61 長子16歳＋末子13歳の場合の給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較（石川県C市）

給与収入額＋受給可能額（年額：万円）

長子16歳＋末子13歳、給与収入額と給与収入額＋受給可能額の比較



4) 長子 19 歳（大学生）＋末子 16 歳（高校生）の場合（石川県 C 市）

- 図表 2-62 より、給与収入が 204 万円までは、長子は給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）を満額（第Ⅰ区分）、末子は児童手当（国）、児童扶養手当（国）、教育費負担軽減奨学金(石川県)を受けられるため、受給可能額合計は月額約 20.3 万円となる。
- 給与収入が 204 万円を超えると、末子の教育費負担軽減奨学金(石川県)が受けられなくなるため、受給可能額は約 20.3 万円から 19.1 万円に低下する。
- 給与収入が 244 万円を超えると、末子の児童扶養手当の給付額が逓減し始める（＝全部支給から一部支給へ移行する）。給与収入（年額）が 289 万円を超えると、長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 2/3 支援（第Ⅱ区分）となるため、受給可能額合計は月額約 18.3 万円から 14.3 万円へ減少となる。さらに給与収入の増加と共に、末子の児童扶養手当が減少するため、受給可能額合計は逓減し続ける。
- 図表 2-63 より、受給可能額合計が月額約 18.3 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」508 万円を得るのは、給与収入が 289 万円から 60 万円増え、349 万円となる時点である。
- 図表 2-62 より給与収入が 391 万円（年額）を超えると、長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 1/3 支援（第Ⅲ区分）となるため、受給可能額合計は月額約 12.4 万円から 8.4 万円となる。さらに給与収入の増加と共に、末子の児童扶養手当が減少するため、受給可能額合計は逓減し続ける。
- 給与収入が 432 万円を超えると、末子の児童扶養手当（国）が停止されるため、受給可能額合計は月額約 7.6 万円から 6.1 万円となる。さらに給与収入（年額）が 457 万円を超えると長子の給付奨学金および入学金・授業料の減免（国独法）が 1/4 支援（第Ⅳ区分）となるため、受給可能額合計は月額 6.1 万円から 5.1 万円へ減少となる。
- このように、受給可能額合計が段階的に減少することにより、図表 2-63 より、給与収入が増加しても、「給与収入＋受給可能額合計の合算額（年額）」は、増加と減少を繰り返す。受給可能額合計が月額 12.4 万円であった時の「給与収入＋受給可能額の合算額（年額）」540 万円を得るのは、給与収入が 391 万円から 87 万円増え、478 万円となる時点である。

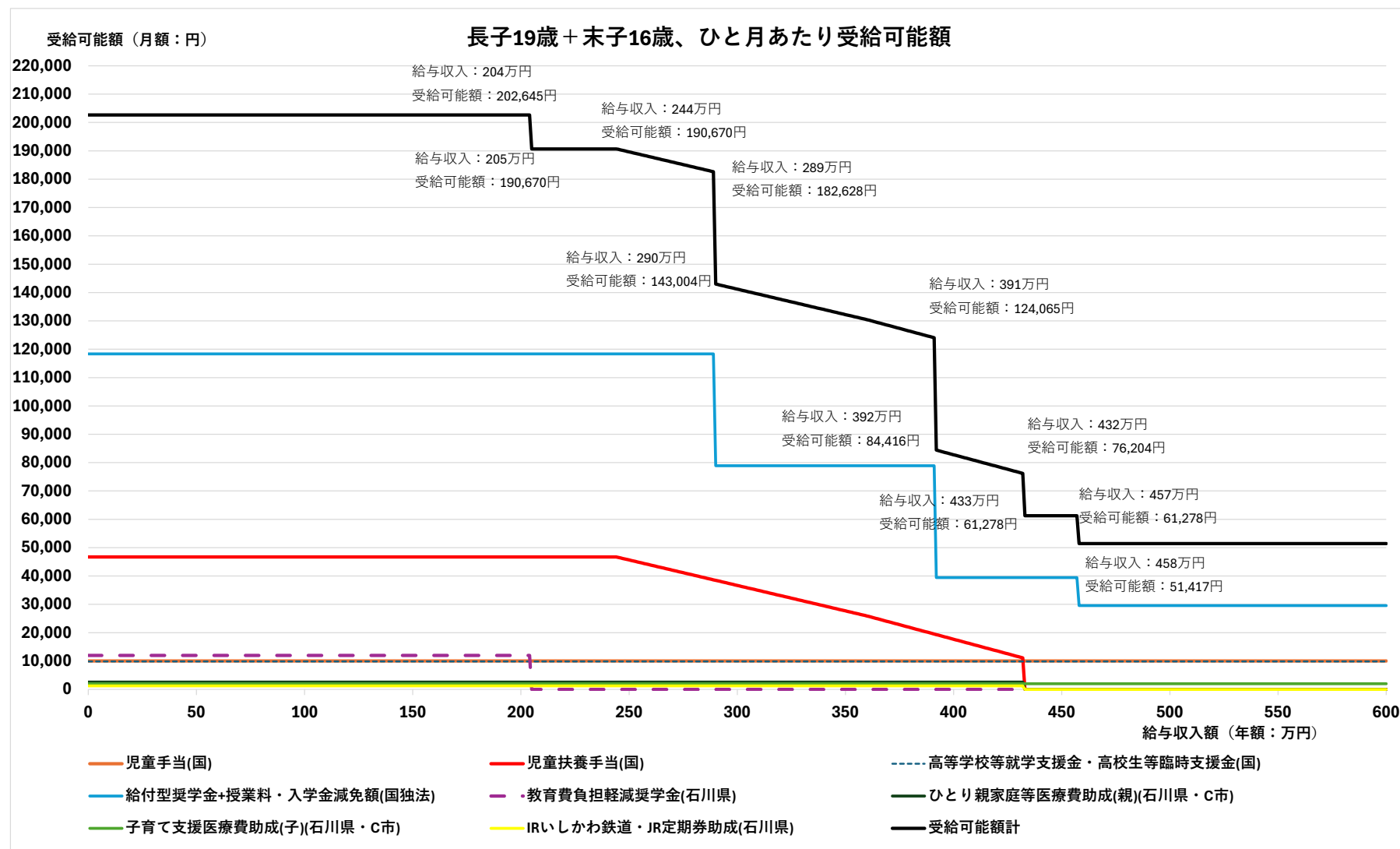
【試算で用いた値（受給可能額は月額）】

- 児童手当（国）：末子について 10,000 円（3 歳以上高校生年代まで）
- 児童扶養手当（国）：
 - ・給与収入 244 万円までは末子について 46,690 円。
 - ・給与収入 244 万円超 432 万円までは、末子について次式によって算出。

$$46,680 \text{ 円} - (\text{受給者の所得} - \text{全部支給限度額}(175 \text{ 万円})) \times 0.0256619$$
 「受給者の所得」の算出方法については、図表 2-1 および図表 2-2 を参照。
 - ・給与収入 432 万円超：0 円
 ※児童扶養手当の制度詳細については、第 3 章 2. (2) を参照。
- 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)：末子について 9,833 円
 ※高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の制度詳細については、第 3 章 2. (5) を参照。
- 給付型奨学金、授業料・入学金の減免（国独法）：
 - ・給与収入 289 万円までは、奨学金 38,333 円、授業料減免 58,333 円、入学金減免 21,667 円（第Ⅰ区分：満額支援）
 - ・給与収入 289 万円超 391 万円までは、奨学金 25,556 円、授業料減免 38,889 円、入学金減免 14,444 円（第Ⅱ区分：2/3 支援）

・給与収入 391 万円超 457 万円までは、奨学金 12,778 円、授業料減免 19,444 円、入学金減免 7,222 円（第Ⅲ区分：1/3 支援）
・給与収入 458 万円超 677 万円までは、奨学金 9,583 円、授業料減免 14,583 円、入学金減免 5,417 円（第Ⅳ区分：1/4 支援）
○教育費負担軽減奨学金(石川県)：給与収入 204 万円(住民税非課税世帯)まで、11,975 円。
○ひとり親家庭等医療費助成(親)(石川県・C 市)：給与収入 432 万円までにつき、厚生労働省「年齢階級別医療費」（45～49 歳）の自己負担分 3,583 円－1,000 円
○子育て支援医療費助成(子)(石川県・C 市)：
・末子：厚生労働省「年齢階級別医療費」（15～19 歳）の自己負担分 2,000 円
○IR いしかわ鉄道・JR 定期券助成(石川県)：給与収入 432 万円まで金沢市での交通費 4,100 円(家計調査)の 3 割分(1230 円)。432 万円超は 0 円

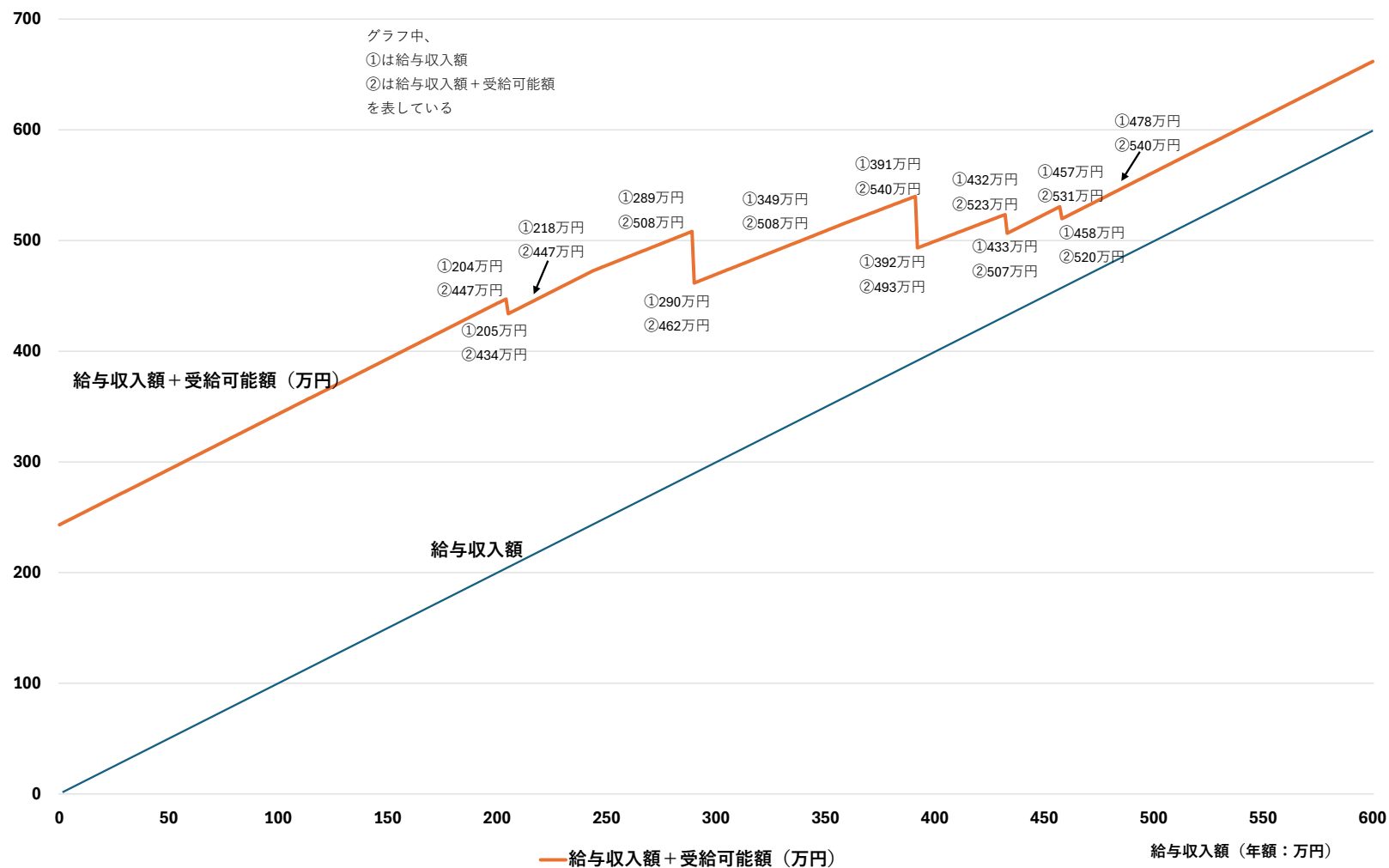
図表 2-62 長子19歳＋末子16歳の場合のひと月あたり受給可能額（石川県C市）



図表 2-63 長子 19 歳 + 末子 16 歳の場合の給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較（石川県 C 市）

給与収入額 + 受給可能額（年額：万円）

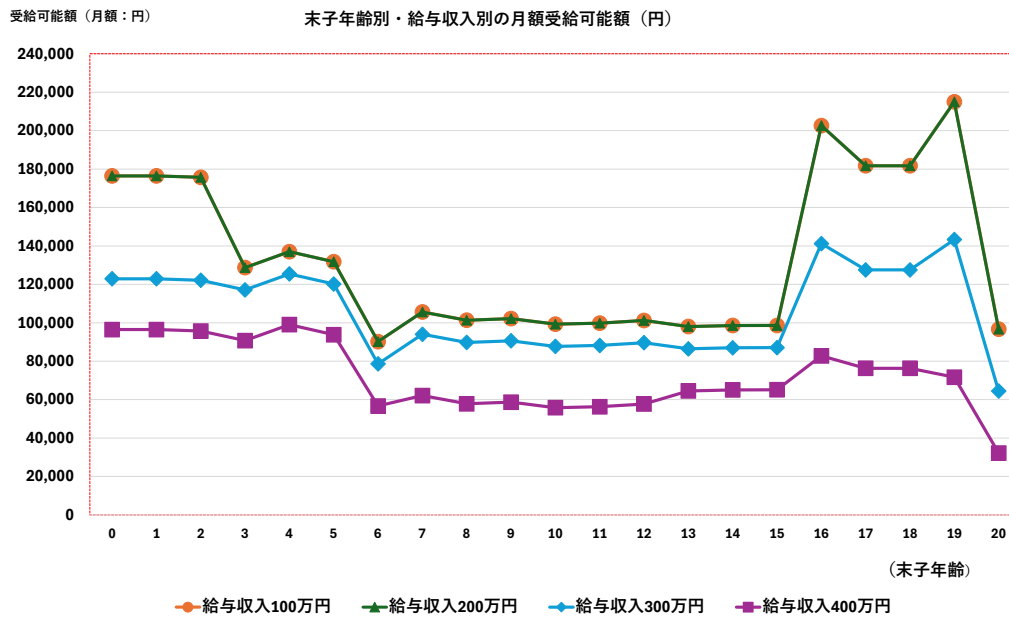
長子19歳 + 末子16歳、給与収入額と給与収入額 + 受給可能額の比較



5) 末子の年齢別・給与収入別給付額の比較（石川県 C 市）

- 図表 2-64 は以下のケース a、図表 2-65 は以下のケース b の場合を表す。
○ケース a：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているが、これを間接的な給付と捉え、3～5 歳児を持つ世帯では受給可能額の試算対象に含める。給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月も試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
○ケース b：既に 3～5 歳児に関しては所得に関わらず保育の無償化が実現しているため、これを現物給付であるとみなして試算対象外とする。ただし、給与収入 360 万円未満の場合は副食費の免除が行われているので、副食費相当額 4,500 円/人・月は、試算対象に含める。また、0～2 歳児に関しては、住民税非課税世帯のみが保育の無償化対象なので、住民税非課税世帯のみ受給可能額の試算対象に含める。
- 末子と末子より 3 歳年長の長子を扶養するひとり親世帯での、末子の年齢別・給与収入（年額）別に、受給可能額（月額）を見ると、全体として、給与収入額が大きいほど、受給可能額は小さくなる。
- 給与収入が 100 万円と 200 万円とでは、受給可能額は同額である。これは、子どもが 2 人いるために、児童扶養手当等の各種の給付の所得限度額が上がり、給与収入 200 万円でも全額給付の対象となるためである。また、末子が 0～2 歳の場合、保育の無償化による受給可能額が大きい。
- 給与収入が 300 万円になると、児童扶養手当が一部支給となり、給付型奨学金や入学金・授業料の減免が減少し、教育費負担軽減奨学金(石川県)の対象外となるため、受給可能額は小さくなる。
- 3～5 歳児の保育無償化を受給可能額に含めるケース a の場合、末子が 5 歳児までは保育の無料化による受給可能額が大きい。また、7～15 歳児までは、就学援助を受けられるが、乳幼児対象の保育の無償化ほど大きくはない（図表 2-64）。
- 3～5 歳児の保育の無償化を現物給付と捉え、受給可能額に含めないケース b の場合は、末子が 3～5 歳児である世帯の受給可能額は、就学援助を受けられる 7～15 歳児までを持つ世帯の受給可能額と、ほぼ同額となる（図表 2-65）。
- 末子が 7 歳から 12 歳までの間は、長子と末子の 2 人分の就学援助を受けられる。
- 末子が 16 歳から 18 歳までの間は、高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金(国)を受けられ、給与収入 204 万円までの世帯では教育費負担軽減奨学金（石川県）を受けられる。また、長子が給付奨学金、および入学金（19 歳のみ）・授業料減免を受けられるため、末子が小中学生時に比べ、受給可能額はかなり大きくなる。
- 末子が 20 歳時点では、末子の給付奨学金、授業料減免のみとなるため、受給可能額は大きく減少する。

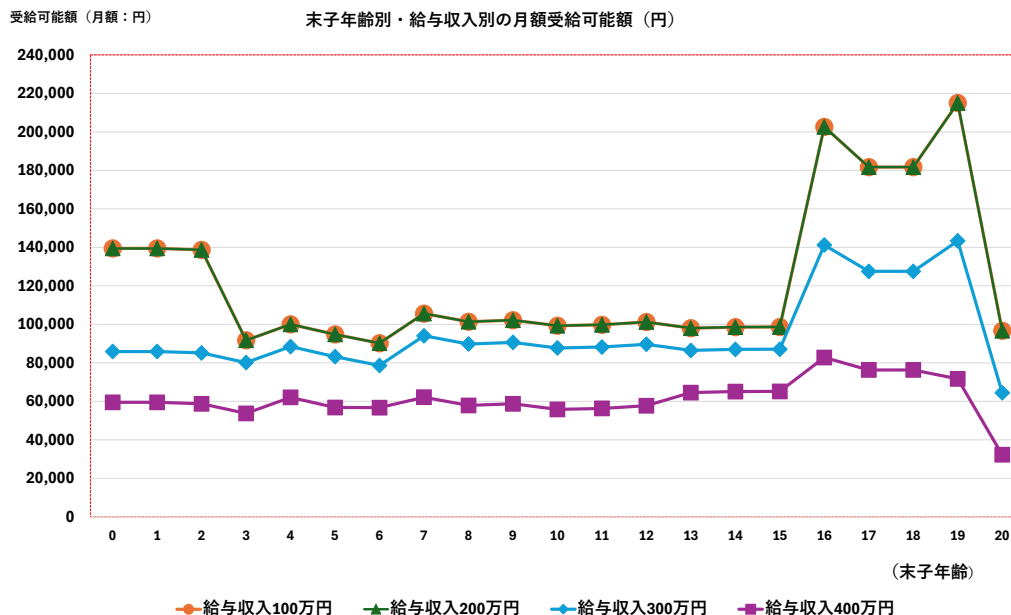
図表 2-64 末子年齢別・給与収入別の月額給付可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含める場合)
(石川県C市)



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-65 末子年齢別・給与収入別の月額給付可能額(3～5歳の保育無償化を受給可能額に含めない場合)
(石川県C市)



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

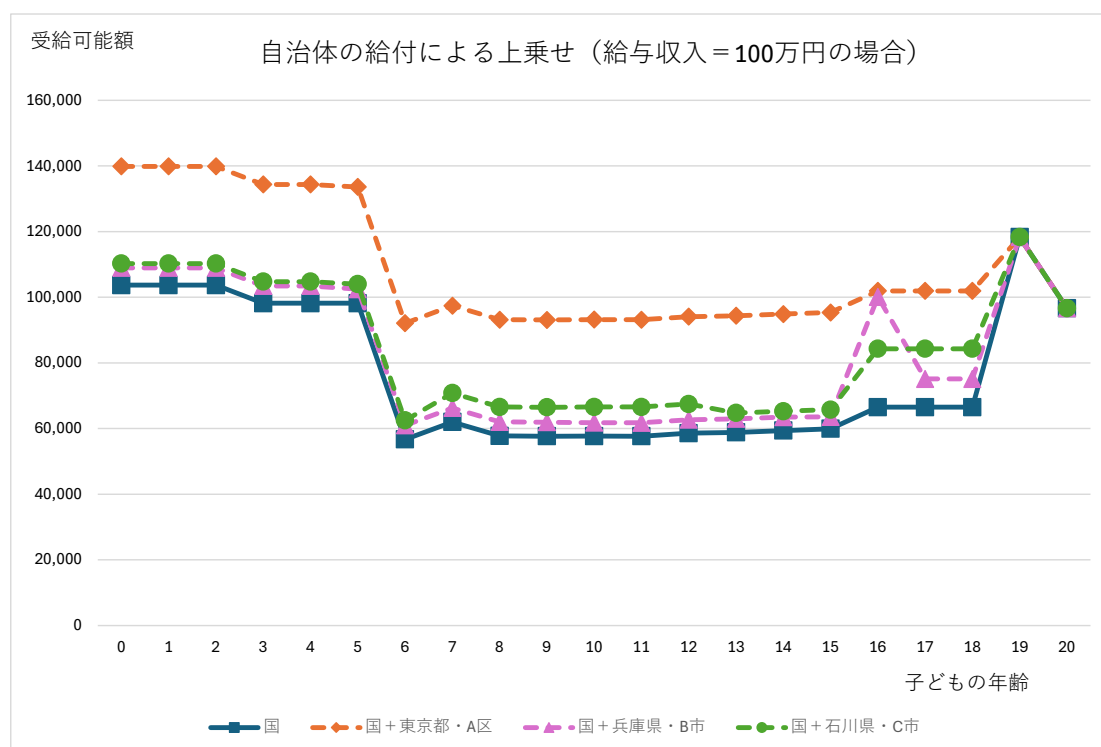
(4) 地方自治体による給付の上乗せ

① ひとり親＋子ども 1 人の場合

- ここでは、親＋子ども 1 人の場合を例に、子どもの年齢別に、国による給付と地方自治体の給付上乗せの大きさを、給与収入別にみることとする¹⁰。(図表 2-66～図表 2-69)。
- 子どもの年齢別に見ると、国の制度では、各年齢に対する児童手当や児童扶養手当に加え、乳幼児段階(0～5 歳)では保育の無償化、義務教育段階(7～15 歳)では就学援助、高校段階(16～18 歳)では高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金がベースとなっている。
- 地方自治体では、各年齢に対する子育て世帯への現金給付や医療費の助成制度に加え、乳幼児段階では保育の無償化の拡充が実施されている。なお、高等教育段階(19 歳以上)になると、国の給付制度のみによる支援となる。
- 給与収入別に見ると、給与収入 300 万円では、0～2 歳児を持つ住民税非課税世帯に給付されている保育の無償化が受けられなくなったり、給与収入 400 万円では児童扶養手当の支給が停止となるため、国からの給付は大きく減少することになる。これに対して、地方自治体では、給与収入に関わらず保育の無償化の拡充を行っていることが分かる。
- 地方自治体別に給付額をみると、今回取り上げた 3 自治体の中では、子どもの年齢にかかわらず、東京都 A 区での給付額の上乗せ額が大きい(ただし、試算対象とした給付制度は、すべて東京都の財源である)。また、給与収入が比較的高い 400 万円の場合でも、国の給付額に対する上乗せ額が大きい。
- 兵庫県 B 市や石川県 C 市でも国の給付制度に対する上乗せ措置を行っているが、その規模は東京都 A 区ほど大きくはない。ただし、兵庫県 B 市では子どもが高校段階での支援が大きく、石川県 C 市では、子どもが義務教育段階・高校段階での支援が比較的大きい、という特徴がある。また、両自治体とも、給与年収が比較的低い世帯(100 万円～300 万円)への支援に比べ、給与年収が 400 万円以上の世帯に対する支援は少ない。

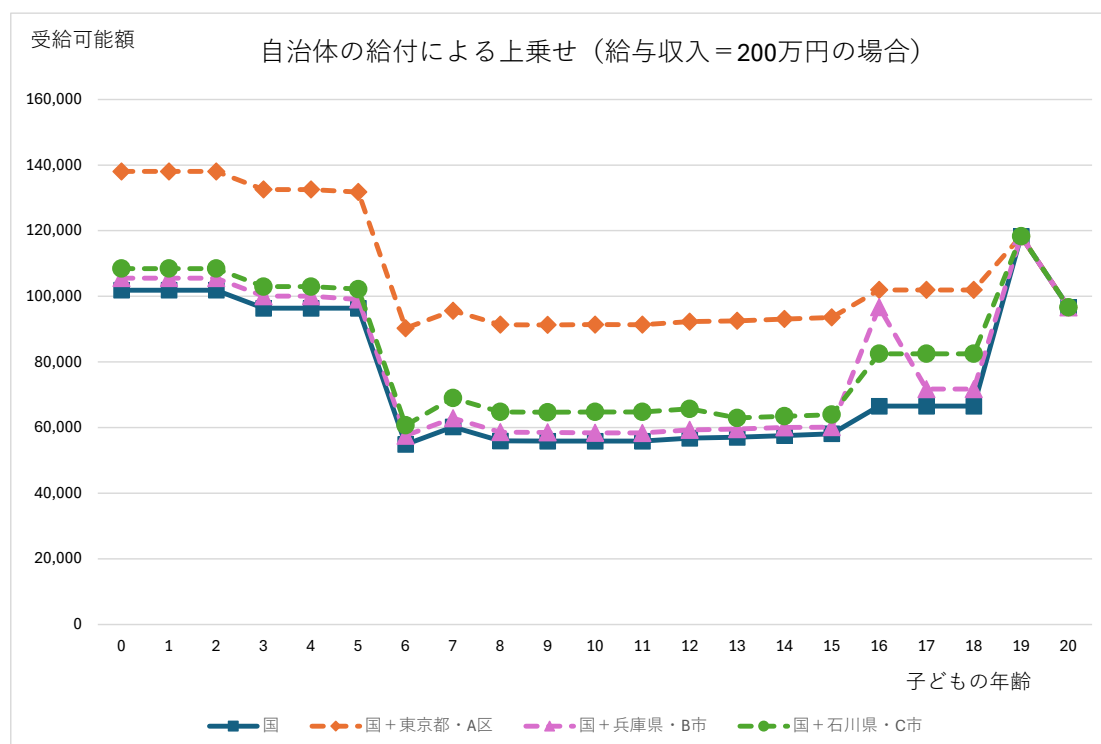
¹⁰ 3～5 歳児に関する保育の無償化を間接的な給付と捉えた場合

図表 2-66 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝100万円の場合）



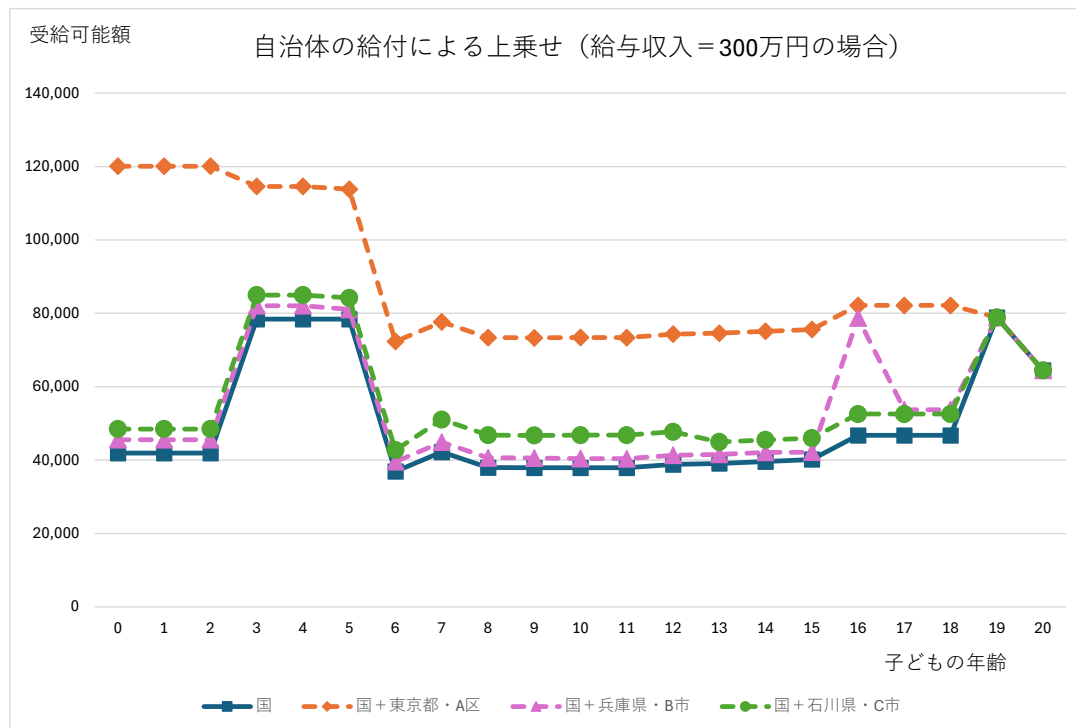
注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-67 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝200万円の場合）



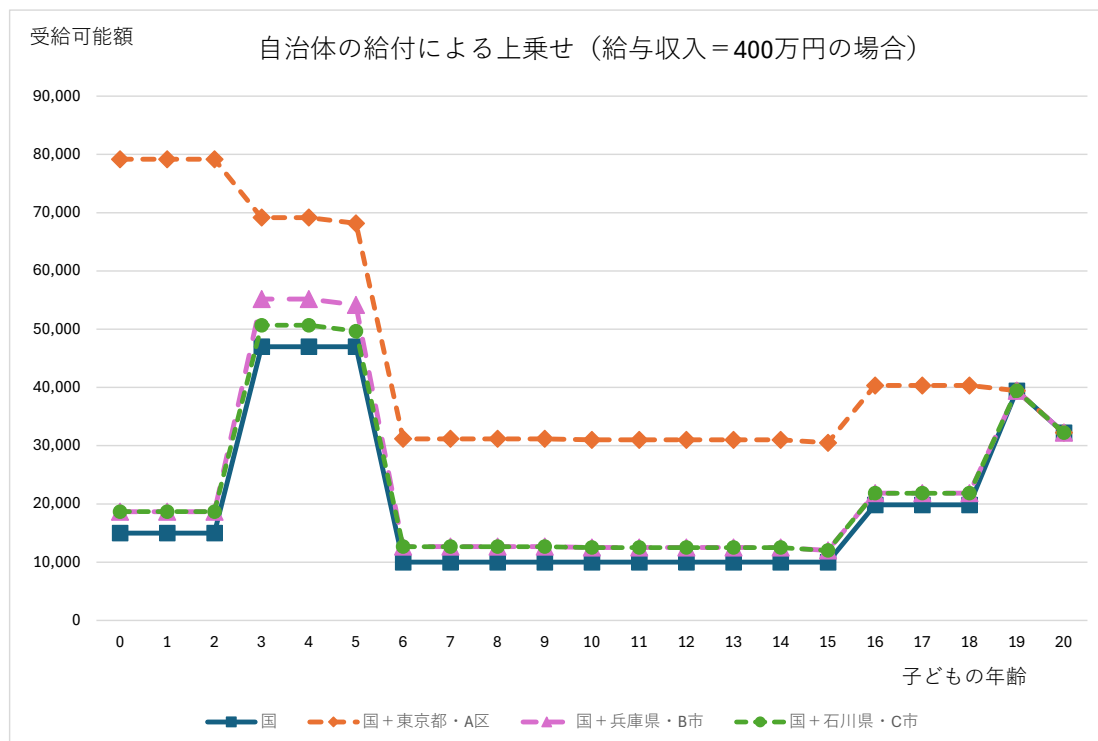
注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-68 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝300万円の場合）



注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-69 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝400万円の場合）



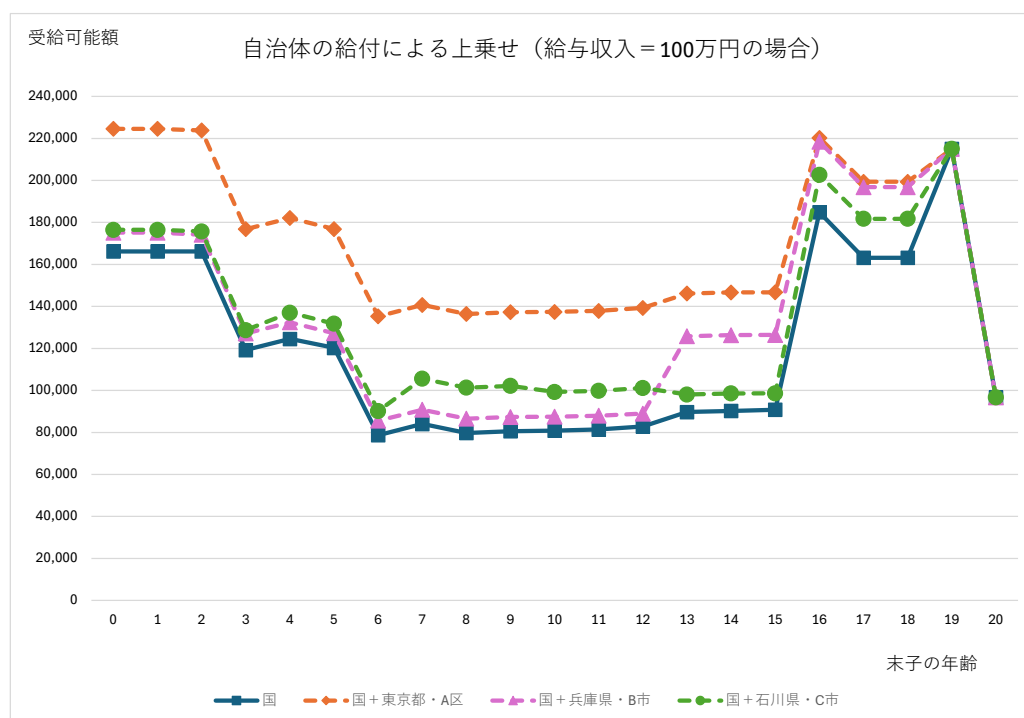
注：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

② ひとり親＋子ども 2 人の場合

- ここでは、親＋子ども 2 人の場合を例に、末子の年齢別に、国による給付と地方自治体の給付上乗せの大きさを、給与収入別にみることとする¹¹。(図表 2-70～図表 2-73)。
- 子どもの年齢別に見ると、国の制度では、各年齢に対する児童手当や児童扶養手当に加え、乳幼児段階（0～5 歳）では保育の無償化、義務教育段階（7～15 歳）では就学援助、高校段階（16～18 歳）では高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金がベースとなっている。
- 地方自治体では、各年齢に対する子育て世帯への現金給付や医療費の助成制度に加え、乳幼児段階では保育の無償化の拡充が実施されている。なお、高等教育段階（19 歳以上）になると、国の給付制度のみによる支援となる。
- 給与収入別に見ると、給与収入 300 万円では、0～2 歳児を持つ住民税非課税世帯に給付されている保育の無償化が受けられなくなったり、給与収入 400 万円では児童扶養手当の支給が停止となるため、国からの給付は大きく減少することになる。これに対して、地方自治体では、給与収入に関わらず保育の無償化の拡充を行っていることが分かる。
- 地方自治体別に給付額を見ると、今回取り上げた 3 自治体の中では、子どもの年齢にかかわらず、東京都 A 区での給付額の上乗せ額が大きい（ただし、試算対象とした給付制度は、すべて東京都の財源である）。また、給与収入が比較的高い 400 万円の場合でも、国の給付額に対する上乗せ額が大きい。
- 兵庫県 B 市や石川県 C 市でも国の給付制度に対する上乗せ措置を行っているが、その規模は東京都 A 区ほど大きくはない。ただし、兵庫県 B 市では第 2 子に対する保育の無償化や子どもが高校段階での支援が大きく、石川県 C 市では、子どもが義務教育段階・高校段階での支援が比較的大きい、という特徴がある。また、両自治体とも、給与年収が比較的低い世帯（100 万円～300 万円）への支援に比べ、給与年収が 400 万円以上の世帯に対する支援は少ない。

¹¹ 3～5 歳児に関する保育の無償化を間接的な給付と捉えた場合

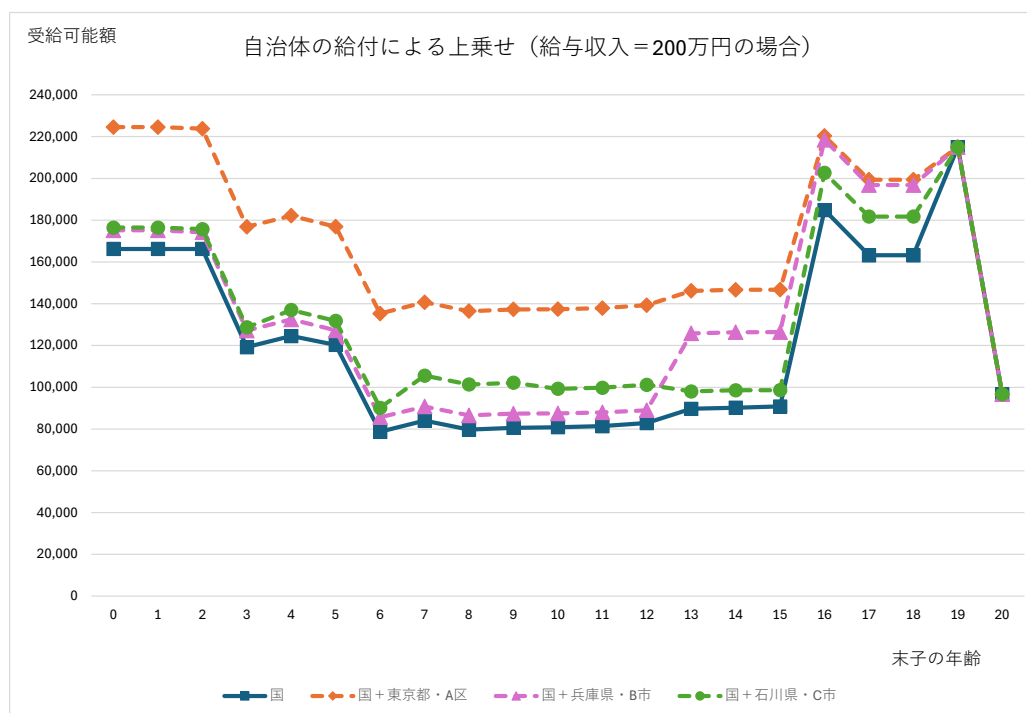
図表 2-70 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝100万円の場合）



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

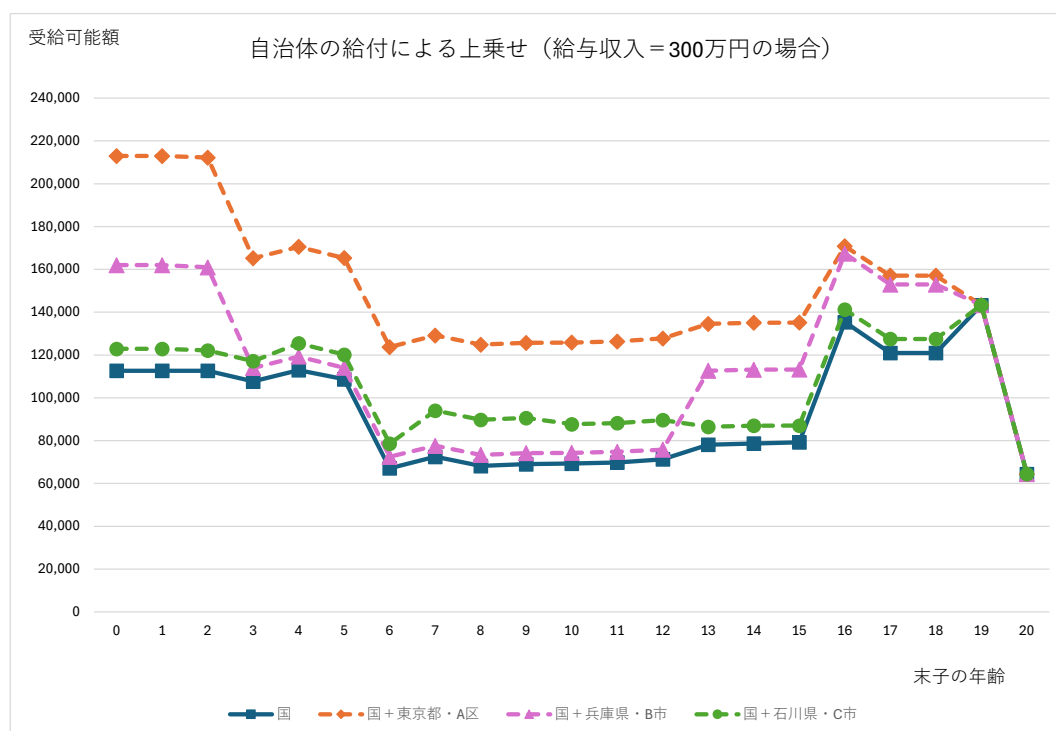
図表 2-71 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝200万円の場合）



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

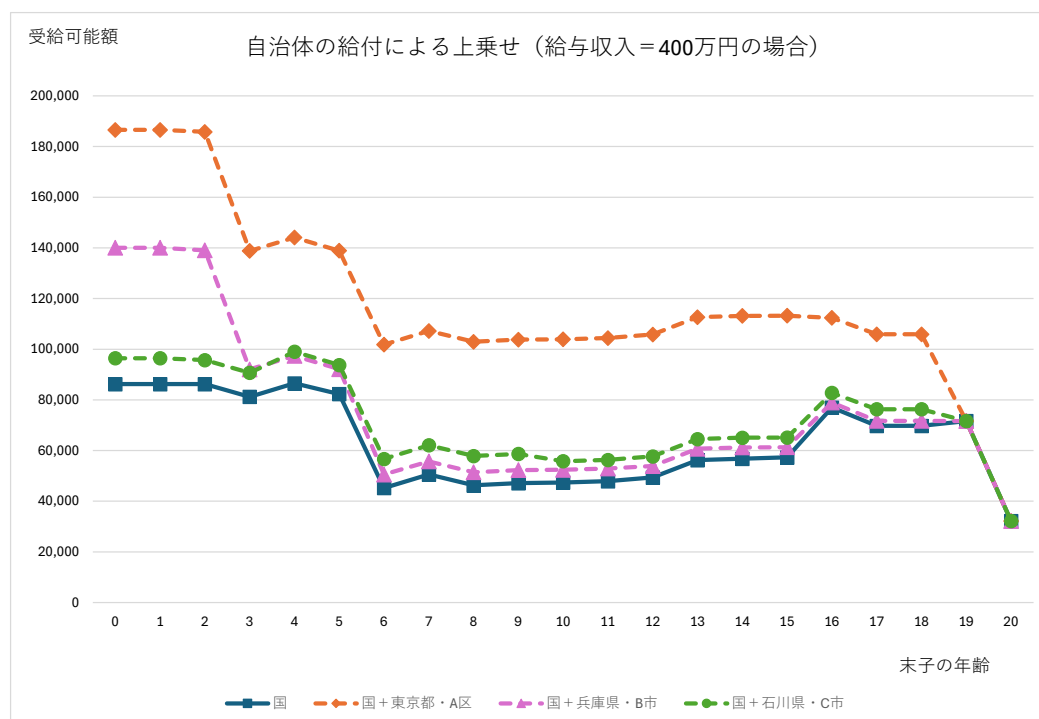
図表 2-72 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝300万円の場合）



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

図表 2-73 国の給付と地方自治体の給付上乗せ（給与収入＝400万円の場合）



注 1：世帯内に、末子年齢+3歳の長子がいると仮定している。

注 2：子の年齢は1歳刻みの不連続であるため、受給可能額は連続的に変化するものではないことに留意されたい。

3. まとめと示唆

本章では、大都市・政令指定都市レベルとして東京都 A 区、中核市レベルとして兵庫県 B 市、地方小都市レベルとして石川県 C 市を選定し、国や地方自治体の給付制度によるひとり親世帯の受給可能額の試算を行った。試算対象としたのは、以下の制度である。

＜国の給付制度＞

- ・児童手当
- ・児童扶養手当
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・就学援助
- ・高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金
- ・給付型奨学金や入学金、授業料の減免（独立行政法人日本学生支援機構）

＜地方自治体（都道府県および市町村）の給付制度＞

- ・子育て世帯への現金給付
- ・保育の無償化拡張
- ・子どもに対する医療費助成制度、ひとり親に対する医療費助成制度
- ・交通費や光熱水道費に対する支援

その結果、以下のような事実が確認された。

（１）世帯年収額による受給可能額の相違

親 1 人＋子 1 人の場合、児童扶養手当の全部支給から一部支給に切り替わる給与収入 190 万円（親 1 人＋子 2 人の場合は 244 万円）を超えると受給可能額が減少し始め、それと連動する自治体独自の制度も給付対象外となることが多いため、児童扶養手当の一部支給が停止となる給与収入 385 万円（親 1 人＋子 2 人の場合は 432 万円）を超えると、受給可能額は大きく減少する（図表 2-4 など）。

給与収入 100 万円と 200 万円では、受給可能額はほぼ同額である。給与収入 400 万円になると、児童扶養手当と、それに連動する就学援助、医療費助成等が受けられなくなるため、受給可能額は小さくなる。（図表 2-12 など）。

（２）子どもの年齢による受給可能額の相違

受給可能額は、親 1 人＋子 1 人の場合、自治体独自の保育の無償化の拡充や医療費助成制度等も加えると、子どもが乳幼児段階で給与収入が 200 万円以下では月額（以下同様）14 万円程度であるのに対し、給与収入が 300 万円の場合は 12 万円程度、給与収入が 400 万円では 7～8 万円程度である。

子どもの年齢が義務教育段階では、それぞれ 10 万円程度、8 万円程度、3 万円程度となる（図表 2-12 など）。

（３）子どもの数による受給可能額の相違

子ども２人の年齢の組み合わせ次第で受給可能額が左右されるため一概には言えないが、自治体独自の保育の無償化の拡充や医療費助成制度等も加えると、末子の年齢が乳幼児段階にある場合、親１人＋子１人の受給可能額は１４万円程度であるが、親１人＋子２人（長子・末子とも乳幼児段階）の場合は合２２万円程度となる。これは、子２人分の保育の無償化の効果が大きいためである（図表２-４と図表２-１４など）。

また、子ども２人が高校生と大学生の場合、長子の大学生の子ども（１９歳）については各種給付金が受けられなくなるが、末子の高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金や長子の給付型奨学金、入学金、授業料の減免等が大きいので、子ども１人の場合に比べて受給可能額は大きくなる（図表２-８、図表２-１０と図表２-２０など）。

ただし、本試算では、受給可能額のみに着目しており、家族構成や子どもの年齢による支出額については、試算対象外としている。高校生や大学生を持つ世帯の教育関連支出は大きいことには、留意が必要である。

（４）国の給付に対する地方自治体による給付の上乗せ

国の制度では、各年齢に対する児童手当や児童扶養手当に加え、乳幼児段階（０～５歳）では保育の無償化、義務教育段階（７～１５歳）では就学援助、高校段階（１６～１８歳）では高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金がベースとなっている。これに対して、地方自治体では、各年齢に対する子育て世帯への現金給付や医療費の助成制度に加え、給与収入に関わらず、乳幼児段階では保育の無償化の拡充を実施しているところがある（図表２-６７など）。

地方自治体別では、今回取り上げた３自治体の中では、東京都Ａ区では、子どもの年齢にかかわらず他の地方自治体よりも給付の上乗せ額が大きい（ただし、試算対象とした給付制度は、すべて東京都の財源である）。また、給与収入が比較的高い４００万円の場合でも、国の給付に対する上乗せ額が大きい。一方、兵庫県Ｂ市では第２子に対する保育の無償化と子どもが高校生年代での支援が大きく、石川県Ｃ市では、義務教育段階や高校生年代での支援が大きいという特徴がある（図表２-７２など）。

なお、高等教育段階（１９歳以上）への支援は、３自治体においては、国の給付制度のみとなる。

（５）年収が増え、各種給付金の所得制限に達することによって給付が停止される場合の影響

児童扶養手当については、全部支給が一部支給に切り替わったあとは、収入が増えるにしたがって連続的に緩やかに減少していくため、給与収入を増やしても給与収入＋受給可能額の合算額が減少することは無い。親１人＋子１人の場合、給与収入が３８５万円を超えると、児童扶養手当の一部支給が停止され、それに連動する地方自治体の各種の給付も対象外となることが多いので、給与収入＋受給可能額の合算額は一時的に減少する（図表２-９など）。このような制度設計により、就労促進（収入増加）が妨げられている可能性はある。

また、子どもが大学生の場合、受給可能な給付制度は、給付型奨学金や入学金、授業料の減免のみとなるが、ひとり親の給与収入の増加とともに非連続で段階的に受給可能額が減少するため、給与収入＋受給可能額の合算額は一時的に減少する（図表２-１１など）。

（６）まとめ

以上の（１）～（５）を総括すると、おおむね以下のことがいえる。

- ひとり親世帯にとっては、国の児童扶養手当が金銭的支援策の中心となっている。これと連動している自治体の給付制度も多い。
- 児童扶養手当については、全部支給が一部支給に切り替わったあとは、収入が増えるにしたがって連続的に緩やかに減少していくため、給与収入を増やしても給与収入＋受給可能額の合算額が減少することはない。一方で、児童扶養手当の一部支給が停止されると、他の給付制度も対象外となる場合が多いので、児童扶養手当の一部支給が停止になる給与収入額で受給可能額が大きく低下する。
- 子どもの年齢別にみると、国による保育の無償化や自治体による保育の無償化の拡充により、子どもの乳幼児期における受給可能額は比較的大きくなっている。しかし、子どもが小中学生（義務教育段階）になると、保育の無償化は終わり就学援助を受けられるようになるが、その規模は保育の無償化ほど大きくはない。
- 子どもが高校段階になると、国の高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金により、受給可能額は、子どもの小中学生段階よりも大きくなる。なお、自治体によっては、低所得世帯を対象に高校生を対象とした奨学金を用意している。
- 子どもが大学生になると、受給可能な給付は、独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金や入学金・授業料の減免のみとなるが、比較的給与収入の高い世帯までを支援している。ただし、ひとり親の給与収入の増加とともに非連続で段階的に受給可能額が減少するため、給与収入額＋受給可能額の合算額は一時的に減少する場合がある。
- ひとり親世帯では、このような給与収入額＋受給可能額の合算額の一時的な減少を避けるために、各種制度の所得限度額内の範囲で働こうとする働き控えが誘発されている可能性はある。
- 本試算では、受給可能額のみに着目しており、家族構成や子どもの年齢による支出額については、試算対象外としている。高校生や大学生を持つ世帯では、受給可能額も大きいですが、この世代では教育関連支出も大きくなることに留意が必要である。
- このように、ひとり親世帯への給付制度については、制度間の連関についても認識した上で、ひとり親世帯が利用可能な給付を横断的に把握することが重要である。

第3章 ひとり親等への給付制度の概要

1. 調査実施概要

(1) 概要

前章の試算で取り上げたひとり親世帯に対する給付制度を、国、地方自治体別に、その概要を整理する。なお、試算に含めなかったひとり親世帯支援制度（金銭給付のある制度に限定）についても、適宜取り上げている。なお各種給付制度は年度により変更や金額の見直しがありうるが、以下では令和7年度に受給できる制度内容について記載している。

(2) 調査対象

調査対象は、以下の国、地方自治体である。取り上げる制度、および第2章での試算対象とした制度は、以下表のとおりである。

- 国（独立行政法人を含む）
- 東京都、東京都A区
- 兵庫県、兵庫県B市
- 石川県、石川県C市

区分		制度名	試算対象
国		(1)児童手当	○
		(2)児童扶養手当	○
		(3)幼児教育・保育の無償化	○
		(4)就学援助	○
		(5)高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金	○
		(6)給付型奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）	○
		(7)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	
		(8)ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	
		(9)ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	
地方自治体	・東京都 ・A区	(1)018（ゼロイチハチ）サポート	○
		(2)児童育成手当	○
		(3)0～2歳児の保育料等の無償化(保育の無償化拡充)	○
		(4)私立高等学校等授業料軽減助成金	○
		(5)乳幼児医療費助成制度(マル乳)	○
		(6)義務教育就学児医療費助成制度(マル子)	○
		(7)高校生等医療費助成制度(マル青)	○
		(8)ひとり親家庭等医療費助成制度	○
		(9)その他（水道料の基本料金、都営交通費）	○
		(10)A区給付型奨学金	
	・兵庫県 ・B市	(1)母子家庭等医療費給付事業	○
		(2)養育費履行確保等支援事業	
		(3)こども医療費助成	○
		(4)第2子以降の保育料の無料化	○
		(5)副食費の無償化	○
		(6)認可外保育施設等利用世帯への補助金	
		(7)在宅子育て世帯への給付金	

		(8)B 市給付型奨学金（あかし高校進学応援プロジェクト）	○
	・石川県 ・C 市	(1)教育費負担軽減奨学金	○
		(2)IR いしかわ鉄道・JR 定期乗車券の割引制度	○
		(3)ひとり親家庭等医療費助成	○
		(4)子育て支援医療費助成	○
		(5)多子世帯・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成	○

2. 国の制度

(1) 児童手当

① 支援対象

- ・ 児童を養育している者

※18 歳に到達した年度末までの児童を養育している場合

② 制度概要

- ・ 毎月の支給額は以下のとおり

児童の年齢	児童手当の額（1 人当たり月額）
3 歳未満	15,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）
3 歳以上高校生年代まで	10,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）

資料：こども家庭庁ウェブサイト(<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai>)

③ 所得制限

- ・ なし

(2) 児童扶養手当

① 支援対象

- ・ 児童を養育しているひとり親

※18 歳に到達した年度末までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある 20 歳未満の児童を含む）を養育している場合

② 制度概要

- ・ 2025 年 4 月以降の月額額は以下のとおり

区分	1 人目の児童	2 人目以降の児童
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	11,010 円～46,680 円	5,520 円～11,020 円

資料：こども家庭庁ウェブサイト(<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/fuyou-teate>)

一部支給の場合の計算方法は、以下に依る。

1 人目の児童	$46,680^{\text{注1}} - (\text{受給者の所得}^{\text{注2}} - \text{全部支給限度額}^{\text{注3}}) \times 0.0256619^{\text{注4}}$
2 人目以降の児童	$11,020^{\text{注1}} - (\text{受給者の所得}^{\text{注2}} - \text{全部支給限度額}^{\text{注3}}) \times 0.0039568^{\text{注4}}$

注 1：物価変動要因により改定される場合がある

注 2：受給者の所得 = 収入 - 給与所得控除等の控除 + 養育費の 80%

障害基礎年金等を受給の受給資格者は、さらに非課税年金給付等を所得額に加算

注 3：下記の所得限度額表の「申請者（全部支給）」欄の金額（扶養人数に応じて変化）。

注 4：物価変動要因により改定される場合がある

資料：こども家庭庁ウェブサイト(<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/fuyou-teate>)

および東京都 A 区ウェブサイト

③ 所得制限

前年（1 月から 9 月までの間に手当の申請をする方は前々年）の所得から、「④所得から控除する額」のうち該当するものを控除する。また、「⑤所得制限限度額に加算する額」に該当するものがある場合は、その金額を加算して所得限度額とする。

この金額を、下記の「所得制限限度額表」と見比べて限度額以下であれば手当が支給される。

扶養人数	申請者（全部支給）	申請者（一部支給）	扶養義務者・配偶者
0 人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2 人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3 人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4 人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
5 人以上	1 人増えるごとに 380,000 円加算	1 人増えるごとに 380,000 円加算	1 人増えるごとに 380,000 円加算

資料：こども家庭庁ウェブサイト(<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/fuyou-teate>)

および東京都 A 区ウェブサイト

④ 所得から控除する額

- ・ 社会保険料相当額（一律控除）：80,000 円
- ・ 給与・公的年金等の所得の合計額から控除：100,000 円
- ・ 寡婦控除：270,000 円（母の場合は控除しない）
- ・ ひとり親控除：350,000 円（父または母の場合は控除しない）
- ・ 障害者控除：270,000 円
- ・ 特別障害者控除：400,000 円
- ・ 勤労学生控除：270,000 円

（障害者控除・特別障害者控除・勤労学生控除については本人及び扶養親族 1 人につき）

- ・ 雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除・公共用地取得による土地代金等の

特別控除については、それぞれの控除相当額

⑤ 所得制限限度額に加算する額

1) 申請者本人の場合

- ・ 同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族 1 人につき 100,000 円
- ・ 特定扶養親族 1 人につき 150,000 円
- ・ 扶養親族のうち、年齢が 16 歳以上 19 歳未満の者 1 人につき 150,000 円

2) 扶養義務者・配偶者の場合

- ・ 老人扶養親族 1 人につき 60,000 円（扶養親族が 2 人以上いる場合に加算。扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1 人目は加算できない。）

（3）幼児教育・保育の無償化

① 支援対象・制度概要

対象年齢、対象施設、支援内容は以下のとおり。

年齢	対象施設	支援内容
0～2 歳 児クラス	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業	住民税非課税世帯は無料 ※保育所等利用の最年長の子どもを第 1 子とし、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料。ただし、年収 360 万円未満相当世帯は、第 1 子の年齢は不問 ※企業主導型保育事業はこれまでの利用料から年齢に応じた一定額が減額
	認可外保育施設 ^{注 1}	住民税非課税世帯を対象に月額 4.2 万円まで無償 ^{注 2}
3～5 歳 児クラス	子ども・子育て支援制度対象の幼稚園	無料 （入園できる時期に合わせて満 3 歳から）
	子ども・子育て支援制度対象外の幼稚園	月額 2.57 万円まで無償
	幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え、月内の預かり保育利用日数に 450 円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方が月額 1.13 万円まで無償 ^{注 2}
	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業	無料 ※企業主導型保育事業はこれまでの利用料から年齢に応じた一定額が減額 ※満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間 ※通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者負担。ただし、食材料費は、 ・年収 360 万円未満相当世帯は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。 ・全世帯の第 3 子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。
	認可外保育施設 ^{注 1}	月額 3.7 万円まで無償 ^{注 2}

注 1：一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

注 2：無償化対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要あり。その際、就労等の要件が必要（認可保育所の利用と同等の要件）

資料：こども家庭庁ウェブサイト（<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/about>）

② 所得制限

3～5 歳までの子どもについては、所得制限なし（2019 年 10 月以降）

0～2 歳までの子どもについては、所得制限あり（住民税非課税世帯のみ受給可）

（4）就学援助

- ・ 小中学校に通う子どもの学用品費の支払いに困難をきたしている保護者に対して、その費用の一部を援助する制度。対象は要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者）及び準要保護者（市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）であり、後者についての認定基準は各市町村が規定する。ここでは東京都 A 区の制度を記載する。

① 支援対象

A 区内在住で、以下の条件に該当する保護者

- ・ 生活保護を受けている世帯
- ・ 当年度または前年度中に生活保護の廃止・停止を受けた世帯
- ・ 児童扶養手当を受給している世帯
- ・ 前年分の世帯全員の合計所得が基準未満と思われる等

1）制度概要

a）要保護者（生活保護を受けている保護者、単位：円）

支給月	援助費目・学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
支給される最初月のみ	校外活動費	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	3,090	3,090	3,090
10 月	自然教室費 (5～9 月実施校のみ)					1,750	1,850	2,650		
12 月	自然教室費 (10～11 月実施校のみ)					1,750	1,850	2,650		
2 月	卒業記念アルバム (購入した場合のみ)						11,000			8,800
	自然教室費 (12～2 月実施校のみ)					1,750 5,000 注	1,850	2,650		
年間計		1,920	1,920	1,920	1,920	8,670	14,770	5,740	3,090	11,890
学校発行の医療券で受診	医療費（右記の学校病のみ対象）	う歯、トラコーマ、結膜炎、慢性鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、白せん・かいせん・膿かしん、寄生虫病のみ								

注：小 5 の冬季スキー実施校は下段を適用

b) 準要保護者（教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した保護者、単位：円）

支給月	援助費目・学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
支給される 最初月のみ	校外活動費		1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	3,090	3,090	3,090
7 月	学用品費通学用品費 (4～6 月分)	1,930	2,780	2,500	2,560	2,090	2,090	4,450	6,660	6,190
	新入学児童生徒学用品費	54,060								
10 月	学用品費通学用品費 (7～9 月分)	1,920	2,700	2,460	2,520	2,010	2,010	4,410	6,660	6,150
	自然教室費 (5～9 月実施校のみ)					1,750	1,850	2,650		
12 月	学用品費通学用品費 (10～11 月分)	1,280	1,800	1,640	1,680	1,340	1,340	2,940	4,440	4,100
	自然教室費 (10～11 月実施校のみ)					1,750	1,850	2,650		
2 月	学用品費通学用品費 (12～2 月分)	1,920	2,700	2,460	2,520	2,010	2,010	4,410	6,660	6,150
	卒業記念アルバム (購入した場合のみ)						11,000			8,800
	体育実技用具費（授業で 購入する場合のみ、在籍中 1 回のみ）							柔道・剣道(実費支給) 限度額は以下のとおり： 柔道 7,650、剣道 52,900		
	通学費(特別支援学級)	最も経済的な通常の経路及び方法で算定								
	自然教室費 (12～2 月実施校のみ)					1,750 5,000 注	1,850	2,650		
3 月	学用品費通学用品費 (3 月分)	640	900	820	840	670	670	1,470	2,220	2,050
年間計		63,670	12,800	11,800	12,040	11,790	22,890	25,970	32,280	39,080
学校発行の 医療券で受 診	医療費（右記の学校病の み対象）	う歯、トラコーマ、結膜炎、慢性鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、白せん・かいせん・膿かしん、寄生虫病のみ								

注：小 5 の冬季スキー実施校は下段を適用

2) 所得制限

- ・ あり（生活保護認定基準、児童扶養手当認定基準、基準未満所得）

(5) 高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金

① 支援対象

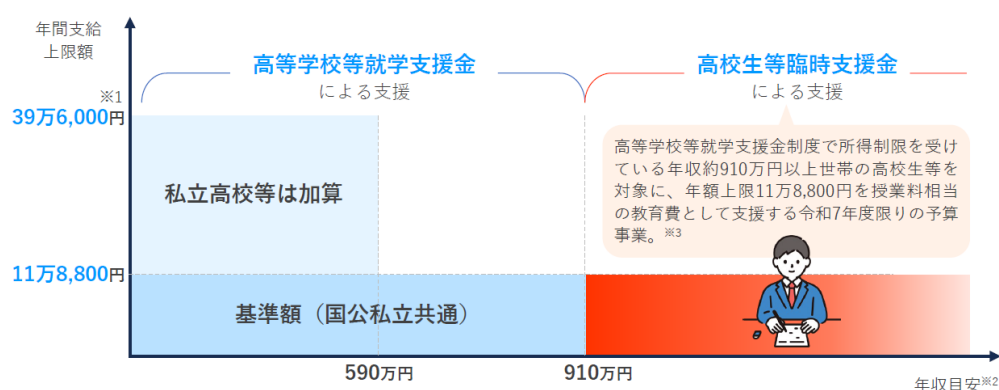
- ・ 高等学校等就学支援金は年収約 910 万円未満世帯、高校生等臨時支援金は年収約 910 万円以上世帯を対象として、国公立高校の授業料相当額を支援

② 支援内容

支援金種類	世帯年収目安 ^{注1}	支援額
高等学校等就学支援金	590 万円未満	国公立共通基準額 118,000 円 + 私立高校加算額 (合計の上限 396,000 円)
	590 万円～910 万円未満	国公立共通基準額 118,800 円
高校生等臨時支援金	910 万円以上	国公立共通基準額 118,800 円

注 1：両親の一方が働き、高校生 1 人（16 歳以上）・中学生 1 人 4 人世帯の目安

資料：文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/20250411-mxt_shuukyo03-100002595-02.pdf)



※ 1 私立高校（通信制）は 29 万 7,000 円、国公立の高等専門学校（1～3 年）は 23 万 4,600 円が支給上限額

※ 2 両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(高等学校等就学支援金に関する家族構成別の年収目安は、以下の「③所得制限」の表を参照)

※ 3 令和 8 年度予算案において、所得制限の撤廃、支給上限額として国公立 11 万 8800 円、私立 45 万 7200 円（通信課程は 33 万 7200 円）が予定されている。

資料：文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/20250411-mxt_shuukyo03-100002595-02.pdf)

③ 所得制限

- ・ 高等学校等就学支援金については、世帯年収目安 910 万円未満（両親の一方が働いている場合）。
- ・ 高等学校等就学支援金に関する家族構成別の年収目安は以下の式により算出する。

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額[※]

※政令市の場合は、調整額の控除額に 3/4 を乗じて計算。

- ・ 高等学校等就学支援金の支援対象となる世帯年収の目安は以下のとおり。

親の就労状況	子の人数	396,000 円支給 ～約 640 万円	118,800 円支給 ～約 950 万円
両親のうち一方が働いている場合	2 人(高校生・高校生) (扶養控除対象者が 2 人)		

	2人(大学生・高校生) (扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人)	～約 650 万円	～約 960 万円
両親共働きの場合	2人(高校生・中学生以下) (扶養控除対象者が1人)	～約 660 万円	～約 1,030 万円
	2人(高校生・高校生) (扶養控除対象者が2人)	～約 720 万円	～約 1,070 万円
	2人(大学生・高校生) (扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人)	～約 740 万円	～約 1,090 万円

資料：文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/20250411-mxt_shuukyo03-100002595-02.pdf)

(6) 給付型奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）

① 支援対象

- ・世帯収入が一定基準額以下であり、要件を満たす大学・短期大学、高等専門学校、専門学校で学ぶ意欲がある学生。

② 支援内容

- ・世帯収入が一定以下の基準を満たしていれば、給付型奨学金と授業料・入学金の減免により、一定の要件を満たす大学・短期大学、高等専門学校、専門学校（「確認大学等」という。）が無償化される。授業料・入学金の免除・減額は確認大学等が、給付型奨学金の支給は日本学生支援機構が行う。

図表 世帯年収(目安)別支援内容（世帯人数：2人（親と子一人）、給与所得者の場合）※1

世帯年収(目安)	～229 万円 第Ⅰ区分	～332 万円 第Ⅱ区分	～402 万円 第Ⅲ区分	～649 万円 第Ⅳ区分※2	所得制限なし
給付型奨学金	満額支援	2/3 支援	1/3 支援	1/4 支援	—
授業料等減免	満額支援	2/3 支援	1/3 支援	1/4 支援※	満額支援 (多子世帯※3)

※1；2025 年度の場合（2026 年度以降は、世帯年収区分が緩和される）

※2；第Ⅳ区分については、

- ・多子世帯の場合、給付型奨学金（支援上限額の 1/4）及び授業料等減免（上限額まで）
- ・私立学校理工農系学部等の場合、給付型奨学金の支給は無いが、授業料等減免（支援上限額の 1/3 または 1/4）の支援を受けられる。

※3：多子世帯とは、扶養する子どもの数が 3 人以上である世帯。

資料：日本学生支援機構ウェブサイト

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/__icsFiles/afieldfile/2026/01/27/r8_zaigaku_leaflet_2.pdf)

図表 授業料・入学金の支援の年額（上段：第Ⅰ区分の場合、下段：多子世帯の場合）

区分		給付型奨学金		免除・減額	
		自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金
大学	国公立	35 万円(40 万円)	80 万円	54 万円	28 万円
	私立	46 万円(51 万円)	91 万円	70 万円	26 万円

※かつこ内は、生活保護世帯で自宅通学する人及び児童養護施設等から通学する場合

資料：日本学生支援機構ウェブサイト

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/___icsFiles/afieldfile/2026/01/27/r8_zaigaku_leaflet_2.pdf)

区分	国公立		私立	
	授業料	入学金	授業料	入学金
大学	54 万円	28 万円	70 万円	26 万円
短期大学	39 万円	17 万円	62 万円	25 万円
高等専門学校	23 万円	8 万円	70 万円	13 万円
専門学校	17 万円	7 万円	59 万円	16 万円

※多子世帯とは、扶養する子どもの数が 3 人以上である世帯。授業料・入学金は所得制限なく上表の金額を上限に支援を受けられる。給付型奨学金については、世帯収入に応じた区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）の金額が支給される。

資料：日本学生支援機構ウェブサイト

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/___icsFiles/afieldfile/2026/01/27/r8_zaigaku_leaflet_2.pdf)

③ 所得制限

- ・ 給付型奨学金の算定には、「支給額算定基準額」が用いられ、生計維持者と奨学生本人の経済状況に基づく支援区分は、低い順に第Ⅰ区分から第Ⅳ区分までがある。（2025 年度の場合、第Ⅰ区分：100 円未満、第Ⅱ区分：25,600 円未満、第Ⅲ区分：51,300 円未満、第Ⅳ区分：154,500 円未満、多子世帯：154,500 円以上）
- ・ 給与収入から図表 2-1、図表 2-2 で示される諸控除を控除した後の「控除後所得」÷課税標準額であり、支給額算定基準額、課税標準額、給与年収額(目安)の間には、概ね以下の対応関係がある。

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - 2000 \text{ 円(調整控除額等)}$$

支援区分と支給額算定基準額、給与収入額目安の対応関係（親と子一人の場合）

支援区分	支給額算定基準額	課税標準額	給与収入額目安
第Ⅰ区分（満額）	100 円	35,000 円未満	約 229 万円
第Ⅱ区分（2/3 支援）	25,600 円	460,000 円未満	約 332 万円
第Ⅲ区分（1/3 支援）	51,300 円	889,000 円未満	約 402 万円
第Ⅳ区分（1/4 支援）	154,500 円	2,609,000 円未満	約 649 万円

資料：日本学生支援機構ウェブサイト

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>)

(7) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

- ・ 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親、またはその子どもを対象として、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指すための講座（通信講座を含む）の受講費用の一部を支給する。ここでは東京都 A 区の制度を記載する。

① 支援対象

- ・ 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親、またはその子ども。
- ・ 要件として、1)A 区に在住していること、2)大学入学資格が無いこと（高校、高等専門学校、中等教育学校などを卒業していない）、3) 過去に本支援事業給付金を受けていないこと、4)「ひとり親家庭等自立支援プログラム」の策定を受けていること。

※ 生活保護受給中の場合は、担当のケースワーカーに要相談

② 制度概要

1) 通信講座を受講する場合

- ・ a)受講開始時給付金：受講費用の 40%相当額 ※ ただし 10 万円まで
- ・ b)受講修了時給付金：受講費用の 10%相当額 ※ ただし a)と合算で 12 万 5 千円まで
- ・ c)合格時給付金：受講費用の 10%相当額を（受講修了日から 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合） ※ ただし、a)、b)との合算で 15 万円まで

2) 通学、または通学・通信講座を併用して受講する場合

- ・ a)受講開始時給付金：受講費用の 40%相当額 ※ ただし 20 万円まで
- ・ b)受講修了時給付金：受講費用の 10%相当額 ※ ただし a)と合算で 25 万円まで
- ・ c)合格時給付金：受講費用の 10%相当額を（受講修了日から 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合） ※ ただし、a)、b)との合算で 30 万円まで

③ 所得制限

- ・ なし

(8) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

- ・ 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親が、就職・転職に有利な資格や技能を修得するために、区指定の講座を受講し修了した時、本人が負担した受講経費の一部を受講修了後に支給する。ここでは東京都 A 区の制度を記載する。

① 支援対象

- ・ 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親。

- ・ 要件して、1)A 区に在住していること、2) 教育訓練講座を受講することが、適職につくために必要であると認められること、3) 過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと、4) 「ひとり親家庭等自立支援プログラム」の策定を受けていること、5) 厚生労働省が指定する教育訓練給付制度の対象講座であること。

※ 生活保護受給中の場合は、担当のケースワーカーに要相談

② 制度概要

1) 一般教育訓練・特定一般教育訓練を受講する場合

- ・ 上限 20 万円（支払った受講費用の 60%）

2) 専門実践教育訓練を受講する場合

- ・ 上限 40 万円（支払った受講費用の 60%）×修業年数 ※最大で 160 万円まで
- ・ 資格を取得し、その資格を活かして就職した場合、一部を追加支給
（上限 20 万円（支払った受講費用の 25%）×修業年数 ※最大で 80 万円まで）
- ※ 入学金、受講料、教材費（消費税含む）の算定額が 1 万 2 千円以下の場合是不支給。
- ※ 雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額が支給される。

③ 所得制限

- ・ なし

(9) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金¹²

- ・ 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親を対象に、国家資格等を取得するため養成機関で修業する間、生活費の一部として給付金（高等職業訓練促進給付金）を支給する。ここでは東京都 A 区の制度を記載する。

① 支援対象

- ・ 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親。
- ・ 要件して、1)A 区に在住していること、2)児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあること、3)修業期間 6 か月以上の養成機関において、対象資格の取得が見込まれること、4)就業と修行の両立が困難であると認められること、5)過去にひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていないこと。
- ・ 支援対象となる国家資格等は、看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・社会福祉士・調理師、シスコシステムズ認定資格・LPI 認定資格など

※ 生活保護受給中の場合は、担当のケースワーカーに要相談

¹² 東京都 A 区のように、自治体によっては、高等職業訓練修了支援付加給付金 を支給する場合がある。

② 制度概要

1) 高等職業訓練促進給付金

- ・ 支給額
 - 住民税非課税世帯：月額 10 万円
 - 住民税課税世帯：月額 7 万 500 円
 - ・ 支給期間
 - 修業開始後、申請のあった月から修了までの期間（原則として、資格取得に必要な法定の修業期間。資格等により最長 5 年）
- ※ 修業期間中における最後の 12 か月は、上記月額に 4 万円を加算して支給（条件あり）

2) 高等職業訓練修了支援給付金

- ・ 支給額
 - 住民税非課税世帯：5 万円
 - 住民税課税世帯：2 万 5 千円
- ※ 修了日を経過した日以後に支給（条件あり）

3. 東京都および A 区の制度

(1) 018 (ゼロイチハチ) サポート (東京都)

① 支援対象

- ・ 都内に住所を有する 18 歳以下の子ども (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)

② 制度概要

- ・ 子ども 1 人当たり月額 5,000 円 (対象者が 18 歳未満の場合、保護者等が申請)

③ 所得制限

- ・ なし

(2) 児童育成手当 (東京都)

- ・ 18 歳に到達した年度末までの児童を養育しているひとり親等を対象に、児童 1 人につき 13,500 円を支給する。

① 支援対象

- ・ 18 歳に到達した年度末までの児童を養育しているひとり親等

② 制度概要

- ・ 児童 1 人につき月額 13,500 円

③ 所得制限

前年 (1 月から 4 月までの間に手当の申請をする者は前々年) の所得から、「1) 所得から控除する額」のうち該当するものを控除する。また、「2) 所得限度額に加算する額」に該当するものがある場合は、その金額を加算して所得限度額とする。

この金額を、下記の「所得限度額表」と見比べて制限内であれば手当が支給される。

扶養人数	所得限度額
0 人	3,661,000 円
1 人	4,041,000 円
2 人	4,421,000 円
3 人	4,801,000 円
4 人	5,181,000 円
5 人以降	1 人増えるごとに 380,000 円加算

資料：東京都 A 区ウェブサイト

1) 所得から控除する額

- ・ 国の「児童扶養手当」における「所得から控除する額」と同じ（以下、再掲）。
 - ・ 社会保険料相当額（一律控除）：80,000 円
 - ・ 給与・公的年金等の所得の合計額から控除：100,000 円
 - ・ 寡婦控除：270,000 円（母の場合は控除しない）
 - ・ ひとり親控除：350,000 円（父または母の場合は控除しない）
 - ・ 障害者控除：270,000 円
 - ・ 特別障害者控除：400,000 円
 - ・ 勤労学生控除：270,000 円
- （障害者控除・特別障害者控除・勤労学生控除については本人及び扶養親族 1 人につき）
- ・ 雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除・公共用地取得による土地代金等の特別控除については、それぞれの控除相当額

2) 所得限度額に加算する額

- ・ 同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族 1 人につき 100,000 円
- ・ 特定扶養親族、及び扶養親族のうち年齢が 16 歳以上 19 歳未満の者 1 人につき 250,000 円

（3）0～2 歳児の保育料等の無償化（保育の無償化拡充）（東京都）

① 支援対象

- ・ 認可保育所を利用するすべての世帯（2025 年 9 月以降）

② 制度概要

1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、児童発達支援事業所等の場合

	第 3 子以降		第 2 子		第 1 子
	第 1 子が就学前	第 1 子が小学生以上	第 1 子が就学前	第 1 子が小学生以上	就学前
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額保護者負担	全額保護者負担
都の制度 (2023.10～)	無償化				全額保護者負担
都の制度 (2025.9～)	無償化				

資料：東京都ウェブサイト（<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/mushouka>）

2) 認可外保育施設等の場合（認証保育所等）

区分	利用者支援	第一子支援・多子世帯支援
第1子	4万円	4万円(都 10/10)
第2子以降		

資料：東京都ウェブサイト（<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/mushouka>）

③ 所得制限

- なし

(4) 私立高等学校等授業料軽減助成金

① 支援対象

- 都内に住所を有し、私立高校（都外でも可）に通う生徒の保護者

② 制度概要

- （公財）東京都私学財団が実施する「私立高等学校等授業料軽減助成金」を申請することにより、国の「高等学校等就学支援金」「高校生等臨時支援金」と合わせて、都内私立高校平均授業料相当額（2025年度の
場合 490,000 円）まで支援を行う。

区分	世帯年収の目安		授業料の負担軽減 (全日制・定時制の場合)	
	所得のある保護者 1 名	所得のある保護者 2 名		
A	(所得制限を撤廃)		国の臨時支援金 年額 118,800 円	都の授業料軽減助成金 年額 371,200 円
	約 910 万円以上	約 1,090 万円以上		
B	約 910 万円未満 ～約 590 万円以上	約 1,090 万円未満 ～約 740 万円以上	国の就学支援金 年額 118,800 円	年額 371,200 円
C	約 590 万円未満	約 740 万円未満	国の就学支援金 年額 396,000 円	年額 94,000 円

※水色部分が東京都の「私立高等学校等授業料軽減助成金」、緑色は国の「高等学校等就学支援金」、黄色は国の「高校生等臨時支援金」。

資料：東京都私学財団ウェブサイトをもとに 2025 年度の制度に修正して作成(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/wp-content/themes/shigaku/assets/files/brochure/r7_brochure.pdf)

③ 所得制限

- なし

(5) 乳幼児医療費助成制度(マル乳)(東京都)

① 支援対象

- ・ 都内各区市町村に住所を有する 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの乳幼児（義務教育就学前までの乳幼児）を養育している者。

② 制度概要

- ・ 国民健康保険や健康保険など各種医療保険の対象となる医療費・薬剤費等の自己負担分を助成（入院時食事療養標準負担額を除く。ただし、区市町村により助成する場合あり）。

③ 所得制限

- ・ あり（区市町村によって異なる）。ただし、特別区では、所得制限や自己負担を設けない完全無償化を実施。

(6) 義務教育就学児医療費助成制度(マル子)(東京都)

① 支援対象

- ・ 都内各区市町村内に住所を有する義務教育就学期にある児童（6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を養育している者。

② 制度概要

- ・ 入院については、国民健康保険や健康保険などの自己負担額を助成（入院時食事療養標準負担額を除く。ただし、区市町村により助成する場合あり）。
- ・ 通院については、各種医療保険の対象となる医療費・薬剤費等に対して、国民健康保険や健康保険などの自己負担額から一部負担金（通院 1 回につき 200 円を上限）を控除した額を助成。

③ 所得制限

- ・ あり（区市町村によって異なる）。ただし、特別区では、所得制限や自己負担を設けない完全無償化を実施。

(7) 高校生等医療費助成制度(マル青：2023 年度から 3 年間)(東京都)

① 支援対象

都内各区市町村内に住所を有する高校生等を養育している者（在学中か否かは問わず）

② 制度概要

- ・ 高校生等に係る医療費について、国民健康保険や健康保険などの自己負担分を助成
- ・ 各種医療保険の対象となる医療費・薬剤費等に対して、国民健康保険や健康保険などの自己負担額から一部

負担金（通院 1 回につき 200 円を上限）を控除した額を助成。

③ 所得制限

- ・ あり（区市町村によって異なる）。ただし、所得制限や自己負担を設けない完全無償化を実施。

（８）ひとり親家庭等医療費助成制度（東京都）

- ・ ひとり親家庭等の者が病院で受診する際、医療費の自己負担分の一部又は全部を自治体が助成する制度

① 支援対象

- ・ 特内に住所があり、健康保険に加入している者で、ひとり親等に養育されている児童（児童が 18 歳になった年の年度末まで、規則で定める程度の障害を持つ児童は 20 歳未満）
- ・ その児童を養育しているひとり親家庭等の者

※ ただし、以下の者は支援対象外

- ・ 申請者、配偶者、扶養義務者の前々年の所得が所得限度額以上の家庭
- ・ 生活保護受給中の者
- ・ 東京都の医療助成制度の対象者（マル乳医療証、マル子医療証、マル青医療証、マル障医療証を交付されている者）
- ・ 児童福祉施設（一部施設は受給可）などに入所している者

② 制度概要

- ・ 都内在住の健康保険に加入しているひとり親家庭等の者（児童およびその児童を養育しているひとり親等）が病院で受診する際、医療費の自己負担分の一部又は全部を自治体が助成。

③ 所得制限

- ・ 前々年の所得から、「１）所得から控除する額」のうち該当するものを控除する。また、「２）所得限度額に加算する額」に該当するものがあれば、その金額を加算して所得限度額とする。
- ・ 所得の計算には、児童が受けている養育費の 8 割相当額を算入する。
- ・ 給与所得者については給与所得控除後の金額
- ・ 他の所得者については収入金額から必要経費を控除した金額

＜2025 年の医療費助成制度に適用される所得限度額＞

扶養人数	申請者	扶養義務者・配偶者
0 人	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	2,460,000 円	2,740,000 円
2 人	2,840,000 円	3,120,000 円
3 人	3,220,000 円	3,500,000 円
4 人以降	1 人増えるごとに 380,000 円加算	1 人増えるごとに 380,000 円加算

資料：東京都 A 区ウェブサイト

1) 所得から控除する額

- ・ 国の「児童扶養手当」における「所得から控除する額」と同じ（以下、再掲）。
 - ・ 社会保険料相当額（一律控除）：80,000 円
 - ・ 給与・公的年金等の所得の合計額から控除：100,000 円
 - ・ 寡婦控除：270,000 円（母の場合は控除しない）
 - ・ ひとり親控除：350,000 円（父または母の場合は控除しない）
 - ・ 障害者控除：270,000 円
 - ・ 特別障害者控除：400,000 円
 - ・ 勤労学生控除：270,000 円
- （障害者控除・特別障害者控除・勤労学生控除については本人及び扶養親族 1 人につき）
- ・ 雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除・公共用地取得による土地代金等の特別控除については、それぞれの控除相当額

2) 所得限度額に加算する額

- ・ 国の「児童扶養手当」における「所得限度額に加算する額」と同じ（以下、再掲）。

a) 申請者本人の場合

- ・ 同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族 1 人につき 100,000 円
- ・ 特定扶養親族 1 人につき 150,000 円
- ・ 扶養親族のうち、年齢が 16 歳以上 19 歳未満の者 1 人につき 150,000 円

b) 扶養義務者・配偶者の場合

- ・ 老人扶養親族 1 人につき 60,000 円（扶養親族が 2 人以上いる場合に加算。扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1 人目は加算できない。）

(9) その他の支援制度（東京都）

- ・ 東京都では、児童扶養手当受給等世帯等を対象として、以下の支援策がある。
 - ・ 都営交通の無料乗車券
 - ・ JR 通勤定期乗車券の割引制度
 - ・ 水道料の基本料金等の免除

- ・粗大ごみ収集手数料免除
- ・気候変動適応対策エアコン購入費補助金"

(10) A 区給付型奨学金（東京都 A 区）

- ・ 学業成績が優秀でありながら経済的な理由により修学が難しい学生を対象に、入学金、授業料、施設整備費の全額を給付する。募集人員は 40 名程度。

① 支援対象

- ・ 国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）に入学予定または在学
- ・ 生計維持者が A 区に 3 年以上居住
- ・ 世帯年収が基準以下（前年の本人・生計維持者の『税額控除前区市町村民税所得割額』の合計が 227,100 円以下）
- ・ 本人の生成績が 5 段階評価で 4.0 以上。ただし、4.0 未満の場合は、区が実施するテストを受験することで応募は可能

② 制度概要

- ・ 令和 7 年度募集、令和 8 年度適用分の給付上限額は以下のとおり。
- ・ 利用にあたっては、日本学生支援機構（JASSO）の「給付奨学金・授業料減免制度」を優先して利用することとなっている。JASSO からサポートを受けることが決定した場合は、その金額を除いた額が A 区からの給付奨学金となる。
- ・ 給付期間は、令和 8 年 4 月から最短就業期間まで

図表 平均必要額（年額）と給付上限額（※令和 7 年度募集、令和 8 年度適用分）

区分		入学料	授業料・施設整備費	合計
国立大学		約 28 万円	約 54 万円	約 82 万円
私立	文系	約 23 万円	約 96 万円	約 119 万円
	理系	約 25 万円	約 132 万円	約 157 万円
	医歯系	約 108 万円	約 381 万円	約 489 万円
給付上限額		162 万円	573 万円	735 万円

③ 所得制限

- ・ あり。世帯年収が基準以下（令和 6 年の本人・生計維持者の『税額控除前区市町村民税所得割額』の合計が 227,100 円以下。課税標準額×6%でも計算可）。

4. 兵庫県および B 市の制度

(1) 母子家庭等医療費給付事業（兵庫県）

① 支援対象

- 以下の要件を満たす、18 歳に達する年度末までの児童又は 20 歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父。
 - 母子家庭
市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童
 - 父子家庭
市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童
 - 遺児
両親と死別等した児童

② 制度概要

- 母子家庭等である者が、病気やけがをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を公費負担。市町によって、県の助成範囲に上乗せをして助成をしている（以下は B 市の制度概要）。B 市の場合、18 歳に達する年度末までの児童については、こども医療費助成制度が優先される。
- 窓口負担額（一部負担金）は下記のとおり。
 - 通院：1 保険医療機関等あたり 1 日 800 円（低所得者は 400 円）を限度に月 2 回まで負担。3 回目以降の一部負担金はなし。
 - 入院：定率 1 割負担（負担限度額月額 3,200 円（低所得者 1,600 円）までの負担）。3 か月を超える入院の場合、それに続く 4 か月目以降の一部負担金はなし。
- 母等・養育者及び扶養義務者の前年中（1～6 月については前々年中）の所得が、下表の地方税法上の扶養親族数による所得制限限度額未満であれば、母子家庭等医療費助成の対象。
※母等・扶養義務者の所得制限限度額を超える場合でも、低所得の者は助成を受けることが可能。市民税非課税かつ年金所得を除く前年中（1～6 月については前々年中）の所得に年金収入を足した合計額が 80 万 9 千円以下。

③ 所得制限

- 児童扶養手当（全部支給）の所得制限の基準を準用。
- 母等・養育者及び扶養義務者の前年中（1～6 月については前々年中）の所得が、下表の地方税法上の扶養親族数による所得制限額未満であれば、母子家庭等医療費助成の対象。

<助成対象者が母等のとき>

地方税法上の扶養親族数	所得制限額	
	母等・扶養義務者	
	収入ベース※1(給与収入の場合)	所得ベース ※2
0 人	142 万円	(69 万円)※3

1 人	190 万円	107 万円
2 人	244.3 万円	145 万円
3 人	298.6 万円	183 万円
4 人	352.9 万円	221 万円

<助成対象者が児童のとき>

地方税法上の扶養 親族数	所得制限額			
	母等・養育者		扶養義務者	
	収入ベース※1 (給与収入の場合)	所得ベース ⑤ ※2	収入ベース※1 (給与収入の場合)	所得ベース ⑤ ※2
0 人	334.3 万円	208 万円	840.7 万円	628.7 万円
1 人	385 万円	246 万円	866.6 万円	653.6 万円
2 人	432.5 万円	284 万円	887.9 万円	674.9 万円
3 人	480 万円	322 万円	909.2 万円	696.2 万円
4 人	527.5 万円	360 万円	930.5 万円	717.5 万円

※1 収入ベースの額は、「所得が給与収入であり、諸控除が一律控除 8 万円・給与所得控除等の見直しに伴う控除※4 が 10 万円の場合」を例として表示した額であるため、給与収入以外の収入の場合やその他の控除がある場合は、額が異なる。

※2 所得額に養育費の 8 割の額を加算する。

※3 母等・扶養義務者の所得制限額を超える場合でも、低所得の者は助成を受けることができる。

※4 令和 3 年度から適用の税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除の額を 10 万円引き下げ、基礎控除額を 10 万円引き上げることとなったため、影響が生じないよう、給与所得又は公的年金等の雑所得がある人は、その所得合計額から最大 10 万円を控除する。

資料：B 市ウェブサイト

(2) こども医療費助成 (B 市)

① 支援対象

- ・ 0 歳～高校 3 年生 (18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの子ども)
- ・ 助成対象となるこどもの住所が B 市内にあること
- ・ いずれかの健康保険 (全国健康保険協会、国民健康保険、共済組合等) に加入していること
- ・ 生活保護法による扶助を受けていないこと

② 制度概要

- ・ 子どもが病気やけがにより医療機関等を受診した場合に、窓口で支払う医療費 (保険診療分) を助成する制度。

③ 所得制限

- ・ なし

（３）第２子以降の保育料の無料化（Ｂ市）

① 支援対象

- ・ 第２子をもつ子育て世帯

② 制度概要

- ・ 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第２子以降の児童が保育所や幼稚園を利用する場合の保育料を、平成２８年（２０１６年）９月から無料化。
- ・ Ｂ市が保育料を決定する市内外の保育施設で、国が定めた基準を満たす施設である認可保育所・幼稚園などの認可施設が対象。就学前教育・保育施設における通常教育・保育の利用者負担額である保育料が対象。

③ 所得制限

- ・ なし

（４）副食費の無償化（Ｂ市）

① 支援対象

<認可施設を利用している場合>

施設※１	クラス年齢※２	対象児童	無償化の範囲
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	満３歳～５歳クラス	Ｂ市在住の児童全員 ※３	（給食を実施している場合）
保育所・認定こども園（保育所部分）	３歳～５歳クラス	Ｂ市在住の児童全員 ※３	給食費のうち、副食費相当額※４

※１Ｂ市外の施設を利用している場合、Ｂ市に在住であれば無償化の対象。公立・私立は問わない。

※２児童の生年月日により決定。なお、満３歳クラスは３歳の誕生日を迎えてから最初の３月３１日までの期間をいう。

※３Ｂ市以外に在住の場合は無償化の対象外。給食費として、主食費・副食費ともに施設に支払う。

※４幼稚園、および認定こども園の幼稚園部分の預かり保育時間中における副食費については、保育の必要性の認定を受けた児童のみが無償化対象となる。

<新制度未移行の私立幼稚園・国立大学附属幼稚園等を利用している場合>

施設※１	クラス年齢※２	対象児童	無償化の範囲
新制度未移行の私立幼稚園・国立大学附属幼稚園等	満３歳～５歳クラス	住民税所得割 ７７,１０１円未満（おおむね年収 ３６０万円未満）の世帯の児童および課税状況問わず第３子以降※３の児童	（給食を実施している場合） 副食費月額 ４,８００円まで

※1B 市外の施設を利用している場合、B 市に在住であれば無償化の対象。

※2 児童の生年月日により決定。なお、満 3 歳クラスは 3 歳の誕生を迎えてから最初の 3 月 31 日までの期間をいう。

※3 小学校 3 年生以下の範囲において、最年長の児童から順に数えて第 3 子以降となる児童が対象（小学校 4 年生以上の児童はカウントしない）。

② 制度概要

- ・ 保育所および認定こども園（保育所部分）で提供される副食費（給食費のうちおかず代。飲み物代やおやつ代も含む）について、国の無償化制度においては、従来は一体であった保育料と副食費とを切り離したうえで保育料部分のみを無償とし、副食費部分については引き続き保護者負担として徴収することとなっているが、B 市では副食費部分についても無償化。

③ 所得制限

- ・ 一部あり（新制度未移行の私立幼稚園・国立大学附属幼稚園等を利用している場合）

（５）認可外保育施設等利用世帯への補助金

① 支援対象

- ・ B 市内に住所を有する第 2 子以降の児童（幼児教育・保育の無償化対象を除く）が、保育料無料化の対象とならない市内外の認可外保育施設（事業所内保育施設や院内保育施設、企業主導型保育事業の従業員枠は除き、県や市に所定の届出をしている施設に限る）を月 64 時間以上利用している世帯。

② 制度概要

- ・ 月 64 時間以上利用している世帯を対象に、月額上限 2 万円を交付。

③ 所得制限

- ・ なし

（６）在宅子育て世帯への給付金

① 支援対象

- ・ 下記の要件をすべて満たしている世帯。
- ・ B 市内に住所を有する第 2 子以降の児童（幼児教育・保育の無償化対象を除く）が、4 月以降も引き続き認可保育施設の利用を希望しているにもかかわらず、利用できずに「保育所待機児童」となっている世帯。
- ・ 保護者にかわって親族等（児童の祖父母や保護者の兄弟姉妹、友人、ベビーシッター、一時預かり、事業所（院内保育の保育士等）が当該児童を在宅等で保育している世帯。※保護者自身が在宅で当該児童の保育がで

きる状態であると認められる場合（求職中、就労内定中、育児休業中）は対象外。

② 制度概要

- ・ 第2子以降の保育施設待機児童1人につき月額一律1万円を支給。

③ 所得制限

- ・ なし

（7）B市高校生対象給付型奨学金

① 支援対象

- ・ 次の全てに該当する人
 - 学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校に進学しようとする人
 - 本人または本人と生計を一にする家族が市内に在住していること

② 制度概要

- ・ 経済的な理由など家庭環境により、修学が困難な子どもたちが安心して夢に向かうことができるよう、高校進学に向けた奨学金を支給する制度。
- ・ 入学準備金 30 万円（上限）。＜例＞入学金、施設整備費、教科書代、学生服、体操服、体育館シューズ、通学靴、その他学校から購入を求められる物品・費用等（電子辞書、タブレット、諸会費等）
- ・ 在学時支援金毎月 5,000 円。高校在学時に必要となる費用
（例）クラブ活動費、学用品費、通学費等

③ 所得制限

- ・ 奨学金申込の要件に所得制限はないが、保護者の年収（両親2人分の合計額）がおおむね 350 万円未満の人で高校進学が困難な人を対象としている。ただし、特別の事情*がある場合は、この限りではない。
*特別な事情とは、多子世帯であり、他の兄弟姉妹も同時期に進学を控えている、保護者が自主都合以外の理由により失業し、就労収入が得られない状態が申込日から遡り3か月以上続いているなど。

なお、保護者が自営業等の場合については、令和7年度所得・課税証明書に記載されている総所得合計の合算（両親2人の合計額）がおおむね 240 万円未満の人で、高校進学が困難な人を対象としている。

5. 石川県および C 市の制度

(1) 教育費負担軽減奨学金（通常分）（石川県）

① 支援対象

<国公立高等学校等に在学の場合>

- ・ 以下の 3 つの要件を全て満たす世帯
 - 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0 円)であること
(両親の場合は双方とも非課税であることが必要。)
 - 高等学校専攻科課程に在学の場合については保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 105,500 円未満または 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いること
 - 保護者等が石川県に在住していること
 - 対象となる生徒が国公立高等学校等に在学していること(高等学校、高等専門学校(1～3 年生)、専修学校高等課程,高等学校専攻科課程)

<私立高等学校等に在学の場合>

- ・ 以下の 3 つ要件を全て満たす世帯
 - 保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税（0 円）であること
(両親の場合は双方とも非課税であることが必要。)
 - 高等学校専攻科課程に在学の場合については、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 105,500 円未満または 264,500 円未満で扶養する子が 3 人以上であること
 - 保護者等が石川県内に在住していること
 - 対象となる生徒が就学支援金対象の私立高等学校等に在学していること

② 制度概要

- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯及び住民税非課税世帯で高校生等がいる世帯等を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付

<国公立高等学校等に在学の場合>

- ・ 世帯区分に応じて対象生徒 1 人あたり、以下の金額（年額）が給付される。

課程 世帯区分	全日制・ 定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円	50,500 円
非課税世帯	143,700 円	50,500 円	
所得割の合計が 105,500 円未満の世帯	—	—	10,100 円
所得割の合計が 264,500 円未満で扶養する子が 3 人以上の世帯	—	—	

資料：石川県ウェブサイト

＜私立高等学校等に在学の場合＞

- ・ 世帯区分に応じて対象生徒 1 人あたり、以下の金額（年額）が給付される。

課程 世帯区分	全日制・ 定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	52,600 円	52,600 円	—
非課税世帯	152,000 円	52,100 円	52,100 円
所得割の合計が 105,500 円未満の世帯	—	—	10,420 円
所得割の合計が 264,500 円未満で扶養する子が 3 人以上の世帯	—	—	

資料：石川県ウェブサイト

③ 所得制限

- ・ あり（上記支援対象を参照）

（２）IR いしかわ鉄道・JR 定期乗車券の割引制度（石川県）

① 支援対象

- ・ 児童扶養手当を受けている者及びその世帯員

② 制度概要

- ・ IR いしかわ鉄道株式会社・旅客鉄道株式会社（JR）の通勤定期運賃が 3 割引になる。
- ・ 児童が通学のために購入する場合も利用可能。

③ 所得制限

- ・ 児童扶養手当の所得制限限度額を準用

（３）ひとり親家庭等医療費助成（石川県と C 市の共同事業）

① 支援対象

- ・ 母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童、父母のいない児童。
- ・ 児童の対象年齢は 18 歳まで。
 - 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで
 - 障害のある児童は 20 歳未満まで

② 制度概要

- ・ 親の場合、月毎に支払った医療費から対象者 1 人当たり自己負担額 1,000 円を引いた額
- ・ 児童の場合、窓口負担は無料。

③ 所得制限

- ・ 児童扶養手当の所得制限限度額を準用。

（４）子育て支援医療費助成（石川県とＣ市の共同事業）

① 支援対象

- ・ ０歳から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの子ども

② 制度概要

- ・ 入院や通院などにかかる医療費（健康保険適用分）を全額助成。
- ・ 健康保険が適用されない場合（薬の容器代、予防接種、文書料、入院時の食事療養費、差額ベッド代など）は助成対象外。

※健康保険適用の歯科治療や院外処方箋による薬代、整骨・接骨・鍼灸院等の療養費、他の公費負担医療制度（育成医療・小児慢性特定疾病医療費など）に係るものも対象となる。

- ・ 助成方法は以下の通りである。
 - 現物給付：医療機関で受給資格証を提示すると、窓口負担が無料になる。
 - 償還払い：下記に該当する場合、窓口負担が無料にならないので申請による償還払いとなる。
 - ◇ 受給資格証を提示しないで受診した場合
 - ◇ 県外の医療機関で受診した場合
 - ◇ 受診する医療機関が受給資格証に対応していない場合
 - ◇ 治療用補装具を作った場合

③ 所得制限

- ・ なし

（５）多子世帯・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成（Ｃ市）

① 支援対象

- ・ ひとり親の場合、児童扶養手当受給世帯もしくはひとり親家庭等医療費助成対象の世帯
- ・ 多子世帯の場合、前年の世帯年収が３６０万円未満相当の世帯
 - 申請年度の世帯の市民税所得割課税額の合算が５７,７００円未満（ひとり親等世帯は７７,１０１円未満）の世帯

② 制度概要

- ・ 放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減するために放課後児童クラブ利用料を助成
- ・ 対象児童、助成条件、助成額は以下の通りである。

申請種別	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成	多子世帯放課後児童クラブ利用料助成
対象児童	第 1 子の通所している児童	第 2 子以降の通所している児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの養育する子どものうち、年長者から数えて)
助成条件	原則、児童扶養手当受給もしくはひとり親家庭等医療費助成対象の世帯	前年の世帯年収が 360 万円未満相当の世帯 申請年度の世帯の市民税所得割課税額の合算が 57,700 円未満 (ひとり親等世帯は 77,101 円未満)
助成額 (おやつ代、その他費用は除く)	月額 3,000 円を上限とする	月額 10,000 円を上限とする

資料：C 市ウェブサイト

③ 所得制限

- ・ 第 1 子の場合、児童扶養手当の所得制限もしくはひとり親家庭等医療費助成の対象要件を準用する
- ・ 第 2 子以降の場合、前年の世帯年収が 360 万円未満相当である (申請年度の世帯の市民税所得割課税額の合算が 77,101 円未満)

6. まとめと示唆

本章では、地方自治体の規模別に 1 自治体ずつを選定し、ひとり親世帯が利用することのできる各種の給付制度を、利用上の要件とともに把握した。

その結果、ひとり親世帯や低所得子育て世帯向けの給付制度を概観すると、各地方自治体では共通して、国の制度に上乘せする形で

- ・保育の無償化の拡大
- ・親や子への医療費助成

のほか、現金給付、奨学金、交通費や光熱費の支援など、様々な種類の制度が実施されていることを自治体横断的に把握することができた。各種制度における対象や所得要件は様々な考え方や算定方法が用いられているが、ひとり親世帯を対象とする制度では、国の児童扶養手当の対象者や所得要件を準用しているものが多いことも確認した。この意味において児童扶養手当がひとり親世帯への給付制度において中心的役割を果たしているといえる。

ひとり親世帯への給付等の全体像を捉えるにあたっては、こうした制度間の相互の連関についても正しく認識したうえで、ひとり親世帯に限らず子育て世帯が対象となる制度も射程に入れ、各所得階層・家族類型の家庭が利用可能な支援を横断的に見る必要がある。

第4章 ひとり親（母子）の収入抑制行動に関するアンケート調査

1. 調査概要

（1）調査実施の趣旨

ひとり親（母子）のひとり親支援制度の認知状況、利用状況を把握したうえで、支援制度を利用するために自ら収入を制限するような行動をとっているかどうか、およびその要因や背景などを明らかにするために、アンケート調査を実施した。調査では、スクリーニング調査をまず行い、調査対象を絞り込み、その後、詳細把握の対象となるひとり親（母子）のみに対し調査を行った。

（2）本調査の対象（スクリーニング調査の内容）

本調査の実施対象として以下の条件を満たす者をスクリーニング調査にて選定した。

- 配偶者はいない（未婚、離別、死別）
- 現在、働いていない子ども（アルバイトをしている場合は含む）と同居している（配偶者以外の働いていない同居の親族（祖父母など）がいる場合を含む）
- 同居している末子の年齢が20歳未満

さらに、厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」の母子世帯の年間収入階層の分布をもとに、上記の昨年1年間の年間収入（養育費、各種手当、給付金を含む）について、

- 100万円未満：15 サンプル
- 100～200万円未満：88 サンプル
- 200～300万円未満：102 サンプル
- 300～400万円未満：93 サンプル
- 400万円以上：102 サンプル

となるように調整した（合計で 400 サンプル）。ただし、年間収入0円は調査対象から外した。

なお、以下の集計では年間収入100万円未満はサンプル数が少ないため、100～200万円未満と合わせて「200万円未満」とした。

（3）本調査の主な内容

- 就業状況
- 世帯収入や家族構成
- ひとり親家庭への支援制度の認知度・利用状況
- 収入増加に向けた就業意識・行動
- 就労時間の抑制・収入抑制の状況
- 回答者の基本属性

（4）調査の実施時期

2025年12月23日（火）～2025年12月25日（木）

（５）モニター調査の実施機関

楽天インサイト株式会社

２．集計結果

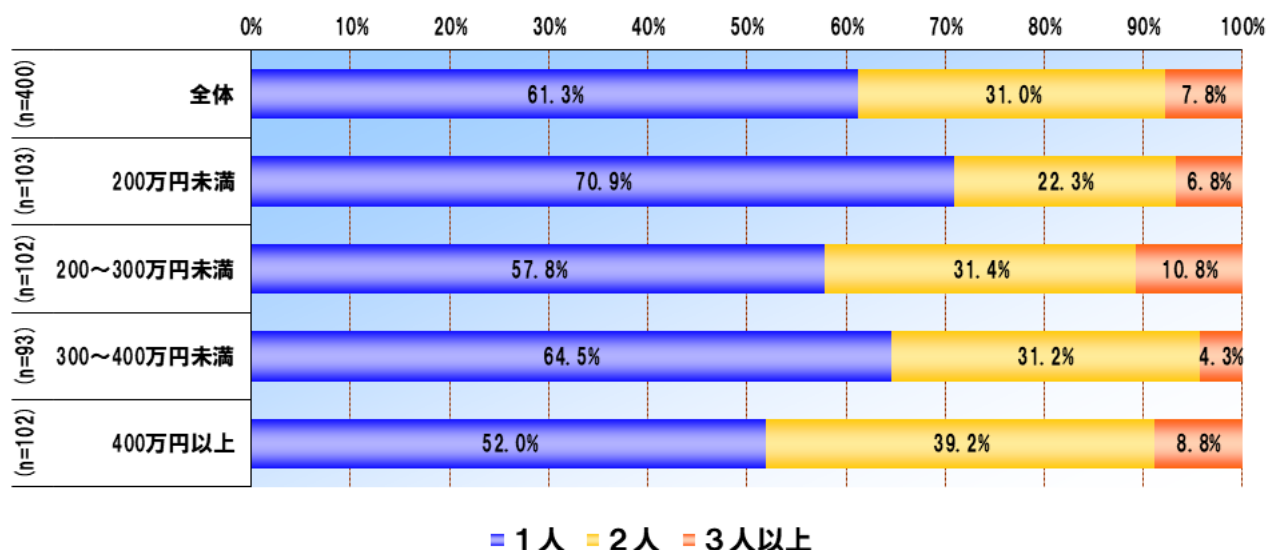
（１）回答者の家族状況、個人属性

① 子どもの人数

子どもの人数は、ひとり親（母子）全体では、「１人」が 61.3%で最も割合が高く、「２人」が 31.0%である。

養育費、各種手当・給付金を含む年間収入別にみると、【200 万円未満】、【200～300 万円未満】、【300～400 万円未満】、【400 万円以上】の間で大きな違いはなく、「１人」で 50～70%が最も高い割合で、次いで、「２人」が 20～40%である。

図表 4 -1 子どもの人数

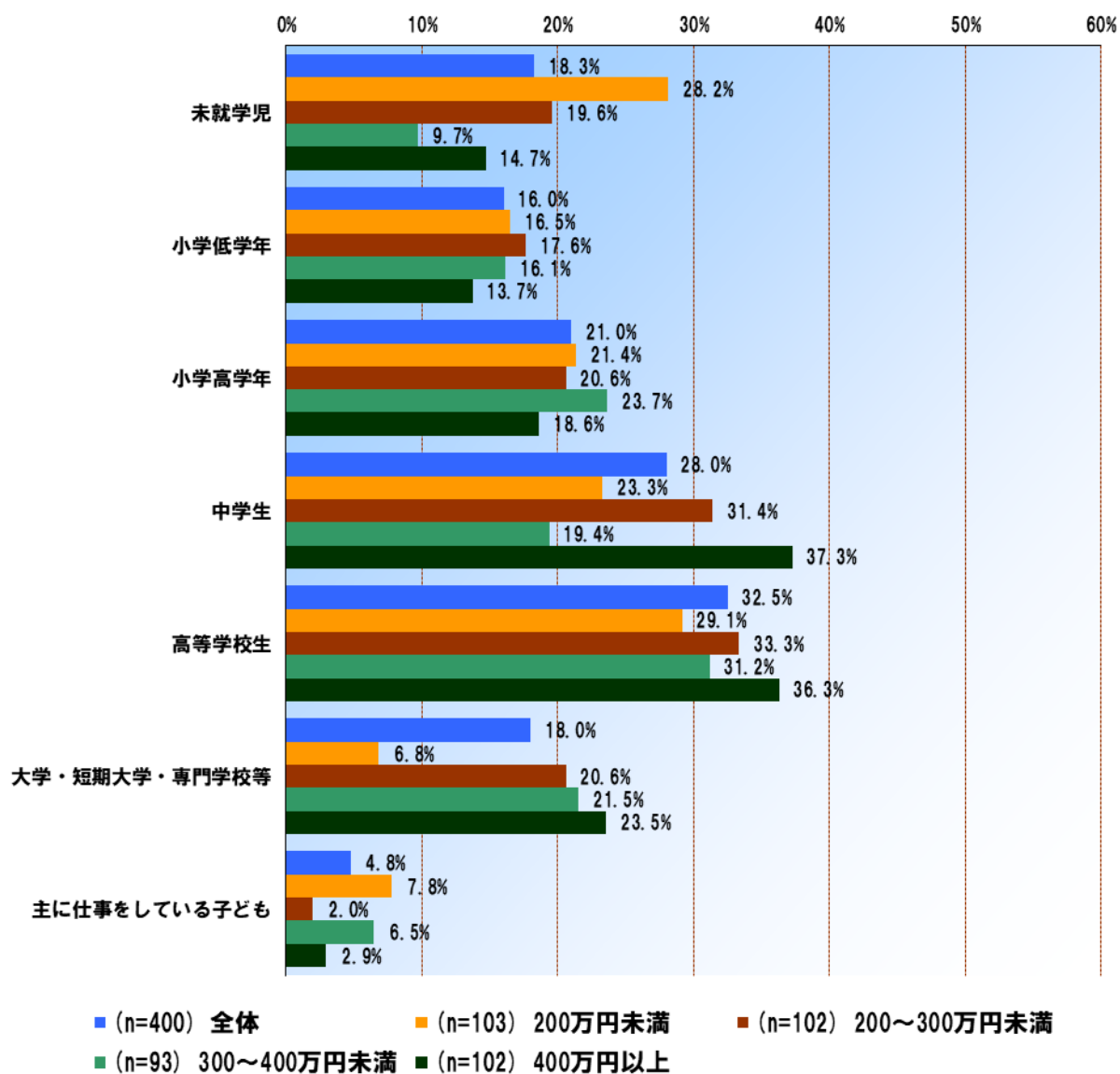


（注）本パートの集計軸は、昨年 1 年間の年間収入（養育費、各種手当・給付金を含む）である。

② 現在の子どもの学校段階等

現在の子どもの学校段階等（１人以上いる割合）をみると、ひとり親（母子）全体では、「高等学校生」が32.5%と最も割合が高く、「中学生」が28.0%、「小学高学年」が21.0%である。

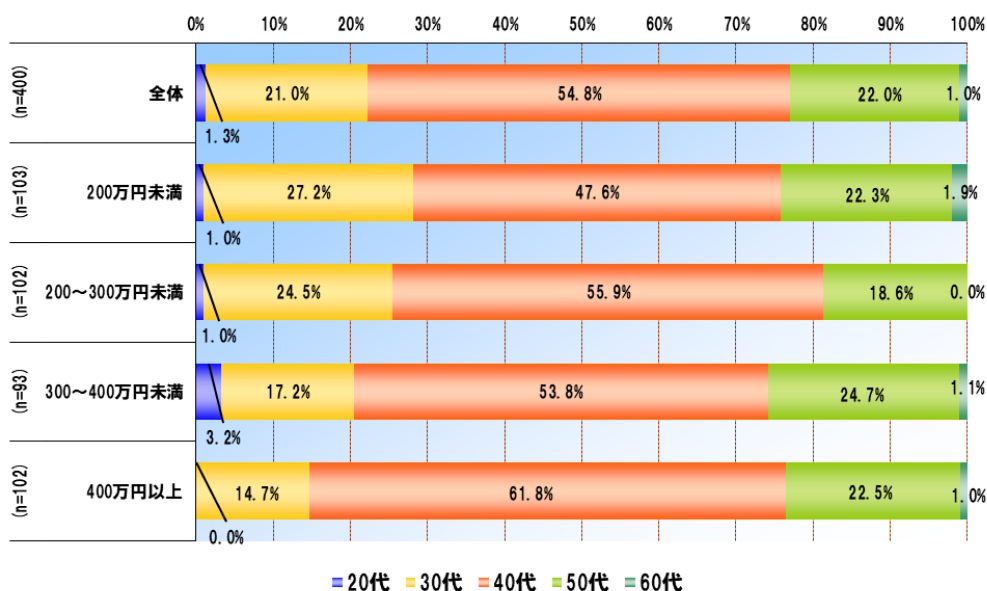
図表 4-2 現在の子どもの学校段階等（１人以上いる割合）



③ 年齢

回答者の年齢は、ひとり親（母子）全体では、「40代」が54.8%、「50代」が22.0%、「30代」が21.0%である。

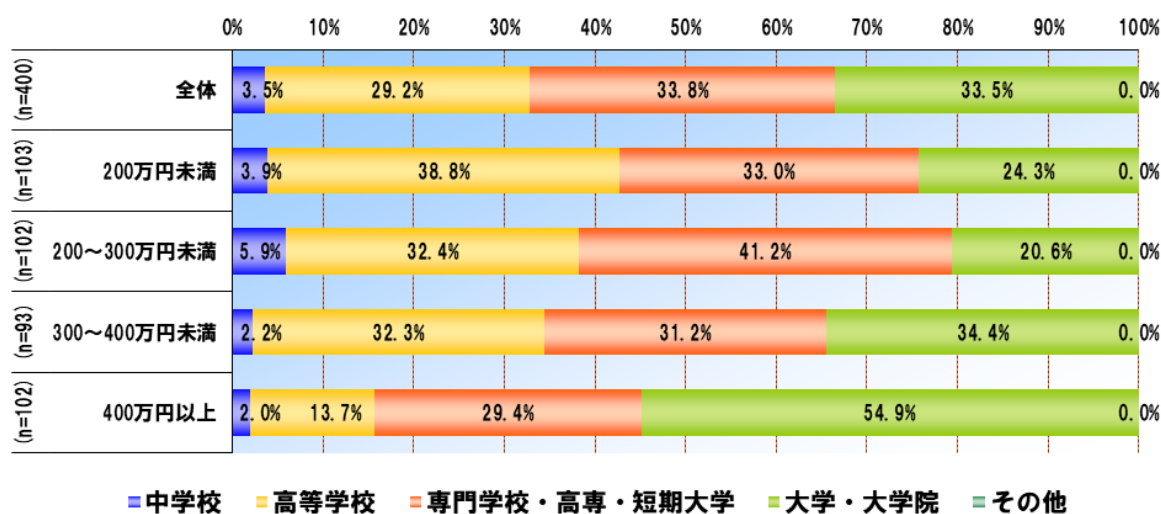
図表 4-3 年齢



④ 最後に卒業した学校

最後に卒業した学校を尋ねたところ、【200 万円未満】、【200～300 万円未満】、【300～400 万円未満】、【400 万円以上】のいずれでも、「専門学校・高専・短期大学」の割合が30～40%程度である。所得階層別にみると、【400 万円以上】では「大学・大学院」が54.9%と他のカテゴリでの割合よりも突出して高く、反対に、「中学校」、「高等学校」の割合が低い。逆に、【200 万円未満】、【200～300 万円未満】では、「大学・大学院」の割合が20～25%、「中学校」と「高等学校」を合わせた割合が40%程度の状況である。【300～400 万円未満】では、「大学・大学院」の割合が34.4%、「中学校」と「高等学校」を合わせた割合が35%程度である。

図表 4-4 最後に卒業した学校

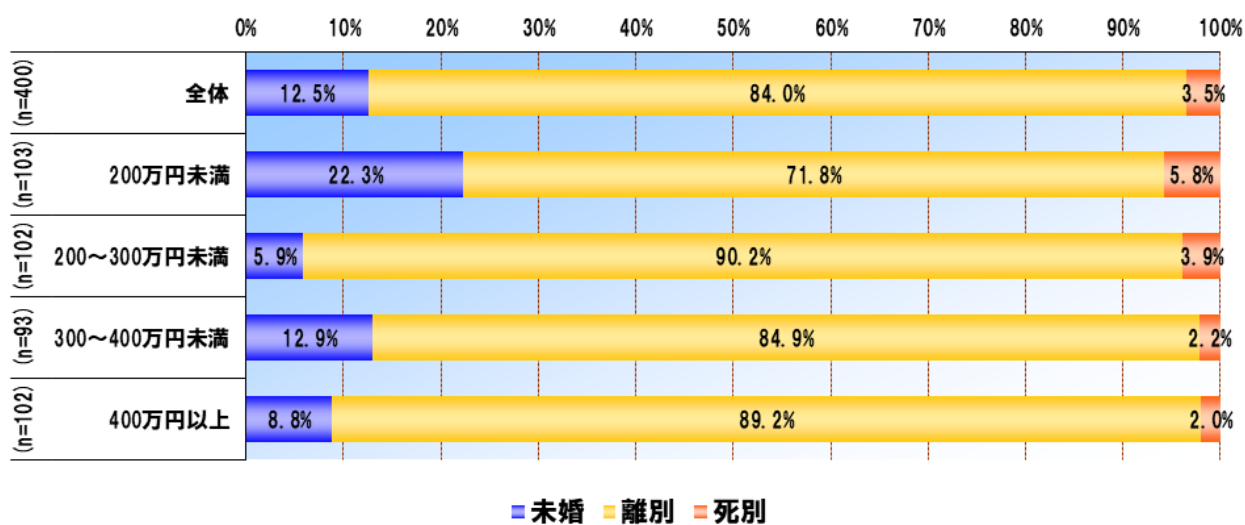


⑤ 婚姻状況

婚姻状況は、ひとり親（母子）全体では、「離別」が 84.0%で最も割合が高く、次いで、「未婚」が 12.5%、「死別」が 3.5%を占める。

年間収入別にみると、【200 万円未満】では「離別」の割合が 71.8%、「未婚」の割合が 22.3%で、他の所得階層と比較すると「未婚」の割合が高くなっている。【200～300 万円未満】、【300～400 万円未満】、【400 万円以上】の間で違いはほとんどなく、「離別」が 85～90%と大きな割合を占めており、「未婚」が 5～10%程度の状況である。「死別」は、いずれの所得階層でも 6%以下である。

図表 4-5 婚姻状況

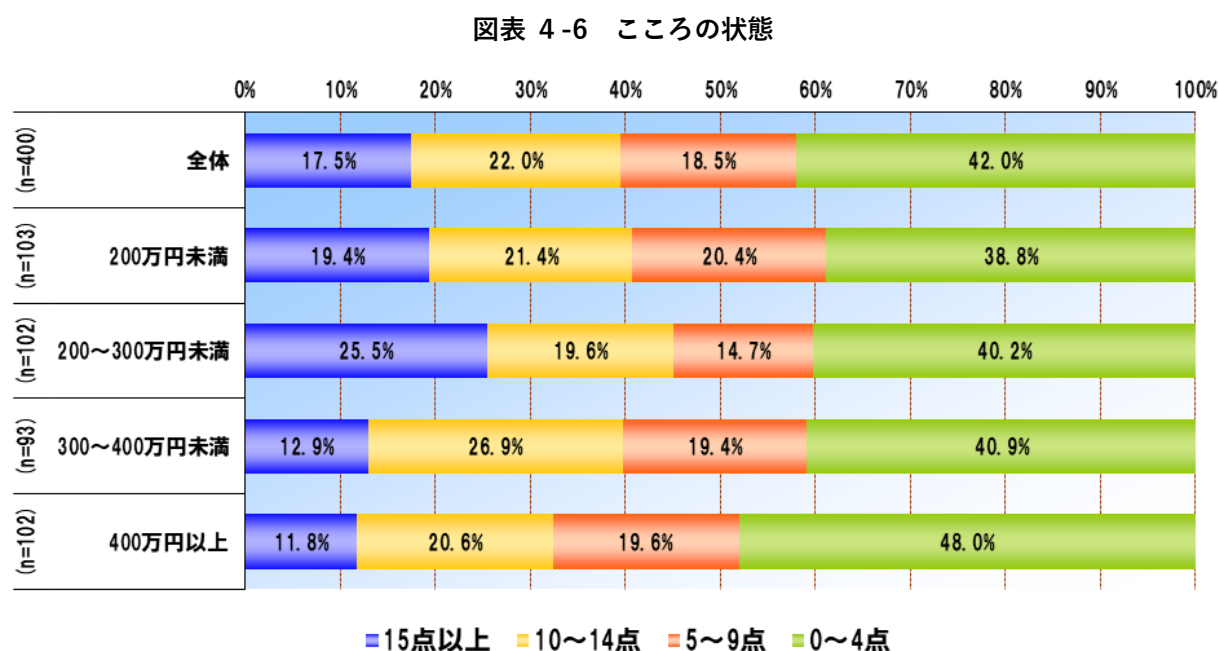


⑥ こころの状態

回答者の過去 1 か月間のこころの状態に関する 6 つの質問について、選択肢の「いつも」を 4 点、「たいてい」を 3 点、「ときどき」を 2 点、「少しだけ」を 1 点、「まったくない」を 0 点として 5 段階で点数化し、回答者の合計得点を示す。

ひとり親（母子）全体では、「15 点以上」が 17.5%、「10～14 点」が 22.0%、「5～9 点」が 18.5%、「0～4 点」が 42.0%である。

年間収入別にみると、「15 点以上」において、【200～300 万円未満】が 25.5%と最も高い割合である。



（注）こころの状態については、K 6 という尺度を用いている。K 6 は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「それぞれ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の 6 つの質問について 5 段階（「まったくない」（0 点）、「少しだけ」（1 点）、「ときどき」（2 点）、「たいてい」（3 点）、「いつも」（4 点））で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている（厚生労働省「国民生活基礎調査」の用語の解説より）。また、点数の区分は、厚生労働省「2019 年 国民生活基礎調査」の集計に倣って集計した。

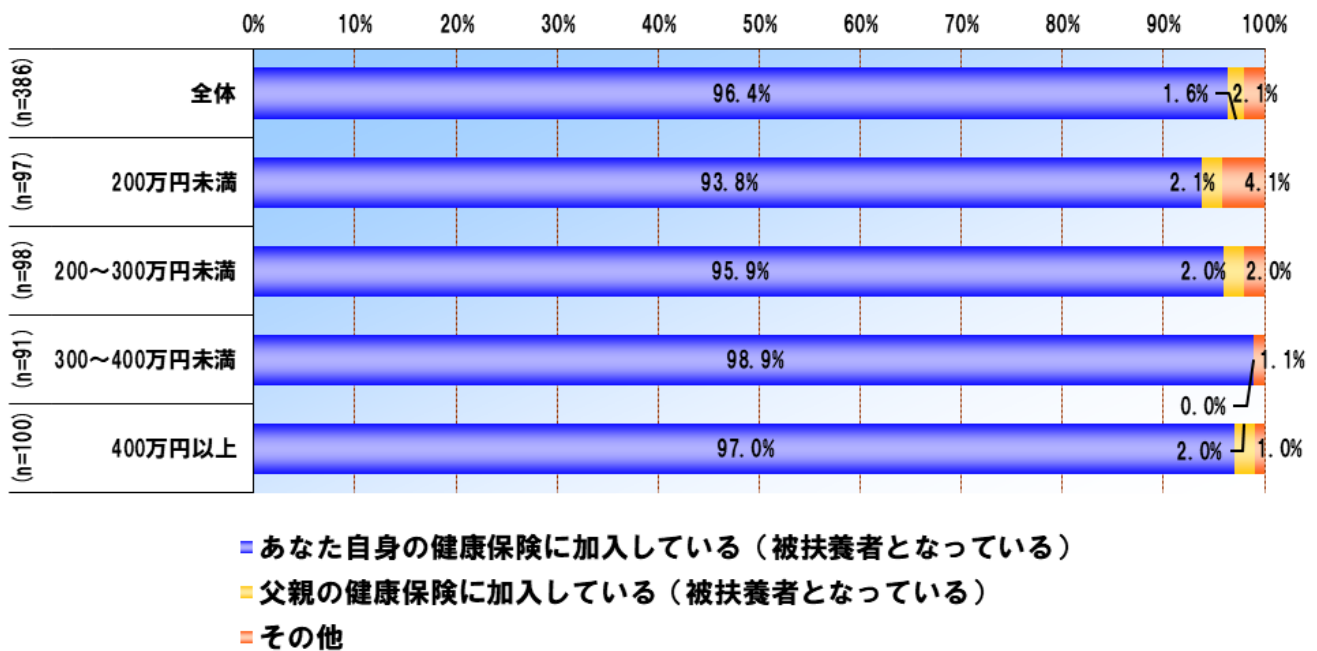
（２）扶養状況・世帯収入

① 20 歳未満の子どもが加入している健康保険

婚姻状況が「未婚」または「離別」の回答者に対して、同居している 20 歳未満の子どもが誰の健康保険に加入しているかをみると、ひとり親（母子）全体では、「回答者自身の健康保険に加入している（被扶養者となっている）」が 96.4%と最も高い割合を占める。

年間収入別の差はほとんどみられず、「回答者自身の健康保険に加入している（被扶養者となっている）」の割合が、いずれの所得階層でも 95%程度と大半を占める。

図表 4-7 20 歳未満の子どもが加入している健康保険



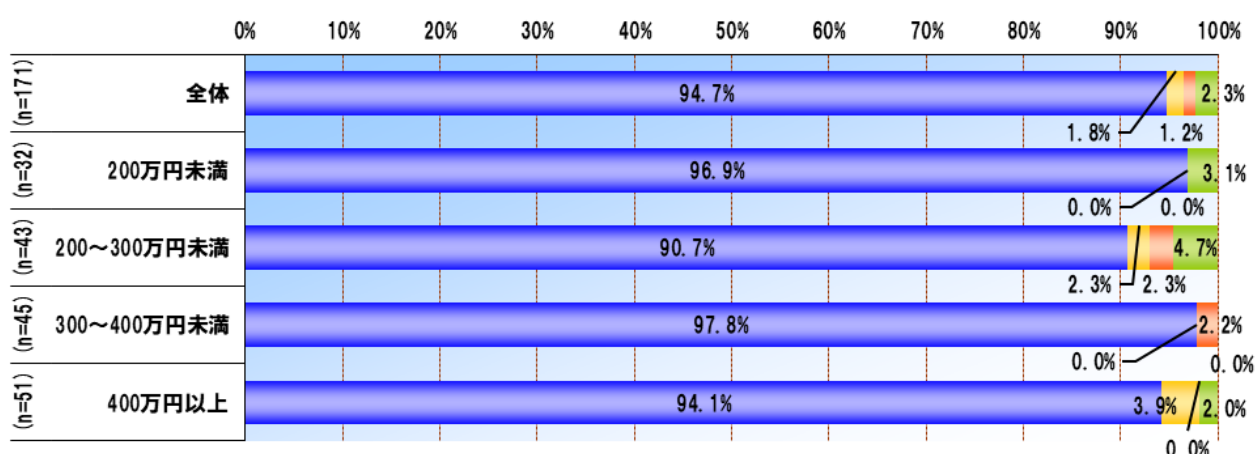
（注）本パートの集計軸は、昨年 1 年間の年間収入（養育費、各種手当・給付金を含む）である。

② 16 歳以上 20 歳未満の子どもの所得税の扶養控除

婚姻状況が「未婚」または「離別」で、高校生以上の子どもをもつ回答者に対して、誰が同居している子どもの所得税の扶養控除を受けているか尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「回答者自身が所得税の扶養控除を受けている」の割合が 94.7%と大半を占め、「子どもの父親が所得税の扶養控除を受けている」の割合は 1.8%である。

年間収入別の差はほとんどみられず、「回答者自身が所得税の扶養控除を受けている」が 90～98%程度と大半を占める。

図表 4-8 16 歳以上 20 歳未満の子どもの所得税の扶養控除



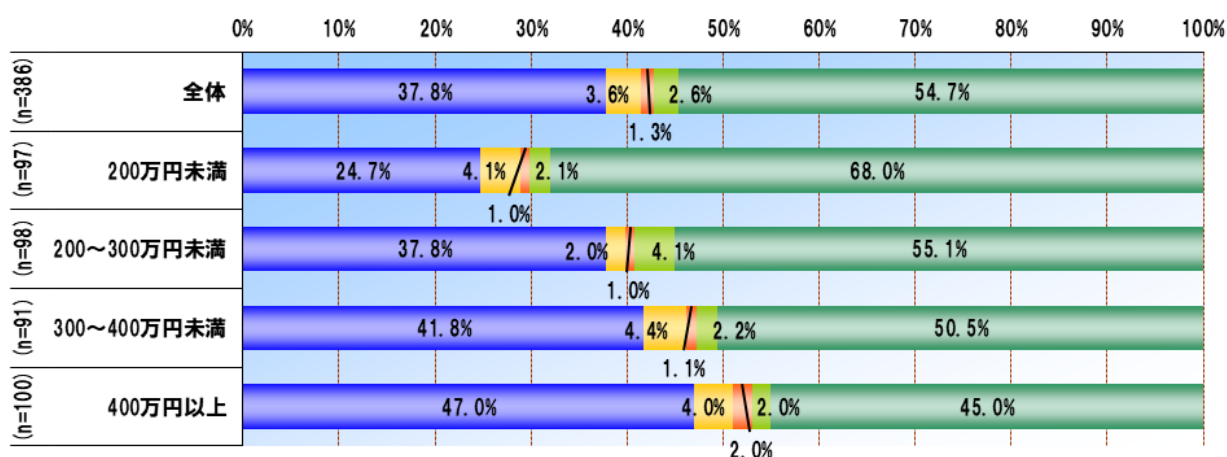
- あなた自身が所得税の扶養控除を受けている
- お子さんの父親が所得税の扶養控除を受けている
- (お子さんが複数いる場合) 第一子是你、第二子はお子さんの父親がといったように、双方が所得税の扶養控除を受けている
- その他

③ 養育費の受取状況

婚姻状況が「未婚」または「離別」の回答者に対して、養育費の受取状況を尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「ほぼ・全く受け取れていない」が 54.7%と過半数を占める。次いで、「一定額を定期的に受け取れている」が 37.8%である。

年間収入別にみると、年間収入が高いほど、「一定額を定期的に受け取れている」の割合が高くなり、「ほぼ・全く受け取れていない」の割合が低くなる傾向がある。【200 万円未満】においては、「一定額を定期的に受け取れている」の割合が 24.7%に留まっており、他の年間収入層と比較すると 10～20%程度低い。逆に「ほぼ・全く受け取れていなかった」の割合が 68.0%と、他の年間収入層より 15～20%程度高い。【400 万円以上】においては、「一定額を定期的に受け取れている」が 47.0%と、他の年間収入層と比較すると、養育費の受取状況が安定している割合が高いが、それでも半数には満たない。

図表 4 -9 養育費の受取状況



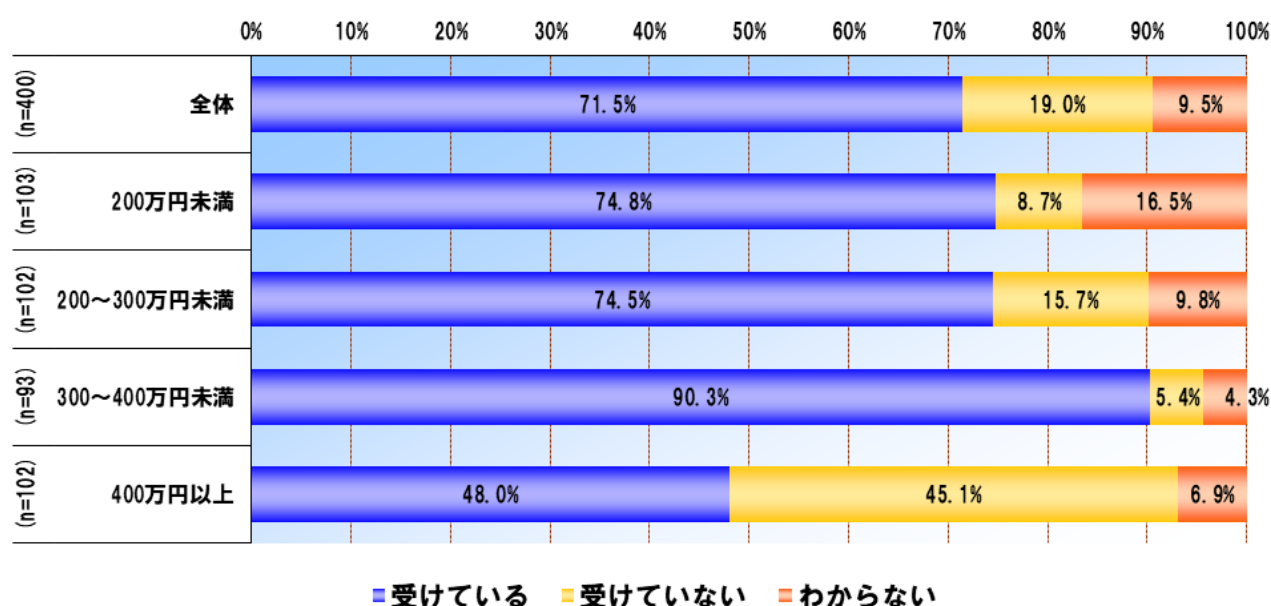
- 一定額を定期的に受け取れている
- 金額に変動はあるが定期的に受け取れている
- 金額は一定だが不定期にしか受け取れていない
- 金額に変動があり、不定期にしか受け取れていない
- ほぼ・全く受け取れていない

④ 所得税のひとり親控除

回答者自身が所得税のひとり親控除を受けているか尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「回答者自身が所得税のひとり親控除を受けている」が 71.5%と最も高い割合を占める。一方で、「所得税のひとり親控除を受けていない」が 19.0%である。

年間収入別にみると、【300～400 万円未満】までは収入の増加に伴い、所得税のひとり親控除を受けている割合が高まるが、【400 万円以上】では大きく低下している。具体的には、【300～400 万円未満】において、「回答者自身が所得税のひとり親控除を受けている」の割合が 90.3%と大半を占める。一方で、【400 万円以上】においては、「所得税のひとり親控除を受けている」が 48.0%の割合であり、他の年間収入層と比較すると、所得が 500 万円以下であることが適用要件となっているひとり親控除を受けている割合は低い。

図表 4 -10 所得税のひとり親控除

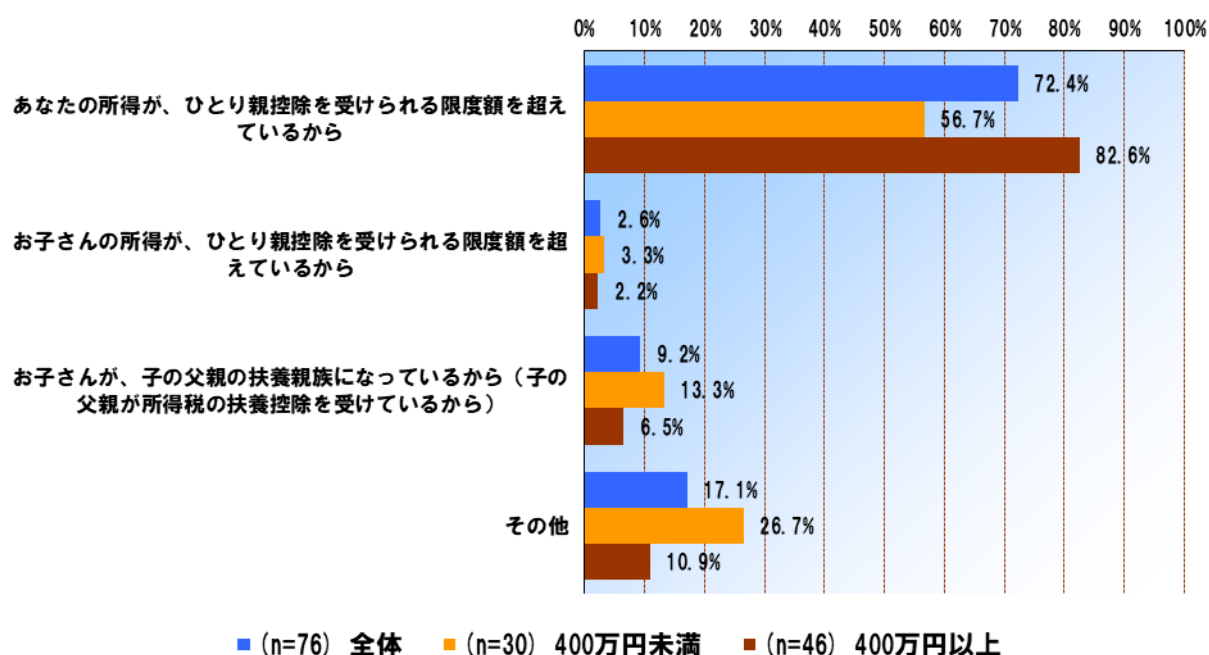


⑤ 所得税のひとり親控除を受けていない理由

所得税のひとり親控除を受けていない回答者に対して、所得税のひとり親控除を受けていない理由を複数回答で尋ねたところ、ひとり親母子（全体）では、「回答者自身の所得が、ひとり親控除を受けられる限度額を超えているから」が72.4%で最も高い割合を占め、次いで、「その他」が17.1%である。なお、ひとり親控除は、子が他人の扶養親族となっている場合には適用できないことを念頭に置いた選択肢として、「お子さんが子の父親の扶養親族になっているから（子の父親が所得税の扶養控除を受けているから）」を回答した割合は9.2%である。

年間収入別にみると、「あなたの所得が、ひとり親控除を受けられる限度額を超えているから」が、【400 万円以上】で82.6%と高い割合である。【400 万円未満】においても、「あなたの所得が、ひとり親控除を受けられる限度額を超えているから」と回答した者が56.7%に上る。ただし、ひとり親控除の適用要件は、ひとり親本人の合計所得が500万円以下であるため、400万円未満の者が所得要件によってひとり親控除を受けられないという回答は矛盾している。制度に対する理解不足や、他の制度等の要件との混同が生じている可能性がある。

図表 4-11 所得税のひとり親控除を受けていない理由（複数回答）



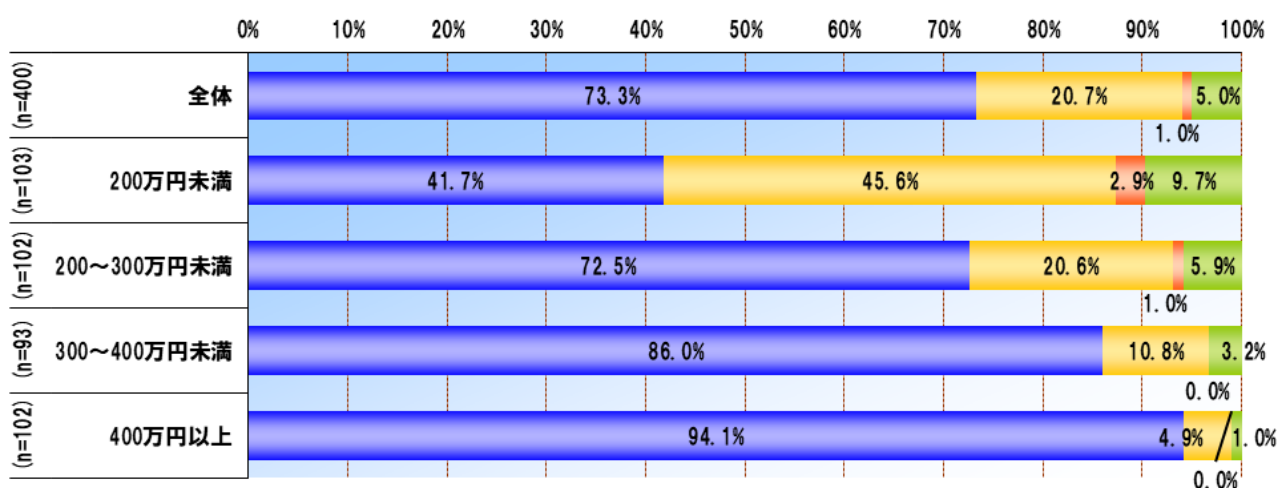
（注）サンプル数が少ないため、年間収入が400万円未満のサンプルをまとめて集計した。

⑥ 健康保険の加入状況

回答者自身の健康保険の加入状況をみると、ひとり親（母子）全体では、「回答者自身の健康保険に加入している（勤め先で給与から天引きされている）」が 70.3%で最も高い割合で、次いで、「国民健康保険に加入している（納付書・口座振替等で支払っている）」が 20.7%である。

年間収入別にみると、年間収入が低いほど、「回答者自身の健康保険に加入している（勤め先で給与から天引きされている）」の割合が低く、一方で、「国民保険に加入している（納付書・口座振替等で支払っている）」割合は高い傾向がみられる。【200 万円未満】においては、「自分の健康保険に加入している（勤め先で給与から天引きされている）」が 41.7%の割合で、他の年間収入層と比較すると低く、一方で、「国民保険に加入している（納付書・口座振替等で支払っている）」の割合が 45.6%と高い。

図表 4 -12 健康保険の加入状況



- 自分の健康保険に加入している（勤め先で給与から天引きされている）
- 国民健康保険に加入している（納付書・口座振替等で支払っている）
- 家族などに扶養されている（保険料は家族などが支払っている）
- 加入していない（保険料は支払っていない）・わからない

⑦ 世帯の年間収入

世帯の年間収入について、今年の見通しを尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、世帯の年間収入合計の平均が約 343 万円である。年間収入の構成をみると、「自身の就労収入」が約 279 万円と最も高い割合を占める。次いで、「社会保障給付・手当」が約 30 万円、「その他の収入」が約 12 万円、「養育費」が約 22 万円である。

年間収入別にみると、年間収入が高いほど「自身の就労収入」が占める割合が高い傾向がみられる。また、「社会保障手当・給付」について、年間収入が低いほど割合が高くなる傾向がみられる。

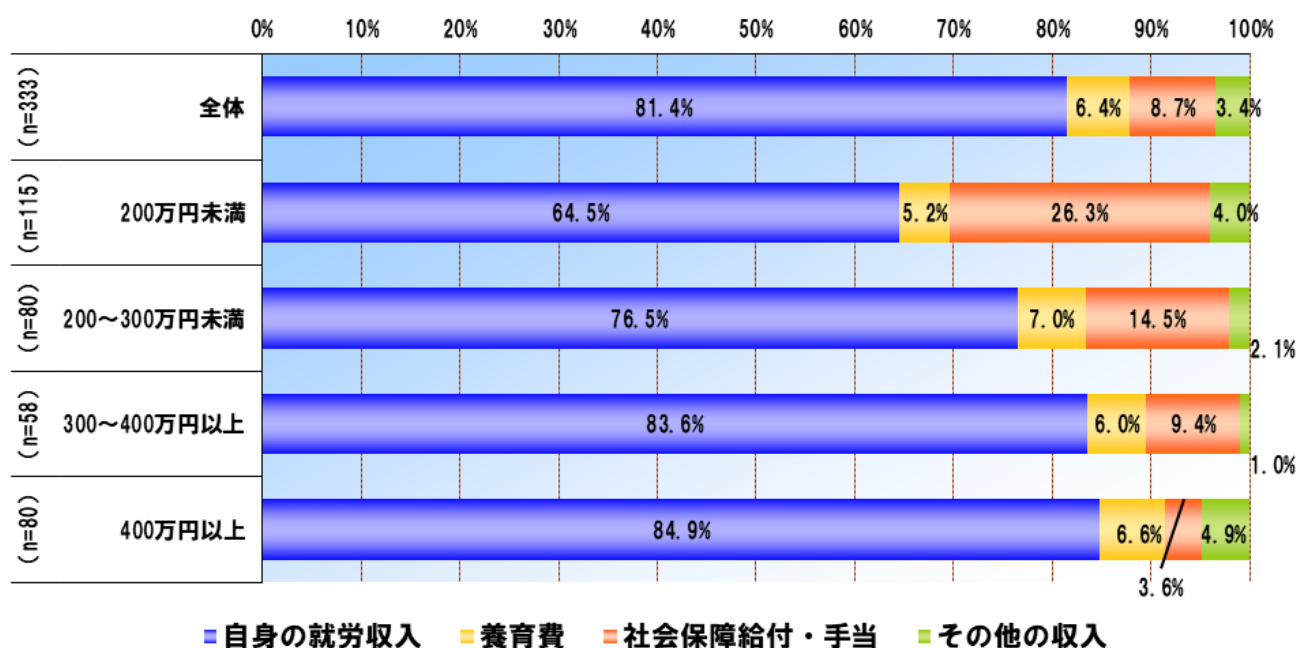
図表 4-13 世帯の年間収入の平均（万円）

		世帯の年間 収入合計	自身の就労 収入	養育費	社会保障給付・ 手当	その他の収入
全体	(n=333)	342.6	279.0	22.0	29.8	11.8
200万円未満	(n=115)	128.1	82.6	6.6	33.7	5.2
200～300万円未満	(n=80)	235.8	180.3	16.5	34.1	4.9
300～400万円以上	(n=58)	332.1	277.6	19.8	31.4	3.3
400万円以上	(n=80)	602.8	511.5	39.9	22.0	29.4

（注 1）世帯の年間収入合計が、調査対象者の年間収入区分と一致するサンプルのみ集計した。

（注 2）世帯の年間収入合計、およびその他の収入が著しく大きいサンプル計 4 件は除外した。

図表 4-14 世帯の年間収入の構成比



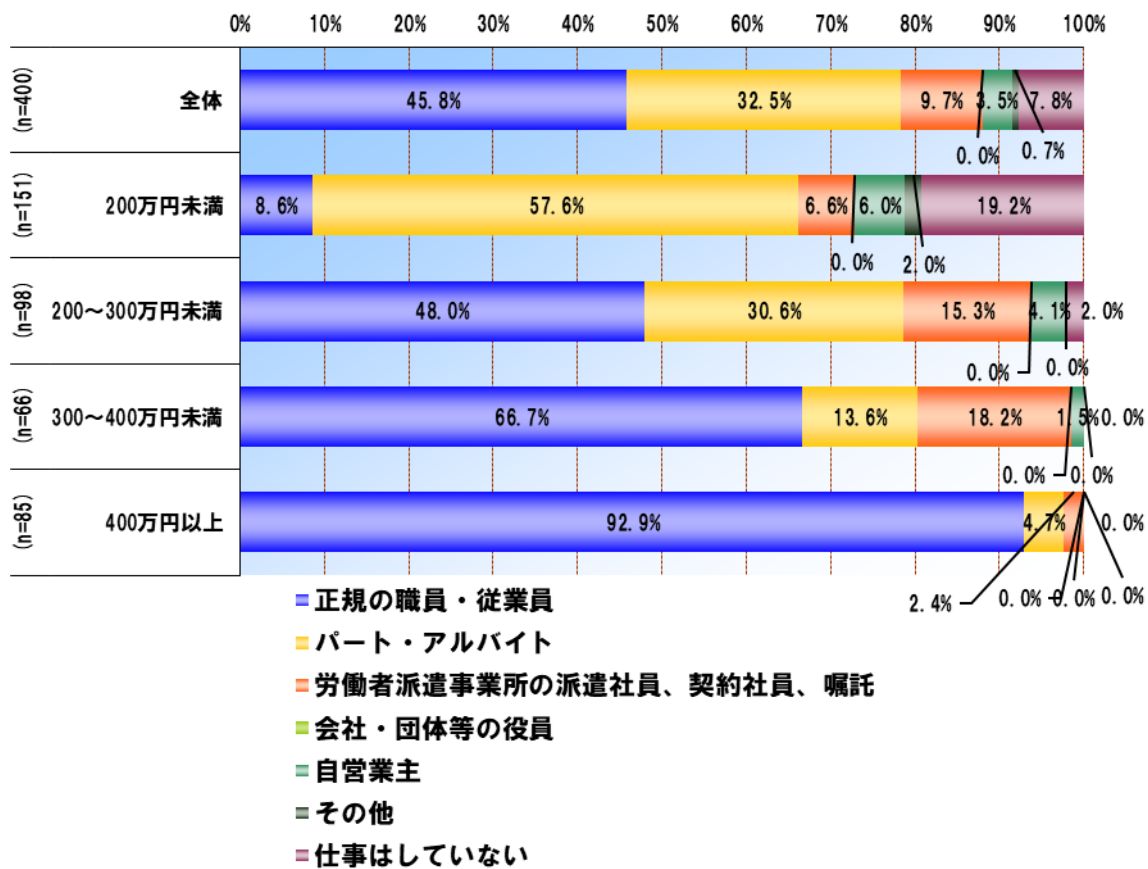
(3) 就業状況

① 現在の就業形態

現在の就業形態をみると、ひとり親（母子）全体では、「正規の職員・従業員」が 45.8%と最も高い割合で、「パート・アルバイト」が 32.5%、「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託」が 9.7%である。

就労収入別にみると、就労収入が高いほど「正規の職員・従業員」の割合が高く、「パート・アルバイト」や「労働派遣事業者の派遣社員、契約社員、嘱託」の割合が低い傾向がある。【400 万円以上】においては、「正規の職員・従業員」の割合が 92.9%と突出して高い。【200 万円未満】においては、「パート・アルバイト」の割合が 57.6%で最も高く、また、「仕事はしていない」が 19.2%であることがうかがえる。

図表 4-15 現在の就業形態



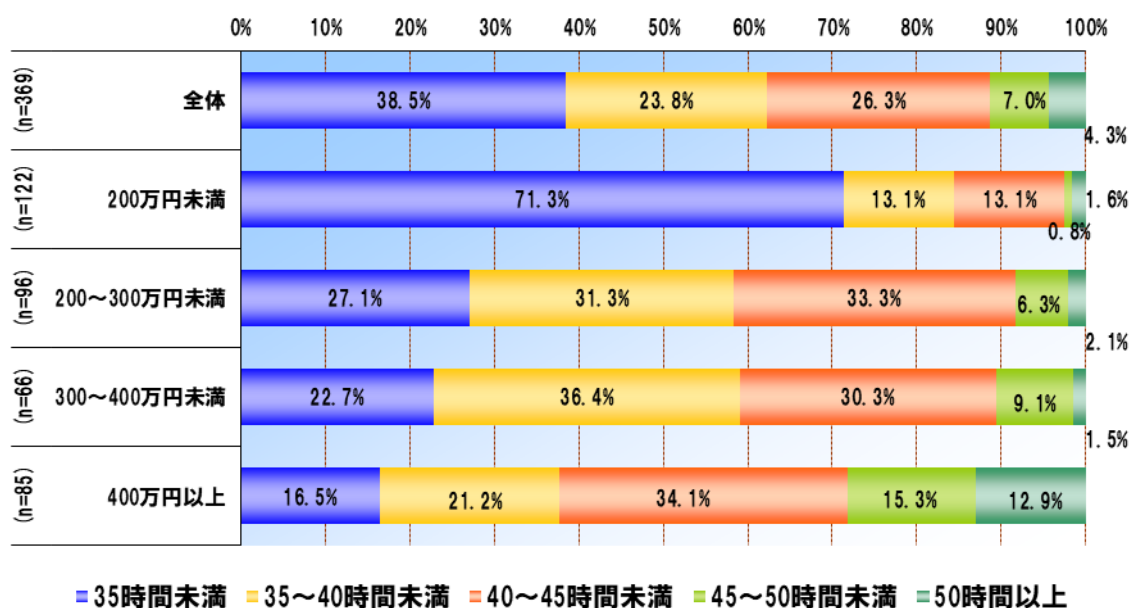
(注) 本パートの集計軸は、昨年 1 年間の就労収入である。

② 週の労働時間

仕事をしている回答者について、週の労働時間（直近 1 週間に実際に仕事をした時間）をみると、ひとり親（母子）全体では、「35 時間未満」が 38.5%と最も高い割合で、「40～45 時間未満」が 26.3%、「35～40 時間未満」が 23.8%である。

就労収入別にみると、就労収入が低いほど仕事をした時間が短い傾向がみられる。【200 万円未満】において、「35 時間未満」の割合が 71.3%である。一方、【400 万円以上】においては、「40～45 時間未満」が 34.1%と最も高い割合である。

図表 4 -16 週の労働時間

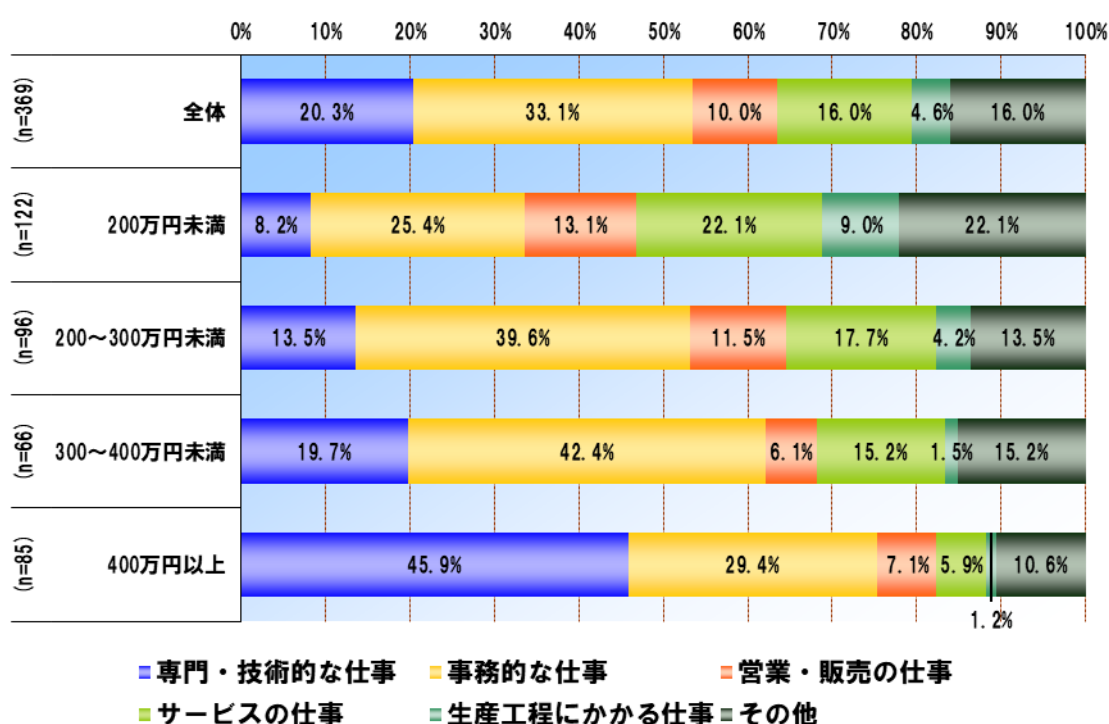


③ 主な仕事（職業）

仕事をしている回答者について、主な仕事（職業）をみると、ひとり親（母子）全体では、「事務的な仕事」が33.1%で最も高い割合を占め、次いで、「専門・技術的な仕事」が20.3%、「サービスの仕事」および「その他」がそれぞれ16.0%である。

就労収入別にみると、「営業・販売の仕事」および「サービスの仕事」は、就労収入が低いほど割合が高い傾向がみられる。また、就労収入によって最も高い割合を占める仕事の違いがみられ、【300～400万円未満】においては、「事務的な仕事」が42.4%と特に高い割合を占める。一方で、【400万円以上】においては、「専門・技術的な仕事」が45.9%と最も高い割合である。

図表 4-17 主な仕事（職業）



④ 業種

仕事をしている回答者について、勤め先・会社の業種をみると、ひとり親（母子）全体では、「医療」が 17.3%と最も高い割合である。次いで、「福祉」が 12.2%、「製造業」が 11.1%である。

図表 4-18 業種

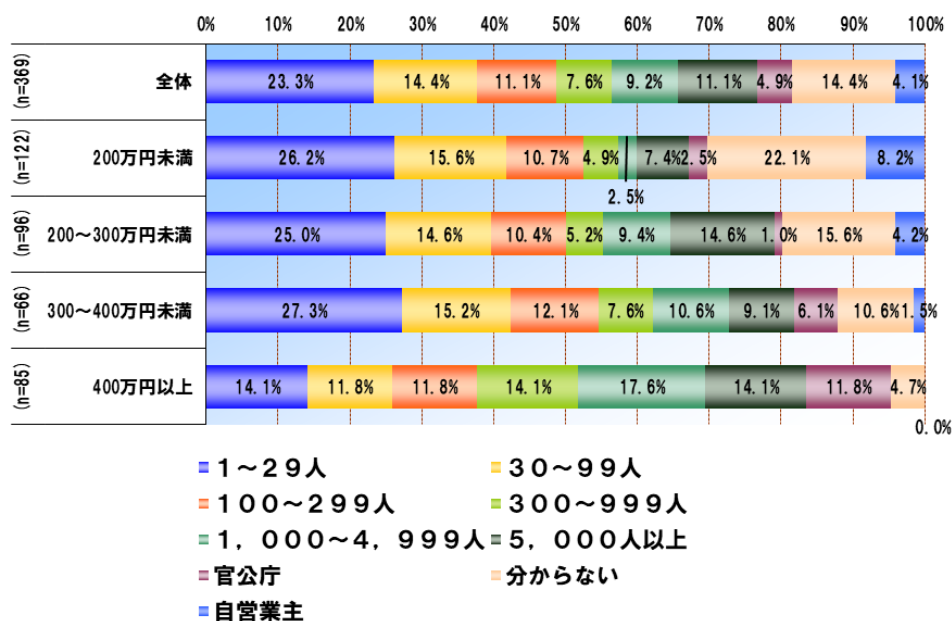
	(n=369)	(n=122)	(n=96)	(n=66)	(n=85)
	全体	200万円未満	200～300万円	300～400万円	400万円以上
農業、林業、漁業	1.1%	1.6%	0.0%	3.0%	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	3.3%	1.6%	4.2%	3.0%	4.7%
製造業	11.1%	8.2%	14.6%	18.2%	5.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1.4%	1.6%	1.0%	0.0%	2.4%
情報通信業	1.6%	0.8%	0.0%	3.0%	3.5%
運輸業、郵便業	5.1%	7.4%	7.3%	3.0%	1.2%
卸売業	3.3%	1.6%	6.3%	3.0%	2.4%
小売業	6.0%	9.8%	7.3%	3.0%	1.2%
金融業、保険業	4.3%	4.1%	3.1%	4.5%	5.9%
不動産業、物品賃貸業	1.4%	0.8%	2.1%	1.5%	1.2%
学術研究、専門・技術サービス業	1.4%	0.0%	2.1%	3.0%	1.2%
宿泊業	2.4%	2.5%	4.2%	0.0%	2.4%
飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業）	2.4%	2.5%	4.2%	3.0%	0.0%
生活関連サービス業、娯楽業	3.5%	6.6%	5.2%	0.0%	0.0%
教育、学習支援業	5.1%	5.7%	2.1%	6.1%	7.1%
医療	17.3%	5.7%	12.5%	16.7%	40.0%
福祉	12.2%	18.0%	9.4%	10.6%	8.2%
複合サービス事業	2.2%	4.1%	2.1%	1.5%	0.0%
サービス業（他に分類されないもの） （外国公務を除く。）	8.7%	10.7%	9.4%	10.6%	3.5%
公務（他に分類されないもの）	3.5%	1.6%	1.0%	4.5%	8.2%
その他	2.7%	4.9%	2.1%	1.5%	1.2%

⑤ 企業全体の従業員規模

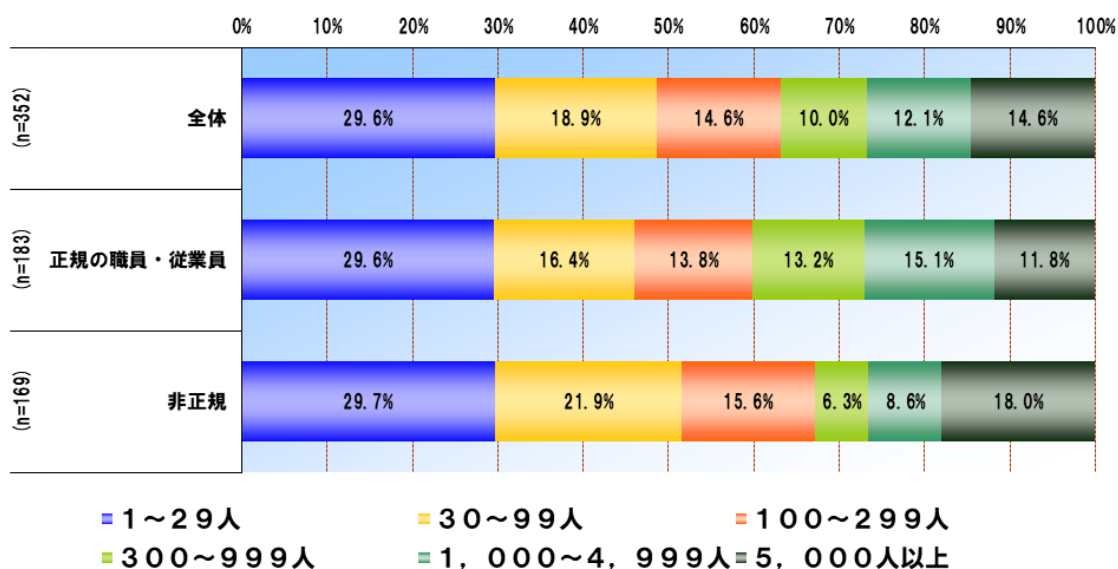
仕事をしている回答者について、企業全体の従業員規模をみると、ひとり親（母子）全体では、「1～29 人」が 23.3%と最も高い割合で、次いで、「30～99 人」および「分からない」が 14.4%と同じ割合を占める。

就労収入別にみると、【400 万円未満】においては、「1～29 人」の割合が高い傾向がみられる。図表 4-20 は、雇用形態別にみた従業員規模を示したものである。

図表 4-19 企業全体の従業員規模



図表 4-20 雇用形態別にみた従業員規模



（注 1）クロス軸の雇用形態について、「パート・アルバイト」と「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託」を合わせて「非正規」とした。「自営業主」および「その他」は除外した。

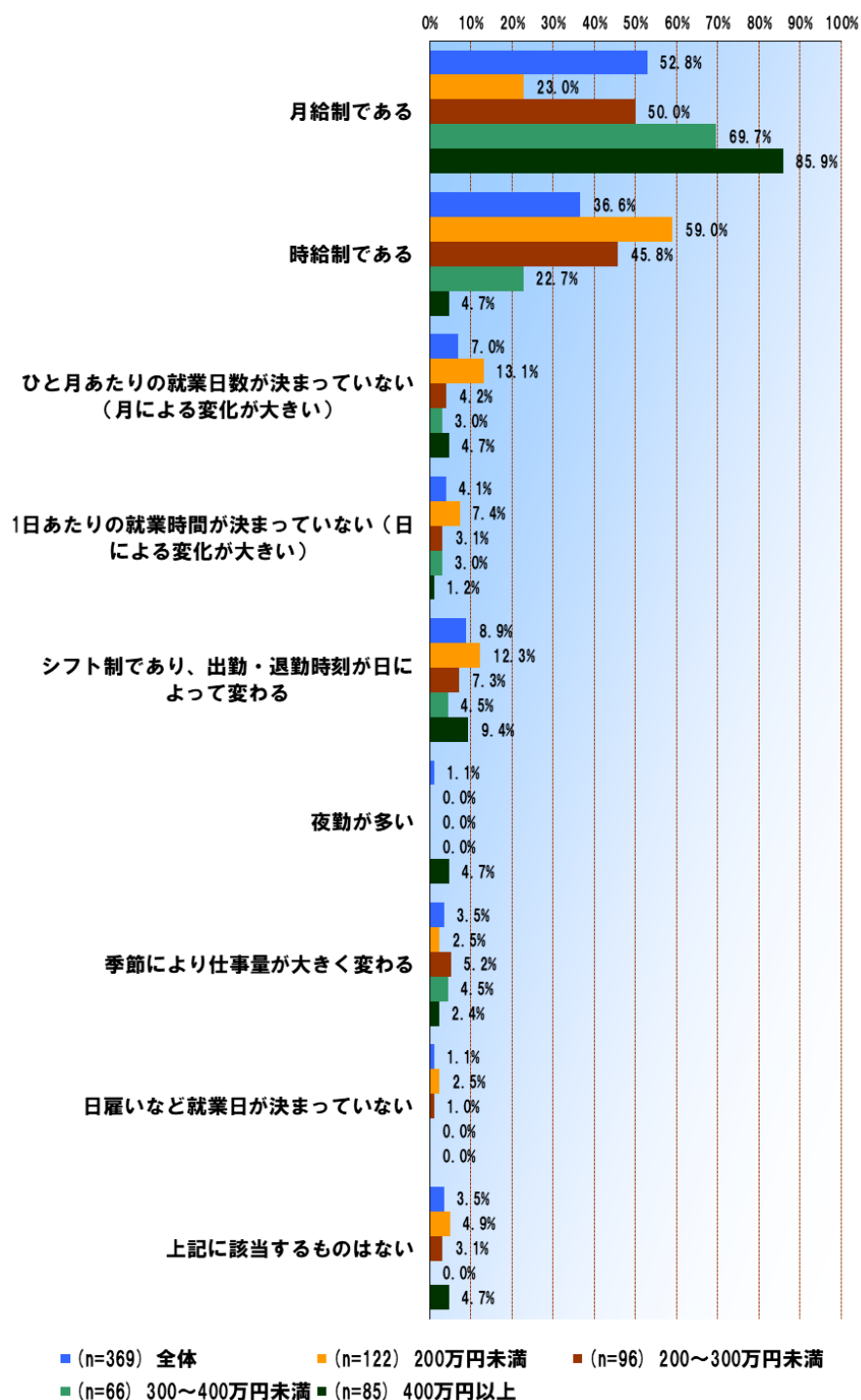
（注 2）企業規模について、「官公庁」、「分からない」、「自営業主」は除外して示している。

⑥ 働き方（給与・勤務時間など）

仕事をしている回答者について、給与や勤務時間などに関する働き方について複数回答で尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「月給制である」が52.8%で最も高い割合で、次いで、「時給制である」が36.6%を占める。

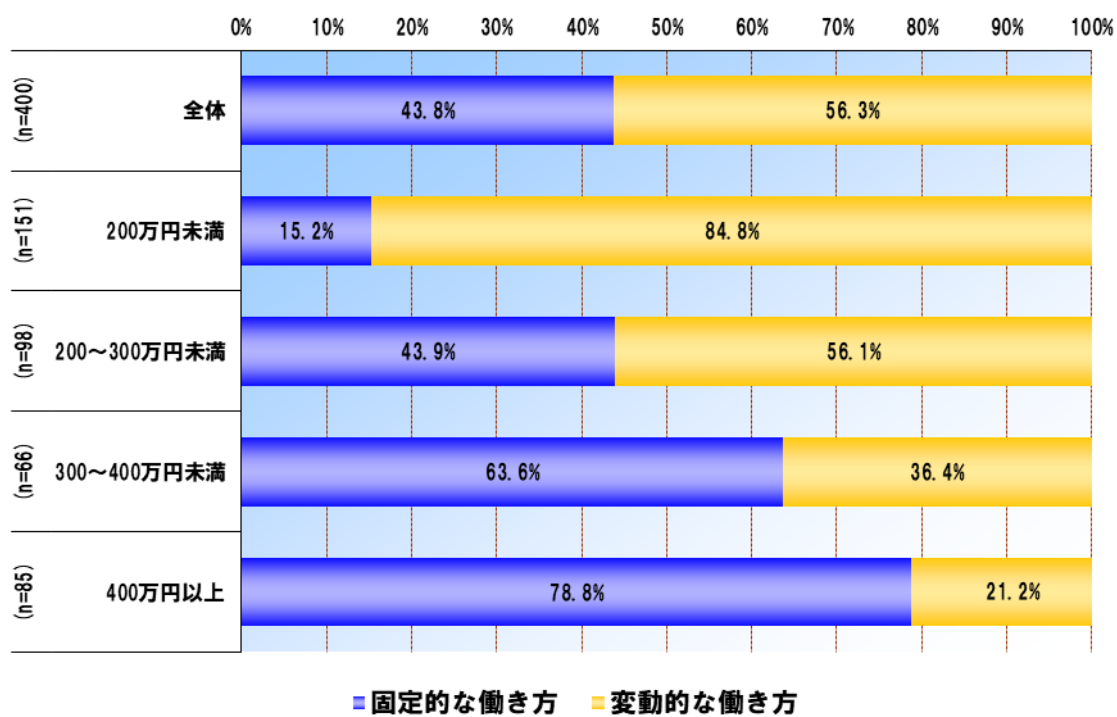
就労収入別にみると、就労収入が高いほど「月給制である」の割合が高く、「時給制である」の割合が低い傾向がみられる。

図表 4-21 働き方（給与・勤務時間など）（複数回答）

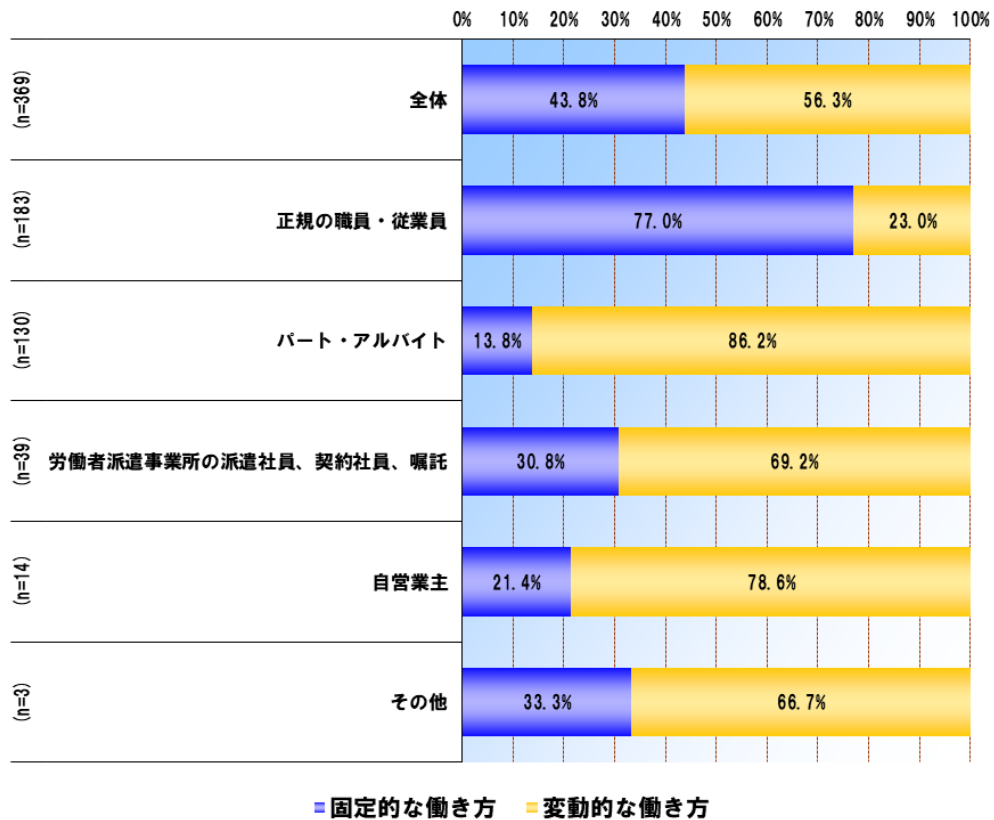


図表 4-22 から図表 4-25 では、「月給制である」のみを回答した者を「固定的な働き方」、それ以外の者を「変動的な働き方」に区分し、就業状況を確認した。

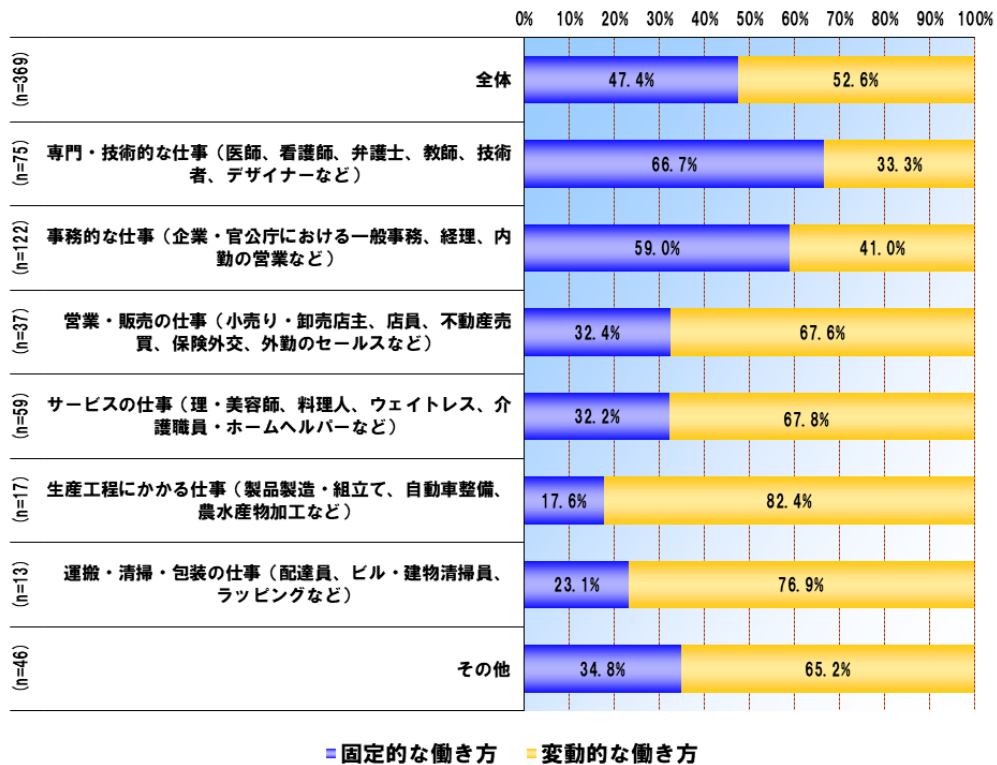
図表 4-22 働き方（固定的な働き方かどうか別）



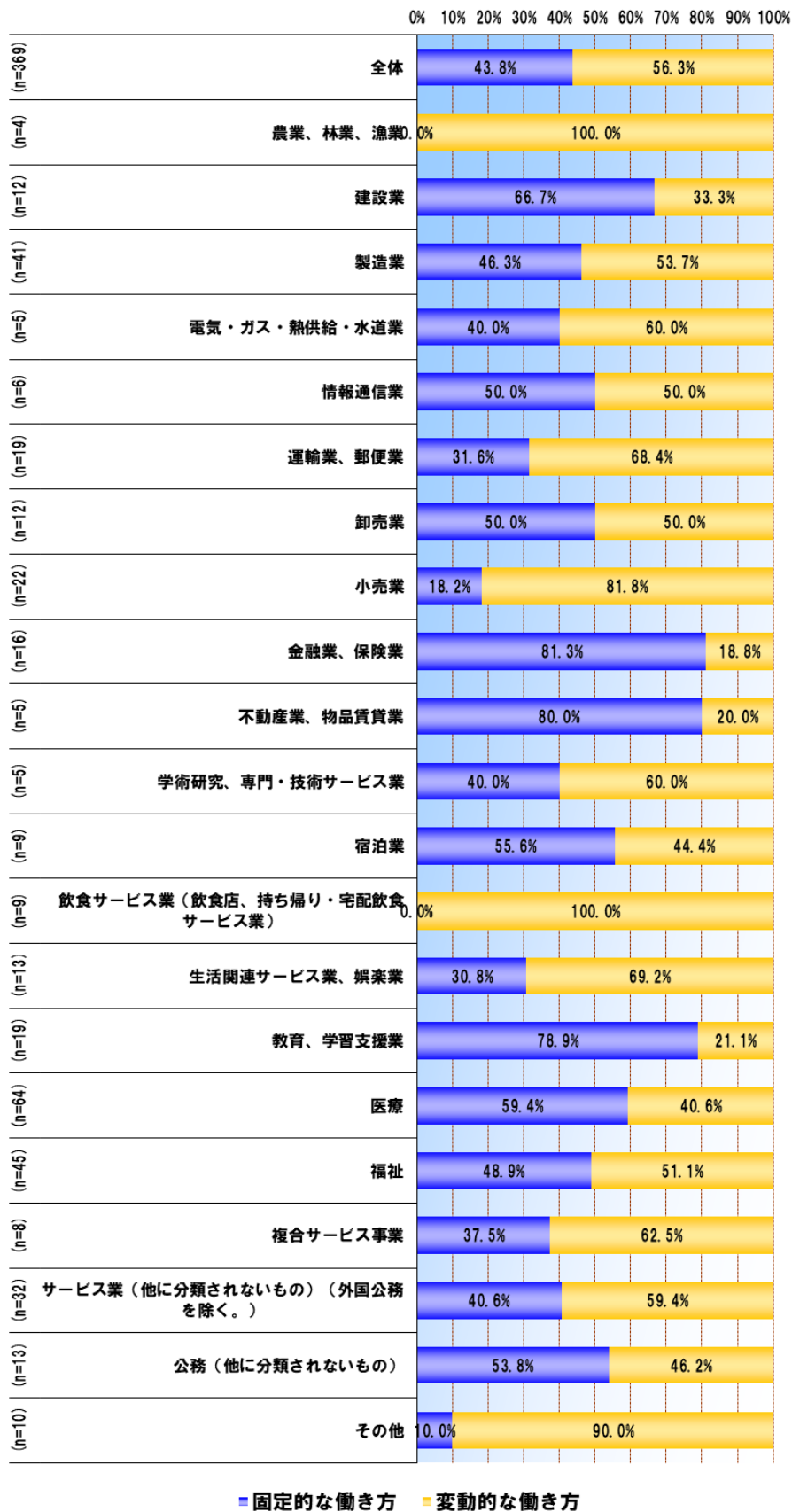
図表 4-23 現在の就業状況（固定的な働き方かどうか別）



図表 4-24 主な仕事（職種）（固定的な働き方かどうか別）



図表 4-25 業種（固定的な働き方かどうか別）

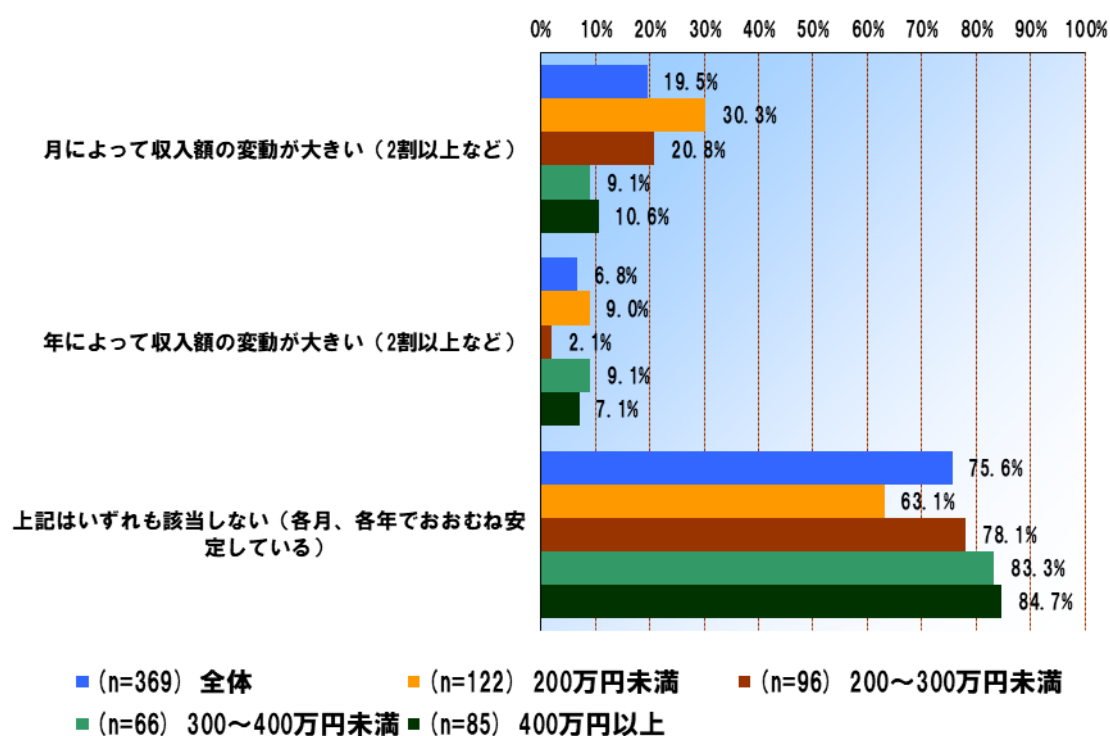


⑦ 就労収入額の変動

仕事をしている回答者について、就労収入が変動しているか複数回答で尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「各月、各年でおおむね安定している」が 75.6%と高い割合を占め、「月によって収入額の変動が大きい（2 割以上など）」が 19.5%、「年によって収入額の変動が大きい（2 割以上）」が 6.8%である。

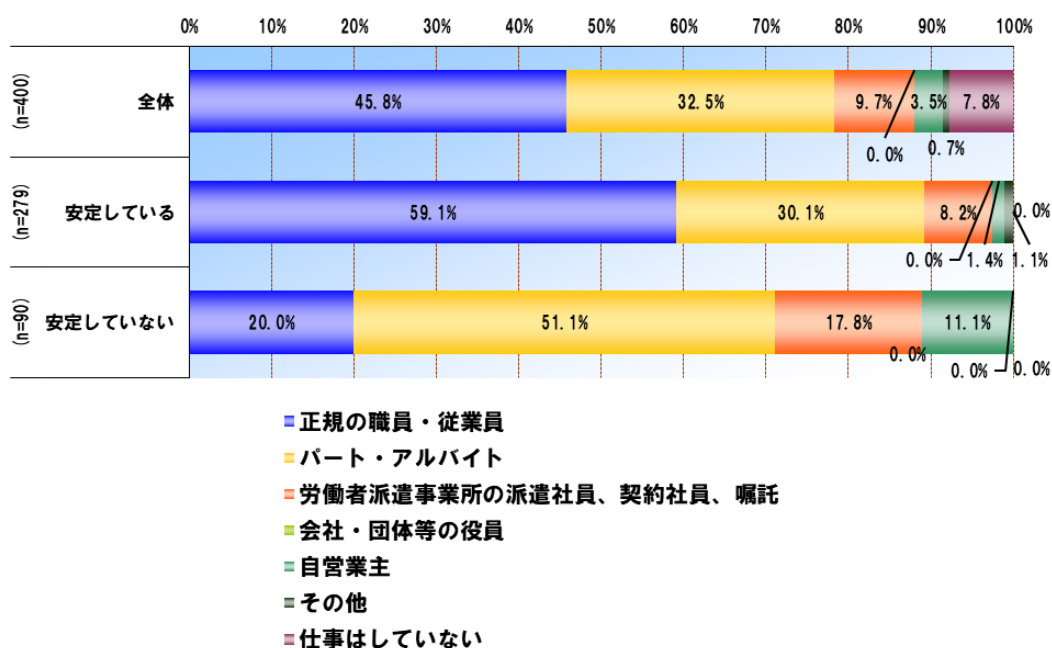
就労収入別にみると、就労収入が高いほど就労収入が安定している割合が高く、逆に、各月の変動は小さい。【200 万円未満】においては、「各月、各年でおおむね安定している」の割合が、他の収入階層と比較すると 63.1%と低く、一方で、「月によって収入額の変動が大きい（2 割以上など）」が 30.3%、「年によって収入額の変動が大きい（2 割以上など）」が 9.0%である。就労収入が低い層では、就労収入が安定していない傾向がうかがわれる。

図表 4-26 就労収入額の変動（複数回答）



図表 4-27 は、「上記はいずれも該当しない（各月、各年でおおむね安定している）」のみを回答した者を、「（就労収入額が）安定している」、それ以外の者を「（就労収入額が）安定していない」とし、就労収入額の安定状況別に、就業状況を示している。結果をみると、「安定している」では、「正規の職員・従業員」が 59.1%と割合が高い一方で、「安定していない」では、「パート・アルバイト」が 51.1%、「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託」が 17.8%と割合が高い。就業状況が不安定なほど、就労収入が安定していない傾向がうかがわれる。

図表 4-27 就労収入額の安定状況別にみた現在の就業状況

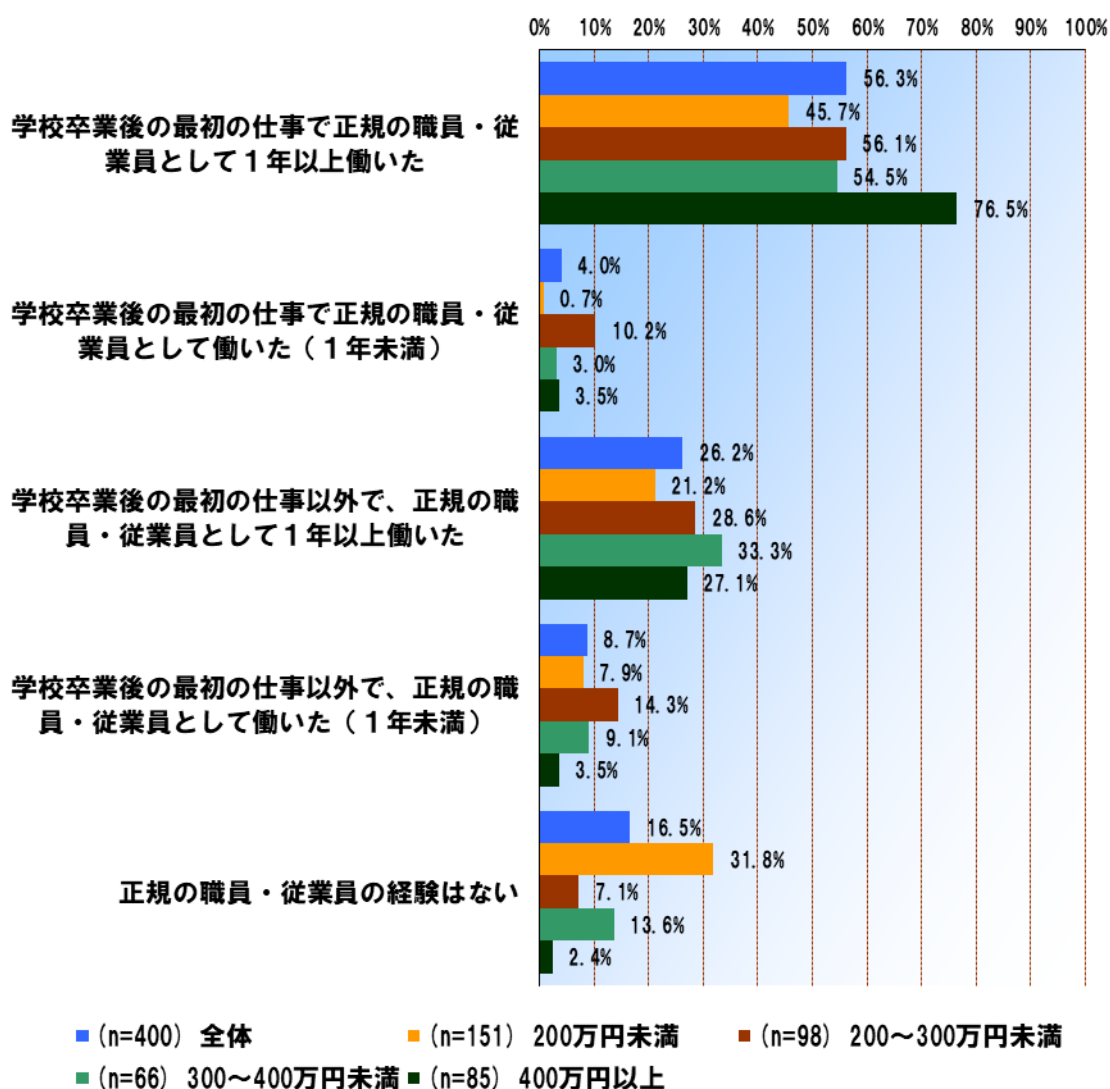


⑧ 正規の職員・従業員の経験

学校卒業後の最初の仕事について、正社員として働いたか、また何年程度働いたか尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として 1 年以上働いた」が 56.3%と過半数を占める。次いで、「学校卒業後の最初の仕事以外で、正規の職員・従業員として 1 年以上働いた」が 26.2%、「正規の職員・従業員の経験はない」の割合が 16.5%である。

就労収入別にみると、就労収入が高いほど正規の職員・従業員として安定して働いた割合が高い。一方で、就労収入が低いほど正規の職員・従業員の経験がない傾向がうかがえる。具体的には、【400 万円以上】において、「学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として 1 年以上働いた」が 76.5%と突出して高い。一方で、【200 万円未満】においては、「学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として 1 年以上働いた」が 45.7%と最も高い割合であるが、次いで、「正規の職員・従業員の経験はない」が 31.8%である。【200 万円未満】において、正規の職員・従業員経験がある者が 7 割程度を占めるが、経験がない者が 3 割程度で、他の収入層よりも高いことがうかがえる。

図表 4-28 正規の職員・従業員の経験（複数回答）



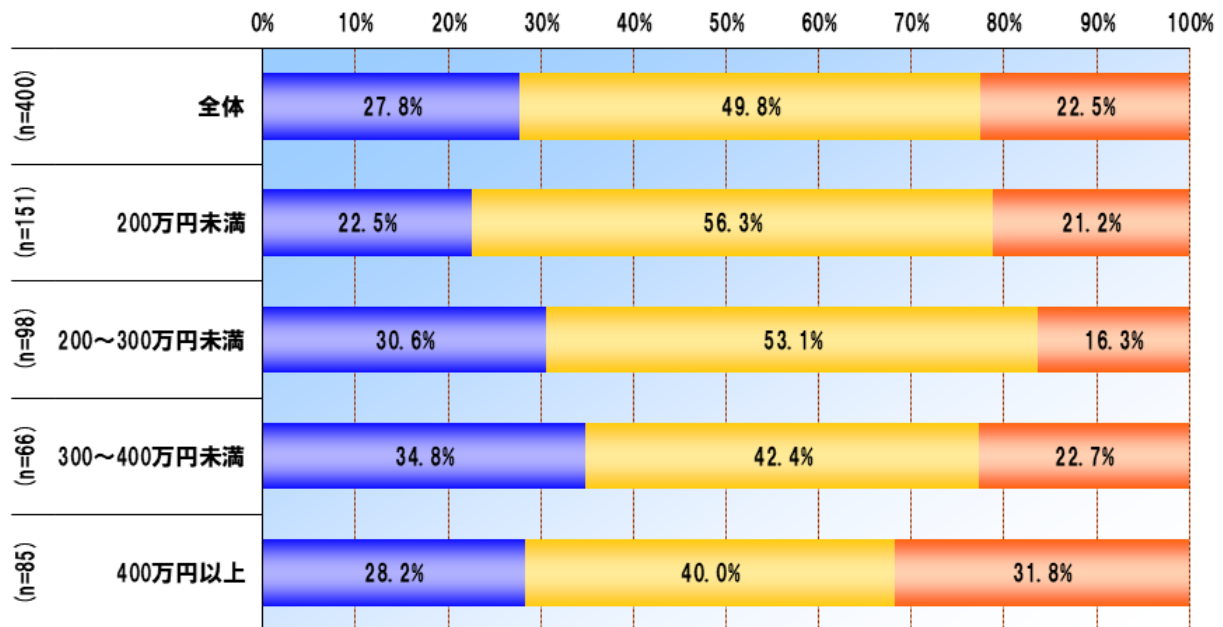
(4) 収入増加に向けた就業意識・行動

① 今後の子育てや生活で長期的に必要な収入額を計算（概算）したことがあるか

今後の子育てや生活で長期的に必要な収入額を計算したことがあるかについて尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「計算（概算）したことがある」が 27.8%の割合である。一方で、「気になっているが、実際に計算（概算）はしたことがない」が 49.8%、「あまり・全く気にしておらず、計算（概算）したこともない」が 22.5%であり、合わせると収入額を計算したことがない者が 72.3%と多くを占める。

なお、就労収入別にみると、【200 万円未満】において、収入額を計算したことがある割合が 22.5%と低い割合である。一方で、【200 万円以上】においては、就労収入が高いほど、「あまり・全く気にしておらず、計算（概算）したこともない」の割合がやや高い傾向がある。

図表 4-29 今後の子育てや生活で長期的に必要な収入額を計算（概算）したことがあるか



- 計算（概算）したことがある
- 気になっているが、実際に計算（概算）はしたことがない
- あまり・全く気にしておらず、計算（概算）したこともない

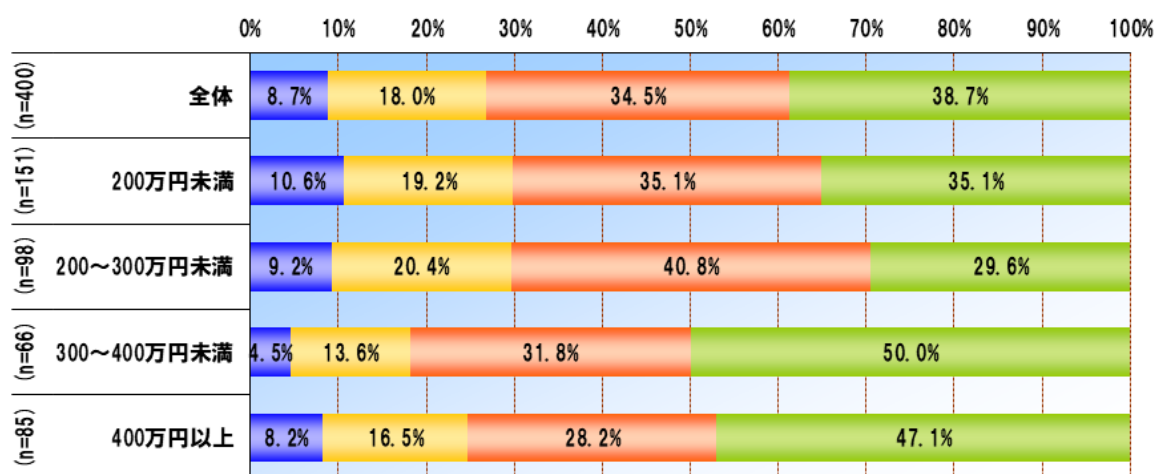
（注）本パートの集計軸は、昨年 1 年間の就労収入である。

② 就労による収入を増やすための転職希望

就労による収入を増やすための転職希望があるかについて結果をみると、ひとり親（母子）全体では、「より収入が高い仕事に就くこと・変わることは考えていない」が 38.7%と最も高く、次いで、「いずれは、より収入が高い仕事に就きたい・変りたい」が 34.5%であり、転職希望の意向は総じて強くないことが分かる。「できる限り早く、より収入が高い仕事に就きたい・変りたい（まだ就職・転職活動はしていない）」が 18.0%、「より収入が高い仕事に就いたり変わるよう、就職・転職活動をしている」が 8.7%の割合を占める。

就労収入別にみると、就労収入が高いほど「より収入が高い仕事に就くこと・変わることは考えていない」の割合が高い傾向がある。就労収入 300 万円未満では、「より収入が高い仕事に就いたり変わるよう、就職・転職活動をしている」と「できる限り早く、より収入が高い仕事に就きたい・変りたい（まだ転職・転職活動はしていない）」を合わせた割合は、30%程度、「いずれは、より収入が高い仕事に就きたい・変りたい」が 35～40%程度の状況で、多くは、収入が高い仕事への就職・転職を望んでいる。一方で、【400 万円以上】では、収入が高い仕事への転職・収入を望んでいる割合は、合わせて 52.9%と半数程度である。

図表 4-30 就労による収入を増やすための転職希望



- より収入が高い仕事に就いたり変わるよう、就職・転職活動をしている
- できる限り早く、より収入が高い仕事に就きたい・変りたい（まだ就職・転職活動はしていない）
- いずれは、より収入が高い仕事に就きたい・変りたい
- より収入が高い仕事に就くこと・変わることは考えていない

(5) ひとり親支援制度の認知度・利用状況

① ひとり親家庭やその他の家庭への公的な支援制度の認知度・利用状況

ひとり親家庭やその他の家庭への公的な支援制度（国または自治体を実施しているもの）について、それぞれの支援制度の認知度・利用状況について尋ねた。ひとり親（母子）全体では、「児童手当」が 84.8%と最も利用している割合が高い。次いで、「子ども医療費助成」が 77.5%、「児童扶養手当」が 61.8%である。

図表 4-31 ひとり親（母子）全体における認知度・利用状況

	利用している	自身の収入が制限を超えており、利用していない	収入以外の条件で対象外となり、利用していない	制度の対象だが、利用していない	制度はない・制度があるかわからない（利用していない）
児童手当（n=400）	84.8%	3.2%	4.0%	1.3%	6.8%
児童扶養手当（n=400）	61.8%	17.2%	8.7%	2.0%	10.2%
児童育成手当（東京都の制度）（n=400）	7.8%	2.7%	1.8%	0.7%	87.0%
就学援助費 〔小学生・中学生〕（n=229）	48.5%	12.7%	1.7%	4.8%	32.3%
子ども医療費助成（n=400）	77.5%	4.5%	3.8%	1.0%	13.2%
幼児教育・保育の無償化 〔未就学児〕（n=73）	61.6%	0.0%	8.2%	2.7%	27.4%
高等学校等就学支援金制度（高校無償化） （高校生）（n=130）	77.7%	2.3%	3.1%	1.5%	15.4%
給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度） 〔大学・短期大学・専門学校〕（n=72）	44.4%	11.1%	5.6%	4.2%	34.7%
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け（n=400）	3.0%	4.3%	3.5%	13.8%	75.5%
生活福祉資金の貸付け（n=400）	1.3%	4.7%	3.2%	7.8%	83.0%
生活保護（n=400）	3.0%	13.0%	4.3%	2.7%	77.0%
住民税非課税世帯（n=400）	31.5%	19.5%	2.7%	0.7%	45.5%
雇用保険の各種給付や求職者支援制度の給付 （失業や職業訓練に関する手当など）（n=400）	2.7%	6.5%	5.5%	4.0%	81.3%
回答者自身の医療費補助（n=400）	49.5%	11.5%	2.0%	1.3%	35.7%
公営住宅への入居（n=400）	8.5%	6.5%	3.2%	12.3%	69.5%
家賃の補助（n=400）	4.3%	4.5%	3.0%	3.0%	85.3%
交通費の補助（n=400）	11.5%	2.5%	2.0%	3.8%	80.3%
光熱費の補助（n=400）	5.5%	2.3%	2.0%	2.3%	88.0%
その他、居住している自治体独自の手当等（n=400）	0.6%	1.2%	1.2%	1.2%	95.9%
その他（n=400）	0.0%	1.4%	1.4%	2.1%	95.1%

（注）「就学援助費」、「幼児教育・保育の無償化」、「高等学校等就学支援金制度（高校無償化）」、「給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度）」については、制度の対象となる学校段階等の子どもがいる回答者に限定し、支援制度を利用している割合を示した。

（注）本パートの集計軸は、昨年 1 年間の年間収入（養育費、各種手当・給付金を含む）である。

また、図表 4-32 では、年間収入別に各支援制度を利用している割合を示す。

図表 4-32 年間収入別にみた、支援制度を利用している割合

	全体 (n=400)	200万円未満 (n=103)	200～300万円 未満 (n=102)	300～400万円 未満 (n=93)	400万円以上 (n=102)
児童手当	84.8%	88.3%	87.3%	84.9%	78.4%
児童扶養手当	61.8%	77.7%	74.5%	64.5%	30.4%
児童育成手当（東京都の制度）	7.8%	9.7%	6.9%	5.4%	8.8%
就学援助費 〔小学生・中学生〕（n=229）	48.5%	56.6%	66.7%	54.7%	19.0%
子ども医療費助成	77.5%	81.6%	77.5%	77.4%	73.5%
幼児教育・保育の無償化 〔未就学児〕（n=73）	61.6%	58.6%	75.0%	88.9%	33.3%
高等学校等就学支援金制度（高校無償化） （高校生）（n=130）	77.7%	73.3%	82.4%	86.2%	70.3%
給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度） 〔大学・短期大学・専門学校〕（n=72）	44.4%	42.9%	71.4%	55.0%	12.5%
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	3.0%	5.8%	2.9%	1.1%	2.0%
生活福祉資金の貸付け	1.3%	2.9%	0.0%	1.1%	1.0%
生活保護	3.0%	6.8%	3.9%	1.1%	0.0%
住民税非課税世帯	31.5%	62.1%	40.2%	15.1%	6.9%
雇用保険の各種給付や求職者支援制度の給付 （失業や職業訓練に関する手当など）	2.7%	6.8%	2.0%	0.0%	2.0%
回答者自身の医療費補助	49.5%	63.1%	60.8%	46.2%	27.5%
公営住宅への入居	8.5%	11.7%	11.8%	7.5%	2.9%
家賃の補助	4.3%	4.9%	6.9%	2.2%	2.9%
交通費の補助	11.5%	8.7%	10.8%	14.0%	12.7%
光熱費の補助	5.5%	10.7%	2.9%	5.4%	2.9%
その他、居住している自治体独自の手当等	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（注）「就学援助費」、「幼児教育・保育の無償化」、「高等学校等就学支援金制度（高校無償化）」、「給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度）」については、制度の対象となる学校段階等の子どもがいる回答者に限定し、支援制度を利用している割合を示した。各支援制度の年間収入別のサンプル数は、下図表のとおりである。

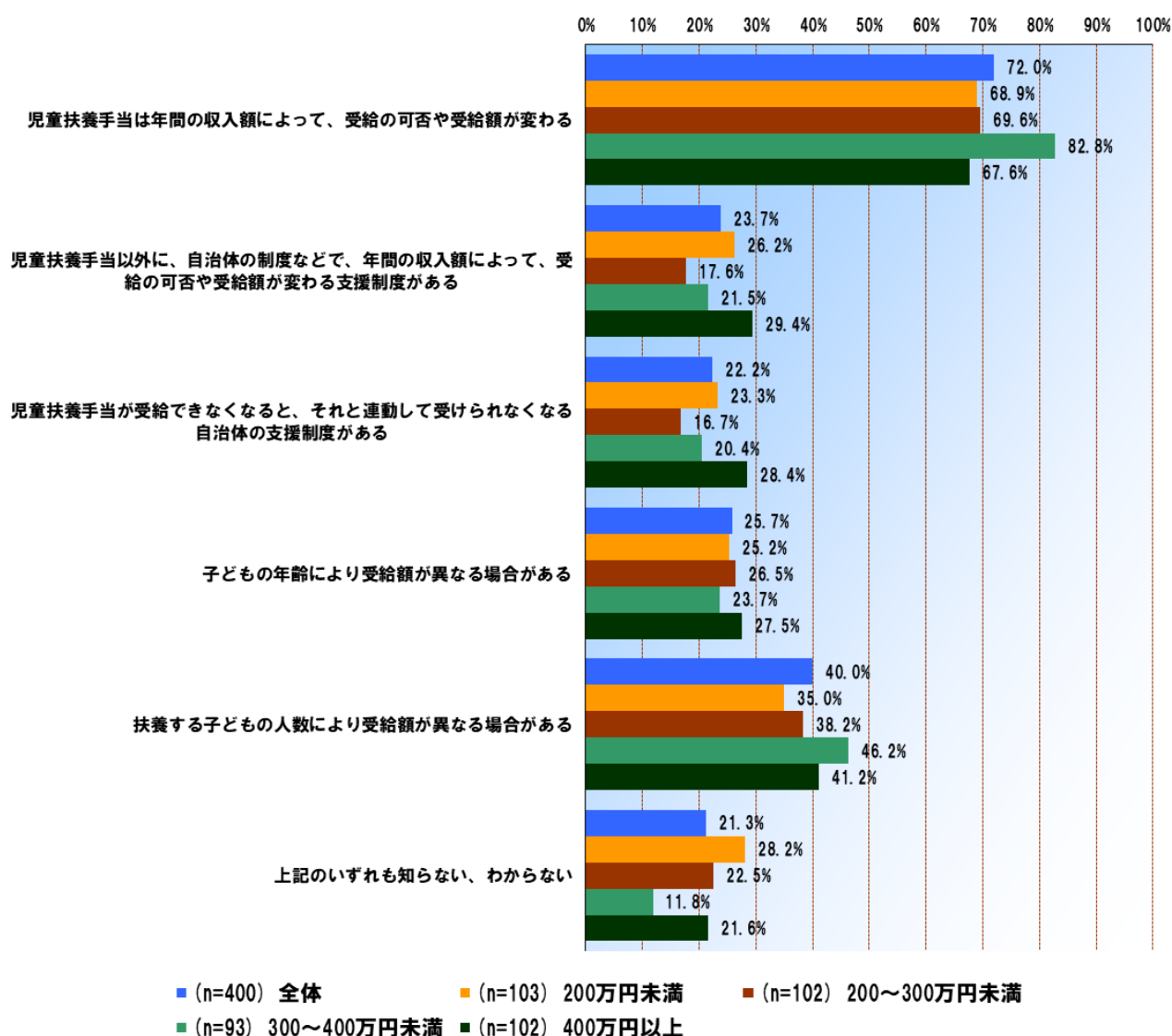
	全体	200万円 未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上
就学援助費 〔小学生・中学生〕	229	53	60	53	63
幼児教育・保育の無償化 〔未就学児〕	73	29	20	9	15
高等学校等就学支援金制度（高校無償化） （高校生）	130	30	34	29	37
給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度） 〔大学・短期大学・専門学校〕	72	7	21	20	24

② ひとり親家庭への支援についての認知度

ひとり親支援などへの支援制度への認知度を複数回答で尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「児童扶養手当は年間の収入額によって、受給の可否や受給額が変わる」が72.0%と最も高い割合である。次いで、「扶養する子どもの人数により受給額が異なる場合がある」が40.0%である。その他の受給条件についても、20～25%程度が認識しており、「いずれも知らない、わからない」の割合は、21.3%である。

また、年間収入別にみても、年間収入層ごとに特徴的な傾向は確認されなかった。

図表 4-33 ひとり親などへの支援制度についての認知度（複数回答）

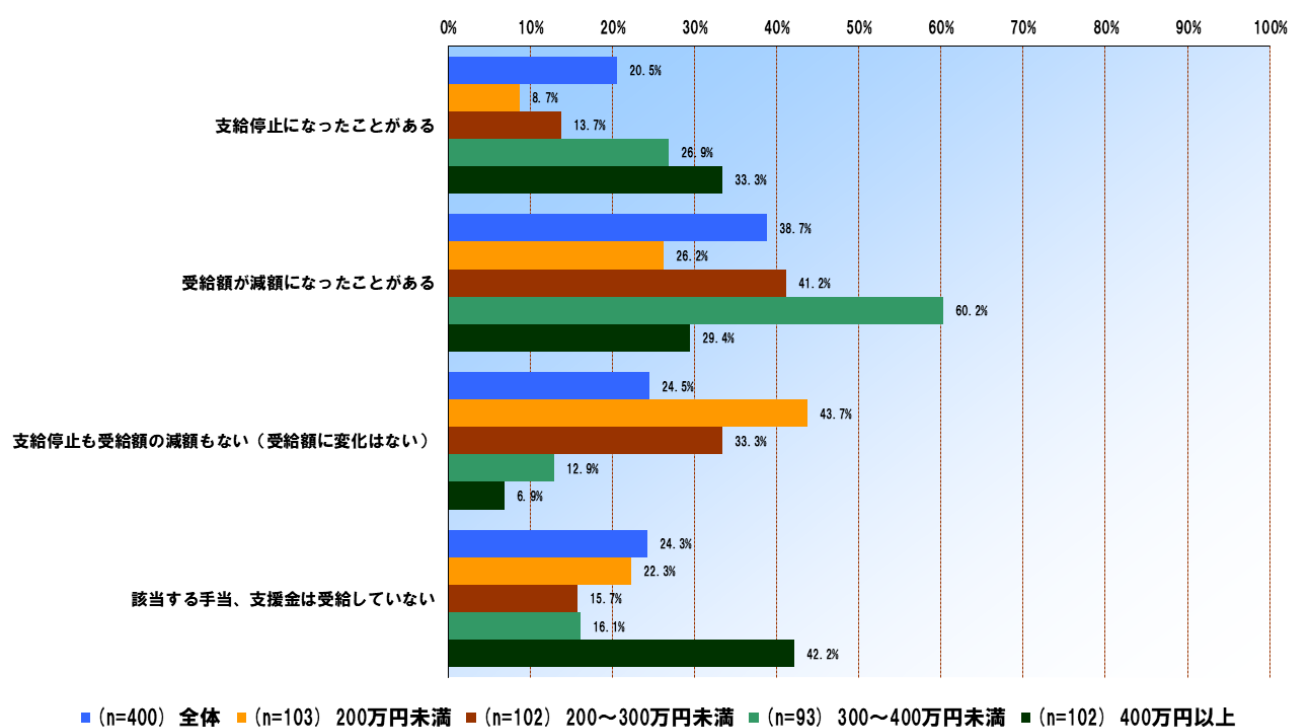


③ 支援制度での受給の減額・停止の経験

今まで、「年間収入や子どもの年齢・扶養人数などによって受給要件が変わる支援制度において、受給額が減額、あるいは停止になったことがあるか」を複数回答で尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「受給額が減額になったことがある」が38.7%と最も高い割合であった。また、「支給停止になったことがある」が20.5%である。一方で、「支給停止も受給額の減額もない（受給額に変化はない）」の割合が24.5%、「該当する手当、支給金は受給していない」の割合が24.3%である。

年間収入別にみると、最も高い割合を占める項目の違いがみられる。「支給停止になったことがある」では、年間収入が高いほど割合が高い。「受給額が減額になったことがある」では、【300～400 万円未満】までは年間収入が高いほど割合が高いが、【400 万円以上】は割合が低い。「支給停止も受給額の減額もない（受給額に変化はない）」では、年間収入が低いほど割合が高い。「該当する手当、支給金は受給していない」では、【400 万円以上】の割合が高い。

図表 4-34 支援制度での受給の減額・停止の経験（複数回答）

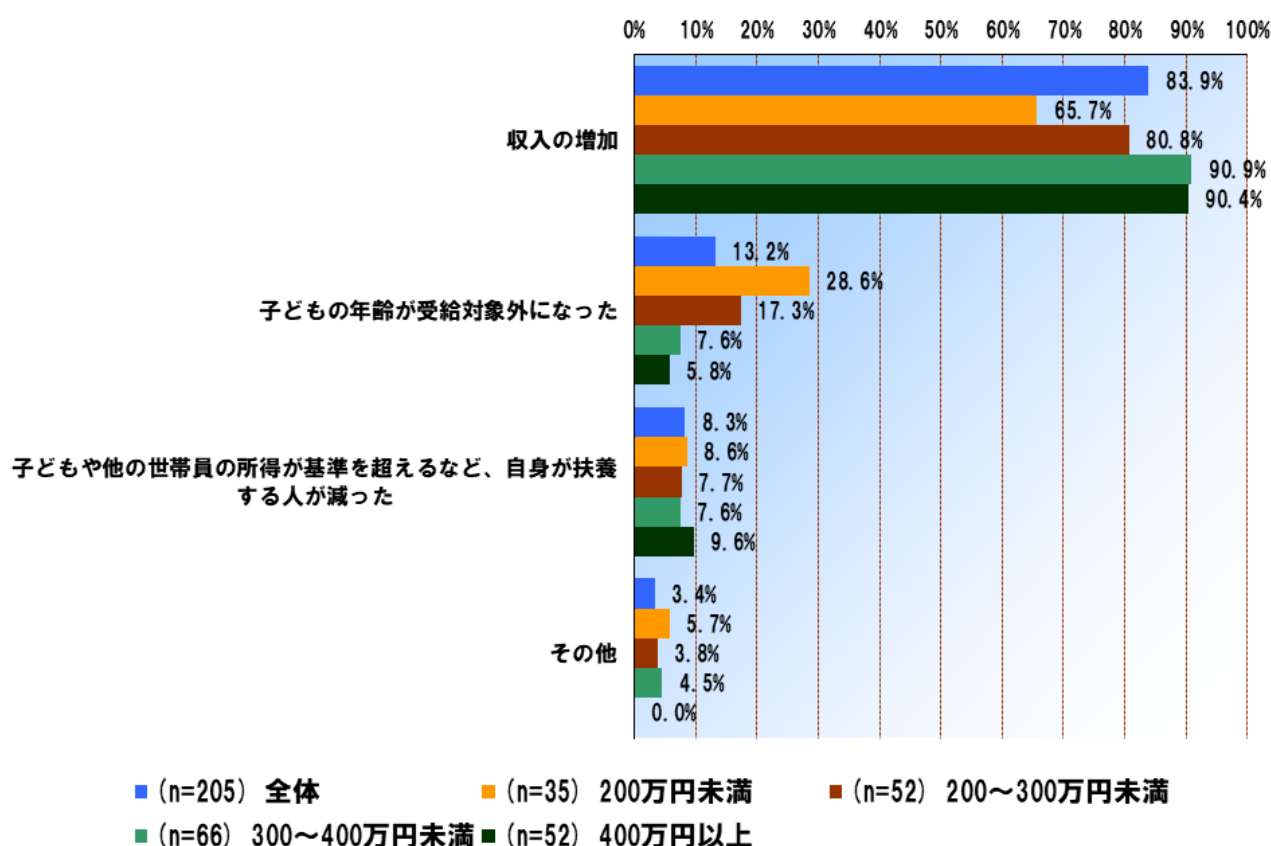


④ 受給が減額・停止になった理由

前問で、支給停止や受給額が減額になったことがある回答者に対して、支給停止や受給額の減額の理由について、複数回答で尋ねたところ、全体では、収入の増加を理由に挙げる割合が 83.9%と突出して高い。また、「子どもの年齢が受給対象外になった」が 13.2%、「子どもや他の世帯員の所得が基準を超えるなど、自身が扶養する人が減った」が 8.3%である。

年間収入別にみると、年間収入が高いほど「収入の増加」の割合が高い。ただし、【300～400 万円以上】と【400 万円以上】はほぼ同率である。また、年間収入が低いほど「子どもの年齢が受給対象外になった」の割合が高く、【200 万円未満】においては、割合が 28.6%である。

図表 4-35 受給が減額・停止になった理由（複数回答）

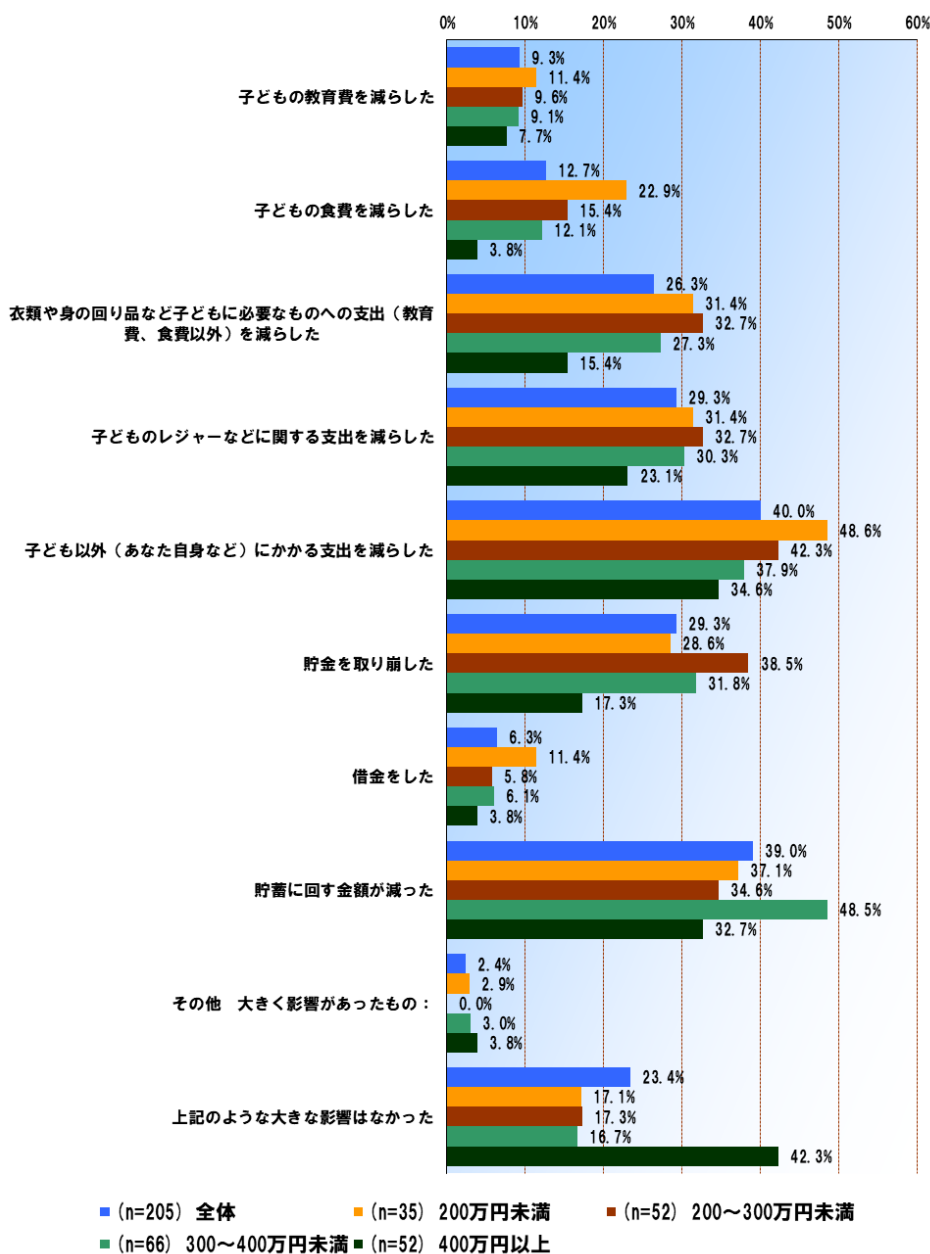


⑤ 受給の減額・停止による子どもへの支出などの影響

前問で、支給停止や受給額が減額になったことがある回答者に対して、子どもへの支出など大きな影響（減額）があったかを複数回答で尋ねたところ、全体では、影響があった割合が 76.6%である。「子ども以外（回答者自身など）にかかる支出を減らした」が40.0%、「貯蓄に回す金額が減った」が39.0%と高い割合である。これらに次いで、「子どものレジャーなどに関する支出を減らした」および「貯金を取り崩した」がそれぞれ 29.0%、「衣服や身の回り品など子どもに必要な物への支出（教育費、食費以外）を減らした」が26.0%となるなど、子どもへの影響や家計貯蓄への影響もみられる。

年間収入別にみると、年間収入が高い層は、支給停止や受給額減額により、貯蓄に回す金額が減ったり、貯金を取り崩したりと、貯金でやりくりする傾向がみられる。一方で、年間収入 200 万円未満では「子どもの食費を減らした」が22.9%であり、低収入家庭においては子どもへの影響が少なからず生じていることがうかがわれる。

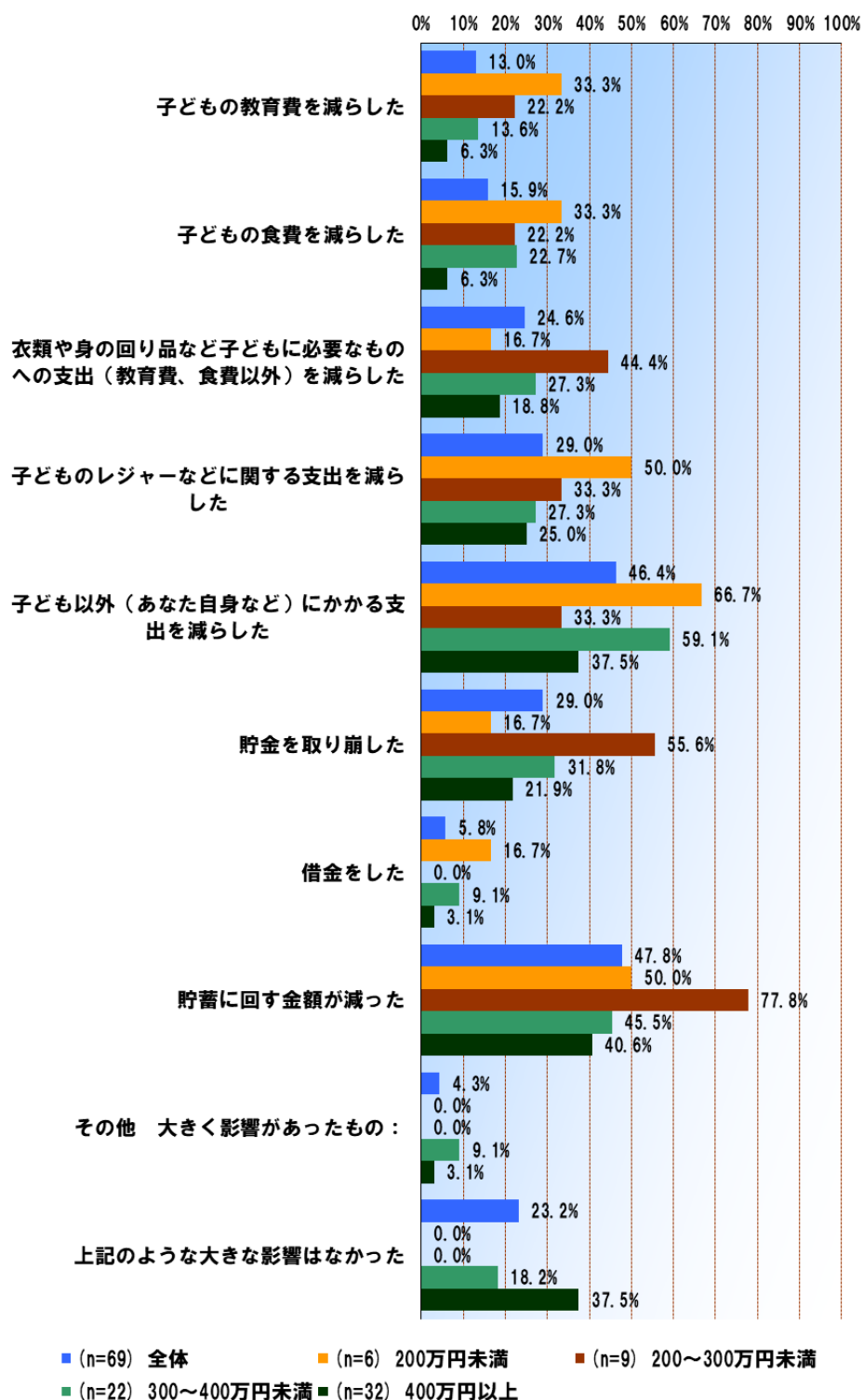
図表 4 -36 受給の減額・停止による子どもへの支出などの影響（複数回答）



図表 4-37 では、支給停止の理由について、収入の増加を挙げた回答者に限定し、受給の停止による子どもへの支出などの影響を示す。結果については、ひとり親（母子）全体の傾向は、図表 4-36 と大きな違いはみられない。

年間収入別にみると、【200～300 万円未満】において、「貯金を取り崩した」や「貯蓄に回す金額が減った」など貯金への影響の項目について、図表 4-36 と比較すると高い傾向である。

図表 4-37 収入の増加によって支給停止の経験がある回答者に限定した、
受給の減額・停止による子どもへの支出などの影響（複数回答）



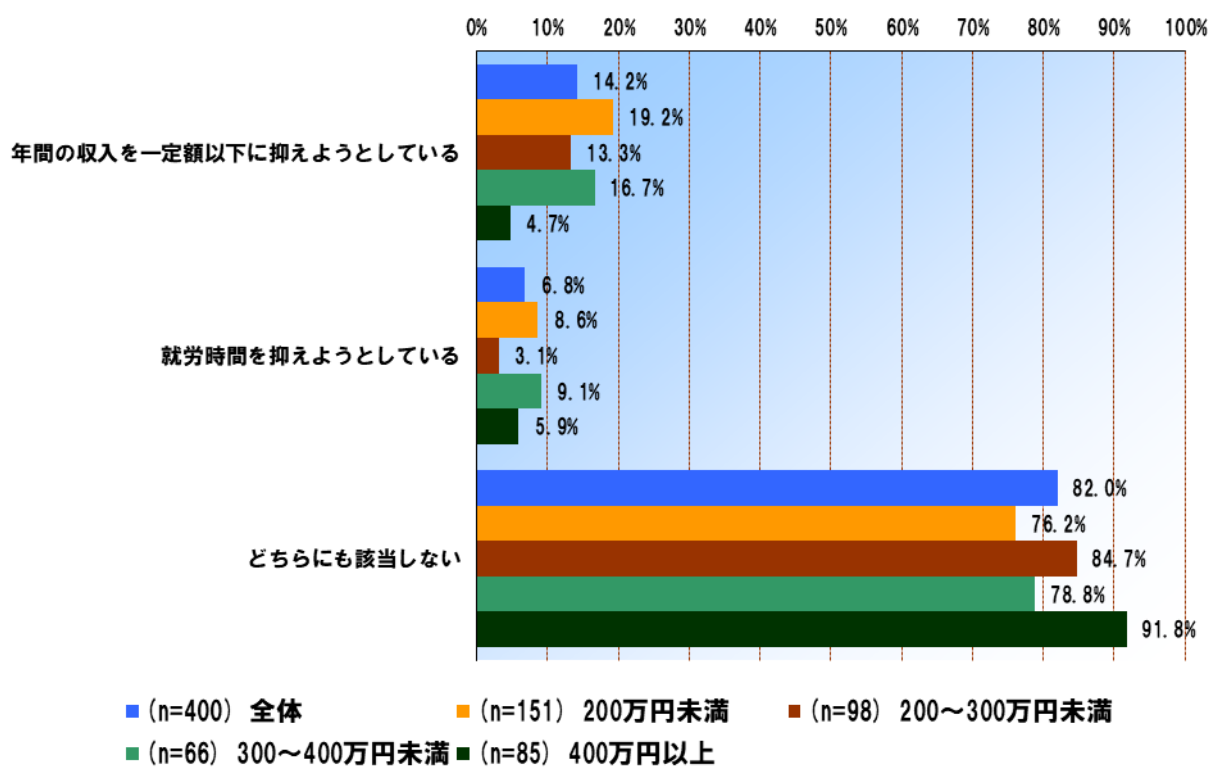
（６）収入抑制・就労時間の抑制の状況

① 収入抑制と就労時間の抑制の状況

現在、年間の収入を一定額以下に抑えたり、就労時間を抑えようとしているかを複数回答で尋ねた。結果をみると、ひとり親（母子）全体では、「年間の収入を一定額以下に抑えようとしている」が 14.2%の割合で、「就労時間を抑えようとしている」が 6.8%、「どちらにも該当しない」が 82.0%である。

就労収入別にみると、「年間の収入を一定額以下に抑えようとしている」では、【400 万円未満】においては、収入抑制している割合が高い傾向がみられる。一方で、「就労時間を抑えようとしている」では、就労収入による傾向はみられない。

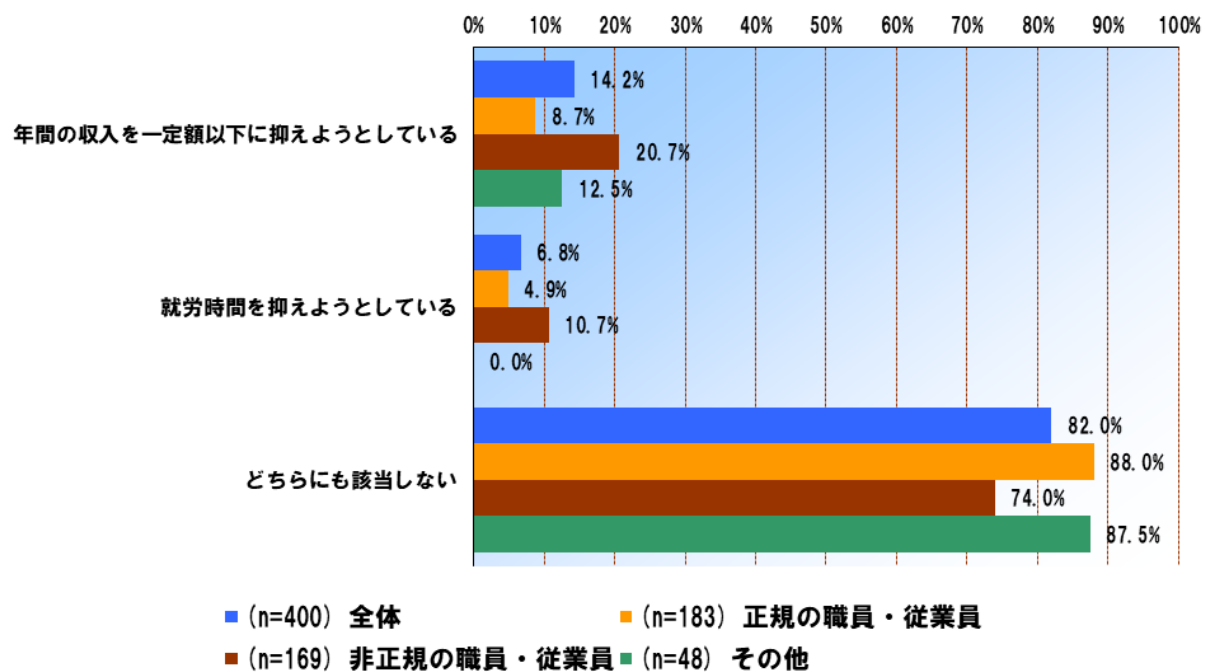
図表 4 -38 収入抑制と就労時間の抑制の状況（複数回答）



（注）本パートの集計軸は、昨年 1 年間の就労収入である。

図表 4-39 では、雇用形態別にみた収入抑制と就労時間の抑制の状況を示している。結果をみると、非正規の方が収入、就労時間のいずれも抑制している割合が高い傾向がみられる。

図表 4-39 雇用形態別にみた収入抑制と就労時間の抑制の状況

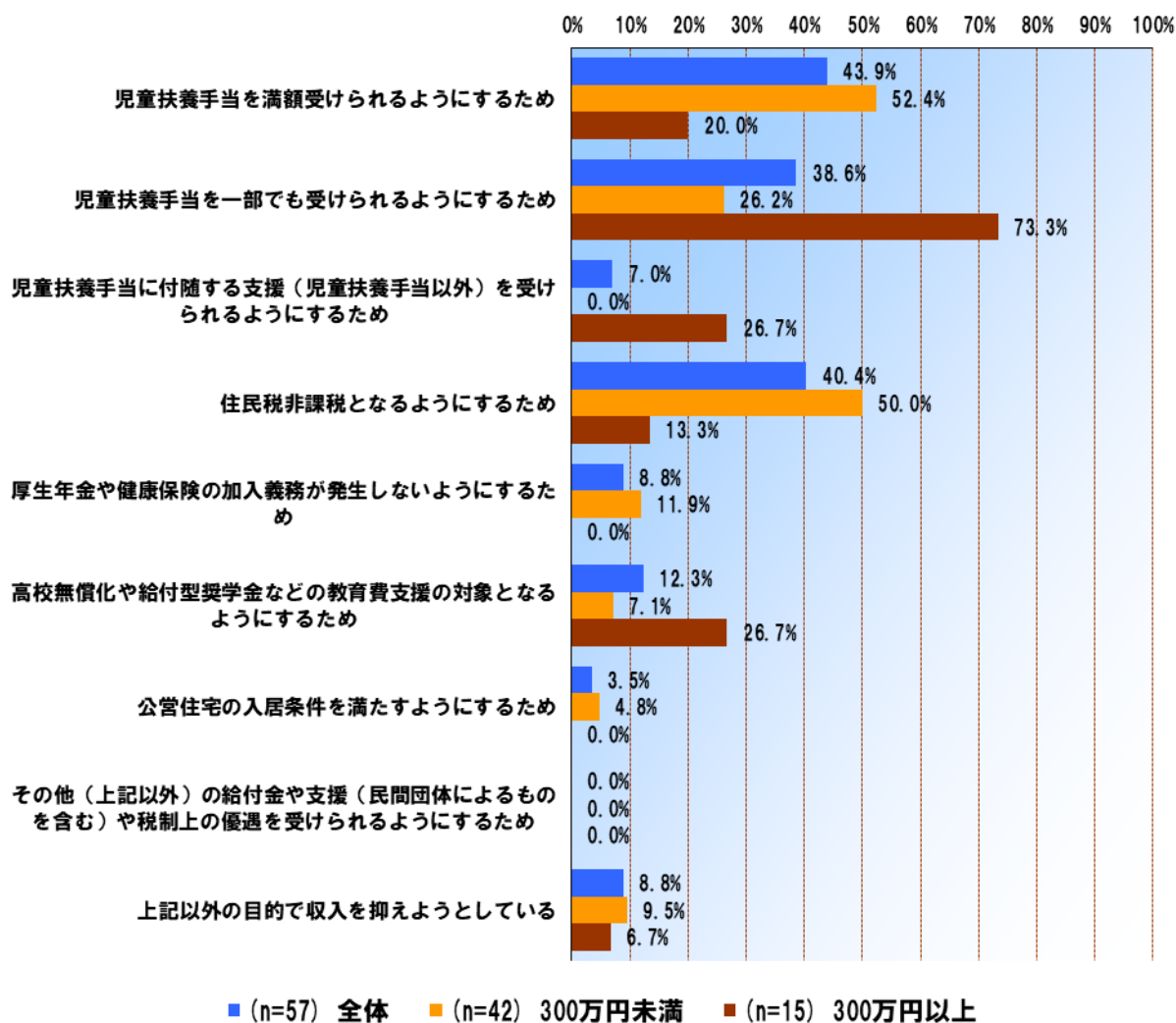


② 収入抑制の理由・目的

収入抑制している回答者に対して、年間の収入を一定額以下に抑えようとしている理由や目的について、複数回答で尋ねたところ、全体では「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」が 43.9%と最も高く、次いで、「住民税非課税となるようにするため」が 40.4%、「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」が 38.6%の状況である。ただし、就労収入が300万円以上の場合、要件を踏まえると住民税非課税となるケースは限定的と考えられるため、この結果については留意する必要がある。

就労収入別にみると、就労収入が低い層では、「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」が 52.9%と最も高い割合である。就労収入が高い層では、「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」が 52.2%と最も高い割合である。

図表 4-40 収入抑制の理由・目的（複数回答）



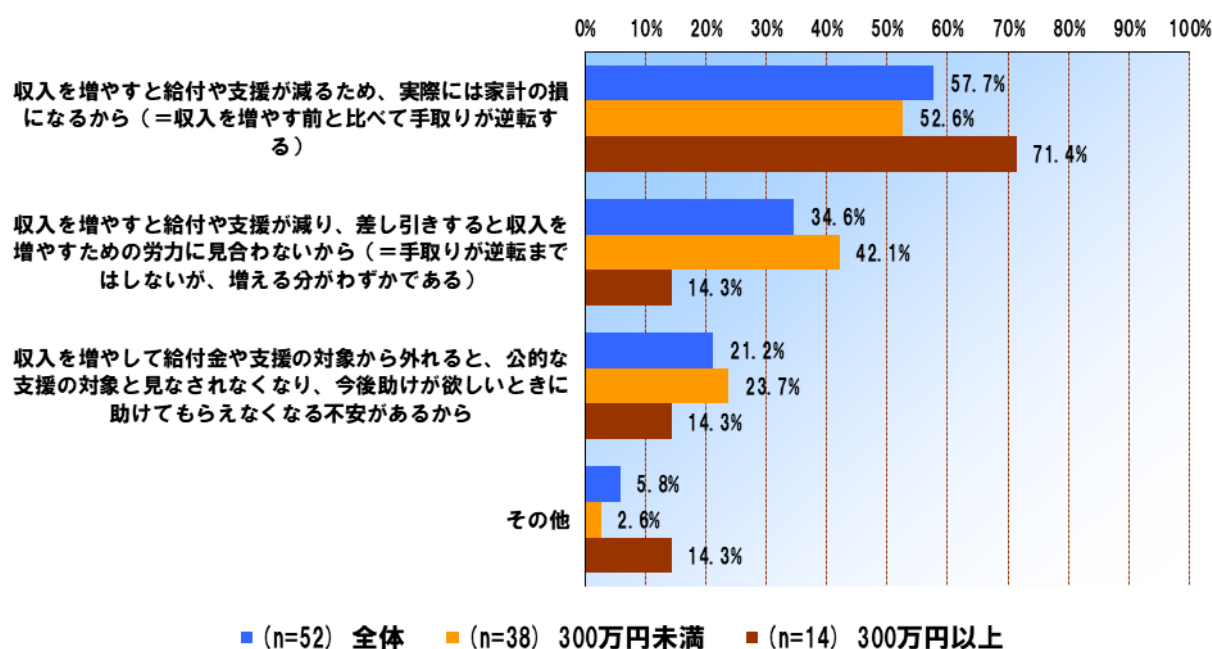
（注）就労収入のカテゴリについて、サンプル数が少ないため、「300 万円未満」と「300 万円以上」の 2 カテゴリに分けて集計した。以下図表も同様。

③ 収入抑制の状況下で、給付金や支援を受け続けたい理由

収入抑制している回答者の中で、「収入抑制の理由・目的」で何らかの給付金や支援や税制上の優遇を受けられるようにしている者に対して、収入を一定額に抑えることで、給付金や支援を受け続けたいと考える理由について複数回答で尋ねた。全体では、「収入を増やす前と比べて手取りが逆転する」が 57.7%と最も高い割合である。次いで、「手取りが逆転まではしないが、増える分がわずかである」が 34.6%である。また、「収入を増やして給付金や支援の対象から外れると、公的な支援の対象と見なされなくなり、今後助けが欲しいときに助けてもらえなくなる不安があるから」が 21.2%と、支援の対象から見なされなくなることを懸念している者も存在する。

就労収入別にみると、就労収入が高い層では、就労収入が低い層と比較すると、「収入を増やす前と比べて手取りが逆転する」の割合が高く、71.4%である。

図表 4-41 収入抑制の状況下で、給付金や支援を受け続けたい理由（複数回答）



図表 4-42 および図表 4-43 は、収入抑制の主な理由・目的ごとに、収入抑制の状況下で、給付金や支援を受け続けたい理由を示している。

図表 4-42 収入抑制の理由が「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」と回答した者の
収入抑制の状況下で、給付金や支援を受け続けたい理由（実数）

	全体 (n=25)	300万円未満 (n=18)	300万円以上 (n=7)
収入を増やすと給付や支援が減るため、実際には家計の損になるから （＝収入を増やす前と比べて手取りが逆転する）	13	8	5
収入を増やすと給付や支援が減り、差し引きすると収入を増やすための労力に見合わないから （＝手取りが逆転まではしないが、増える分がわずかである）	11	9	2
収入を増やして給付金や支援の対象から外れると、公的な支援の対象と見なされなくなり、今後助けが欲しいときに助けてもらえなくなる不安があるから	5	3	2
その他	1	1	0

図表 4-43 収入抑制の理由が「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」と回答した者の
収入抑制の状況下で、給付金や支援を受け続けたい理由（実数）

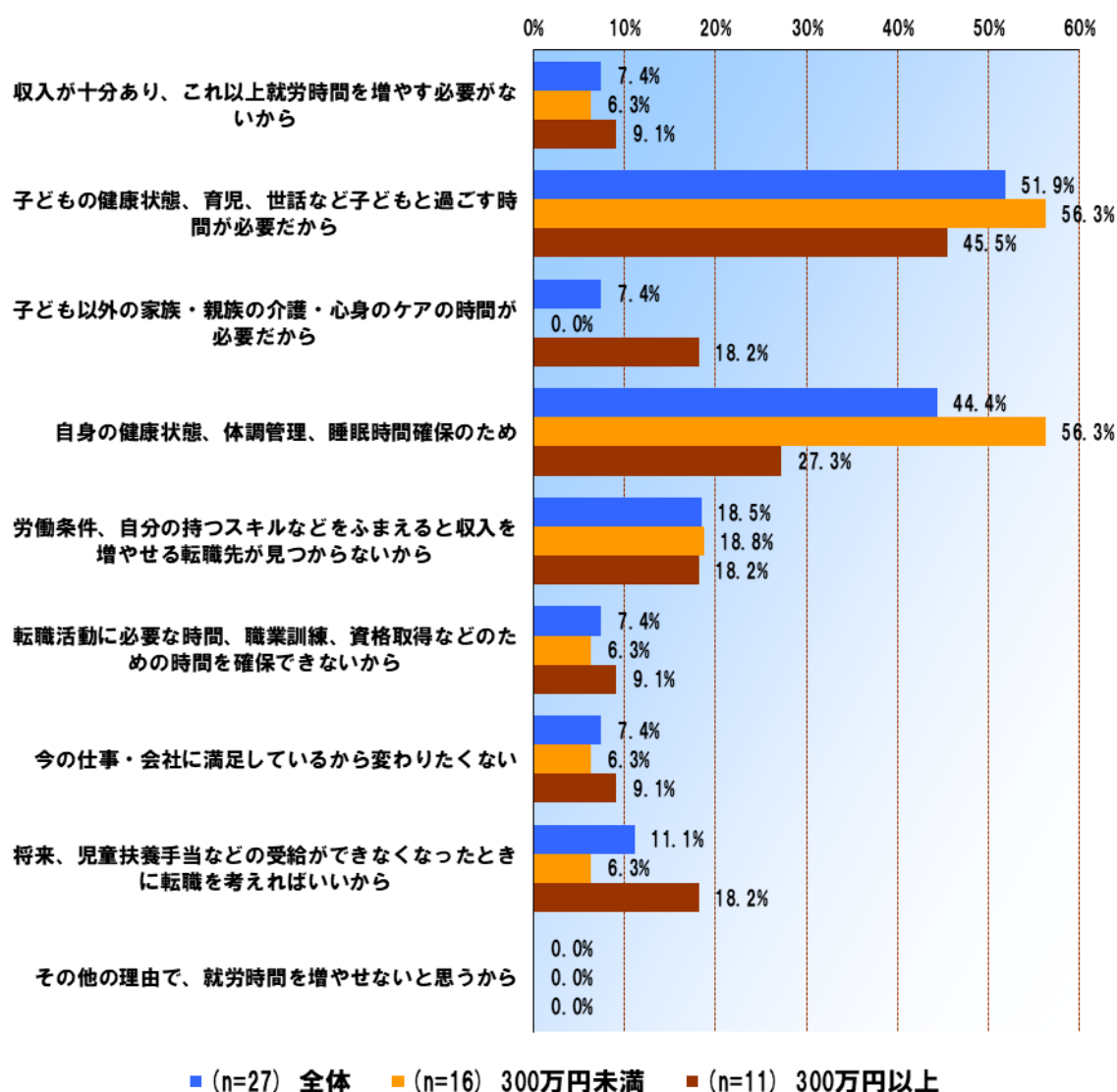
	全体 (n=22)	300万円未満 (n=10)	300万円以上 (n=12)
収入を増やすと給付や支援が減るため、実際には家計の損になるから （＝収入を増やす前と比べて手取りが逆転する）	14	5	9
収入を増やすと給付や支援が減り、差し引きすると収入を増やすための労力に見合わないから （＝手取りが逆転まではしないが、増える分がわずかである）	6	4	2
収入を増やして給付金や支援の対象から外れると、公的な支援の対象と見なされなくなり、今後助けが欲しいときに助けてもらえなくなる不安があるから	6	4	2
その他	1	0	1

④ 就労時間の抑制の理由

就労時間を抑えている回答者に対して、就労時間を抑えている（今の仕事の時間を増やしたり、就労時間が長く収入が多い仕事に変わらない）理由について、複数回答で尋ねたところ、「子どもの健康状態、育児、世話など子どもと過ごす時間が必要だから」が 51.9%、「回答者自身の健康状態、体調管理、睡眠時間確保のため」が 44.4%、「労働条件、自分の持つスキルなどをふまえると収入を増やせる転職先が見つからないから」が 18.5%である。

就労収入別には違いがほとんどみられない。

図表 4-44 就労時間を抑制している理由（複数回答）



⑤ 収入抑制している年収額

収入抑制している回答者に対して、抑制している（目安となる）年収額を尋ねた。回答が少ないため留意が必要であるが、就労収入が 200 万円未満で、200～300 万円未満、300～400 万円未満より金額が大きいことが特徴といえる。

図表 4-46 は、収入抑制の理由・目的のうち、主な選択肢について、収入抑制している年収額の平均を示している。

図表 4-45 抑制している年収額の平均（年間／万円）

	抑制している年収額（万円）
全体（n=24）	61.88
200万円未満（n=9）	40.00
200～300万円未満（n=5）	15.00
300～400万円未満（n=7）	32.86
400万円以上（n=3）	273.33

図表 4-46 収入抑制の主な理由別にみた、収入抑制している年収額の平均（年間／万円）

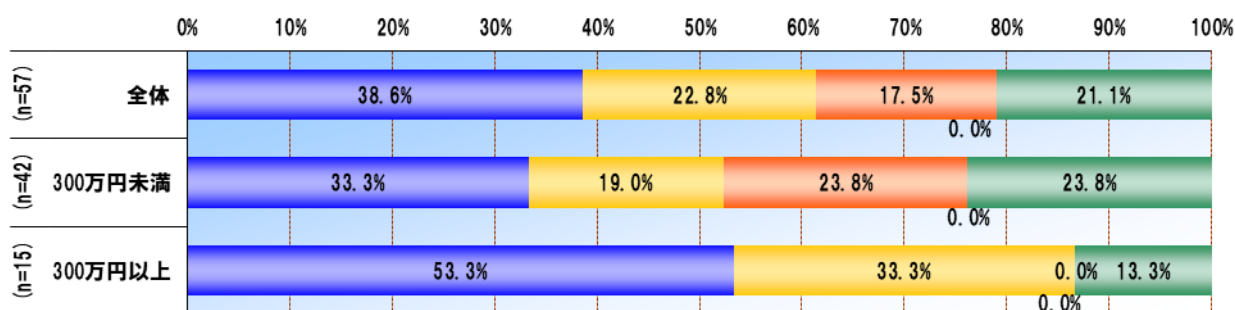
	回答者数（件）		平均値（万円）	
	該当者	非該当者	該当者	非該当者
児童扶養手当を満額受けられるようにするため	10	14	73.7	53.4
児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため	11	13	73.6	51.9
住民税非課税となるようにするため	8	16	55.6	65.0

⑥ 収入抑制の意志決定のもととした情報

収入抑制している回答者に対して、どのような情報をもとに収入抑制することを決めたかを尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「自分の年収が増加した場合の収入額と、給付や支援が減る金額を計算し、両方を比べるなどのシミュレーションをした上で収入抑制を決めた」が 38.6%と最も高い割合である。次いで、「制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めたが、自分にとっての具体的な増減額の計算（シミュレーション）はしていない」が 22.8%、「特にない」が 21.1%である。

就労収入別にみると、就労収入が高い層ほど、シミュレーションをして収入抑制を決めたり、シミュレーションはしていないが、制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めたりしている割合が高い。一方で、制度の内容を調べてはいないが、見聞きした情報（知人やインターネットなど）から、収入抑制を決めた割合は、就労収入が低い層の方が高い。

図表 4-47 収入抑制の意志決定のもととした情報



- 自分の年収が増加した場合の収入額と、給付や支援が減る金額を計算し、両方を比べるなどのシミュレーションをした上で収入抑制を決めた
- 制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めたが、自分にとっての具体的な増減額の計算（シミュレーション）はしていない
- 制度の内容を調べてはいないが、見聞きした情報（知人やインターネットなど）から、収入抑制を決めた
- その他
- 特にない

図表 4 -48 および図表 4 -49 は、収入抑制の主な理由・目的ごとに、収入抑制の意思決定のもととした情報（実数）を示している。

図表 4 -48 収入抑制の理由が「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」と回答した者の収入抑制の意志決定のもととした情報（実数）

	全体 (n=57)	該当 (n=25)	非該当 (n=32)
自分の年収が増加した場合の収入額と、給付や支援が減る金額を計算し、両方を比べるなどのシミュレーションをした上で収入抑制を決めた	22	8	14
制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めたが、自分にとっての具体的な増減額の計算（シミュレーション）はしていない	13	8	5
制度の内容を調べてはいないが、見聞きした情報（知人やインターネットなど）から、収入抑制を決めた	10	5	5
その他	0	0	0
特にない	12	4	8

図表 4 -49 収入抑制の理由が「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」と回答した者の収入抑制の意志決定のもととした情報（実数）

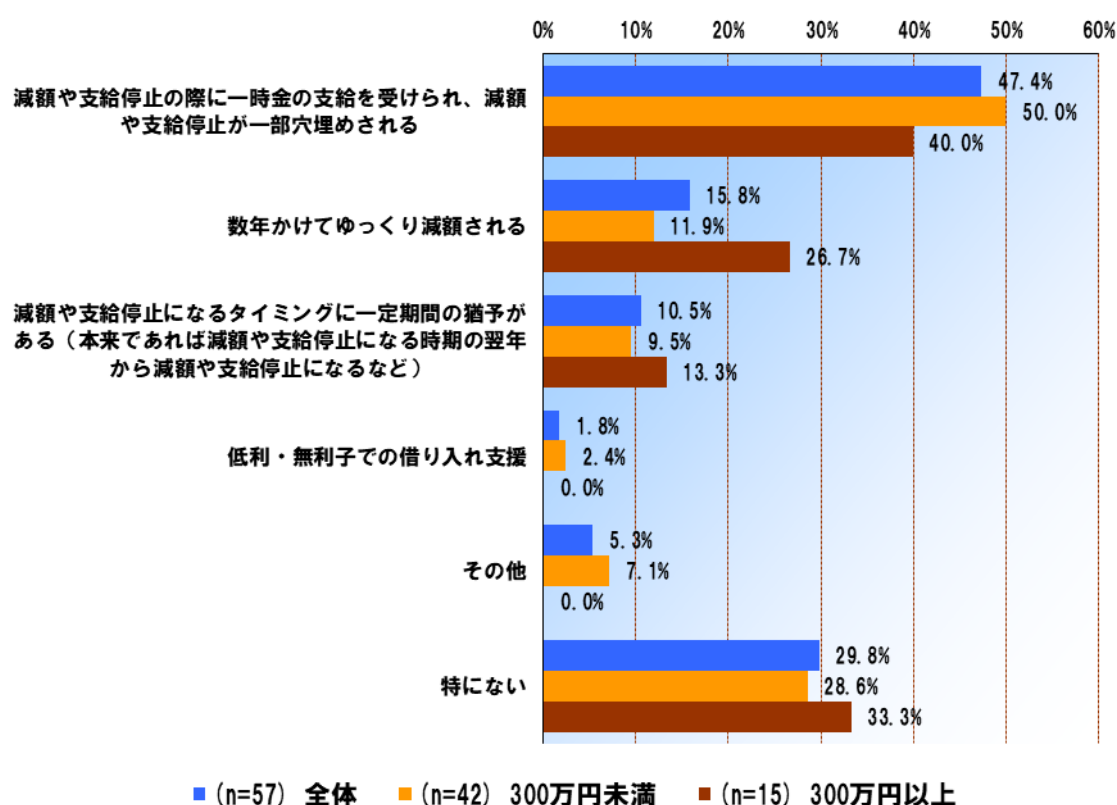
	全体 (n=57)	該当 (n=22)	非該当 (n=35)
自分の年収が増加した場合の収入額と、給付や支援が減る金額を計算し、両方を比べるなどのシミュレーションをした上で収入抑制を決めた	22	10	12
制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めたが、自分にとっての具体的な増減額の計算（シミュレーション）はしていない	13	8	8
制度の内容を調べてはいないが、見聞きした情報（知人やインターネットなど）から、収入抑制を決めた	10	2	8
その他	0	0	0
特にない	12	2	10

⑦ 収入抑制をやめ転職などにより収入を増やそうと思う制度

収入抑制している回答者に対して、どのような制度があれば、収入抑制をやめ、転職などにより収入を増やそうと思うかを複数回答で尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「減額や支給停止の際に一時金の支給を受けられ、減額や支給停止が一部穴埋めされる」制度を求めている割合が47.4%である。一方で、「特にない」も29.8%である。

就労収入別にみると、就労収入が低い層が、「減額や支給停止の際に一時金の支給を受けられ、減額や支給停止が一部穴埋めされる」の割合が高い。

図表 4-50 収入抑制をやめ転職などにより収入を増やそうと思う制度（複数回答）

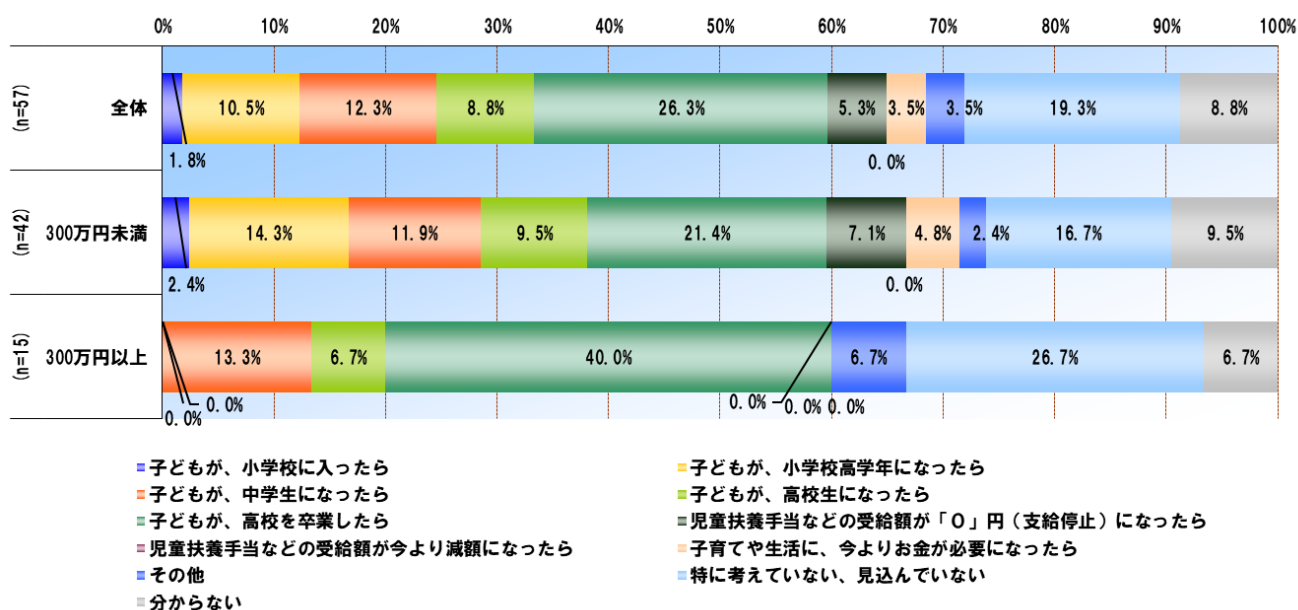


⑧ 今後収入抑制をやめ、仕事の時間を増やしたり転職・就職活動をする見込み・希望

収入抑制している回答者に対して、今後収入抑制をやめ、仕事の時間を増やしたり、転職・就職活動をする見込み・希望はあるか尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「子どもが、高校を卒業したら」が26.3%と最も高い割合であり、子どもの高校卒業が目安となっている状況が示唆される。ただし、高校卒業は児童扶養手当の受給が終了するタイミングであることから、同じ見込み・希望を持っている者の中で「子どもが、高校を卒業したら」と「児童扶養手当などの受給が「0」円（支給停止）になったら」という選択肢に回答が分散した可能性があり、結果の解釈には注意が必要である。一方で、「特に考えていない、見込んでいない」が19.3%の状況である。

就労収入別にみると、就労収入が高い層では、「子どもが、高校を卒業したら」が40.0%と顕著に高い割合だった。

図表 4-51 今後収入抑制をやめ、仕事の時間を増やしたり、転職・就職活動をする見込み・希望



⑨ 収入を一定額に抑えることをやめた後に得ようと考えている年収額（金額）の目安

収入抑制しており、今後仕事の時間を増やしたり、転職活動をする見込み・希望がある回答者に対して、「収入額を一定額に抑えることをやめる際には、収入を一定額に抑えることをやめた後に得ようと考えている年収額（金額）の目安」について尋ねた。回答が少ないため留意が必要であるが、回答時点での世帯年収との差額は全体で 76.6 万円であるが、就労収入 200 万円未満では 100 万円を超えるなど、就労収入が低いほど、金額が大きいことが特徴といえる。

図表 4-52 収入を一定額に抑えることをやめた後に得ようと考えている年収額（年間／万円）

	収入を一定額に抑えることをやめた際の年収額（万円）	世帯年収との差額（万円）
全体（n=28）	332.50	76.57
200万円未満（n=7）	268.57	103.36
200～300万円未満（n=13）	307.14	43.43
300～400万円未満（n=4）	460.00	46.00
400万円以上（n=4）	550.00	81.50

（注）現時点の世帯年収額を下回るサンプル、異常値は除外した。

図表 4-53 収入抑制の主な理由別にみた、

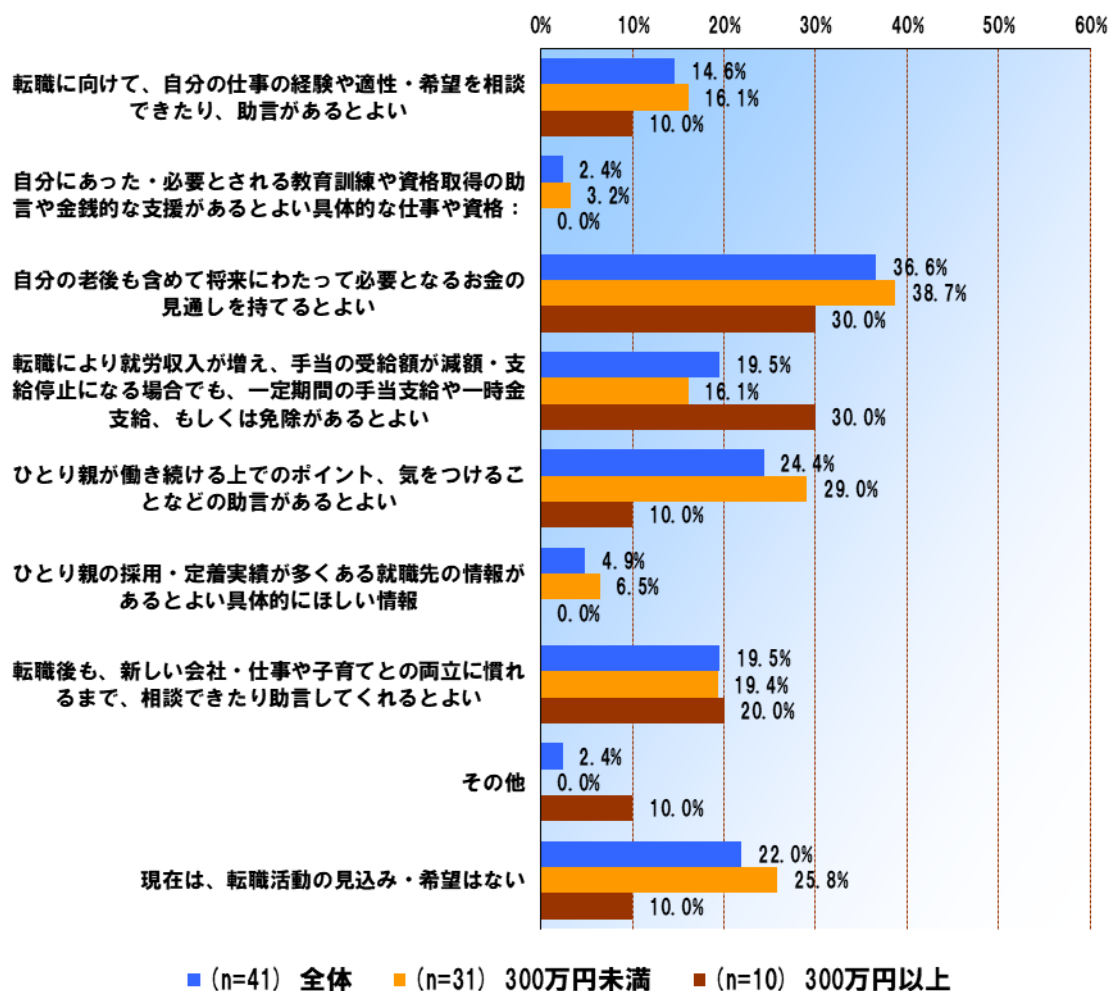
収入を一定額に抑えることをやめた後に得ようと考えている年収額（年間／万円）

	回答者数（件）		平均値（万円）	
	該当者	非該当者	該当者	非該当者
児童扶養手当を満額受けられるようにするため	13	15	312.3	350.0
児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため	14	14	372.1	292.9
住民税非課税となるようにするため	11	17	305.5	350.0

⑩ 収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望につながる支援

収入抑制しており、「今後収入抑制をやめ、仕事の時間を増やしたり、転職活動をする見込み・希望はあるか」の設問で、時期や生活状況を考えていると回答した者に対して、「何らかの支援があれば、現在からでも収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望はあるか」、主なもの3つまで尋ねた。ひとり親（母子）全体では、「自分の老後も含めて将来にわたって必要となるお金の見通しを持てるとよい」が36.6%と最も高い割合である。次いで、「ひとり親が働き続ける上でのポイント、気を付けることなどの助言があるとよい」が24.4%であり、お金の見通しを持てたり、就労に関するアドバイスを求めたりしていることが分かる。

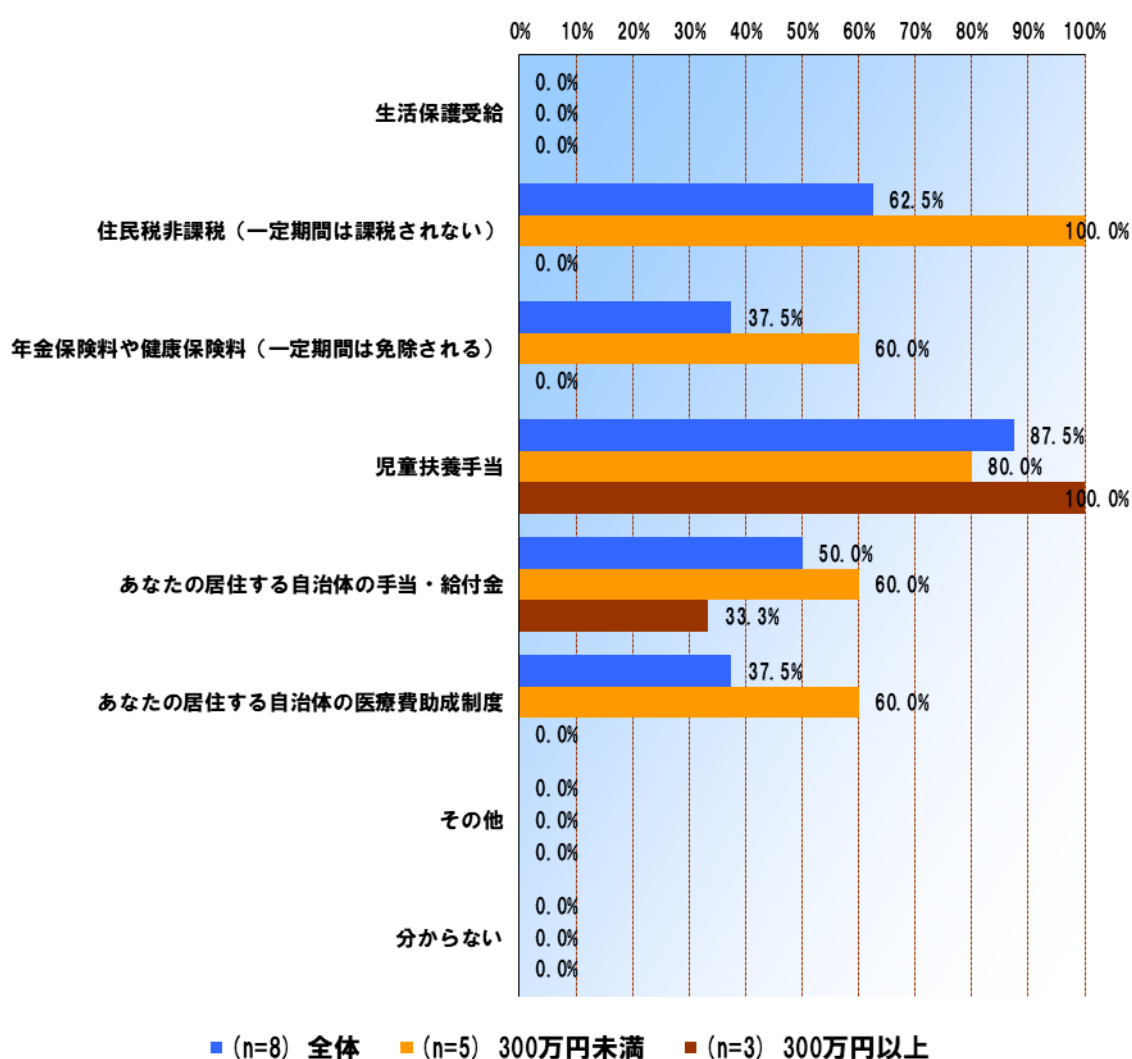
図表 4-54 収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望につながる支援（主なもの3つまで）



⑪ 転職により就労収入増による給付の減額・支給停止の際の手当・制度

収入抑制しており、「⑩何らかの支援があれば、現在からでも収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望はあるか」の設問で、「転職により就労収入が増え、手当の受給額が減額・支給停止になる場合でも、一定期間の手当支給や一時金支給、もしくは免除があるとよい」と回答した者に対して、「転職により就労収入が増えたことで減額・支給停止となる場合でも、一定期間の手当支給や一時金支給もしくは免除があるとよい手当・制度の種類」を複数回答で尋ねた。ひとり親（母子）全体では、「児童扶養手当」が 87.5%と最も高い割合で、次いで、「住民税非課税（一定期間は課税されない）」が 62.5%、「居住する自治体の手当・給付金」が 50.0%、「年金保険料や健康保険料（一定期間は免除される）」と「居住する自治体の医療費助成制度」がともに 37.5%である。

図表 4-55 転職により就労収入増による給付の減額・支給停止の際の手当・制度（複数回答）



3. まとめ

本節では、アンケート調査より、収入抑制・就労時間の抑制状況、及び、ひとり親支援制度の認知度・利用状況について結果をまとめるとともに、調査結果から得られた示唆・今後のひとり親（母子）支援の方向性を提示する。

（１）ひとり親支援制度の認知度・利用状況

ひとり親家庭やその他の家庭への公的な支援制度（国または自治体を実施しているもの）について、それぞれの支援制度の認知度・利用状況について尋ねところ、利用している割合は、「児童手当」が 84.8%、「子ども医療費助成」が 77.5%、「児童扶養手当」が 61.8%と高い。

また、対象となる子どもの学校段階等によって異なる支援制度についてみると、未就学児に対する「幼児教育・保育の無償化」は 61.6%、小学生・中学生に対する「就学援助」は 48.5%、高校生に対する「高等学校等就学支援金制度（高校無償化）」は 77.7%、大学生等に対する「給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度）」は 44.4%がそれぞれ「利用している」となっている。

（２）給付金等の減額・停止の影響、収入抑制・就労時間の抑制状況

① 収入増などによる給付金等の減額・停止の影響

今まで、「年間収入や子どもの年齢・扶養人数などによって受給要件が変わる支援制度において、受給額が減額、あるいは停止になったことがあるか」（複数回答）を尋ねたところ、ひとり親（母子）全体では、「受給額が減額になったことがある」が 38.7%、「支給停止になったことがある」が 20.5%となっており、ひとり親（母子）家庭の 4 割程度は、受給額の減額や停止の経験があることが分かる。また、受給が減額・停止になった場合の理由としては、「収入の増加」が 83.9%と大半を占めている。

収入が増加したことを理由として給付金等の減額・停止による子どもへの支出などの影響をみると、「子ども以外にかかる支出を減らした」（40.0%）、「貯蓄に回す金額が減った」（39.0%）が高く、直接的な子どもへの支出の影響が上位に来ていない。ただし、これらに次いで、「子どものレジャーなどに関する支出を減らした」（29.3%）、「貯金を取り崩した」（29.3%）、「衣服や身の回り品など子どもに必要な支出（教育、食費以外）を減らした」（26.3%）となるなど、子どもへの影響や家計貯蓄への影響もみられる（図表 4-36）。

また、減額等の理由を問わず給付金等の減額・停止があった年間収入 200 万円未満では「子どもの食費を減らした」が 22.9%とっており、低収入のひとり親（母子）家庭においては子どもへの影響が少なからず生じていることがうかがわれる（図表 4-36）。

② 収入抑制・就労時間の抑制状況

ひとり親（母子）全体では、収入抑制をしているのは 14.2%、就労時間の抑制をしているのは 6.8%である。就労収入が 200 万円未満では 19.2%が収入抑制しており、年間収入が低いと収入抑制している割合が高い。一方で、就労抑制は就労収入による傾向はみられない（図表 4-38）。雇用形態別には、「非正規の職員・従業員」で収入抑制（20.7%）、就労時間を抑制（10.7%）している割合が高い（図表 4-39）。

収入抑制している場合の理由をみると、「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」（43.9%）、「住民税非課税となるようにするため」（40.4%）、「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」（38.6%）であり、う

ち前 2 項目は収入が低い層で、後 1 項目は収入が高い層で、それぞれ割合が高い。また、収入を抑え給付金や支援を受け続けたい理由として、「収入を増やす前と比べて手取りが逆転すること」(57.7%)、「手取りが逆転まではしないが、増える分がわずかであるから」(34.6%) の割合が高い(図表 4-41)。こうした結果から、ひとり親(母子)家庭の一部では、就労収入と児童扶養手当等の合計額を意識した収入抑制行動をとっていることがうかがわれる(図表 4-40)。

なお、割合は低いものの、就労時間を抑制しているひとり親(母子)家庭では、「子どもの健康状態、育児、世話など子どもと過ごす時間が必要だから」(51.9%)、「自分の健康状態、体調管理、睡眠時間確保のため」(44.4%)を理由としており、就労、子育てを含めた生活全般の時間のやりくりの 1 つとして、就労時間を抑制しており、上述の収入抑制の理由とは異なる(図表 4-44)。

ここで、収入抑制の意思決定のもととした情報について、「収入の増減額を踏まえたシミュレーションをして収入抑制を決めた」は 38.6%である。また、「シミュレーションはしていないが制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めた」が 22.8%となっており、自分で計算したり、仕組みを調べたりして収入抑制に至る割合が高い(図表 4-47)。

最後に、収入抑制している場合に、どのような制度があれば収入抑制をやめ、転職などにより収入を増やそうと思うかを尋ねたところ、「減額や支給停止の際に一時金の支給が受けられ、減額や支給停止が一部穴埋めされる」(47.4%)の割合が高く(図表 4-50)なっており、収入の急激な減少を緩和するような対応策を求める割合が高いことが分かる。また、収入抑制している場合に、収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望に繋がる支援については、「自分の老後も含めて将来にわたって必要となるお金の見通しを持てるとよい」(38.6%)の割合が高く(図表 4-54)なっており、現状では収入抑制をしているが、将来のお金の見通しには不安が高いことがうかがわれる。

(3) ひとり親(母子)の収入増に向けた方向性

① 給付制度への認知度向上

アンケート調査からは、収入抑制をしている割合は 14.2%で、その理由は「児童扶養手当を満額受けられるようにするため」や「住民税非課税となるようにするため」、「児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため」の割合が高かった。第 2 章、第 3 章で示した通り、児童扶養手当が全額停止になる収入水準(子どもが一人の場合、年収 385 万円)を除いて、基本的には就労収入が増えれば、就労収入額 + 給付額は増加する(減少、一定額となることはない)が、アンケート調査からは、児童扶養手当を満額受けられるようにするために収入抑制している理由として「手取りが逆転する」と回答した者が一定数いることから、制度が正確に理解されていない可能性がある。

現在、ひとり親家庭等、子どもがいる家庭への給付制度は多岐にわたり、また、制度により所得控除の金額が異なるなど複雑である。個々のひとり親(母子)家庭が、収入に応じて自身は具体的にいくらを受給となるのかの全体像を知することは、容易ではないと考えられる。

こうした現状を踏まえて、ひとり親(母子)家庭に対して、対象となる給付制度全体を分かりやすく示し、制度理解を広めることがまず重要と考えられる。そうした正しい認識が広がれば、各家庭で収入を増やせるような行動をとることにつながると思われる。特に、低収入の家庭では、収入の減少が子どもに関する消費の減少につながりやすいことから、制度理解を深めてもらうようなきめ細かな取組が求められる。

② 収入増に対する給付減の緩和措置の検討

一方で、例えば収入の増加によって、児童扶養手当が全額支給停止になった場合など、就労収入が増えても、就労収入＋給付金額が減少する、あるいはほとんど増えない場面は生じる。こうしたケースに対しては、急激な収入の減少を緩和するような措置について検討されることが期待される。

③ ライフプラン、マネープランの作成支援

先に見たように、収入抑制をしている家庭では、収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望に繋がる支援として「自分の老後も含めて将来にわたって必要となるお金の見通しを持てるとよい」とする割合が高かった。この結果から、長期的なライフプランに基づいたお金の見通しを持てておらず、将来に不安を感じているひとり親（母子）が多いことが懸念される。

将来に対する不安を軽減するため、就労とお金の両面において見通しを持てるような情報提供や、専門家による相談機会の提供、個々のひとり親家庭の状況や希望に基づくライフプランやマネープラン作成支援等の機会を設けることが必要であると考えられる。ひとり親（母子）が安心して働き続け、安定した生活を送るためには、こうした長期的な見通しを踏まえた上で、就労支援を行っていくサポート体制の充実が求められる。

第5章 ひとり親世帯の転職行動（就業構造基本調査の集計）

1. 調査実施概要

（1）概要

2022 年就業構造基本調査の調査票情報（マイクロデータ）を用いて、ひとり親世帯の就業形態（正規/非正規）や就業形態の変化の分析や、就業形態の変化の状況（正規から非正規、非正規から正規など）を軸とした、就業・離職の理由や、年収、業種等の特徴の分析を行った。

（2）集計方法

就業形態の変化の状況を軸として各集計事項について分析を行うため、前職及び現職の就業形態が正規または非正規の被雇用者を集計・比較対象とし、前職・現職の就業形態別に、以下①～④をクロス軸として集計を行った。

【クロス軸】

	①	②	③	④
前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規

※前職・現職のいずれかが、自営業主、役員、内職、無業、就業形態不詳等の被雇用者に該当しないサンプルは集計対象としてない。

集計項目は以下のとおり。

【集計項目】

基礎情報	就業形態（正規/非正規） 週労働時間 年齢 学歴 世帯の年間所得 ※控除前の額面の収入
就業状況	現職の産業分類 現職の職業分類 現職の就業理由 前職の産業分類 前職の職業分類 前職の離職理由 就業時間調整の有無（現職：非正規） 初職の従業上の地位 前職と現職の職業分類の対応

(3) 補足

① 「ひとり親（母子）」及び「ふたり親（母）」の定義

ひとり親と 20 歳未満の未婚の子からなる世帯を「ひとり親世帯」、夫婦と 20 歳未満の未婚の子からなる世帯を「ふたり親世帯」とし、集計・比較を行っている。なお、サンプル数を十分に確保できるひとり親（母子）と、ふたり親（母）を比較対象としている。

② 前職・現職の就業形態「その他」を含むサンプル数

前職・現職の就業形態が被雇用者ではないサンプル（自営業主、役員、内職等）を含む、ひとり親（母子）及びふたり親（母）のサンプル数及び構成比は以下のとおり。

ひとり親（母子）の転職状況を見ると、「前職：非正規、現職：非正規」が 31.3%で最も割合が高い。次いで、「前職：非正規、現職：正規」が 20.9%、「前職：正規、現職：正規」が 19.6%となっている。また、「前職：正規、現職：非正規」が 11.2%となっている。

一方で、ふたり親（母）の転職状況は、「前職：非正規、現職：非正規」が 37.1%、「前職：正規、現職：非正規」も 19.4%といずれもひとり親（母子）での割合よりもかなり高く、現職が非正規となる転職の割合が高い。反対に、「前職：正規、現職：正規」が 15.4%、「前職：非正規、現職：正規」が 11.0%となっており、いずれもひとり親（母子）での割合よりも低い。

図表 5-1 前職・現職の就業形態別サンプル数

	前職の就業形態 現職の就業形態	正規	非正規	その他	正規	非正規	その他	正規	非正規	その他	合計
		正規	正規	正規	非正規	非正規	非正規	その他	その他	その他	
ひとり親	サンプル数	848	906	202	485	1,358	216	115	145	61	4,336
	構成比(%)	19.6	20.9	4.7	11.2	31.3	5.0	2.7	3.3	1.4	100.0
ふたり親	サンプル数	4,466	3,205	698	5,626	10,768	1,440	1,233	1,221	394	29,051
	構成比(%)	15.4	11.0	2.4	19.4	37.1	5.0	4.2	4.2	1.4	100.0
構成比差分(ひとり親-ふたり親)		4.2	9.9	2.3	-8.2	-5.7	0.0	-1.6	-0.9	0.1	0.0

③ ひとり親（母子）の転職経験

ひとり親（母子）について、現在被雇用者であるサンプル（前職が無業・不詳含む）を対象に、現職と初職の関係に関する設問の集計を行った結果は下表のとおり。現職が初職（転職なし）は無回答・不詳・その他を除く割合で 2.8%と少なく、多くに転職経験があることが分かる。また、被雇用者の転職経験の割合をみると、約 8 割が 2 回以上の転職を経験していることが分かる。

図表 5-2 ひとり親（母子）の転職経験

※無回答・不詳・その他除く構成比

	サンプル数	構成比	構成比※
現職が初職 … 転職なし	109	2.0	2.8
前職が初職 … 1 回転職	652	12.2	16.6
前職より前の職が初職 … 2 回以上転職	3,159	59.1	80.6
無回答・不詳・その他	1,426	26.7	-
計(被雇用者)	5,346	100.0	100.0

2. 集計結果

以降の集計は、特に記載がない限り、就業形態4区分（前職・現職の正規・非正規別）及び4区分を合計したサンプルを対象としている。

（1）就業形態

前職・現職の就業形態の正規雇用・非正規雇用別のひとり親（母子）及びふたり親（母）のサンプル数と構成比は以下のとおり。ひとり親（母子）は、ふたり親（母）と比べて、現職が正規雇用である割合が高くなっている。

図表 5-3 前職・現職の就業形態別サンプル数・構成比

	前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
	現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
ひとり親	サンプル数	848	906	485	1,358	3,597
	構成比(%)	23.6	25.2	13.5	37.8	100.0
ふたり親	サンプル数	4,466	3,205	5,626	10,768	24,065
	構成比(%)	18.6	13.3	23.4	44.7	100.0
構成比差分(ひとり親-ふたり親)		5.0	11.9	-9.9	-7.0	0.0

（2）週労働時間

前職・現職の就業形態別にひとり親（母子）とふたり親（母）の現職の週労働時間をみると、現職が非正規雇用の場合の週労働時間に差異が見られ、ふたり親（母）では、35 時間以上の割合が2 割程度であるのに対し、ひとり親（母子）では5 割近い水準となっている。前職の正規雇用・非正規雇用の違いによる大きな差異はみられない。

① ひとり親（母子）

図表 5-4 ひとり親（母子） 現職の週労働時間

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
5時間未満	0.1	0.3	1.6	1.2	0.8
5時間以上10時間未満	0.9	1.1	3.6	3.3	2.2
10時間以上15時間未満	0.2	0.7	3.2	2.9	1.7
15時間以上20時間未満	0.5	0.1	6.4	7.9	3.8
20時間以上25時間未満	1.1	0.5	12.3	13.3	6.8
25時間以上30時間未満	0.7	1.2	8.6	9.3	5.0
30時間以上35時間未満	4.8	4.6	15.0	15.2	9.9
35時間以上40時間未満	11.3	13.6	20.0	19.1	15.9
40時間以上45時間未満	58.0	56.2	24.5	23.0	40.5
45時間以上50時間未満	14.0	11.9	2.5	2.3	7.7
50時間以上	8.3	9.7	2.3	2.6	5.8

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
35時間未満	8.3	8.6	50.7	53.1	30.1
35時間以上	91.7	91.4	49.3	46.9	69.9

※無回答・不詳を除いて構成比を算出

② ふたり親（母）

図表 5-5 ふたり親（母） 現職の過労働時間

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
5時間未満	0.3	0.2	1.6	1.7	1.2
5時間以上10時間未満	1.0	0.7	5.0	4.3	3.3
10時間以上15時間未満	0.3	0.4	6.4	5.8	4.1
15時間以上20時間未満	0.7	0.5	15.9	16.1	10.9
20時間以上25時間未満	1.1	1.6	23.1	24.2	16.3
25時間以上30時間未満	1.7	1.8	12.5	12.4	8.8
30時間以上35時間未満	7.5	6.3	13.2	12.1	10.6
35時間以上40時間未満	14.7	16.1	10.0	11.4	12.4
40時間以上45時間未満	53.9	54.1	10.1	9.8	24.7
45時間以上50時間未満	11.1	10.1	1.2	1.2	4.4
50時間以上	7.7	8.2	1.0	1.1	3.4

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
35時間未満	12.5	11.5	77.6	76.6	55.2
35時間以上	87.5	88.5	22.4	23.4	44.8

※無回答・不詳を除いて構成比を算出

(3) 年齢

前職・現職の就業形態別にひとり親（母子）とふたり親（母）の年齢をみると、前職が正規雇用で現職も正規雇用である割合が、25 歳～34 歳においてはひとり親（母子）に比べ、ふたり親（母）の方が割合がやや高くなっているなどの違いがみられるものの、全体として大きな違いは見られない。

① ひとり親（母子）

図表 5-6 ひとり親（母子） 年齢

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
15～24歳	0.1	0.9	1.0	1.3	0.9
25～34歳	10.6	13.8	15.5	13.3	13.1
35～44歳	47.6	46.8	43.9	42.5	45.0
45～54歳	39.6	35.9	36.5	38.5	37.8
55～64歳	2.0	2.6	3.1	4.4	3.2
65歳～	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-7 ふたり親（母） 年齢

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
15～24歳	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
25～34歳	18.3	13.9	14.0	10.7	13.3
35～44歳	45.9	48.6	45.8	44.1	45.5
45～54歳	33.7	35.4	37.8	42.5	38.9
55～64歳	1.7	1.8	2.1	2.5	2.1
65歳～	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 学歴

ひとり親（母子）の学歴をみると、高校卒の割合が最も高く、次いで専門学校卒、短大卒となっている。前職・現職の就業形態別にみると、いずれも高校卒の割合が最も高いが、「前職：正規、現職：正規」に比べて、「前職：非正規、現職：非正規」の方が、高校卒の割合が高くなっている。

ふたり親（母）の学歴をみると、高校卒の割合が最も高く、次いで大学卒、専門学校卒となっている。また、前職・現職の就業形態別にみると、「前職：正規、現職：正規」に比べて、「前職：非正規、現職：非正規」の方が、大学卒の割合が低くなっている。

ひとり親（母子）とふたり親（母）の学歴を比較すると、どちらも高校卒の割合が最も高いものの、ひとり親（母子）の方がその割合が高く、大学卒の割合はふたり親（母）の方が高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-8 ひとり親（母子） 学歴

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
小学・中学	4.2	6.2	5.8	11.6	7.7
高校	34.4	43.3	38.6	45.4	41.4
専門学校	23.9	19.2	17.1	15.5	18.7
高専	0.8	0.4	1.0	0.6	0.7
短大	14.5	15.3	20.0	13.6	15.1
大学	18.3	12.8	15.9	10.2	13.5
大学院	1.9	0.9	0.4	0.7	1.0
不詳・その他	1.9	1.9	1.2	2.3	1.9
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-9 ふたり親（母） 学歴

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
小学・中学	3.6	4.4	1.6	3.6	3.5
高校	32.7	34.7	30.5	35.9	33.4
専門学校	17.2	17.1	20.6	18.0	17.8
高専	1.2	0.9	0.6	0.5	0.9
短大	5.6	12.0	20.7	21.2	12.6
大学	34.1	26.7	23.4	18.5	27.6
大学院	4.8	3.3	1.8	1.2	3.3
不詳・その他	0.8	1.0	0.8	1.1	0.9
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 世帯の年間所得

ひとり親世帯の年間所得をみると、現職・前職ともに非正規の場合、年間所得が100～149万円や50～99万円の割合が高くなっている一方、現職・前職ともに正規の場合は、300万円以上の所得層の割合が高くなっている。

ふたり親（母）も、非正規雇用では100～149万円や50～99万円の割合が多いが、150万円～199万円、200万円～249万円といった所得層の割合はひとり親世帯に比べて低くなっており、いわゆる「年収の壁」を考慮しているものと示唆される。

① ひとり親（母子）

図表 5-10 ひとり親（母子） 世帯の年間所得

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
50万円未満	0.2	0.7	5.2	3.6	2.3
50～99万円	0.7	0.9	16.1	21.2	10.6
100～149万円	5.8	6.2	31.5	32.7	19.5
150～199万円	8.3	9.8	18.8	20.5	14.7
200～249万円	21.2	24.3	18.8	15.1	19.3
250～299万円	16.5	18.8	5.4	4.0	10.8
300～399万円	23.6	22.6	3.1	1.6	12.3
400～499万円	13.6	9.7	0.6	0.2	5.8
500～599万円	5.3	3.6	0.2	0.1	2.3
600～699万円	2.4	1.9	0.0	0.0	1.0
700～799万円	0.8	0.8	0.0	0.1	0.4
800～899万円	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1
900～999万円	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
1000～1249万円	0.4	0.2	0.0	0.0	0.1
1250～1499万円	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
記入なし(無業者)	0.6	0.4	0.4	0.8	0.6
不詳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-11 ふたり親（母） 年間所得

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
50万円未満	1.1	1.3	7.4	6.6	5.1
50～99万円	2.2	2.3	36.0	37.2	25.8
100～149万円	4.3	5.6	33.4	33.8	24.5
150～199万円	7.2	10.7	9.3	10.1	9.4
200～249万円	16.2	22.2	8.7	7.8	11.5
250～299万円	15.5	17.8	2.6	2.4	6.9
300～399万円	24.7	21.7	1.7	1.3	8.5
400～499万円	15.1	9.6	0.5	0.2	4.3
500～599万円	6.0	4.5	0.1	0.1	1.8
600～699万円	3.4	2.3	0.1	0.0	1.0
700～799万円	1.6	1.0	0.0	0.0	0.4
800～899万円	0.9	0.2	0.0	0.0	0.2
900～999万円	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1
1000～1249万円	0.6	0.2	0.0	0.0	0.1
1250～1499万円	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
記入なし(無業者)	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4
不詳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(6) 現職の産業分類（大分類）

ひとり親（母子）の現職の産業分類をみると、「医療、福祉」分野での就業が最も多く、特に正規雇用でその傾向が顕著になっている。また、「卸売業、小売業」や「製造業」でも一定の割合を占めているが、非正規雇用では「宿泊業、飲食サービス業」などの割合も高くなっている。

ふたり親（母）も「医療、福祉」分野の割合が最も高くなっているが、ひとり親世帯より割合がやや低く、「卸売業、小売業」や「教育、学習支援業」などの比率が、ひとり親世帯より割合がやや高くなっている。

また、ひとり親世帯とふたり親（母）の現職の産業分類を比較すると、ひとり親世帯の非正規雇用では「医療、福祉」や「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」などサービス業の割合が高くなっている一方で、ふたり親世帯は「教育、学習支援業」などの分野においても就業している傾向がみられる。

① ひとり親（母子）

図表 5-12 ひとり親（母子） 現職の産業分類（大分類）

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
農業	0.8	0.4	2.5	1.2	1.1
林業	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
漁業	0.0	0.1	0.6	0.1	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	5.7	6.1	1.4	2.0	3.8
製造業	11.4	14.7	13.2	13.3	13.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.0	0.0	0.8	0.3
情報通信業	1.5	1.3	1.2	0.7	1.1
運輸業、郵便業	2.2	3.8	3.7	3.3	3.2
卸売業、小売業	9.7	10.3	18.4	20.1	14.9
金融業、保険業	5.2	8.1	2.3	1.5	4.1
不動産業、物品賃貸業	2.5	1.9	1.0	1.3	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	3.3	1.8	2.1	1.6	2.1
宿泊業、飲食サービス業	1.8	2.3	8.9	11.6	6.6
生活関連サービス業、娯楽業	2.5	2.5	4.7	4.9	3.7
教育、学習支援業	3.8	3.6	5.6	2.9	3.7
医療、福祉	40.1	34.4	22.9	19.7	28.6
複合サービス事業	0.1	0.9	0.6	1.0	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	5.3	4.6	4.9	7.0	5.7
公務（他に分類されるものを除く）	2.2	2.0	4.1	3.5	2.9
分類不能の産業	1.5	1.2	1.9	3.3	2.2
非就業者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-13 ふたり親（母） 現職の産業分類（大分類）

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
農業	1.0	1.3	1.7	1.5	1.4
林業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
漁業	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	5.1	5.1	2.6	2.1	3.2
製造業	12.0	14.6	10.0	12.6	12.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
情報通信業	2.3	1.8	1.1	0.9	1.3
運輸業、郵便業	1.9	2.5	2.3	3.3	2.7
卸売業、小売業	10.3	10.7	19.0	20.7	17.0
金融業、保険業	4.2	5.6	2.0	1.7	2.8
不動産業、物品賃貸業	1.7	1.6	1.5	1.2	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	3.9	3.6	2.8	2.5	3.0
宿泊業、飲食サービス業	2.0	2.5	9.6	10.9	7.8
生活関連サービス業、娯楽業	1.5	2.0	3.5	3.6	3.0
教育、学習支援業	5.4	7.2	7.2	6.4	6.5
医療、福祉	37.8	31.5	25.9	20.8	26.6
複合サービス事業	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	4.4	4.8	5.0	6.0	5.3
公務（他に分類されるものを除く）	4.4	2.8	3.0	2.9	3.2
分類不能の産業	1.0	1.4	1.8	2.0	1.7
非就業者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(7) 現職の産業分類（中分類（一部抜粋））

ひとり親（母子）の現職の産業分類（中分類）をみると、「卸売業，小売業」においては、「飲食料品小売業」分野での就業が最も多く、特に非正規雇用でその傾向が顕著になっている。また、「医療，福祉」においては、「社会保険・社会福祉・介護事業」分野での就業が最も多く、特に非正規雇用でその傾向が顕著になっている一方で、「医療業」においては正規雇用の割合が高くなっている。

ふたり親（母）については、ひとり親（母子）と大きく傾向に違いはない。

また、ひとり親世帯とふたり親（母）の現職の産業分類を比較すると、「医療業」において、ひとり親（母子）に比べ、ふたり親（母）の方が非正規雇用の割合が高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-14 ひとり親（母子） 現職の産業分類（中分類）

【卸売業，小売業】

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
各種商品卸売業	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2
繊維・衣服等卸売業	1.2	2.2	0.0	1.1	1.1
飲食料品卸売業	4.9	1.1	3.4	3.7	3.4
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	7.3	9.7	0.0	0.7	3.2
機械器具卸売業	12.2	6.5	3.4	2.2	4.7
その他の卸売業	6.1	5.4	5.6	3.7	4.7
各種商品小売業	1.2	1.1	2.2	7.3	4.5
繊維・衣服・身の回り品小売業	9.8	6.5	5.6	4.4	5.8
飲食料品小売業	12.2	17.2	40.4	44.7	34.3
機械器具小売業	11.0	12.9	7.9	4.4	7.4
その他の小売業	34.1	37.6	31.5	27.5	30.9
無店舗小売業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【宿泊業，飲食サービス業】

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
宿泊業	33.3	9.5	9.3	12.0	12.7
飲食店	46.7	66.7	72.1	64.6	65.0
持ち帰り・配達飲食サービス業	20.0	23.8	18.6	23.4	22.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【医療，福祉】

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
医療業	49.7	42.9	29.7	29.6	40.3
保健衛生	0.0	0.6	0.0	0.4	0.3
社会保険・社会福祉・介護事業	50.3	56.4	70.3	70.0	59.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-15 ふたり親（母） 現職の産業分類（中分類）

【卸売業，小売業】

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
各種商品卸売業	0.9	1.2	0.0	0.1	0.3
繊維・衣服等卸売業	2.0	1.2	0.7	0.9	1.0
飲食料品卸売業	6.7	3.5	3.9	3.6	4.0
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	7.2	7.6	1.8	1.3	2.6
機械器具卸売業	11.5	11.1	2.5	3.0	4.5
その他の卸売業	10.2	8.5	3.7	4.8	5.5
各種商品小売業	0.7	1.8	4.7	4.8	4.1
織物・衣服・身の回り品小売業	7.6	7.3	7.5	6.5	7.0
飲食料品小売業	9.5	13.7	33.8	38.7	32.1
機械器具小売業	10.4	9.9	4.5	3.9	5.3
その他の小売業	33.4	34.2	36.7	32.3	33.8
無店舗小売業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【宿泊業，飲食サービス業】

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
宿泊業	17.8	11.1	7.6	7.8	8.4
飲食店	52.2	37.0	63.8	66.0	63.5
持ち帰り・配達飲食サービス業	30.0	51.9	28.6	26.1	28.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【医療，福祉】

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
医療業	52.5	43.5	40.6	37.2	43.0
保健衛生	2.6	0.7	1.9	2.7	2.2
社会保険・社会福祉・介護事業	44.9	55.8	57.5	60.1	54.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(8) 現職の就業理由

ひとり親（母子）の現職の就業理由をみると、「収入の必要」の割合が最も高く、特に非正規雇用でその傾向が強く
なっている。また、「よりよい条件の仕事」「失業」といった割合も高くなっている。

ふたり親（母）も「収入の必要」の割合が最も高くなっているが、ひとり親世帯よりやや低い割合となっている。また、
「よりよい条件の仕事」や「時間に余裕」、「知識・技能」、「社会に出たい」といった理由も一定数存在し、多様な動機が
あることが伺える。

ひとり親世帯とふたり親（母）の現職の就業理由を比較すると、ひとり親世帯は「収入の必要」や「失業」といった経
済的理由が中心である一方、ふたり親世帯は多様な理由が混在しており、特に「時間に余裕」を理由とする割合は、ふ
たり親世帯の非正規雇用で顕著に高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-16 ひとり親（母子） 現職の就業理由

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
失業	14.5	10.0	11.8	13.9	12.8
学校を卒業	2.1	2.1	0.8	0.3	1.3
収入の必要	21.3	33.0	33.0	33.9	30.6
知識・技能	12.7	8.9	7.8	5.7	8.5
社会に出たい	1.2	1.7	3.7	1.5	1.8
時間に余裕	0.9	1.9	8.5	3.8	3.3
健康の維持	0.6	0.0	0.4	0.6	0.4
よりよい条件の仕事	24.3	24.0	16.7	23.3	22.8
その他	21.2	17.9	16.1	15.9	17.7
記入なし(無業者)	1.1	0.6	1.2	1.2	1.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-17 ふたり親（母） 現職の就業理由

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
失業	11.1	8.7	7.2	8.4	8.7
学校を卒業	2.9	3.7	0.7	0.3	1.3
収入の必要	16.6	23.7	32.6	31.8	28.1
知識・技能	16.1	13.9	7.8	7.1	9.8
社会に出たい	2.4	3.4	7.2	5.0	4.8
時間に余裕	2.5	3.9	18.6	11.5	10.5
健康の維持	0.6	0.1	0.4	0.4	0.4
よりよい条件の仕事	27.1	26.0	11.3	22.4	21.2
その他	20.4	16.1	13.5	12.6	14.7
記入なし(無業者)	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（９）現職の職業分類

ひとり親（母子）は、「事務従事者」と「サービス職業従事者」の割合が高く、特に非正規雇用ではサービス職の比率が高くなっている。また、「専門的・技術的職業従事者」は正規雇用で多いものの、非正規では割合が低くなっている一方で、「生産工程従事者」や「運搬・清掃・包装等従事者」では非正規雇用で割合が高くなる傾向がみられる。

ふたり親（母）でも、全体の傾向としてはひとり親（母子）と大きな違いはないが、両者を比較すると「事務従事者」と「専門的・技術的職業従事者」の割合がひとり親世帯より高く、特に正規雇用でその傾向が強くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-18 ひとり親（母子） 現職の職業分類

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
管理的職業従事者	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
専門的・技術的職業従事者	27.9	18.1	14.2	8.7	16.3
事務従事者	35.5	34.1	27.4	24.1	29.7
販売従事者	9.4	12.3	12.2	13.4	12.0
サービス職業従事者	15.1	19.2	21.9	24.9	20.7
保安職業従事者	0.2	0.4	0.0	0.1	0.2
農林漁業従事者	0.0	0.4	1.6	1.0	0.7
生産工程従事者	7.4	9.5	12.4	13.4	10.9
輸送・機械運転従事者	0.9	0.9	0.2	0.5	0.7
建設・採掘従事者	0.6	0.6	0.0	0.3	0.4
運搬・清掃・包装等従事者	1.4	3.2	8.2	11.1	6.4
分類不能の職業	1.3	1.2	1.9	2.5	1.8
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-19 ふたり親（母） 現職の職業分類

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
管理的職業従事者	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
専門的・技術的職業従事者	32.7	24.0	18.3	12.5	19.1
事務従事者	39.1	40.3	29.5	27.8	32.0
販売従事者	6.6	8.5	11.1	12.8	10.7
サービス職業従事者	11.2	13.9	21.4	21.8	18.7
保安職業従事者	0.3	0.4	0.1	0.1	0.2
農林漁業従事者	0.6	0.9	1.4	1.2	1.1
生産工程従事者	6.1	8.1	9.2	11.8	9.6
輸送・機械運転従事者	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3
建設・採掘従事者	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2
運搬・清掃・包装等従事者	1.6	2.4	7.4	10.1	6.9
分類不能の職業	0.9	1.1	1.4	1.5	1.3
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(10) 前職の産業分類

ひとり親（母子）は、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」の割合が高く、前職・現職共に正規雇用の場合に、「医療、福祉」の割合が高くなっている。

ふたり親（母）でも、全体の傾向としてはひとり親（母子）と大きな違いはないが、両者を比較すると「医療、福祉」の割合がいずれの就業形態においてもやや高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-20 ひとり親（母子） 前職の産業分類

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
農業	0.6	0.4	0.6	1.4	0.9
林業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
漁業	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	3.5	1.5	2.1	1.1	1.9
製造業	11.6	12.3	14.0	14.1	13.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1
情報通信業	1.2	1.7	1.0	1.3	1.3
運輸業、郵便業	2.1	4.1	2.5	2.9	2.9
卸売業、小売業	12.5	18.9	16.9	21.9	18.3
金融業、保険業	6.0	2.5	13.8	1.5	4.5
不動産業、物品賃貸業	2.2	2.0	0.8	1.5	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	2.6	1.3	2.7	1.1	1.7
宿泊業、飲食サービス業	3.5	11.9	3.7	15.0	10.0
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	6.3	4.9	6.0	5.5
教育、学習支援業	2.8	4.6	4.1	3.8	3.8
医療、福祉	37.0	18.7	23.9	15.9	22.7
複合サービス事業	0.4	0.8	0.4	0.1	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	3.8	4.4	3.3	5.4	4.5
公務（他に分類されるものを除く）	0.7	3.1	1.2	2.1	1.9
分類不能の産業	5.3	5.3	3.7	4.7	4.9
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-21 ふたり親（母） 前職の産業分類

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
農業	0.2	0.7	0.1	1.0	0.6
林業	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	2.6	2.1	2.8	1.4	2.0
製造業	11.2	12.0	13.9	12.3	12.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.1	0.2	0.2
情報通信業	3.1	1.5	2.1	1.3	1.9
運輸業, 郵便業	1.9	2.0	1.8	2.9	2.4
卸売業, 小売業	13.6	17.9	16.7	22.0	18.7
金融業, 保険業	5.5	2.1	7.8	2.1	4.1
不動産業, 物品賃貸業	1.5	0.8	1.4	1.3	1.3
学術研究, 専門・技術サービス業	3.9	2.9	3.4	2.4	3.0
宿泊業, 飲食サービス業	3.1	8.9	3.1	12.8	8.2
生活関連サービス業, 娯楽業	3.5	3.5	4.2	4.7	4.2
教育, 学習支援業	4.3	7.6	4.7	4.7	5.0
医療, 福祉	36.7	23.9	29.0	18.5	25.1
複合サービス事業	0.4	0.4	0.9	0.3	0.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.2	4.8	3.3	5.3	4.4
公務(他に分類されるものを除く)	1.3	3.7	1.0	2.7	2.2
分類不能の産業	3.6	4.8	3.4	3.8	3.8
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(11) 前職の職業分類

ひとり親（母子）は、「事務従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」の割合が高く、前職・現職共に正規雇用の場合に、「専門的・技術的職業従事者」の割合が高く、前職が非正規雇用の場合に「サービス職業従事者」割合が高い傾向を示している。

ふたり親（母）でも、全体の傾向としてはひとり親（母子）と大きな違いはないが、両者を比較すると現職・前職ともに正規雇用の場合に「生産工程従事者」の割合がやや高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-22 ひとり親（母子） 前職の職業分類

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
管理的職業従事者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
専門的・技術的職業従事者	22.5	9.9	15.5	8.0	12.9
事務従事者	31.6	28.1	31.8	20.2	26.4
販売従事者	14.2	14.7	19.4	16.9	16.0
サービス職業従事者	19.2	26.9	17.9	26.1	23.6
保安職業従事者	0.1	0.0	1.0	0.1	0.2
農林漁業従事者	0.4	0.1	0.2	0.9	0.5
生産工程従事者	6.4	10.5	9.1	13.3	10.4
輸送・機械運転従事者	0.9	0.8	0.6	0.1	0.5
建設・採掘従事者	0.7	0.1	0.2	0.1	0.3
運搬・清掃・包装等従事者	1.5	5.5	2.7	10.6	6.1
分類不能の職業	2.5	3.3	1.6	3.8	3.1
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-23 ふたり親（母） 前職の職業分類

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
管理的職業従事者	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1
専門的・技術的職業従事者	19.5	15.7	23.1	11.8	17.5
事務従事者	14.9	21.2	34.0	26.1	21.3
販売従事者	18.2	13.4	13.5	15.0	16.1
サービス職業従事者	9.2	17.6	14.8	22.7	14.5
保安職業従事者	1.2	0.7	0.7	0.2	0.8
農林漁業従事者	0.9	0.8	0.3	0.9	0.8
生産工程従事者	17.8	16.5	8.0	11.7	14.7
輸送・機械運転従事者	5.1	1.5	0.9	0.4	2.8
建設・採掘従事者	6.6	2.0	0.8	0.2	3.5
運搬・清掃・包装等従事者	3.9	7.1	1.9	8.4	5.2
分類不能の職業	2.6	3.5	2.1	2.6	2.6
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(12) 前職の離職理由

ひとり親（母子）は、前職が非正規の場合に前職の離職理由が「収入が少ない」である割合が高く、前職が正規雇用で現職が非正規雇用の場合に「出産・育児」の割合が高くなっている。このことから、前職が非正規雇用で転職を行っているケースでは、現職の就業形態の正規・非正規に関わらず、収入の上昇を主な目的とし、正規雇用から非正規雇用に転職しているケースは、子育てに伴う就業時間の制限によるものであると考えられる。

ふたり親（母）においては、ひとり親（母子）と比べて、非正規雇用から非正規雇用に転職する場合に、「収入が少ない」ことを理由とする割合が低く、「出産・育児」の割合が高くなっている。

また、ひとり親（母子）、ふたり親（母）ともに、正規雇用から非正規雇用に転職する場合には、「結婚」や「出産・育児」の割合が高いことから、結婚や出産・育児を理由として正規雇用を退職し、その後非正規雇用に転職するケースが多いと考えられる。

① ひとり親（母子）

図表 5-24 ひとり親（母子） 前職の離職理由

前職の就業形態 現職の就業形態	正規 正規	非正規 正規	正規 非正規	非正規 非正規	合計
会社倒産・事業所閉鎖	4.1	3.2	3.3	4.9	4.1
人員整理・勧奨退職	0.7	1.8	1.0	2.8	1.8
事業不振・不安	3.2	1.3	2.3	2.3	2.3
定年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雇用契約満了	0.8	8.5	0.4	6.4	4.8
収入が少ない	10.6	25.6	4.1	14.3	14.9
労働条件が悪い	16.3	6.8	8.9	11.4	11.1
結婚	7.0	2.1	17.1	2.8	5.5
出産・育児	16.0	11.0	27.2	14.1	15.6
介護・看護	0.1	0.3	2.5	1.8	1.1
病気・高齢	2.1	1.5	2.9	3.2	2.5
自分に向かない	7.0	3.4	7.8	8.0	6.6
一時的についた	1.3	9.8	0.8	4.3	4.5
家族の転職転勤・事業所移転	1.4	1.9	3.9	2.5	2.3
その他	29.4	22.1	17.3	20.8	22.7
記入なし	0.0	0.6	0.4	0.5	0.4
不詳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-25 ふたり親（母） 前職の離職理由

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
会社倒産・事業所閉鎖	4.0	2.7	2.2	4.9	4.0
人員整理・勧奨退職	1.2	0.8	1.4	1.8	1.4
事業不振・不安	3.0	1.6	0.8	1.6	1.5
定年	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
雇用契約満了	0.4	11.8	0.3	6.7	7.3
収入が少ない	7.0	18.7	1.1	8.2	9.9
労働条件が悪い	17.1	8.7	6.2	11.6	9.7
結婚	15.3	4.1	28.8	5.1	4.6
出産・育児	15.3	12.6	38.7	24.1	19.5
介護・看護	0.5	0.5	0.8	1.0	0.8
病気・高齢	1.4	0.6	1.4	2.0	1.5
自分に向かない	8.1	3.9	4.1	7.2	5.8
一時的についた	1.7	13.8	0.3	4.9	6.4
家族の転職転勤・事業所移転	2.6	2.6	3.2	3.7	3.1
その他	22.1	17.3	10.5	17.0	15.7
記入なし	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4
不詳	0.0	0.0	0.0	0.0	8.4
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（１３）収入抑制の有無（現職：非正規）

非正規雇用のひとり親（母子）では、前職の就業形態にかかわらず、就業時間調整を行っていない割合が８割近い水準であるのに対し、ふたり親（母）においては、約５割となっている。

ふたり親（母）においては、配偶者が就業している割合が多く、扶養控除等を考慮した収入抑制が図られていることが理由であると考えられる。

① ひとり親（母子）

図表 5-26 ひとり親世帯 収入抑制の有無

前職の就業形態	正規	非正規	その他	合計
現職の就業形態	非正規	非正規	非正規	
している	18.4	18.6	21.8	18.8
していない	76.7	76.3	76.4	76.4
非該当	4.9	5.2	1.9	4.8
総計	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-27 ふたり親（母） 収入抑制の有無

前職の就業形態	正規	非正規	その他	合計
現職の就業形態	非正規	非正規	非正規	
している	45.8	47.3	46.0	46.8
していない	50.1	48.9	49.5	49.3
非該当	4.1	3.8	4.4	4.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0

※就業構造基本調査において、就業時間の調整に関する設問は、非正規雇用者（現職）のみが対象となっている。

(14) 初職の従業上の地位

ひとり親（母子）では、初職の従業上の地位は、いずれの就業形態においてもおおむね同程度であるが、前職が非正規雇用である場合に、「パート」、「アルバイト」の割合がやや高くなっている。

ふたり親（母）においてもおおむね同様の傾向を示すが、前職・現職ともに非正規雇用である場合に、初職が「正職員」である割合が高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-28 ひとり親（母子） 初職の従業上の地位

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
正職員	52.4	55.3	47.0	53.2	52.7
パート	3.7	6.5	3.9	9.4	6.6
アルバイト	5.2	11.8	9.7	15.5	11.3
派遣職員	0.9	1.5	1.4	2.1	1.6
契約社員	4.1	4.5	2.5	4.2	4.0
嘱託	1.1	0.4	0.2	0.4	0.5
その他	0.8	1.0	0.4	0.9	0.8
会社役員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雇人あり	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1
雇人なし	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1
内職	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
不詳	0.5	1.0	0.4	1.1	0.8
記入なし	31.1	17.5	33.6	12.6	21.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-29 ふたり親（母） 初職の従業上の地位

前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
正職員	49.9	49.9	44.2	64.8	52.8
パート	0.6	3.1	1.5	5.4	2.3
アルバイト	3.4	11.3	3.1	9.1	5.9
派遣職員	0.6	1.7	0.4	1.2	0.9
契約社員	1.5	5.0	2.0	4.5	2.8
嘱託	0.3	1.2	0.4	0.8	0.6
その他	0.5	0.8	0.3	0.9	0.6
会社役員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雇人あり	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
雇人なし	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
内職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不詳	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
記入なし	42.3	25.8	47.7	12.5	33.3
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(15) 前職と現職の職業分類の対応（大分類）

ひとり親（母子）、ふたり親（母）ともに、前職が「生産工程従事者」である場合には、現職が幅広い職種である。
また、前職の職種に関わらず、現職は「生産工程従事者」の割合が高くなっている。

① ひとり親（母子）

図表 5-30 ひとり親（母子） 前職と現職の職業分類の対応（大分類）

前職 \ 現職	専門的・技術的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	生産工程従事者	その他
専門的・技術的職業従事者	1.0	5.0	5.8	4.9	17.0	7.1
事務従事者	1.0	7.9	8.8	3.9	17.9	6.4
販売従事者	1.0	3.3	2.9	2.5	10.4	1.4
サービス職業従事者	4.8	10.0	13.1	9.3	10.4	19.9
生産工程従事者	20.2	25.8	29.2	36.3	14.2	19.9
その他	72.1	47.9	40.1	43.1	30.2	45.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② ふたり親（母）

図表 5-31 ふたり親（母） 前職と現職の職業分類の対応（大分類）

前職 \ 現職	専門的・技術的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	生産工程従事者	その他
専門的・技術的職業従事者	3.5	7.2	10.4	6.3	19.2	9.2
事務従事者	2.0	7.2	5.8	2.9	13.5	3.6
販売従事者	1.3	2.2	4.1	2.8	8.5	3.2
サービス職業従事者	2.8	11.2	11.2	10.1	11.2	17.3
生産工程従事者	18.3	31.6	39.5	47.1	29.8	21.5
その他	72.2	40.6	28.9	30.8	17.8	45.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3. まとめ

転職前後の就業形態（正規雇用・非正規雇用）の違いによる、ひとり親（母子）の転職状況・就業状況の差異や、ふたり親（母）と比較した際の特徴を整理した。

① 転職経験・理由

今回の集計では、ひとり親（母子）のうち約 8 割が 2 回以上の転職を経験していることが分かった。なお、直近の転職における前職と現職の就業形態（正規雇用・非正規雇用）によって区分した 4 パターンの構成比は、「前職：正規、現職：正規」が 23.6%、「前職：非正規、現職：正規」が 25.2%、「前職：非正規、現職：正規」が 13.5%、「前職：非正規、現職：非正規」が 37.8%となっている（下図）。

ひとり親（母子）は、前職が非正規の場合に前職の離職理由が「収入が少ない」である割合が高く、前職が正規雇用で現職が非正規雇用の場合に「出産・育児」の割合が高くなっている。

図表 5-32 ひとり親（母子）の前職・現職の就業形態別構成比（再掲）

	前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
	現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
ひとり親	サンプル数	848	906	485	1,358	3,597
	構成比(%)	23.6	25.2	13.5	37.8	100.0

② 年間所得・労働時間

ひとり親（母子）の現職の年間所得は、前職の正規・非正規にかかわらず、現職の正規・非正規によって水準が異なっている。非正規雇用の年間所得をふたり親（母）と比較すると、ひとり親（母子）が上回っていることが分かる。

ひとり親（母子）の現職の週労働時間は、現職が正規雇用の場合、前職の正規・非正規にかかわらず、週 40 時間以上勤務者が約 8 割を占める。また、現職が非正規雇用の場合、前職の正規・非正規にかかわらず、フルタイム（週 35 時間以上）勤務者が約 5 割を占め、ふたり親（母）（約 2 割）を大きく上回っている。

なお、現職が非正規雇用である就業者を対象とした、就業時間調整の有無を尋ねる設問では、ひとり親（母子）では、就業時間調整を行っている割合は約 2 割であるのに対し、ふたり親（母）では約 5 割となっており、顕著な差異がみられる。

図表 5-33 前職・現職の就業形態別 週労働時間構成比（再掲）

	前職の就業形態	正規	非正規	正規	非正規	合計
	現職の就業形態	正規	正規	非正規	非正規	
ひとり親	35時間未満	8.3	8.6	50.7	53.1	30.1
	35時間以上	91.7	91.4	49.3	46.9	69.9
ふたり親	35時間未満	12.5	11.5	77.6	76.6	55.2
	35時間以上	87.5	88.5	22.4	23.4	44.8

③ 業種・職種

ひとり親（母子）の現職の産業分類は、「医療、福祉」分野での就業が最も多く、特に正規雇用でその傾向が顕著

になっている。また、非正規雇用では正規雇用と比べて、「宿泊業、飲食サービス業」の割合が高くなっている。

職業分類は、「事務従事者」と「サービス職業従事者」の割合が高く、特に非正規雇用ではサービス職の比率が高くなっている。正規雇用、非正規雇用を比較すると、正規雇用では「専門的・技術的職業従事者」の割合が高くなっているものの、非正規雇用では低くなっている。

第6章 ひとり親（母子）のフルタイム転職者アンケート調査の集計

1. 調査概要

（1）調査実施の趣旨

ひとり親（母子）の転職行動、特に転職による収入増加と雇用の安定、支障の発生との関係、および転職による雇用の安定や支障の発生の要因などを明らかにするために、アンケート調査を実施した。

調査では、スクリーニング調査をまず行い、調査対象を絞り込み、その後、詳細把握の対象となる転職経験者のみ本調査を行った。本アンケート調査は、現在フルタイム（週の労働時間 35 時間以上）で働いている者が対象である点に留意が必要である。

（2）本調査の対象（スクリーニング調査の内容）

本調査の実施対象として以下の条件を満たす者をスクリーニング調査にて選定した。

- ひとり親（母子）だったことがある、現在ひとり親（母子）
- 配偶者はいない（未婚、離別、死別）
- ひとり親（母子）家庭になってから、過去 10 年以内に転職したことがある（過去 10 年間に転職を複数回している場合、直近の転職のことを回答）
- 転職当時、働いていない子ども（アルバイトの場合も働いていないとした）と同居していた（配偶者以外の働いていない親族（祖父母など）がいる場合を含む）
- ひとり親になってから転職した時の末子の年齢が 18 歳未満
- 現在フルタイム（週の労働時間 35 時間以上）で働いている
- 現在の年齢が 20～59 歳

さらに、上記の転職による収入の変化について、

- 収入が増加した：250 サンプル
- 収入は変わらない、収入は減った：150 サンプル

となるようにした（合計で 400 サンプル）。

（参考）上記のカテゴリごとのサンプル数は実際の母集団の転職の状況を反映したものではない点に留意が必要である。なお、本アンケート調査を実施するにあたり、どの程度の回答が集まるかの確認のための出現率調査を行った。出現率調査では、ひとり親になってからの転職での収入変化を尋ねた結果（サンプル数 225 件）、「収入が増加した（年収で 2 割以上の増加）」が 60 件（26.7%）、「収入が増加した（年収で 1 割以上 2 割未満の増加）」が 42 件（18.7%）〔「収入が増加した」全体では 102 件（45.4%）〕、「収入は変わらなかった」が 65 件（28.9%）、「収入は減った」が 58 件（25.8%）であった。ただし、当該出現率調査では転職後の労働時間についてフルタイマー（週の労働時間 35 時間以上）に限定してないため、本調査と同様にフルタイマーに限定すれば、収入の増加割合はより高くなると想定される。本調査では「収入が増加した」のサンプルの割合は 62.5%である。

(3) 調査の主な内容

- 転職当時の基本属性
- 転職前後の就業状況
- 転職の要因や結果等
- 回答者の基本属性

(4) 調査の実施時期

2025 年 12 月 26 日（木）～2026 年 1 月 4 日（日）

(5) モニター調査の実施機関

株式会社クロス・マーケティング

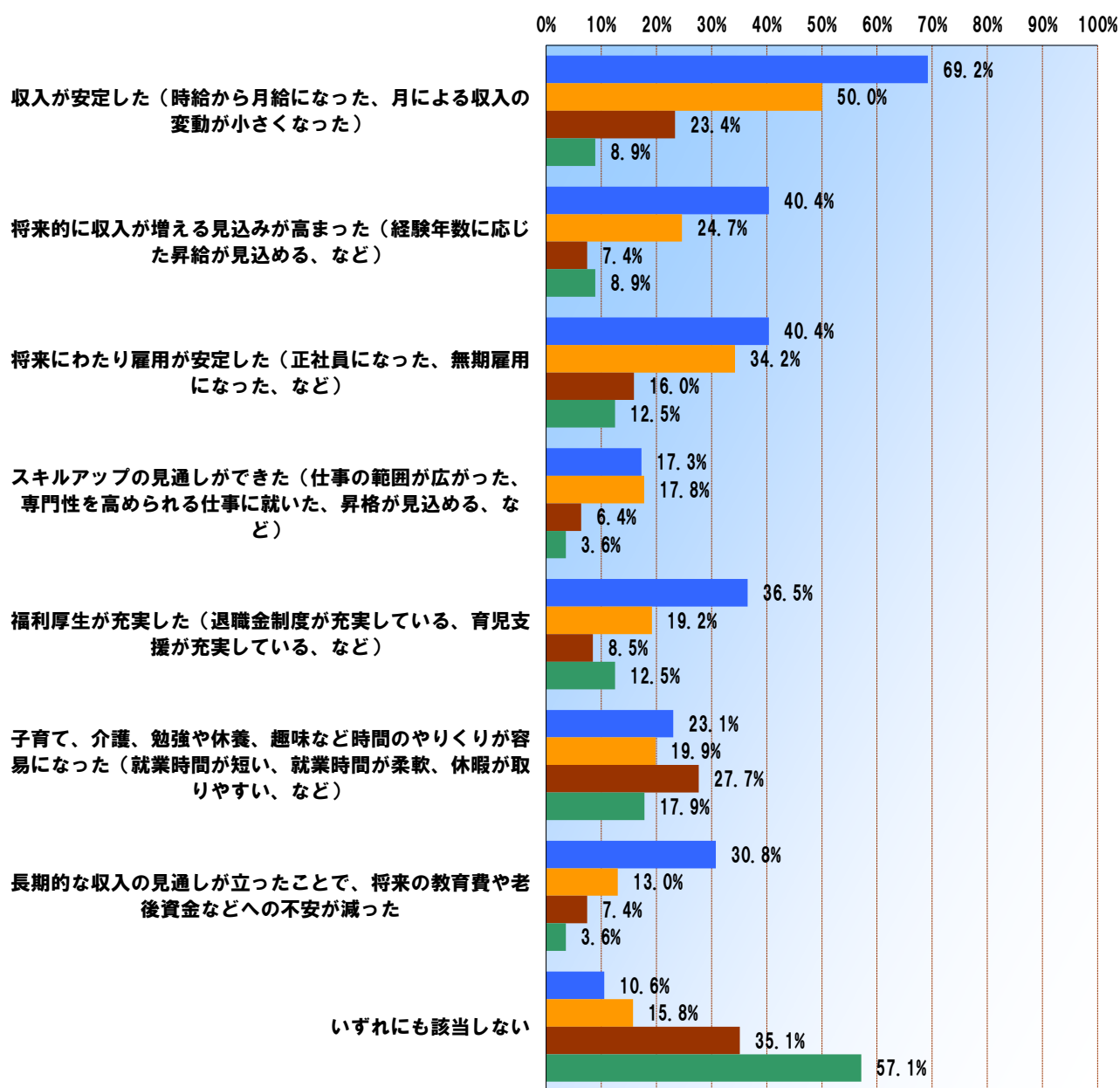
2. 集計結果

(1) 転職による収入変化と雇用の安定化・支障の発生の関係

① 転職による収入変化と雇用の安定化の関係

まず、転職による収入変化と雇用の安定化の関係をみる。結果をみると、転職によって収入の増加割合が高いほど、「収入が安定した（収入の変動が小さくなった）」、「将来的に収入が増える見込みが高まった（経験年数に応じた昇給が見込めるなど）」、「将来にわたり雇用が安定した（正社員になった、無期雇用になった、など）」、「福利厚生が充実した（退職金制度が充実している、育児支援が充実している、など）」、「長期的な収入の見通しが立ったことで、将来の教育費や老後資金などへの不安が減った」の割合が高くなっている。その他、転職によって収入が増加する場合には、収入が横ばいや低下する場合よりも「スキルアップの見通しができた（仕事の範囲が広がった、専門性を高められる仕事に就いた、昇格が見込める、など）」の割合が高くなる。

図表 6-1 転職による収入変化と雇用の安定化の関係

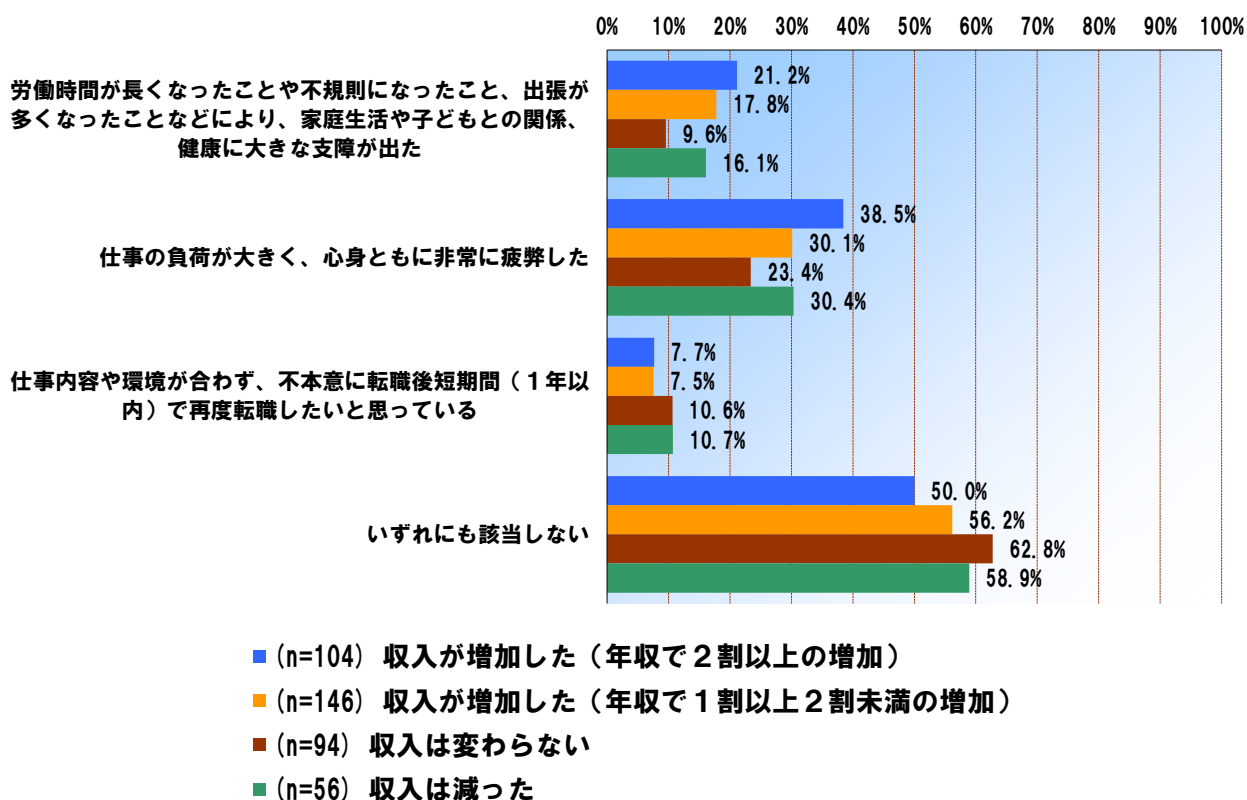


- (n=104) 収入が増加した（年収で2割以上の増加）
- (n=146) 収入が増加した（年収で1割以上2割未満の増加）
- (n=94) 収入は変わらない
- (n=56) 収入は減った

② 転職による収入変化と支障の発生の関係

転職による収入変化と支障の発生を見ると、家庭生活や子どもとの関係、健康、心身の疲労など何らかの支障が発生したとの回答の割合が 40～50%程度となっている。特に、転職によって収入の増加割合が 2 割以上になると、「仕事の負荷が大きく、心身ともに非常に疲弊した」が 38.5%、「労働時間が長くなったことや不規則になったこと、出張が多くなったことなどにより、家庭生活や子どもとの関係、健康に大きな支障が出た」が 21.2%と高くなっている。

図表 6-2 転職による収入変化と支障の発生の関係



③ 転職による収入変化と雇用の安定化・支障の発生の状況

上記の結果より、転職による収入増の大きさに応じて、雇用の安定化が高まるが、一方で、心身の負荷や家庭生活や子どもとの関係などで支障が発生するケースもみられる。こうしたことから、以降では、転職による収入や生活の変化に応じ次の3つのカテゴリを設定して、分析軸（クロス軸）として利用することにした。

転職によって

・**カテゴリ A**：「収入の増加あり」かつ「雇用の安定化あり」かつ「支障なし」 サンプル数 116（29.0%）

以下では、【A.収入増 and 雇用安定化あり and 支障なし】、【カテゴリ A】と記載

・**カテゴリ B**：「収入の増加あり」かつ「雇用の安定化あり」かつ「支障あり」 サンプル数 100（25.0%）

以下では、【B.収入増 and 雇用安定化あり and 支障あり】、【カテゴリ B】と記載

・**カテゴリ C**：「収入の増加なし」または「雇用の安定化なし」： サンプル数 184（46.0%）

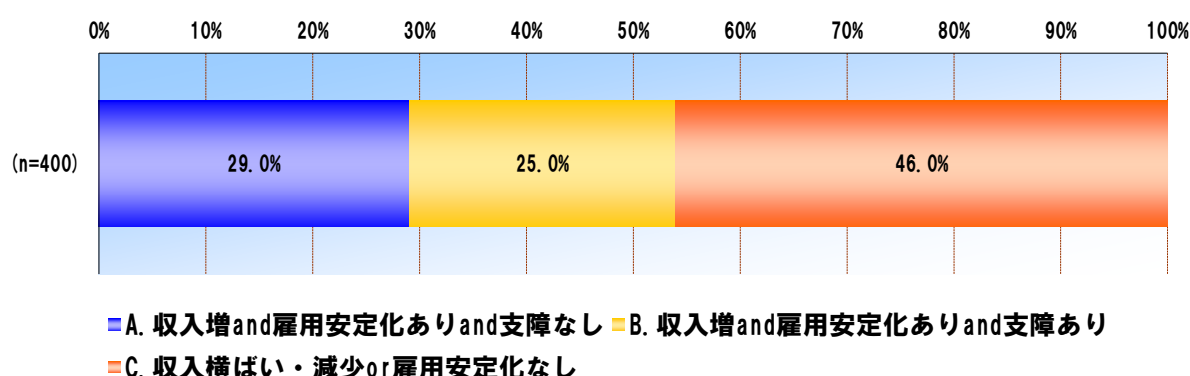
以下では、【C.収入横ばい・減少 or 雇用安定化なし】、【カテゴリ C】と記載

の3つの『**カテゴリ**』を設定する。

	転職による収入変化	転職による雇用の安定化	転職による支障の発生
カテゴリ A	収入が増加	安定感あり	支障なし
カテゴリ B	収入が増加	安定感あり	支障あり
カテゴリ C	収入は変わらない・減った	安定感なし	－

（注）カテゴリ A、カテゴリ B では、転職による収入が増加、かつ、転職による雇用の安定化あり（and 条件）であり、さらに、カテゴリ A では転職による支障の発生なし、カテゴリ B では転職による支障の発生あり（いずれも、and 条件）。一方で、カテゴリ C は転職による収入は変わらない・減った、転職による雇用の安定化の一方が満たした場合（or 条件）であり、転職による支障の発生は条件として含めていない。

図表 6-3 （参考）転職による収入変化と雇用の安定化・支障の発生の回答数



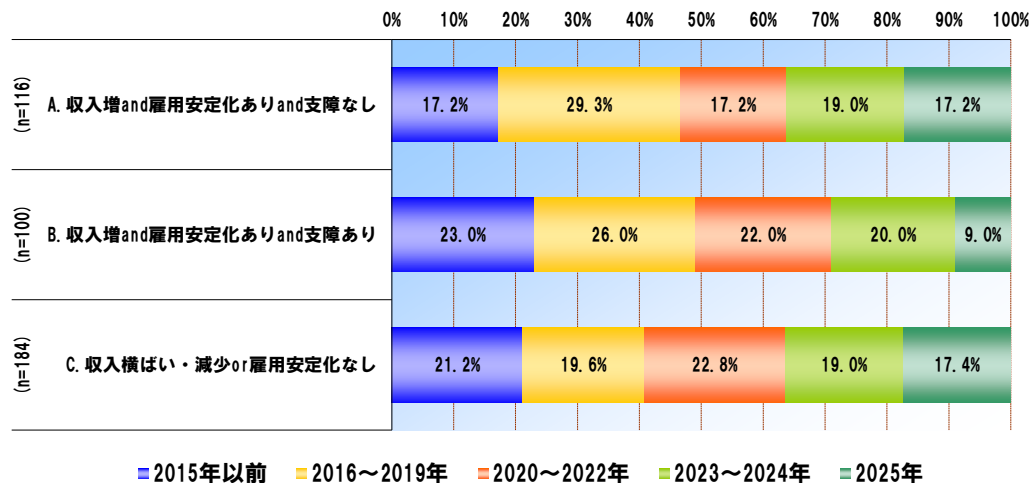
（注）本グラフでのカテゴリ A～C の構成比は、サンプルの状況を示したものであり、実際の母集団の転職の状況を示したのではない点に留意が必要である。

(2) ひとり親（母子）の転職時の状況

① 転職先に勤め始めた時期

転職先に勤め始めた時期をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれも、「2015 年以前」から「2025 年」まで幅広いことが分かる。その中で、【カテゴリ B】が、他のカテゴリよりも「2015 年以前」の割合がやや高く、逆に「2025 年」の割合が低くなっている。

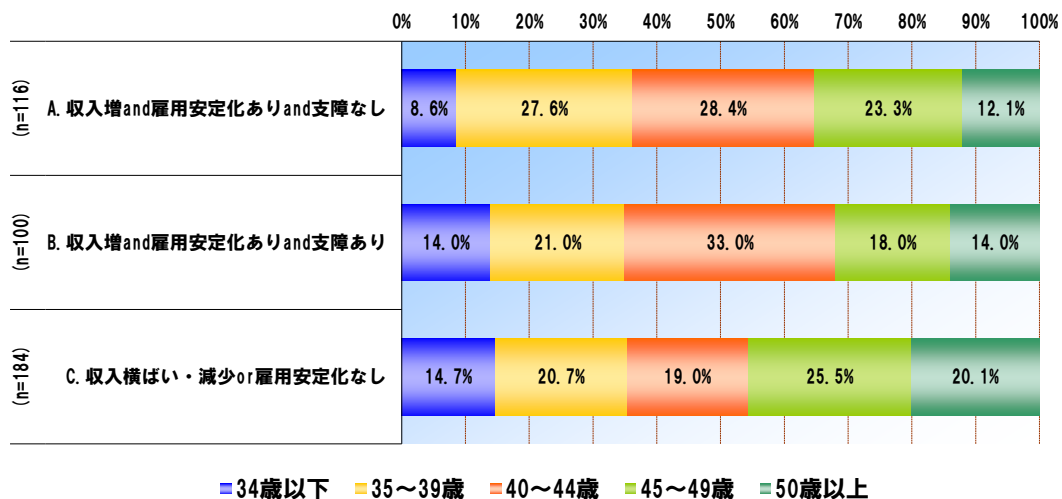
図表 6-4 転職先に勤め始めた時期



② 転職時の年齢

転職先に勤め始めた時期をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれも「34 歳以下」から「50 歳以上」に幅広いことが分かる。その中で、【カテゴリ C】では、「45～49 歳」、「50 歳以上」の割合が高く、他のカテゴリよりも転職時の年齢が高い。【カテゴリ A】では「35～39 歳」の割合がやや高く、他の 2 カテゴリでは「40～44 歳」の割合が高い。なお、いずれのカテゴリでも「39 歳以下」の構成比もほぼ 35%程度で違いはない。転職時の年齢が高い場合には、正社員など収入の増加や雇用の安定が見込まれる転職の割合が低いことがうかがわれる。ただし、「カテゴリ A」、「カテゴリ B」でも 45 歳以上の割合は 30%以上あり、転職時の年齢と収入増加・雇用の安定との関係は明確ではない。

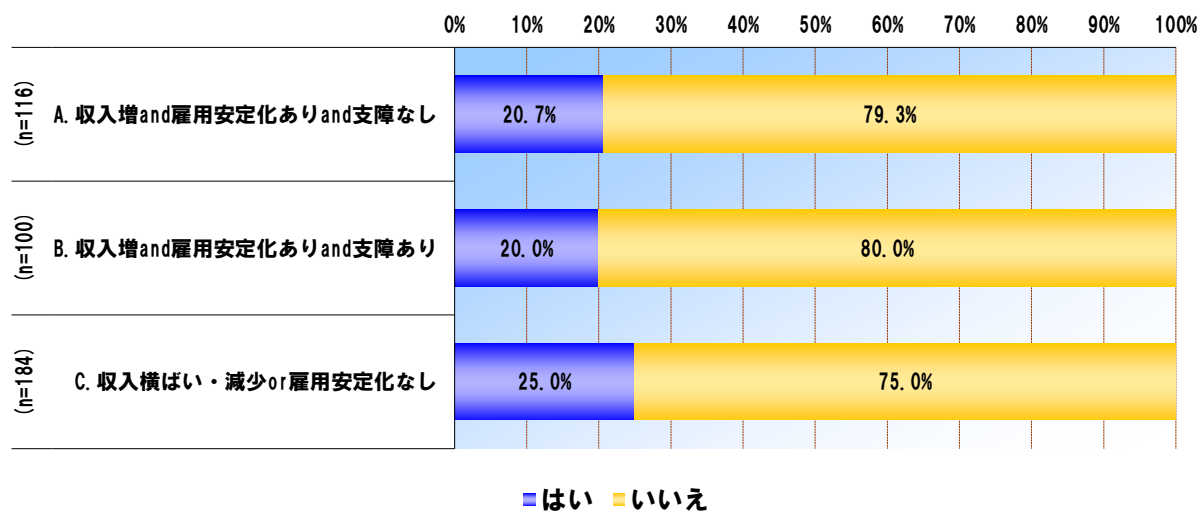
図表 6-5 転職時の年齢



③ 転職当時の同居家族の有無

転職当時の子どもの祖父母等の親族との同居有無を尋ねたところ、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】では、いずれも「はい」が約 20%であった。【カテゴリ C】では同割合は 25.0%と他のカテゴリよりもやや高い。

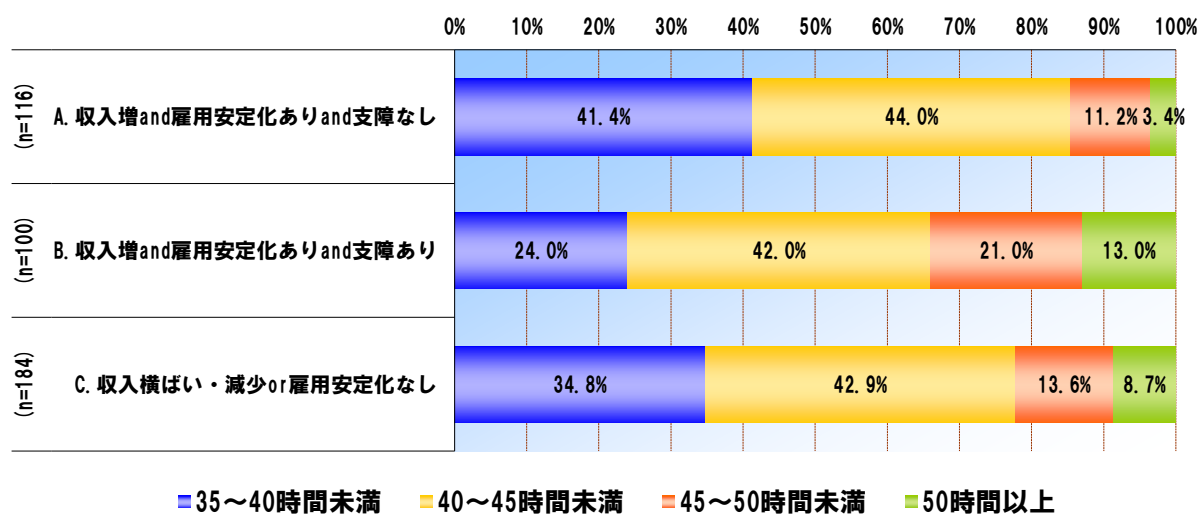
図表 6-6 転職当時の同居家族の有無



④ 転職後の週労働時間（残業時間含む）

転職後の週労働時間（残業時間含む）をみると、【カテゴリ A】では、「40～45 時間未満」が 44.0%、「35～40 時間未満」が 41.4%と、いずれも、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】での 4.0%よりも高い。これら 2 つのカテゴリを合わせると 85%を超える。一方で、【カテゴリ B】では、「45～50 時間未満」、「50 時間以上」がそれぞれ 21.0%、13.0%と高い。労働時間の長さと転職による支障に一定の関連があることがうかがわれる。

図表 6-7 転職後の週労働時間（残業時間含む）



⑤ 転職した翌年、2025 年（回答時）の世帯の年間収入とその構成

転職した翌年の世帯の年間収入の平均値（以下同様）をみると、【カテゴリ A】が 370.7 万円、【カテゴリ B】が 397.2 万円、【カテゴリ C】が 329.8 万円であり、【カテゴリ C】が他の 2 カテゴリよりも低い。

収入構成をみると、本人の就労収入は各カテゴリ 250～310 万円程度で、世帯の年間収入の 80%程度を占める。次いで「その他の収入（本人以外の子どもや世帯員の就労収入など）」は 40～50 万円程度で 10%台前半となっている。養育費は 7～16 万円程度で 2～4 %程度、社会保障給付・手当（児童手当、児童扶養手当等）が 20 万円前後で 5 %弱となっている。

2025 年（回答時点）の世帯の年間収入の平均値（以下同様）では、【カテゴリ A】が 501.7 万円、【カテゴリ B】が 531.4 万円、【カテゴリ C】が 374.3 万円であり、【カテゴリ C】が他の 2 カテゴリよりもかなり低い。前 2 カテゴリでは、転職の翌年の年収から大きく増加している。増加要因として大きいのは、本人の就労収入、「その他の収入（本人以外の子どもや世帯員の就労収入など）」である。養育費、社会保障給付・手当（児童手当、児童扶養手当等）は転職の翌年より減少している。

図表 6-8 転職した翌年、2025 年（回答時）の世帯の年間収入とその構成

（単位：万円、%）

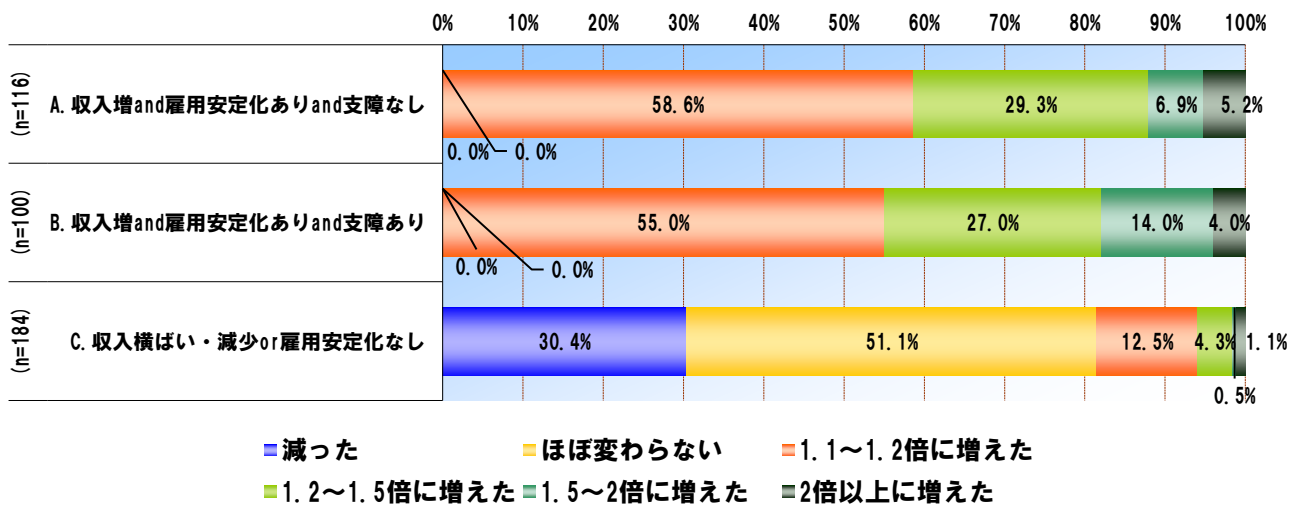
	転職の翌年			2025 年（回答時）		
	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし
世帯の年間収入	370.7 (100.0%)	397.2 (100.0%)	329.8 (100.0%)	501.7 (100.0%)	531.4 (100.0%)	374.3 (100.0%)
本人の就労収入	300.2 (81.0%)	310.9 (78.3%)	261.2 (79.2%)	389.4 (77.6%)	389.3 (73.3%)	290.5 (77.6%)
養育費	11.0 (3.0%)	15.8 (4.0%)	7.2 (2.2%)	8.6 (1.7%)	14.6 (2.7%)	8.3 (2.2%)
社会保障給付・手当 （児童手当、児童扶養 手当等）	19.5 (5.3%)	22.9 (5.8%)	18.8 (5.7%)	13.9 (2.8%)	16.0 (3.0%)	13.7 (3.7%)
その他の収入（本人以外 の子どもや世帯員の就労 収入など）	39.9 (10.8%)	47.6 (12.0%)	42.6 (12.9%)	89.8 (17.9%)	111.6 (21.0%)	61.8 (16.5%)

(3) ひとり親（母子）の転職における就業状況の変化

① 転職による年間収入の変化

転職による年間収入の変化をみると、【カテゴリA】と、【カテゴリB】では、ほぼ同じ増加構成となっている。ただし、【カテゴリB】では、「1.5 倍以上」の割合がやや高い。【カテゴリC】では、「ほぼ変わらない」が 51.1%とほぼ半数を占める。次いで、「減った」が 30.4%と高くなっている。

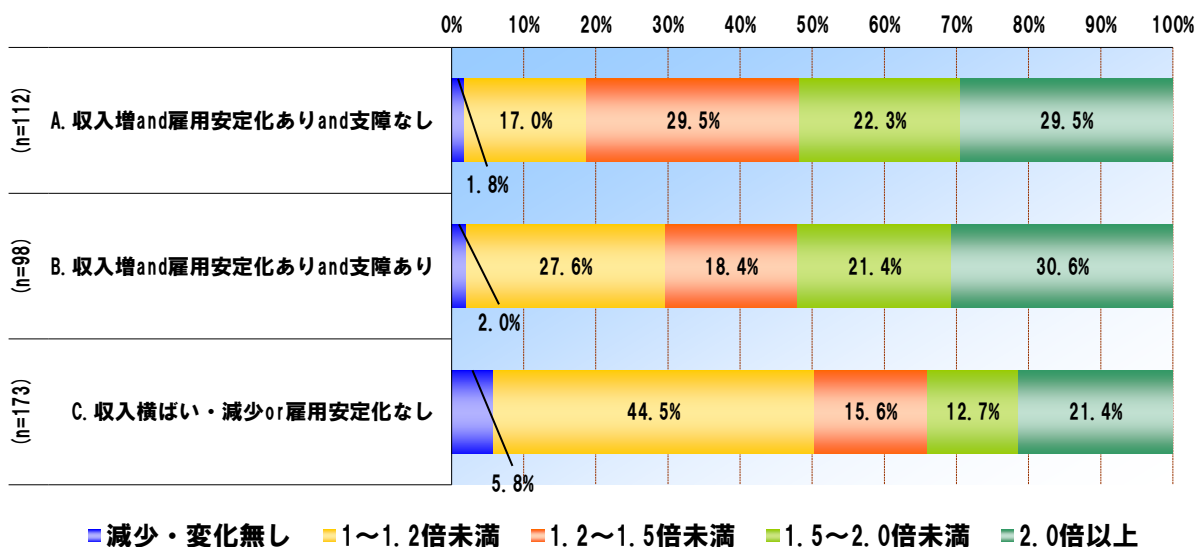
図表 6-9 転職による年間収入の変化



② 転職翌年から現在までの就労収入の変化

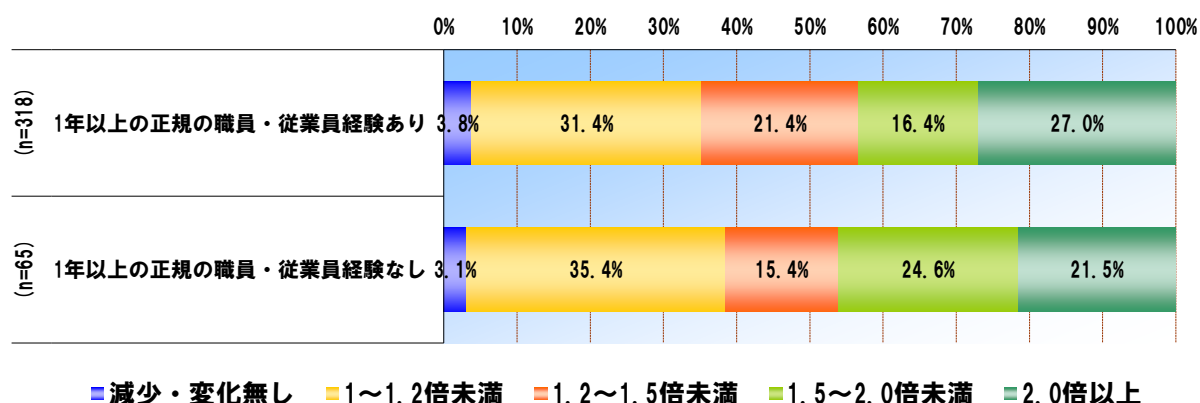
転職翌年の就労収入に対する現在（2025 年）の就労収入の増加倍率をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】では、【カテゴリC】に比べて、就労収入の増加倍率が顕著に高い。前 2 者のカテゴリでは、転職による年間収入の増加に加えて、転職後の収入増加率も高いことが分かる。【カテゴリ A】と【カテゴリ B】とを比較すると、就労収入の増加倍率が 1.5 倍以上の割合はほぼ同じだが、前者の方が「1.2～1.5 倍未満」の割合が高く、全体として中長期の収入増加率がやや高いことがうかがわれる。

図表 6-10 転職翌年から現在までの就労収入の変化



転職翌年の就労収入に対する現在（2025 年）の就労収入の増加倍率を 1 年以上の正規の職員・従業員経験の有無別にみると、「経験あり」の方が「経験なし」よりも、若干ではあるが転職後から今に至る継続的収入増加ができていく割合が高い。

図表 6-11 転職翌年から現在までの就労収入の変化（1 年以上の正規の職員・従業員経験の有無別）



③ 転職前後の就業状況

まず、転職前の就業形態をみると、【カテゴリ C】では「正規の職員・従業員」が 50.0%と、【カテゴリ A】での 44.0%、【カテゴリ B】での 34.0%よりも高い。【カテゴリ B】で「正規の職員・従業員」の割合が最も低い。

次に、転職後の就業形態をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】の「正規の職員・従業員」の割合は、それぞれ 76.7%、77.0%といずれも 4 分の 3 以上を占める。一方で、【カテゴリ C】での「正規の職員・従業員」の割合は 56.0%とやや低い。

これらの、転職前後の就業形態の状況から、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】では、転職によって「正規の職員・従業員」の割合が高まり、「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託」の割合が大きく低下している。収入の増加や雇用の安定化が、「正規の職員・従業員」であることと強く関係していることがうかがわれる。このことは、転職前後の就業形態の関係をみた結果からも確認できる。

一方で、【カテゴリ C】の場合、転職前に「正規の職員・従業員」の 80.0%が転職後も「正規の職員・従業員」となっているが、転職前に「パート・アルバイト」の場合、転職後も同じ「パート・アルバイト」が 46.2%と高い。また、転職前に「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託」の場合、転職後も同じ「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託」が 61.8%と高い。このように、【カテゴリ C】では、転職前：非正規⇒転職後：非正規の割合が他のカテゴリよりも高いことが分かる。

図表 6-12 転職前後の就業形態

		正規の 職員・従 業員	パート・ア ルバイト	労働者 派遣事 業所の 派遣社 員、契約 社員、嘱 託	会社・団 体等の 役員	自営業 主	その他
【転職前】							
(n=116)	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	44.0%	30.2%	22.4%	0.9%	1.7%	0.9%
(n=100)	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	34.0%	39.0%	23.0%	0.0%	3.0%	1.0%
(n=184)	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	50.0%	28.3%	18.5%	0.0%	1.1%	2.2%
【転職後】							
(n=116)	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	76.7%	8.6%	13.8%	0.0%	0.9%	0.0%
(n=100)	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	77.0%	9.0%	13.0%	0.0%	0.0%	1.0%
(n=184)	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	56.0%	21.7%	18.5%	0.0%	2.7%	1.1%
【転職後－転職前】							
(n=116)	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	32.8%	-21.6%	-8.6%	-0.9%	-0.9%	-0.9%
(n=100)	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	43.0%	-30.0%	-10.0%	0.0%	-3.0%	0.0%
(n=184)	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	6.0%	6.5%	0.0%	0.0%	1.6%	-1.1%

図表 6-13 転職前後の就業形態の関係

転職前の就業形態	転職後の就業形態			
	正規の職 員・従業員	パート・アル バイト	労働者派 遣事業所 の派遣社 員、契約 社員、嘱 託	その他
【A.収入増and雇用安定化ありand支障なし】(n=116)	76.7%	8.6%	13.8%	0.9%
正規の職員・従業員(n=51)	92.2%	2.0%	3.9%	2.0%
パート・アルバイト(n=35)	62.9%	22.9%	14.3%	0.0%
労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託(n=26)	61.5%	3.8%	34.6%	0.0%
その他(n=4)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
【B.収入増and雇用安定化ありand支障あり】(n=100)	77.0%	9.0%	13.0%	1.0%
正規の職員・従業員(n=34)	94.1%	2.9%	2.9%	0.0%
パート・アルバイト(n=39)	69.2%	15.4%	12.8%	2.6%
労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託(n=23)	69.6%	8.7%	21.7%	0.0%
その他(n=4)	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
【C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし】(n=184)	56.0%	21.7%	18.5%	3.8%
正規の職員・従業員(n=92)	80.4%	13.0%	4.3%	2.2%
パート・アルバイト(n=52)	36.5%	46.2%	15.4%	1.9%
労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託(n=34)	23.5%	11.8%	61.8%	2.9%
その他(n=6)	33.3%	0.0%	16.7%	50.0%

転職前後の就業形態を「1年以上の正規の職員・従業員経験の有無別」にみると、「経験あり」の方が、転職前、転職後ともに「正規の職員・従業員」の割合が高い。さらに、「経験あり」の方が、転職前後での「正規の職員・従業員」の割合の差（転職後－転職前）がやや大きいことが分かる。

図表 6-14 転職前後の就業形態（1年以上の正規の職員・従業員経験の有無別）

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託	会社・団体等の役員	自営業主	その他
【転職前】						
(n=327) 1年以上の正規の職員・従業員経験あり	47.1%	31.2%	19.0%	0.3%	1.2%	1.2%
(n=73) 1年以上の正規の職員・従業員経験なし	31.5%	32.9%	28.8%	0.0%	4.1%	2.7%
【転職後】						
(n=327) 1年以上の正規の職員・従業員経験あり	70.9%	12.8%	14.1%	0.0%	1.5%	0.6%
(n=73) 1年以上の正規の職員・従業員経験なし	50.7%	23.3%	23.3%	0.0%	1.4%	1.4%
【転職後－転職前】						
(n=327) 1年以上の正規の職員・従業員経験あり	23.9%	-18.3%	-4.9%	-0.3%	0.3%	-0.6%
(n=73) 1年以上の正規の職員・従業員経験なし	19.2%	-9.6%	-5.5%	0.0%	-2.7%	-1.4%

転職前後の就業形態を「最後に卒業した学校別」にみると、「中学校」を除き、転職前に比べて、転職後には「正規の職員・従業員」の割合が大きくなっている。

図表 6-15 転職前後の就業形態（最後に卒業した学校別）

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託	会社・団体等の役員	自営業主	その他
【転職前】						
(n=23) 中学校	39.1%	39.1%	21.7%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=147) 高等学校	38.1%	40.1%	17.7%	0.0%	2.0%	2.0%
(n=138) 専門学校・高専・短期大学	50.0%	25.4%	21.0%	0.0%	2.2%	1.4%
(n=91) 大学・大学院	47.3%	24.2%	25.3%	1.1%	1.1%	1.1%
(n=1) その他	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
【転職後】						
(n=23) 中学校	39.1%	43.5%	17.4%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=147) 高等学校	67.3%	16.3%	14.3%	0.0%	1.4%	0.7%
(n=138) 専門学校・高専・短期大学	65.2%	10.9%	20.3%	0.0%	2.2%	1.4%
(n=91) 大学・大学院	78.0%	9.9%	11.0%	0.0%	1.1%	0.0%
(n=1) その他	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
【転職後－転職前】						
(n=23) 中学校	0.0%	4.3%	-4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=147) 高等学校	29.3%	-23.8%	-3.4%	0.0%	-0.7%	-1.4%
(n=138) 専門学校・高専・短期大学	15.2%	-14.5%	-0.7%	0.0%	0.0%	0.0%
(n=91) 大学・大学院	30.8%	-14.3%	-14.3%	-1.1%	0.0%	-1.1%
(n=1) その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④ 転職前後の仕事（職業）

まず、転職前の仕事（職業）をみると、3つのカテゴリの違いは大きくはない。その中で、【カテゴリA】では、「事務的な仕事」の割合がやや低く、逆に「営業・販売の仕事」の割合がやや高い。また、【カテゴリC】では「専門的・技術的な仕事」の割合がやや高い。

次に、転職後の就業形態をみると、こちらも3つのカテゴリでの違いは大きくはないが、その中で、【カテゴリA】では「事務的な仕事」の割合がやや高く、【カテゴリC】では「サービスの仕事」の割合がやや高いのが特徴である。

これらの結果から、転職前後での仕事（職業）構成変化をみると、【カテゴリC】では職業構成がほとんど変化していないのに対して、【カテゴリA】では、「サービスの仕事」の構成比が9.5%ポイント低下、「事務的な仕事」が14.7%ポイント上昇と大きな変化がみられる。【カテゴリB】では、「サービスの仕事」が8.0%ポイントと大きく低下している点では同じだが、「事務的な仕事」の構成比の増加は1.0%ポイントとわずかで、「専門的・技術的な仕事」が5.0%ポイントの上昇と高い。

転職前後の仕事（職業）の関係を直接みると、全体に転職前後では同じ仕事（職種）である割合が高いのは3つのカテゴリで共通しているが、特に、【カテゴリC】ではその傾向が顕著である。同じ仕事（職業）での転職先を見つけているケースが多いことがうかがわれる。

【カテゴリA】、【カテゴリB】では、転職前に「専門的・技術的な仕事」である場合を除き、各仕事（職業）で、転職後として「事務的な仕事」の割合が高いが、特に、【カテゴリA】の場合30%を超え、その傾向が強い。

図表 6-16 転職前後の仕事（職業）

		管理的 な仕事	専門・技 術的な仕事	事務的 な仕事	営業・販 売の仕事	サービス の仕事	保安の 仕事	生産工 程にかか る仕事	農林漁 業の仕事	運輸・機 械の運 転の仕事	建設の 仕事	運搬・清 掃・包装 の仕事	その他
【転職前】													
(n=116)	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	1.7%	19.8%	28.4%	12.9%	19.8%	0.0%	6.9%	0.0%	0.9%	0.0%	4.3%	5.2%
(n=100)	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	1.0%	17.0%	36.0%	7.0%	19.0%	1.0%	7.0%	1.0%	1.0%	0.0%	4.0%	6.0%
(n=184)	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	1.6%	22.8%	34.2%	7.1%	16.8%	0.0%	9.8%	0.0%	1.1%	0.0%	1.6%	4.9%
【転職後】													
(n=116)	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	1.7%	22.4%	43.1%	9.5%	10.3%	0.0%	6.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.9%	5.2%
(n=100)	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	1.0%	22.0%	37.0%	6.0%	11.0%	1.0%	9.0%	0.0%	2.0%	1.0%	2.0%	8.0%
(n=184)	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	1.6%	20.1%	34.2%	6.0%	15.2%	0.5%	10.9%	0.0%	1.1%	0.5%	2.7%	7.1%
【転職後－転職前】													
(n=116)	A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	0.0%	2.6%	14.7%	-3.4%	-9.5%	0.0%	-0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	-3.4%	0.0%
(n=100)	B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	0.0%	5.0%	1.0%	-1.0%	-2.0%	0.0%	2.0%	-1.0%	1.0%	1.0%	-2.0%	2.0%
(n=184)	C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	0.0%	-2.7%	0.0%	-1.1%	-3.6%	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.5%	1.1%	2.2%

図表 6-17 転職前後の仕事（職業）の関係

転職前の仕事（職業）	転職後の仕事（職業）					
	専門・技術的な仕事	事務的な仕事	営業・販売の仕事	サービスの仕事	生産工程にかかる仕事	その他の仕事
【A.収入増and雇用安定化ありand支障なし】(n=116)	22.4%	43.1%	9.5%	10.3%	6.0%	8.6%
専門・技術的な仕事(n=23)	87.0%	4.3%	0.0%	0.0%	4.3%	4.3%
事務的な仕事(n=33)	0.0%	97.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
営業・販売の仕事(n=15)	0.0%	33.3%	53.3%	6.7%	0.0%	6.7%
サービスの仕事(n=23)	21.7%	30.4%	4.3%	34.8%	4.3%	4.3%
生産工程にかかる仕事(n=8)	0.0%	37.5%	0.0%	12.5%	50.0%	0.0%
その他の仕事(n=14)	7.1%	14.3%	14.3%	14.3%	7.1%	42.9%
【B.収入増and雇用安定化ありand支障あり】(n=100)	22.0%	37.0%	6.0%	11.0%	9.0%	15.0%
専門・技術的な仕事(n=17)	76.5%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	11.8%
事務的な仕事(n=36)	11.1%	75.0%	5.6%	2.8%	0.0%	5.6%
営業・販売の仕事(n=7)	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	28.6%	14.3%
サービスの仕事(n=19)	15.8%	15.8%	5.3%	47.4%	5.3%	10.5%
生産工程にかかる仕事(n=7)	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	57.1%	28.6%
その他の仕事(n=14)	7.1%	28.6%	7.1%	7.1%	7.1%	42.9%
【C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし】(n=184)	20.1%	34.2%	6.0%	15.2%	10.9%	13.6%
専門・技術的な仕事(n=42)	85.7%	7.1%	0.0%	4.8%	2.4%	0.0%
事務的な仕事(n=63)	1.6%	76.2%	4.8%	7.9%	4.8%	4.8%
営業・販売の仕事(n=13)	0.0%	46.2%	38.5%	7.7%	0.0%	7.7%
サービスの仕事(n=31)	0.0%	12.9%	3.2%	64.5%	6.5%	12.9%
生産工程にかかる仕事(n=18)	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	77.8%	16.7%
その他の仕事(n=17)	0.0%	11.8%	5.9%	0.0%	0.0%	82.4%

⑤ 転職前後の業種

まず、転職前、転職後の業種をみると、それぞれ 3 つのカテゴリでの違いは大きくはない。特に、【カテゴリ A】と、【カテゴリ C】では、業種構成の違いは小さい。一方で、【カテゴリ A】では、他の 2 カテゴリと比較して、「飲食サービス業」、「教育・学習支援業」の割合がやや高く、「福祉」の割合がやや低いが、サンプル数が多くないことの影響を受けていると推察される。

その結果、転職後の業種の変化についても顕著な傾向はみられないが、いずれのカテゴリでも「飲食サービス業」の割合はやや低下し、「福祉」の割合がやや上昇している。

転職前後の業種の関係を直接みると、「飲食サービス業」を除き、転職前後では同じ業種の割合が高いのは 3 つのカテゴリで共通している。一方で、「飲食サービス業」では、転職前後で同じ業種の割合が低い。

図表 6-18 転職前後の業種

		農業、林業、漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業	小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業
【転職前】												
(n=116)	A. 収入増and雇用安定化ありand支障なし	0.0%	0.0%	5.2%	13.8%	0.0%	0.0%	1.7%	2.6%	6.0%	6.9%	1.7%
(n=100)	B. 収入増and雇用安定化ありand支障あり	1.0%	0.0%	2.0%	15.0%	2.0%	2.0%	4.0%	3.0%	6.0%	3.0%	3.0%
(n=184)	C. 収入横ばい・減少or雇用安定化なし	0.5%	0.0%	5.4%	12.0%	0.5%	1.1%	3.3%	1.6%	8.2%	3.3%	2.2%
【転職後】												
(n=116)	A. 収入増and雇用安定化ありand支障なし	0.0%	0.0%	8.6%	16.4%	0.0%	3.4%	5.2%	6.0%	6.0%	6.0%	0.9%
(n=100)	B. 収入増and雇用安定化ありand支障あり	1.0%	1.0%	2.0%	16.0%	3.0%	1.0%	3.0%	4.0%	4.0%	3.0%	2.0%
(n=184)	C. 収入横ばい・減少or雇用安定化なし	0.5%	0.0%	3.8%	16.3%	0.0%	4.3%	3.8%	1.1%	4.9%	5.4%	1.6%
【転職後－転職前】												
(n=116)	A. 収入増and雇用安定化ありand支障なし	0.0%	0.0%	3.4%	2.6%	0.0%	3.4%	3.4%	3.4%	0.0%	-0.9%	-0.9%
(n=100)	B. 収入増and雇用安定化ありand支障あり	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	1.0%	-1.0%	-1.0%	1.0%	-2.0%	0.0%	-1.0%
(n=184)	C. 収入横ばい・減少or雇用安定化なし	0.0%	0.0%	-1.6%	4.3%	-0.5%	3.3%	0.5%	-0.5%	-3.3%	2.2%	-0.5%
(つづき)												
		学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業	飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業）	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療	福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）	公務（他に分類されないもの）	その他
【転職前】												
(n=116)	A. 収入増and雇用安定化ありand支障なし	6.0%	0.0%	7.8%	5.2%	1.7%	17.2%	12.9%	0.9%	5.2%	3.4%	1.7%
(n=100)	B. 収入増and雇用安定化ありand支障あり	2.0%	0.0%	12.0%	3.0%	6.0%	19.0%	7.0%	3.0%	4.0%	0.0%	3.0%
(n=184)	C. 収入横ばい・減少or雇用安定化なし	1.1%	1.1%	6.0%	3.8%	1.1%	21.7%	12.5%	3.3%	7.1%	3.3%	1.1%
【転職後】												
(n=116)	A. 収入増and雇用安定化ありand支障なし	3.4%	0.0%	2.6%	2.6%	4.3%	12.1%	15.5%	0.9%	1.7%	2.6%	1.7%
(n=100)	B. 収入増and雇用安定化ありand支障あり	2.0%	1.0%	3.0%	3.0%	3.0%	21.0%	16.0%	1.0%	6.0%	0.0%	4.0%
(n=184)	C. 収入横ばい・減少or雇用安定化なし	1.6%	1.1%	3.8%	3.3%	1.1%	20.7%	15.2%	1.6%	7.1%	1.6%	1.1%
【転職後－転職前】												
(n=116)	A. 収入増and雇用安定化ありand支障なし	-2.6%	0.0%	-5.2%	-2.6%	2.6%	-5.2%	2.6%	0.0%	-3.4%	-0.9%	0.0%
(n=100)	B. 収入増and雇用安定化ありand支障あり	0.0%	1.0%	-9.0%	0.0%	-3.0%	2.0%	9.0%	-2.0%	2.0%	0.0%	1.0%
(n=184)	C. 収入横ばい・減少or雇用安定化なし	0.5%	0.0%	-2.2%	-0.5%	0.0%	-1.1%	2.7%	-1.6%	0.0%	-1.6%	0.0%

図表 6-19 転職前後の業種の関係

転職前の業種	転職後の業種						
	製造業	小売業	飲食サービス業	医療	福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	その他
【A.収入増and雇用安定化ありand支障なし】(n=116)							
製造業(n=16)	56.3%	6.3%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%	25.0%
小売業(n=7)	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%
飲食サービス業(n=9)	0.0%	0.0%	22.2%	11.1%	33.3%	0.0%	33.3%
医療(n=20)	10.0%	0.0%	0.0%	55.0%	10.0%	0.0%	25.0%
福祉(n=15)	13.3%	0.0%	0.0%	6.7%	66.7%	0.0%	13.3%
サービス業（他に分類されないもの）(n=6)	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	33.3%
その他(n=43)	11.6%	4.7%	0.0%	2.3%	2.3%	0.0%	79.1%
【B.収入増and雇用安定化ありand支障あり】(n=100)							
製造業(n=15)	60.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	33.3%
小売業(n=6)	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%
飲食サービス業(n=12)	8.3%	8.3%	25.0%	16.7%	33.3%	0.0%	8.3%
医療(n=19)	0.0%	0.0%	0.0%	73.7%	10.5%	0.0%	15.8%
福祉(n=7)	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%
サービス業（他に分類されないもの）(n=4)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
その他(n=37)	13.5%	2.7%	0.0%	8.1%	8.1%	8.1%	59.5%
【C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし】(n=184)							
製造業(n=22)	86.4%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	9.1%
小売業(n=15)	20.0%	40.0%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	26.7%
飲食サービス業(n=11)	27.3%	0.0%	18.2%	0.0%	9.1%	27.3%	18.2%
医療(n=40)	2.5%	0.0%	2.5%	85.0%	5.0%	0.0%	5.0%
福祉(n=23)	0.0%	4.3%	8.7%	4.3%	73.9%	0.0%	8.7%
サービス業（他に分類されないもの）(n=13)	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	23.1%	46.2%	15.4%
その他(n=60)	5.0%	3.3%	1.7%	1.7%	8.3%	5.0%	75.0%

⑥ 転職前後の企業全体の従業員規模

まず、転職前、転職後の企業全体の従業員規模をみると、それぞれ 3 つのカテゴリでの違いは大きくはない。

次に、転職後の業種の変化をみると、3 つのカテゴリでの顕著な違いはやはり大きくなく、いずれのカテゴリでも「1～29 人」の割合が低下し、「5,000 人以上」の割合が上昇している。ただし、それ以外の従業員規模の増減の状況からは、全体に従業員規模が大きな企業に転職している傾向が顕著にみられるわけではない。

図表 6-20 転職前後の企業全体の従業員規模等

	1～29 人	30～99 人	100～ 299人	300～ 999人	1,000 ～ 4,999 人	5,000 人以上	官公庁	分らない	自営業 主
【転職前】									
(n=116) A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	23.3%	18.1%	12.9%	8.6%	6.0%	9.5%	2.6%	17.2%	1.7%
(n=100) B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	26.0%	19.0%	8.0%	13.0%	6.0%	7.0%	1.0%	17.0%	3.0%
(n=184) C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	28.8%	20.1%	12.5%	9.8%	4.9%	4.9%	0.5%	17.4%	1.1%
【転職後】									
(n=116) A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	20.7%	21.6%	15.5%	9.5%	7.8%	14.7%	3.4%	6.0%	0.9%
(n=100) B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	21.0%	18.0%	17.0%	15.0%	5.0%	12.0%	4.0%	8.0%	0.0%
(n=184) C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	23.9%	20.1%	12.5%	8.2%	8.7%	10.3%	0.0%	13.6%	2.7%
【転職後－転職前】									
(n=116) A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	-2.6%	3.4%	2.6%	0.9%	1.7%	5.2%	0.9%	-11.2%	-0.9%
(n=100) B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	-5.0%	-1.0%	9.0%	2.0%	-1.0%	5.0%	3.0%	-9.0%	-3.0%
(n=184) C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	-4.9%	0.0%	0.0%	-1.6%	3.8%	5.4%	-0.5%	-3.8%	1.6%

図表 6-21 転職前後の企業全体の従業員規模等の関係

転職前の企業全体の従業員規模等	転職後の企業全体の従業員規模等								
	1～29人	30～99人	100～ 299人	300～ 999人	1,000～ 4,999人	5,000人 以上	官公庁	分らない	自営業主
【A.収入増and雇用安定化ありand支障なし】(n=116)	22.0%	25.3%	17.6%	9.9%	5.5%	15.4%	2.2%	1.1%	1.1%
1～29人(n=27)	51.9%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%	3.7%	0.0%	0.0%
30～99人(n=21)	19.0%	38.1%	23.8%	4.8%	4.8%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%
100～299人(n=15)	0.0%	33.3%	26.7%	20.0%	0.0%	13.3%	0.0%	6.7%	0.0%
300～999人(n=10)	20.0%	10.0%	20.0%	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%
1,000～4,999人(n=7)	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
5,000人以上(n=11)	0.0%	18.2%	18.2%	9.1%	0.0%	45.5%	9.1%	0.0%	0.0%
【B.収入増and雇用安定化ありand支障あり】(n=100)	25.3%	16.5%	19.0%	19.0%	3.8%	11.4%	5.1%	0.0%	0.0%
1～29人(n=26)	42.3%	11.5%	26.9%	11.5%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%
30～99人(n=19)	15.8%	26.3%	10.5%	26.3%	0.0%	10.5%	10.5%	0.0%	0.0%
100～299人(n=8)	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%
300～999人(n=13)	15.4%	23.1%	15.4%	38.5%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1,000～4,999人(n=6)	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
5,000人以上(n=7)	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%
【C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし】(n=184)	26.8%	22.8%	13.4%	10.1%	9.4%	11.4%	0.0%	3.4%	2.7%
1～29人(n=53)	45.3%	20.8%	5.7%	5.7%	5.7%	7.5%	0.0%	5.7%	3.8%
30～99人(n=37)	18.9%	37.8%	18.9%	8.1%	0.0%	10.8%	0.0%	5.4%	0.0%
100～299人(n=23)	17.4%	13.0%	39.1%	13.0%	8.7%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%
300～999人(n=18)	16.7%	27.8%	5.6%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%
1,000～4,999人(n=9)	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	55.6%	22.2%	0.0%	0.0%	11.1%
5,000人以上(n=9)	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 転職前の企業全体の従業員規模が「官公庁」「分らない」「自営業主」については記載していない。

⑦ 転職前後の働き方

まず、転職前、転職後の働き方（複数回答）をみると、3つのカテゴリでの違いは大きくはない。その中で、転職前の働き方では、【カテゴリ B】で、他のカテゴリに比べて「月給制である」の割合がやや低く、反対に「時給制である」「ひと月あたりの就業日数が決まっていない」の割合がやや高くなっている。一方で、転職後の働き方では、【カテゴリ C】で、他のカテゴリに比べて「月給制である」の割合が顕著に低く、「時給制である」の割合が顕著に高い。

転職前後の働き方の変化をみると、【カテゴリ C】では、構成比の変化がほとんどみられず、働き方に大きな変更が生じていないことが分かる。一方で、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】では、「月給制である」の割合が顕著に上昇し、「時給制である」の割合が顕著に低下している。収入増、雇用の安定化と、時給制から月給制への変化と大きく関係していることがうかがわれる。なお、この転職前後の変化は、特に、【カテゴリ B】で顕著である。

【カテゴリ A】と【カテゴリ B】の違いとしては、転職後の状況として、「月給制である」「時給制である」以外の項目の割合が、前者の方が後者よりも低くなっており、前者では、賃金の支払い形態以外の就業条件として、就業日や就業時間帯などの変動が少なく安定している度合いが高いことがうかがわれる。

図表 6-22 転職前後の働き方（複数回答）

	月給制である	時給制である	ひと月あたりの就業日数が決まっていない（月によって変化が大きい）	1日あたりの就業時間（残業を除く）が決まっていない（日によって変化が大きい）	シフト制であり、出勤・退勤時刻が日によって変わる	夜勤が多い	季節により仕事量が大きく変わる	日雇いや就業日が決まっていない	上記に該当するものはない
【転職前】									
(n=116) A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	51.7%	45.7%	8.6%	6.0%	12.9%	2.6%	6.0%	1.7%	0.0%
(n=100) B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	44.0%	52.0%	14.0%	6.0%	16.0%	2.0%	6.0%	0.0%	1.0%
(n=184) C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	53.8%	38.6%	6.5%	3.3%	14.1%	3.3%	4.3%	0.0%	3.8%
【転職後】									
(n=116) A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	78.4%	18.1%	1.7%	2.6%	6.9%	3.4%	1.7%	0.9%	0.9%
(n=100) B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	82.0%	16.0%	6.0%	4.0%	15.0%	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%
(n=184) C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	58.2%	35.3%	7.1%	4.9%	11.4%	1.6%	5.4%	0.5%	4.3%
【転職後－転職前】									
(n=116) A.収入増and雇用安定化ありand支障なし	26.7%	-22.6%	-6.9%	-3.4%	-6.0%	0.9%	-4.3%	-0.9%	0.9%
(n=100) B.収入増and雇用安定化ありand支障あり	38.0%	-36.0%	-8.0%	-2.0%	-1.0%	3.0%	-1.0%	0.0%	-1.0%
(n=184) C.収入横ばい・減少or雇用安定化なし	4.3%	-3.3%	0.5%	1.6%	-2.7%	-1.6%	1.1%	0.5%	0.5%

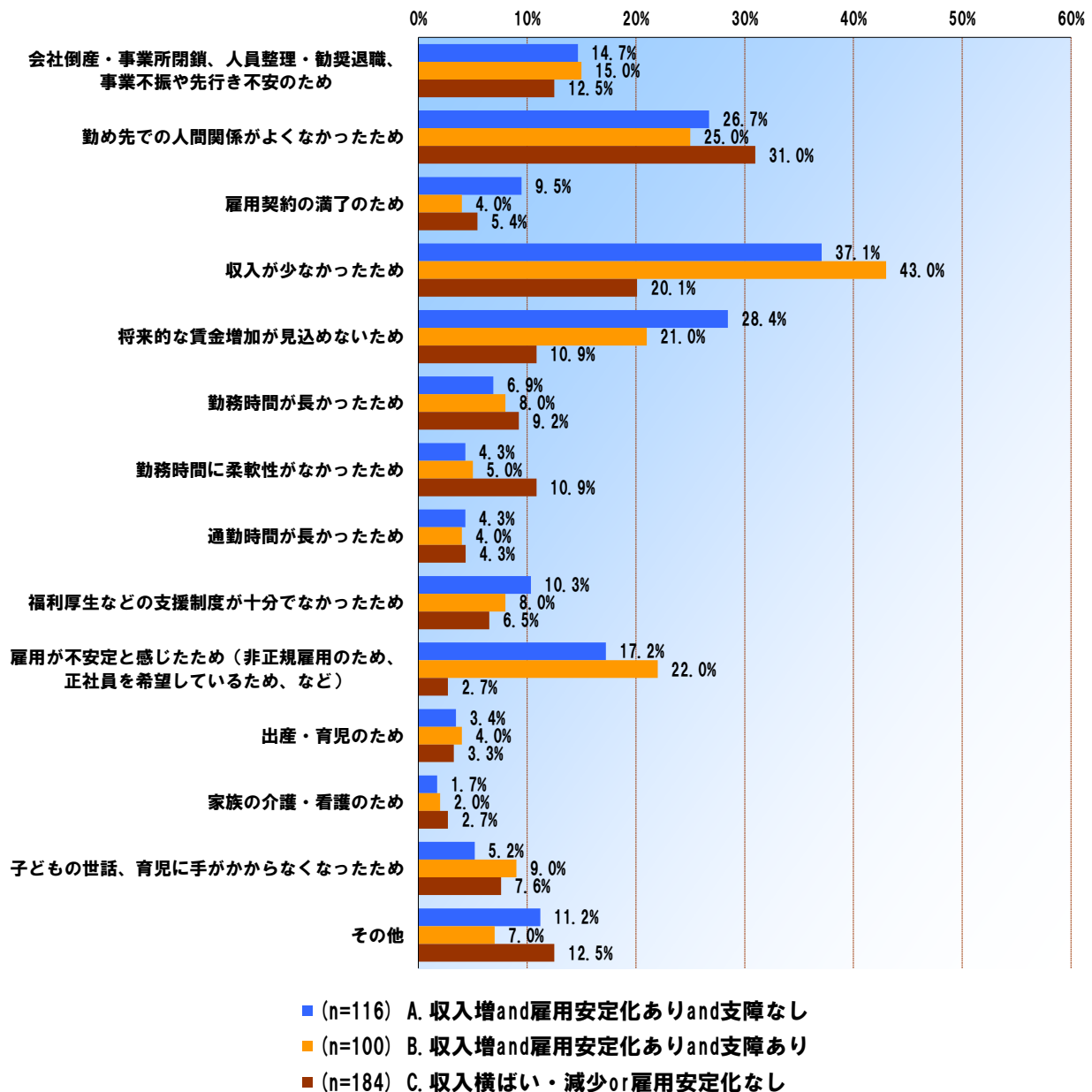
(4) ひとり親（母子）の転職活動

① 転職を考えた理由・きっかけ

転職を考えた理由・きっかけを複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】と、【カテゴリ C】の間で違う傾向が随所にみられる。具体的には、「収入が少なかったため」、「将来的な賃金増加が見込めないため」、「雇用が不安定と感じたため」において、前 2 者のカテゴリでの割合に比べて、後者での割合が低い。【カテゴリ C】では収入増や雇用の不安定を理由・きっかけにする割合が低いことが分かる。また、このカテゴリでは「勤め先での人間関係がよくなかったため」が最も高い割合となっている。

次に、【カテゴリ A】と【カテゴリ B】の間では、転職を考えた理由・きっかけの違いは明確ではない。やや違いがあるのは、前者では「将来的な賃金増加が見込めないため」の割合が高く、反対に「収入が少なかったため」、「雇用が不安定と感じたため」では逆に前者の割合が低い点である。【カテゴリ A】では、将来の賃金増をより重視していることが考えられる。

図表 6-23 転職を考えた理由・きっかけ（複数回答）

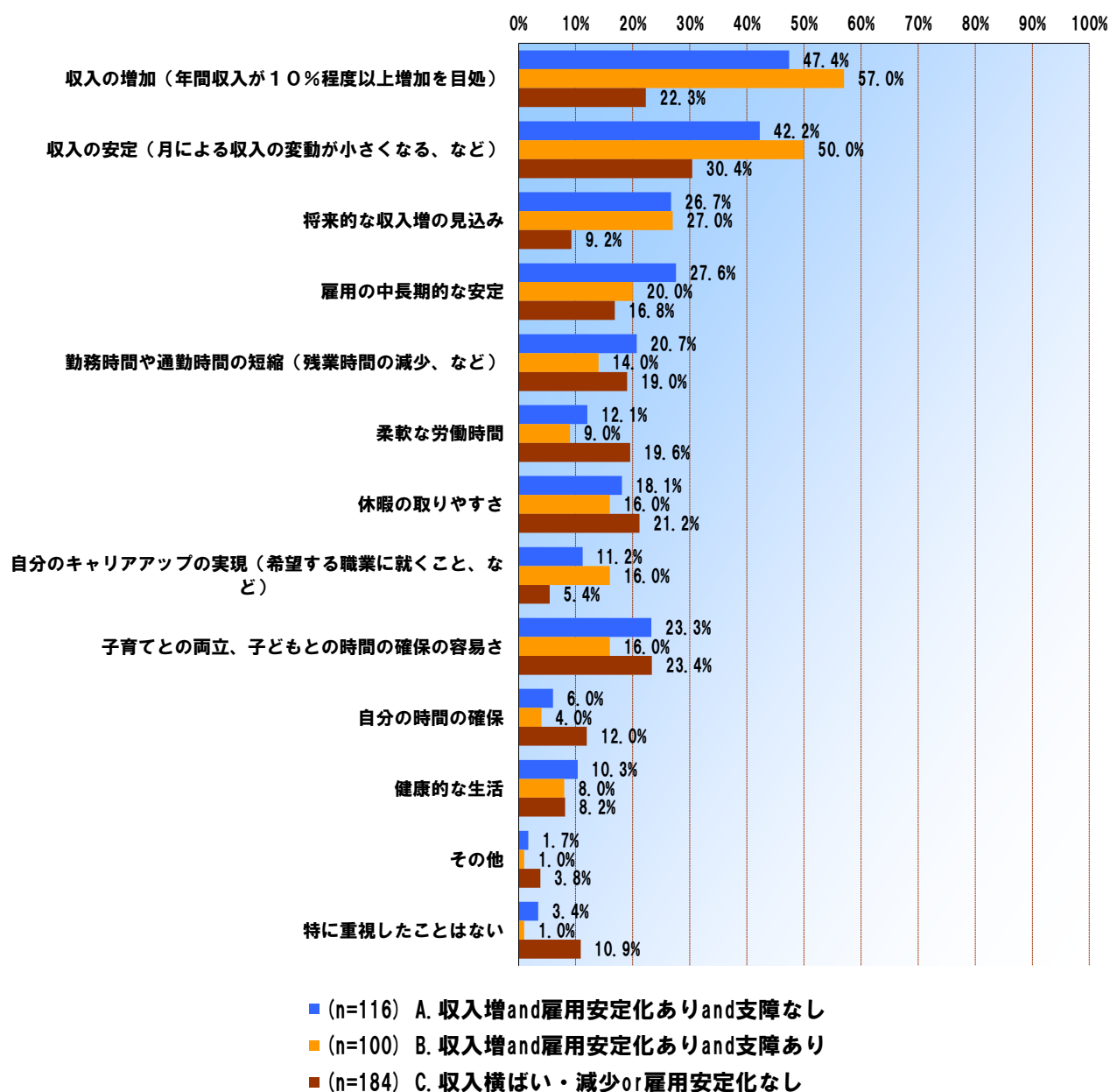


② 転職活動で重視したこと

転職活動で重視したことを複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】と、【カテゴリ C】の間で異なる傾向がみられる。具体的には、「収入の増加（年間収入が 10%程度以上増加を目標）」、「収入の安定（月による収入の変動が少なくなる、など）」、「将来的な収入増の見込み」において、前 2 者のカテゴリでの割合に比べて、後者での割合が低い。【カテゴリ C】では転職活動において収入増を重視する割合が低いことが分かる。

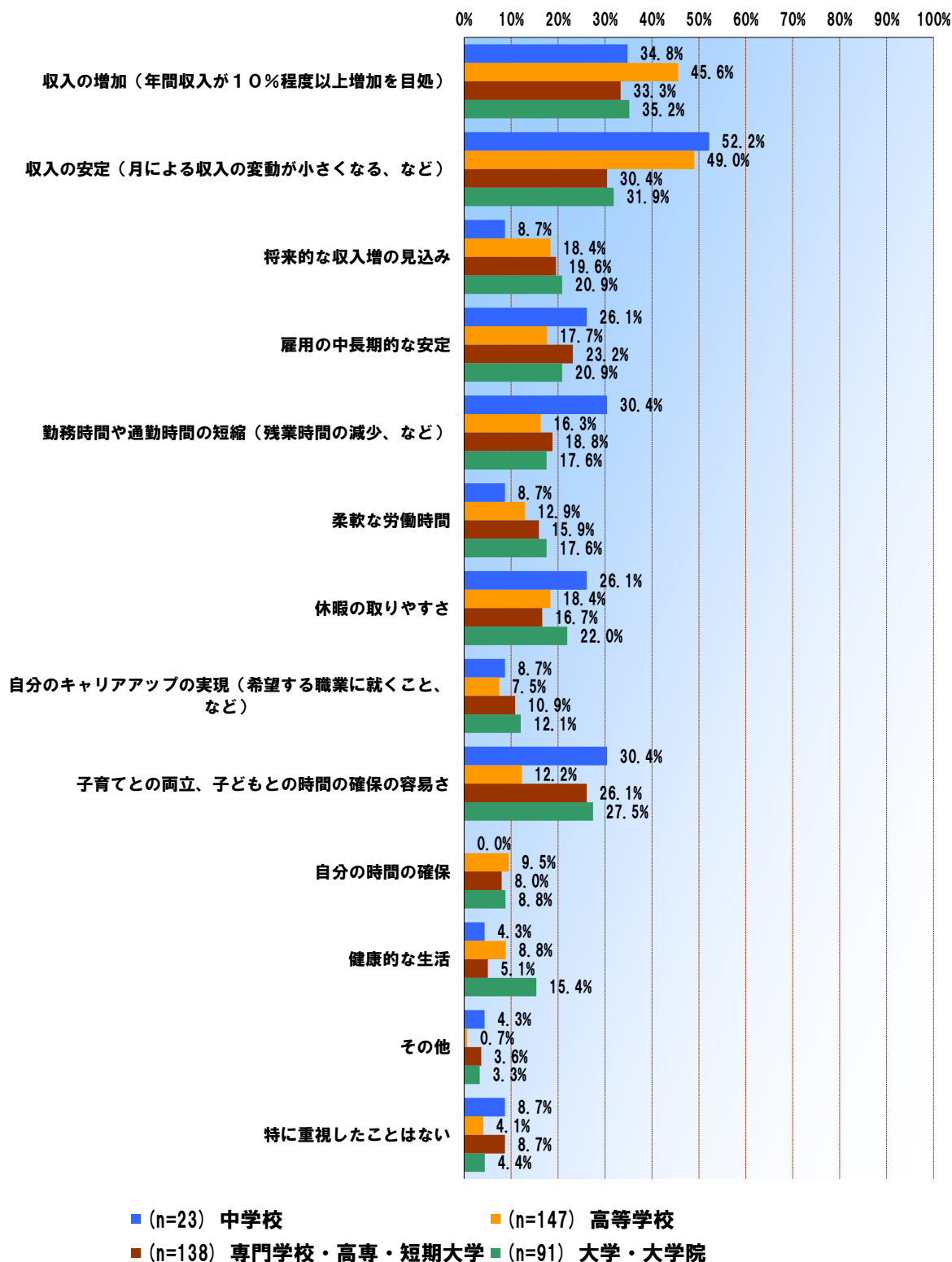
次に、【カテゴリ A】と【カテゴリ B】との間で転職活動で重視したことの違いは、前問と同じく大きくはない。両者ともに、「収入の増加（年間収入が 10%程度以上増加を目標）」、「収入の安定（月による収入の変動が少なくなる、など）」の割合が高い点で共通しているが、前者では「雇用の中長期的な安定」、「勤務時間や通勤時間の短縮（残業時間の短縮、など）」などの労働条件、子育てとの両立関係の割合が高い。【カテゴリ A】の方が賃金以外の点も重視する割合が高いことが、ここでもうかがわれる。

図表 6-24 転職活動で重視したこと（複数回答）



転職活動で重視したことを「最後に通った学校別」にみると、「高等学校」は「収入の増加」の割合が他よりも高く、また、「中学校」「高等学校」では「収入の安定」の割合が他と比べて高い。

図表 6-25 転職活動で重視したこと（最後に通った学校別）（複数回答）



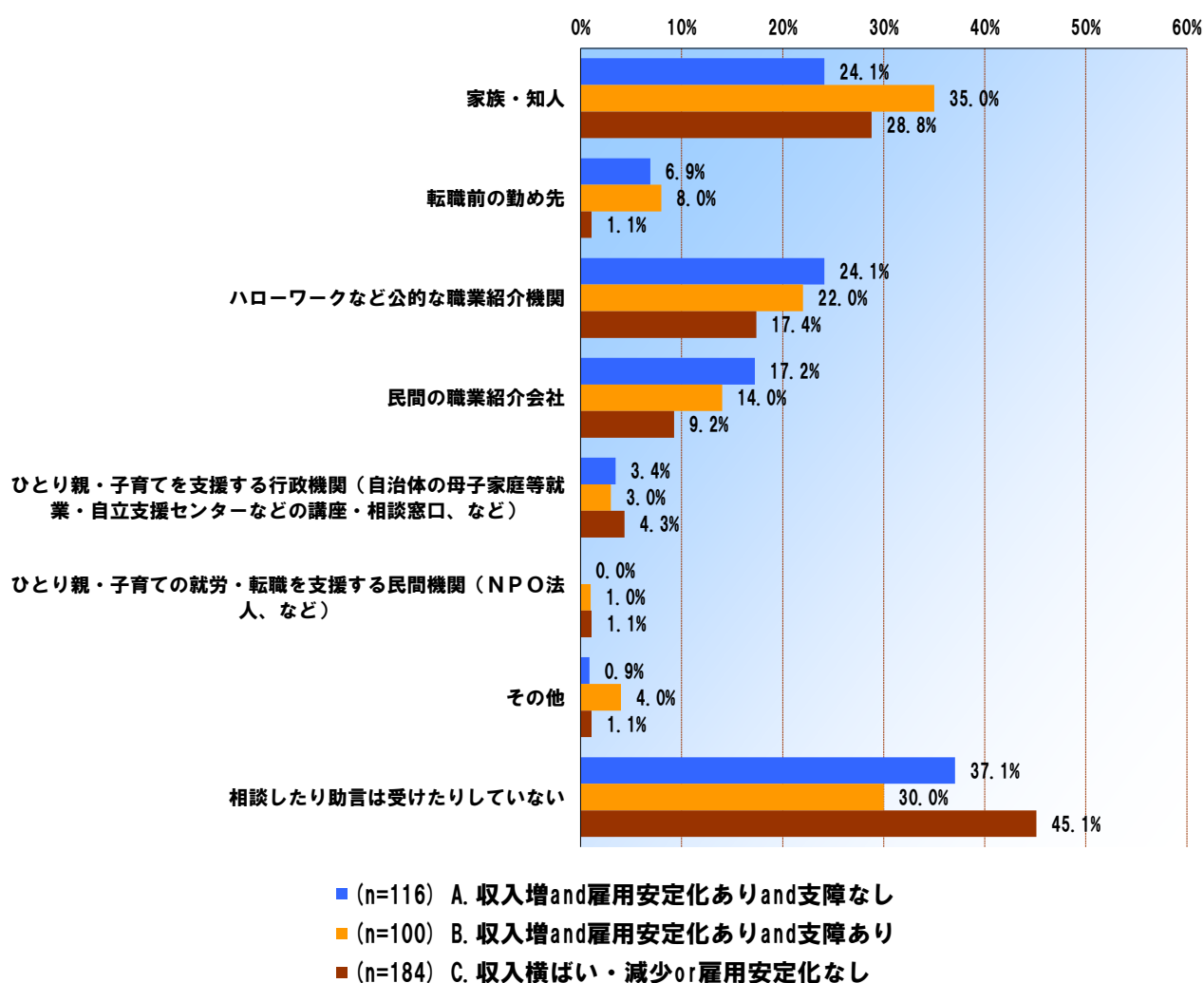
（注）最後に通った学校が「その他（n=1）」についてはグラフにしていない。

③ 転職活動での相談・受けた助言

転職活動での相談・受けた助言を複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ C】では「相談したり助言は受けたりしていない」が 45.1%と他のカテゴリに比べて高い。相談したり助言を受けたりした場合の相手としては、「家族・知人」が 28.8%で最も高いが、その他の相手については、いずれも、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】での割合よりも低い。

【カテゴリ A】と【カテゴリ B】との違いとしては、後者の方が「家族・知人」に相談した割合が高い点と、反対に前者の方が「相談したり助言は受けたりしていない」の割合が高い事が特徴である。また、【カテゴリ A】では、相談相手として「家族・知人」（24.1%）と「ハローワークなど公的な職業機関」（24.1%）、「民間の職業機関」（17.2%）との差が小さい事も特徴と言える。相談・助言の相手としては、外部の機関を利用する傾向がやや強いといえる。

図表 6-26 転職活動での相談・受けた助言（複数回答）

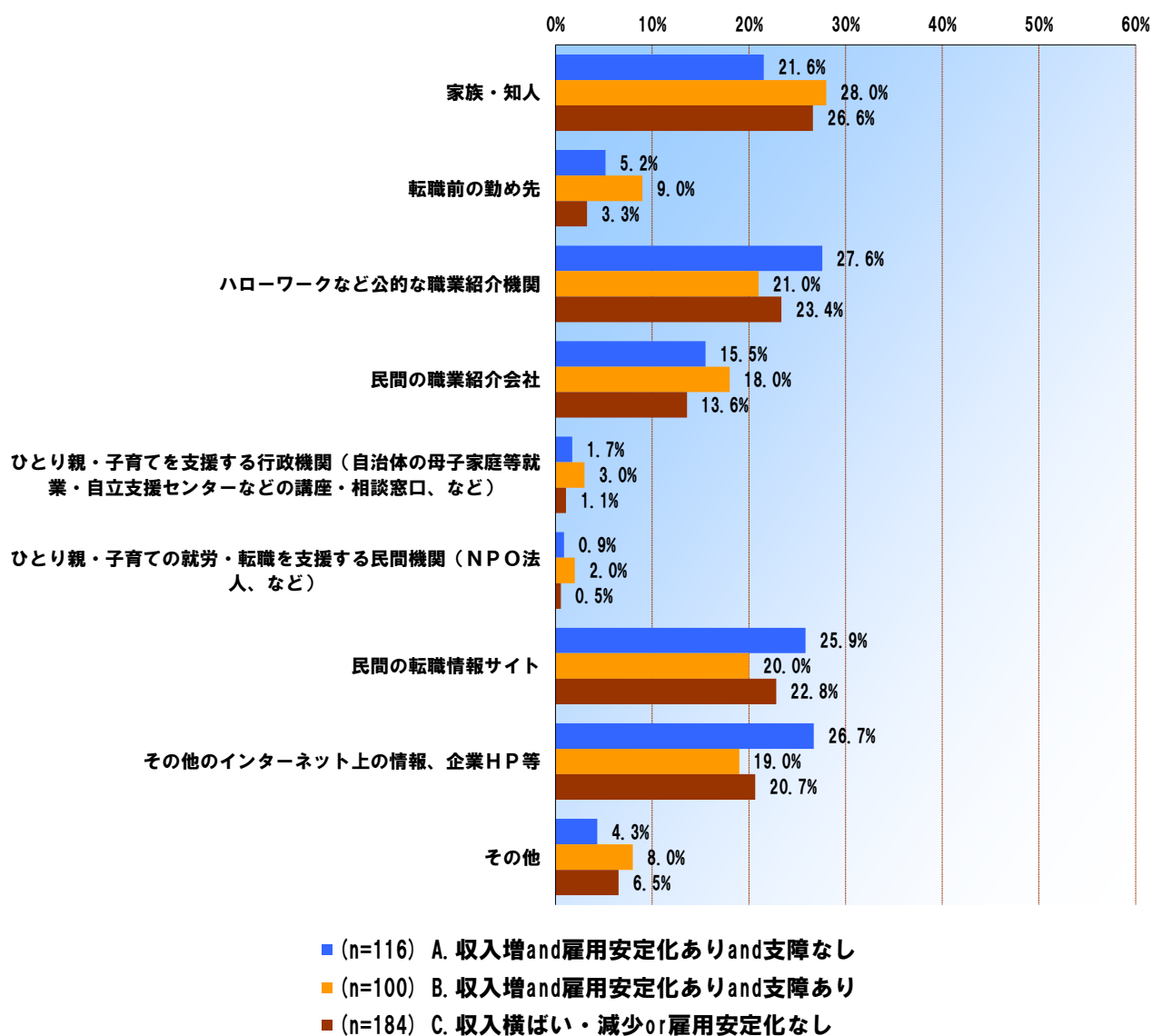


④ 転職活動での応募企業の探し方・調べ方

転職するにあたって、応募する企業をどのようにして探したり調べたりしたかを複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】の 3 つのカテゴリ間には大きな違いは見られなかった。いずれのカテゴリでも「家族・知人」、「ハローワークなど公的な職業訓練機関」、「民間転職情報サイト」、「その他のインターネット上の情報、企業 HP 等」など様々な機関や媒体を通じて、応募企業を探したり調べたりしていることが分かる。なお、「ひとり親・子育てを支援する機関（自治体の母子家庭等就業・自立支援センターなどの講座・相談窓口、など）」、「ひとり親・子育ての就労・転職を支援する民間機関（NPO 法人、など）」の回答割合は数％程度とかなり低い。

その中で、【カテゴリ A】については、「ハローワークなど公的な職業訓練機関」、「民間転職情報サイト」、「その他のインターネット上の情報、企業 HP 等」の割合が【カテゴリ B】、【カテゴリ C】での割合よりもやや高く、反対に「家族・知人」の割合がやや低い。【カテゴリ A】では、家族や知人の情報を使いながらも、公的機関やネット上のサイト・情報を中心により多様な方法で積極的に応募企業を探したり調べたりしている姿がうかがわれる。

図表 6-27 転職活動での応募企業の探し方・調べ方（複数回答）

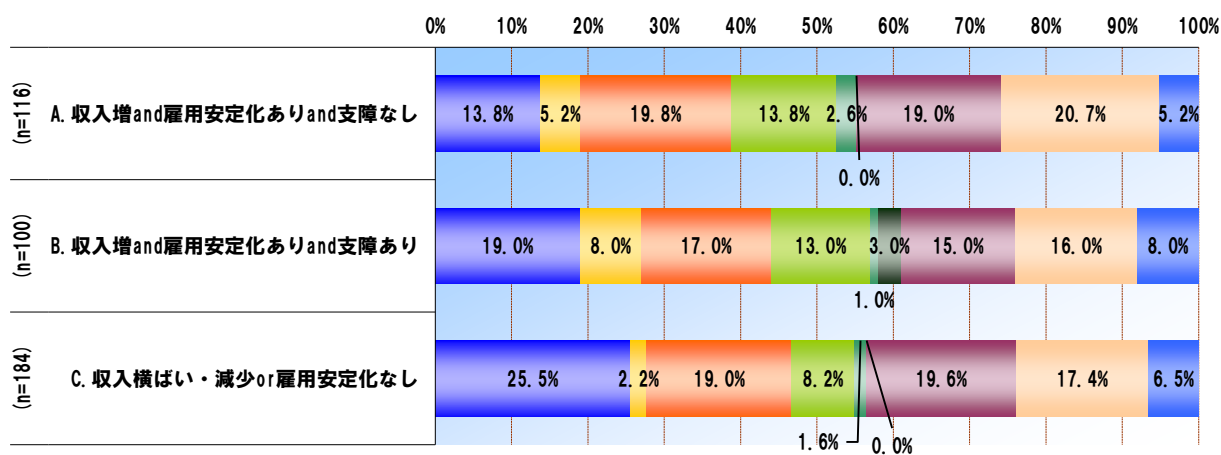


⑤ 転職活動で最終的に就職した会社等の求人情報を得た先

転職するにあたって、最終的に就職した会社等の求人情報を得た先を尋ねたところ、【カテゴリC】では、「家族・知人」が 25.5%と最も高く、また、他のカテゴリでの同項目の割合と比較してもかなり高い。身近な関係者から得た情報を元に転職するケースが多いことが分かる。

次に、【カテゴリA】と【カテゴリB】との違いとしては、後者では「家族・知人」の割合が 19.0%と前者より高く、反対に、前者では「ハローワークなど公的な職業機関」「民間の転職情報サイト」、「その他のインターネット上の情報、企業HP等」の割合がやや高い。この結果は、先にみた応募する企業をどのようにして探したり調べたりしたかの結果と整合している。

図表 6-28 転職活動で最終的に就職した会社等の求人情報を得た先

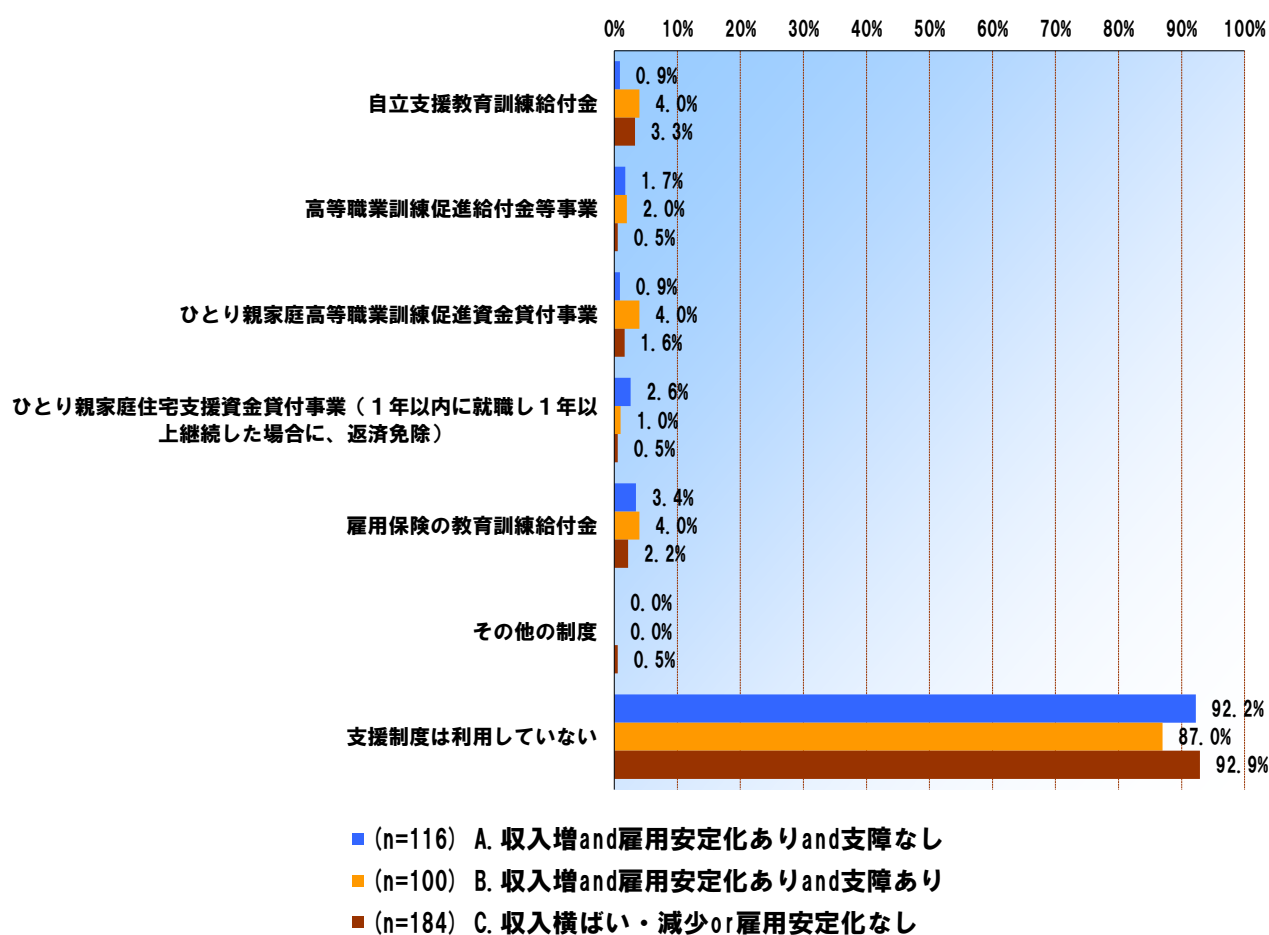


- 家族・知人
- 転職前の勤め先
- ハローワークなど公的な職業紹介機関
- 民間の職業紹介会社
- ひとり親・子育てを支援する行政機関（自治体の母子家庭等就業・自立支援センターなどの講座・相談窓口、など）
- ひとり親・子育ての就労・転職を支援する民間機関（NPO法人、など）
- 民間の転職情報サイト
- その他のインターネット上の情報、企業HP等
- その他

⑥ 転職するにあたっての国などからの支援制度の利用状況

転職するにあたって、国などからの支援制度を利用したかを尋ねたところ、3つのカテゴリいずれでも、「支援制度は利用していない」がほぼ90%を占める結果であった。3つのカテゴリの中では、【カテゴリ B】での利用割合がいずれもやや高い状況となっている。

図表 6-29 転職するにあたっての国などからの支援制度の利用状況（複数回答）

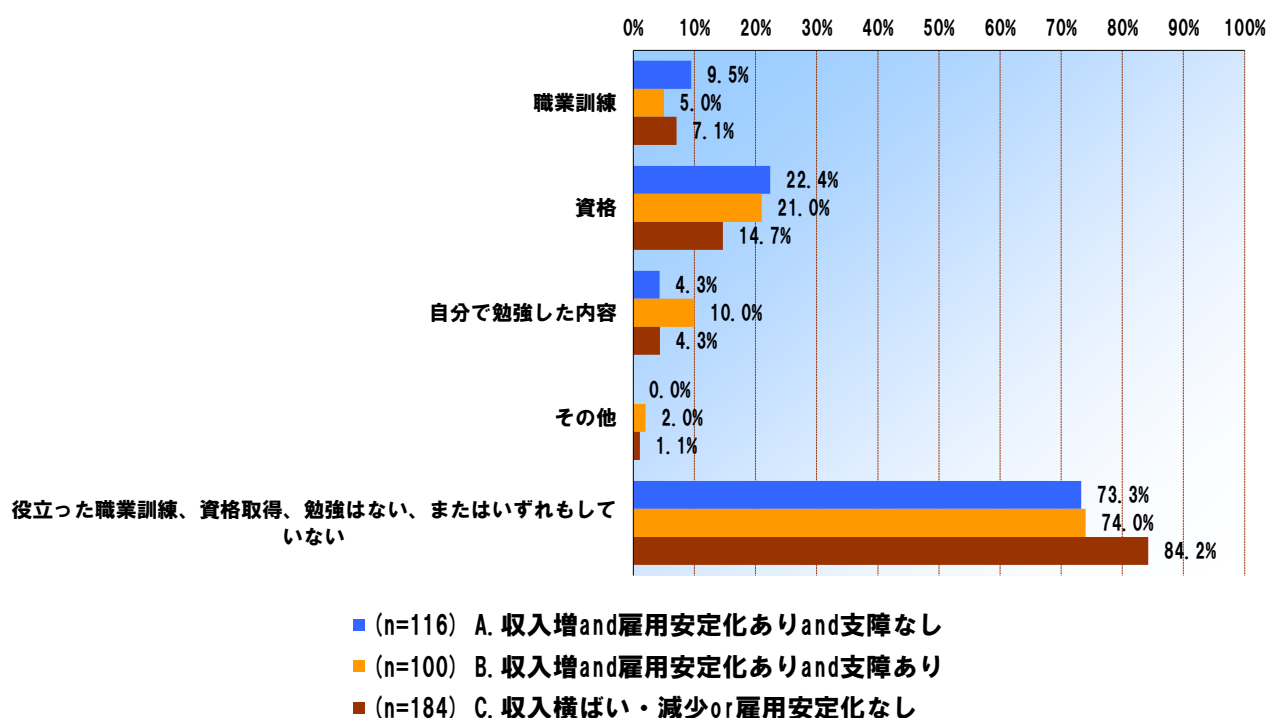


⑦ 転職に役立ったこれまでの職業訓練や取得した資格など

これまでに受けた職業訓練や取得した資格などのうち、転職に役立ったものを複数回答で尋ねたところ、3つのカテゴリのいずれも「役立った職業訓練、資格取得、勉強はない、またはいずれもしていない」が最も高かった。その中でも、【カテゴリC】では84.2%と高い割合であった。

転職で役立ったものとしては「資格」の割合が最も高く、【カテゴリA】では22.4%、【カテゴリB】では21.0%となっている。また、【カテゴリA】では「職業訓練」が9.5%と他のカテゴリでの割合よりも高い。そのほか、【カテゴリB】では「自分で勉強した内容」が10.0%と他のカテゴリでの割合よりも高い。

図表 6-30 転職に役立ったこれまでの職業訓練や取得した資格など（複数回答）

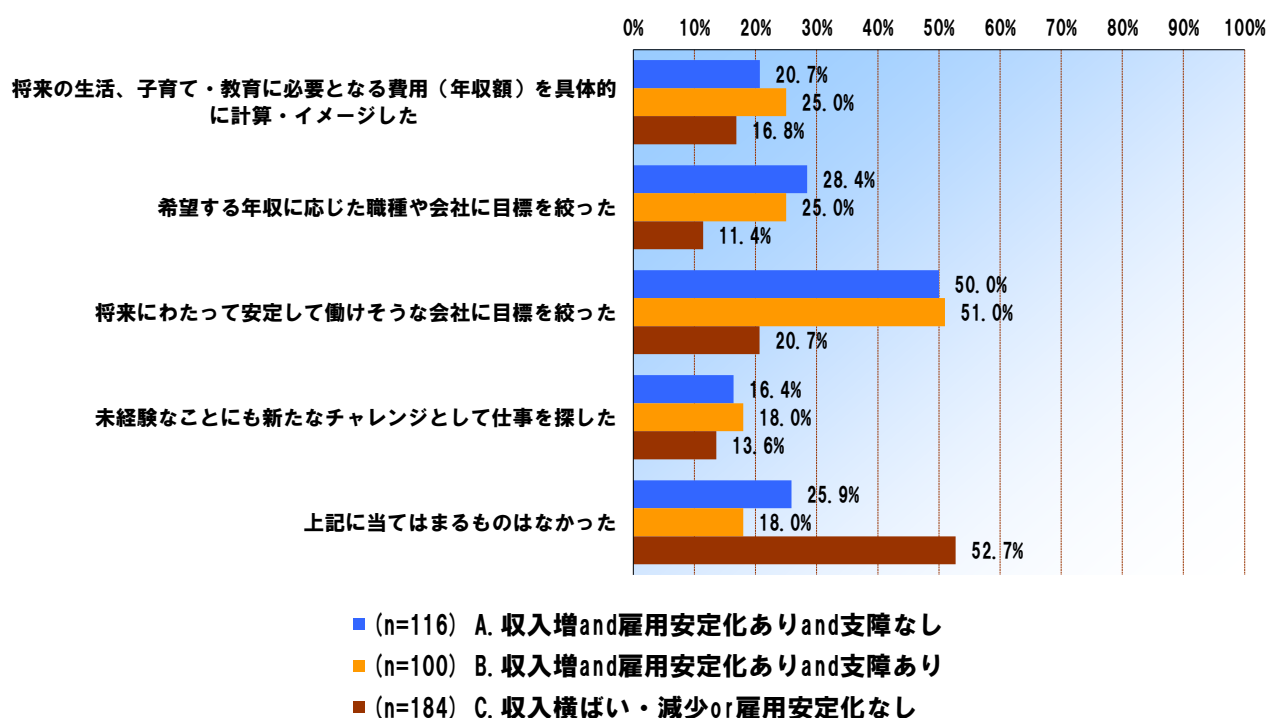


⑧ 転職するにあたって意識したこと

転職するにあたって意識したことを複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ C】では、「上記には当てはまるものはなかった」が 52.7%と過半を占め、【カテゴリ A】での 25.9%、【カテゴリ B】での 18.0%よりかなり高かった。【カテゴリ C】では明確な意識をすることなく転職しているケースが多いことがうかがわれる。

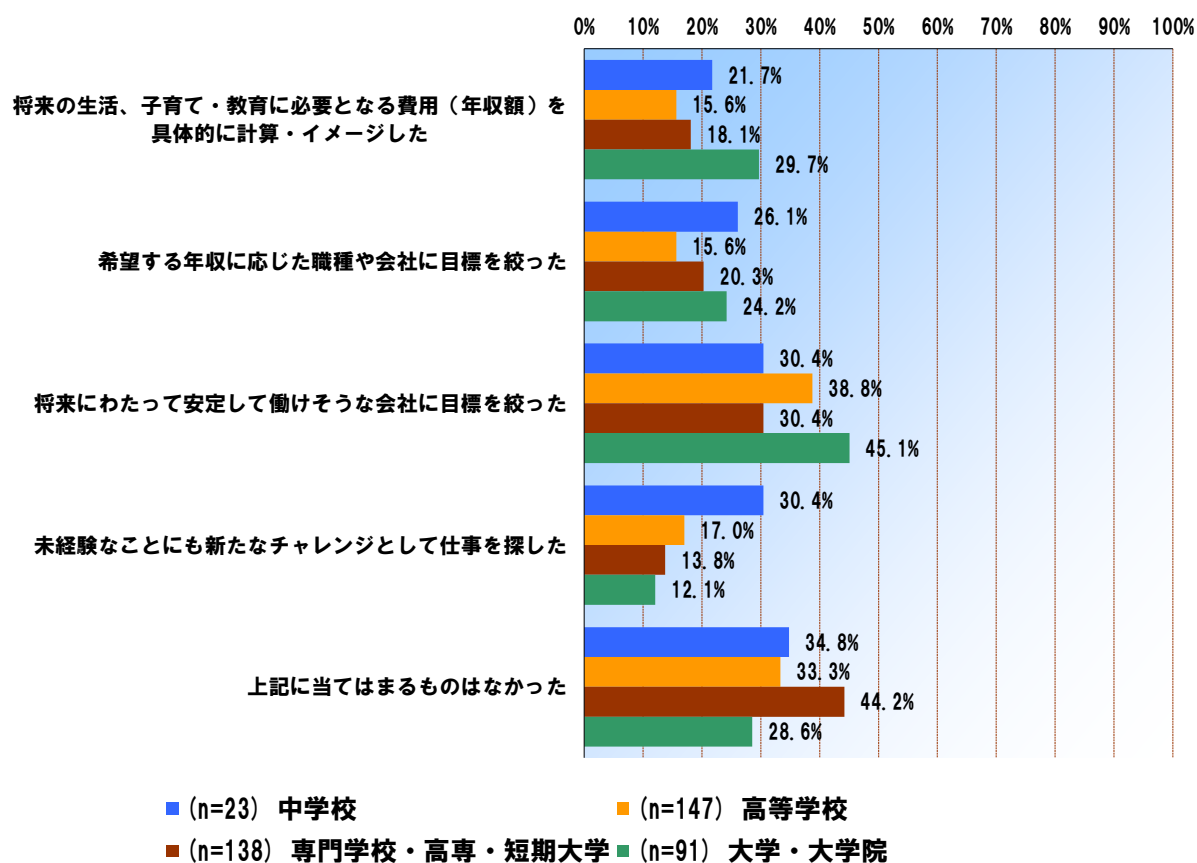
次に【カテゴリ A】と【カテゴリ B】での回答状況をみると、両者に大きな違いはない。両カテゴリでは「将来にわたって安定して働けそうな会社に目標を絞った」がそれぞれ 50.0%、51.0%と、【カテゴリ C】での 20.7%よりかなり高い。また、「希望する年収に応じた職種や会社に目標を絞った」でもそれぞれ 28.4%、25.0%と、【カテゴリ C】での 11.4%よりかなり高い。将来の安定性や希望する年収に応じ職種・会社を強く意識した転職が収入増や雇用の安定化につながっていることが分かる。

図表 6-31 転職するにあたって意識したこと（複数回答）



転職するにあたって意識したことを「最後に通った学校別」にみると、「中学校」、「高等学校」では、他に比べて「未経験なことにも新たなチャレンジとして仕事を探した」の割合が高くなっている。また、「大学・大学院」では、「将来の生活、子育て・教育に必要となる費用（年収額）を具体的に計算・イメージした」、「将来にわたって安定して働けそうな会社に目標を絞った」の割合が高く、将来への見通しを比較的重視していることがうかがわれる。

図表 6-32 転職するにあたって意識したこと（最後に通った学校別）（複数回答）



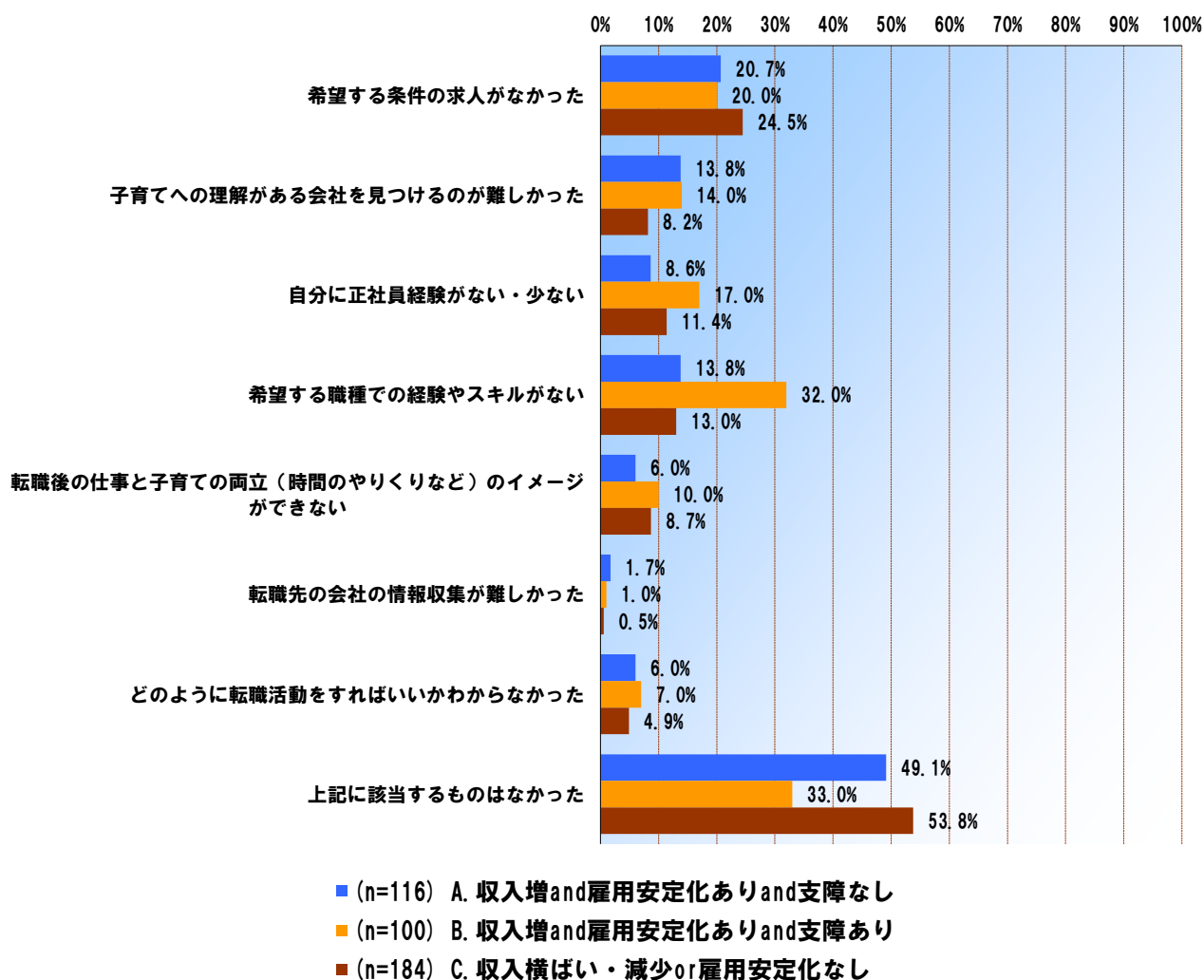
⑨ 応募先の情報収集など転職活動で難しかったこと・苦労したこと

応募先の情報収集など転職活動で難しかったこと・苦労したことを主なもの 3 つまでの回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれにおいても、「上記には当てはまるものはなかった」が最も高い割合となっている。特に、【カテゴリ A】、【カテゴリ C】ではこの割合がほぼ半数を占め高い。これに対して、【カテゴリ B】では、同割合は 33.3%と他の 2 カテゴリよりもかなり低い。

転職活動で難しかったこと・苦労したこととして、3 カテゴリのいずれでも「希望する条件の求人がなかった」が 20%を超えて高い。カテゴリ別には、【カテゴリ B】では、「希望する職種での経験やスキルがない」が 32.0%と他の 2 カテゴリでの約 13%よりかなり高い。また、【カテゴリ B】では「自分に正社員経験がない・少ない」が 17.0%と、他の 2 カテゴリでの割合よりも高い。

【カテゴリ B】では、経験・スキル不足、正社員経験不足があったりすることで、転職後には収入は上がったものの就労や生活との両立などで無理や支障につながることがあると考えられる。

図表 6-33 応募先の情報収集など転職活動で難しかったこと・苦労したこと（主なもの 3 つまでの回答）



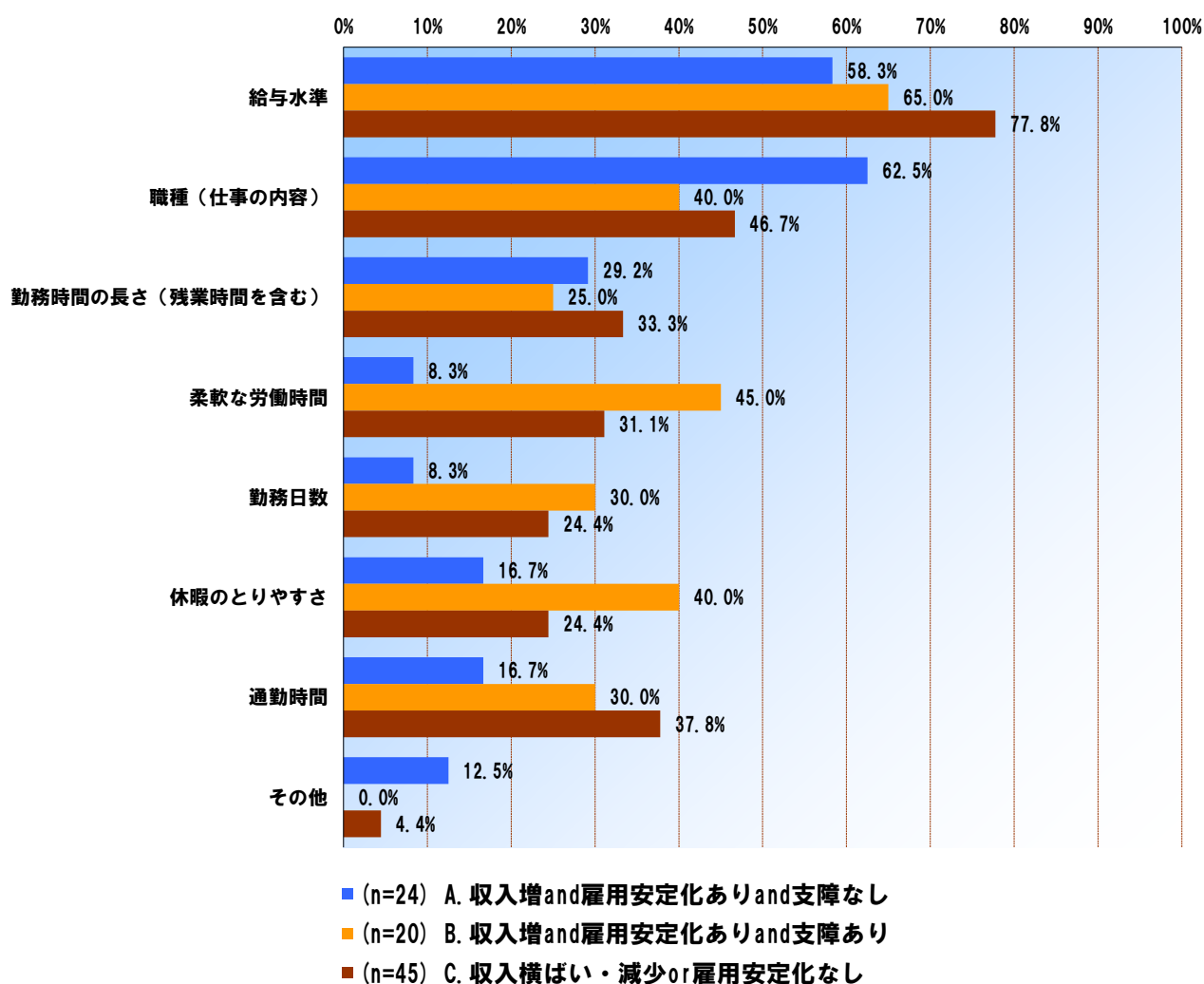
⑩ 見つけるのが難しかった希望条件

前問の応募先の情報収集など転職活動で難しかったこと・苦労したことについて「希望する条件の求人がなかった」に回答した場合に、具体的な条件を複数回答で尋ねた。結果をみると、【カテゴリA】、【カテゴリB】、【カテゴリC】のいずれも「給与水準」の割合が高いが、【カテゴリC】では77.8%と一層高くなっている。企業を探す際に給与水準への意識が低い当該カテゴリにおいて、希望する給与水準を満たす企業は見つかりにくいと考えられる。

その他のカテゴリ別の特徴をみると、【カテゴリA】では「職種（仕事の内容）」が62.5%と他のカテゴリでの割合よりかなり高く、反対に、「柔軟な労働時間」、「勤務日数」、「休暇の取りやすさ」、「通勤時間」の割合は他のカテゴリよりも低い。将来的な雇用の安定への意識が高い【カテゴリA】では、労働時間や勤務日数よりも、希望する職種（仕事内容）を見つめることに苦労していることが分かる。

反対に、【カテゴリB】では、「職種（仕事内容）」が46.7%と高いが、加えて、「柔軟な労働時間」、「休暇の取りやすさ」がそれぞれ40%以上となるなど、賃金を含めて各種の労働条件での希望を満たすことが難しいケースが多い。

図表 6-34 見つけるのが難しかった希望条件（複数回答）

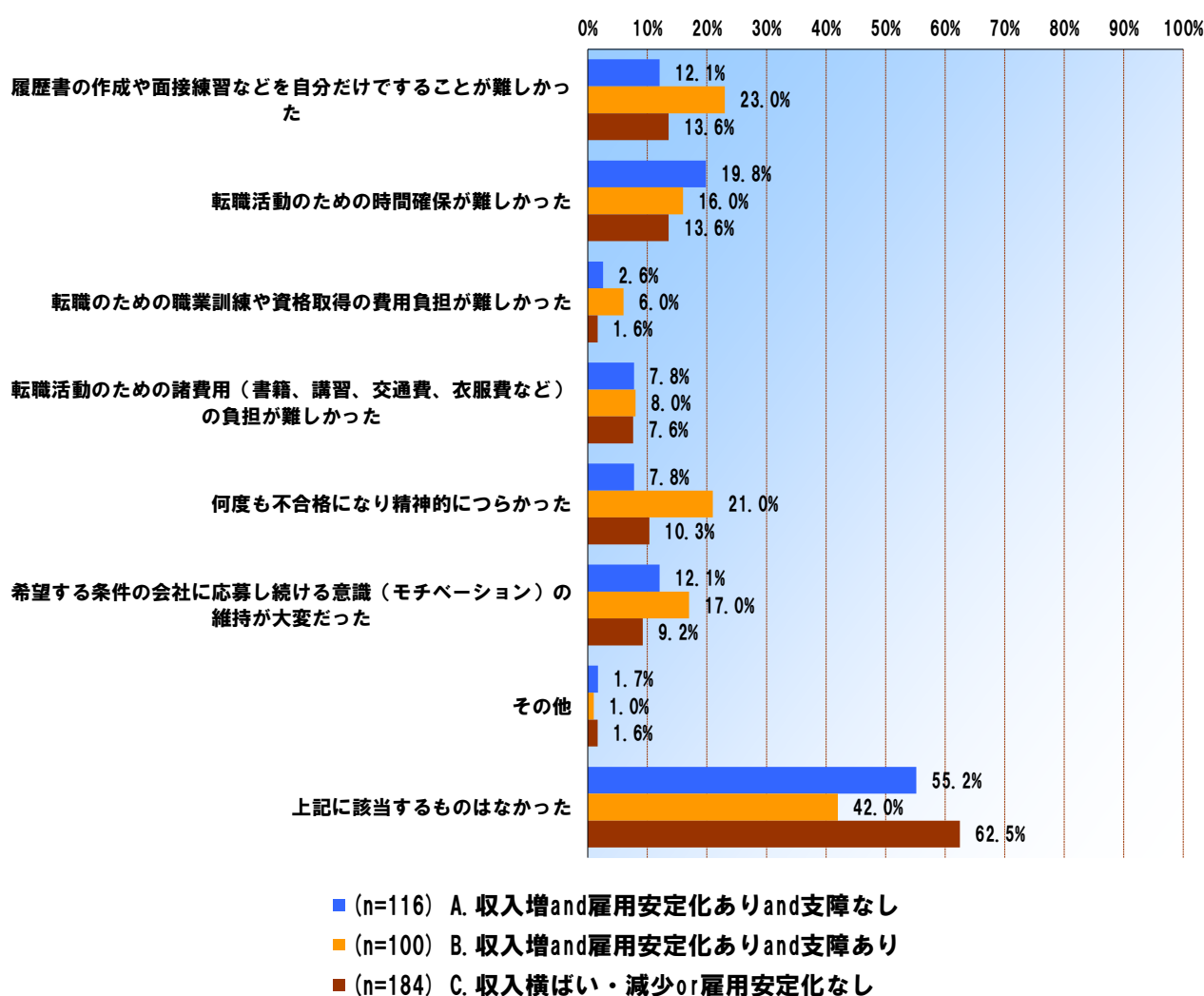


⑪ 転職にあたって各種負担で難しかったこと・苦勞したこと

転職にあたって各種負担で難しかったこと・苦勞したことを主なもの 3 つまでの回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれにおいても「上記に該当するものはなかった」が最も高い割合となった。ただし、その中では【カテゴリ B】での割合が 42.0%と最も低い。

難しかったこと・苦勞したこととしては、いずれの項目も数パーセントから十数パーセントと高くないが、【カテゴリ B】では、「履歴書の作成や面接練習など自分だけですることが難しかった」が 23.0%、「何度も不合格になり精神的につらかった」が 21.0%と 20%を超えており、また、「希望する条件の会社に応募し続ける意識（モチベーション）の維持が大変だった」が 17.0%と他のカテゴリでの割合よりも高かった。【カテゴリ B】では、転職活動がうまくいかなかったケースが他のカテゴリよりも多いことがうかがわれる。また、その結果として負担や支障がある就業先に転職するケースにつながったのではないかと考えられる。

図表 6-35 転職にあたって各種負担で難しかったこと・苦勞したこと（主なもの 3 つまで）

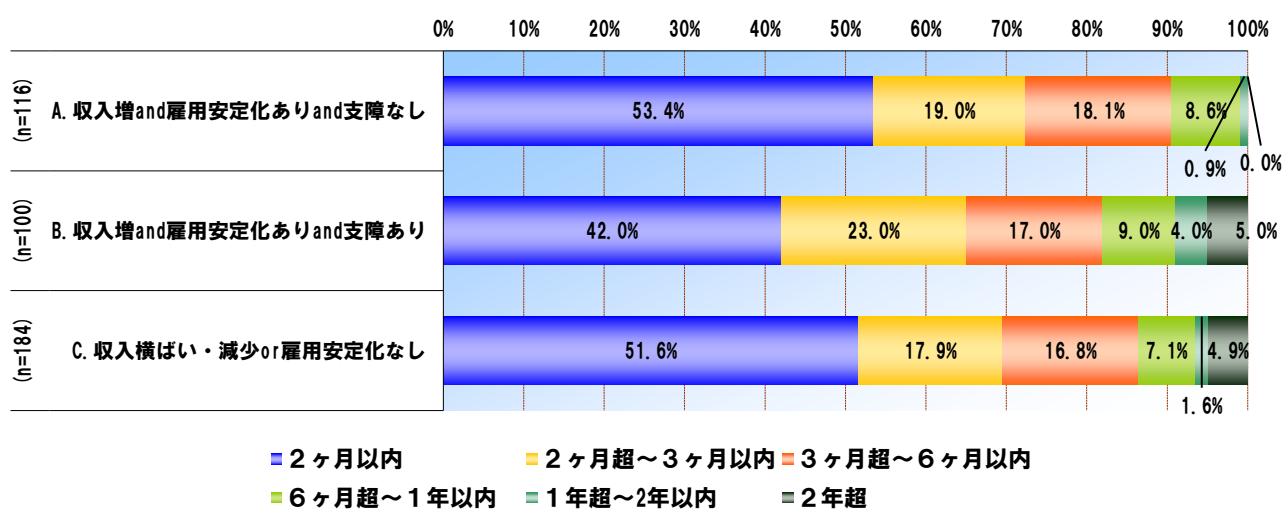


⑫ 転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの期間

転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの期間をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれにおいても「2 か月以内」が最も割合が高く、「2 ヶ月超～3 か月以内」が次いで高く、3 か月以内には 70%程度の転職が決まっている。さらに、「3 ヶ月超～6 か月以内」を加えれば 80～90%となる。

その中で、【カテゴリ B】については、他のカテゴリよりも、転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの期間はやや長い傾向がみられる。

図表 6-36 転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの期間

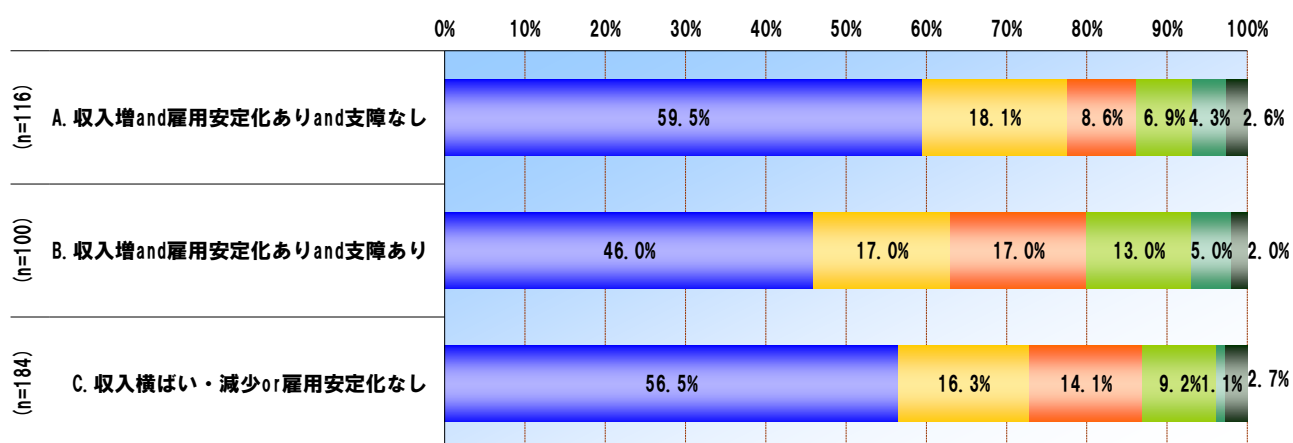


⑬ 転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの選考（書類選考や面接）社数

転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの選考（書類選考や面接）社数をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれにおいても「1 社（就職が決まった会社以外は受けていない）」が 45～60%程度と割合が高い。「2 社」、「3 社」がこれに次いでいる。

その中で、【カテゴリ B】については、他のカテゴリよりも、転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの選考（書類選考や面接）社数はやや多い傾向がみられる。

図表 6-37 転職活動を始めてから実際に転職が決まるまでの選考（書類選考や面接）社数



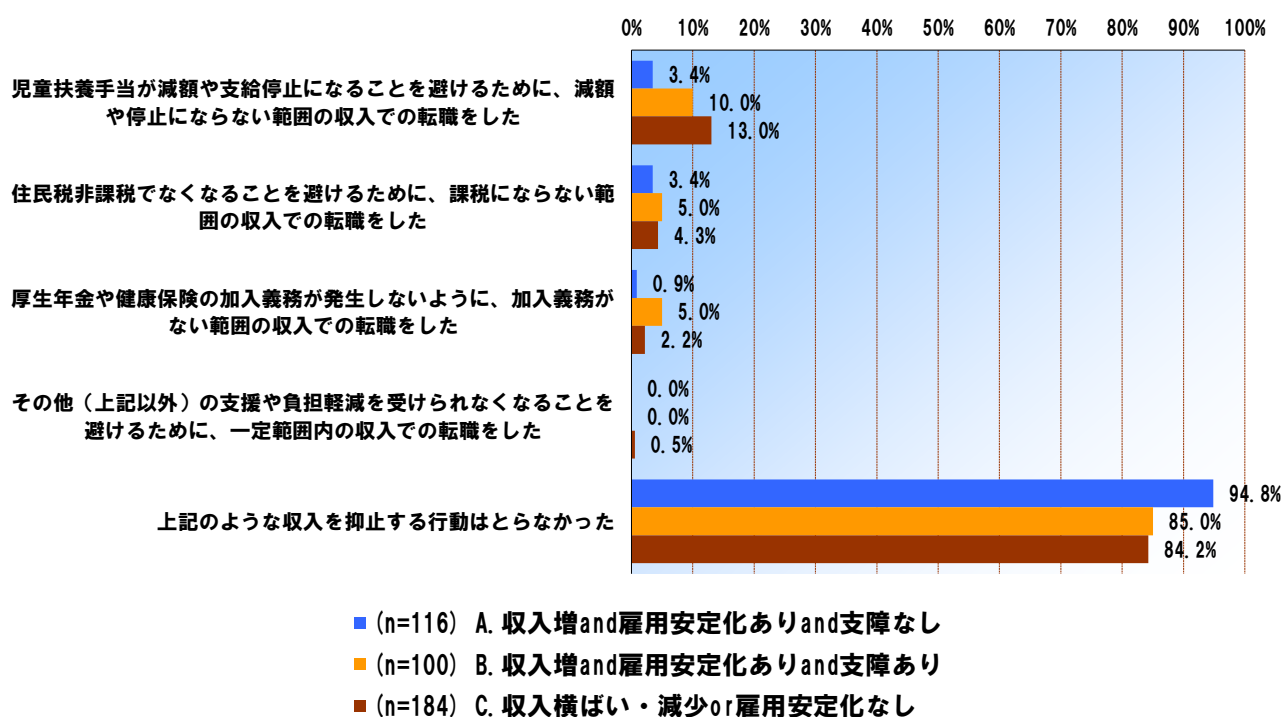
- 1 社（就職が決まった会社以外は受けていない）
- 2 社
- 3 社
- 4～5 社
- 6～10 社
- 11 社以上

⑭ 転職先の決定にあたって収入の変化（増額）で考慮したこと

転職先の決定にあたって収入の変化（増額）で考慮したことを複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれにおいても「上記のような収入を抑制する行動はとらなかった」が 80%を超えている。その中で、【カテゴリ A】については、当該割合は 94.8%と一層高く、転職による収入抑制の行動はほとんどとられていないことが分かる。

転職先の決定にあたって収入の変化（増額）で考慮したことは、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】の 2 つのカテゴリでは「児童扶養手当が減額や支給停止になることを避けるために、減額や停止にならない範囲の収入での転職をした」がそれぞれ 10.0%、13.0%となっている。

図表 6-38 転職先の決定にあたって収入の変化（増額）で考慮したこと（複数回答）

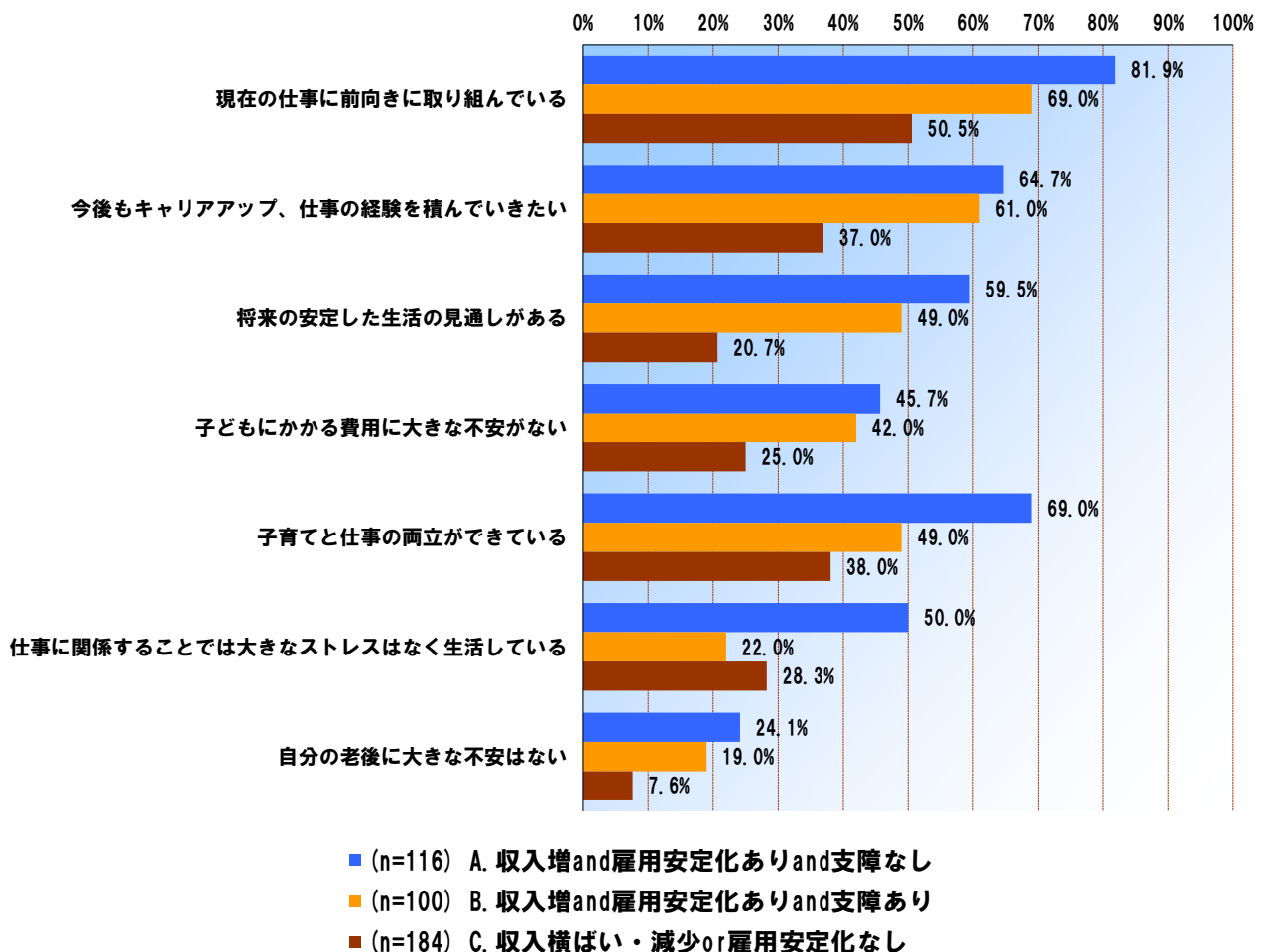


（５）現在の働き方への考え方等

ここでは、現在の仕事への前向きな取組、将来の安定した生活への見通しなど、現在の働き方への考え方等を尋ねた。本設問では前向き、ポジティブな尋ね方をしており、図表は「そう思う」及び「ややそう思う」の回答割合を整理している。結果をみると、【カテゴリ A】では、すべての質問項目で回答割合が最も高く、現在の仕事や今後のキャリアへの前向きさ、将来へ生活の希望や不安のなさの度合いが高い。また、【カテゴリ B】でも、多くの項目で回答割合が高いが、【カテゴリ A】の割合よりも低い。【カテゴリ A】が【カテゴリ B】と比べて回答割合が高いのは、「子育て仕事の両立が出来ている」「仕事に関係することでは大きなストレスはなく生活している」であり、【カテゴリ A】は仕事と子育てがより適切なバランスになっていることがうかがわれる。

【カテゴリ C】では、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】と比べて、「そう思う」及び「ややそう思う」の回答割合が顕著に低い。具体的には「将来の安定した生活の見通しがある」、「子どもにかかる費用に大きな負担はない」では 20%台と、他の 2 カテゴリでの回答割合よりもかなり低い。将来の生活への安心感が低いことが分かる。

図表 6-39 現在の働き方への考え方等（そう思う＋ややそう思うの割合）

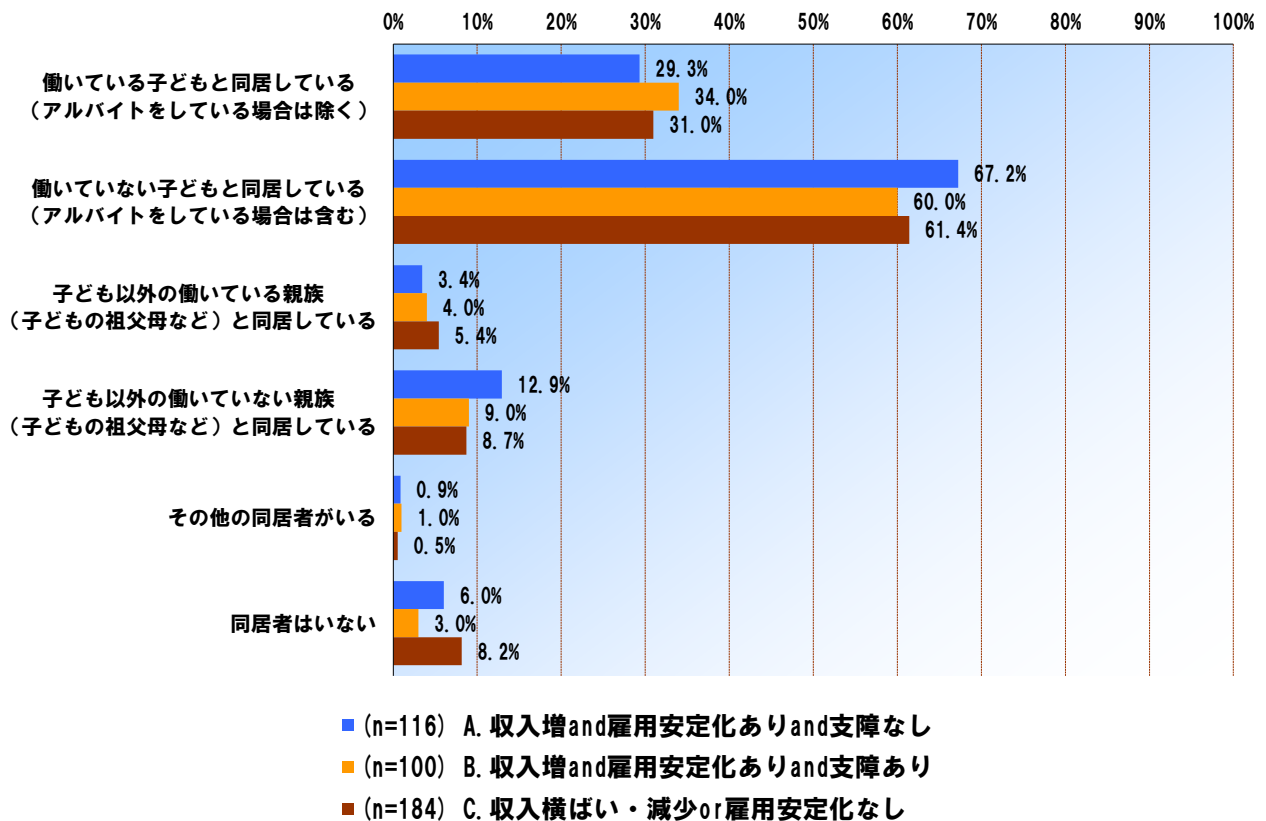


（６）回答者の家族状況、個人属性

① 現在の同居家族の構成

現在の同居家族の構成を複数回答で尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】の間で違いはほとんどない。「働いていない子どもと同居している（アルバイトをしている場合は含む）」が 60%台と高く、「働いている子どもと同居している（アルバイトをしている場合は除く）」がおおむね約 30%となっている。その他「子ども以外の働いていない親族（子どもの祖父母など）と同居している」が約 10%となっている。

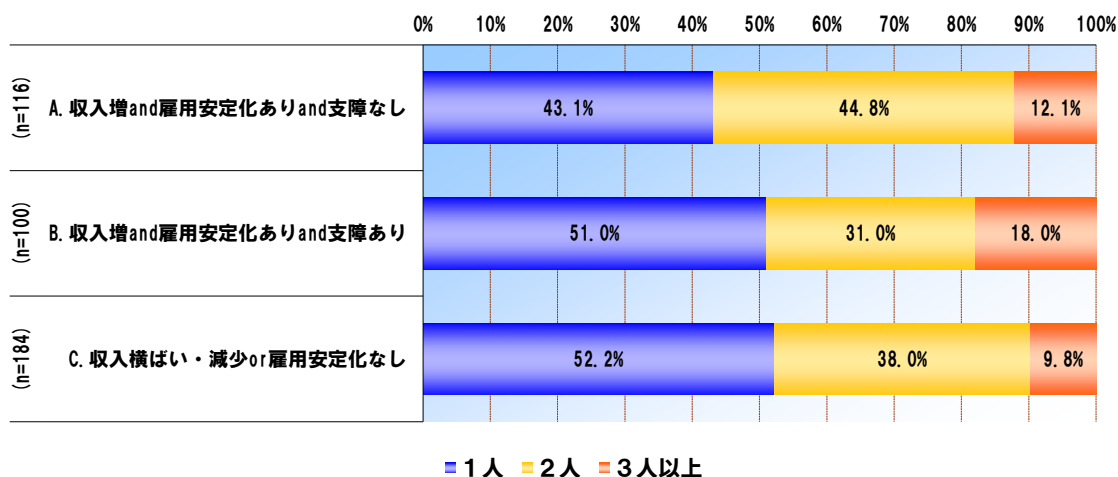
図表 6-40 現在の同居家族の構成（複数回答）



② 子どもの人数

子どもの人数は、【カテゴリ A】では「2人」が44.8%と最も割合が高く、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】では「1人」がそれぞれ51.0%、52.2%とほぼ半数を占める。

図表 6-41 子どもの人数

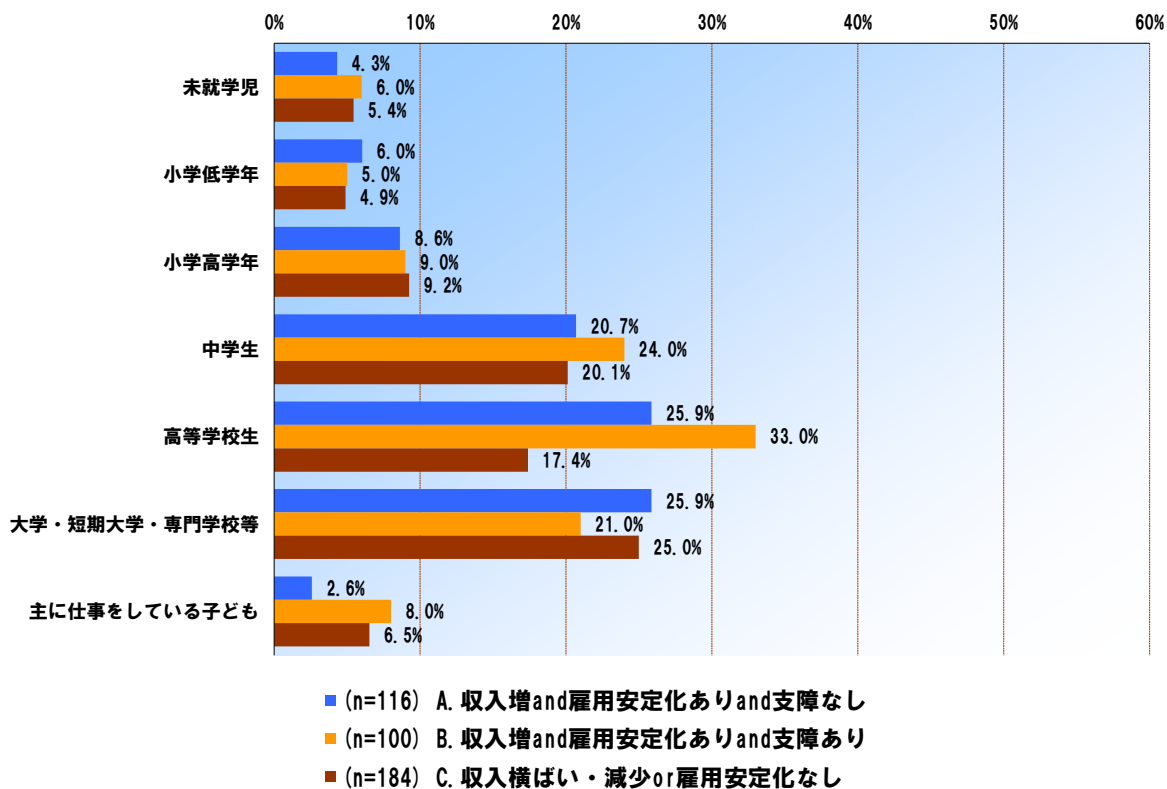


③ 現在の子どもの学校段階等

現在の子どもの学校段階等（1人以上いる割合）をみると、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】の間で大きな違いはなく、「中学生」「高等学校生」「大学・短期大学・専門学校等」の割合が20～30%程度と高くなっている。

「未就学児」「小学低学年」の子どもがいる割合は、いずれも4～6%程度となっている。

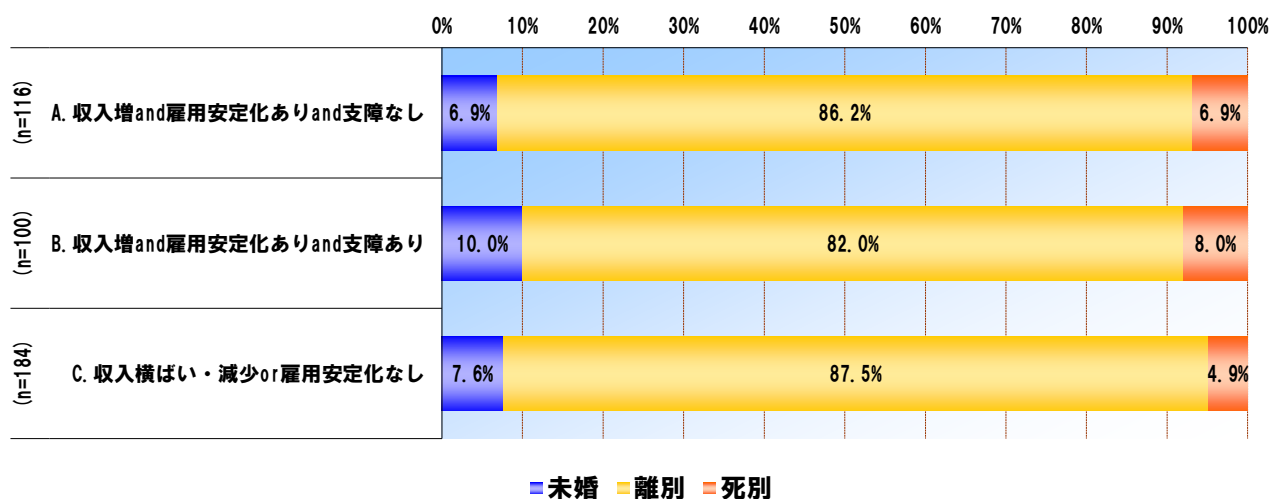
図表 6-42 現在の子どもの学校段階等（1人以上いる割合）



④ 婚姻状況

婚姻状況を尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】の間で違いはほとんどない。「離別」が 80 台後半と大きな割合を占めており、「未婚」「死別」がそれぞれ 10%以下である。

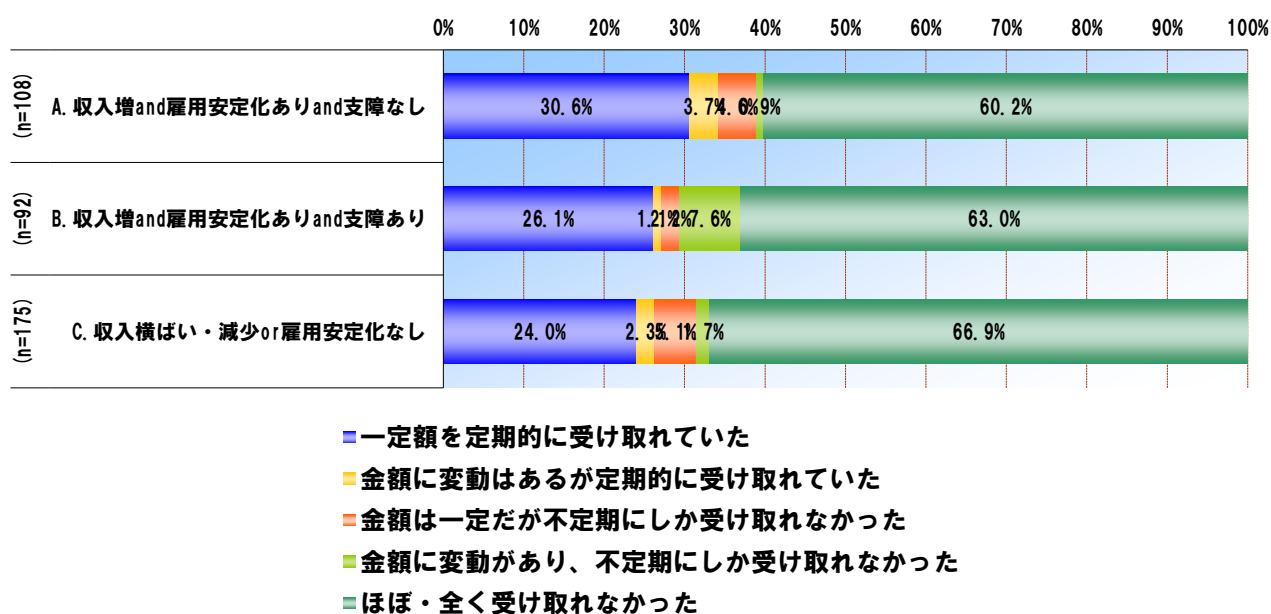
図表 6-43 婚姻状況



⑤ 養育費の受け取り状況

養育費の受け取り状況を尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】の間で大きな違いはなく、「ほぼ・全く受け取れなかった」が 60～70%と最も割合が高い。次いで、「一定額を定期的に受け取れていた」が 30%前後である。カテゴリ間では、【カテゴリ C】では「ほぼ・全く受け取れなかった」が他のカテゴリでの割合より高く、反対に、【カテゴリ A】では、「一定額を定期的に受け取れていた」の割合が高くなっている。【カテゴリ A】において養育費の受け取りが安定している度合いが高いことがうかがわれる。

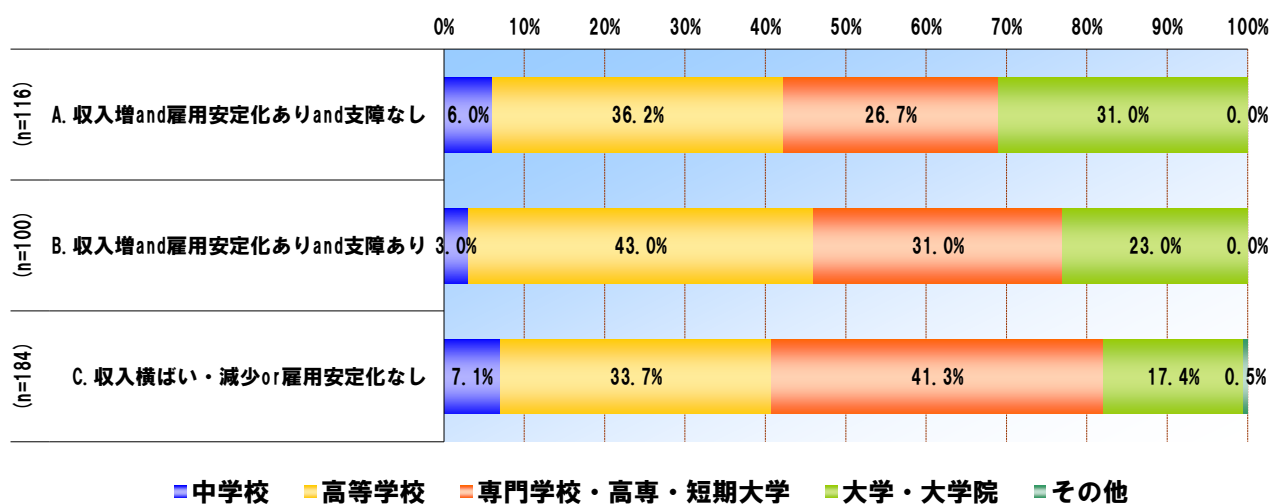
図表 6-44 養育費の受け取り状況



⑥ 最後に卒業した学校

最後に卒業した学校を尋ねたところ、【カテゴリA】、【カテゴリB】、【カテゴリC】のいずれも「中学校」と「高等学校」を合わせると40%を超える。カテゴリ間では、【カテゴリA】では「大学・大学院」が31.0%と高く、反対に、「専門学校・高専・短大」が低い。【カテゴリC】では「大学・大学院」の割合が低く、「専門学校・高専・短大」の割合が高い。【カテゴリB】では「高等学校」の割合が43.0%と他のカテゴリでの割合よりも高いのが特徴である。

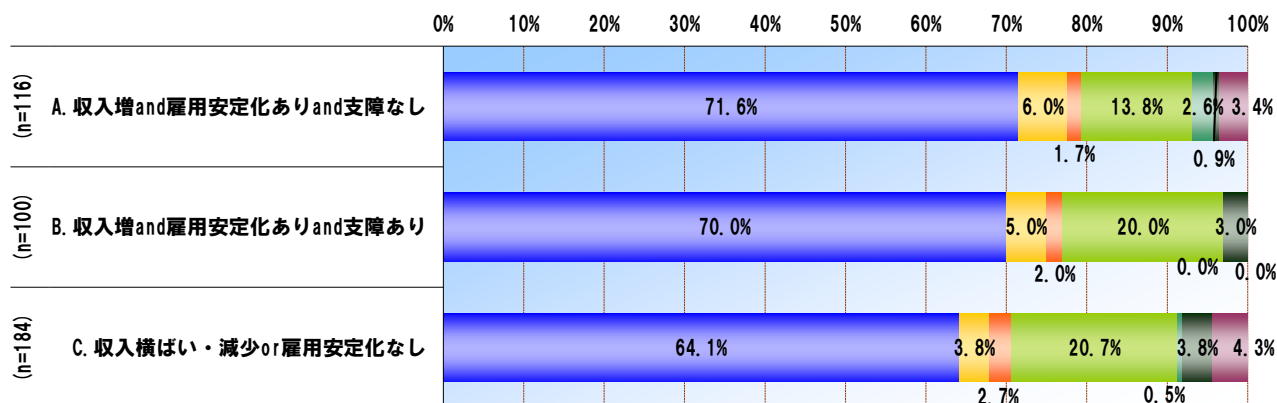
図表 6-45 最後に卒業した学校



⑦ 最後に通った学校を卒業した直後の主な就業状況

最後に通った学校を卒業した直後の主な就業状況（基本的には「初職」を指す）を尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれも「新卒採用された会社等で正社員・正職員として働いた」が最も高いが、その中では【カテゴリ C】では 64.1%と他のカテゴリよりやや低い。その他、「契約社員として働いた」、「派遣社員として働いた」、「パート・アルバイトとして働いた」といった非正規社員・職員の割合が 20%台となっている。

図表 6 -46 最後に通った学校を卒業した直後の主な就業状況

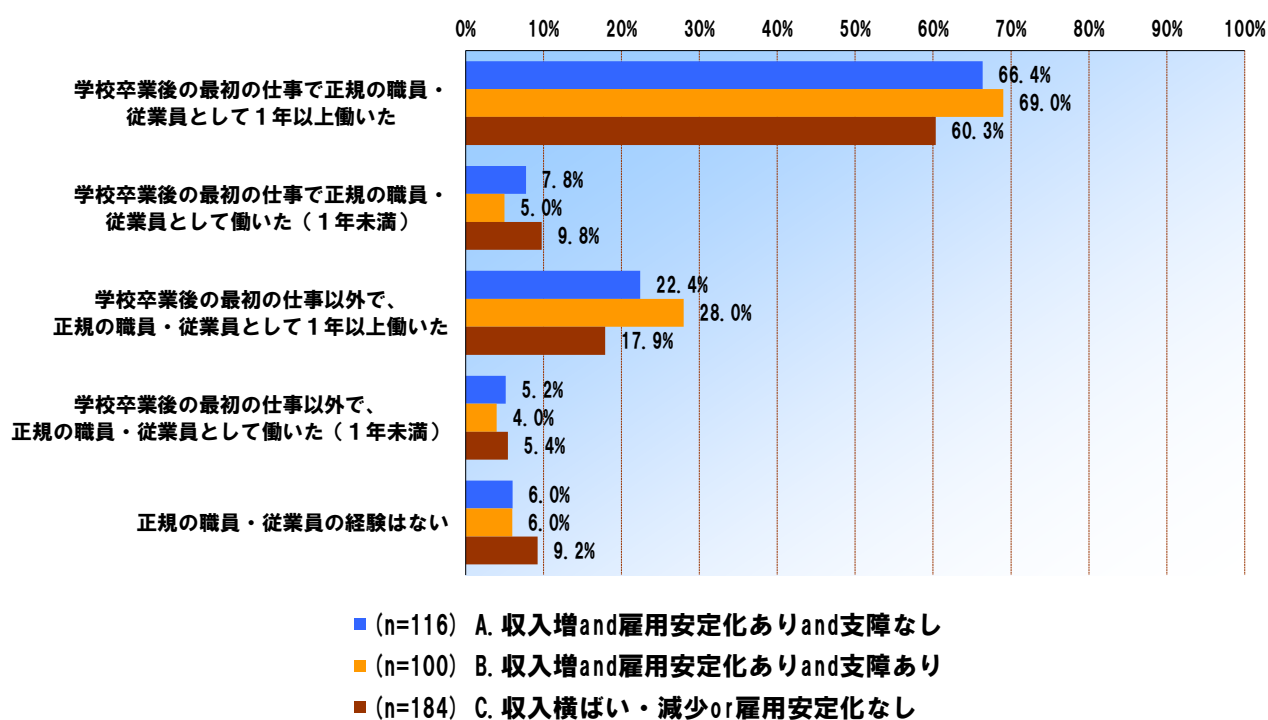


- 新卒採用された会社等で正社員・正職員として働いた
- 契約社員として働いた
- 派遣社員として働いた
- パート・アルバイトとして働いた
- 雇用以外の形態で働いた（会社経営者・役員・自営業・業務委託・内職・家族従業者など）
- 主に働く以外の活動をしていた（勉強・職業訓練をしていた、家族の世話（家事・育児・介護など）をしていた、療養・休養していた、等）
- その他

⑧ 「正規の職員・従業員として」働いた経験

正規の職員・従業員として「働いた経験を尋ねたところ、【カテゴリ A】、【カテゴリ B】、【カテゴリ C】のいずれも「学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として 1 年以上働いた」が 60% 台と高い。これは前問の結果と整合している。また、「学校卒業後の最初の仕事以外で、正規の職員・従業員として 1 年以上働いた」割合も 20% 前後となっている。このように、正規の職員・従業員としての経験がある回答割合が高く、「正規の職員・従業員としての経験はない」はいずれのカテゴリでも 10% に満たない。

図表 6-47 「正規の職員・従業員として」働いた経験



3. まとめと望ましい転職のポイント

本章では、ひとり親（母子）家庭の、フルタイム（週労働時間 35 時間以上）への転職行動について、転職による収入の変化、雇用の安定化、負担や支障の発生状況とその要因や関係性を分析した。以下ではその結果をまとめるとともに、望ましい転職のポイントを提示する。

（１）転職による収入増と雇用の安定化、支障の発生の関係

転職による収入の増加と、雇用の安定化の達成、家庭生活や子どもとの関係、健康、心身の疲弊などの支障との関係は以下が挙げられる。

まず、転職による収入増加割合が高いことは、収入の安定、今後の見込み、雇用の安定など幅広く雇用の安定化と関連している（図表 6-1）。一方で、転職により支障が出る場合も相当程度あり、特に、転職による収入増が 2 割以上では、その割合は 50%と高い（図表 6-2）。転職による支障と労働時間の長さ（特に長時間）には関連がみられ、家庭生活や子どもとの関係、健康への影響、心身の疲弊などが出る場合があることがうかがわれる（図表 6-7）。

（２）転職による収入増、雇用の安定化が達成される場合の状況

転職による収入の増加と、雇用の安定化が達成される場合（カテゴリ A、B）、以下の特徴がみられた。

① 就業形態の変化

転職による収入の増加と、雇用の安定化が達成されるカテゴリ A、B では、転職による収入増に加えて、転職後から現在に至るまでの収入増割合も高い。特に、転職による支障がない場合（カテゴリ A）には、現在までの収入増の割合がやや高くなっている（図表 6-10）。

雇用形態について、カテゴリ A、B では非正規から正規への転職が多い。反対に、収入の増加や雇用の安定化がない転職（カテゴリ C）の場合、非正規から非正規（特に、パート・アルバイトからパート・アルバイト、派遣労働者から派遣労働者）の割合が高い（図表 6-12）。関連して、転職前後の働き方について、カテゴリ A、B では、月給制への移行割合が高い（図表 6-22）。その他、職種について、カテゴリ A、B では、サービス職から事務職、専門職への転職が多い状況にあった（図表 6-16）。

② 転職活動

転職のきっかけをみると、転職による収入の増加と雇用の安定化が達成されるカテゴリ A、B では、収入が少ない、将来的な賃金増加が見込めない、雇用が不安定を利用とする割合が高い。特に、転職による支障がないカテゴリ A では、将来的な賃金増加が見込めないが高い（図表 6-23）。

転職で重視したことをみると、カテゴリ A、B では、収入の増加、収入の安定、将来的な収入増の見込みの割合が高く、上述の転職のきっかけと整合している。特に、カテゴリ A では、雇用の中長期的な安定、子育てとの両立など賃金以外の項目でカテゴリ B より高く、賃金の増加と同様に中長期的な働き方を見据えて転職に臨んでいる（図表 6-24）。

転職の際の相談・助言状況をみると、カテゴリ A、B ではまず、助言を受けている割合がカテゴリ C より高く、さらに、転職による支障がないカテゴリ A では、ハローワーク、民間の職業紹介の割合がやや高い（図表 6-26）。全体には相談・助言先として家族・知人の割合は高いが、賃金の増加、雇用の安定といった条件を満たす転職先の情報としてはハローワーク、民間の職業紹介を利用する意義が大きいことがうかがわれる。

転職にあたって、職業訓練・資格が役立つ割合は、全体に小さいものの、収入増・雇用の安定（カテゴリ A）と関連がみられ（図表 6-30）、継続的な職業訓練や資格取得が安定した雇用先への転職には役立つことがうかがわれる。

転職で意識したこととして、カテゴリ A、B では、将来にわたって安定して働けそうな会社目標を絞った、希望する年収に応じた職種や会社への絞り込んだ（図表 6-31）とする割合が高く、安定した雇用、希望年収・職種に絞って転職活動することが重要である。

一方で、転職で苦労したこととして、転職による支障があるカテゴリ B では、希望する職種での経験やスキルがない、正社員経験がない・少ないとする割合が高く（図表 6-33）、未経験・スキル不足職種等への転職により無理が生じている傾向がうかがわれる。また、転職で難しかった希望条件をみても、カテゴリ B では、労働時間、勤務日数、休暇の取りやすさ、通勤時間を上げる割合が、支障がないカテゴリ A より大きく、これらの希望する条件を満たせなかった転職先となっている可能性が考えられる（図表 6-34）。さらに、カテゴリ B では、転職による各種負担として、履歴書の作成、何度も不合格でつらかったとする割合が高かった（図表 6-35）。カテゴリ B では、効果的な転職活動に向けて、外部からの支援・助言の機会が少なく、対象者自身が一人で苦労しているケースが多いことがうかがわれる。実際、カテゴリ B では、転職が決まるまでの期間がやや長く、転職が決まるまでの社数がやや多い（図表 6-36、図表 6-37）。

現在の働き方への考え方等をみると、カテゴリ A、カテゴリ B、カテゴリ C の順に前向き、肯定的な状況がみられ、それぞれの差は顕著である。転職による賃金の増加と雇用の安定、支障のない転職は、転職後の働き方、生活にポジティブな影響を強く及ぼしていることが分かる（図表 6-39）。

（３）ひとり親（母子）の雇用の安定に向けた望ましい転職

まず、賃金の上昇、雇用の安定が図られ、かつ生活や子どもとの関係に支障が生じない転職は可能であり、そうした転職により、ひとり親（母子）のキャリアを高め、前向きな働き方のみならず、子育てとの両立、健康で安定した生活の実現にもつながっていることをより多くのひとり親（母子）に周知していくことが重要と考えられる。

そうした望ましい転職が実現する条件としては、まず、賃金の増加や雇用の安定の実現を目標として定め、その実現に向けて転職先、雇用形態を絞り込み、こだわって転職活動することが重要である。次に、望ましい転職先の情報は、ハローワークや民間の職業紹介など幅広い相談・助言により得られる可能性が高い。そして、最後に、転職を成功させるためには、賃金に加えてその他の労働条件や、子育てとの両立可能性などを中長期的に見据えて転職活動を進めることが重要である。また、転職活動中履歴書の作成や面接練習など自分だけですることが難しかった等で苦労している傾向がみられることから、行政としては、望ましい転職が増えるように、積極的な情報提供・周知とともに、将来的に目指す収入のレベルや志望業界・職種の検討から入職まで、長い目でみた伴走的なキャリアカウンセリング・転職活動支援が求められる。

第7章 （参考）ひとり親（母子）の低収入要因についての考察

ここでは、国民生活基礎調査の再集計、令和6年度に実施したアンケート調査結果の整理等を行うことで、ひとり親（母子）世帯の低収入要因について考察した。

1. 日常生活への影響、手助け・見守りの必要性

（1）ひとり親（母子）における日常生活への影響、手助け・見守りの必要の有無の状況

国民生活基礎調査（令和4年）より、「（回答者自身の）日常生活への影響の有無」、「手助け・見守りの必要がある世帯員の有無」の該当状況を見ると、令和4年時点のひとり親（母子）224.4千世帯のうち、16.1%の36.1千世帯が少なくとも上記いずれかの項目に該当している。年間収入別には「200万円未満」の27.1%（15.4千世帯）、「200～300万円未満」の23.0%（12.9千世帯）で大きな割合を占める。日常生活への影響が「ある」、もしくは手助け・見守りが必要な世帯員が「いる」、ひとり親（母子）は低収入世帯に多いことが分かる。

図表7-1 ひとり親（母子）における日常生活への影響、手助け・見守りの必要の有無の状況

（単位：1,000人、％）

	該当	非該当	合計
200万円未満	15.4 (27.1%)	41.4 (72.9%)	56.8
200～300万円未満	12.9 (23.0%)	43.2 (77.0%)	56.1
300～400万円未満	2.3 (4.8%)	46.0 (95.2%)	48.3
400万円以上	5.5 (8.7%)	57.4 (91.3%)	62.9
全体	36.1 (16.1%)	188.1 (83.9%)	224.2

日常生活への影響、もしくは手助け・見守りの必要がある世帯員の有無について、少なくともいずれかに該当する世帯について、就業状況（就業の有無、週の就業時間）をみると、全体の27.8%（10.0千世帯）では「仕事なし」となっている。特に、年間収入「200万円未満」では42.5%（6.5千世帯）が「仕事なし」となっている。また、年間収入「200万円未満」では、週の就業時間が「20時間未満」が17.6%（2.7千世帯）、「20～30時間未満」が10.4%（1.6千世帯）となっており、当該年間収入区分での大半が、仕事なし、もしくは短時間労働となっていることが分かる。

図表 7-2 ひとり親（母子）における日常生活への影、手助け・見守りの必要が「ある」世帯の就業状況

（単位：1,000人）

	仕事無し	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	無回答	合計
200万円未満	6.5	2.7	1.6	0.9	3.6	0.0	15.4
200～300万円未満	2.7	1.3	1.8	3.6	2.5	1.0	12.9
300～400万円未満	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	2.3
400万円以上	0.8	0.0	0.0	2.4	2.3	0.0	5.5
全体	10.0	4.0	3.4	6.9	10.7	1.0	36.1

（単位：％）

	仕事無し	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	無回答	合計
200万円未満	42.5%	17.6%	10.4%	5.8%	23.6%	0.0%	100.0%
200～300万円未満	21.2%	9.7%	14.0%	27.8%	19.5%	7.8%	100.0%
300～400万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
400万円以上	13.8%	0.0%	0.0%	44.5%	41.6%	0.0%	100.0%
全体	27.8%	11.0%	9.5%	19.2%	29.7%	2.8%	100.0%

2. 日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就業状況

以下では、日常生活への影響が「なし」、かつ「手助け・見守りの必要がある世帯員」も「いない」ひとり親（母子）世帯の状況について整理する。特に年間収入が低い（200 万円未満）世帯の特徴を中心に見ていく。

（1）就業時間

日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯は、令和 4 年の国民生活基礎調査では 188.1 世帯であり、年間収入別には「200 万円未満」（41.4 千人）から「400 万円以上」（57.4 千人）と幅広い。

年間収入別に就業状況（仕事の有無、週の就業時間）を見ると、年間収入が「300～400 万円未満」、「400 万円以上」では週の就業時間が「40 時間以上」がそれぞれ 62.8%、69.5%と高く、これに「30～40 時間未満」を加えると 80%を超える。一方で、年間収入が「200 万円未満」「200～300 万円未満」では、週の就業時間が「40 時間以上」がそれぞれ 20.4%、31.5%に留まる。全退任時間労働者の割合が高いことが分かる。

このことから、特に低収入のひとり親（母子）世帯では、就業時間が短いことによる低収入になっているのではないかと考えられる層が多いことが考えられる。一方で、フルタイム（週 40 時間以上）で就業しつつも低収入となっている層がいることが分かる。

図表 7-3 ひとり親（母子）世帯の就業時間

（単位：1,000人）

	仕事無し	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	無回答	合計
200万円未満	3.3	7.9	9.9	11.8	8.5	0.0	41.4
200～300万円未満	1.8	5.0	5.6	10.9	13.6	6.3	43.2
300～400万円未満	0.8	2.5	3.6	8.6	28.9	1.6	46.0
400万円以上	2.4	3.3	4.0	7.0	39.9	0.9	57.4
全体	8.4	18.7	23.1	38.3	90.8	8.7	188.1

（単位：%）

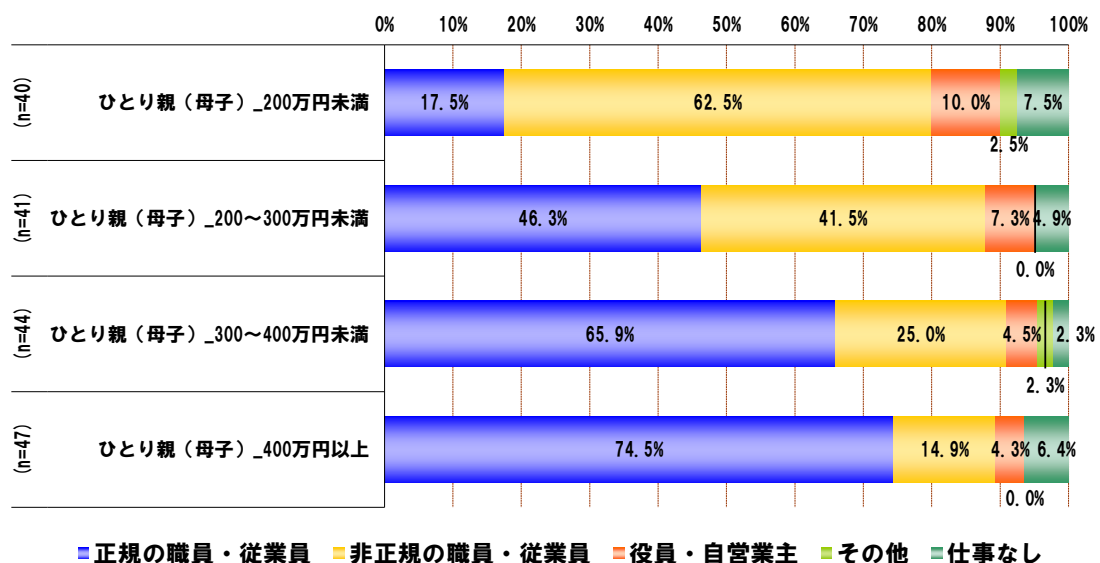
	仕事無し	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	無回答	合計
200万円未満	8.1%	19.1%	23.9%	28.4%	20.4%	0.0%	100.0%
200～300万円未満	4.2%	11.7%	12.8%	25.3%	31.5%	14.5%	100.0%
300～400万円未満	1.8%	5.3%	7.9%	18.8%	62.8%	3.5%	100.0%
400万円以上	4.1%	5.7%	7.0%	12.1%	69.5%	1.5%	100.0%
全体	4.4%	9.9%	12.3%	20.4%	48.3%	4.6%	100.0%

（注）手助け・見守りの必要が「ない」世帯について集計した結果（以下、同様）

（２）就業形態

日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就業形態をみると、年間収入「200 万円未満」では「非正規の職員・従業員」が 62.5%と高い割合を占めている。年間収入が高いほど「非正規の職員・従業員」の割合が低下して、逆に「正規の職員・従業員」の割合が高まる。

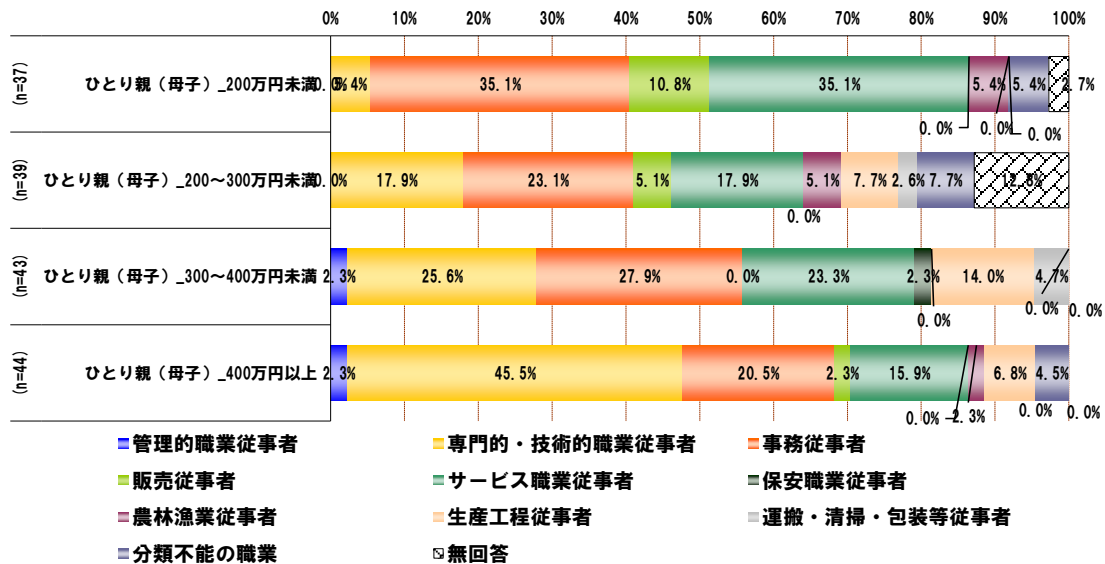
図表 7-4 ひとり親（母子）世帯の就業形態



(3) 職業

日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の職業をみると、年間収入「200 万円未満」では、「サービス職業従事者」、「事務従事者」の割合が高い。

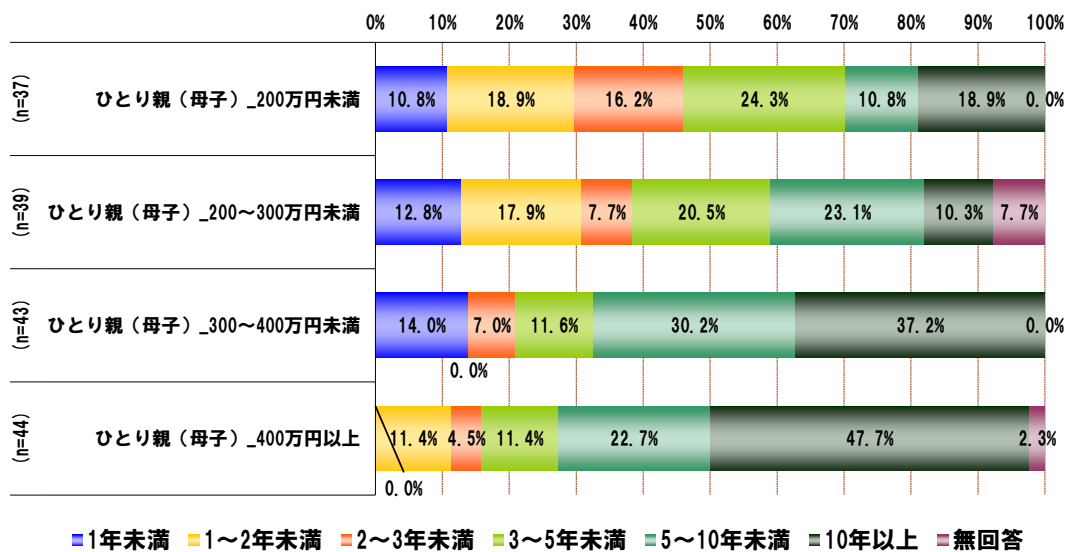
図表 7-5 ひとり親（母子）世帯の職業



(4) 就業期間

日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就業期間をみると、年間収入が低いほど就業期間が短い傾向が見て取れる。非正規の職員・従業員として、比較的短い雇用期間で転職をしているケースが多いことがうかがわれる。

図表 7-6 ひとり親（母子）世帯の職業

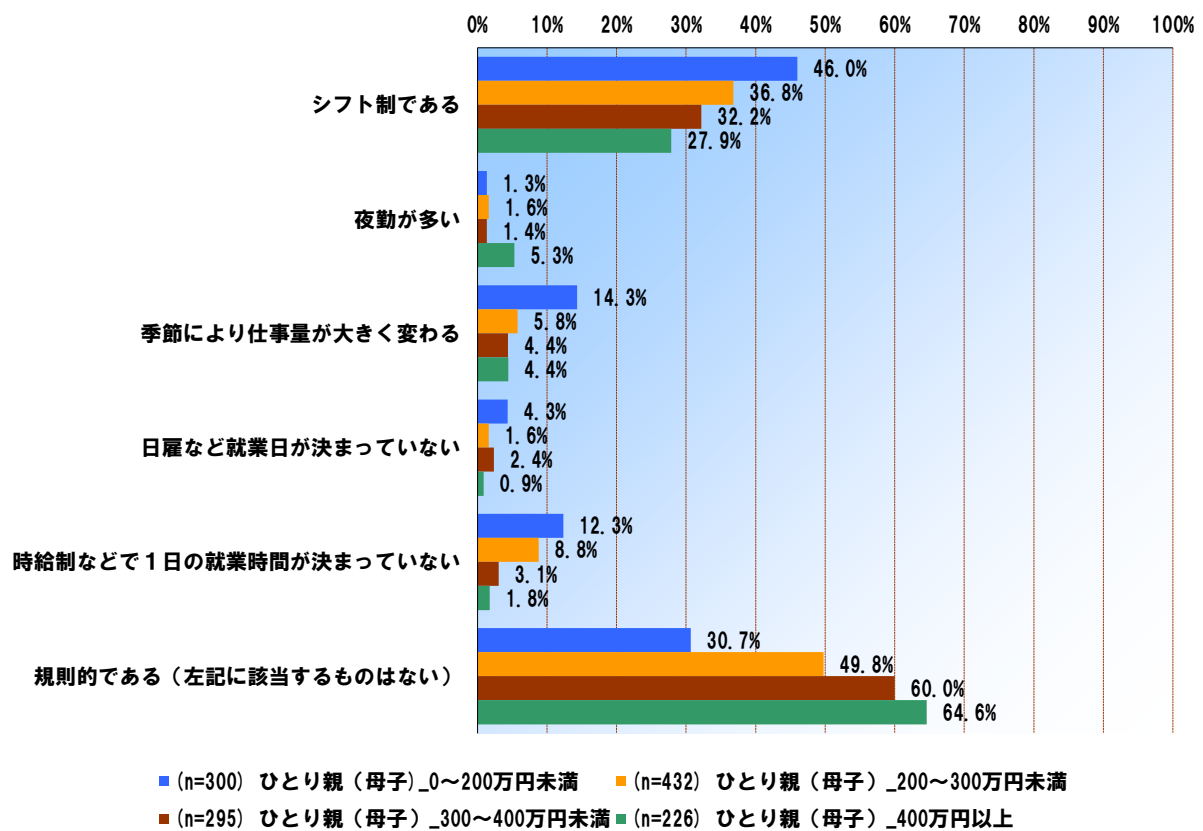


（５）仕事の規則性

ここでは 2024 年度に実施したひとり親（母子）等に対するアンケート調査の結果を用いて、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の仕事の規則性をみると、年間収入が低いほど「シフト制である」や「時給制などで 1 日の就業時間が決まっていない」の割合が高く、逆に「規則的である」の割合が低い。年間収入「0～200 万円未満」では「規則的である」は 30.7%と低い。年間収入が低い世帯では、不規則な就業状況とその結果としての不安定な収入が継続・繰り返されていることがうかがわれる。

※「あなたの世帯・家族には、障害や身体機能の低下などで、ふだん手助けや見守りが必要な方がいますか。」の設問で、「いない」と回答しており、かつ、「仕事をしている」回答を集計対象とした。

図表 7-7 ひとり親（母子）世帯の仕事の規則性

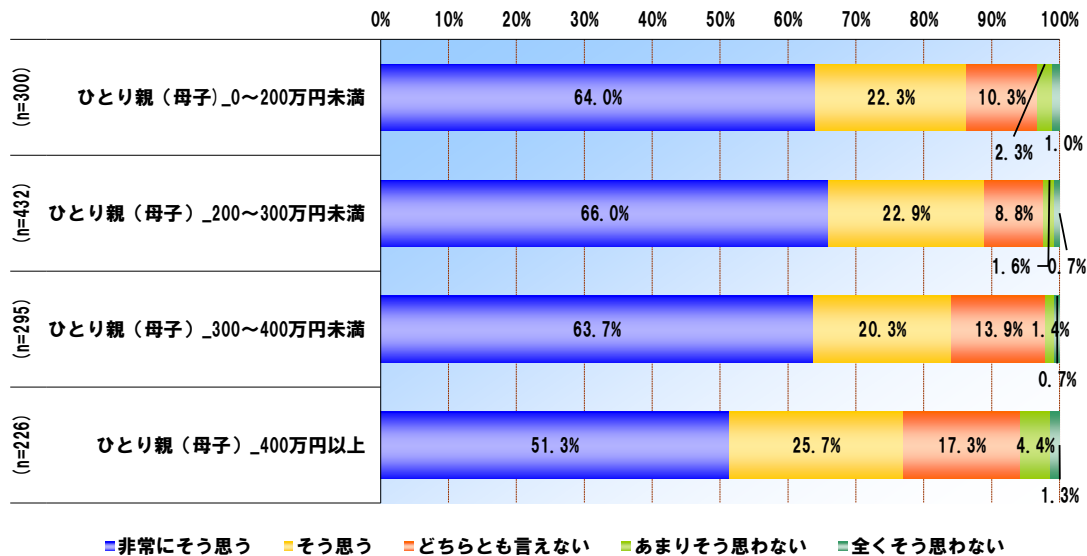


3. 手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就業希望状況

(1) 就労による収入増の希望

手助け・見守りの必要が「ない」世帯の就労収入の増加の希望をみると、ひとり親（母子）全体に希望度合いが高いことが分かる。ただし、年間収入による違いは「400 万円未満」ではほぼ変わらず、低収入層での希望が特段高くなっているわけではない。

図表 7-8 ひとり親（母子）世帯の就労収入の増加希望

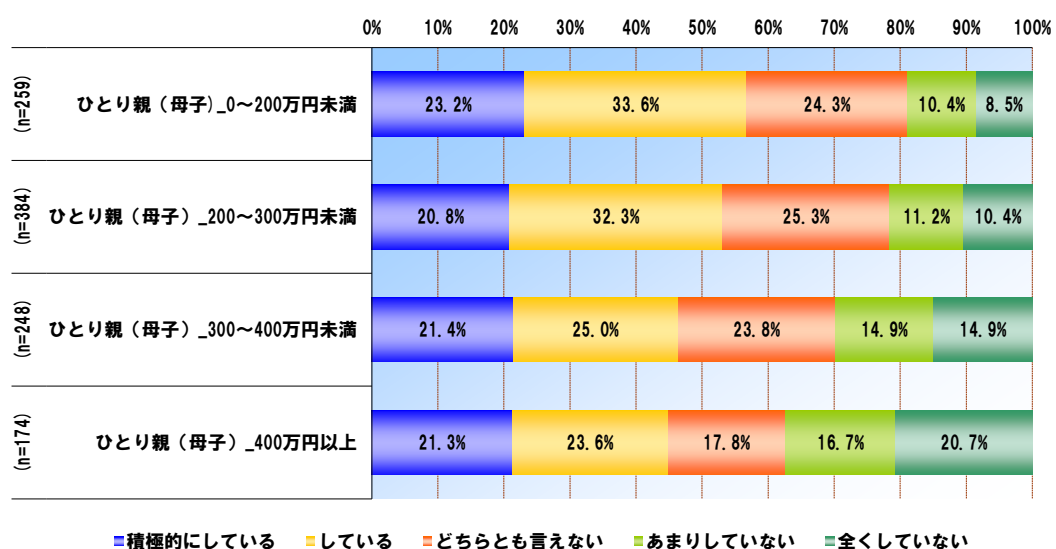


（注）設問は「あなたは、現在や今後の子育てや生活を見ずえて、就労による収入を増やしたいと思っていますか。」である。

(2) 就労による収入増に向けた行動

手助け・見守りの必要が「ない」世帯において就労収入の増加の希望が「ある」場合、実際の行動（就労時間を長くしたり、賃金の高い仕事を探すなど）の有無をみると、年間収入によらず「非常にしている」が 20%代前半、「している」が 20%代前半から 30%代前半となっており、就労収入に向けた行動に至っているのは、収入増希望者のおおむね半数である。年間収入が低いほど、就労収入増に向けた行動をしている割合は高くなるが、顕著な傾向いには至っていない。収入増加は希望していても、積極的に就業時間の増加や転職行動に至るケースは限られていることが分かる。

図表 7-9 ひとり親（母子）世帯の就労収入の増加に向けた行動



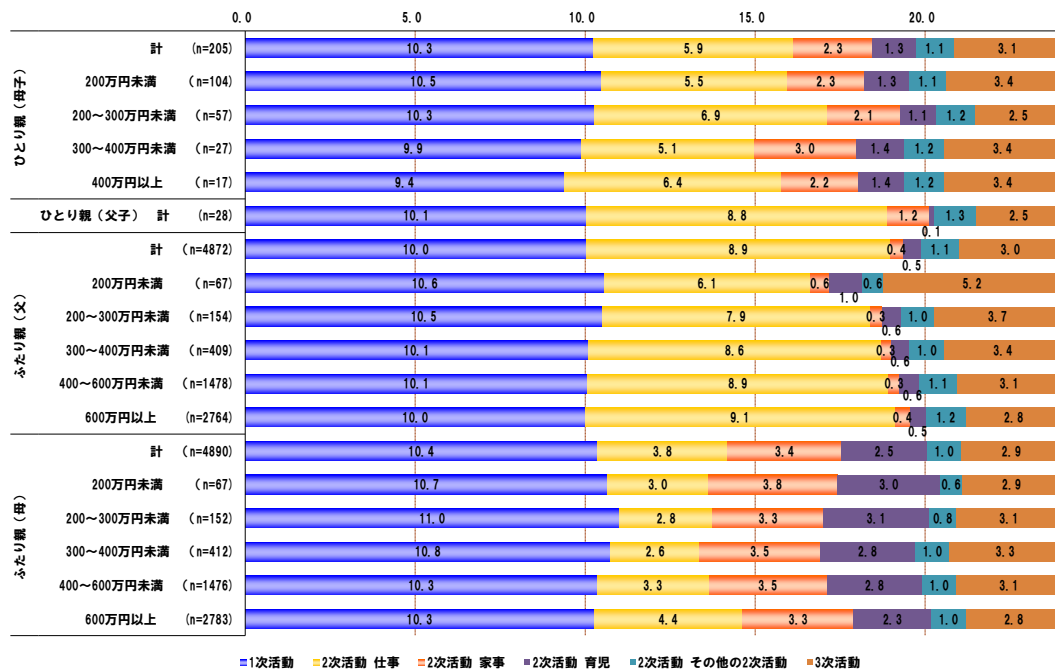
（注）設問は「あなたは、就労による収入を増やすために、就労時間を長くしたり、賃金の高い仕事を探すなどしていますか。」である。

4. 生活時間、子どもとの時間

(1) 生活時間

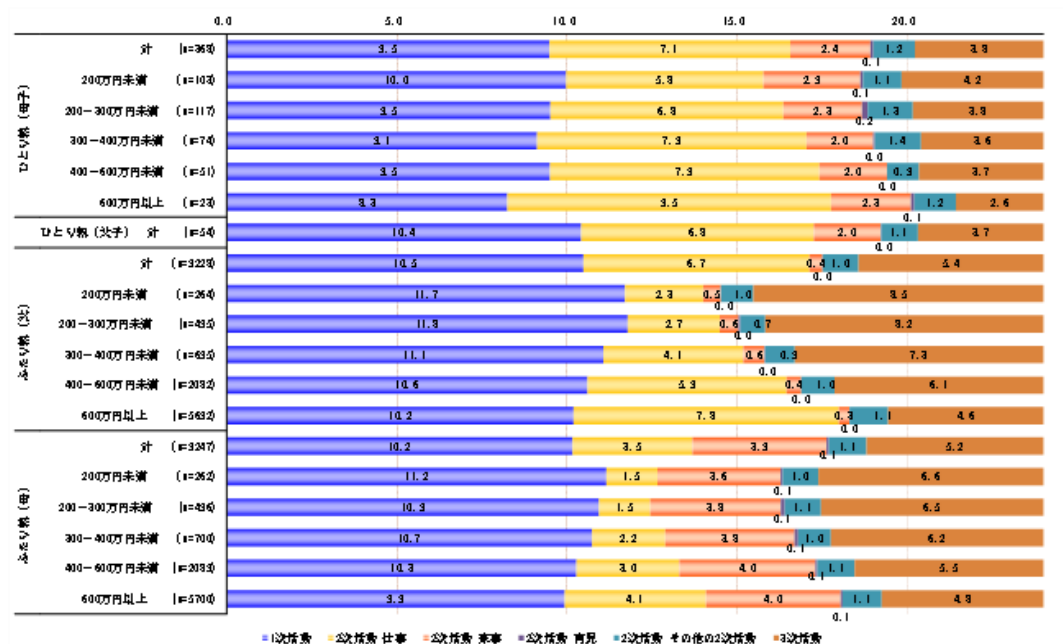
ひとり親（母子）の生活時間は10歳未満の子どもの有無で状況は異なるが、年間収入が低いほど1次活動（身の回りの用事、食事）の時間は長い傾向がみられる。

図表 7-10 10歳未満の子どもがいる父母の生活時間（令和3年度_平日、単位：時間）



（注）令和6年度調査で行った「令和3年社会生活基本調査」の再集計結果の再掲。手助け・見守りの必要有無については考慮していない（下図、同様）

図表 7-11 10歳以上の子どものみの父母の生活時間（令和3年度_平日、単位：時間）

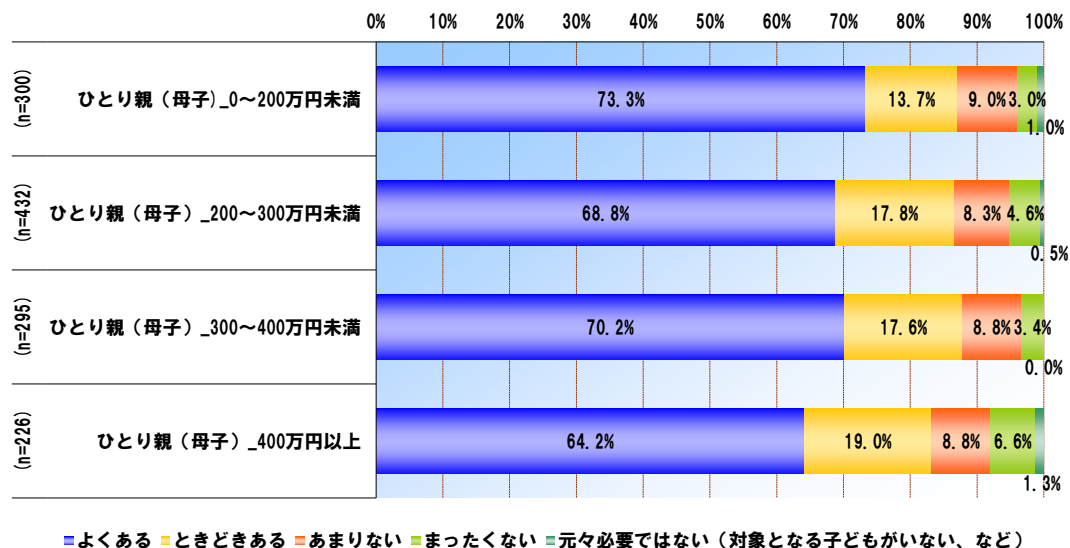


（２）子どもと過ごす時間

手助け・見守りの必要が「ない」世帯において、子どもと過ごす時間についてみると、例えば「子どもと一緒に夕食を食べる（平日）」では、全体に、「よくある」の割合が高い。年間収入が低いとその割合はやや高くなるが顕著ではない。

※その他の項目として「子どもと一緒に休日を過ごす」「子どもから学校や友だちのことを聞く」「子どもから学校や友だちのことを聞く」「子どもの勉強をみる」についても、年間収入による違いは大きくはなっていない。

図表 7-12 ひとり親（母子）世帯の子どもと過ごす時間（子どもと一緒に夕食を食べる（平日））



（注）手助け・見守りの必要が「ない」世帯について集計した結果（以下、同様）

5. 手助け・見守りの必要が「ない」世帯の子どもとの関係・心身の状況

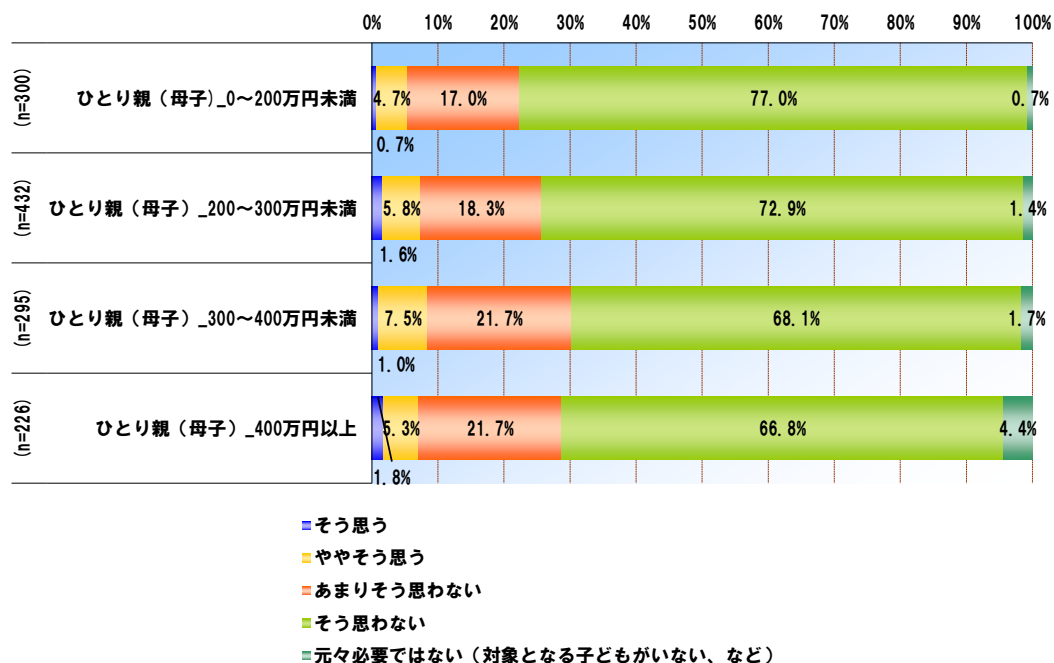
(1) 子どもへの関心

手助け・見守りの必要が「ない」世帯において、子どもへの関心についてみると、例えば「子どもの学校や家での過ごし方に関心を持ってない」では、全体に、「そう思う」「ややそう思う」の割合は低い。年間収入が低いとその割合はやや低くなっており、低収入者での高くなるが顕著ではない。

※その他の項目として「子どもと一緒に休日を過ごす」「子どもから学校や友だちのことを聞く」「子どもから学校や友だちのことを聞く」「子どもの勉強をみる」についても、年間収入による違いは大きくはなっていない。

※その他の項目「子どもの勉強や成績に関心を持ってない」「子どもの進路・将来に関心を持ってない」「子どもの友だち関係に関心を持ってない」でも同様の傾向である。

図表 7-13 ひとり親（母子）世帯の子どもへの関心（子どもの学校や家での過ごし方に関心を持ってない）

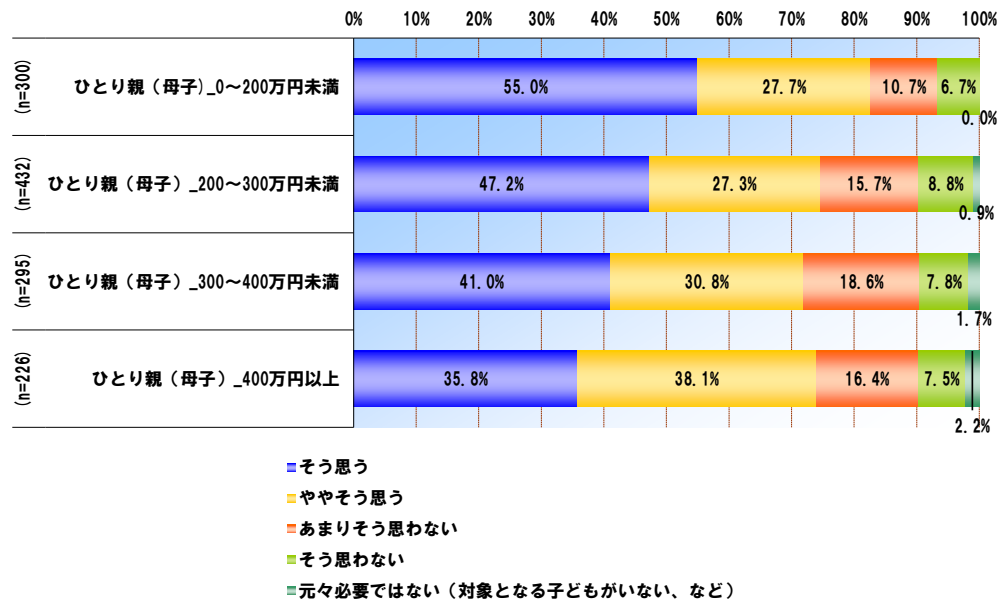


(2) 子どもへの関わり、思い

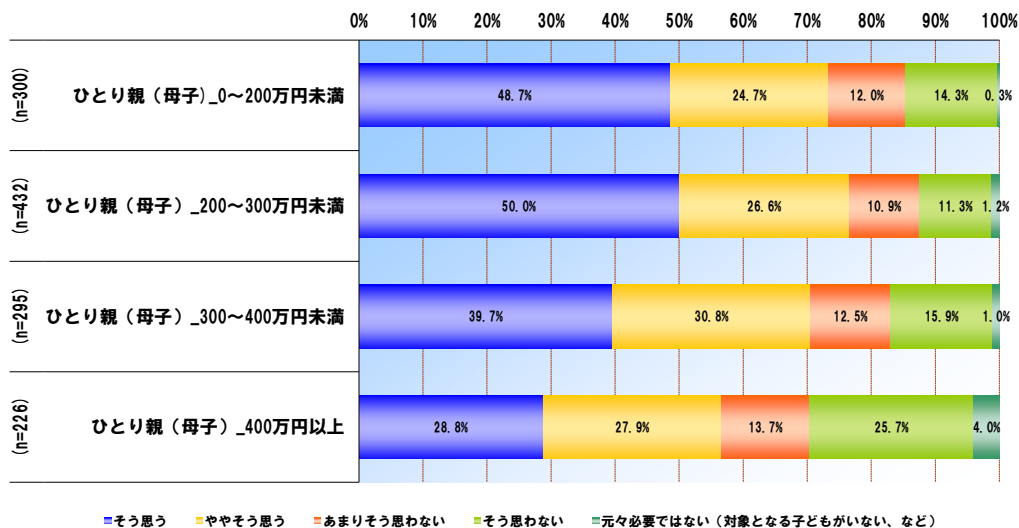
手助け・見守りの必要が「ない」世帯において、子どもへの関わりについてみると、例えば「子どもの体調が悪い日には、面倒をみている」では、全体に、「そう思う」「ややそう思う」の割合は高い。その中で、年間収入が低いとその割合は高くなる傾向が顕著である。低収入層では、就業時間が短こととの関係から、子どもと関わる時間が長い傾向があることがうかがわれる。

手助け・見守りの必要が「ない」世帯において、子どもへの思いについてみると、「子どものことにお金をかけられないことに責任を感じる」では、全体に、「そう思う」「ややそう思う」の割合が年間収入が低い場合顕著に高くなっている。一方で、「子どもに厳しく／きつく接してしまう」、「子どもといっしょに過ごす時間が少ないことを、申し訳なく感じる」については、年間収入による差はほとんどみられない。低収入を理由に、子どもに申し訳ないと思う気持ちが強く、それ故に、子どもとの時間をより多くとろうとする意識が強いこともうかがわれる。

図表 7-14 ひとり親（母子）世帯の子どもへの関わり（子どもの体調が悪い日には、面倒をみている）



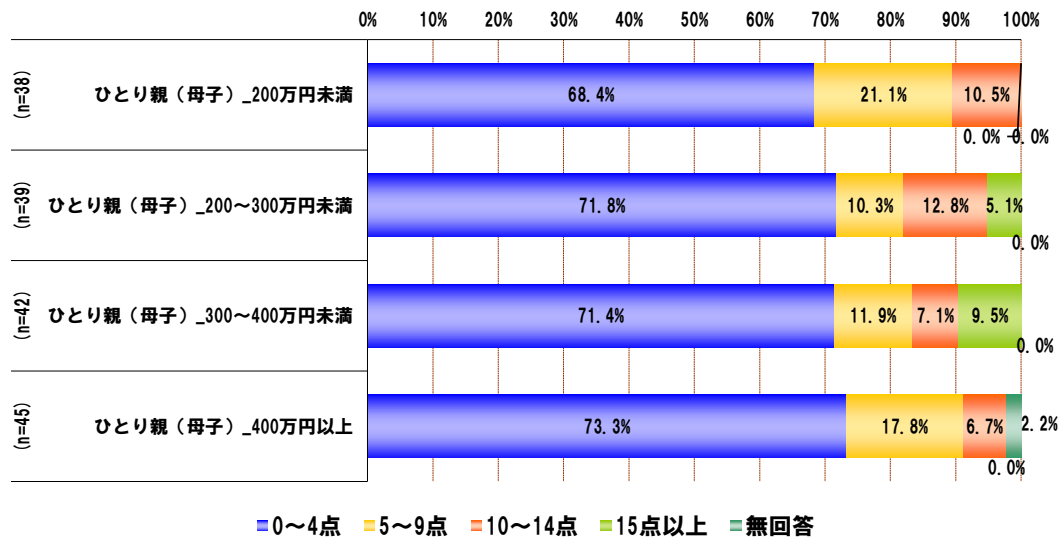
図表 7-15 ひとり親（母子）世帯の子どもへの思い
(子どものことにお金をかけられないことに責任を感じる)



(3) 心身の状況

日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の心身の状況として K6 指標をみると、年間収入が低いほど「0～4点」の割合がやや低くなる傾向があるが顕著ではない。

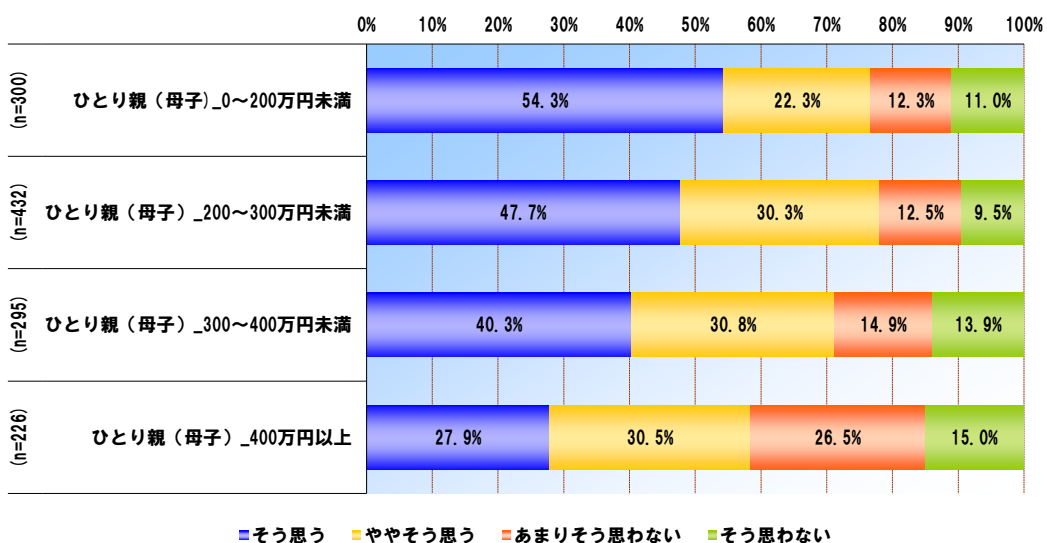
図表 7-16 ひとり親（母子）世帯の心身の状況（K6 指標）



次に、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の心身の状況として不安感（いつまで続くかわからない日々に強い不安を感じる）をみると、年間収入が低いほど不安感が高いことが顕著である。同様の傾向は生活の緊張感（日々緊張して生活している）についても言える状況である。

低収入の状況が続く中で、日々の生活への緊張や今後の生活への不安が大いことがうかがわれる。

図表 7-17 ひとり親（母子）世帯の心身の状況（いつまで続くかわからない日々に強い不安を感じる）



6. まとめ：日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」世帯の低収入の状況

以上では、日常生活への影響、手助け・見守りの必要が「ない」ひとり親（母子）、特にその中での低収入層に着目して、就業状況、就業希望状況、生活時間・子どもとの時間、子どもとの関係・心身の状況をみてきた。

世帯の状況は様々であるものの、傾向としては、非正規の職員・従業員として、短時間労働、不規則労働が継続していることが低収入の要因と言える。これらの世帯の多くが収入の増加を希望しているが、実際に収入増につながる就業時間の増加、転職など具体的行動に結びつく割合は半数程度である。また、実際に転職しても、転職先の就業状況が改善しているとは必ずしも言えないと考えられる。

低収入のひとり親（母子）世帯では、就業時間が短い割合が高いが、その要因については明らかにできていない。生活時間からは、低収入の場合には1次活動などの就業時間以外の時間が長く、また、子どもと関わる時間が長い傾向がみられるが、これをもって、就業時間を抑制している要因とは言えない。一方で、特に低収入を要因にして、子どもに対して申し訳ない気持ちから、子どもとの関わりを厚くしようとしている姿はみられる。

参考資料 1 ひとり親の収入抑制行動に関するアンケート調査票

(1) スクリーニング調査

Q1. あなたの配偶者（夫）の有無についてお聞きます。（1 つに○）

「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含まれます。

1. 配偶者がいる
2. 配偶者はいない（未婚、離別、死別）

Q2. あなたの現在の家族構成についてお聞きます。（1 つに○）

1. あなた以外に、働いている同居者が 1 人でもいる
2. 働いていない子どもと同居している（祖父母などの配偶者以外の働いていない同居の親族がいる場合を含む。あなた以外に、他に働いている同居者は 1 人もいない。）
3. あなた 1 人で暮らしている
4. その他

Q3. あなたが同居している子ども（複数人いる場合は末子）は何歳ですか。（1 つに○）

1. 20 歳未満
2. 20 歳以上

Q4. 昨年 1 年間の年間収入を教えてください。※養育費、各種手当・給付金を含む（金額を記入）

(2) 本調査

① 基本属性

Q5. 子どもの人数を教えてください。（a.～h.それぞれについて数値（0 人、1 人、2 人、3 人以上）1 つに○）

- a. 未就学児
- b. 小学低学年の子ども
- c. 小学高学年の子ども
- d. 中学生の子ども
- e. 高等学校生の子ども
- f. 大学・短期大学・専門学校等の子ども
- g. 主に仕事をしている子ども
- h. その他

【選択肢】

1. 0 人（いない）
2. 1 人
3. 2 人
4. 3 人以上

Q6. あなた（母）の年齢（1 つに○）

1. 19 歳以下
2. 20～24 歳
3. 25～29 歳
4. 30～34 歳
5. 35～39 歳
6. 40～44 歳
7. 45～49 歳
8. 50～54 歳
9. 55～59 歳
10. 60 歳以上

Q7. あなたが最後に卒業した学校を教えてください。（1 つに○）

1. 中学校
2. 高等学校
3. 専門学校・高専・短期大学
4. 大学・大学院
5. その他

Q8. あなたの婚姻状況を教えてください。複数当てはまる方は、直近についてご回答ください。（1 つに○）

1. 未婚
2. 離別
3. 死別

〔Q8 で、「2. 離別」「3.死別」の場合〕

Q9. 直近の配偶者との離別・死別の時期を教えてください。（数字を記入）

西暦 年

〔Q8 で、「1. 未婚」「2. 離別」の場合〕

Q10. 同居しているあなたの 20 歳未満のお子さんは、どなたの健康保険に加入していますか。（1 つに○）

1. あなた自身の健康保険に加入している（被扶養者となっている）
2. 父親の健康保険に加入している（被扶養者となっている）
3. その他

〔Q8 で、「1. 未婚」「2. 離別」を選択し、高校生以上の子どもがいる場合〕

Q11. 同居しているあなたの 16 歳以上 20 歳未満のお子さんについて、所得税の扶養控除はどなたが受けていますか。（1 つに○）

1. あなた自身が所得税の扶養控除を受けている

2. お子さんの父親が所得税の扶養控除を受けている
3. (お子さんが複数いる場合) 第一子是你、第二子はお子さんの父親がといったように、双方が所得税の扶養控除を受けている
4. その他

〔Q8で、「1. 未婚」、「2. 離別」の場合〕

Q12. 養育費は安定的に受け取れていますか。(最も近いもの1つに○)

1. 一定額を定期的に受け取れている
2. 金額に変動はあるが定期的に受け取れている
3. 金額は一定だが不定期にしか受け取れていない
4. 金額に変動があり、不定期にしか受け取れていない
5. ほぼ・全く受け取れていない

〔全員〕

Q13. あなたは所得税のひとり親控除を受けていますか。(1つに○)

1. 受けている
2. 受けていない
3. わからない

〔Q13で、「2.受けていない場合〕

Q14. 所得税のひとり親控除を受けていない理由は何ですか。(1つに○)

1. あなたの所得が、ひとり親控除を受けられる限度額を超えているから
2. お子さんの所得が、ひとり親控除を受けられる限度額を超えているから
3. お子さんが、子の父親の扶養親族になっているから(子の父親が所得税の扶養控除を受けているから)
4. その他()

〔全員〕

Q15. あなたはどの健康保険に加入していますか ※給与明細、納付書などでご確認ください。(1つに○)

1. 自分の健康保険に加入している(勤め先で給与から天引きされている)
2. 国民健康保険に加入している(納付書・口座振替等で支払っている)
3. 家族などに扶養されている(保険料は家族などが支払っている)
4. 加入していない(保険料は支払っていない)・わからない

Q16. あなたの世帯の年間収入はどのぐらいですか。今年の見通しを記入ください。(数値を記入、万円単位)

- a. 世帯の年間収入合計
- b. うち、あなた自身の就労収入
- c. うち、養育費
- d. うち、社会保障給付・手当(児童手当、児童扶養手当等)

- e. うち、②～④以外の収入(お子さんなど、あなた以外の世帯員の就労収入など)

Q17. 居住地（都道府県）

Q18. 次の質問について、過去 1 か月の間はどのようであったか、6 つの項目についてそれぞれあてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- (ア) 神経過敏に感じましたか
- (イ) 絶望的だと感じましたか
- (ウ) そわそわ、落ち着かなく感じましたか
- (エ) 気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか
- (オ) 何をするのも骨折りだと感じましたか
- (カ) 自分は価値のない人間だと感じましたか

選択肢

- 1. いつも
- 2. たいてい
- 3. ときどき
- 4. 少しだけ
- 5. まったくない

② 現在の就業状況

Q19. あなたの現在の就業状況について教えてください（1 つに○）

- 1. 正規の職員・従業員
- 2. パート・アルバイト
- 3. 労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託
- 4. 会社・団体等の役員
- 5. 自営業主
- 6. その他
- 7. 仕事はしていない

〔Q20～Q25 は仕事をしている人（Q19 で 1 ～ 6 に回答）〕

Q20. 最近で(祝日や年次有給休暇取得のない)1 週間に実際に仕事をした時間(残業を含む)はどれだけでしたか。(1 つに○)

- 1. 1～15 時間未満
- 2. 15～20 時間未満
- 3. 20～25 時間未満
- 4. 25～30 時間未満
- 5. 30～35 時間未満

6. 35～40 時間未満
7. 40～45 時間未満
8. 45～50 時間未満
9. 50～55 時間未満
10. 55～60 時間未満
11. 60 時間以上

Q21. 主な仕事（職種）について教えてください（1つに○）

1. 管理的な仕事（企業・官公庁における課長職以上、経営者など）
2. 専門・技術的な仕事（医師、看護師、弁護士、教師、技術者、デザイナーなど）
3. 事務的な仕事（企業・官公庁における一般事務、経理、内勤の営業など）
4. 営業・販売の仕事（小売り・卸売店主、店員、不動産売買、保険外交、外勤のセールスなど）
5. サービスの仕事（理・美容師、料理人、ウェイトレス、介護職員・ホームヘルパーなど）
6. 保安の仕事（警察官、消防士、自衛官、警備員など）
7. 生産工程にかかる仕事（製品製造・組立て、自動車整備、農水産物加工など）
8. 農林漁業の仕事
9. 運輸・機械の運転の仕事（トラック・タクシー運転手、船長・機関紙、建設機械運転など）
10. 建設の仕事（建設作業、大工、土木、電気工事など）
11. 運搬・清掃・包装の仕事（配達員、ビル・建物清掃員、ラッピングなど）
12. その他（具体的に）

Q22. 主な仕事について、あなたの勤め先・会社の業種について教えてください。（1つに○）

1. 農業、林業、漁業
2. 鉱業，採石業，砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業，郵便業
8. 卸売業
9. 小売業
10. 金融業，保険業
11. 不動産業，物品賃貸業
12. 学術研究，専門・技術サービス業
13. 宿泊業
14. 飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業）
15. 生活関連サービス業，娯楽業
16. 教育，学習支援業

17. 医療
18. 福祉
19. 複合サービス事業
20. サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。公務
21. 公務（他に分類されないもの）
22. その他（具体的に： ）

Q23. 勤め先の本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業員数をお答えください。（1つに○）

※「官公庁」とは、国の機関や地方自治体をいいます。

※「国の機関や地方自治体」におつとめの場合は、人数規模にかかわらず「官公庁」を選んでください。

※就業状況が「自営業主」の場合は、「自営業主」を選んでください。

1. 1～4 人
2. 5～29 人
3. 30～99 人
4. 100～299 人
5. 300～499 人
6. 500～999 人
7. 1,000～4,999 人
8. 5,000 人以上
9. 官公庁
10. 分からない
11. 自営業主

Q24. 働き方（給与・勤務時間など）についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 月給制である
2. 時給制である
3. ひと月あたりの就業日数が決まっていない（月による変化が大きい）
4. 1日あたりの就業時間が決まっていない（日による変化が大きい）
5. シフト制であり、出勤・退勤時刻が日によって変わる
6. 夜勤が多い
7. 季節により仕事量が大きく変わる
8. 日雇いなど就業日が決まっていない
9. 上記に該当するものはない

Q25. あなたの就労収入についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 月によって収入額の変動が大きい（2割以上など）
2. 年によって収入額の変動が大きい（2割以上など）
3. 上記はいずれも該当しない（各月、各年でおおむね安定している）

〔全員〕

③ これまでの就業経験

Q26. あなたはこれまでに「正規の職員・従業員として」働いたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として1年以上働いた
2. 学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として働いた（1年未満）
3. 学校卒業後の最初の仕事以外で、正規の職員・従業員として1年以上働いた
4. 学校卒業後の最初の仕事以外で、正規の職員・従業員として働いた（1年未満）
5. 正規の職員・従業員の経験はない

④ 収入増加に向けた就業意識・行動

Q27. あなたは、今後の子育てや生活で長期的に必要な収入額を計算（概算）したことがありますか。（1つに○）

※どなたかに相談して計算（概算）してもらった場合を含みます。

1. 計算（概算）したことがある
2. 気になっているが、実際に計算（概算）はしたことがない
3. あまり・全く気にしておらず、計算（概算）したこともない

Q28. あなたは、就労による収入を増やすために転職希望はありますか。お考えをお聞かせください。（1つに○）

1. より収入が高い仕事に就いたり変わるよう、就職・転職活動をしている
2. できる限り早く、より収入が高い仕事に就きたい・変わりたい（まだ就職・転職活動はしていない）
3. いずれは、より収入が高い仕事に就きたい・変わりたい
4. より収入が高い仕事に就くこと・変わることは考えていない

⑤ ひとり親支援制度の認知度・利用状況

Q29. ひとり親家庭やその他の家庭への公的な支援制度（国または自治体を実施しているもの）について、知っているもの、利用しているものについて、お答えください（それぞれ、あてはまるものすべてに○）

- (1) 児童手当
- (2) 児童扶養手当
- (3) 児童育成手当（東京都の制度）
- (4) 就学援助費
- (5) 子ども医療費助成
- (6) 幼児教育・保育の無償化
- (7) 高等学校等就学支援金制度（高校無償化）
- (8) 給付型奨学金（返済義務がない奨学金制度）
- (9) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け
- (10) 生活福祉資金の貸付け

- (11) 生活保護
- (12) 住民税非課税
- (13) 雇用保険の各種給付や求職者支援制度の給付(失業や職業訓練に関する手当など)
- (14) あなた(母)の医療費補助
- (15) 公営住宅への入居
- (16) 家賃の補助
- (17) 交通費の補助
- (18) 光熱費の補助
- (19) その他、居住している自治体独自の手当等()
- (20) その他(具体的に)

○選択肢

- 1. 利用している
- 2. 自身の収入が制限を超えており、利用していない
- 3. 収入以外の条件で対象外となり、利用していない
- 4. 制度の対象だが、利用していない
- 5. 制度はない・制度があるかわからない(利用していない)

Q30. あなたは、児童扶養手当のようなひとり親家庭への支援やその他の支援が必要な家庭への支援制度には、年間の収入や子どもの年齢、扶養人数などによって受給の可否や受給額が変わるものがあることを知っていますか。(知っているものすべてに○)

- 1. 児童扶養手当は年間の収入額によって、受給の可否や受給額が変わる
- 2. 児童扶養手当以外に、自治体の制度などで、年間の収入額によって、受給の可否や受給額が変わる支援制度がある
- 3. 児童扶養手当が受給できなくなると、それと連動して受けられなくなる自治体の支援制度がある
- 4. 子どもの年齢により受給額が異なる場合がある
- 5. 扶養する子どもの人数により受給額が異なる場合がある
- 6. 上記の1～5のいずれも知らない、わからない

Q31. あなたは、これまで児童扶養手当のような年間の収入や子どもの年齢、扶養人数などによって受給の可否や受給額が変わる支援制度において、受給額が減額、あるいは停止になったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 支給停止になったことがある → 次問 Q32 へ
- 2. 受給額が減額になったことがある → 次問 Q32 へ
- 3. 支給停止も受給額の減額もない(受給額に変化はない) → Q34 へ
- 4. 該当する手当、支援金は受給していない → Q34 へ

〔Q31 で、「1」「2」に回答した場合〕

Q32. 支給停止や受給額が減額になった理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 収入の増加
2. 子どもの年齢が受給対象外になった
3. 子どもや他の世帯員の所得が基準を超えるなど、自身が扶養する人が減った
4. その他（具体的に： ）

〔Q31 で、「1」「2」に回答した場合〕

Q33. 支給停止や受給額が減額になったことで子どもへの支出など大きな影響（減額）がありましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 子どもの教育費を減らした
2. 子どもの食費を減らした
3. 衣類や身の回り品など子どもに必要なものへの支出（教育費、食費以外）を減らした
4. 子どものレジャーなどに関する支出を減らした
5. 子ども以外（あなた自身など）にかかる支出を減らした
6. 貯金を取り崩した
7. 借金をした
8. 貯蓄に回す金額が減った
9. その他（大きく影響があったもの： ）
10. 上記のような大きな影響はなかった

〔全員〕

Q34. あなたは、現在、年間の収入を一定額以下に抑えたり、就労時間を抑えようとしていますか。（あてはまるものに○）

1. 年間の収入を一定額以下に抑えようとしている → Q35 へ
2. 就労時間を抑えようとしている → Q37 へ（「2」のみに○の場合）
3. どちらにも該当しない → 調査終わり

〔Q34 で、「1」に回答した場合〕

Q35. あなたは、現在、具体的にどのような目的のために年間の収入を一定額以下に抑えようとしていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 児童扶養手当を満額受けられるようにするため
2. 児童扶養手当を一部でも受けられるようにするため
3. 児童扶養手当に付随する支援（児童扶養手当以外）を受けられるようにするため（具体的に： ）
4. 住民税非課税となるようにするため
5. 厚生年金や健康保険の加入義務が発生しないようにするため
6. 高校無償化や給付型奨学金などの教育費支援の対象となるようにするため

7. 公営住宅の入居条件を満たすようにするため
8. その他（上記以外）の給付金や支援（民間団体によるものを含む）や税制上の優遇を受けられるようにするため（具体的に： ）
9. 上記以外の目的で収入を抑えようとしている

〔Q35 で、「1」～「8」に回答した場合〕

Q36. 収入を一定額以下に抑えることで、給付金や支援を受け続けたいと考える理由はなんですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 収入を増やすと給付や支援が減るため、実際には家計の損になるから（＝収入を増やす前と比べて手取りが逆転する）
2. 収入を増やすと給付や支援が減り、差し引きすると収入を増やすための労力に見合わないから（＝手取りが逆転まではしないが、増える分がわずかである）
3. 収入を増やして給付金や支援の対象から外れると、公的な支援の対象と見なされなくなり、今後助けが欲しいときに助けてもらえなくなる不安があるから
4. その他（具体的に： ）

〔Q34 で、「2」に回答した場合〕

Q37. 就労時間を抑えている（今の仕事の時間を増やしたり、就労時間が長く収入が多い仕事に変わらない）理由はなんですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 収入が十分あり、これ以上就労時間を増やす必要がないから
（時間的な制約）
2. 子どもの健康状態、育児、世話など子どもと過ごす時間が必要だから
3. 子ども以外の家族・親族の介護・心身のケアの時間が必要だから
4. 自身の健康状態、体調管理、睡眠時間確保のため
（転職の困難さ）
5. 労働条件、自分の持つスキルなどをふまえると収入を増やせる転職先が見つからないから
6. 転職活動に必要な時間、職業訓練、資格取得などのための時間を確保できないから
（その他）
7. 今の仕事・会社に満足しているから変わりたくない
8. 将来、児童扶養手当などの受給ができなくなったときに転職を考えればよいから
9. その他の理由で、就労時間を増やせないと思うから（具体的な理由： ）

〔Q34 で、「1」に回答した場合〕

Q38. 具体的に抑制している（目安となる）年収額（金額）はどのぐらいですか。（数値を記入）※1万円未満の場合「0」とご回答ください。

年間 約 万円

〔Q34 で、「 1 」に回答した場合〕

Q39. 収入を抑制するにあたって、どのような情報をもとに抑制することを決めましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 自分の年収が増加した場合の収入額と、給付や支援が減る金額を計算し、両方を比べるなどのシミュレーションをした上で収入抑制を決めた
2. 制度の減額や支給停止の仕組みについて調べた上で収入抑制を決めたが、自分にとっての具体的な増減額の計算（シミュレーション）はしていない
3. 制度の内容を調べてはいないが、見聞きした情報（知人やインターネットなど）から、収入抑制を決めた
4. その他（具体的に： ）
5. 特にない

〔Q34 で、「 1 」に回答した場合〕

Q40. どのような制度があれば、収入を抑えることをやめ、転職などにより収入を増やそうと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 減額や支給停止の際に一時金の支給を受けられ、減額や支給停止が一部穴埋めされる
2. 数年かけてゆっくり減額される
3. 減額や支給停止になるタイミングに一定期間の猶予がある（本来であれば減額や支給停止になる時期の翌年から減額や支給停止になるなど）
4. 低利・無利子での借入れ支援
5. その他（具体的に： ）
6. 特にない

〔Q34 で、「 1 」に回答した場合〕

Q41. 今後収入を一定額に抑えることをやめ、仕事の時間を増やしたり、転職活動をする見込み・希望はありますか。（現在考えている最もあてはまるもの 1 つに○）

1. 子どもが、小学校に入ったら
2. 子どもが、小学校高学年になったら
3. 子どもが、中学生になったら
4. 子どもが、高校生になったら
5. 子どもが、高校を卒業したら
6. 児童扶養手当などの受給額が「 0 」円（支給停止）になったら
7. 児童扶養手当などの受給額が今より減額になったら（上記「 7 」を除く）
8. 子育てや生活に、今よりお金が必要になったら
9. その他（具体的に： ）
10. 特に考えていない、見込んでいない→ 調査終わり
11. 分からない→ 調査終わり

〔Q41 で「1」～「9」と回答した場合〕

Q42. 収入を一定額に抑えることをやめる際には、収入を一定額に抑えることをやめた後に得ようと考えている年収額（金額）の目安はどのくらいですか。（数値を記入）

年間 約 〇 万円

〔Q41 で、「1」～「9」に回答した場合〕

Q43. 何らかの支援があれば、現在からでも収入の増加に向けた転職活動をする見込み・希望はありますか。（主なもの3つまでに○）

1. 転職に向けて、自分の仕事の経験や適性・希望を相談できたり、助言があるとよい
2. 自分にあった・必要とされる教育訓練や資格取得の助言や金銭的な支援があるとよい（具体的な仕事や資格： 〇 ）
3. 自分の老後も含めて将来にわたって必要となるお金の見通しを持てるとよい
4. 転職により就労収入が増え、手当の受給額が減額・支給停止になる場合でも、一定期間の手当支給や一時金支給、もしくは免除があるとよい
5. ひとり親が働き続ける上でのポイント、気をつけることなどの助言があるとよい
6. ひとり親の採用・定着実績が多くある就職先の情報があるとよい（具体的にほしい情報： 〇 ）
7. 転職後も、新しい会社・仕事や子育てとの両立に慣れるまで、相談できたり助言してくれるとよい
8. その他（具体的に： 〇 ）
9. 現在は、転職活動の見込み・希望はない

〔Q43 で「4」に回答した場合〕

Q44. 転職により就労収入が増えたことで減額・支給停止となる場合でも、一定期間の手当支給や一時金支給もしくは免除があるとよい手当・制度としては、どの手当・制度を想定されていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 生活保護受給
2. 住民税非課税（一定期間は課税されない）
3. 年金保険料や健康保険料（一定期間は免除される）
4. 児童扶養手当
5. あなたの居住する自治体の手当・給付金
6. あなたの居住する自治体の医療費助成制度
7. その他（具体的に： 〇 ）
8. 分からない

参考資料2 ひとり親（母子）のフルタイム転職者アンケート調査票

（1）スクリーニング調査：ひとり親（母子）になって以降の転職経験

Q1. あなたの性別をお知らせください。（あてはまるもの1つに○）

1. 男性
2. 女性

Q2. あなたご自身の現在の年齢をお知らせください。（あてはまるもの1つに○）

1. 19歳以下
2. 20～24歳
3. 25～29歳
4. 30～34歳
5. 35～39歳
6. 40～44歳
7. 45～49歳
8. 50～54歳
9. 55～59歳
10. 60歳以上

Q3. あなたの配偶者（夫）の有無についてお聞きます。（あてはまるもの1つに○）

「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含まれます。

1. 配偶者がいる
2. 配偶者はいない（未婚、離別、死別）

Q4. あなたは、母子のひとり親だったことはありますか。（現在母子のひとり親である場合も含まれます）

1. 母子のひとり親だったことがある・現在母子のひとり親である
2. 母子のひとり親だったことはない

Q5. あなたは、母子のひとり親になってから、過去10年以内に転職をしたことがありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 転職したことはない（ひとり親になってから同じ仕事を続けている）
2. 転職したことはない（ひとり親になったときには仕事についていなかったが、その後、仕事について、転職はしていない）

〔転職したことがある〕

3. 1回転職した
4. 2回転職した
5. 3、4回転職した
6. 5回以上転職した

(過去 10 年以内に複数回の転職経験がある方は、直近の転職について回答ください)

Q6. あなたが、母子のひとり親になってから転職した時の末子の年齢はいくつでしたか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 末子が 18 歳未満のとき
2. 末子が 18 歳以上のとき

Q7. あなたの転職当時の同居家族の構成についてお聞きます。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 自分以外の働いている人と同居していた
2. 働いていない子ども（アルバイトをしている場合は含みます）と同居していた（配偶者以外の働いていない親族（祖父母など）がいる場合を含む）
3. 自分のみで暮らしていた
4. その他

Q8. 母子のひとり親になってからの転職によって、あなたの収入はどのように変化しましたか。(あてはまるもの 1 つに○)

1. 収入が増加した（年収で 2 割以上の増加）
2. 収入が増加した（年収で 1 割以上 2 割未満の増加）
3. 収入は変わらない
4. 収入は減った

**Q9. 現在、（祝日や年次有給休暇取得のない）1 週間で仕事をした時間（残業を含む）はどれくらいですか。
（あてはまるもの 1 つに○）**

※複数の仕事に従事している場合、もっとも労働時間が長い仕事について回答ください。

1. 0 時間（現在は仕事していない）
2. 1～15 時間未満
3. 15～20 時間未満
4. 20～25 時間未満
5. 25～30 時間未満
6. 30～35 時間未満
7. 35～40 時間未満
8. 40～45 時間未満
9. 45～50 時間未満
10. 50～55 時間未満
11. 55～60 時間未満
12. 60 時間以上

(以下では、直近の転職について回答ください)

(2) 本調査：実態把握

① 転職当時の基本属性

Q10. 転職先に勤めはじめたのは、いつですか。(数値で記入)

西暦□□年□□月

Q11. 転職当時の年齢を教えてください。(数値で記入)

転職当時：____歳

Q12. 転職当時、あなたとお子さんはお子さんの祖父母等の親族と同居していましたか。(あてはまるもの1つに○)

1. はい
2. いいえ

Q13. あなたが転職によって実現できた(または感じている)変化はありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 収入が安定した(時給から月給になった、月による収入の変動が小さくなった)
2. 将来的に収入が増える見込みが高まった(経験年数に応じた昇給が見込める、など)
3. 将来にわたり雇用が安定した(正社員になった、無期雇用になった、など)
4. スキルアップの見通しができた(仕事の範囲が広がった、専門性を高められる仕事に就いた、昇格が見込める、など)
5. 福利厚生が充実した(退職金制度が充実している、育児支援が充実している、など)
6. 子育て、介護、勉強や休養、趣味など時間のやりくりが容易になった(就業時間が短い、就業時間が柔軟、休暇が取りやすい、など)
7. 長期的な収入の見通しが立ったことで、将来の教育費や老後資金などへの不安が減った
8. いずれにも該当しない

Q14. 転職により以下のことが起きましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 労働時間が長くなったことや不規則になったこと、出張が多くなったことなどにより、家庭生活や子どもとの関係、健康に大きな支障が出た
2. 仕事の負荷が大きく、心身ともに非常に疲弊した
3. 仕事内容や環境が合わず、不本意に転職後短期間(1年以内)で再度転職したいと思っている
4. いずれにも該当しない

② 転職前後の雇用状況

Q15. 転職前後の就業状況について教えてください。(転職前・後それぞれ1つに○)

1. 正規の職員・従業員

2. パート・アルバイト
3. 労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託
4. 会社・団体等の役員
5. 自営業主
6. その他

Q16. 転職前後の主な仕事（職種）について教えてください。（転職前・後それぞれ1つに○）※複数に該当する場合は主たる職種をお答えください。

1. 管理的な仕事（企業・官公庁における課長職以上、経営者など）
2. 専門・技術的な仕事（医師、看護師、弁護士、教師、技術者、デザイナーなど）
3. 事務的な仕事（企業・官公庁における一般事務、経理、内勤の営業など）
4. 営業・販売の仕事（小売・卸売店主、店員、不動産売買、保険外交、外勤のセールスなど）
5. サービスの仕事（理・美容師、料理人、ウェイトレス、ホームヘルパーなど）
6. 保安の仕事（警察官、消防士、自衛官、警備員など）
7. 生産工程にかかる仕事（製品製造・組立て、自動車整備、農水産物加工など）
8. 農林漁業の仕事
9. 運輸・機械の運転の仕事（トラック・タクシー運転手、船長・機関紙、建設機械運転など）
10. 建設の仕事（建設作業、大工、土木、電気工事など）
11. 運搬・清掃・包装の仕事（配達員、ビル・建物清掃員、ラッピングなど）
12. その他（具体的に）

Q17. 転職前後のあなたの勤め先・会社の業種について教えてください。（転職前・後それぞれ1つに○）※複数に該当する場合は主たる職種をお答えください。

1. 農業、林業、漁業
2. 鉱業，採石業，砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業，郵便業
8. 卸売業
9. 小売業
10. 金融業，保険業
11. 不動産業，物品賃貸業
12. 学術研究，専門・技術サービス業
13. 宿泊業
14. 飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業）
15. 生活関連サービス業，娯楽業

16. 教育，学習支援業
17. 医療
18. 福祉
19. 複合サービス事業
20. サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）
21. 公務（他に分類されないもの）
22. その他（具体的に： ）

Q18. 転職前後の勤め先の本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業員数をお答えください。（転職前・後それぞれ1つに○）

※「官公庁」とは、国の機関や地方自治体をいいます。

※「国の機関や地方自治体」におつとめの場合は、人数規模にかかわらず「官公庁」を選んでください。

※就業状況が「自営業主」の場合は、「自営業主」を選んでください。

1. 1～4 人
2. 5～29 人
3. 30～99 人
4. 100～299 人
5. 300～499 人
6. 500～999 人
7. 1,000～4,999 人
8. 5,000 人以上
9. 官公庁
10. 分からない
11. 自営業主

Q19. 転職前後の働き方についてお答えください。（転職前・後それぞれあてはまるものすべてに○）

1. 月給制である
2. 時給制である
3. ひと月あたりの就業日数が決まっていない（月によって変化が大きい）
4. 1日あたりの就業時間（残業を除く）が決まっていない（日によって変化が大きい）
5. シフト制であり、出勤・退勤時刻が日によって変わる
6. 夜勤が多い
7. 季節により仕事量が大きく変わる
8. 日雇いなど就業日が決まっていない
9. 上記に該当するものはない

Q20. 転職した翌年、および今年の世帯の年間収入（賃金・報酬）はいくらですか。（転職した翌年、今年の見込みをそれぞれ金額（万円単位）で記入ください）

- a. 世帯の年間収入合計
- b. うち、あなた本人の就労収入
- c. うち、養育費
- d. うち、社会保障給付・手当(児童手当、児童扶養手当等)
- e. うち、b.～d.以外の収入(あなた以外の子どもや世帯員の就労収入など)

Q21. 転職により年間収入はどのくらい増えましたか。(最も近いもの 1 つに○)

- 1. 減った
- 2. ほぼ変わらない
- 3. 1.1～1.2 倍に増えた
- 4. 1.2～1.5 倍に増えた
- 5. 1.5～2 倍に増えた
- 6. 2 倍以上に増えた

③ 転職の要因や結果等

Q22. 転職を考えた理由・きっかけはなんですか。(主なもの 3 つまでに○)

(勤め先の事情)

- 1. 会社倒産・事業所閉鎖、人員整理・勧奨退職、事業不振や先行き不安のため
- 2. 勤め先での人間関係がよくなかったため

(労働条件等の理由)

- 3. 雇用契約の満了のため
- 4. 収入が少なかったため
- 5. 将来的な賃金増加が見込めないため
- 6. 勤務時間が長かったため
- 7. 勤務時間に柔軟性がなかったため
- 8. 通勤時間が長かったため
- 9. 福利厚生などの支援制度が十分でなかったため
- 10. 雇用が不安定と感じたため(非正規雇用のため、正社員を希望しているため、など)
- 11. 出産・育児のため
- 12. 家族の介護・看護のため

(時間的な制約の変化、その他)

- 13. 子どもの世話、育児に手がからなくなったため

(その他)

- 14. その他(具体的に：)

Q23. 転職活動をする際に重視したことはなんですか。（主なもの3つまでに○）

1. 収入の増加（年間収入が10%程度以上増加を目標）
2. 収入の安定（月による収入の変動が小さくなる、など）
3. 将来的な収入増の見込み
4. 雇用の中長期的な安定
5. 勤務時間や通勤時間の短縮（残業時間の減少、など）
6. 柔軟な労働時間
7. 休暇の取りやすさ
8. 自分のキャリアアップの実現（希望する職業に就くこと、など）
9. 子育てとの両立、子どもとの時間の確保の容易さ
10. 自分の時間の確保
11. 健康的な生活
12. その他（具体的に： ）
13. 特に重視したことはない

Q24. 転職活動をするにあたって、どこかに相談したり助言を受けたりしましたか。（最も役に立った、あるいは活用したもの3つまでに○）

1. 家族・知人
2. 転職前の勤め先
3. ハローワークなど公的な職業紹介機関（具体的な機関名： ）
4. 民間の職業紹介会社
5. ひとり親・子育てを支援する行政機関（自治体の母子家庭等就業・自立支援センターなどの講座・相談窓口、など）
6. ひとり親・子育ての就労・転職を支援する民間機関（NPO 法人、など）
7. その他（具体的に： ）
8. 相談したり助言は受けたりしていない

Q25. 転職活動をするにあたって、応募する企業をどのようにして探したり調べたりしましたか。（最も活用したもの3つまでに○）また、最終的に就職した会社等の求人情報はどこから得ましたか。（1つだけ○）。

1. 家族・知人
2. 転職前の勤め先
3. ハローワークなど公的な職業紹介機関（具体的な機関名： ）
4. 民間の職業紹介会社
5. ひとり親・子育てを支援する行政機関（自治体の母子家庭等就業・自立支援センターなどの講座・相談窓口、など）
6. ひとり親・子育ての就労・転職を支援する民間機関（NPO 法人、など）
7. 民間の転職情報サイト
8. その他のインターネット上の情報、企業 HP 等

9. その他（具体的に： ）

Q26. 転職するにあたって、国などからの支援制度を利用しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 自立支援教育訓練給付金
2. 高等職業訓練促進給付金等事業
3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
4. ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（1年以内に就職し1年以上継続した場合に、返済免除）
5. 雇用保険の教育訓練給付金
6. その他の制度（具体的に： ）
7. 支援制度は利用していない

Q27. これまでに受けた職業訓練や取得した資格などのうち、転職に役立ったものはありましたか。（役立ったものすべてに○）

1. 職業訓練（具体的な訓練内容： ）
2. 資格（具体的な資格名： ）
3. 自分で勉強した内容（具体的な勉強内容： ）
4. その他（具体的に： ）
5. 役立った職業訓練、資格取得、勉強はない、またはいずれもしていない

Q28. 転職するにあたって、次のようなことを意識しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 将来の生活、子育て・教育に必要となる費用（年収額）を具体的に計算・イメージした
2. 希望する年収に応じた職種や会社目標を絞った
3. 将来にわたって安定して働けそうな会社目標を絞った
4. 未経験なことにも新たなチャレンジとして仕事を探した
5. 上記に当てはまるものはなかった

Q29. 応募先の情報収集など、就職活動で難しかったこと、苦労したことはありましたか。（主なもの3つまでに○）

1. 希望する条件の求人がなかった
2. 子育てへの理解がある会社を見つけるのが難しかった
3. 自分に正社員経験がない・少ない
4. 希望する職種での経験やスキルがない
5. 転職後の仕事と子育ての両立（時間のやりくりなど）のイメージができない
6. 転職先の会社の情報収集が難しかった（具体的に得たかった情報： ）
7. どのように転職活動をすればいいかわからなかった
8. 上記に該当するものはなかった

〔前問 Q28 で「 1. 」に○がついた場合〕

Q30. どのような「条件」を満たす会社を見つけるのが難しかった、または見つけるのに苦労しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 給与水準
2. 職種（仕事の内容）
3. 勤務時間の長さ（残業時間を含む）
4. 柔軟な労働時間
5. 勤務日数
6. 休暇のとりやすさ
7. 通勤時間
8. その他（具体的に： ）

〔全員〕

Q31. 転職にあたって以下の点で難しかったこと、苦労したことはありましたか。（主なもの3つまでに○）

1. 履歴書の作成や面接練習などを自分だけですることが難しかった
2. 転職活動のための時間確保が難しかった
3. 転職のための職業訓練や資格取得の費用負担が難しかった
4. 転職活動のための諸費用（書籍、講習、交通費、衣服費など）の負担が難しかった
5. 何度も不合格になり精神的につらかった
6. 希望する条件の会社に応募し続ける意識（モチベーション）の維持が大変だった
7. その他（具体的に ）
8. 上記に該当するものはなかった

Q32. あなたは、転職活動を始めてから実際に転職先が決まるまでどのくらいの期間がかかりましたか。（あてはまるもの1つに○）

※「転職を始めた時」については、ハローワークや紹介会社に相談をした時点、企業の情報収集などを能動的に始めた時点などとしてください。

1. 2ヶ月以内
2. 2ヶ月超～3ヶ月以内
3. 3ヶ月超～6ヶ月以内
4. 6ヶ月超～1年以内
5. 1年超～1年6ヶ月以内
6. 1年6ヶ月超～2年以内
7. 2年超

Q33. あなたは、転職活動を始めてから実際に転職先が決まるまで、何社の選考（書類選考や面接）を受けましたか。（あてはまるもの1つに○）

※実際に転職が決まった会社を1社に含めて回答ください

1. 1社（就職が決まった会社以外は受けていない）
2. 2社
3. 3社
4. 4～5社
5. 6～10社
6. 11～20社
7. 20社以上

Q34. 転職先の決定にあたって、収入の変化（増額）について以下のことを考慮しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 児童扶養手当が減額や支給停止になることを避けるために、減額や停止にならない範囲の収入での転職をした
2. 住民税非課税でなくなることを避けるために、課税にならない範囲の収入での転職をした
3. 厚生年金や健康保険の加入義務が発生しないように、加入義務がない範囲の収入での転職をした
4. その他（上記1～3以外）の支援や負担軽減を受けられなくなることを避けるために、一定範囲内の収入での転職をした（具体的な制度： ）
5. 上記のような収入を抑止する行動はとらなかった

Q35. 現在の就業状況や働き方について、どのようにお考えですか。（a.～g.それぞれについて、あてはまるもの1つに○）

- a. 現在の仕事に前向きに取り組んでいる
- b. 今後もキャリアアップ、仕事の経験を積んでいきたい
- c. 将来の安定した生活の見通しがある
- d. 子どもにかかる費用に大きな不安がない
- e. 子育てと仕事の両立ができている
- f. 仕事に関係することでは大きなストレスはなく生活している
- g. 自分の老後に大きな不安はない

【選択肢】

1. そう思う
2. ややそう思う
3. どちらとも言えない
4. あまりそう思わない
5. そう思わない

④ 基本属性

Q36. 子どもの人数を選択してください。(a.～h.それぞれについて、あてはまる数値(0人、1人、2人、3人以上)

1つに○)

- a. 未就学児
- b. 小学低学年
- c. 小学高学年
- d. 中学生
- e. 高等学校生
- f. 大学・短期大学・専門学校等
- g. 主に仕事をしている子ども
- h. その他

【選択肢】

- 1. 0人(いない)
- 2. 1人
- 3. 2人
- 4. 3人以上

Q37. あなたの現在の同居家族の構成についてお聞きます。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 働いている子どもと同居している(アルバイトをしている場合は除きます)
- 2. 働いていない子どもと同居している(アルバイトをしている場合は含みます)
- 3. 子ども以外の働いている親族(子どもの祖父母など)と同居している
- 4. 子ども以外の働いていない親族(子どもの祖父母など)と同居している
- 5. その他の同居者がいる
- 6. 同居者はいない

Q38. あなたの婚姻状況を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 未婚
- 2. 離別
- 3. 死別

〔Q37で「2. 離別」、「3. 死別」の場合〕

Q39. 離別・死別の時期を教えてください。(数値で記入)

西暦 _____ 年

〔Q37で「1. 未婚」、「2. 離別」の場合〕

Q40. 転職した当時、養育費は安定的に受け取れていましたか。(最も近いもの1つに○)

- 1. 一定額を定期的に受け取れていた

2. 金額に変動はあるが定期的に受け取れていた
3. 金額は一定だが不定期にしか受け取れなかった
4. 金額に変動があり、不定期にしか受け取れなかった
5. ほぼ・全く受け取れなかった

〔全員〕

Q41. あなたが最後に卒業した学校を教えてください。（あてはまるもの 1 つに○）

1. 中学校
2. 高等学校
3. 専門学校・高専・短期大学
4. 大学・大学院
5. その他

Q42. あなたが最後に通った学校を卒業した直後の主な状況をお答えください。（最もあてはまるもの 1 つに○）

1. 新卒採用された会社等で正社員・正職員として働いた
2. 契約社員として働いた
3. 派遣社員として働いた
4. パート・アルバイトとして働いた
5. 雇用以外の形態で働いた（会社経営者・役員・自営業・業務委託・内職・家族従業者など）
6. 主に働く以外の活動をしていた（勉強・職業訓練をしていた、家族の世話（家事・育児・介護など）をしていた、療養・休養していた、等）
7. その他

Q43. あなたの「正規の職員・従業員として」働いた経験についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として 1 年以上働いた
2. 学校卒業後の最初の仕事で正規の職員・従業員として働いた（1 年未満）
3. 学校卒業後の最初の仕事以外で、正規の職員・従業員として 1 年以上働いた
4. 学校卒業後の最初の仕事以外で、正規の職員・従業員として働いた（1 年未満）
5. 正規の職員・従業員の経験はない

令和 7 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する分析について
報告書

令和 8 年（2026 年） 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
